井 良 宣

寺

天台円頓戒思想の成立と展開

	-
	Ī
目	
次	-
	ĺ

第一節 求道房恵尋の「一心妙戒」の思想	第二章 求道房恵尋の先駆的役割と「円頓戒」思想	四 「重授戒灌頂」の創始と「授戒即身成仏」の考え方	三 興円と恵鎮らによる戒法復興の事蹟	二 黒谷戒系とその文献	一 中世期比叡山の戒律復興と研究の意義	―比叡山黒谷における戒律復興とその意義―	第一章 総 説	第一部 中世期の天台比叡山における戒律復興と重授戒灌頂の思想
(一六)	(一六)	$(1 \circ)$	(六)	(111)	(1)		(1)	(1)

黒谷流における恵尋の位置

六

(大三	三 末法の時機観と頓円の三学	
五九	二 『一向大乗寺興隆篇目集』の構成	
五六	一 興円の円戒復興事業と『一向大乗寺興隆篇目集』の作成	
五六	第一節 興円の『一向大乗寺興隆篇目集』にみる戒法の復興と修行の確立	
五六	第三章 叡山黒谷流興円の戒法復興事業と思想の確立	
<u>回</u> 五	五 恵尋の発揮した思想特質	
<u>河</u> 三	四 恵尋にみる浄戒双修	
三七	三 「一得永不失」の戒法	
(11111)	二 戒法の「即身成仏」義	
三七	一 円頓戒法の「正依法華」義	
三七	第二節 恵尋の『円頓戒聞書』にみる思想的特質	
(三六	五 一心戒思想の背景と課題	
	四 「一心妙戒」の考え方	
(1)	三 恵尋の著作	
二八	二 恵尋の戒律復興をめぐる事蹟	

六 「一心三観」の相承と「一心戒蔵」の考え方	五 戒灌頂における「即身成仏」義	四 戒灌頂儀のなかの本覚思想	三 戒灌頂儀の構成と奥義書	二 円戒復興事業と戒灌頂儀の確立	一 中古天台における戒灌頂儀の成立と本覚思想の問題	第一節 重授戒灌頂と本覚思想	第四章 重授戒灌頂の思想と一得永不失の戒体義	四 登壇即身成仏の意味	三 授戒三聖の印相	二 授戒本尊と一心戒蔵の考え方	一 興円の『戒壇院本尊印相鈔』	第四節 叡山戒法復興期(黒谷流)における戒壇院と授戒本尊の思想	六 事相事持の戒と事相戒体義の真意	五 恵尋にはみられない興円独自の思想的発揮
(一七六)	(1七三)	(一六七)	(一六四)	(一六〇)	(一五八)	(一五八)	(一五八)	(一三七)	((二二九)	(111七)	(111七)		(一九)

(二) 円琳にもとづく解釈	(一) 法然からの「理・事二戒」の相伝	「一得永不失」の解釈と浄土宗戒学の特色	二 了慧の『天台菩薩戒義疏見聞』にみる	「一得永不失」義の典拠と円琳の注釈	―「一得永不失」の解釈を中心として―	第三節 叡山黒谷戒系における戒体理論	六 戒灌頂家の戒体義とその特質	五 叡山天台の直往菩薩戒法	四 南都戒と北京律の位置づけ	三 『直往菩薩戒勘文』の撰述意図	二 恵鎮の伝記と戒家における役割	一 叡山戒法復興における恵鎮の位置	第二節 戒家恵鎮の「直往菩薩戒」の思想	七 仁空の「戒灌頂」批判と霊空の「本覚思想」批判
(三二七)	<u> </u>	三 五		(三〇九)		(三〇九)	(11011)	(一九九)	(一九五)	(一九三)	(一八七)	(一八五)	(一八五)	二八二

三 親鸞浄土教の独創性と普遍性	二 法然源空における持戒の問題	一 親鸞における戒律の問題	第四節 法然と親鸞における戒律観の変容と独自性	五 一得永不失義における理戒と事戒の問題	(三)「戒体不失」の解釈と浄土念仏との関係	(二) 作法受得の「仮色戒体」義	(一) 廬山寺流(仁空)戒学の特徴	四(仁空『菩薩戒義記聞書』にみる廬山寺流の解釈的特徴	(三)「一得永不失」を擁護する解釈上の特色	(二)一心戒蔵の「仮色戒体」義	(一) 黒谷・法勝寺流の戒学の特質	三 惟賢の『菩薩戒義記補接鈔』にみる戒灌頂家の戒学	(三)「一得永不失」の考え方
(二六〇)	(二五四)	(二四七)	(二四七)		(三三八)	(111147)	(1 []]]])	(1 11111 1)	(三三八)	(1111七)	(11111)	(111111)	(三九)

第
部
梵網経
「十重四十
八軽戒」
の戒相解釈研究

(1111 11 1	四 第四妄語戒釈にみる大妄語
(三一六	三 第三婬戒の解釈における婬相の諸種
(三〇八	二 第二盗戒の解釈にみる不与取の意味
(1104)	一 明曠の『疏』にみる「刪補」の性格
(三〇六	第二節第二重禁から第五重禁戒の戒釈的特色
(1110111)	五 三聚浄戒にもとづく解釈的特徴
(三九三	四 「殺業の四縁」による注釈
(三八九	三 殺戒(戒相)の随文解釈
(三八五	二 声聞戒に対する大乗戒の意義づけ
三八一	一はじめに
三八一	第一節 天台『義疏』の第一殺戒釈にみる戒相釈の特色
三八一	第一章 天台『菩薩戒義疏』における五戒の解釈
三八一	第二部 梵網経「十重四十八軽戒」の戒相解釈研究

Ŧī.

第五酤酒戒釈における大乗戒的特性

真盛に関する新出資料の意義

五 念仏と法華の論争にみられた特色	四 『正直集』の念仏義と日賢を批判する論点	三 日賢の『諭迷復宗決』による真迢への批判	二 真迢の『破邪顕正記』にみる浄土念仏思想	一 真迢の「日蓮宗」批判と「四宗」擁護の立場	第二節 江戸初期における念仏と法華の論争とその特色	三 『破邪顕正記』の内容構成と撰述意図	二 真迢の著作と論争の展開	一 真迢の伝記にみる転宗の理由	第一節 江戸初期・真迢の日蓮宗から天台念仏への回帰とその真意	第二章 真迢の法華円教観にもとづく持戒念仏の思想	四 真盛の『往生要集』観にみる天台的特色	三 善導流による真盛の「本願念仏」義	二 二祖盛全撰『雲居月双紙』の性格と内容
<u>元</u> 〇 一	(四九二)	(四八六)	(四七六)	(四六八)	(四六八)	(四六三)	(四五八)	(四五四)	(四五四)	(四五四)	(四四二)	(四三九)	(四三六)

四 法道の修めた別時念仏行における「本願念仏」義	三 法道の伝記にみる持戒念仏の事績	二 法道の『行状記』と著作	一 天台念仏における法道の位置と役割	第四章 江戸時代後期における天台僧・法道にみる持戒念仏	三 鳳潭の『浄土十疑論』批判と華厳の立場	二 『念仏往生明導箚』にみる天台『観経疏』批判	一 天台の即心念仏論争に対する評破	第三節 僧濬鳳潭の天台念仏批判の特色	三 善導の『観経疏』に対する「弘願念仏」義への批判	二 曇鸞の『往生論註』への「易行他力」批判	一 僧濬鳳潭の略伝と『念仏往生明導箚』の述作
(六三六)	(\f\!!!)	(六二八)	(六二三三)	(六二二二)	(六10)	(六〇五)	(六〇11)	(六〇11)	(五九四)	(五八八)	(五八三)

翻 刻資料》

興円『円頓菩薩戒十重四十八行儀鈔』の翻刻と和訳

第二節 解説と和訳

刻

出

論文》

第一節 興円『円頓菩薩戒十重四十八行儀鈔』の翻刻

(六四四)

(六四四)

(六七〇)

(七三五)

《 凡 例 文献略称》

※本書では、 典拠を示すとき、初めは具名を表示するが、のちは学会での通例に従って、次のような

『大正新脩大蔵経』→『大正蔵経』または『大正』

略称を用いる。

卍 続 蔵 経 ļ 『卍続蔵』または 『続蔵

『大日本仏教全書』→『仏全』または旧版

【仏全】

鈴木財団編『大日本仏教全書』→鈴木『仏全』

『日 本 『日蔵』

大蔵 経』→『日蔵』または旧版

|天 台 宗全 晝 →『天全』

鈴木財団編

『日本大蔵経』→鈴木『日蔵』

『続天台宗全 書 \downarrow 『続天全』

『伝教大師全集』 ļ 『伝全』

『恵心僧都全集』

→『恵全』

※注記は各章ごとにその末尾に付す。 但し、 第一部の第一章 (総説) のみは次の第二章の末に合わせ

天台円頓戒思想の成立と展開

第 部 中世期の天台比叡山における戒律復興と重授戒灌頂の思想

第一章 総 説

―比叡山黒谷における戒律復興とその意義―

中世期比叡山の戒律復興と研究の意義

刷新がはかられたことは重要な事実である。とくに戒律では、唐招提寺覚盛や西大寺叡尊らの南都律、 また京都での泉涌寺俊芿の北京律が知られる一方で、北嶺天台の比叡山において、かつての最澄が創 るが、同時に旧仏教の枠内でも戒律の復興を主要な課題として、思想や教学の面にもわたって仏教の 鎌倉時代に、 比叡山天台宗から念仏・禅・法華などの新仏教勢力が独立したことは周知のことであ

が

三

主な事蹟と思想を新たな資料段階の上に再評価し、これまでの研究では、十分に注意されなかったこ そこで本研究では、鎌倉時代前後のいわゆる中古天台期に、叡山の戒律復興に従事した黒谷戒系の

とがらを中心に、それらの問題点と特色を明確にしてみたい。

一 黒谷戒系とその文献

させ、のち法勝寺と元応寺に移る黒谷戒系は、つぎのようになっている。 叡空に始まり、主として比叡山の黒谷を拠点として大乗戒 (円頓戒) の復興に努力してそれを成功

(黒谷流) 叡空—源空—信空—湛空— -恵尋--恵顗--**-興円**-恵鎮 ──惟賢〈法勝寺流〉 光宗 〈元応寺流

思想のもとに戒灌頂儀を確立したのは、伝言和尚興円(一二六三—一三一七)と慈威和尚恵鎮(一二八一 ―一三五六)のときである。これら両学僧の少し前の求道房恵尋(?―一二八九)もまた、 このなかで、現存の史資料からみて、叡山に戒律と修行の復活を実現させ、また新たな円戒 興円らに (円頓戒

0)

戒法再興が結実したのである。

それ以後の諸師の著作には、浄土念仏の要素はまったくみられないといってよい。 きに東山 11 の戒法と修行の再興がいかなる足跡のうえに果たされたかを知りうるが、 た恵鎮には自叙伝と目される で恵鎮にも浄土念仏との交わりをうかがわせる事蹟は見出されない。それのみでなく、 興円には [金戒院 『伝言和尚伝』という、 (金戒光明寺) 『閻浮受生大幸記』(慈威和尚伝) で恵顗より円教菩薩戒を受けたことが記されているほかには、 門弟 (或いは光宗) によって作られたとみられる伝記が存し、 がある。 これらによるとき、 なかに興円が二十六歳 興円および 興円つ 叡 のと 山 ま で

円の円戒思想を知る上に重要であり(三巻、『続天全・円戒2』に翻刻公刊)、また『円頓菩薩戒十重 戒十六帖』などが翻刻公刊されている(『続天全・円戒1』)。 興円の著作では、『戒壇院本尊印相鈔』『一向大乗寺興隆篇目集』『即身成仏抄』『興円起請文』『円 ほかに、『菩薩戒義記知見別紙抄』 は興

著作の多さからみても、 筆したものもあり、 四十八行儀鈔』というのもある(西教寺正教蔵)。これらのなかには、 恵鎮固有の著述では『直往菩薩戒勘文』が公刊をみている。現存する円戒関係 興円こそが戒法復興の思想的な指導者であったことがわかる。 興円の述作に弟子の恵鎮が加

その影響力の点では 事するために故郷地の奥州を出て黒谷に登ったのであるから、 対して、『円頓戒聞書』には恵尋の浄戒双修の性格が色濃く出ている。 っぱらその書のなかに的文を見出し、しかも同書には浄土教的要素はほとんど認められない。 (上巻のみ存)と『一心妙戒鈔』三巻が翻刻をみている。 右に示した黒谷戒系のなかで、興円の前では恵尋に円戒関係の著作が残されており、 『一心妙戒鈔』 の方が重要である。 というのは、 興円はその伝記によると、 恵尋から大きな影響をうけた。 興円が引用する恵尋の思想はも 恵尋の戒学に師 円]頓戒聞 それに

あ が 後の惟賢や光宗などは、 天台では「記家」の活躍も知られており、戒家と記家とはまた密接な関係にあった。すなわち、 んに用いられた呼称のようである(『円頓戒聞書』にはその呼称はみられない)。そして、当時の 涌 いた結界式や授戒道場図などは、記家の代表的文献である『山家要略記』に同類のものを見出 は興円らの文献 興円や恵鎮らは自らを「戒家」と称している。これは恵尋(『一心妙戒鈔』)以後にさか の奥書等には記家との交流が記されているのをみる。さらに、 記家にも属したと考えられ、光宗が著した『渓嵐拾葉集』は記家の集大成と 興円と恵鎮より 日本

共有された特色である。ただ、記家の実体や内容の多くが不明であるのは、その残した文献の著者や 頓戒法秘決要集』など)はいくつかあるとしても、 成立年時がほとんど明確でないことによる。それに比べて戒家では、成立の不詳な文献(例えば とづく秘儀を口伝相承することにも特色をもつ。そうした本覚的思想と口伝による方法は、戒家にも **言われるほどで、そのなかに収録の光宗による『普通広釈見聞』(『大正蔵経』七六)は、戒家の重要** など、その事蹟と思想の多くの部分を明らかにすることができる。 記家は、当時の比叡山の故実を記録する専門職であったとされるが、本覚思想にも 興円や恵鎮らの著述には年時を付した奥書がある 一一

三 興円と恵鎮らによる戒法復興の事蹟

これらの点にある。興円の前には祖式の復興は実らなかったようである。すなわち、恵尋はそれを試 みて、建長三年(一二五一)以後に黒谷の慈眼房の祖跡(もと叡空が住して円戒復興を提唱した処)で、 よる修学と、『梵網経』の十重四十八軽戒の受持実践である。興円らによる事業達成の第一次的意義は 八二二)が定めた祖式(『山家学生式』)の復活実践にほかならない。具体的には、十二年間の籠山に 黒谷に集う学僧たちがめざした叡山戒法復興運動とは、日本天台開創期に最澄 (七六七―

では浄土宗を兼ねた一面が比叡山での活動を制約したことが予想される。

ちは 掲の 三年四月に神蔵寺に移り、ここで夏安居を再興した。このとき結夏安居の「敬白」を記したのが、 就した。すなわち、興円は嘉元二年(一三〇四)に叡山の戒法再興を発起してより、 したのが、その翌年八月に自らも籠山行に入った。延慶元年(一三〇八)に恵鎮は、修行の居を黒谷 十月から黒谷の願不退房において十二年を期す籠山行を始めた。恵鎮は当初、弟子として興円に随身 西塔別所) それに対して、 (一三一六) 正月に籠山を結願し、 興円を中心に戒学を修め、安居を結び布薩を行ってともに修行を続けたのである。 『興円起請文』である。そして、その間にはさらに幾人かの同志が加わり、これらの籠 から神蔵寺(東塔別所)に移した少し後に、光宗が籠山行に加わった。のち興円も延慶 興円では恵尋の戒学を承けて、恵鎮や光宗ら後輩の同志をえて祖式復興の悲願を成 恵鎮はその翌年に満行を迎えることになる。 翌年四十三歳 興円は正和五 山学僧た 前

第一章

総

説

最澄 網戒にもとづいて「三斎月六斎日」の長斎を勧め、また修行中の「常用道具」に至るまでが細かく規 に修めた僧制や法式、行法が記述されている。すなわち、そのなかの「第三菩薩大僧戒篇」では、梵 められ、 制されている。そして、「第五置行学二道篇」では、「毎日の行学」「毎月の勤事」「毎年の仏事」が定 の構成は、 の祖式をもとに、 あるいは梵網戒による夏・冬各三ヶ月の安居と布薩のことが決められている。 籠山五年目の延慶二年(一三〇九)に、『一向大乗寺興隆篇目集』を著している。この書 最澄の「四条式」をもとに『顕戒論』に準拠した体裁をもつが、内容には興円らが籠山中 興円らが復興して修めた比叡山の修行形態と内容であるのに相違ない これらはみな、

内題は ことが定められ、なかでもとくに坐禅と食事の作法が詳しく記されている。さらに、加えて「上厠作 毎日 法」と「後架作法」も細かく規定されているのをみる。 中に寝るまでの間に一日の行法は「三時の勤行と二時の坐禅」を軸として「顕密の修練」に従事する 要文の暗誦、坐禅思惟をなし、夕勤には例時作法と光明真言を誦し、のち初夜の坐禅に入るなど、夜 密を行学する。昼には日中勤行のあと斎食作法、午後には講堂での大談義ののち寮舎で義理の憶念と 興円らによる籠山中の行法は、さらに『即身成仏抄』によって詳かに知ることができる。 の修行では、後夜の食堂での坐禅に始まり、夜明けに引粥作法、午前には懺法を修めたのちに顕 日一夜行事次第」といい、これは毎日修める行学の日課を記述したものである。すなわち、 この書の

都の法勝寺を復興し、これに元応寺を加えて伝戒の二大拠点となし、また比叡山周辺には神蔵寺と並 戒法は天台の円頓戒法として伝播する。興円は籠山行を終えて間もなく没したので、そのあとを承け 離れていく過程であるとも解釈できる。事実、 支持されていく過程とみることができると同時に、 に理解すべきであろうか。それは、 また、右に籠山中の経過において、 かの四箇戒場を興して円頓戒法を普及した。 べて帝釈寺や西教寺を中興してこれらを山門中の律院とするばかりでなく、遠国には鎌倉 て恵鎮は、 ており、なかに夕勤のとき『阿弥陀経』は読誦されるものの、念仏の修法をとくに重んずることはない。 それで、このような興円らの修行形態をみると、そこでは坐禅(止観)と顕・密の行学が重視され その頃建武の新政を敷いた後醍醐天皇の信任もえて、伝戒弘通に活躍した。すなわち、 興円らが途中で黒谷から神蔵寺に拠を移していることはどのよう 興円らの祖式復興の活動が黒谷の辺地を出て広く叡山天台宗内に 興円や恵鎮ら戒家による事業は広く認められて、その 当時黒谷が深く関わっていた新勢力の浄土念仏を ・宝戒寺ほ 京

に、 戒法復興は、 このように、もとは浄土宗発祥の黒谷に拠り、浄土念仏の祖師たちとの関わりを経て進んだ叡山 戒家が提唱した新しい戒律思想と戒灌頂はまた、中古天台期の思想的特徴を反映している。 興円・恵鎮らの戒家によって固有に天台宗のものとして成就したといえる。それと同時 . . の

自 に戒家では、その時代に深く意識された末法の時機観に立って、 ら四宗を兼学兼修することの上に、戒学を根幹にすえた四宗融合の円頓戒思想を構想したところに独 の発想がみられる。「重授戒灌頂」は、そのことを授戒儀則のなかに組織づけたものである。 日本天台の宗風は、 単刀直入の仏道を志して、「授戒即身成仏」義を戒灌頂儀のなかに表現した。 円・密・禅・戒の四宗兼学を開創 (最澄) 以来の特色とする。 円頓戒を成仏への直道法と位置づけ 戒家では、これ

があるから、 円には晩年に近い頃に記述した『円戒十六帖』という、戒灌頂の奥義を十六帖にわたって述べる一書 となる要素はそれなりにうかがえるものの、戒灌頂そのものを言及する部分はない。少なくとも、 まりないからである。その原初は恵尋にさかのぼるとみる見方もあるが、恵尋の書には戒灌頂の特色 立したかは明確にはなしえない。戒家が残した文献のなかで、戒灌頂の成立に直接言及する記事は 重授戒灌 頂 興円のときにほぼ充分な形態をととのえたといえる。 (戒灌頂または戒灌ともいう)は、戒家においてどのような経過をへていつの時点で成 興 あ

灌頂は、 今日では法勝寺流末の西教寺(天台真盛宗本山)にのみ伝承が続き、 執行されている。

第一章

説

市 それは「唯授一人」とされて秘密の修法に属するゆえ、戒儀書は関連の諸文献と共に公開されること 義をもつ授戒儀則であると考えてよい。 実践と深く結びついているといえる。つまり、 をみると、 の時点で西教寺に現在行われているものも解説を付して公開されている。それで、現在に伝承 はなかった。もっとも、 から重授とよばれる。 坂本)や、惟賢以来の宝戒寺(神奈川県鎌倉市)に蔵されたいくつかは知られていたわけである 今日ではすでに組織的な調査の上に比較的古い戒儀書が前掲の 戒灌頂は初授戒(得度) したがって、これを興円にさかのぼって考えると、戒灌頂の成立は祖式の復興 西教寺以外に伝わったもの、例えば元応寺流を伝えてきた聖衆来迎寺(大津 後に十二年の修学を積んだ者がこれを受け、 十二年籠山修行の完遂を前提として、 『続天台宗全書』に収録をみ、そ 重ねて授戒壇に登る 初めて充全な意 の形態

感させることにある。つぎに、正覚壇では、 主として『法華経』の要文を合掌誦文する。 頂は元来密教に由来する作法であり、それが戒灌頂で行われるとき、「得入無上道 速成就仏身」など、 が行われるのを基本とし、そのなかに「五瓶灌頂」が組み込まれていることに主要な特色がある。灌 、灌頂儀則の内容は、おおむね「伝授壇」と「正覚壇」とからなる。伝授壇では、「十二門戒儀」 (十指合掌) を結んで、師と資との間で「四重合掌」の秘儀が交換されて、それによって「即 それの意義は受者に仏位を継承する菩薩であることを実 伝戒師と受者との二人だけが道場に入り、壇上にお いて

かで

が深まってゆく過程が受者に伝えられる。それに加えて、明鏡ほかのいくつかの道具が用いられ、

そ

正

身成仏」義が体得されるとする。つまり、そこでは天台教学の「六即位」により、段階を追って証果

修め、顕・密の行学をこととした。そこには天台学僧としての面目を堅持した信念がうかがわれる。 先にもみたように、興円戒家では梵網戒による修行の諸法規を定め、毎日の行法では坐禅(止観)を 機観に立つとも、当時すでに独立した念仏・禅・法華などのような一行専修の方法はとらなかった。 は 澄の興した純大乗の戒 劫。即身成仏*^。」としている。ここには、 残シ教ジ゙行証已"亡゙、円戒ヘ有メ受ジ゙持相全ク欠タッ゚」と嘆き、そのゆえに祖式を復興しこれを実践するた 北京律のような四分律による二百五十戒を用いることは歴劫の修行法であるとしてそれらを退け、 機にかなった法であると確信されている。そこに、純円の三学とは、戒法では当時における南都律 仏^直道"^^"時機相応之法門也。」と述べ、また「非||純円三学之威力||者、何末法五濁之衆生不」歴||塵 めに同書を著した旨を述べている。そして、興円の信条では、「円宗」三学、入戸末法三可、盛す、、衆生成 るのをみる(『菩薩戒義記知見別紙抄』)。恵尋の一心戒と興円の一心戒蔵は、 の名で提唱し(『一心妙戒鈔』)、興円ではそれを承けて「一心戒蔵」の概念を教学の根幹にすえてい ところで、戒家の文献のなかに戒家と称したゆえんの特色を探ると、恵尋ではその戒法を「一心戒」 「事相事儀」を強調する)を緊要の課題としたのである。それと同時に他方で、興円らは末法の時 当時の天台宗内に廃れていたその戒法の「持相」(興円らは戒法の「事相事持」また (梵網円戒)が末法時の直道法としてすぐれているとの意味をもっている。 末法時代では純円の三学による直道の即身成仏こそが、 ともに最澄の弟子であ 興 時 最 <u>ښ</u>

を 現したのにほかならない。そして、『戒壇院本尊印相鈔』では興円は、比叡山の授戒場である戒壇院 仮色戒体義を随縁真如 ここに一心戒蔵とは、興円では「本法の仮諦」とも言い換えられ、それは戒体のことであり、恵尋が か 教との八教 これも天台の法華教学から教法の全体を「当分・跨節」の二義に分け、 の最終の重である一心戒蔵が他のあらゆる教法を開出する根源 また興円では、釈尊の教法を十二重にみて、その根源となる最後の重を一心戒蔵とする。すなわち、 「心性中台の常寂光土」(真如)と呼び、それはまた「衆生の本源心性」(仏性)を指すと述べて、 (八重)を、そして跨節義には「迹門・本門・観心・一心戒蔵」の四重を配当し、 (真如の理体が随縁して事相に現れ出るもの)で理解したのを、「戒蔵」と表 (能開の本源)であると主張する。 当分義には化儀四教と化法四

第一部

<u>—</u> Т.

一心戒蔵に相当するものを戒壇院によって説明している。さらに、興円のあとに恵鎮は『直往菩薩戒

るから、戒学がすべての教法の基礎に重視されねばならないとの信条のもと、中古天台期の本覚的な

仏性・真如論によって、戒学を根底にすえた四宗(円・密・禅・戒)融合の円頓戒思想を構想したも

のといえよう。

このような恵尋や興円らの主張は、授戒のときに発得される戒体が仏道修行の根源となるものであ

規定し、一心戒蔵を直道の戒法のキータームにすえて、それを鼓吹しているのをみる。 勘文』において「吾山所立の戒法は権実未分、生仏一如の一心戒蔵に於いて、直往菩薩戒となす」と

第二章 求道房恵尋の先駆的役割と「円頓戒」思想

第一節 求道房恵尋の「一心妙戒」の思想

一 黒谷流における恵尋の位置

れる)、そのなかで求道房恵尋(―一二八九)の担った役割と功績は、かなり重要なものがある。 現せられたことは、中古天台期のひとつの偉業として注目されねばならない。 比 つぎのような次第によって知られるが(恵鎮の後には惟賢の法勝寺流と光宗の元応寺流とに分か 叡山天台宗の中世 (鎌倉時代から南北朝期にかけて) における円戒の復興が、 黒谷流円戒はその戒脈 黒谷流によって実

〈黒谷流〉 叡空—源空—信空—湛空—惠尋—恵顗—興円—恵鎮

頓戒) 黒谷流とは、比叡山西塔の黒谷に拠って活動した学僧たちの一流をいい、その黒谷流による円戒(円 復興の意義は、そのもと伝教大師最澄(七六七一八二二)が定めた、『梵網経』の戒律と十二

年籠山行の制を、中古天台期の叡山に復活実践したことであり、その過程で「重授戒潅頂」という新 興円につぐ大きな貢献をなしたが、その先駆者として興円らの活動と思想の確立に、 成者は伝信和尚興円(一二六三―一三一七)であり、つぎの慈威和尚恵鎮(一二八一―一三五六)も もったのが恵尋である。 しい法門を創案し、またそれにともなって特有の円戒思想を樹立したことにある。これらの事業の大 重要な影響力を

にのぼり、 用し、それらによく学んでいることを知る。 別紙抄』や『円戒十六帖』など)をみると、興円は恵尋を「祖師上人」とよんで、その所説を多く引 戒の和尚」として名を馳せており、興円は恵尋に師事するために、出家後の故郷(奥州)を出て京洛 興円の伝記(『伝信和尚伝』)によると、弘安十年(一二八七)の頃、恵尋は「叡山黒谷の明師、 やがて円頓戒学の振興に邁進することになる。また、興円の主な著作(E) (『菩薩戒義記知見 円

で主著である『一心妙戒鈔』三巻をもとに、その円戒(一心妙戒)思想の特色を知ることにしたい。 そこで、本節では、黒谷流のなかで先覚的な役割を果たした、求道房恵尋の主な事績をみ、その上

恵尋の戒律復興をめぐる事蹟

恵尋の伝記はあまり詳かでない。『新撰往生伝』巻三に略伝を載せるほかには、『三通口決』や『伝

信和尚伝』などによって、その行業を断片的に知りうるにすぎない。

かくて正応二年(一二八九)に臨終を迎えたとみられる。 を出て、京都東山にある新黒谷の金戒光明寺第四世となり、晩年にはただ念仏のみを行じたとされ、 時に尊恵からは恵光院唯授一人(檀那流)の一心三観の法を受けたとする。しかるに、後年には叡山 と叡空が住して円戒復興を提唱した処)に拠って、旧式(最澄の『山家学生式』)に任じて十二年の すなわち、二尊院の正信上人(湛空)から円頓戒の付法を受け、まもなく叡山黒谷の慈眼房の祖跡 建長三年(一二五一)の頃に嵯峨法輪寺に参籠したとき夢告をえて、円頓戒の復興を志したという。 山行を始めた。そして、正嘉元年(一二五七)の籠山六年のとき、妙法院尊恵に円頓戒を授け、 まそれらの記事によってみると、恵尋はもと叡山東塔北谷八部尾の恵光院を本房にした学僧で、 ક 同

である。『一心妙戒鈔』巻上の末尾には、恵尋自署と思われる「奥書」があり、そこには「文永丙寅 さて、このような略歴のなかにひとつ注目されるのは、恵尋による十二年籠山行の試みとその帰趨

籠山を企てた」と記している。とすれば、先にみた建長の頃(『三通口決』)とは年次の隔たりがある 結果的には十二年籠山行を完遂できなかったようである。というのは、『伝信和尚伝』によると、 ゆえ、恵尋は籠山行を二度試みたのであろうか。これの解釈は少しく推考を要するとしても、恵尋は の歳(一二六六)天台黒谷慈眼房の祖跡にて記す」とした上で、「去る九月のことより宿願によって 「伝教大師の式文に随って十二年籠山を始め、円頓戒法を興行したけれども、 事持 の軌則に及ばず、 歎き罷め給うた」と記しているからである。 (E) 機縁熟さず時剋至 恵

円らも籠山修行では素絹を用いず、墨衣を着たと考えられるから、恵尋が籠山行を挫折して叡山での四のの を着たので叡山を追われ新黒谷に移った」との記事をみる。しかし、この点をまた興円にみると、 光明寺(新黒谷)の初期の歴代であり、恵尋はその第四代にあたる。しかるに、興円になるとその足 跡には新黒谷との関係はほとんどなく、また興円や恵鎮の著作にも浄土宗的要素はまったくみられな 著名な祖師であるとともに、源空から恵顗に至るまでの五代は、今日では浄土宗の大本山である金戒 かぎらず、先に示した黒谷流の戒脈をみると、源空(法然房、一一三三―一二一二)が浄土宗独立 谷慈眼房) また、そのことと関連して恵尋が履歴の上にもうひとつ注意したいのは、この学僧が叡山天台宗 それで、『素絹記』によると、「黒谷の求道上人は慈恵大師(良源)の定めた素絹を著せず、 に拠る一方で、浄土宗(新黒谷)を兼ねていることである。このことはひとり恵尋の (黒 興

円と恵尋とを比較してみるとき、恵尋によるその事業の未完成は、天台と浄土とをかねた二面性に深 れるわけである。興円のときの黒谷流が浄土宗と断絶した経緯は、解明を要する課題ではあるが、興 業は、浄土宗との交わりを払拭した興円と恵鎮のときに、固有に天台宗のものとして名実とも成就さ く関係していると考えられる。そのことはまた、恵尋の著作のなかにもあらわれている。 ねていたことに主要な理由をみてよい。つまり、黒谷における十二年籠山行による叡山戒法の再興事 志を完遂できなかったのは、当時の天台の律制に従わなかったからであるよりもむしろ、浄土宗を兼

三 恵尋の著作

と、『一心妙戒鈔』(三巻、以下『妙戒鈔』ともいう)との主要二著のほかに、『天台菩薩戒真俗一貫鈔 (以下『一貫鈔』) もまた恵尋のものとみなされている。 恵尋の著作の現存のものは、いずれも円戒関係に属する。『円頓戒聞書』(上巻のみ存、以下『聞書』)

谷流の思想の多くは、同書のなかに見出されるからである。すなわち、興円の『菩薩戒義記知見別紙抄』 である。というのは、のちの興円や惟賢(一二八九―一三七八)らが、恵尋から受けたと記録する黒 これらのなか、黒谷流特有の思想確立の上に、もっとも重要視されねばならないのは『一心妙戒鈔』

説を提唱したことを記しており、これらの的文もまた『妙戒鈔』のなかに認めることができる。 文をみる。また、惟賢の『菩薩戒義記補接鈔』(三巻)では、恵尋が「戒妙観」説や「本迹二門戒体」 体」義を主軸とする恵尋からのいくつもの引用文は、恵尋の『聞書』にではなく『妙戒鈔』の方に的 (三巻、『続天全・円戒2』) では、天台『義記』の「戒体」論をとくに詳しくするなか、「本迹二門戒

呼称は 親しい関係にあるといえる。よって、そこに鼓吹される一心戒思想は、浄土宗的要素が影をひそめた、 天台宗固有の教学に従うものとなっている。 戒家と自称し、また浄土教思想を含まない点でも、のちに黒谷流を大成した興円らの著作ときわめて 『一貫鈔』では、一心戒の語も、浄土教的表現もともに出てくる。少なくとも、『妙戒鈔』は、そこに 土教思想をみるのに、『妙戒鈔』ではほとんどそれをみない。ただし、もっとも遅い撰述年号をもつ 両書には他にも顕著な相違がある。そのひとつに、黒谷流では興円らは「戒家」と自称するが、この ことを知る。しかるに、この「一心戒」の語は、『聞書』には見出されないといってよい。 そこで、『一心妙戒鈔』によると、恵尋は自己の黒谷流円戒を「一心(妙)戒」の名で特色づけた 『妙戒鈔』にみられるのに対して、『聞書』には認められない。またひとつに、『聞書』では浄 と同

では、恵尋の一心戒をもとに「一心戒蔵」という新たな思想概念を擁立する。 またそのあと、恵鎮(『直 そして、その一心戒の語を、のちの黒谷流文献のなかにゆくえをみると、 興円 (前掲の 『別紙抄』)

往菩薩戒勘文』)や惟賢らでは、一心戒蔵を重要概念に用いるなか、一心戒を強調することはほとん どない。とすれば、一心戒は黒谷流恵尋を特色づける円戒要語であるといってよい。

四 「一心妙戒」の考え方

は、 る。 結させて一心戒とよぶ恵尋の意図は、円頓戒が仏道体系の枢要に位置するとの確信による。そのこと 戒鈔』巻上の奥書によってみると、恵尋は円頓妙戒を「一心をもって最要とする」と述べている。そ⁽³⁾ のゆえ、 いても一心は、のちにもみるように一心三観の一心と同類の概念としてよい。ただし、一心を戒と直 一心三観という要語のごとく、諸法および仏道の全体を唯心の観法に包摂する意味をもつ。恵尋にお すなわち 『妙戒鈔』巻中に、「三学の中には戒を本となす」という、つぎのような主張によく表明されてい 同書では一心または一心戒が強調されるわけであるが、天台教学ではふつう「一心」とは、 恵尋の一心戒(一心妙戒) は、いかなる思想を内容にもつのであろうか。これをまず、『妙

||車之二輪鳥之二翼|。」定慧力荘厳ート、一心ー上ー定恵二法也。仏自住大乗ート、一心之惣体即是戒体之 天台御釈云。 「経云。 仏自住大乗、如其所得法、定慧力荘厳、以此度衆生。当」知(此)之二法如

大地也

(『続天全・円戒1』二九四頁下)

ŋ こそは「一心の惣体」であって、定・慧の二法は戒体を大地(土台)に成り立っているとする。つま これによれば、経文の「仏自住大乗」は戒・定・慧の三学のなかの戒学を意味し、その戒学(円頓戒法) ものといえよう。 とある。ここに、「天台御釈」とは天台『小止観』を指し、また「経」とは『法華経』方便品の偈文である。 一心戒とは、これによって円頓戒が仏道全体の根幹(一心の惣体)であることを表わそうとする したがって、恵尋は右の文につづいて『摩訶止観』巻四を引用して、止観法もまた

円頓戒に基礎づけられねばならないことを主張する。すなわち、

大乘、大戒也。 戒之正体也。 中道妙観者能持能領之雙非之止観也。 止観四云。「…(中略)…当ム知。中道妙観戒之正体ケラ。上品清浄究竟持戒ケラ」タ如ム此釈者仏自住 (同前二九四頁下)

がもっともすぐれた止観であることを示そうとするわけである。 という。ここで恵尋は、同じく天台智顗の説を用いて、戒(円頓戒)を「正体」とした「中道妙観

理論がある。それはすでにふれたように、興円や惟賢らが恵尋の要義として伝えるところで、そのこ つぎに、恵尋の一心戒思想のなかで、とくに重要な内容を構成していると思われるものに「戒体」 『妙戒鈔』巻上のつぎのような主張のなかにみることができる。

問日。 以||何物|為||円頓戒||体||耶。答。本迹戒体異。迹門、「随縁不変故名為性"",」不変真如)理"

識也。 云^^性無作^真如ッ事相^仮色゚ナリクタリタル時"カク真如ッ事相"ナリクタル物^何物ソト云^^第九 変真如「戒体也。 「起即性無作仮色ート、」 本門随縁真如「戒体也。 「性無作仮色ート、」 イカニト云事ソト 已、起即性無作仮色」文此文即法花、戒"依"梵網"釈~"見^*心。故^如何。「不起而已^」爾前迹門不 以為」体也。本門"ヘ「不変随縁故名為心フ」心法"以為」体也。…(中略)…梵網義記云。「不」起而 サレバ以||第九識|為||戒体|也。 (『続天全・円戒1』二五九頁上―下)

門位 は事相に随縁した真如のはたらきであるとしてよい。そのことは、右にみたのとは別の箇所で、 らもわかる。すなわち、『妙戒鈔』巻中に、 が同じく『止観大意』の文によって「不変・随縁」義を論じたあと、つぎのように述べていることか 本門位ではそれを事相にみて、随縁真如の心法が有為に働くものをいうとするのであるから、一心と であり、これを天台の法華教学でいえば、迹門位では不変真如(性=無為=理)を戒体とみるのに対し、 て事相に現れ出るものをいうと明白に示している。 の文に基礎づけ、 これは、天台 の「随縁真如」と解釈するのである。そして、 『義記』 それをまた天台の法華教学である「迹門・本門」に位置づけて、円頓戒の戒体を本 の戒体義である「性無作仮色」を、湛然(七一一―七八二)の『止観大意 戒体(性無作仮色)は、第九識 つまり、一心戒 (円頓戒)の根源は真如 (真如) が随縁し (第九識

円^意^万法雖」広不」過。「三千」。三千雖」広ツツムレハ十界、ツツムレハ三観也。三観ツツムレハ

的に持った姿のなかに、真如(仏性)が事相として顕現するのをみ、もってすべての仏道の基盤がそ それは「随縁真如の一念」にほかならないとする。そして、恵尋の意では、一心は戒(円頓戒)を土 台とするゆえに一心戒とよばれ、またそれが随縁真如であるとは、修行者が作法受得して戒相を具体 という。これによれば、三千の諸法も、空・仮・中の三観もみな「心の一法」つまり一心に帰納され、 れにあることをいうのであろう。 色心二法也。色心ッツツムレハ心シ一法也。此シ心シ一法シ随縁真如シ一念也。 (同前二八四頁下)

戒を基礎にした一心の法(一心戒)によるとき、止観は妙観というもっともすぐれた観法になること それをみることができる。そこに「正観・妙観」とは、智顗偽撰の『観心十二部経義』を用いたもので、 を恵尋は主張しているとみてよい。 で、迹門位の仏性をもって解釈され、他方の妙観は顕本の意で、本門意の一心法であると解釈されて ている。そして、恵尋はそれらを法華教学の「住本顕本、住迹顕本」の義で解釈し、正観は住迹の意 内容をみると「正観」では止観の意義を説明し、また「妙観」では空・仮・中の三観を明かそうとし いる。すなわち、先にもみたように、『摩訶止観』に「中道妙観戒之正体」とあるのをもとに、 おす。それは惟賢が恵尋の要義として伝えるもので、『妙戒鈔』では巻中の「正観妙観事」の一節に そのために恵尋では、天台観法の要目である一心三観を、一心戒にもとづく「妙観」として把えな

五 一心戒思想の背景と課題

が、恵尋の意味では密教思想とも関係が深いと考えられる。 はならない。たとえば、『妙戒鈔』で恵尋は、第九識を論じて「境智冥合」といい、この語は同書の所々 光定(七七九—八五八)の『伝述一心戒文』にある。『妙戒鈔』で恵尋が、光定の同書を引用してい に力説されている。これは明曠『疏』の、「境智倶心、能所冥一、一而不一」との説に負うとみられる 戒鈔』ではまた、 とする、独特の発想にもとづくことをみた。それで、恵尋の用いる一心戒の語は、その由来としては 日経疏』によって説明されているから、円戒と密教との融合の思想が認められる。 ることからもそのことは明白である。そして、光定における一心戒では、明曠の と事との相即)、天台の教学と観法の、いわゆる唯心(一心)の体系を円頓戒を枢軸に把えなおそう さて、恵尋が一心戒とよぶものは、円頓戒(事相)を真如 密教思想をみるから、恵尋の一心戒思想の内容に密教も含まれることは看過されて (理)に直結させ(真如随縁義による理 『疏』と一行の 他方で恵尋の 一大 妙妙

素がいくつか散見される。恵尋の一心戒は、それらを含めてさらに論じられる必要があるけれども、 が望ましい。また『妙戒鈔』には、右に述べたことなどに加えて、黒谷流特有の表現と思われる諸要 光定から黒谷流恵尋に至る思想系譜や、恵尋の密教思想については、いっそう明らかにされること

要するところは、仏道の体系を円頓戒(一心戒)をもといとしてとらえなおし、そのもとに天台のあ らゆる法門を位置づけようとするものである。

ともかく、恵尋の『一心妙戒鈔』は、その構成と叙述が雑然としていて、体系的な体裁をもつとは 恵尋が叡山での円頓戒再興のために志向した実践と思想は、もう少しのちの興円のときに

完成され、

体系化されるのである。

第二節 恵尋の『円頓戒聞書』にみる思想的特質

円頓戒法の「正依法華」義

割を担った学僧である。その戒系は、比叡山西塔の黒谷を拠点に、十二年籠山行とともに事相の戒 恵尋はそれらを導いた祖師の位置にある。その戒脈は、叡空―源空―信空―湛空―恵尋―恵顗―興円 頓戒)を復興した興円(一二六三―一三一七)と恵鎭(一二八一―一三五六)らに至る黒谷流であり、 求道房恵尋(―一二八九)は、中古天台期の比叡山に戒律(円頓戒)を復興するのに、先駆的な役 闩

受け継がれていく。 恵鎭の後には惟賢(一二八九―一三七八)の法勝寺流と、光宗(一二七六―一三五〇)の元応寺流 させた。 に叡山の戒法再興に努力したのを、やがて興円(伝信和尚)とその弟子の恵鎭 て叡山から独立する方向に進んで後にも、恵尋が黒谷で十二年籠山行を試みて「円頓戒」の名のもと このような叡空と源空(法然、一一三三―一二一二)に始まる黒谷流では、源空が浄土教を開拓し 興円らは戒律復興を成就する過程で、特有に天台的な「戒灌頂」法門を確立し、その戒法は (慈威和尚) らが結実

る えた影響の観点からみておくことにしたい。 書』に表れている思想的な特質を、とくに「円頓戒」と呼ばれる戒法の性格と、黒谷戒系の後世に与 色については、恵尋の伝記上に関する事柄とともに、前節にすでに論じたので、本節では 恵尋には、すでに今日知られている著作に、 (『続天台宗全書・円戒1 〈重授戒灌頂典籍〉』所収)。両書のうち、『一心妙戒鈔』にみる主要な特 『円頓戒聞書』(巻上)と『一心妙戒鈔』(三巻)があ 『円頓戒聞

(7)授戒、 本に円頓戒を講義する。安然の『広釈』は、「①開導、②三帰、 (8)証明、 (9)瑞相、(10)戒相、 (1)受持、(2)広願」の順に、湛然(唐)の「十二門戒儀」を広釈す (3)請師、 (4) 懺悔、 (5) 発心、 (6) 問遮、

それで、恵尋の『円頓戒聞書』(以下『聞書』)は、安然(八四一―)の『普通授菩薩戒広釈』を台

得永不失」に関わる文言などは重複して出てくる。そして、叙述の構成内容は秩序よくまとまってい ゆえか、『広釈』の「開導」の文を用いるのにほぼ終始している。なかに「⑴受持」「⑨瑞相」「⑶請師 るもので、なかで第一門の「開導」にとくに詳しい特色をもつ。恵尋の『聞書』では、それが巻上の して録述した苦心を物語るかもしれない。(⑶) る形態とは言い難い。 の文を順序を追って注釈するという体裁ではなく、少し戻って引用されたり、或いは「即身成仏」や「一 からも各一文をみるけれども、これらは関連して引かれているとみてよい。また、『聞書』では「開導」 それは講義の 「聞書」が断片的に記録されたのを、 後に勤運という学僧が編集

谷流の主要な特色となる。 初めに円頓戒は 「円密一致」の上に密教の素養を戒法に持ち込む特色をみるのに対して、恵尋では主に法華円教観 でに最澄よりずっと後に成立した偽撰書とみられているなか、法然源空の時代には存していたの もとに安然に萌芽した思想を円頓戒の内容に確立せんとする努力がみられる。そのために、 義の主張であり、その根拠は『学生式問答』(伝最澄)による。『学生式問答』は、今日ではす 源空自身も所持していたごとくである。この書のもとに恵尋が主張する「正依法華」(⑤) 恵尋のこの書は、安然の『広釈』を基盤に「円頓戒」を顕揚する。その場合、 「法華戒」であるという基本的性格を論ずる。これは、いわゆる「正依法華・傍依梵 恵尋では 安然では 義は、黒

観心 ちに密教の隆盛のなか「顕密(円密)一致」の立場で、「口伝法門」や「本覚思想」を伴った中古天 四十八軽戒」を天台の「大僧戒」と定めたけれども、ことさら「正依法華」を論じた形跡はない。の 台期に特有の法華教学が進展し、いわゆる「恵・檀両流」(恵心流と檀那流)の、「爾前・迹門・本門・ ゆえんを物語る。 伝 教大師最澄(七六七―八二二)では、『山家学生式』と『顕戒論』によって、『梵網経』の「十重 「正依法華」義は、 (止観)」を分別し、それらの興廃までをも論ずる中古期の天台教学が、恵尋の主張の背景にある。 源空門下の他の戒系とは異なって、黒谷流が比叡山天台宗のなかで展開した

尋では法華戒の名で、当時の天台に醸成された教理を用いて、自ら復興に従事した戒法 品を立てる」梵網等に依るという意味で、円頓戒は「正しくは法花に依り、 理論づけることに特色をもつ。 る」とする(『続天全・円戒1』二○五頁上)。これは、『梵網経』が華厳部 恵尋の所述によれば、「法華には浄戒を明かすとも別に戒品を立てない」ので、戒相は であるので、法華円教の下に梵網戒を位置づけようとする勝れて天台的な表明である。ただ、 の戒」であるのに対して、「純円一実」の妙法(一乗真実)を説く『法華経』が最も勝れた教え (別教) に属する 傍には梵網 ・瓔珞等に依 (円頓戒) 「正しく戒 一円 方 恵 を

この法華戒の意義では、恵尋はまず菩薩戒 (法華戒) と仏戒(梵網戒)の違いによって優劣を論じ、

その上に立って授戒と「戒体発得」を重んじ、持戒を導こうとする。すなわち、次のように論ずる。 初後不二を談ずる故に仏果功徳を因位にも具する也。此の義辺に約して法花戒を菩薩戒と云い、 **梵網の戒は仏果功徳を説き初後不二を云わず、仏果位ばかりに偏る故に仏戒と説く。法花の意は**

(『続天全・円戒1』二〇七頁下)

梵網 雖も、 今の法花は相即互融を談じ、 は帯権の 相即融通の意によって我等理即名字の浅位なれども、分真究竟の功徳をも自ら具する者 の説にて相即を談ぜず、故に果の功徳を因に具すと云わず、之に依り仏戒と名く也。(中 因位にして果の功徳を具すと云う。所以に六即階級は異なると

徳を得、下位に有りて上位功徳を得ると談ずる也。爰を以て此の戒(法花戒)をば因分に名けて 法受得するに依って、我等理即の身の中に仏果九識の戒体忽ちに来入す。故に因位にして果位功思が思えて 此の一乗戒は、戒は同じく仏果の功徳なれども、初後不二と談じ因果不二と許せば、此の戒を作

(同前二○八頁上—下)

段階にあって仏果の功徳(果位)を具えることを不二または相即の意味とし、 法華の勝れることを特色づける教理である。つまり、菩薩戒 ここで、法華戒は一乗戒とも呼ばれ、初後不二(因果不二)・相即互融 (法華戒)を受ける者は衆生 (相即融通)というのが、 梵網戒が仏戒と呼ばれ (因位)

菩薩戒と立て、彼の戒(梵網戒)をば果位に名け仏戒と云う也。

(同前二〇九頁上)

一 戒法の「即身成仏」 恙

恵尋の 永不失」の考え方である。これらは、円頓戒が法華戒であるとの意義から教理的に説明される。 『聞書』では、「円頓戒」法としてとくに繰り返し論じられるのは、「授戒即身成仏」と「一得

るのを、 釈』に「若欲。即身成仏。者我当、授、戒」といい、また「円乗戒証受戒之日即身六即成仏」などと述べ まず、即身成仏について、これを授戒儀に述べるのは安然の『広釈』にみられる。すなわち、『広 恵尋は引用して円頓戒の「即身成仏」義をさかんに論ずる。

とする。しかるに、この経に「一切有心者 皆応摂仏戒 衆 生 受仏戒 即入諸仏位 恵尋ではこれを解釈してつぎのように論ずる。 仏子」と説かれるのは、安然の『広釈』では即身成仏の文証に挙げられる(『大正』七四・七五八c)。 二一二頁上)。『梵網経』は別教に属し、円教に近く高い教えではあるが、やはりこれにも説かれない 明かされず、 恵尋では、即身成仏は爾前教 顕教では「龍女の現成を明証」として『法華経』に説かれるという(『続天全・円戒1』 (蔵・通・別・円の四教のうち法華円教よりも前の三教を指す)には 位同大覚已 真是諸いといとうだいかくい

我等は理性 戒体を具すと雖も未だ事相を顕さず。而るに我等は多宝塔 中 釈迦如来所顕の戒体を

師資相承して納得したり。是を納得しつれば我身が依身ながら妙覚果満の功徳を具す。故に位同師資相承して納得したり。是を納得しつれば我身が依身ながら妙覚果満の功徳を具す。故に位同

大覚已を釈せば果位の功徳を今納得しつれば大覚の位に同じと釈するなり。

(『続天全・円戒1』二一二頁上)

そのことを「師資相承して納得す」と述べる。ここでいう「事相戒体」義は黒谷流の特色となるもの すなわち、『聞書』で恵尋は即身成仏について、次のように主張している。 とを指し、そこに発得された戒体が妙覚果満の功徳をもって受者(我等)に具わるとなし、その故に で、恵尋では では仏性真如の理性が発得の戒体には事相に顕れ出る意味をいい、これは授戒で伝戒師より得るので、 まに授戒時の戒体に妙覚果を具えることをいう。そして、戒体に「理性と事相」を分けるのは、 「大覚の位に同じ」と説かれるという。また、「我身が依身ながら」とは、先にもみたように凡夫のま ここで、「多宝塔中釈迦」とは『法華経』の所説であり、今は正依法華の立場で梵網戒を受けるこ 『法華経』の「迹門と本門」、および「随縁真如」の考え方と結びつけて論じられていく。

略)然れば則ち授戒の一時に六即の功徳をば具縛依身に納得する也。今六即即身成仏と云うは断 我等は具縛依身に釈尊所顕の事相戒を納得す。故に已聞大覚して既に妙覚の功徳をば得たり。(中

惑証理して唱うるには非ず。 迹門の心は理の即身成仏を明す。本門の意は本より事相の依身即ち仏なりと談ず。故に理事不二 (『続天全・円戒1』二三五頁上)

の即身成仏を我宗には明す也。

(同前二三六頁上)

発心しぬれば即ち妙覚仏と異なること無き也。是れと云うも釈尊所顕の事相戒体を師資相承して、いる。 妙覚果満の戒体を一毫の惑も断ぜず我れに納得するが故に、成仏に於いては疑い無く思う也。是 今伝授する貴さと云う一念に信心を起せば、信心即戒体にて理性戒体が事相の戒体と顕れて、今

れ則ち理即の即身成仏也

(同前二三七頁下)

を高く深いとみる立場であり、中古天台期の「本門本覚」を高い観解とする考え方に沿った主張とい る。そして、「本迹二門」の関係では、迹門には理念(理性)のみであるが、本門の意では「事理不二」 名字即・観行即・相似即・分真即・究竟即」の六位であり、天台では周知の、修行によって登る仏果(覚 の上に事相をもって即身成仏をみるとする。これは、『法華経』所説の迹門(前半)よりも本門(後半) 竟位)を具えると右には言い、もはや理即の段階で即身成仏(究竟位までを含む)をみようとしてい り)への階梯を指す。なかに、理即と名字即は凡夫の段階なのであるが、授戒時の戒体には妙覚果満(究 これらの文で、「具縛依身」とは煩悩 (縛)を持ったままの凡夫身をいう。また、「六即」とは「理即・

で発得の戒体には理即(凡夫) 恵尋では 「事相の戒体」は、「随縁真如」の理論でこれを説明し、 の段階に六即が皆な具足すると論じ、次のように述べる。 しかも相即互具の論法

仏果の戒体が来入する方は究竟即の即身成仏也。迷いの凡夫なる方は理即也。 師資相承の戒を受ける時、 随縁真如の戒体が我が全体に来入す。未だ一毫の惑を断ぜずとずにない。 我等無始

観行 終の仏なりと聞く方は名字即也。而るに円教は如神通人既無理数にて理即即身成仏を唱うる時は 相似・分真即の功徳をば皆な一時に具足する也。 (『続天全・円戒1』二四二頁上)

即 爾 の凡夫が究竟の仏と同じ功徳を具す。 ñ は此此 の理即の身に受戒しつれば、 則ち究竟の仏の悟りを顕わし給える戒体を納得す。 是れ即ち理即にして即身成仏する也。(同前二四九頁上) 現に理

厳宗で使われ ここで、「随縁真如」とは一切法 た理論が天台 (湛然) に採用され、日本では中古天台にさかんに用いられた。恵尋では (事象) が真如 (真理) から生起するという考え方で、 もとは華

事相の戒体」 受戒の時は随縁真如の戒体が我等の身内に来入す。戒を受けざる時は只だ不変真如の分斉なり。 を説明するとき、この考え方による。すなわち、次のように述べるのをみる。

仍て木頭にも不変真如は具する也。故に不受戒の時は我等は木頭と異ならずと云う也。

(『続天全・円戒1』二一四頁上)

本門の意は此の戒は随縁真如の戒也。(中略)法然上人の戒儀には権戒は不変真如にて随縁真如本門の意は此の戒は随縁真如の戒也。(中略)法然上人の戒儀には権戒は不変真如にて随縁真如 に非ず。今の戒は随縁真如にして不変真如に非ずと釈せり。 同前二三四頁上)

このなかに、不変真如とは真如(仏性)が事物に普遍的に内在するさまをいい、随縁真如は真如が

事象に現れ出ることを指す。従って、受戒しない間の衆生は単なる樹木(木頭)と同じで、仏性真如 仏道を導くという意味を右には述べている。そして、権戒 (正依法華でない戒法) に対して、円頓戒 (今 は不変のまま理念(理性)に止まるのに対し、円頓戒を受ける時には真如が事象(事相)に随縁して 解釈を恵尋では法然源空に帰していることは少しく注目してよい。 の戒)は「本門意の随縁真如の戒」であると、その勝れた高い立場を主張するとともに、このような

儀則のなかに確立される。 の即身成仏義は、 この随縁真如の戒体は、次に述べる円頓戒の「一得永不失」義でも主要な論拠となる。 後に興円らによって十二年籠山の修行を媒介に、戒灌頂 (重授戒灌頂) という授戒 なお、戒法

三 「一得永不失」の戒法

つぎに、円頓戒が「一得永不失」であることを論ずるに、恵尋では安然『普通広釈』にみる

経』等にもとづく次のような文を用いる。すなわち、

菩薩戒有..受法.|而無...捨法.|、有、犯不、失尽..未来際

円乗戒法但有..受法.終無..破法.故名..虚空不動金剛宝戒.。

如来宝戒一受永固終不。犯失。而有。大用。、譬如。金剛一成。利宝。更不。破壊。。

と説かれる

それで、恵尋では「不失」義をまず次のように述べるのをみる。

永不失也。 今戒師に対して是れを受ける時、此の受く所の戒は釈尊所悟の戒体を師資相承して、今授けられ 時には事相戒体と顕る也。然して後に始覚は本覚に冥し、性徳は修徳に帰して戒体納得しつれば る事の宿習の有り難さを思えば信心は堅固也。此の信心を尋ぬれば我等所具の理性 戒体が伝戒 (『続天全・円戒1』二二八頁上)

授戒での戒体発得が修徳としての重要な役割をもち、始覚(修行により六即の階梯を登り妙覚に至る 覚)より現れ出て、事相の戒体として身に付いたさまを、右には「戒体納得」と表現する。その場合、 にもつ徳(理性)にて本覚と同じことを指す。授戒では戒体発得は修徳(始覚)であり、これが性徳(本 得が受者の発心にもとづく堅固なものであることを意味する。また、「始覚と本覚」および「性徳と こと)が本覚(理即位)に冥合し、性徳(本覚)は修徳(始覚)に帰結する、というのが本覚思想に 天全・円戒1』二〇九下ほか)、或いは前節にみた文に「信心即戒体」の語もあったように、 ここで、信心とは授戒時の受者についていい、恵尋はこれを発心または発心受戒などともいい 始覚が修行によって得る覚りとの意味で修徳に同じく、対して性徳は受者(衆生)が本来 戒体発

もとづく注意すべき主張である。このような「性徳と修徳」の関係は、恵尋では度々述べられ、例え

ば次のようにも論ずる。

に帰し、始覚は本覚に冥して、現に身中が戒場と成り、 は戒と云うは即ち事なり。 理性に具す所の仏界等は、 今の作法受得に依って必ず上に云うが如く内薫密益し給う也。其の故 十指合掌し現前和尚に対告して此の戒を受く也。此の時に修得は性得 仏性の蓮は花を開く也。事理不二なれば、

此の事の戒を受れば彼の理仏性は冥合して顕る也。 (『続天全・円戒1』二二六頁上一下)

安然『広釈』にもとづく)、これには作法受得された戒体(事相)が真如仏性 なお、ここで「修得と性得」は先にみた「修徳と性徳」に同じ意味である。 えず影響され密かに増益して(内薫密益)、仏道が進む(蓮が花を開く)さまを述べると理解してよい。 これは、 授戒時には受者の「身中が戒場」であるとの「内道場」義を解釈するのであるが(これも (理性)より身内に絶

結びついている。いまは、それについての問題点をも含めて、恵尋の述べる所をみてみたい。 そして、このような思考は随縁真如の考え方(真如理性が随縁して事相の戒体と成る)と、密接に

本門意では一切は悉く随縁真如の法也。能犯も随縁真如、所犯も随縁真如也。善き随縁真如思いない。 悪き随縁法をば皆な真如と称する也。故に一得永不失戒と云う也。(『続天全・円戒1』二三九頁下) 悪法も則ち随縁真如と知る処也。而に戒門にて云う様は明医は是れ戒法也。三途苦難には戒を以 戒也。

て舎宅と為し、迷病の処では戒を以て良薬とする故也。而るに悪き随縁法も皆な随縁真如の法な

この主張は、恵尋では安然『広釈』のもとに、鴦堀魔羅(殺人)・阿闍世王(殺害父母)・末利婦人(飲まの主張は、恵見ではおう れば、戒の方より対治する也。 (同前二四〇頁上)

酒)ら「深位の菩薩」の破戒が利益衆生の故に許されることを論じたのちに、述べられる。ここでは、 随縁真如の故に一得永不失戒とするが、しかし随縁真如といえば一切の事象はみな随縁といえるので、

を戒によって対治するという。したがって恵尋では、この故に受戒の後には、持戒を勧めるのであろう。 犯戒した時には悪法も随縁となる問題がおこる。これについて、右には「善の随縁」を戒とし、「悪随縁

なので不失と言えても、事相では犯戒の時にも不失と言えるかが問題である。恵尋では、事相でも不 また、戒体または戒法を「事と理」に分別するときには、理性ではそれが事象に内在する普遍原理

失であることを明説して、次のように論ずる。

此の戒を犯ずるは即ち悪心也。此の心は是れ無明煩悩也。全く同じ心が先には持つと成し、後、 此の戒は事・理共に永く不失なり。理性の義は先の如し。若し其の事の不失を云はば、夫れ此の 戒を師に対合して作法受得するは是れ善心也。此の意は即ち中道法性也。永く失すべからず。

犯ずるのは又た別の虚無妄想の無明也。譬えば鏡の体は是れ中道也。一分の明を顕すは受戒也。 には犯を成すというには非ず。持つ心は中道実相の心なれば、永劫を経るとも更に失すべからず。

已に各別の物也。持と犯も然るべし。此等に准じて心得るに、円乗の戒法は一得永不失戒と云う 此の鏡を陰れしむるは是れ犯戒也。犯は違の法なれば彼の明の体と一物には非ず。明と昧の体は

事顕然なる物也。 (『続天全・円戒1』二四五頁下)

は、 場から事相にも戒体は不失と主張し、これを鏡の譬えで巧みに示す。 は皆な仏法なので犯戒など無い」と強弁するものではない。すなわち、 ここには、善心 とくに注意を要する。 い観解の立場で、不失義を述べるものと言えよう。従って、恵尋では (中道実相心)と悪心(無明煩悩)を分け、 両者の体は各別とみて、中道実相の立 これは、 恵尋が次のように論ずること 「随縁真如の故に一切 法華円教観 (本門意

也。 善業と随縁せるをば取る可き者也。故に此の戒をば随縁真如の戒と云う也。戒はいましめとよむばない。 能く持つ可き也。所以に三千森羅の法は皆仏界の変作なれども、 ける者は姪盗殺妄等を恣に犯すとも何の事かあらんやと。此の事甚だ以て不便也。此の戒は尤も 邪見の人の云く、今言うが如く一切皆仏法なれば仏法の中には犯戒無く、若し爾れば此の戒を受 (中略) 随縁真如の日、 本来仏界なればとて悪を恣に得ること尤も禁ず可し。 悪報と随縁するをば捨つ可し。

ここには、「随縁真如の戒」の上に、厳しく持戒を求めている。恵尋の「一得永不失」義を理解す (『続天全・円戒1』二四六頁上―下)

に帰する間、 って戒体を発得す。能く持つと云う一念に、本有の金剛宝戒は、始覚が本覚に冥し、修得が性得 具する本有の仏性也。是れ則ち其の体堅固なること金剛の如く、 戒に於いて三種有り。謂う所の性得戒、相伝戒、発得戒也。先ず性得戒と云うは我等が身内に所 仏性堅固の戒に合するが故に、 一得永不失と云う也。 而も師師相伝の戒を受くるに依

戒光は忽ちに照して戒体は本の如く明了なる可き也。例せば百年の暗室に一燭を入れるが如し。 群雲が上に覆い少しき明了を蔵すが如し。発得の戒体は損せず。戒光は陰れずとも、 且く其の光を覆う計り也。之に依って縦い犯戒の年深くとも、本の如く持戒の意を一念に発せば、 戒法を受ける時、 性得戒の時は無始の無明に覆われ戒光已に失す。只だ理性に戒法を備たる計り也。 しく成る也。 戒光は果位に同じ。然るを犯戒の時はたとい一月は高く晴れて其の光は失せずも、 相伝戒に依って戒体発得して始覚が本覚に冥しつる後は、事相に仏の功徳と等 (『続天全・円戒1』二五○頁上) 師師 犯戒の雲は 相承して

つの側面から説明する。いま恵尋ではそれを用いて、戒体の不失義を述べる。そして、事相の戒体が ここで、「性得・相伝・発得」の三種戒は、安然の『広釈』にみる著名な所論で、戒法(戒体)を三

(同前二五二頁上)

「永不失」であるのを、犯戒時にはどのように理解すべきかを、右には月(戒光)とそれを隠す雲(犯

戒)の譬えで説明するのは、とくに注目してよい。

に結びつくことに特色がある。 恵尋が本書に強調した「一得永不失」義は、事相にも戒体は不失であると主張し、そのことが持戒

四 恵尋にみる浄戒双修

恵尋の 『円頓戒聞書』に表れている特色には、弥陀念仏の思想をみる。ただ、その所説は随所にみ 円頓戒と必須の関係というのではなく、恵尋の信仰の上に関説される程度とみてよい。

いまは目立つ所だけをみておきたい。

又我等三聚浄戒を持て感ずる所の果は阿弥陀仏なり。其の故は念仏を唱うれば遠離穢土・欣求浄 なり。衆生を利せんと思う方は饒益有情戒なり。此の如く感ずる所の果は是れ阿弥陀仏なり。 土の思いに住するなり。遠離とは悪行を離れ、此の方は摂律儀戒なり。欣求浄土の方は摂善法戒

念仏宗などにも重重十悪の者なりと云えども、一念阿弥陀仏と唱うれば則ち安養世界に生ずるな (『続天全・円戒1』二一一頁下~二頁上)

の性は弱くして、一の戒光に消除されるなり。故に十戒の中にても持ち易からん戒を一品持ちた 重十悪は多しと雖も其の性は虚無にして失せ易し。此の定に九九八十一品の煩悩は多しと雖も其 り。是れと云うも一音の念仏は少なしと雖も、其の功徳は莫大にして則ち安養に生ずるなり。重

らば、其の光に依って何ぞ菩提彼岸に至らざらんや。 (同前二一六頁下)

に非ず。 の娑婆と厭うて不退の身を受け無為の境に入らんと談ずる、皆な是れ成仏の要は戒の一門に無き 又浄土の一門を立て弥陀を称えるも是れ又た戒なり。 此の身は常没の凡夫と嫌い、此の土は苦悩 (同前二一九頁下)

そして、後の文は一切功徳蔵の根本が戒であることを弥陀念仏によって述べるのである。 述べている。また、次のは一戒でも持つ意義を、 これらのうち、 初め文は一切の善根(仏法)は三聚浄戒に収まるという意義を、 一念弥陀の功徳と同じであるとして持戒を勧める。 阿弥陀仏について

このようななか、次の所説は少しく注目してよい。

引導せしむなり。是れ則ち寂光土へ生ずる修因は中道観に依るなり。能観・所観は斉等なりと定 むる故なり。而に安養世界には弥陀如来は依報正報を構えて衆生を引導し給うと云うを聞いて至 生ずる事は信に依ると見たり。而に極楽と云うは寂光極楽を一分同居土に顕して、娑婆の衆生を 又西方極楽へ行く事は信心に依るなり。之に依って双観経に至心信楽欲生我国と説いて、極楽に

心信楽欲生我国する信は中道の信なり。故に中道の信起りて一分寂光理顕する安養世界に生ずる (『続天全・円戒1』二二八頁上)

とを反映している。後に興円の時には新黒谷との関係は断たれ、浄土念仏の志向もみないようになる。 道の信」と「中道観」を述べるので、法華円教の実相中道観に立って弥陀念仏法をみているといえよう。 の新黒谷・金戒光明寺の初期歴代に数えられるそのなかに位置する。ここにみる浄土思想は、そのこ 十八願」文を用いて念仏でも信心が大切であるとする上に、往生の浄土観に言及する。ここでは、「中 これは、信心堅固に受戒するとき、発得の戒体は「永不失」であると主張する後に述べる。弥陀の「第 本節の初めに示した戒脈では、源空から恵顗までの五代が、今日には浄土宗に属する京都

五 恵尋の発揮した思想特質

中古天台期に成立したことがすでに注意されている。一得永不失の語も同様であり、 義によって跡づけた。それで最後に、「円頓戒」と「一得永不失」という要語について、これらは今 日では天台系統の大乗戒にはよく用いられるが、もと最澄の時代には認められない。 本節では、恵尋の『円頓戒聞書』にみる思想の特質を、主に戒法の「即身成仏」義と「一得永不失」 本節で「正依法 円頓戒の語は、

華」義をみた『学生式問答』にも出ない。遡って年代を明確にでき、これらの要語を確立している文

献では、恵尋の本書がまず注目されてよい。

道を成就する根幹であるとみられる。従って、恵尋では授戒の上に持戒を必須とするのである。 法 円頓戒とは恵尋では、円教の中道実相観によって頓速の成仏を志向する戒法といえる。ついで、一得 華円教観によって、単刀直入(頓速) 戒灌頂儀則のなかに戒法の即身成仏(戒法による頓速の成仏法)を確立せしめるのである。 な実相心と戒体は、恵尋では明鏡に譬えられ、 あるが、 永不失とは授戒で戒体を発得する中道実相心についていい、そこに発得の戒体は真如より随縁する事 円頓戒は恵尋では、安然の『広釈』をもとに「即身成仏」義を特色としたように、本覚的思考の法 このような恵尋から承けた思想をもとに、のちに興円では末法観を明確に自覚して円頓戒を論じ、 (色法) と位置づけられ、これらは成仏に至るまで失われないという意味で不失である。このよう 雲の中の月の如く不失であり、持戒 の仏道を戒法のなかに求める呼び名とも理解できる。つまり、 (順性)によって戒光を現すことで持続され、これが仏 凡夫では無明煩悩 (違性) によって曇らされることは

②注 記

 $\widehat{1}$ 恵谷隆戒「叡山戒法復興運動の諸問題」(『印度学仏教学研究』九―一、一九六一年)。色井秀譲

黒谷法勝寺流戒灌頂について」(『印度学仏教学研究』 | 七―一、一九六八年)。

- 2 『続天台宗全書・円戒1〈重授戒灌頂典籍〉』一九八九年(以下『続天全・円戒1』)。
- 3 『続天台宗全書・史伝2』(以下『続天全・史伝2』)
- $\widehat{4}$ 『新撰往生伝』(『浄土宗全書』巻一七・五四一頁)。『三通口決』(『続天全・円戒1』三七〇頁)。
- 5 『続天全・円戒1』一六七頁。
- 6 『続天全・円戒1』一九一頁。
- 7 上杉文秀『日本天台史』と『別冊』(一九三五年)、および恵谷隆戒のいくつかの論文が用いる

- 8 色井秀譲『戒灌頂の入門的研究』一九八九年。
- 9 『続天全・円戒1』一六七、一六八頁。
- 10 『続天全・円戒1』二五九、二九四頁ほか。
- 11 『続天全・円戒1』一一七頁。
- 12 『続天全・円戒1』三七七頁

- (13) 『続天全・史伝2』四一○頁下。
- 14 『新撰往生伝』(『浄土宗全書』巻一七・五四一頁上)。なお、『新撰往生伝』には、恵尋の没年を弘 『三通口決』(『続天全・円戒1』三七○頁)、『伝信和尚伝』(『続天全・史伝2』四一一頁上)、

安元年(一二七八)と記すが、いまは『三通口決』の記事によってその臨終を正応二年(一二八九)

とみることにする。

- (15) 『続天全·円戒1』二七六頁下~七頁上。
- <u>16</u> 四一六頁下)。 法門の由致を興したが、その行儀を調へず、空しく覚城の円寂に帰した」とも記している 『続天全・史伝2』四一一頁下。また同書では、「恵尋上人は円頓戒の廃絶を愍(かなし)み、 (同
- <u>17</u> 藤堂恭俊『法蓮房信空上人』(『黒谷文庫』七、一九八九年)八頁などにもそれを記す。
- 18 『続群書類従』二八下・四五七頁上。石田瑞麿「円戒の復興と戒灌頂」(同『日本仏教思想研究 〈戒律の研究〉下』(一九八六年)四〇二頁。
- <u>19</u> らず」「墨衣の僧には法服・純色は不相応なり」などと示している(『続天全・円戒1』一八○頁下)。 興円が自らの籠山修行の規準を記した『一向大乗寺興隆篇目集』によると、「絹類を用うべか
- 20 窪田哲正「『天台菩薩戒真俗一貫鈔』について」(『印度学仏教学研究』三九─一、一九八○年)。

- 21 巻中には「求道上人´性´迹門´不変、無作仮色´本門´随縁゙被ζ゙仰」(同前三七六頁下)と記して では、巻上に「求道上人´戒´妙観、止観正観'云事『常'被」談」(『仏全』七一・三二三頁上)と記し、 興円の『別紙抄』については、のちの第三章第三節にくわしく述べる。また、惟賢の『補接鈔』
- 22 に注意されたのは、大久保良順氏である(「重授戒灌頂の興起」『天台学報』二二号、一九八〇年、 だし撰者については明確な記述をみない。なお、「戒家」の語が、『聞書』にはでないことを最初 三年にすぎない。そして、『一貫鈔』(叡山文庫蔵)は弘安七年(一二八〇)の年号をもつが、た 心妙戒鈔』は、上巻奥書によって文永三年(一二六六)の撰とみれば、その間の隔たりはわずか 『円頓戒聞書』(『続天全・円戒1』所収)は、弘長三年(一二六三)の講義録であり、また『一
- (23) 『続天全・円戒1』二七六頁下。
- 24 賢の『菩薩円頓授戒灌頂記』では、その裏書に『三宝住持集(山家釈)』として、この文を引く(『続 この文は、最澄偽撰の『三宝住持集』にあるものとほぼ同じである(『伝全』五・三八八頁)。惟 四六・四六二b)。また、「経」は『法華経』方便品の文である(『大正』九・八a)。また、恵尋の 引文中の「 」は引用者による。ここで、「天台御釈」とは天台『小止観』を指す(『大正』

天全・円戒1』一四一頁下)。

- 25 文中の「止観四」とは、天台『摩訶止観』巻四(『大正』四六・三b)を指す。
- 引文中の 「 」は引用者。湛然『止観大意』(『大正』四六・四六○b)と、天台『菩薩戒義記
- 27 (『大正』四○・五六五c~六a)の文を指す。 恵尋は、「作法受得ジッ能持゙云時、一心゙戒自。十方。来゙ス、。我等身内゚゚」(『妙戒鈔』巻上、『続天全・
- 円戒1』二七三頁下)と述べている。
- 28 らこの一節をとりあげる。 崎学報』一三九号、一九八五年、五○頁)がある。ただし、本稿では窪田氏とは異なった観点か 恵尋の思想としてこの一節に注目したものに、窪田哲正「中古天台における戒勝止観の法門」(『大 『続天全·円戒1』二八七頁上~八頁上。『観心十二部経義』(『続天全·円戒1』三五六頁)。 なお、
- 29 『伝述一心戒文』巻下(『伝全』一·六二九~六三六頁)。
- (30) 『続天全·円戒1』二六○頁上。
- 31 明曠 『続天全·円戒1』二六九頁下、二七一頁下。光定『伝述一心戒文』巻下(『伝全』一·六三一頁)。 『天台菩薩戒刪補疏』巻上(『大正』四〇·五八一a)。
- 32 すでに、恵尋の『円頓戒聞書』に言及した論考には、次のものがある。窪田哲正「求道恵尋の

Medieval Tendai Discussions of the Precepts, Oct. 2007, (『天台学報』 特別号〈国際天台学会論集〉 論じてみたい。 二○○七年)。本稿ではこれらをふまえて、恵尋段階での黒谷流の思想的特質をいま少し詳しく Precepts Be Lost? Can the Precepts Be Violated? The Role the PUSAJIE YIJI 菩薩戒義記 in 『円頓戒聞書』について」(『印度学仏教学研究』二八―一、一九七九年)、Paul Groner, Can the

33 だことは惟賢の『天台菩薩戒義記補接鈔』巻上にもその記述をみる(鈴木『仏全』一六・一三六a)。 頓戒」 これを尊重した傾向のあることは注意されてよい。勤運の「曾祖師」に当たる成運が恵尋に学ん 天台の恵・檀両流では檀那流に親しいとみられるなか、恵尋の「円頓戒」理論は恵心流の中にも 頓の玄旨、妙戒の奥蔵」と讃える(本書末尾の奥書)。恵尋と後の戒灌頂家(興円ら)は、中古 する正観院 前掲の窪田論稿に調査されている通りで、静明(恵心流)門下の成運―栄運―能運―勤運と次第 は私に上下二巻に造ったと記すけれども、今日には巻上が伝えられている。また、勤運の系譜は、 が永徳二年(一三八二)に、恵尋に由来する別の一帖を加えて編纂し録述したものである。 恵尋の『円頓戒聞書』は、弘長三年(一二六三)正月二十三日から恵尋が比叡山の黒谷で始めた「円 の講義を、成運が「聞書二帖」として伝えたのを、後に西塔北谷の学窓 (西塔)の一流であるという。勤運では、この『聞書』を「一流の軌範」にして「円 (寿泉房) で勤運

- 34 恵尋『円頓戒聞書』(『続天全・円戒1』二〇五頁上)、『天台法華宗学 生 式問答』巻四(『伝全』
- 回しと送りがなによるので、本稿の以下には文と文字は多くそのままを尊重しながら、若干の意 一・三六三頁)。なお、恵尋『円頓戒聞書』の文章はときにカタカナを混えた漢文で、特有の言い
- 訳を加えてひらがなを用いて意味が明瞭に取れるように引用したい。
- 35 玉山成元「『天台法華宗学生式問答』(東寺本)の史的価値」(『伝教大師研究』一九七三年)。
- 36 空の戒学を筆録した了恵(一二五一―一三三〇)の『天台菩薩戒義疏見聞』七巻(鈴木『仏全』 六)や、源空門下の証空(西山)系統で廬山寺流を興した実導仁空(一三〇九—八八)の戒学 法然源空のもとに発展する他の戒系では、例えば湛空を承けたことでは恵尋と同門になる覚
- (『天全』一五所収の『菩薩戒義記聞書』一三巻ほか)などでは、とくに「正依法華」を主張すこ
- <u>37</u> 本業経』巻下(『大正』二四·一〇二一b)。 恵尋『聞書』(『続天全』二一八頁下)。安然『普通広釈』(『大正』七四・七七七b)。『菩薩瓔珞
- 38 七四・七五八c、七六四bにみる。 恵尋『聞書』は『続天全・円戒1』二一二上、二三四下、二四九上に、安然『広釈』は『大正』
- <u>39</u> 恵尋『聞書』(『続天全·円戒1』二一四下、二三九下、二四〇上、二四五上)。安然『広釈』(『大

求道房恵尋の先駆的役割と「円頓戒」思想

正』七四・七五九a、七六六a)。『瓔珞経』巻下(『大正』二四・一〇二一b)。

(40) 了恵の『天台菩薩戒義疏見聞』によると、師の覚空がその前の湛空から受けた法然源空の 考え方を記す。すなわち、確かに善心を起して戒を受け、これを持とうとする心は中道実相心な 事理不二の故に理性に同じく事相も不失というなら、破戒のとき事相を失えば理性も不失でなく とが記されていて興味深い(『続天全・円戒1』二一四頁下)。 覚空では、円頓戒は随縁真如の戒 は、 だ持のみ有って犯が無く一得永不失である」という(鈴木『仏全』一六・六六a)。つまり、 が起れば戒を犯す、けれども本体の中道心は戒を破ることは無く、 のであるが、これは明鏡の如きもので、その心性の鏡には違・順の二があり、 なるではないか、と迫ったところ十地房は「閉口」したと記す。このあと『聞書』では、恵尋の 理ともに不失であるという。しかるに、恵尋ではこれを難じて、事戒には破戒があるのだから、 であり、中道実相心を起こして受戒すれば事理不二の故に事相の威儀も全く失せず、戒体は事・ 弟子としては同門となる覚空(十地房)との間で、恵尋は「一得永不失」義で意見を異にしたこ では事・理のうち理戒は不失だが事戒には不失義はないとした意味を伝える。それをいま恵尋で の御詞」に、「天台の戒には事・理の二戒が有り、事戒には持・犯が有るけれども、 事戒でも不失であることに考え方を進めたのである。そして、恵尋の 犯戒の後に改悔心(善心)を 『聞書』には、 違性 理戒には唯 (無明煩 湛空の

明煩悩 教観に基いて一心三観を修めて得る観解の高い位をいうので、犯戒はこの心性(善心)に帰せら は、犯戒すれば事相の威儀が欠けること、および持戒(事相の戒を持つこと)がぜひとも必要で を持つこと(持戒)と不可分の関係に理解されているといえよう。 められことになる。 るけれども、 れるはずはなく、違性が戒を犯すとみる。恵尋でも覚空に同じく、戒は事・理ともに不失と考え あることの意義がはっきりしない、と恵尋ではみるのであろう。ここで、中道実相心とは法華円 了になる、故に一得永不失であるという。つまり、単純に事理不二だから事戒も不失というので 起こして浅ましきことかなと思うとき、違性は晴れて中道心性の鏡(順性の善心)は本の如く明 が事相を隠すときがあるので、実相心(明鏡)の順性 円頓戒の戒体 つまり、「一得永不失」義は恵尋では、これを事相の戒体にみるとき、 (真如随縁の事相戒体)は中道実相心を拠り所とするため、違性 (明)を守るために持戒が強く求

- 41 田村芳朗「本覚思想と本門思想」(『印度学仏教学研究』二六―二、一九七八年)。
- 42 られる『円頓戒脈譜口決』によって跡づけている(注(32)所掲の同氏英文の論文)。しかるに、 た潮流を、叡山天台宗の崇要な地位(座主)にあった良助法親王(一二六八―一三一八)に帰せ づけるとともに、専ら安然の『広釈』に依拠して本覚思想によって中古天台期に持戒を衰退させ P・グローナー教授は、安然の『普通広釈』の後に天台の戒観念が大きく変容することを跡

同じく安然の『広釈』に基づき、本覚思想を持ちながら、恵尋では持戒を志し、またその残した『円

頓戒聞書』には「一得永不失」を特色にみることを指摘している。本稿では、恵尋の持戒志向と「一

得永不失」義が、その円頓戒思想のなかで密接な関係にあることを、より明確につまびらかに追

究しえたと考える。

飛法の復興と修行の確立第一節 興円の『一向大乗寺興隆篇目集』にみる

興円の円戒復興事業と『一向大乗寺興隆篇目集』 の作成

叡山 戒 時代には叡山天台宗から念仏・禅・法華などの新仏教宗派が次々に独立していったが、大乗戒 ―一二四九)や叡尊(西大寺一二○一―一二九○)らが律宗を復活させ、また京都で俊芿(泉涌寺 谷を拠点とする「黒谷流」によって遂行された。それは、 一一六六―一二二七)が北京律を興したのに呼応、または対抗したものである。周知のように、 日本の天台宗における中世期の戒律復興事業は、 を円戒または円頓戒と性格づけて勝れた戒法と自負する天台では、これの復興を実現することは 仏教自体の宗教的蘇生をはかるものといえよう。 鎌倉時代から南北朝期にかけて、 鎌倉時代に南都で覚盛 (唐招提寺一一 比叡山 西塔の黒 その 九四 叡

第三章

叡山黒谷流興円の戒法復興事業と思想の確立

化活動の主な道場としたことによる。(1) 空―源空―信空―湛空―恵尋―恵顗―興円―恵鎮と次第し、恵鎮の後は光宗が元応寺流を、また惟賢 が法勝寺流を継いで発展する。 戒法再興のなかで、京洛では興円は元応寺を、また恵鎮は法勝寺を教

円の事業を共にしてのち、復興の戒法を世に広く宣布したことに大きな功績がある。 一三五六) の円戒再興の努力は、伝信和尚興円(一二六三―一三一七)と慈威和尚恵鎮(一二八一― のときに結実し大成された。なかでも、 思想の確立者は興円であり、その弟子の恵鎮は興

法門や思想の基礎は、 経』の「十重四十八軽戒」の復活実践にほかならない。興円らはその求道の過程で、中古天台期特有 の円戒思想を確立し、戒灌頂という固有の法門をも完成させた。そして、このような新しく樹立した (七六七―八二二)が定めた祖式(『山家学生式』)の復興である。それは、「十二年籠山行」と『梵綱 それで、 興円ら黒谷流の学僧たちが、叡山仏教を蘇生させるためにめざしたものは、 祖式の復興実践のなかにこそある。 伝教大師最澄

が黒谷から神蔵寺(東塔の別所) 二十六歳のときに籠山行に入り、 谷の願不退房において十二年の籠山行を始めた。ついで、弟子の恵鎮は嘉元四年(一三〇六)の八月、 興円は、嘉元二年(一三〇四)の四十二歳のときに山門の戒法再興を発起して、翌年の十月より黒 興円に従って戒学を修めた。そして、延慶元年(一三〇八)に恵鎮 に修業の居を移したとき、光宗(一二七六―一三五〇)がそれに加

再興の円戒は以後には恵鎮らによって興行・弘通されていくわけである。 業を続けたという。かくて、興円は、正和五年(一三一六)正月に籠山の結願を迎え、恵鎮もまたそ 名の学僧たちがさらに加わり、これらの同志たちは興円を中心に夏安居を結び、また布薩を行って修 の翌年に籠山行を満了する。興円は、文保元年(一三一七)四月二十六日に五十五歳で没したので、 わって十二年籠山行を始めた。のち延慶三年四月に興円も黒谷から神蔵寺に移ると、順観や通円ら数

最澄の 澄の旧規 ↓利テ「益群生。恆時修。「四種三昧、「」と記して、同書を引用している。これによってみても、 菩薩僧之方法 | 弘||通円戒| 」と記され、あるいはまた、「伝信和尚為||鎮護国家||毎日行||二部長講| 、為 では 目集』) してい の円戒復興の事蹟が記されるなかに、この『篇目集』が引用せられているのをみる。 の求道と修業の内容を知るうえにもっとも重要な書である。興円の伝記『伝信和尚伝』にも、 興円は、 段興円の である。 『学生式』(四条式)にもとづいて、籠山修業の指針を記述しているから、 (『学生式』) を復して天台の行法に精進を重ねたことがうかがわれ、その目的のために自ら それらのなかで、 籠山中に重授戒灌頂に関する重要書(『十六帖口決』)をも含めて、いくつもの著作を撰述 『篇目集』の目次大網が掲げられてのち、「今沙門興円応」建--立大乗寺 | 、住 | 旧規 | 兮定 | この書は延慶二年(一三〇九)二月、 黒谷流の修業の規範となったのは、『一向大乗寺興隆篇目集』(以下『篇 興円が籠山を始めて五年目のときに著わされ、 黒谷流の学僧たち すなわち、そこ 興円らが最 興円ら

の時代に即応した戒法と修業の規準を定めたのが『一向大乗寺興隆目集』であることがわかる。

ずり、その法門確立の重要な基礎となり、黒谷流の学僧たちが使命をかけた叡山戒法復興の内実とそ そこで本節では、黒谷・法勝寺流を通じてその円戒の特色となっていく戒灌頂については後節にゆ 興円の『隆目集』によってみることにしたい。

二 『一向大乗寺興隆篇目集』の構成

その序文には、つぎのように記されている。 ものに恵鎮が手を加えているのであるが、基本的な内容は興円が諸文を集めて編述したものである。 『一向大乗寺興隆篇目集』は、その現存のものは「興円集注、恵鎮潤色」による。それは、興円の

爱。以"為一興心廃"継行為"、為是護司国家"利告黎元子、移言叡山、旧儀"任出山家、四式一、集計三学、要文學

三学之道已"廃"、止観、残」教、"行証已"亡"、円戒、有"、受"、"持相全"欠"。 嗚呼円宗,夷滅盍心悲歎"耶。

これによると、 立言条々之篇目『、加言。随機』僧制『定言重々之法式』而巳。(『続天台宗全書・円戒1』一六七頁上) 興円の時代までの叡山天台宗では、すでに止観の修業も円戒の持相もまったくない

がしろにされていた実情を興円はなげくとともに、かって伝教大師最澄(山家)が『山家学生式』(四

条式)に定めた十二年籠山制(旧儀)にもとづく天台独自の修行を復活するために、この『篇目集』

を作成して僧制と法式を録述したことがわかる。

調や内容が多く認められ、全体としてはけっして『顕戒論』の要文を集めて祖述しようとする性格の 的にも『顕戒論』の文が、依用されることもある。しかし、『篇目集』には も「四条式」を解説するという形をとるので、その章篇の立て方は『顕戒論』を踏襲している。 こともある。最澄にはまた、「四条式」をくわしく論述した『顕戒論』三巻がある。興円の『篇目集』 ものではない。 では、最澄が最後に撰上した「四条式」を基本的に用いる。ただし、ときに「六条式」が引用される 最澄の『学生式』には、「六条式」「八条式」「四条式」の三種が存するけれども、いま興円の『篇目集』 『顕戒論』とは異なる論 内容

そこで、『篇目集』はつぎの七篇から成っている。

第一 一向大乗寺篇

第二 文殊置上座篇

第三 菩薩大僧戒篇

第四 授菩薩大僧戒篇

第五 置行学二道篇

六 定置司人篇

第七 造寺安置本尊篇

長いのは第三の「菩薩大僧戒」篇である。その第三篇では、『顕戒論』 きと思われる文が多くみられる。しかし、第三篇以後になるとその依用はほとんど影をうすめ、 の戒品にもとづいて修行の行儀に関することがらが詳細に記述されているのをみる。 なっているのに対し、『篇目集』のその篇は逆にもっとも簡略である。『篇目集』でもっともくわしく も対応しなくなる。『顕戒論』では、『篇目集』の第四篇に相当する「授大乗戒」篇がもっとも長篇と 戒論』に対応するものを見出す。そして、初めの二つの篇では、『顕戒論』からの引用、 これらのうち、第四篇までは「四条式」の各条にそれぞれもとづくので、それらの篇名と順序は の依用はごく少なく、『梵網経 または 内容

それぞれの担う使命が異なっているといえる。つまり、最澄(『顕戒論』)では大乗戒壇の南都からの は大乗戒 することはもはや確立しているから、その篇(第四篇)はきわめて簡略なのであり、興円らにとって 独立をめざしていたから、叡山で大乗戒を独自に授ける意義とその論証をくわしくする必要のために、 「授大乗戒」篇がもっとも長篇となっている。それに対し興円(『篇目集』)のときには、叡山で授戒 『顕戒論』と『篇目集』とは、ともに「四条式」にもとづき、それを論述する書であるとはいえ、 (梵網戒)を実際に厳しく守り持つことと、天台の修行を具体的に復活実践することを緊要

の課題としたために、第三「大僧戒」篇がとくにくわしくなっているわけである。そのことはまた、『顕

載せられている。法勝寺を修造して、そこに戒場を敷設したのは恵鎮によるとみられるので、この第 戒論』などにはない、第五篇以下の三つの篇が『篇目集』に加えられている理由でもある。 の内容や法式、 第三編が梵網戒品による僧制をおもに記述するのに比べて、第五篇からあとは興円らの修めた行学 あるいは儀軌・規則の類が示されている。ことに第七篇には、 法勝寺の伽藍配置図も

七篇などはとくに恵鎮の補筆にかかる部分が多いとみてよいであろう。

とは異なる興円らの固有の思想に着目して、『篇目集』の内容をみていきたいと思う。 とその規律を定めているから、きわめて実践的な書であるといえる。したがって、以下では最澄時代 らの復興を志す叡山の戒法がどのような思想的特色をもつのかを論述しつつ、籠山中の具体的な修行 るから、その構成と内容は部分的には このように、 興円の 『篇目集』は最澄の「四条式」にもとづいて戒法と修行の「篇目」が叙述され 『顕戒論』を依用する一面をもつ。しかし、 内容の多くは興円

一 末法の時機観と頓円の三学

をくわしく論述する『顕戒論』を指示したのちに、叡山が「直往菩薩戒を授く純菩薩の浄土」である 叡山で小乗儀を混えない純大乗の戒律にもとづいて修行する寺という意味である。興円は、そのこと と規定し、また「今末法に入って一向大乗寺を興隆するに多種の義あり」と述べて、つぎのような条 『篇目集』の第一篇は「一向大乗寺篇」である。これは「四条式」の第一条による。一向大乗寺とは、

一向大乗寺末法相応事

目を立てて、それらを論ずる。

- □ 大日本国可」立二一向大乗寺」事
- 〕 建;;立一向大乗寺;尽未来際可¸護;;円宗法;事

得業以後仮不」可以受以小律儀、住事兼行寺」事

伍 設求:|小乗戒|強可□授||大乗戒|事

(四)

は認められず、また南都との調和をはかるために得業以後の「仮受小戒」を許していたのである。 戒」の全否定にみるような小乗儀をまったく排斥する態度である。すなわち、最澄では明白な末法観 これらのなかで、最澄時代の思想といささか異なるのは、①の「末法」の時機観と、四の「仮受小

れた。 考えられる。そして、そののち永承七年(一〇五二)に日本では末法時代に入ったことが広く信ぜら そのことが小乗の二百五十戒を棄捨して純大乗の梵網戒を叡山に樹立しようとの主張に結びついたと あったことが注意せられている。少なくとも像法末期または末法に近いとの危機観が最澄にはあり、 条目の一のなかで興円はつぎのように主張している。すなわち、 それと同様に、 あったことは確認されていない。むしろ、最澄では「像法末期」の時機観と、「円機已熟」の思想の 従来の最澄研究では、『末法灯明記』が最澄偽撰の書ともみられているように、最澄に末法意識 鎌倉期に興った法然・親鸞の浄土教や、日蓮の法華信仰などは末法意識を基礎にもっている。 興円も末法の世にこそ円戒の復興が緊要であることを力説するのである。右に示した

威力」者何、末法五濁之衆生、不」歴、塵劫,即身成仏*>。 円宗﹞三学﹞入﹞宋法言可¸盛;』、衆生成仏﹞直道「ジト時機相応之法門也。…(中略)…非」純円三学之

(同前『続天全・円戒1』一六七頁下~八頁上)

主張せられている。 という。ここには、末法時代では純円の三学による直道の即身成仏こそが時機にかなった法であると

すでに「円機已熟」の思想は、最澄では『依憑天台宗』に認められるけれども、興円はそのことは最 また、条目の口では、その末法観とあいまって、日本国は「円機純熟」の処であると述べられる。

澄からではなく、源信(九四二—一〇一七)の『一乗要決』から引用している。わが国は円機が純熟。 しているから、小乗ではなく一向大乗寺がもっとも得道にふさわしいと主張するのである。そして、

小乗権乗之法、入言末法,不」可」有:到益,。大乗之法、常住不滅故'立;大乗寺。尽言未来際。可;護言円

(『続天全・円戒1』一六八頁下)

条目の三ではそれを承けてまた、つぎのように述べられる。すなわち、

する。大乗法とは円戒 という。ここでは、末法には小乗法は何の役にも立たず、大乗法を未来永劫に守るべき必然性を力説 (梵網戒)による天台の修行を指すことはいうまでもない。

垢罪を犯すと説かれている、③三学を修めた明師が小乗戒を受けると、先に受戒した小乗沙弥の末座 楽行品には、声聞に近づくと「十悩乱」の害があると説かれ、また『梵網経』では小乗儀を学ぶと軽 ている。その理由を興円は、つぎの五義(四義)に示している。すなわち、⑴一向大乗寺は直往であ 薩はありえないから、小乗と大乗とを兼行することは許されないとして、「仮受小戒」を明確に退け れ廻心向大であれ菩薩のための道場であるから、小乗を利益する意義はもたない、②『法華経』の安 としている。興円ではこれを引用したのち、いま(興円)の時代には最澄のときのような久修行の菩 の「四条式」では、十二年籠山を終えた得業以後、利他のために「仮"受言小律儀"許は住言事行寺」 このような末法の時機観と小乗儀の否定は、つぎの条目四の「仮受小戒」の全否定へと進む。最澄

になるため、小乗の者が声聞戒を菩薩よりも勝れているとの高慢心をもつ、(4)末代鈍根の菩薩は円頓 の三学を一期には究めがたいので、小乗の行を学ぶいとまはない、と興円は述べている。

円珍 張 道にもっとも適しているとの確信にもとづくものである。もっとも、「仮受小戒」の廃棄は、 興円もそれを引用している。文殊は大乗の菩薩衆の上首であるゆえ、その像を置くことによって一向 とんど認められないといってよい。『顕戒論』によれば、文殊菩薩を食堂に安置する制度を定めており、 大乗戒を授けて、 どに叡山天台宗が成長発展をとげていたからであると同時に、 :の根拠としている。そして、最後の条目団に至っても、 このように、まったく小乗儀を排斥するのは、興円らのときには南都との調和を顧る必要のないほ この篇は、『顕戒論』 (八一四―八九一)のとき表明されており、興円は円珍の『授決集』の文を引用して、自己の主 『篇目集』 一向大乗寺(叡山) の文とその孫引きによってほぼ埋められているので、興円独自の主張はほ の第二篇は「文殊置上座篇」である。これは の行法を勧めるべきことを、興円は強調している。 たとえ小乗法を求める者がいても、 純大乗の天台による修行が末法期の得 「四条式」の第二条にもとづ すでに

講堂とともに寺院の主要な施設であった。『篇目集』の第七篇をみると、「食堂を常坐三昧道場とする」 食堂は斎堂(食事をする所)とも言われるが、それは坐禅を修める道場でもあり、 かつては金堂や

大乗寺のシンボルとするのである。

と規定しているので、興円らも食堂で坐禅(止観)を修行したことがわかる。ただ、第二篇では「比 丘形文殊事」という条目が設けられて、安置の文殊像は比丘形でなければならないことが注意されて いる。これは出家を表現するもので、文殊菩薩は興円ら天台の出家菩薩僧の上首として仰がれること(ミロ)

四 円戒復興の僧制―大乗戒篇目―

を意味しているといえよう。

述していると考えてよい。たとえば、叡山の大僧戒を梵網戒だけではなく、これに法華戒を加えた、 戒論』はほとんど依用されなくなる。その点で最澄時代とは異なる、興円ら独自の菩薩僧の僧制を記 がもっとも長く、同書の約半分を占める。ここでは「六条式」もまた用いられるのをみる半面で、『顕 思想の特色である。 いわゆる「正依法華傍依梵網」の意味に規定していることなどは、最澄にはみられない黒谷流の円戒 『篇目集』の第三篇は「菩薩大僧戒篇」である。これは「四条式」の第三条に、叡山で受持する大 『梵網経』の「十重四十八軽戒」であると定められることにもとづく。『篇目集』ではこの篇

第三篇のはじめに興円は、 十重四十八軽戒を直往菩薩戒とし、これを円頓戒と規定した上で、 円頓

戒には「受戒以後には直ちに如来となる」意義があると述べる。これは、黒谷流で創案された「重授

戒灌頂」の理念でもある「受戒即身成仏」の意に通じるものと考えられる。(ロ)

そののち、つぎのような条目が立てられて、第三篇の内容を構成する。

大小両戒差別勝劣事 大乗菩薩沙弥戒事 (Ξ) 菩薩大比丘僧事

菩薩大僧臘次事 (H.) 菩薩大僧長斎事 (六) 菩薩大僧常用道具事

(四)

(七) 祗支覆 菩薩大僧三衣事 肩事 (JJ) 編衫 鉢多羅事 事 (九) (\equiv) 充衣品事 所著衣事

袈裟衣色事 (尼師 壇事 (五) 水瓶 事

(L) 澡豆 (元) 手巾事

入寺心持事 (Ξ) 無伴不可出寺中事 尼女寺中来入事

(JL)

(天)

水漉嚢事

までは、興円ら天台僧の著衣や常用具を梵網戒をもとに細かく定めている。 これらは、大乗戒の意義や、それにもとづく僧制を記述するものである。

をまったく顧みないゆえんを力説する。これは円仁(七九四―八六四)の『顕揚大戒論』の所説にも そこで、条目の○では小乗戒よりも梵網の大乗戒が雲泥のごとく勝れており、天台宗で二百五十戒

付されており、 ことから、それはいわゆる大乗一般の「十善業道戒」のことであるとする。ただし、そこには裏書が 大乗の沙弥戒は経論に違いがあることを興円は述べ、「六条式」には「円の十善戒」と規定している □では、「六条式」により沙弥(未青年僧)の戒律を規定する。小乗の沙弥戒は一定しているが、

大乗`意者以;,直達円頓"為」本故"全`不」可」経;,沙弥位"。 仍当時再興之儀不」可」行」之"。

(『続天全・円戒1』 一七四頁下)

これを用いないという。つまり、出家の授戒後は当初から梵網の十重四十八軽戒を学び持つとするの とある。これによれば、 黒谷流の直往の円頓戒では沙弥の位を経ないから、ことさら沙弥戒としては

と示している。これは「四条式」の第三条に最澄が大僧戒を「十重四十八軽戒」と明確に指示してい 四十八軽戒を沙弥戒または在家菩薩の戒と解釈するのを批判して、出家僧の戒であることを主張して ならないとする、黒谷流の戒観念を表わしている。また、それと同時に興円は、南都では梵網の十重 るのを、それの上位に『法華経』の思想を加えて、「正依法華傍依梵網」の戒律を天台僧は持たねば ところの戒律を、興円は「如来一乗戒・室衣座戒・四安楽行戒・三聚浄戒・十重四十八軽戒」である 三では、天台宗の出家僧の戒を定める。これもまた「六条式」により、最澄が「仏子戒」とよんだ 時代に光定(七七九―八五八)の伝える「恵暁・徳善の諍論」のことなどが論じられる。興円では、(生) 法臘によって座次に加えられるという。また、ふたつに廻心向大菩薩 後受」戒者次第而坐」とあることにもとづく。ただその場合に、天台の菩薩僧にも二種があることが 節はややくわしく論述されているが、要の原則は『梵網経』の第三十八軽戒に、「先受、戒者在 もし叡山で受戒すれば南都で受戒した日からの法臘によって座次が決められるとする。この処置は、 叡山僧となる者)では、いかに長老の僧でも叡山で受戒しないかぎりは若輩の菩薩僧の下座になり、 と厳しく制裁され、そしてそれらの者が重ねて受戒して威儀を具足すれば、昔の登壇受戒の日からの 重四十八軽戒を護持しない者は叡山に止住できず、また犯戒の者も持戒僧と同席することはできない、 注意せられる。すなわち、ひとつに直往の僧(出家の最初から叡山に住する僧)では、受戒の後に十 『法華経』の開会思想にもとづくもので、興円は義寂の梵網『疏』によってその根拠を示している。 つぎに、四の「臘次事」とは、法臘(受戒後の年数)と座次(身分の上下)の関係である。この一つぎに、四の「臘次事」とは、法臘(受戒後の年数)と座次(身分の上下)の関係である。この一 ついで、叡山僧(菩薩僧)と南都僧(声聞僧)とが同席する問題がとりあげられ、たとえば最澄の (南都の小乗戒で出家してのち 前坐

4 いかなるときも菩薩僧が声聞僧よりも上座になる、と主張している。

叡山黒谷流興円の戒法復興事業と思想の確立

(<u>Ff.</u>)

の「長 斎 事」とは、『梵網経』にもとづいて持斎を定める。第三十軽戒の「不教好時戒」には、 りょうぎょうじ

巾壳 は る。それらは、①揚枝、②澡豆、③三衣、④瓶、⑤鉢、⑥坐具、⑦錫杖、⑧香炉、⑨漉水嚢、⑩手のできない。 記 「於₁:六斎日年三長斎月,作,|殺生劫盗破斎犯戒,|者犯,|軽垢罪,」とある。ここに「六斎日」とは、 て、 近づかないことを制するのが目的であるゆえ、十八物すべてを常用せねばならないわけでは に持斎すること、 月の前半十五日間持斎すること、そして「破斎」とは八斎戒のなかの「離非時食戒」(正午をすぎた ではそれら道具の一々を細かく記述する。第三十七軽戒には、菩薩の携帯する「十八物」を定めてい V 後には食事をしない)を破ることをいう。これらは元来は在家菩薩のことであるが、興円では天台『義 八・十四・十五・二十三・二十九・三十日の六ヶ日に八斎戒を守ることで、また「年三長斎月」とは一・五・九 る。すなわち、①身心軽利、②遠離睡眠、③寿命長遠、④遠離姪事、⑤得生人天、⑥成仏得道である。 さてつぎに、穴の「常用道具事」では梵網戒によって天台僧の持つ諸具を規制し、これ以下の条目 「冒難遊行戒」(天台『義記』)または「故入難処戒」(明曠『疏』)と名付けられるように、難処に などを用いて、出家の持斎とする。ただ、出家菩薩は六斎日や三斎月にとどまらず、尽寿 ①刀子、②火燧、③鑷子、母縄床、⑤経、⑥律、⑰仏像、⑧菩薩像、である。ただし、この戒しらず、かずい にょうし じょうしょう 興円は勝荘 『疏』を依用して、天台僧の常用物をつぎの七つに示している。すなわち、 つまりできるだけ長斎であるべきことを述べ、つぎのような長斎の功徳を列挙して (一生涯 毎月

坐具・漉水嚢・瓶・澡豆・手巾の諸具である。よって、比~穴の条目ではこれら道具の一々を解説する。

はこれを『顕戒論』によって示し、また道具のことは律(四分律)にくわしい規定があるので、 『四分律行事鈔』、 そこで、比「三衣」とは僧が着る衣服または袈裟のことで、九条・七条・五条の三種である。 法進『沙弥経疏』および元照『行事鈔資持記』などを用いて、三衣についての規制 興円

を記している。

という。これらのうち貧僧には「求め易く持ち易い」木鉢がよいとしている。 「鉢」では、 また道宣の 『行事鈔』などを用いて、 興円は鉢には泥瓦・鉄・木鉢など多種がある

の衣について規制を加えている。 衣などの種類があるが、それらのうち叡山僧の所著衣を定めるため、興円はつぎの⑤以下の条目で一々 「所著衣」は、僧の着る衣のことである。これには、祗支覆肩・褊衫・法服「所著衣」は、僧の着る衣のことである。これには、祗支覆肩・褊衫・法服 鈍色・直綴 ? 白小

を縫い合わせた、 であるが、多寒の国には男僧にも許される、と興円は記している。また口 「祗支覆肩」では、僧祗支と覆肩衣の二種は、元来尼僧が袈裟の下に肩をおおう着衣ぎによりない。 袖のない著衣であり、これは中国でできた僧制であるけれども、天台僧には許され 「編衫」は、祗支と覆肩と

□「充衣品事」では、法服と鈍色、また小衣と直綴のことが述べられ、これらのものは絹を用いた

叡山黒谷流興円の戒法復興事業と思想の確立

不正色の壊色」を用いることを定める。壊色とは、青・黄・赤・白・黒(五正色)などのあざやかぽしょうじき きじき と興円は戒めている。そして、⑤「袈裟衣色事」では、梵網第四十軽戒と天台『義記』によって、「五 り、あるいはあざやかな色のついた法衣であるから、質素な墨衣の僧はいずれも著るべきではない、 な原色ではない、粗末な濁った色のことである。

手拭きのことである。このような、一回の坐具以下の常用具については、興円は太賢や与咸の梵網 瓶」は洗浄に用いる浄水を入れる器で、浄水とは虫のない水であるとする。気「水漉嚢」は水を漉し のなかの第三十七軽戒釈の諸文、あるいは元照の『六物図』などを引用して、用具における制約を記 口・身体を、澡、るものである。そして、「「手巾」は、経巻を執るとき手を拭いて清浄にするための て虫を除く布袋であり、これは虫類を飲まないとの慈悲心にもとづく。「坦「澡豆」は、豆を粉にして、手・ つぎに、同「尼師檀」は「離欲清浄法坐」の坐具のことであり、その色は袈裟に準ずるとされる。 (差)水

そして、□「尼女寺中来入事」では、衆僧の隔室に尼女を入れてはならず、面会は公所で威儀を正し いと戒める。⑤「無、伴不、可、出、寺中、事」では、外出するときは僧が互いに伴をすべきことを定める。 さらに、「元「入寺心持事」では、叡山に入寺するときは、万事を捨て世間の望みを断たねばならな

くしてなすべきことを規制している。

五 行学二道―毎日毎月毎年の行法―

には一日の行法がいっそうくわしく記録されているのをみる。よって、いまそれらについての詳細は、 「二毎月勤事」「三毎年仏事」の三項目に箇条書きに記される。これらによって興円らの修行法が具体 のなかには、「興円記・恵鎮注」とされる『一日一夜行事次第(即身成仏抄)』が残されていて、それ 的に分るゆえ、この篇は先にみた第三篇とともにとくに注目されてよい。ただ他方で、黒谷流の資料 る「顕・密二道」の行学の日課および仏事が列記されている。それらの前半には、「一毎日行学等事」 の止観業・遮那業の修行法が引用され、そののち興円ら黒谷流の学僧たちが籠山中に修めたと思われ の第四条に大乗戒の授戒法を定めるのを引用したあと、授戒作法は「十二門戒儀」によるとだけ示さ も十二門によるから、 れて終わっている。十二門戒儀は中国の湛然(七一一一八二)に始まり、また最澄の『授菩薩戒儀 つぎに、第五 『篇目集』の第四「授菩薩大僧戒篇」は、この書のなかもっとも簡略である。ここでは、「四条式」 もとより『顕戒論』にも対応する篇目はない。それで第五篇では、「六条式」に定める天台独自 「置行学二道篇」になると、これよりあとの三篇は「四条式」によるものではないか 興円は天台宗ですでに確立しているこれらの戒儀を指示しているとみえる。

次節にゆずることにしたい。

る。 の終る翌十六日の自恣(安居の終るときに自己の犯した罪を告白し懺悔する)のことなども示してい 十六日から七月十五日までの三カ月、また冬時安居は十月十六日から正月十五日までと定める。そし 興円らが籠山中に布薩や夏安居を修めたことがみられるが、いまここでは『梵網経』の第三十七軽戒に、 て、安居中の六月四日報恩講(伝教大師忌)、七月本願会、十一月天台大師講など、さらに結夏安居 「冬夏坐禅結夏安居」などとあることにもとづく。興円はこれを明曠『疏』によって、夏安居は四月 また、第五篇の後半には「結夏安居」の行法と、「毎年仏事」の続きとが記される。興円の伝記にも、

侍者」は「世間と出世を主り、寺中を管領して衆僧の学道を助ける」というもっとも重要な役職である。 人)を規定する。司人は「長老一・侍者二・出世方七・知事方七」の一七人である。このなか「長老・ つぎに、『篇目集』の第六「定置司人篇」に移ると、ここでは仏事や寺中の処務を執行する役者(司

また、「出世方」はつぎのような七人である。

- (1) 権長老(長老の命をうけて寺中の仏事を執行するなど)
- (3) (2)小学頭 大学頭 (毎日の談義を執行したり、天台と真言の章疏を書写するなど) (年中の仏事や毎月の講説等を執行し、論議等を記録するなど)

- (4) 蔵 司 (法蔵の聖教を奉行する)
- (5) 維い 那な (布薩や勤等の事を執行する)

(6)

知し

客が

(7)殿でん 主す (金堂・講堂等の仏前を荘厳し、焼香・供養等を奉行する)

(客僧の去来や住僧の出入を奉行する)

そして、「知事方」(世間)はつぎの七人である。

事

(1) (2) 知

(寺領年貢や檀那の寄進物等を寺の浄地に納め、用に随って下行する)

- (3) 典 座 (食事など毎日時漸の沙汰を奉行する)
- (4)営造司 (造寺や寺中の掃地等を奉行する
- (5) 浴 主 (僧坊の浴室の事を奉行する)
- (6) 知 水 (毎日水を漉して虫の有無を見る)
- 浄 頭 (僧の厠の沙汰を致す)

のことが定められている。まず「造寺」では、これに二種があるとされる。ひとつには、地形に従っ て造営されるもので、地形が異なれば寺形もそれに従う。叡山の三塔九院などがそれである。もうひ さて、『篇目集』の最後の第七「造寺安置本尊篇」では、寺の造営のことと、諸堂に安置する本尊 なおまた、これらの司人の他に「承仕」がある。この者たちはおのおの司人に召使われるものされる。

堂・講堂・鐘楼・経蔵・四門・四面築垣などが薨を並べる。そして、法勝寺と思われる諸堂の配置図 とつは、地形に便のある都街での造寺で、法勝寺や法成寺などがそれにあたる。このケースでは、金

がそこに記載されている。

つぎに「安置本尊事」では、諸堂における本尊が、 つぎのごとく列記される。

- (1) 本堂 (薬師・釈迦・観音)
- (2) 塔(釈迦・多宝)

(3)

講堂

(釈迦・文殊・弥勒・舎利弗

·阿難

- (4) 戒壇院 (釈迦・文殊・弥勒)
- (5) 灌頂堂(下葉裏の天井に両界種子曼陀羅を図絵する)
- (6) 鎮守勧請(山王七社と天満天神を鎮守とする)
- (7) 食堂 (比丘形の文殊菩薩)
- (8) 光明真言院 (宝冠の弥陀と観音・勢至)
- (9) 祖師堂(南岳・天台・伝教・慈覚)
- 10 政所 (摩訶迦羅天神)
- (11) 四種三昧院(別に道場を作って本尊を置くことをしない)

という別著がある。その書にはまた本尊に関する特色ある思想がみられるので、くわしくは後節(第 さらに、4の戒壇院の本尊では、そこの箇所にも指示されているごとく、興円に『戒壇院本尊印相鈔』 心三聚浄戒一身即三身如来」であると解説される。これは黒谷流の特徴的な解釈であるといってよい。 四節)に譲りたい。 比丘形とされる。また、⑴の本堂の三尊は叡山三塔の本尊を一寺に安置したもので、しかもそれは「一 これらのなか、すでにふれたように⑦の文殊が比丘形であるとともに、③と④の文殊・弥勒もまた

を禁ずるなど、質素にして戒行を備え、学道に専念して利他にはげむことが強調されている。 に療病院を作って病僧を看病する」という。もうひとつは「制禁」のいくかが示される。それによる このような本尊のことのあと、第七篇の最後に二項がある。ひとつは「療病院」で、これは「寺外 「衣裳は寒風を除くを功とし美服を著すなかれ」とか、「檀越を貪り分を超えて坊舎を造る」こと

六 興円らの修行と本覚思想の問題

内容を、 思想的な特色に着目しながら少しくあとづけた。すでにみたような同書の内容は、 本節では、興円の『一向大乗寺興隆篇目集』によって、黒谷流による叡山戒法復興の具体的 興円らが

籠山修行中に実践した事実であるに相違ない。この書の後文においては、興円はまたつぎのように記

している。

忘言於疲羸,梁言深山之閑室,忍言於寒風,住心幽谷之禅坊,以言一十二年,精進多年九旬練行,偏心資,仏 惣シット一十二年シ籠山乃至毫末シ微善マッ併利他シ戒行全シチェム為ニ「自利シ偏ー益ス「衆生ス゚。 倩案二龍山一累徳四

法興隆伽藍建立之願言。諸仏誓願虚妄;『者我願、不」成。諸仏』誓願真実者我願盍》成就

(『続天全・円戒1』 一八八頁上)

にかけた、 これによっても、利他を旨とする叡山の戒法を再興し、十二年籠山行の復活実践をもって仏法興隆 興円ら黒谷流の学僧たちの厳しい求道の志をみることができる。

れは黒谷流で創案され、興円らが円戒復興事業のなかで確立したものである。その戒灌頂の思想は、 ところで、はじめにもふれたように、黒谷・法勝寺流円戒では重授戒灌頂を特色の法門とする。そ

法の実践を後退させた一部の傾向がなかったともいえない。しかしながら、本覚思想は大乗仏教の真 後節にも述べるように、中古天台期の本覚思想を中核にもっている。本覚思想はしかし、観心を偏 せられる向きがある。確かに、中古天台期の叡山天台宗では、そのように評価しうる一流が勢力を増 したことも事実であり、 哲理を重んずるばかりに、戒律と修行をないがしろにする、仏道実践の後退であると一般に評価 また黒谷・法勝寺流の末裔においても本覚思想のみをこととして、 戒律と行

修行の実践を軽視することと不可分のものではない。本節でみたような、興円らによる円戒復興の実 如論、および「煩悩即菩提」の天台思想を究極にまで進めた、すぐれた哲理ではあっても、けっして

績がそれを物語っている。

る円戒復興の真摯な実践が、その基礎に含まれていたことはけっして忘れられてはならない。 叡山に戒律と籠山修行の復活を実現したのである。今日に伝わる法勝寺流の戒灌頂には、黒谷流によ 黒谷流の学僧たちは、当時の日本天台の本覚法門を学んで、それを自らの思想の基礎としながら、

第二節 中古天台期の比叡山黒谷における籠山修行

叡山黒谷における籠山行の復活

践したのは、黒谷(西塔の別所)に集う学僧たちであった。その主導者は伝信和尚興円(一二六三― 一三一七)であり、恵鎮(円観、一二八一―一三五六)や、光宗(道光、一二七六―一三五〇)らが、 鎌倉時代から南北朝期にかけての、いわゆる中古天台期に、比叡山での十二年籠山行を復活させ実

その行業をともにした。

するものとせられた。 叡山『一十二年不』出『山門『修』学*シム両業"』とする(『伝全』一・一二頁)。ここに「大戒」とは の十重四十八軽戒を指し、また「両業」とは止観業と遮那業とをいう。つまり、出家して比叡山に登 めた修行制度である。すなわち、その「六条式」に、菩薩僧(天台宗の僧)は「受力大戒」已立命立住は った者は、 十二年籠山行は、もと伝教大師最澄(七六七一八二二)が『山家学生式』に、初修行者のために定 得度受戒ののち梵網戒を持って十二年のあいだ山に籠り、止観と遮那の両業を専心に修学

修め、安居を結び修行をともにした。興円は正和五年(一三一六)正月に籠山を結願し、また恵鎮は 翌年にそれの満了を迎える。このように、黒谷や神蔵寺を舞台として、十二年籠山行は名実ともに復 も神蔵寺に移ったとき、さらに幾人かの同志が加わり、これら籠山の学僧たちは興円を中心に戒学を 行の居を黒谷から神蔵寺(東塔の別所)に移すが、このとき光宗が籠山行に加わっている。のち興円 に叡山の戒法再興を起誓して、翌年の十月から黒谷の願不退房で十二年を契る籠山行を始めた。つい 網経』の戒律)を復興させる運動のなかで叡山に甦らせた。すなわち、興円は嘉元二年(一三〇四) で弟子の恵鎮は、その翌年の八月に興円に随って籠山行に入った。恵鎮は延慶元年(一三〇八)に修 このような祖式にもとづく修行形態は、鎌倉時代には衰退に瀕していたのを、興円らが円戒 (『梵

活をみた。そして、その過程で興円らは新たに黒谷流の円戒思想を確立させたのである。

のちに恵鎮が手を加えたものを今日に伝えており、そこには籠山修行での僧制や行法を記している。 籠山中の延慶二年(一三〇九)に、『一向大乗寺興隆篇目集』を著わしている。この書は、

ではとくに、籠山中の具体的な修行法をみることにしたい。 同書に叙述する円戒復興の意義と、『梵網経』にもとづく僧制については、前節に論じたので、本節

にできる。 が修めた行法の日課がとくにくわしく記されている、そのため、それは先の『篇目集』の姉妹篇とも いうべき書であるから、 また、興円や恵鎮が残した書に、『一日一夜行事次第(即身成仏抄)』がある。この書には、 両書を合わせみることによって、興円らの実践した修行内容をいっそう詳か 興円ら

料の欠乏によって今日では詳細が知られない。それで、本節にみる興円らの修行法は、鎌倉期前後の 知ることができると考える。 中古天台期の比叡山における行法の内実を、黒谷の学僧たちが修行した籠山行をひとつの典型として、 叡山での仏事や行法を知る上にも意味がある。興円らの修行は、籠山行のために興円らが考案したも のというよりもむしろ、当時に叡山で修められていた形態を反映していると考えられる。その意味で、 ところで、信長による元亀の焼打ち(一五七一年)以前の、比叡山での天台僧の修行の形態は、 資

一 籠山中の修行法とその日課

興円の『一向大乗寺興隆篇目集』(以下『篇目集』)は、七篇から構成されるなか、 第五に「置行学

興円らが籠山中に修めた行法であるのに相違ない。そこでは始め

に、最澄の「六条式」が引用されている。すなわち、

二道篇」がある。ここでの叙述は、

歳歳毎日長-|念遮那・孔雀・不空・仏頂諸真言等護国真言 |。 (『続天全・円戒1』 一八二頁下)。 凡`止観業者年年毎日長;転長;講法華・金光明・仁王・守護諸大乗等`護国`衆経」。凡`遮那業者

という規定である。これは、籠山の初修業者が行ずる止観と遮那の両業を、最澄が具体的に示したも

法相資の根性」にしたがって「行学の二道」を定め、もって「止観と遮那の両業」または「顕・密の 二道」を学ぶべきであると述べている。そしてつぎに、○毎日行学等事、□毎月勤事、回毎年仏事、 のである。興円はこれを引用した上で、行者の機根には幾多の不同があるゆえに、それぞれの

の三項目に具体的な行法を定めている。

日不断"於,,本堂`内陣"行,,三部`長講真言秘法,鎮"護言>国家"」とする。この文に、「三部長講」と「真 そこでまず、〇の「毎日行学等事」とは、興円らによる毎日の修行日課をいう。ここでは初めに、「毎

日行学」の内容とよく一致し、これを詳しくしたものであることがわかる。それで、両書を合わせて の次第を興円は示している。 毎日の行学の基本的な範囲を述べたものである。そして、これにつづいて、明け方から夜までの行法 言秘法」というのが、「六条式」にもとづく止観・遮那の両業、または顕教と密教の二道を指すわけで、 日の行法の次第をみると、つぎのようになっている。 先にも述べたように、「興円記、恵鎮注」による『一日一夜行事次第』は、いまの『篇目集』に記す「毎

- ○卯時または後夜(夜明け近く)に、食堂にて坐禅 (後夜の坐禅)。「坐禅儀」による。
- ○明相現東(夜明け)に粥を食す。引粥作法による。
- ○引粥後に懺法を修む。懺法後には寮舎にて顕密を行学す。
- 〇午時 (正午)に至る頃に日中勤行。法華経読誦と千手陀羅尼三返による。そののち飯を食す。

民飲作法による。

- ○未時(昼すぎ)に講堂にて大談義。これは観音経読誦後に書を開いて聴法し、そして談義をす るのによる。のち寮舎にて義理・要文を憶念し、文籍を調べ、或いは坐禅思惟する。
- ○西時 (夕方)に例時を修む。阿弥陀経は短声にて行道し、および光明真言四十九返による。
- (夜の初め)に、食堂にて坐禅(初夜の坐禅)。終って長老退出後も坐禅を続けるか、ま

たは寮舎にて顕密を修練す。

○子時(夜中)に、僧堂にて夜宿。丑時に半夜の巡堂がある。これ以前には必ず僧堂に入って夜

宿する。

ている。これによれば、「不断に光明真言を唱え、三昧行供養法を修して土沙を加持し、 おおよそこのような日課を営むとした上で、毎日の行法には「光明真言院勤事」がさらに加えられ 四恩法界に

謝すべし」、と定めている。

つぎに、口の「毎月勤事」では、毎月の行法をつぎのように記している。

- ○半月半月に布薩説戒。布薩作法による。
- ○上旬に本尊講。一座三問の番論義一雙による。
- ○中旬に山王講。一座三問の番論義一雙による。
- ○下旬に祖師講。一座三問の番論義一雙による。

別にあり」と注記されているので、興円らは梵網戒や明曠『疏』にもとづくと考えられる「布薩作法_ これによると、一ケ月の勤事としては、まず半月ごとに布薩説戒が行ぜられる。これには「作法は

をもち、また布薩のときには 『梵網経』の具体的な戒相によって「説戒」が行われたと考えられる。

このような布薩法についで、一ケ月の初・中・後の三旬にそれぞれ、本尊講・山王講・祖師講が順

にいう「山王」とは鎮守の山王七社の諸尊をいい、「祖師」とは南岳・天台・伝教・慈覚の諸師を指 答する「番(つがえ)論義」により、一座に三問が論義される形態をとったことが分かる。またそこ 次営まれ、それらの講では論義を主な内容としている。論義は、講師と問者が各一人一雙となって問

そして、三の「毎年仏事」は、つぎのように記されている。

すとみてよい。 (35)

○正月八日、大仁王会。百高座百法師による。

○同月十四日、 曼荼羅供 (慈覚大師御忌日)。夜に入って立義、 山門の採題明匠を請して題者と

する。

○二月十五日、涅槃会。

○四月八日、仏生会。

○同月十六日、結夏安居。七月十五日まで。

○六月四日、 報恩講(伝教大師御忌日)。一座五間の番論義二雙による。夜に入って曼陀羅供。

○七月八日、本願会。八日より七日七夜に高声不断の光明真言。十四日に一座五問の講、番論義

一雙による。夜に入って施餓鬼。十五日に結縁潅頂と開夏布薩をなす。

○十月十六日、冬時安居。正月十五日まで。

○十一月、天台大師講。四日八講による。

曠 は、最澄の「四条式」にもとづく。また、安居については解説が加えられ、梵網の第三十七軽戒と明 とが定められている。そして、安居が終った翌日の十六日には自恣を行なうとする。これは安居期間 に自己の犯した戒律や罪を告白し懺悔するのである。 このような年間の行法のなか、正月の仁王会が百の高座にて百の法師に『仁王経』を講ぜしめるの 『疏』によって、夏期(四月十六日から三カ月)の安居と、冬時(十月十六日から三カ月)のそれ

七月の本願会では、これにも説明が付され、

滅之幽魂"為」導;宝所言云々。 凡斯会者当寺開山,長老根本発願以後、建立以前"同心発願》,加,署判『在家出家)菩薩衆、先亡後 (『続天全・円戒1』 一八四頁上)

ると考えられる。そして、本願会の終る翌日の七月十五日には結縁灌頂がなされ、夏安居が解かれる 満願の七月十四日夜には施餓鬼を行なうとするから、いまの説明と合わせみるとき、これは梵網の第 三十九軽戒(父母兄弟等の亡滅の日などに大乗の経律を読誦する)と、盂蘭盆会に関係した仏事であ という。それで、この会の修法では、安居の終る頃の七月八日より七日七夜に光明真言を不断に唱え、 (開夏)とともに、半月ごとの布薩がまた修められることになる。

また、十一月の天台大師講を「四日八講」とするのは、『法華経』 八巻を八座に講じ(八講)、これ

を朝夕の二座に分けて四日間に修することをいう。

十六日、於『神蔵寺』初》『夏安居、…(中略)…同三十日布薩始》『行』之」と記しているから、少なく をみな如法に厳しく修めたわけである。もっとも、『伝信和尚伝』には、「延慶三年(一三一〇)四月 再興実践のために、籠山中の主な修法に組み入れたと考えてよい。 とも年二回の安居と、半月ごとの布薩については、長らく叡山に廃れていたのを、興円らが梵網戒の のではなく、すでにそれまでの叡山に執行されていた行事であるとみてよい。ただ、興円らはそれら さて、右にみたような毎月と毎年の諸仏事は、必ずしも興円らが籠山中の行法として始めたという

三 食堂での坐禅(止観)と引粥作法

『一日一夜行事次第』によって、坐禅と引粥との次第を少しく詳かにしてみたい。 の食作法には、別に『坐禅儀』と『食作法次第』があったことを注記によって知るが、いまは現存の ら夜明けの「引粥作法」にかけてを詳述している。ただし、後夜と初夜の坐禅、および朝(粥)と昼 行事次第』にはそれがもっとくわしく記述されている。ことにその『次第』では、後夜の「坐禅」か すでに前項では、籠山中の興円らによる日課行法の概略をみた。先にも述べたように、『一日一夜 一(飯)

にしたい。(丸かっこ内は引用者でおぎなったもの。『続天全・円戒1』一九一頁上~下) ような「後夜坐禅」の次第を記している。原文は漢文であるが、いまは平易な和訳によってみること この書では初めに、「一日一夜の行事次第は後夜(夜明け前) の坐禅より始める」と述べ、つぎの

なことはせぬように、よくよく用心すべきである。もし自分が昏睡低頭したならば、それに気づ せてよいが、 ければ、先に入禅の体位をとる。入定の間は三業を納め他事をしない。観法の体位は『用心』に 次に、入定の体位をとることは『坐禅用心』の如くにする。長老の巡堂する時剋に入定が調わな いけない。床の登り下りや、履の音は毎事に注意深くし、満堂の衆僧を乱してはいけない。 寒い日ならば被衣を用いるのは随意である。被衣を用いる動作は、左右の隣座の者を煩わせては 次に七条袈裟を懸け、 入堂し、ついで巡堂がある。それまでに必ず帰座し、たいした用のない者は座を出てはいけない。 れば準備の間にすませる。 いたとき突然に頭を挙げないで、ゆっくり動作するのがよい。委細は『別抄』をみよ。 卯剋の始めに太鼓二返が鳴り、 隣座の者が入定中に睡昏の音を出し、他の入禅を妨げるほどならば、密かに驚覚さ もし長老がそれをするために床を下りてきたならば、私に驚かすべきでない。 箱の上の鉢を取り、 準備時間中に必ず自分の座に帰着せねばならない。 座禅の作相(準備合図)を聞く。大小の所用 自分の座の後ろ上方に置く。次に床前に向って座る。 準備終れば長老が (用便)

衣は外に出さないなどの威儀が調へば、 ように床の前に向かう。遅い人があればそれを待ち、けっして独り先に床前に向かうことをしな 左右の隣座に無作法にならないようにする。襞みおわって巾を懸けたなら、大衆は同時にもとの れば大衆は同時に被衣を襞み、後方の壁の際に置き、巾を懸ける。被衣を襞む作法も音を出さず、 用便があれば密かに出てそれをする。その仕方は前と同じで、毎事に注意深くする。仕度がおわ 次に、平朝の鐘三下を聞いたなら、ゆっくり出定する。鐘三返にて仕舞いじたくにかかり、もし 諸衆を待ち、 動作は同時に、 座法は必ず一様でなければならない。座の出入がなくなり、 呪いがん (食事の祈願) の鐘を待つ。 内

このような「後夜坐禅」を終えたのち、つづいて夜明け頃の「引粥作法」に移る。 それはつぎのご

とくである。(『続天全・円戒1』一九一頁下~三頁上)

打で、大衆は同時に鉢を開く。その次第は、先ず鉢の裹を解き、これを襞んで左の方へ置く。次 唱えたら、心中に密かにそれを唱え、ついで微音に般若心経一巻を誦す。心経ののち維那の鐘一 床前に置くにも危うくしないよう注意する。鉢を置いたらもとのように合掌する。維那が仏号を これも大衆同時に、けっして前後あることのないようにする。後ろを向くときも鉢を大切に扱い、 わす(互いに合掌して敬礼の意を唱える)。次に後ろを向いて両手で鉢を取り、床の楞に置く。 (寺務を司る役者)が打つ初鐘一つを聞き、左右に並んで座を向かい合い、問訊を合

置く。このように準備がおわれば、威儀を直して坐る。毎事に観念に住し、食物の遅速や麁細を 思わない。 虫払いを用い、坦上にならべおく。次に箸袋を開いて、箸・匙を取り出し、鉢子の二つの間に置 二分を上に向ける。次に箸袋を取り、左の方へしばらく置く。次に鉢子の大小二つを取り出し、 へ置く。次に坦(平らな飯台)を開いて、床の楞の上に敷く。坦の三分のうち、一分を下に向け、 に浄巾を取り膝の上に懸ける。袈裟や衣が汚れないようにするためである。次に鉢を取り左の方 箸匙は外に向ける。次に刷を取り、坦の右端の上に置く。鉢巾と箸袋は鉢裹の辺にしばらく

ち呪願(食事前に施主のために祈願し呪文を唱える)を待つ。維那は鐘を鳴らして呪願を唱える。 にこれを食す。このとき「断悪修善度生」の思いを生じ、懈怠してはいけない。汁もまた同じに に入れ、箸を汁器に入れる。次に衆僧は同時に左右の手で粥器を持ち左手にのせ、匙でまず三口 をおわれば鐘一つ打つ。その鐘を聞いたら、左右を見合ってともに床に向かい、同時に匙を粥器 呪願文は前と同じで、密かにそれを唱える。呪願の間は深く観法に住し、放逸しない。次に呪願 たくし上げ、粥を受く。受けおわればもとのように坦上に置く。汁を受ける次第も同じ。そのの 次に引粥の次第では、先ず如法に問訊し合掌する。次に右手で鉢子の大を取り、左手で衣の袖を 食中には口音をさせない。作法はよく本文を守るべきである。次に再進(おかわり)をす

く受けすぎて残してはいけない。匙で粥の終いまで食べ、鉢子の中に残さないようにする。 る者は必要なだけこれを受ける。受け方は前と同じである。粥と汁とは己が分量をわきまえ、多

では刷を用い、律院ではそれを用いないが、分に応じて注意深くすべきである。

その上に置いて裹む。その仕方は、裏の外側の角で鉢を覆い、ついで前方の角を懸け、 器を洗う。以上には刷を用いる。 る作法は遅からず早からず、大衆が同時にそろって作すのが軌則である。 巾を襞み、鉢の上に置く。このように調え終れば、威儀を取り直して坐る。食を用い、鉢を調え んでもとのように坦に収め、しばらく傍におく。次に鉢の裹を取り、開いて座の前に置き、 は上に同じ。次に箸袋を鉢の中に入れる。次に鉢の巾で坦を拭い、乾かして坦を襞む。 粥器を洗う。 まず箸匙を洗う。洗いおわれば箸匙を坦上に置く。次に汁器を洗い、次に湯を汁器より移し、 次に食べおわれば、鉢に湯を受く。先のように問訊合掌する。粥器にこれを受け、坦上に置き、 って裹んでこれを加える。次に両方の角を合わせて鉢の上を覆い、これを右結びにする。次に鉢 裹に入れ、もとのように左方に置く。次に粥器を拭い鉢の中に入れる。次に汁器を重ね 次第は前に同じで、受けたら坦上に置く。まず汁器を洗い、次に前の如く、湯を汁器より移し、 次に箸・匙を洗い、刷は汁器の中に置く。次に鉢の巾を取り、 次に雑水桶を使い、問訊して穢水を入れる。次に重ねて湯を受 まず匙・箸・刷を拭 浄巾を取 浄巾 るの

はつぎのように記されている(『続天全・円戒1』一九三頁上)。 このようにして「引粥作法」が終ると、いましばらく食後のことがつづく、すなわち、「引粥後の作法」

次に、呪願を聞き、大衆は同時に問訊を合わす。もとのように両手で鉢を取り、後ろを向いて自

座の宝前に問訊し、合掌し低頭する。自分の座の方に傍って脚を出すのは例の如くである。 履をそろえ直す。次に床前に向き、諸衆は同時に問訊を合わす。まず両足をそろえ、 わす必要はない。もし初心者ならば、子細を教授するのがよい。 ない者で一方が小衣のとき、如法に問訊をしたとしても、ただ俗礼だけを用い、如法の問訊を合 を用いず、また両者ともに小衣、あるいは一方が小衣の時には、ただ俗礼を用いる。子細を知ら 廊下に出て容を斂め、廊辺に傍って雁の行く如く上下に乱さず、、また象や牛の如くに妄さずに愈下に出て容を斂め、廊辺に傍って雁の行く如く上下に乱さず、、また象や牛の如くに妄さずに かって床を下り、床前に立つ。また同時に問訊を合わす。 分の座の上方におく。必ず満堂の者が同時に行ない、前後乱れてはいけない。この間に行者は もし年長者に遇えば、如法に問訊合掌し、礼敬の想を作す。但し、小衣の時は如法の問訊 始め長老より次第に出堂する。必ず上 下座に向

さて、以上では「後夜坐禅」と「引粥作法」との、明け方前後の行法の始終をみたわけであるが、 いわゆる「三時の勤行、二時の坐禅および夜宿等」の、一日の修法の終りまでを記述してい いずれも食堂での作法である。『一日一夜行事次第』では、このあと粥後の「懺法の次第_

る(『続天全・円戒1』一九五頁下)。なかでもとくに詳しいのが、いまみた坐禅と食時作法である。

粥を口にするとき「断悪修善度生」の念を生ずべきことを強調しているように、このことは昼の食飯 坐禅はもう一回、「初夜坐禅」があり、また食時には昼の「食飯作法」がある。ことに食作法では、

ぜなら、食事は殺生戒にも関わることであり、ために食作法はとくにくわしく厳しい内容となってい でも同様である。それは、施食に感謝し、また生類を愍れむ利他の精神にもとづくものといえる。 な

る。そして、「離非時食戒」により、正午より後の食事はなされないのは言うまでもない。

興円の『篇目集』では、その「第三菩薩大僧戒篇」において、『梵網経』の第三十七軽戒に

れていたかも知ることができる。 な坐禅と引粥の作法次第を読むとき、 もとづき、天台僧のもつ「常用具」を厳しく規制していることは、前節にみた通りである。 興円らの携帯した日常用具の数々が、具体的にどのように使わ 右のよう

日一夜行事次第』を合わせてみることにより、黒谷や神蔵寺での興円らの籠山修行の内容がくわしく このように、『一向大乗寺興隆篇目集』の「第五置行学二道篇」における「毎日行学等事」は、『一

知られるのである。

上厠と後架における作法

兀

『一日一夜行事次第』には、一日の行法が終わるまでを記述したのち、「上厠作法」と、「後架作法」

とをまた載せている。ここに、上厠とは厠 これらは、 不浄を除き、また水を使うときに虫類を殺さないとの慈悲心により、 (便所) を用いることであり、後架とは洗面所のことであ 行法の重要な一

それでまず、「上厠作法」を平易な現代文に訳すと、つぎのごとくである。(『続天全・円戒1』

九五頁下~六頁下)

環とされる。

厠は禅院や北京律では東司というが、天台の門流や南都では僧厠というのが本文にかなう。

の委細は「護律儀第十四上厠法二十条」によれ。但し、なお尽くさない事等があるので、その本

文の外にいささか愚意を加えることにする。

これを略してよい。雑紙を少し身につけておくことを忘れず、急がない程度に赴く。 その次第は、用便には五条袈裟を懸け、左手に手巾を懸け、水瓶を持って赴く。 水瓶はなければ 次に僧 順に

到れば、自分の座の上下の分限を計り、竿の辺にいく。まず袈裟を脱ぎ、これを襞み、

上の浄紫

到り、 摩地に住する種子は含「あ」字である。 け、手巾で他人の衣等を乱さないように結ぶ。もし手巾がなければ裳の帯で結ぶ。次に袂を取り、 出する。委しくは本文の規定を守るべきである。 手巾を解いて次に裳を著し、次に衣を著て袈裟を懸ける。次にもとの如く、左手に手巾を懸け退 を洗い、次に右手を洗う。次に口を嗽いだら手巾で手を拭いて乾かす。次に竿の辺に到り、先ず に穢に触れるので、戸を開けるのには用いず、 である。次に外に出る時は右手で触桶を取る。 るにとどめ、これの委細は別に尋ねよ。 れは虫類等を護るためであり、また不浄を流れ易くするためである。次に用便がおわれば、 をすることは本文のとおりである。次に戸を開いて内に入り、まず水で孔の中に流し入れる。こ 両脇に懸け、水船の辺に寄り、触桶を取り水を入れ左手にこれを持ち、厠門に臨んで右手で弾指 に懸ける。次に褊衫の紐を解き、次に裳を脱ぎ、下の触竿に懸ける。次に衣を脱ぎ、裳の上に懸 **- ⊋**」字を頂の上に観ずる。これは不浄を除く意味である。次に触穢金剛、 いて洗浄するのは本文の如くである。但し、真言行では密宗の観法がある。 もとの如く触桶を置き、右手で澡豆を、つまり灰等を取り、杓で水を手に懸け、先に左手 次に、水で不浄を流すには籌を用いるのは本文のとおり 彼の金剛にはその誓願があるからである。いまは粗註す また内衣にも触れないようにする。次に手水所に 戸を開くのも同じ右手でする。左手は洗浄のため つまり鳥瑟沙摩の三 すなわち、 巾紙

を脱がずに厠に入ってはいけないと戒めている。 を著たまま厠内に入るのを許していることを問う。これには、本文に委細はなくとも、褊衫などの衣 れている このような上厠作法について、このあと問答が二つ加えられている。ひとつは、右の文中に指示さ 『護律儀』の規定に関して、それには袈裟や褊衫を脱ぐとの条文がなく、また他門では褊衫

る。「後架作法」はつぎのように記されている。(『続天全・円戒1』一九七頁上) の風習では内衣を用いるゆえ、 ゆえ、厠には裸形で入るのが適当ではないかとの問いである。これにはそれを否定して、 さてつぎに、後架とは僧堂の後方に小用や洗面をする所であり、ときに針仕事などもそれに含まれ またふたつに、インドでは男僧は内衣を用いないから、 上衣を脱いでも内衣を著たままに用を足すべきであるとしている。 用便の時に裳などの衣を脱ぐと裸形になる 中国 日本

後架は禅院や北京律でもこの語を用い、南都で小便所というのは正しくない。それの作法は

くり の水を酌み、二、三返に洗浄する。次に手水の辺に至り、手を洗い口を嗽ぎ、手巾を使う。 に到り五条を脱ぎ、上の浄竿に懸け、次に褊衫を脱いで下の触竿に懸ける。北京では衣を脱がな 律儀」にはない。すなわち、用足しを覚えたら五条袈裟を懸けて、その場所へゆく。まず竿の辺 のは不審であり、 `用を足す。急ぐと威儀を乱すので、急迫しないうちに赴くのがよい。用を足せば小杓で触桶 また南都では衣・裳ともに脱ぐのはこれも正しくない。次に孔に向ってゆっ 次に

される。当時の叡山には、『護律儀』が存したと同時に、興円らは天台僧に独自の律法をもち、それ すでにみたような、上厠法と後架法とでは、南都律や北京律とのちがいに言及していることが注意 治する。努めて怠ってはいけない。小用の間に観法をするべきかは調べてみる必要がある。 もとのように衣を著て、袈裟を懸けて退出する。もし後架の辺りに不浄があれば、必ずこれを掃

五 籠山修行と即身成仏義

に従ったことが知られる。

修行の内容をみた。それらは、興円や恵鎮らが籠山行として実践した事実であるのに相違ない。 恵鎮はこの書の後文を記して、つぎのように述べている。すなわち、 で、最後に注意しておきたいのは、『一日一夜行事次第』が「即身成仏抄」との別名をもつことである。 本節では、中古天台期の叡山に、梵網円戒と十二年籠山行を復活させた、黒谷流の学僧達の如法な それ

分,了。而今幸遇,一支一戒,、無,非,法界之宗致,、忽成,一日一夜止悪修善之行業,、既是一生不 而 一日一夜儀則大都如ച斯。…(中略)…抑又直是即身成仏儀則也。凡衆生者皆是無作三身全体、 更非 |流転迷惑之凡夫| 。然而二六時中之間、被、侵、|三毒五欲之忘(妄)法、、徒忘、|己心清浄本

退之修行也。豈非,,三昧成就之因縁,哉。是又一行一切行恆修,,四三昧,、一色一切色常勤,,三聚戒,也。

三身一身之妙行也。一念三千之捉足也。謂事相事儀努努不」可」軽」之哉

(『続天全・円戒1』 一九七頁上~下)

具体的実践を重んずべきことを主張している。要するに、一日の如法な修行をなす姿のなかに即身成 ここには本覚的な思想を基盤とするのをみてとってよいが、ただし恵鎮らでは、一戒をも持って「一 という。これによると、衆生とは「無作三身の全体」であり、「流転迷惑の凡夫」ではない、と規定 つねに「四種三昧」を修めるものとせられる。したがって、戒律も修行も「事相事儀」につとめて、 っても、「一生不退の修行」であると位置づけられる。つまり、一行のなかに一切行を含める意味で、 日一夜の止悪修善の行業」を成ずることを肝要とし、しかもその行業は、たとえ一日一夜のものであ される一方で、つねに「三毒五欲の妄法」に侵され、「己心清浄の本分」を忘れる存在であるとされる。

仏をみる、というのが黒谷流の思想的な特色であるといってよい。

第三節 伝信和尚興円(戒家)の円戒思想

『菩薩戒義記知見別紙抄』を中心として―

叡山黒谷流円戒のなかの興円の位置

に叡山でもまた、伝教大師最澄以来の伝統的な大乗円戒の復興とその堅持が主張せられたのであり、 律の堅持を主張して、それぞれ戒学の振興に力を注いだ。そして、そうした動きに呼応するかのよう 活躍があり、京都では泉涌寺に俊芿、建仁寺に円琳が出て、また臨済宗の栄西や弁円 円戒 展開 叡山におけるそれは西塔の黒谷にあった叡空(?~一一七九)に始まる。 教が輩出 中古天台期の比叡山における戒律復興運動は、 の復興を志してその実をあげ、 した脈絡のなかで捉えられねばならない。すなわち、 いま、戒律復興という点を中心に述べると、南都では貞慶・良遍・覚盛・叡尊・凝然らの 他方で南都ほかの旧仏教の勢力内で戒律復興を中心として、思想・教学的な革新運動が 日本天台宗の宗教的蘇生と革新をはかる試みとして忘れられては 鎌倉時代に叡山仏教から念仏・禅・法華などの新仏 叡山仏教の内部で真摯な求道のもと、 (円爾)らも戒 大乗

風潮さえ招いたからである。そして、そのことがやがて教団内の僧風の退廃をもたらし、 念のみあれば、 戒律については乗戒一体思想にもとづいて、一心三観を学び、『法華経』を受持して一乗に帰する信 になった。というのも、 出てのちには、その戒律に対する解釈は理戒中心となり、事実上の戒律の受持実践は軽視されるよう 網経』にもとづく大乗戒を唱導して修学のもといとなしたが、安然(八四一~?)の『普通広釈』が とともに何らかの宗教的覚醒がはかられねばならないことは必然の趨勢でもあった。 の技巧に意を凝らし、とりわけ院政期以後の恵檀両流の時代には口伝法門による本覚思想が台頭して、 比叡山天台宗では、そのはじめ最澄(七六七~八二二)が『山家学生式』や『顕戒論』によって、『梵 おのずとそこに戒律は具備されているとして、戒律は形式的伝授のみに終わるという 平安期の密教隆盛にともない、僧侶たちは貴族の要請による加持祈祷の手法 時代の進展

れらの人達の年代を示すと次のごとくである。 け継いで、叡山の戒法復興運動が進展し、いわゆる黒谷流が形成される。いま改めて、その戒系とそ そこで、大乗戒の具体的な実行と、戒学の復活を唱導したのは黒谷の叡空である。以後その志を受

叡 空—源空—信空—湛空—恵尋—恵顗—興円—恵鎮 惟 -光宗

叡空(~一一七九)、源空(一一三三~一二一二)、信空(一一四六~一二二八)、湛空(一一七六

~一二五三)、恵尋(~一二八九)、恵顗 (生没不詳)、興円 (一二六三~一三一七)、恵鎮 (一二八一

~一三五六)、光宗(一二七六~一三五〇)、惟賢(一二八九~一三七八)

または興円の頃であると思われる。 道房恵尋には、この人のものと目される著作のいくつかが現存し、また伝言和尚興円には後述のごと に自らを「戒家」と称するに至るが、この呼称およびその立場が確立するのは、恵尋の一時期以後、 法門と思想が確立されたのも興円のときであるといってよい。また、黒谷流に属する学僧たちは次第 による円戒伝授の儀式法門が生み出され、それは今日にも伝えられているのであるが、この戒灌頂 くいくつもの著作が残されている。ことに黒谷流では、「重授戒灌頂」とよばれる一種独特の、 に実をあげ、またその固有の思想が確立されたのは、恵尋と、そしてとりわけ興円のときである。 の戒脈のなか、今日に残された事蹟及び著作等の資料からみて、叡山の大乗円戒(円頓戒)復興 求

という性格をもち、それに関する著作典籍は門外不出として秘匿されてきたからである。ところが、 はいえない。というのは、この門流の核をなすと目される重授戒灌頂が、口伝法門による「唯授一人」 『続天台宗全書』の刊行によって、重要資料が公表され、また関係資料も収集されて、研究に供 黒谷流を中心とする円戒復興期の典籍資料は、これまで一般には充分に知られていたと

戒 年・春秋社)に収録をみた興円の『菩薩戒義記知見別紙抄』三巻によって、黒谷流興円の円戒 さることになった。いま、それらのうちで『続天台宗全書・円戒2〈菩薩戒疏註釈・戒論義〉』(二〇〇六 主著のひとつといってよい。 の円戒思想の核心に迫ることのできるものといえ、興円の残した幾多の著作のなかでは、基本的 思想の特色をみることにしたい。この書は、重授戒灌頂の秘書『十六帖口訣』とともに、興円 (円頓 成

一 興円の伝記と著作

光宗によるともみられている。 くない時期に著されたものとみられる。或いは、それは興円の弟子となって籠山行をともにした導崇 (一四○一)の奥書に、明徳元年(一三九○)に書写したとの記事があるから、興円没後それほど遠 興円(一二六三~一三一七)の伝記資料には、『伝言和尚伝』が存する。この伝記は、応永八年

る。 半分を少し超える分量で、生い立ちを簡略に述べたあと、求道の過程で体験し実践したことがらをみ 『伝言和尚伝』は、「三学倶伝章第一」「籠山行事章第二」「滅後行事章第三」からなる。第一の章が 第二章では、比叡山で籠山修行中にあった出来事を述べ、最後に第三章は入滅前後を記してもっ

を受け、このとき円存より、叡山黒谷の円戒和尚求道上人(恵尋)を尋ねよと勧められ、まもなく北 己証たる一箇の灌頂」、つまり重授戒灌頂を円観に授けて、のち同年の四月二十六日に興円は五十五 を円戒弘通の道場と定めて修学を重ねた。かくして、文保元年(一三一七)の正月に、「戒家数代の ら神蔵寺にその拠を移してからは、円観のほか光宗ら数名の学僧たちも同伴の弟子となって、神蔵寺 籠山行には興円の資となった円観(恵鎮)も加わり、延慶三年(一三一〇)四月五日に興円が黒谷か 六月十一日に恵顗に従って「灌頂授戒」を遂げた、と伝記にあるから、これは重授戒灌頂のことか、 月二十二日に、 国を出て京都に上る。上洛してのち興円が恵尋より直接その教えをうけたかどうかは伝記には明言さ あるいはその原初形態のものと思われ、また興円は恵顗より恵尋上人所著の袈裟などを授かっている。 の願不退房において十二年を契る籠山行に入った。その黒谷の不退房で興円は徳治二年(一三〇七) 元二年(一三〇四)四十二歳のとき興円は山門の戒法再興を発起し、翌嘉元三年十月二十日より黒谷 れてはないが、 き出家したという。そして、弘安十年(一二八七)二十五歳の夏、師の円存上人より一心三観の妙旨 その伝記によると、興円は弘長三年(一二六三)に奥州に生まれ、十五歳で寺に入り、十七歳のと 東山金戒院 直接的には恵尋の資である恵顗(素月上人)に師事して、正応元年(一二八八)十一 (新黒谷の金戒光明寺)で恵顗より円教菩薩戒を受けている。そして、嘉

歳で示寂している。興円はまた堯光房といい、その諡名を伝言和尚という。

学した真摯な求道の精神をうかがうことができる。 この人のめざしたものが最澄の『山家学生式』にもとづく祖式の復興であり、また右の伝記資料を読 戒の復興と実践をめざす戒学であったといえる。その著作である『一向大乗寺興隆篇目集』をみても、 んでも、 てそれらの行法をも多く修めているから、密教などもよく学んでいるが、その修学の中心は、大乗円 興円は円戒弘通のみならず、護摩の行法を修し、薬師如来像や文殊像、大黒天像などを刻し造立し 最澄の定めた十二年の籠山行を厳しく実践し、その上で顕密にわたる天台の教法を専心に修

かには 興円の著作は、伝記によれば三十五帖にのぼる「抄等の制作」があったという。ただし、® 『一向大乗寺興隆篇目集』のみが掲げられているにすぎない。そこで、今日現存している主要 伝記のな

1 『菩薩戒義記知見別紙抄』三巻、徳治二年(一三〇七)正月~八月。 なものを、著作年代順に示すとつぎのごとくである。

- 2 『円頓菩薩戒十重四十八行儀鈔』、徳治三年(一三〇八)七月、(西教寺正教蔵)
- ③ 『戒檀院本尊印相抄』、徳治三年(一三〇八)八月
- ④ 『一向大乗寺興隆篇目録』、延慶二年(一三〇九)二月
- ⑤ 『興円起請文』、延慶三年(一三一〇)四月

されたゆえに異本が多く、したがって異名も多く、また異名同本のものもいくつかある。『円戒十六帖』 頂ひいては黒谷流円頓戒の奥義を知るもっとも重要なものとされているが、この書は幾度も書写伝授 灌頂典籍〉』(一九八九年)に、収録公刊されている。そのなか、⑥は重授戒灌頂の秘書であり、 ともいうこの書は、興円のやや晩年に近い、もっとも円熟した時期の著作であり、この書のゆえに戒 これらの著作のうち、①は右に述べた通りで、③④⑤⑥の四篇は 『続天台宗全書・円戒1〈重授戒 戒灌

灌頂は興円のときに名実ともに確立されたと思われるのである。

る。そしてさらに、①の が、これらは現存していないから確かめようがない。 う書を指示する箇所があって、①の著作以前にそれらの著述があったもののごとくにもうかがわれる とも伝える 右 の著作のほか、 『円頓戒法秘蔵大綱集』と異名同本であって、必ずしも興円のものとは決しがた 『円頓戒法秘決要集』もまた興円のものとみられる場合があるが、 『知見別紙抄』によると、『妙楽十二門戒儀別紙抄』や 『明曠別 これは叡空撰 紙 抄 W 面 とい [があ

三 『菩薩戒義記知見別紙抄』の構成とその性格

昔に円戒の師を求めて上洛し、二十六歳のとき恵顗より円教菩薩戒を受けて、のち十八年余にも及ぶ 修学の時期を経て、 ある。この著述の途中に興円は師の恵顗より灌頂授戒を受けている。この時四十五歳の興円は、 前節に示した興円の著作目録のなかの制作年時をみるとわかるように、『菩薩戒義記知見別紙抄』 興円が叡山の戒法復興を発起し、十二年籠山を始めてから一年余りのちに書き始めた著作で いよいよ円戒の弘通に自信をもって実践を開始した直後にこの書を著したとみえ その

この書の、 徳治二年正月十九日、於,,,黑谷願不退房北向,,酉時始,,草,,之。同二十四日草,,之。正慶元年十一月 興円自著の奥書をみると、上巻の末には(『続天全・円戒2』 二七頁下)、 る。

とあり、中巻の末には(同前四七頁下)、

二十二日酉時清-書之一。興-行大乗戒一普為」報.四恩,集-記之一。

沙門興円、年四十六、﨟三十歳。

徳治二年正月二十六日、 於"四塔院黒谷願不退房"始草"案之"。同二月三日草"之。正慶元年十

とあり、また下巻の末尾には(同前六六頁下)、 月二十四日清-書之」。為,,仏戒法,集,,記之」。 沙門興円。

日清||書之|。為」弘||菩薩戒|集||記之|。 仏子興円

文字から類推して、「延慶元年」(一三〇八)の写誤であろう。したがって、興円はこの書を四十五歳 とある。右の奥書のなか、上巻末と中巻末のものに「正慶元年」(一三三二)とあるのは、下巻末の を重ねて流伝してきたことがわかる。そして、各巻共通に存する寛文二年(一六六二)に書写した人 また、その目的は「大乗戒を興行し」(上巻奥書)、「菩薩戒を弘めん」(下巻奥書)がためである。 に三巻を順次清書したことがわかる。そして、これを著述した場所は、籠山中の黒谷願不退房であり、 の徳治二年(一三〇七)の正月から八月の間に草稿を書き、翌年の延慶元年(一三〇八)十一月下旬 正長二年(一四二九)に実藝、そして文明十六年(一四八四)に法勝寺前住の昌俊が、それぞれ書写 (一三四六) に宗遍が、また永和二年(一三七六)に聖勝、応永二十八年(一四二一)に法勝寺の性通 また、各巻とも奥書は幾重にも追加され、もっとも多く奥書を重ねる下巻末によれば、 (同前六七頁上)、 貞和二年

点は内容読解上留意されねばならない。 とあるから、書写を重ね流伝する間に、文字内容にかなりの損乱をきたしていることは否めず、その 右之写本殊外損乱有」之者也。如಼本書「置者也。後見之人々校合可」有」之者也

を注釈するものであるが、上巻の前半では、黒谷流または戒家の基本的立場である「正依法華傍依梵網 の文ではなく、 にわたるが、上巻の半ばより中巻をへて下巻の前半までの間は『義記』の「三重玄義」の注釈に費やし、 として『義記』の文を出し、次に「義云」としてそれを釈するのである。この『知見別紙抄』は三巻 う文の解釈に では、「戒体」 「三重玄義」よりのちの注釈は下巻の後半部分においてきわめて簡略であり、 の義を問答形式によってくわしく論じており、そののち『義記』の随文注釈に入っている。つまり「記云」 つまり菩薩戒についての玄義を明かし、とりわけ「戒体」義を戒家の立場から解明することにその使 さてつぎに、本書の構成内容をみると、同書はもとより天台智顗(五三八~五九七)の『菩薩戒義記 『別紙抄』の中巻すべてを費やしている。したがって、本書は『義記』の「三重玄義」、 論がもっとも詳しく、とくに『義記』の「初戒体者不」起而己起即性無作仮色也」とい 直接に経文(『梵網経』)を引いて注釈している。また、「三重玄義」についての注釈 しかもそこでは 『義記』

比較的 び の天台の祖師、先輩たちの文である。そのなか、明曠『疏』(『天台菩薩戒疏』または 命をもっているといえる。 つぎに、本書にみられる引用文献をみると、それらは多岐にわたるが、その多くは中国および日本 『十二門戒儀』、そして最澄の『山家学生式』『内証仏法血脈譜』などである。当時の口伝法門隆盛 に引用が多く、 ついで安然の『普通広釈』、光定の『伝述一心戒文』、湛然の『止観弘決』 『刪補な は j

のさなかにあって、戒家の理論を正統天台の祖師たちの思想のなかに位置づけようとする興円の努力

がうかがわれる。

容をもったものであるかはまったく不明であるが、興円が師の恵顗から受けた口伝を書き留めたもの 『口伝抄』に委ねているのかも知れない。 が別に存し、そこには公にはされない戒家のさらなる奥義が秘められていて、それらの多くを興円は 抄』なるものに委ねていることは注意されねばならない。ここに『口伝抄』とは、いかなる形態と内 ただ、本書では「委は口伝抄の如し」などと述べて、ほとんどの注釈において細部の意義を『口伝

世に流伝し残されたとみてよいかも知れない。 著述していることがうかがわれ、その三部作のうち『義記』の『別紙抄』のみが大切なものとして後 れる のよるべき基本的な戒疏であるから、興円はそれらいずれもの されているのが認められる。智顗の また、すでにふれたように本書では、湛然(七一一~七八二)の『十二門戒儀』を釈したと考えら 『戒儀別紙抄』というのが数回、そして明曠『疏』に関する 『義記』と湛然の 『戒儀』、および明曠の 『別紙抄』を、 『明曠別紙抄』というのが一 円戒興行の初期の頃に 『疏』は、天台宗学僧 回

心としていて、興円ないしは戒家の円戒思想を知る上にきわめて重要な書であることが知られる。 ともあれ、本書は興円の現存著作のうちもっとも分量の大きいものであり、 内容的にも戒体論を中

祖師上人(恵尋)にもとづく円戒思想

兀

思想を示しているからである。本書で興円が「祖師上人」を指示し引用するのは十四回に及び、その 紙抄』では「祖師上人云く」として、恵尋のものと思われる文が引用され、それにもとづいて戒家の を指すと考えてよいであろうが、もっとも身近には恵尋を指していると思われる。というのは、 とはまさしく恵尋であり、興円は恵尋の教示を指南として本書を述作していることがわかる。 うち恵尋の『一心妙戒鈔』に披見できる同文が七カ所ある。そのことから、興円がよぶ「祖師上人」 の書を著述した旨が述べられている。ここに「祖師」とは、智顗をはじめ最澄ら天台の根本祖師たち 『菩薩戒義記知見別紙抄』では、その冒頭に「義記の宗骨を談じ、祖師の本意を示さん」としてこ 別

かけて、恵尋の『一心妙戒鈔』にみられるのと同じ長文が五回ほど引用され、それにもとづいて戒家 などである。このなか、特にくわしいのは戒体についての議論であり、『別紙抄』の中巻から下巻に 依法華傍依梵網」の義の強調と、本迹二門による「仮色戒体」説の解明、および「信心受戒」の強調 『知見別紙抄』にみられる、祖師上人恵尋にもとづく特徴的な戒家の思想をかいつまんでいうと、「正

特有の思想が展開されている。

取らねばならないことを興円は主張しているわけである。 戒を釈するのが円戒の実義であって、よって『義記』のなかに正依法華傍依梵網の意義を正しく読み 経』を釈し、また最澄が大乗戒として梵網の十重四十八軽戒を示したとしても、法華の立場から梵網 0) は正依法華のゆえである、とさえ興円は述べている。 智顗の『義記』に梵網の名を冠していない

をことさら強調し論じているとも考えられる。 とくにつぎに述べる本迹二門にもとづく戒体義を主張するための基本的前提となるゆえに、 どは梵網正依としたようで、これに対し恵尋や興円らの黒谷流または戒家では、正依法華こそが天台 の正統の立場であることをとくに主張したものと思われる。そして、同時に興円の につねに問題となったらしく、 この梵網と法華の傍正については、当時においては智顗の 『義記』や最澄をもといとする戒系のなかでも、 『義記』や最澄創始の円戒を釈する場合 たとえば廬山寺流 『別紙抄』では、 正依法華 な

迹門と本門との二門の意によってこれを明かす。 つぎに、「戒体」論をみると、『義記』の「性無作仮色」の戒体説を、天台の『法華経』解釈である いま 『別紙抄』の文を恵尋の『一心妙戒鈔』と対照させてみることにしたい。 興円の説が恵尋を受けたものであることを知るため

興円『知見別紙抄』巻中

(『続天全・円戒2』 二八頁下)即性無作仮色"者本門随縁真如、戒体也。已上祖師御義也。不起而已起即性無作仮色者此文、即依"法花戒"釈"梵也。不起而已起即性無作仮色者此文、即依"法花戒"釈"梵也。不起而已"者爾前迹門不変真如、戒体也。起祖師上人御義。尋云以"何物,為"円頓戒体,耶。答。祖師上人御義。尋云以"何物,為"円頓戒体,耶。答。

恵尋『一心妙戒鈔』巻上

如`戒体也。起則性無作仮色"、本門随縁真如`戒体也。釈""見""也。故'如何'*^*云、'不起而已、爾前迹門不変真云。不」起而已起即性無作仮色"此文即法花、戒"依"梵網,云。不」起而已起即性無作仮色"此文即法花、戒"依"梵網,問"、隨縁不変故名為性""不変真如、理"以為」体也。本門"門"、隨縁不変故名為性",不変真如、理"以為」体也。本門"門"、随縁不変故名為性",不変真如、理"以為」体也。本門"

(『続天全・円戒1』 二五九頁上~下)

即性無作仮色」というのが後者の意である、という。そして、興円は右の文のすぐ前で、「戒家、意、 され、本門の意では随縁真如の戒体が明かされ、また『義記』の文では、「不起而已」が前者を、「起 の戒体義であり、 右の文によれば、『義記』は梵網戒を釈するものであるが、法華戒より梵網戒を見ていくのが天台 そのゆえに本・迹二門からこれをみて、爾前と迹門の意では不変真如の戒体が明か

興円はそれを引用していない点である。すなわち、恵尋では右の文に続いて、 また、ここで注目されるのは、『一心妙戒鈔』の方には右の文に続いて次の文があるにもかかわらず、 以、本門、為、本」と述べているから、本・迹二門の上では本門の方を本意とする立場を取る。

性無作仮色ー゙ヘイカニト云事ソト云ベ性無作、真如ッ事相、仮色゚ナリクタリタル時''カク真如ッ事相''

ナリクタル物゙何物ソト云ベ第九識也。 サレハ以||第九識|為||戒体|也。 (同前二五九頁下)

あると言っている。恵尋が戒体を九識説で論ずるのは、『円頓戒聞書』にもみられるところであり、 という。ここでは、戒体を第九識と規定し、第九識(真如)が事相に現れたものが「性無作仮色」で

述べるように別の概念、つまり「一心戒蔵」という言葉によって論ずる。

これに対し興円は、『別紙抄』のいずれの箇所をみても九識説を取っていない。そのかわり、

さて、戒体説において、興円が祖師上人から受けたという説をもう一箇所だけ抜き出してみると(『知

見別紙抄』卷中)、

中道,也。迹門以」理為」体"云"非,"唯理,"。作法受得`戒"被,'薰発,'理也。本門、自」元一向仮諦"為」体 祖師上人云。本門戒三諦´中`以;[仮諦 |為;|戒体|故''非;|双非|此`双照也。一念"云*仮諦也。非| 双非

という。この文も『一心妙戒鈔』の中に見出され、興円によるその引用はこのあともっと長く続くの(😣) (『続天全・円戒2』 三一頁上)

戒体が不変真如の理を表わすとしても、それはただの理ではなく、作法受得の戒に薫発せられる理、 としてとらえている。すなわち、理(双非)ではなく事(双照)がよりすぐれているとみて、迹門の であるが、ここでは、戒家の本意である本門戒、およびその戒体を三諦(空・仮・中)のなかの仮諦 つまり受戒作法によって事相に現れ出て来る理(真如・真理)であるとし、これに対し本門に明かさ

ある。 れる戒体は、理から現れ出た事相(仮諦)を説くものであるから、この方がすぐれているとみるので そのゆえ、 興円は戒家の立場をつぎのように主張している。すなわち、『知見別紙抄』の巻中

互具『不二〉上"立..而二』。 三聚浄戒中"饒益有情戒"為、体"、三身〉中"以,,応身,為、本、三宝´中"、 戒家`心`迹門`上''立''本門'不変真如`上''立''隨縁真如'、理""「事"高'、体"「用´尚深`。相即「上''論|

以 ||僧宝||為」本、以||迹門最上|"為||本門「極下」也。極理「上"立「「事相事持「戒「、事相「授」 即身成仏『也。

(『続天全・円戒2』三三頁上)

といい、また次のようにも述べている。

仮色-者本法-仮諦也。此-迹門-中道一性-仮諦也。 勝劣分明也。…(中略)…迹門最上至極"思"中道一性´理"ラーヒ本門随縁仮色戒体、遙"高シ深也。其 同前三三頁下)

理よりも高く深い立場であるというのである。よって、戒家では「事相事持」の戒を重視し、理とし てのみ戒を理解するのではなく、授戒作法を重視して、事相に戒を受け、具体的に戒を事相として堅 ることを表わし、そしてそれは『法華経』では本門の随縁真如の事相に表現され、迹門の不変真如の ては応身を、三宝では僧宝を体または本となすとする戒家の立場は、いずれも理よりも事相を重視す これらの文のなかで、不二の上に立った而二、あるいは三聚浄戒中では饒益有情戒を、三身におい

というべきものであって、それが『義記』にいう「性無作仮色」の意味である、と興円は主張してい 持するところに即身成仏の姿をさえみる。そのゆえに、受戒の刹那に発得する戒体も「本法の仮諦」 るのである。

実践概念であるといえ、例えば恵心流の文献である尊舜の『二帖抄見聞』のなかでも、「黒谷相承の一義 としてつぎのように特色づけられているのをみる。すなわち、 した重授戒灌頂の基本的な理念でもある。その意味で、それは戒家の円戒思想に特有の重要性をもつ 右の「事相事持の戒」は、『知見別紙抄』で興円が強調する要語のひとつであり、また戒家が考案

黑谷相承,一義。、…(中略)…戒法又事相事持,威儀也。設"雖",内証,定恵,明也,事相,威儀,闕,不

(『天全』九二二四頁下)

.可::仏法正理"顕"也。

ので、この考え方は、戒家の文献ではつねに強調されるところである。 されるところに定も慧も具体的に意味を持って、やがて仏法の正理を開覚することができるというも と。ここでは、戒・定・慧の三学の中、戒を根本的ものとみて、その戒が事相事持の威儀として堅持

家、一大事也」と述べて(『続天全・円戒2』四五頁下)、このことを論じ、次のように主張するのをみる。 たは信心による「戒体発得」および「即身成仏」の義をみておきたい。興円は、「以,,信心,成仏ホッロー戒 さてつぎに、興円が述べる恵尋にもとづく戒家のいまひとつの重要なものとして、「信心受戒」ま

すなわち、同じく『知見別紙抄』の巻中に、

信心若起、罪滅、〝戒体顕ኍ可ゝ知者也。 戒家、心、信心者妙覚、智也。 疑者三惑、迷也。 受戒発得者成

仏得道也。

(『続天全・円戒2』四六頁上)

という。そして、続けてつぎのような祖師上人の言葉を引く。

祖師上人云。尋云、以',何心'成',戒体',耶。答、始自',釈尊' 〈千仏戒准」之〉師資相伝一代"不」絶。

故"我决定可^成;"就戒体,。疑心(無*)信心"以納;"得性徳^三聚浄戒,也。性徳*云^"始覚冥,"本覚

修徳帰;,(性)徳;之時、性無作仮色戒体"成也。疑」物心、空仮二辺、心也。無;疑心;者中道善法;) 信也。

〈已上祖師上人御義〉。

(同前四六頁上~下、〈 〉は割注)

とある。これもまた恵尋の『一心妙戒鈔』のなかに見出すことができ、『別紙抄』の引文には写誤と という思想は、すでに恵尋のなかにあり、興円はそれを戒家の思想として確立していることが知られ 思われる文字の損乱があるも、 て信心という意業を重視して、そこに戒体発得を意義あらしめ、受戒の威儀のなかに即身成仏をみる 戒家思想の特色のひとつと目される「信心受戒」、つまり受戒におい

るのである。

五 恵尋にはみられない興円独自の思想的発揮

る。 菩薩戒真俗一貫鈔』のいずれにも認められないから、それらは興円にはじまる思想であることがわか を根本的なものと位置づける四重釈、およびとくに一心戒蔵の主張では、「祖師上人」からの引用が 要約的に述べると、第一に「当分・跨節」義の二判によって戒を土台として一代仏教をみること、 みられないのみならず、今日現存の、恵尋のものとみられる『円頓戒聞書』や『一心妙戒鈔』、『天台 戒蔵」という概念を戒家思想の眼目となすという諸点である。これら当分・跨節の二判や、 恵尋にはみられない興円独自の発揮と思われる理論が展開されているのをみる。いまその主なものを 項では、祖師上人恵尋にもとづく興円(戒家)の円戒思想をみたが、『知見別紙抄』 にはその一方で、 「跨節実義」において「迹門・本門・観心・一心戒蔵」の四重釈を提示し、そして第三に「一心 一心戒蔵

分跨節^二意|故"可ム料||簡二意|者也」云々と述べて(『続天全・円戒2』二八頁上)、ついで「当分」 重義」(巻上) そこでまず、「当分・跨節」の二義(二判)は、すでに述べた梵網・法華の依経の傍正を論ずる「三 のなかにもみられたが、『別紙抄』 巻中の「戒体」を論ずる初めには、「於」今疏

戒体『也」として(同前)、本・迹両門による戒体義を、当分(爾前)に対する跨節の意、または権(方 義と「跨節」義の意を順次示すなか、跨節義では、「次約||跨節||料||簡今戒体||者約||法本迹両門||釈||今 便)に対する実(真実)義に位置づけて展開している。そして、そののち次のように述べて、理論を

||四重| 。迹門・本門・観心・一心戒蔵「四重也。合「十二重也。今菩薩戒疏「如」此名目雖」不||妄迷 釈迦一代教法雖「広不」出「当分跨節「二意「。故「爾前当分有「八品」。化儀化法「四教是也。 跨節 '有

具一当分跨節、両義,故一含一蔵、十二重、義,可、得、意也。是即此疏大事也。

発展させていく点が注目される。すなわち、『知見別紙抄』巻中に、

(『続天全・円戒2』 三五頁下)

とを判釈する教判的意味をもつ。しかもそれは、つぎに述べる四重釈と、一心戒蔵の思想によって、 という。これらのなかに認められる当分と跨節の二概念は、法華前の爾前教 (円戒)を土台として釈尊一代の仏教を判釈するものであることがわかる。 (権=方便)と法華実教

省略されて詳述されていない。これに対し、跨節実義に位置する、迹門・本門・観心・一心戒蔵の後 化法の各四教がそれであるという。この爾前の八教については、「常の如し」として『別紙抄』では ように、当分と跨節には合わせて十二重があって、そのうち前の八重は爾前当分に位置して、化儀と そこでつぎに、「一心戒蔵」を最終の重とする四重釈をみてみよう。右に引いた興円の文にもある

を説くことをその特色とするが、興円による戒家独自の四重釈はそれに対抗するものといってよい。 の四重はそれぞれ順次にくわしく解説されている。口伝法門時代の日本天台では、観心を最高位とす 爾前・迹門・本門・観心の四重釈がさかんに論じられ、とくに恵心流では四重についての「興廃.

起して事相に顕れるのを受戒成仏という」と述べ、ここにも本門意における事相の戒体発得の意義を 明かされ、それは「仏法妙」の意である、という。興円はこの本門釈のなかで、「本地の真如が随縁 次に、 が談ぜられるのであり、これを戒体義でいえば戒家の重視する事相の戒体たる「随縁仮諦の戒体」が あって、万像森然の諸法はみな随縁真如の事法であるがゆえに、この重では「三千三諦」と「九体九用」 本地久成釈迦如来」であることが明かされ、また万法はことごとく本地久成の体を具える微妙の法で これを戒体義でいうと迹門には不変中道実相の理が説かれ、それはまた「衆生妙」の意である、という。 重視している旨が知られる。 く能開の教であり、 興円の説く四重釈をここに要約してみると、跨節 第十重 (跨節の第二重)の本門では、 これに対し化儀・化法各四教の爾前八教 開迹顕本によって「始成即久成」、つまり「一切衆生即 (法華超八)の第一重である迹門は開権顕実を説 (当分の前八教) は所開の教となるが、 々

如妙観也」と述べられる(『続天全』三七頁下)。すなわち、戒家のめざす止観の法は、「心法妙」 -重 (跨節の第三重) の観心門では、「観心門っ意、本迹両門生仏一体己心ナム゙、是即生仏

照的な、事相の法を重視する戒家の立場を表わしているものといえよう。なおまた、以上の三重釈に そのことは、いわゆる「四重興廃」の義によって観心(理観)をことさら重視する恵心流などとは対 ぎの「一心戒蔵」の重に配釈されるのである。 厳経』の「心仏衆生、是三無差別」との文を配釈したもので、この経文の「無差別」というのが、 おいて、心・仏・衆生の三法妙を観心・本門・迹門に配しているのは、『梵網経』がその結経とされる ただ、ここで観心門の解説は、本門釈やつぎの一心戒蔵の釈に比べると簡略であることが注意される。 に位置づけられ、本・迹両門を己心に帰納しての己心観、つまりそれは生・仏一如の妙観であるとする。 0

点になる部分だけをひとまずみておくことにしたい。すなわち、 も懇切をきわめていて、 そこで、第十二重 (跨節の第四重)の一心戒蔵の釈に移ると、その解説は四重釈のなかではもっと 『知見別紙抄』における興円の主張の眼目であることがわかる。 興円では次のように主張するのをみ いまは、要

る。

家,心,非非普通,天台宗,心情。止観玄文等,廃立,爾前諸教開権顕実,於帰,迹門中道一性,理。 云`非」対,,定恵,也。生仏定恵未分云,,一心戒蔵;也。依」之一心戒下云、天台随意普礼法云々。戒 顕本時、迹理廃^ッ帰。」久証、実相。゚。本迹、帰。ೖ我等ッ一心。故''爾前迹門観心・貴上゙。也。戒家」心、一心 第二(十二)重^一心戒蔵者本迹観心>重^心仏衆生>廃立也。一心戒蔵^心仏衆生未分処也。 開迹

所||発得||戒体"|本法仮諦"薫発*"故"戒体`以||仮諦||為_|本者也。故"諸教`中"戒家`心`仮諦高| 以;;普礼法文,可;;料簡;也。…(中略)…如」此一心戒蔵,仮諦。,本迹爾前,で、開出,故"爾前迹門"を 戒蔵`仮諦""開,|三学"。於,|三学中"戒蔵為,|能開`本源f開,|出定恵"也。故自『戒蔵|開,|止観両門|。 談也。

妙法也」などと強調するところである(『続天全・円戒2』四一頁上)。一心戒蔵が「三学未分処」お えに興円は、「本迹観心`三法住ホッ゚一心本法仮諦戒」名。」一心戒蔵テ也」といい、「一心戒蔵テ者妙法当体 台の 重"ジ*本迹未分処`仮法也。是則仮諦本法`一心戒蔵也」ともいい、また「一心戒蔵`妙法´者本法仮諦 現を用いたと思われる。すなわち、それはあらゆる仏法を戒を本源としてみるという戒(円戒)重視 であろうが、興円ではそれらの既成の概念では表わせない何物かを含まして一心戒蔵という独自の表 尋の意では第九識ととらえたもの、つまり仏教一般の言葉でいえば真如または如来蔵に相当するもの の立場を表現すると同時に、「本法の仮諦」という特有の意味が付与されているからである。そのゆ 「能開の本源」とされるものである。この興円による一心戒蔵という概念は、すでに述べたように恵 この文中に示されているように、一心戒蔵とは、光定の『伝述一心戒文』巻下に引用されている天 「普礼法文」によるものである。 (G) 戒・定・恵の三学を開き、また爾前・迹門・本門・観心(止観)のあらゆる諸教を開出する しかるに、 興円の主張では、それは「心・仏・衆生の未分処_ (『続天全・円戒2』 三七頁下~八頁上)

して現れ出るところの、あらゆる諸法を開出する能力をもった本源的な覚体(真如)を意味し、 よび「本迹未分処」の仮法であり、また「仮諦の本法」であるというのは、森羅万象の諸法に事相と

が受戒の一刹那に事相の戒体として作法受得せられるとみるのであろう。

妙法としての意義をもつという、いわば原理(玄理)的な教門とみられるからである。ともあれ、 Ŕ となると同時に、戒家の円戒思想(法華円戒論) 円の主張した「一心戒蔵」の思想は、これ以来、戒家特有の法門である重授戒灌頂を特色づける思想 にはないとみてよい。というのは、 者による挿入)などと説かれるが がってそれを廃して観心を重視するというものでは決してなく、 い、「本大教起れば迹大教廃す」と述べ、また「爾前迹門[本門]観心と責め上る」([̄]内は 右のような、一心戒蔵を最高位とする戒家興円の四重釈では、「迹大教起れば爾前諸教廃す」とい それは 「能開の本源」と規定されるように、それ以前の十一重の諸教がみなそこから開出されて (同前三八頁上)、そこには恵心流のような「興廃」の義は基本的 すでにみたように戒家では本門意の事相の戒体義を重視し、 における重要な概念となっていったと考えられる。 (®) また最終の重である一心戒蔵にして した 到用 興

六 事相事持の戒と事相戒体義の真意

それは、 が恵顗に師事してのち長い修学期間を経て、いよいよ円戒興行にのり出した初期に属する述作である。 興円の 天台 『菩薩戒義記知見別紙抄』三巻は、この人の著作中ではもっとも大部で、しかもそれは興円 『菩薩戒義記』を注釈する形を取りながら、 自らの戒学と実践のうえに、特有の考え方

を述べ展開する。

体的 釈を重釈するものであるから、『別紙抄』と『行儀鈔』とで連続した一セットのものに興円は造作し 意義を強調するものであるのにともなって、梵網戒を法華の立場から理的にとらえるのではなく、 儀鈔』は、先の『別紙抄』が天台『義記』巻上の「三重玄義」、とりわけ「戒体」義を詳釈して、い の実践においては、前節にもみたように「事相事持」ということが要語となり強調されているゆえん ている意図がうかがわれる。そして、この『行儀鈔』によって、『別紙抄』での「戒体」義が事相の わば玄理的解明を中心としているのに対し、それは『義記』巻下における「十重四十八軽戒」の戒相 興円はこの『知見別紙抄』のすぐあとに、『円頓菩薩戒十重四十八行儀鈔』を著述している。この『行興のはこの『知見別紙抄』のすぐあとに、『円頓菩薩戒十重四十八行儀鈔』を著述している。 な戒相として、事として堅持されねばならないとする興円戒家の厳しい真摯な立場をみる。 戒法 具

である。

そのゆえに、『行儀鈔』のなかでは興円は、

円の真骨頂をみると同時に、『別紙抄』での事相戒体説の真意も汲み取れるのである。 戒が成仏道あるいは即身成仏の直道である旨さえ強調している。したがって、ここに戒家と称する興 様に「速欲、得。成仏。者可、護。戒法。」と述べ、さらに「即身成仏之無、如。持戒ピ」とも主張して、 と述べて、仏道を修める上では戒を受持することが緊要であることを厳しく主張している。また、 三世諸仏同受_持戒法,成,正覚,…(中略)…若離,戒法,修,仏道,云者此、魔`眷属也、非,仏弟子,。 持 同

門思想に立脚し、受戒即身成仏を主張することからも察せられるように、戒家の思想は基本的に本覚 の叡山では、ことに恵心流の諸文献に認められるような「四重興廃」の理論によって観心偏重の傾向 るように、日本の中古天台において、仏教における真如の覚体、あるいは「煩悩即菩提」の覚性を、 思想を学び、それをこととしている。しかしながら、本覚思想とは田村芳朗博士も正しく評価してい 法門を基盤としている。その点では、戒家といえども当時の日本天台の口伝法門の枠内にあり、 た色井秀譲氏が述べているように、また本稿の右にみたごとく、 ところで、重授戒灌頂の典籍を公開した際に(『続天全・円戒1』)、『戒灌頂の入門的研究』を著し 理論的に究極まで推し進めた精華であり、すぐれたひとつの哲理である。ただし、中古天台 興円の円戒 (円頓戒) 理論が法華本

が推し進められて、本覚法門を知的に学び取りさえすれば、事実上の戒律の受持も修行も重要ではな

いという風潮を生み出した。

想はそのように理解されねばならない。 学によってこそ、本覚の覚体が具現するものと確信せられた。すなわち、興円戒家が示した事蹟と思 の伝 覚の哲理は摂取しながらも(それは本章の第一節にみたように当時の末法観にもとづく)、 したがって、そこにまじめな求道を志す学僧たちの間に批判的な潮流が生まれ、当時のすぐれた本 .統的な祖式の復活と、それにもとづく大乗戒の具体的堅持と修行の重要性が主張され、 最澄以来 持戒と修

第四節 叡山戒法復興期 (黒谷流) における戒壇院と授戒本尊の思想

一 興円の『戒壇院本尊印相鈔』

尚興円(一二六三—一三一七)らの功績による。この復興運動は、 中古天台期の比叡山に、 黒谷流によって籠山行と円戒 (円頓戒) の復興が実現をみたのは、 もとは黒谷の叡空(―一一七九) 伝言和

興円に至って実を結んだのである。興円には、恵鎮(一二八一―一三五六)や光宗(一二七六― が た新しい法門(授戒儀則)と思想が樹立されたことが注目できる。 八二二)の定めた十二年籠山行と『梵網経』十重四十八軽戒の受持実践を内容としたが、そこではま 一三五○)などの有力な弟子があり、これら学僧たちによる戒法再興は、伝教大師最澄(七六七― !先鞭をつけて後、求道房恵尋(―一二八九)が新しい思想形成に貢献し、その影響力のもとに

頂 今日に法勝寺流を相承する西教寺(天台真盛宗総本山)では、きわめて特色ある授戒儀則の重授戒灌 う新しい授戒法門を確立した。興円と恵鎮の黒谷流は、 ける戒律 の戒儀にさかのぼるものである。 興円らの修行グループは、 (戒灌頂または戒灌ともいう)が施行されているのをみる。これは、興円らが創案した戒家黒谷流 (円戒) 復興の意義を、中古天台期特有の思想のもとに鼓吹するとともに、 山門内において自らを戒家と称し、その修学実践を基礎に、天台宗にお そののち法勝寺流と元応流とに発展したが、 重授戒灌頂とい

円が籠山四年目の徳治三年(一三○八)八月二十一日に著された。内容は、円戒復興期の戒壇院の本尊、 つまり授戒三尊(釈迦如来・文殊菩薩・弥勒菩薩)が、それぞれ印相をもつことを説明し、そのなか かに、『戒壇院本尊印相鈔』という一巻がある。尾題に『戒壇院三師印相鈔』ともいうこの書は、興 すでに、前節にみたように、興円は籠山修行中にいくつもの著述を残し今日に伝えている。そのな

寺流円戒 に戒家独自の思想が表明されているのを知る。そして、今日の西教寺(大津市坂本)において、法勝 (三聖図)の画幅は、まさしくこの書を根拠にして描かれていることがわかる。 (g) (円頓戒)の授戒会がなされ、また戒灌頂が行われるときに、その道場に安置される授戒本

に確立をみた新法門の重授戒灌頂が、どのような固有の思想のうえにあるかをみることにしたい。 れたとき、 そこで本節では、興円のその書をもとに、黒谷流によって比叡山天台宗に円戒の復興がなしとげら 戒壇院と授戒本尊がいかなる思想的特色のもとに位置づけられたか、また同時にその当時

一 授戒本尊と一心戒蔵の考え方

先だって同書の初めの部分に、黒谷流(戒家)の戒法の基本的な特色を述べている。それは、「戒密 一致」「事相事持」「一心戒蔵」「七重結界」などのことであり、これらは戒灌頂の思想的特色を彩る 『戒壇院本尊印相鈔』は、戒壇院の授戒本尊である三聖の印相を説くことを目的とするが、それに

それでまず、「戒密一致」とは、 (密教)との一致を表わすという。それは、戒法の意が「顕密両宗の義理を含容する」ゆえで 興円では戒壇院本尊の授戒三聖が印相をもつのは、 戒法 (顕教)

ことは疑いない。 相印」であるとし、これが密教的な事相 と結びつけられていることが特に注意されねばならない。というのは、 戒家の案出した戒灌頂がこの特性をもつ。戒灌頂は、戒法の伝授儀則に密教の灌頂 あるとする。つまり、これは興円らが叡山に円頓戒を再興したときの修学の基本性格をいうもので、 (合掌印)を取り入れた独特のものであり、これの背景には平安時代以来の天台密教の隆盛がある と同時に、戒家にとっては戒法の「事相事持」という主張が、 (印相)に結ばれる意味を、『本尊印相鈔』 興円では戒法の印は「諸法実 密教の事相 (五瓶灌頂)や印 に次のように主 (印相)

宗沙汰三、理印三シェ事相 所謂 実相 印 者 切衆生一本源、 "無シ結ワー之ッ。戒法`意´以;,事相事持,為」本ー故'事相'結, 諸仏菩薩」正体也。 是則 一切,印相,父母也。 三実相印で也。 此実相印 一者常一顕 境智冥

張しているからである。

すなわち、

義が密教の事相 は諸法実相印であり、 という。ここで、戒法における「事相事持」とは、円頓戒が伝授のみあって実践をともなわない単な ねばならないとの、興円らの祖式(籠山行と梵網円戒)復興の信念にもとづくもので、このような意 る理念 合十指合掌是也 (理戒)ではなく、梵網十重四十八軽の戒相をよく学んで、事戒として具体的に受持実践され (印相)と結びつけられたのである。それで、右の文に「実相一印」とは、くわしく これは顕教(法華円教)意では理印ゆえに具体的な相をとらないのを、事相に (『続天台宗全書・円戒1』 一一六頁上)

表現したのが「十指合掌」であるとする。

禅・戒を融合した思想に立脚していることを知る。 という四種の事相の意味が付与されるのをみる。ともかく、右にいう諸法実相印は、戒律と密教とが(88) もとづくとともに、戒家の戒法(および戒灌頂)が、止観(禅)を含む顕・密の一致、つまり円・密・ 『法華経』(円教)のもとに統合されている意義を表し、このことは「正依法華傍依梵網」の円戒観に そこに十指合掌とは、戒灌頂で伝戒師が受者に授けるのがまさしくこれであり、それには「四種合掌」

観法を把え直そうとする一種の教判的思考である。戒家の一心戒蔵は、通仏教的には仏性・真如また 戒を仏法の本源と位置づけ(それを一心戒蔵とする)、そのもとに仏教および天台のあらゆる教相と たのを承けて、興円が樹立した戒家特有の思想である。そのことは、前節に述べたように、 鏡」(法界のすべてを映し出す鏡) は如来蔵とする概念を、円戒理論の中枢に取り入れたものということができ、戒灌頂では「法界一輪 戒蔵とは、光定(七七九―八五八)の『伝述一心戒文』に由来して、恵尋が「一心戒」思想を鼓吹し 『菩薩戒義記知見別紙抄』に詳述されており、戒灌頂でも特色ある要語となっている。それは、円 興円は戒密一致の釈義による概念として、「一心戒蔵」のことを述べている。ここに一心 なる事相をもって表現されるところのものである。 興円の別

またつぎに、

興円は戒密一致によるいまひとつの意義に、「七重結界」のことを述べる。ここに戒

第三章 叡山黒谷流興円の戒法復興事業と思想の確立

その場合、 て解釈したもの)に、第七重(戒壇院)を加えて、これを六即結界の中央に位置づけたものをいう。 家の用いる七重結界とは、記家伝承の六重結界(比叡山上に設けられた結界を天台の六即位に配当し 興円が第七重である中央の戒壇院について、『本尊印相鈔』で次のように主張しているこ

とが注目される。(『続天全・円戒1』 一一七頁上~下)

者我等本源心性也。 心性中台常寂光土者六即結界,中央,所」築戒壇院是也。 非,単一寂光土一妙覚極果究竟如来,所居也。 乍」居,内証, … (中略) …中台戒壇院者四土不二 寂光土也。 寂光者随縁不変,真如也。 ノ土に結らて、説戒印す。 寂光土者内証 理智冥合三土 随縁不変真如

は、 当時の本覚思想を背景としてそれを摂取している事情がうかがわれる。かくて、戒壇院に安置の本尊 を事相に結び表したのが、つぎにみる「三聖の印相事」にほかならない。 をもつ。そして、 と主張されるのをみるとき、戒家の円頓戒思想が中古天台期特有の「寂光土」義と共通の基盤をもち、 台四土説をさすが、ここで戒壇院が「四土不二の寂光土」とされ、また「内証理智冥合の土」である の真如」を意味し、 右の文に「妙覚極果究竟の如来」とよばれ、これが「説戒印を結びたまう」とされるその説戒印 六即結界の中央に築かれる戒壇院が、「心性中台の常寂光土」であり、 後半の文に「四土」とは、凡聖同居・方便有余・実報無障・常寂光の、 かつ 「我等の本源心性」と規定されるのは、 先の一心戒蔵とほぼ同じ意義の消息 それは W 「随縁」 わ る天

三 授戒三聖の印相

さて、授戒三聖の印相事の初めは、「釈迦如来和尚師印相事」である。その印相は、 つぎのように結

ばれているという。(『続天全・円戒1』 一一七頁下~八上)

が両手ともに「五指を舒べて大指で火指(中指)を捻ずる」のは、報身説法印を表わすといい、両手 釈迦如来 にはまた仏身、三聚浄戒、仏知見、止観等の義が配釈されるとする。 な印相 ここに、定手とは左手であり、恵手とは右手である。また、定・恵は戒和尚の両手という意味で、 手舒言五指。以一大指一捻一中指一、定手膝一上"置」之、但水指少屈。、 恵手上之之掌向以外。 (事相)に関して、興円は種々の教理的説明を加えている。それによると、釈迦如来 (戒和尚)が戒・定・恵の三学を成就していることにも意義づけられる。そして、このよう

尚師が 手(左手)を膝の上に置くのは、他受用報身が衆生(受者)の機根によく契う意味で、これにより和 とひとつになることで、これによって和尚師が多宝塔中の釈迦如来であることを意味する。また、定 そのなかにまず、仏身義では、恵手(右手)を上げるのは自受用法身の智が空中にある多宝の妙境 『梵網経』の教主である毘廬遮那仏でもあることを表わす。よって、和尚師の印相は、両手で

戒の法水で一切衆生を利潤すること、また恵手の掌を外に向けるのは、法身の理(境)と智が冥合し 身(法・報・応の三身)」が具足することである。さらに、定手の水指(薬指)を少し屈するのは、 冥合し、他受用身(左手)では勝応身と劣応身とが契合するとの意で、両手でもって「境智冥合の三 法華・梵網の両教主を一身に具足していることを表わし、自受用身(右手)では理法身と智法身とが

たまま一切衆生に向かう意味を表わす、とする。

二善」がそろい、このような慈悲の両手が利他の意味を表わし、従って両手の印をあわせたのが摂衆 の善を作すべきことをこの手は開示している。よって、両手で「諸悪莫作・諸善奉行」つまり「止行 決意のゆえにこれを上にあげている。また、左手は慈手、大慈与楽の意で、摂善法戒を表し、 ついで、三聚浄戒の義では、右手は悲手、大悲抜苦の意で、摂律儀戒を表わし、一切の罪を作らな 一切

明を踏んで法性の山に登る」ことを意味する。また、左手は「止」で、「仏見」を表わし、「寂静解脱 るという。すなわち、右手が「観」で、「仏知」を表わし、「智照顕揚」の義により、「三世常住に無 の義により、「三世常住に法性を踏んで九界の機に垂れる」ことを意味する、という。 わし、その場合「心性」の二字は「知見」の両字とイコールで、これらはまた「止観」の義にも通ず そして、仏知見と止観の義では、和尚師は「心性中台に居す」ゆえに、その印相は仏知見の義を顕

つぎに、「文殊羯磨師印相事」に移ると、羯磨師である文殊菩薩はつぎのような印相を結ぶ。

左舒詩五指7、掌9向2上、置1膝2上7。右手9上5大指捻5中指7掌9向2外10

(『続天全・円戒1』一一九頁下)

を開く」義も表わし、文殊が「左手を垂れ開く」のはその意であるとする。この「四衆疑」のことは、 そのため、右手(恵手)の印相は和尚師のそれと同じに結んでおり、その義理はまた和尚師に準ずる。 和尚釈迦如来と同じく、法・報・応の三身が両手の印相でもって具足していることを説明している。 つまり「施甘露の義」を顕わす。それと同時に、左手には「弥勒の問いに酬(こた)えて四衆の疑念 しかし、 『法華経』序品の説相をもとにした意義づけであることは疑いない。そして、興円は羯磨文殊について、 これについての意味を、興円によってみると、羯磨師は釈迦如来の「智(恵)門の徳」を表わすという。 左手(定手)は和尚師のとは異なる。それは、「戒法の甘露門を開いて衆生に授与する」義、

つぎに、第三の「弥勒教授師事」では、教授師の弥勒菩薩はつぎのような印相を結ぶ。

右"向\"上"水火少屈"、中指与\"大指\相鉤\"中一寸許"。定手以\"大指\"捻\\"中指\"、掌"向\"右"、小指 風指上少少屈沙で、二手。乳ノ下は持沙之。 (同前一二〇頁上)

めに定手(左手)は和尚師のそれと基本的に同じ印を結ぶとする。ただし、教授師では定手を恵手の この教授師の印相の意義を、また興円によると、それは和尚師の「定門の徳」をあらわし、そのた

と羯磨の右手がともに大指(空指)と中指(火指)を捻ずるのは、授戒による発得戒と性徳戒 戒をまだ授けない前の威儀振る舞いを教える段階を表わすゆえに、冥合の義をもたないとする。 理戒)とが冥合する義であるのに対して、教授師の右手が大指と中指を捻ぜずに鉤状に少し離すのは、 す。この弥勒の印相は、文殊の場合と対照的に、右手が和尚師(および文殊)と異なっており、 方に向けているのが若干異なり、これは受者に威儀等を教えて恵徳の羯磨師に向かわせる意味を表わ の若干のちがいと合わせて、それらの意味が細かく記述される。すなわち、右手(恵手)では、 (法身 和尚

等覚無垢位に昇っている菩薩であるから、これを表わして下にも垂らさないのであるという。そして、 味をあらわすのとは異なっているとする。 迦と文殊が右手を上げ左手を垂れることによって、真身(法・報)と応身の三身を円満に具足する意 者を引導して果上の戒を引入する意味を表わすなどと説明される。さらに、弥勒にあっても「三身即 弥勒が右手の水指を少し屈するのは、受戒の機を教授する意味であり、その右手を上に向けるのは受 に対して、 が現在の教主ゆえに、 一の如来」ではあるが、両手を上げもせず垂れもしないのは、「三身相即」の義である。つまり、釈 弥勒の左右両手ともに上げもせず垂れもせず乳の辺に持つのは、文殊が過去の本師で、 弥勒は当来補処の菩薩ゆえにまだ因位にあるから両手とも高く挙げず、他方で部分的には ともに究竟果満である(したがって釈迦・文殊はともに右手を上げている) 釈迦 0)

四 登壇即身成仏の意味

する意義を論ずる。そこでまず、文殊と弥勒が比丘形をとるのは、「穢土の所化」を表わすという。 る。すなわち、坂本の社壇は「凡地戒体の所依」であり、そこに居す山王は最下品の凡位にある。これが、 応身の理体に一致するという道理により、真実義には四土・三身ともに不二であるというのである。 三身は六即結界に配釈されて、断惑の浅深によって勝劣次第をとるけれども、修行によって劣から勝 疑問に対して、興円は「四土不二」「凡聖不二」「理智冥合」の論理で答えている。というのは、四土・ 戒壇」にあって、「妙覚究竟の三身如来」と位置づけられているのはいかにも矛盾である。こうした とすれば、因位の比丘形(穢土の出家菩薩としての文殊と弥勒)が、すでにみたような「心性中台の わち、そこの問答では、主として文殊と弥勒が比丘形 へ上りつめ究竟円満すれば、究竟の寂光土は穢土の同居理土と異ならず、また妙覚究竟の如来は穢土 つまり、戒壇院での授戒儀が穢土の出家修行者に授戒する「穢土戒師の儀式」であることを意味する。 このように、興円は三師の印相を解説したあと、少しく問答を設けて結論へと向かっている。 戒壇院には外護の山王が勧請されるのであるが、これの意義もまた同様の理由で説明され (剃髪) であることと、また山王を壇上に勧請 。すな

はともに同居(穢土)にも寂光にも居し、四土はそれぞれに四土を備え、よって「中台の寂光は四土 のみ理解するのではなく、真実義でこれをみれば「互具相即融通無礙」であるとし、そのゆえに三身 合の義によるからであるとする。このように興円では、四土や三身を断惑の浅深に従う勝劣によって 妙覚極果所居の寂光土である山上の戒壇に勧請されるのは、凡(理)と聖(智)とが不二で、理智冥

即一の道場であり、能居の三師は三身即一の如来である」と主張するのである。

にのみこの法は許される、と述べていることは注意を要する。 ると考えられる。ただ、『戒壇院本尊印相鈔』の最後に、興円が「信心を有(も)ち戒行を相承する者 の受戒即身成仏義は、 の述べるこうした思想は、かなりの難解さを覚えるけれども、 無上の信心を発して一仏乗戒を受ける」者は、即身に成仏することを体験するというのである。 い、「登壇受戒による即身成仏」を結論とする。すなわち、「寂光中台に登り、極果の三師に値 そして、これらの議論をへたのち、興円は「この壇に登る受戒の人は必ず決定して成仏する」とい 中古天台期特有の発想に基づく思想を背景に成立した重授戒灌頂の極意でもあ 興円自身も「不思議の法」だとするこ 興円

法門が確立をみた事情を顧みる必要がある。今日、 年をへてこれを受ける資格をもつとされるように、重授戒の壇上に登って即身成仏義が履修されるの このことは、興円ら戒家が十二年の籠山修行と厳しい戒学の実修をへるなかで、重授戒灌頂なる新 西教寺で執行の戒灌頂が初授戒(得度) の後十二

きた所以である。 践こそが裏付けに要されるわけで、安易に即身成仏義だけがもてあそばれるならば危険な思想となり 来法勝寺伝来の かねないのであろう。それゆえ、興円のこの書では、「秘すべし秘すべし」と結ばれ、また同書は従 は、そこに中古天台期の本覚的思想が背景にあるとはいえ、得度後の十二年にわたる真摯な戒行の実 「湘編」 のなかに収められ、いわゆる秘書のひとつとして安易な公開がはばかられて

《注 記》

 $\widehat{1}$ 収録されている。また、色井秀譲『戒灌頂の入門的研究』(一九八九年)では、今日執行の重授 春秋社)として公刊をみている。本稿でとりあげる興円の『一向大乗寺興隆篇目集』も、 重授戒灌頂に関するものを中心に、『続天台宗全書・円戒1〈重授戒灌頂典籍〉』(一九八九年、 流による円戒復興事業のなかで確立されたものである。なお、黒谷流と法勝寺流の典籍資料は、 執行されていない。この灌頂を含めて、法勝寺流(西教寺)の円戒法門や思想のほとんどは黒谷 戒灌頂」という独特の授戒法門にあるが、この伝戒儀則は今は西教寺のみに行われ、来迎寺では また元応寺流は比叡辻の聖衆来迎寺に継承された。その特色にみるもっとも主要なものは「重授 黒谷流は今日では、法勝寺流円戒が比叡山麓坂本の西教寺(天台真盛宗)に受け継がれており、 それに

- (2) このような興円や恵鎮ら黒谷流の円戒再興の事跡は、興円の伝記『伝信和尚伝』と、恵鎮の伝 記 『閻浮受生大幸記(慈威和尚伝)』によって知られる(『続天台宗全書・史伝2』所収)。
- 3 『伝信和尚伝』(『続天全・史伝2』四一六頁下~七頁上、四一九頁下。
- $\widehat{4}$ 機已"熟"円教遂"興"」(『伝全』三・三四三頁)という言葉をみる。 法太タ有ラ近゙」(『伝全』二・三四九頁)とあり、また『依憑天台宗』序文には、「我日本シ天下ト円 報』三二号、一九九〇年)ほかがある。なお、最澄の『守護国界章』上之下に、「正像梢過已゙末 討」(『日本仏教学会年報』四九号、一九八四年)、木内堯央「『顕戒論』にみる機と教」(『天台学 最澄の時機観についての近年の論稿には、浅田正博「伝教大師最澄における円機已熟思想の検
- 5 『続天全・円戒1』一六八頁上。源信『一乗要決』巻中(『恵全』二・一一〇頁)。
- 6 て四義が述べられているにとどまる。なお、最澄での「仮受小戒」の意味については、福田堯穎 『天台学概論』第三巻「天台円戒概説」(一九五四年)一〇一頁などを参照 『続天全・円戒1』一六九頁。興円は「五種義」と標示しているが、落丁のゆえか一義を欠い
- (7)「十悩乱」は天台『法華文句』巻八下の所説である(『大正』三四・一二○a~b)。また、ここ に『梵網経』とは、第八軽戒および第十五軽戒などを指す(『大正』二四・一○○五c、一○○六a)。

- 8 『続天全・円戒1』一六九頁下~一七〇頁上。円珍『授決集』巻上(『大正』七四:二九四c)
- (9) 『続天全·円戒1』 一八六頁下~七頁上。
- 10 置くことはなかったと言われている(石田瑞磨『日本仏教思想研究(第一巻)戒律の研究・上(日 本仏教における戒律の研究)』 一九八六年、二一〇頁)。 天全・円戒1』一八六頁下)。これに対し、最澄らの時代には授戒の戒場(戒壇院)に文殊像を 篇をみると、戒壇院にも比丘形の文殊像(授戒のときの羯磨阿闍梨)が安置されることを記す(『続 『続天全・円戒1』一七二頁上。『顕戒論』巻中(『伝全』一・九七頁)。なお、『篇目集』の第七

(11) 『続天全・円戒1』一七二頁下~三頁上、なお、授戒即身成仏については、前章の恵尋の所に 論じた。また、戒灌頂におけるそれについては、後の第四章第一節でみる。

- (12) 『続天全・円戒1』 一七三頁。円仁『顕揚大戒論』巻一「大小二戒差別篇一」「小極不及大初篇 二」(『大正』七四:六六一b~六七二b)。
- (1) 『続天全・円戒1』 一七三頁下~四頁上。「十善戒」とは、①不殺生、②不偸盗、③不邪淫、④

大床、⑨不非時食、⑩不捉金銀宝の十戒である。沙弥十戒は、凝然『八宗綱要』の「律宗」のなか、 小乗の沙弥戒は、右の④までは同じだが、⑤不飲酒、⑥不香油塗身、⑦不歌舞観聴、⑧不坐高広 不妄語、⑤不綺語、⑥不悪口、⑦不両舌、⑧不貪欲、⑨不瞋恚、⑩不邪見をいう。これに対して、

<u>15</u> <u>16</u> (17) 『続天全·円戒1』一七七頁上。光定『伝述一心戒文』巻中(『伝全』一·五九六頁以下)。「恵暁· 徳善の諍論」とは、恵暁は声聞の上臘だが菩薩僧としては日が浅く、他方の徳善は声聞僧として 会する)思想をいう。なお、義寂『菩薩戒本疏』巻下末(『大正』四〇・六八三c)。 九・二○b)などと説かれるように、一乗の立場から声聞法を成仏に有効な菩薩道と位置づける(開 田瑞磨前掲書「日本仏教における戒律の研究」一四四頁以下、小寺文頴前掲書二七頁以下)。 戒の上位に法華戒を置いて大僧戒とする「正依法華」の立場は、最澄には認められていない 澄偽撰の『学生式問答』巻四にもみられる(『伝全』一・三六三頁)。今日の最澄研究では、 正』二四・一〇二〇c、『大正』一七・九〇四c)。興円が示すこのような「仏子戒」の解釈は、最 『法華経』の「開会思想」は、『妙法蓮華経』薬草喩品に「汝等(声聞)所行是菩薩道」(『大正』 『続天全・円戒1』一七五頁下。『梵網経』巻下(『大正』二四・一〇〇八b) 叡山黒谷流興円の戒法復興事業と思想の確立 四二

(4) 『続天全・円戒1』 一七五頁上。「一乗戒」、「室衣座戒」(法師品)、「四安楽行戒」(安楽行品)

いずれも『法華経』の所説を指す。また、「三聚浄戒」は『瓔珞経』や『占察経』に説かれる(『大

戒に解釈されることもある(小寺文頴『天台円戒概説』一九八七年、一八九頁以下)。

条式」の「円の十善戒」を興円は右のような十善戒に解釈しているが、日本天台では異なった十

および法進『沙弥十戒威儀経疏』(『日蔵』二一〈小乗律章疏一〉二四二頁~四頁) にみる。なお、「六

らそれぞれ法臘が数えられて、相互の座次が決められたという。 れには「官符」が発せられて、叡山僧は叡山での受戒日から、また他寺僧は東大寺での受戒日か は下臘だが菩薩僧としては経歴が古い、という場合にどちらが上座になるかとの諍いである。こ

- 18 巻下には、この戒を「不敬好時戒」とする(『大正』四〇・五七八a)。 『続天全·円戒1』一七七頁下。『梵網経』巻下(『大正』二四·一○○七a~b)。天台『菩薩戒義記
- <u>19</u> 正』四〇·五七八c)。明曠『疏』巻下(『大正』四〇·五九六c)。勝荘『菩薩戒本述記』巻四 『続天全·円戒1』|一七八頁上。『梵網経』巻下 (『大正』二四·一○○八a)。天台 『義記』 巻下 (『大

続蔵』一・六〇・二・一四五右上)。

20 分律刪繁補闕行事鈔』(一二巻)巻下一(『大正』四○・一○六a)。法進『沙弥十戒威儀経疏』(五 『続天全·円戒1』一七八頁下。『顕戒論』巻中(『伝全』一·一一九頁)。道宣(五九六~六六七) 『四

加えた「六物」とする。それについては、元照『仏制比丘六物図』にくわしく(『大正』四五)、『篇 ある(『大正』四五・八九八c)。また、律では比丘の生活必需品を、三衣に鉢・坐具・漉水嚢を 『大正』四○)。なお、元照『資持記』からの引文は、同『仏制比丘六物図』のなかに同じ所説が 巻)巻四(『日蔵』二一·三四四頁)。元照(一〇四八—一一一六)『四分律行事鈔資持記』(一六巻、

目集』のなかでこのあと興円も依用している。

- 21 『続天全・円戒1』一七九頁上。道宣『四分律行事鈔』巻下二(『大正』四〇・一二五a)。
- 22 『続天全·円戒1』一八一頁上。『梵網経』巻下 (『大正』 二四·一〇〇八b) 。天台 『義記』 巻下 (『大

正』四〇·五七九a)。

- 23 太賢『梵網経古迹記』(三巻)巻下末(『大正』四○·七一五b)。与咸『梵網菩薩戒経疏註(注梵網)』 八巻)巻八(『卍続蔵』一·五九·三一二右下)。元照『仏制比丘六物図』(『大正』四五·九〇一a)。
- (24) 『続天全・円戒1』一九一頁~八頁。
- 25 正 『続天全·円戒1』一八四頁上。『梵網経』巻下(『大正』二四·一〇〇八a)。 四〇・五九六c~七a)。なお、『伝信和尚伝』の「結夏事」(『続天全・史伝2』四一八頁下) 明曠『疏』 巻下 (『大

を参照。

- (26) 『続天全·円戒1』 一八四頁下以下。
- (27) 『続天全·円戒1』 一八五頁下以下。
- 28 西教寺正教蔵)という書が残され、その書には「戒法教主」の下に、戒法と三身についての黒谷 『続天全・円戒1』一八六頁上。なお、黒谷流には作者未詳の『円頓戒法秘蔵大綱集』(伝叡空、
- (29) 『続天全・円戒1』所収。

流独特の所説がある。

- (30) 『続天全·円戒1』 一八七頁上。
- (31) 最澄『山家学生式』六条式(『伝全』一·一二頁)。
- 32 『一向大乗寺興隆篇目集』(『続天全・円戒1』一八三~四頁)。
- 33 『一日一夜行事次第』(『続天全・円戒1』 一九一~五頁)。
- 34 (『大正』二四・一○○八a)、また明曠の『天台菩薩戒疏』巻下では、それを注釈して布薩の仕方 梵網戒では第三十七軽戒に、「若布薩日新学菩薩半月半月布薩誦:十重四十八軽戒」」と説かれ
- 35 を示していることは周知のとおりである(『大正』四〇・五九七a~c)。 『篇目集』の「第七造寺安置本尊篇」での記述でそのことを知る(『続天全・円戒1』一八六頁下)。
- 36 『山家学生式』四条式(『伝全』一・一九頁)
- <u>37</u> 正』四〇・五九六c〜七a)。 『続天全·円戒1』一八四頁上。『梵網経』巻下(『大正』二四·一〇〇八a)、明曠『疏』巻下(『大
- 38 『梵網経』巻下(『大正』二四・一○○八b)、『盂蘭盆経』(『大正』一六・七七九b~c)。
- (39) 『伝信和尚伝』(『続天全·史伝2』四一八頁下)
- <u>40</u> 台僧の著衣をくわしく註釈し規制しているのをみる(『続天全・円戒1』一七九頁下~八○頁下)。 『続天全・円戒1』一九六頁下。なお、興円の『篇目集』では、「所著衣事」などにおいて、天

41 石田瑞麿『日本仏教思想史〈第一巻〉戒律の研究上』一九八六年、箕輪顕量『中世初期南都戒

律復興の研究』一九九九年などにそれらの研究をみる。

- (42) 上杉文秀『日本天台史』四六七頁以下と六四八頁以下、および恵谷隆戒『円頓戒概論』一三一
- 不、可、有、之云事分明也。」(『天台宗全書』九・二二五頁上)などと述べている。 授`外'依タ何'円戒相承`義可」有」之耶。…(中略)…三学倶伝゙妙法ザ故'法華伝授゙外'円戒」相伝 戒伝授の様相を記述して、「当流"ト、一心三観゚外"別"不」可ヒゥ有ハ門戒伝授「義」云也。一家」意ト乗戒 頁以下など参照。一五○一年成立の尊舜の『二帖抄見聞』の伝えるところによると、恵心流の円 体"""三学不二也。」「所詮円戒」実体「、何物」。 只持ご法華経『云也。妙法既"一心三観也。妙法伝
- 43 黒谷戒系についての先行研究をあげておくと、恵谷隆戒前掲書一四三~一五八頁、 色井秀譲他
- 44 二九─一、一九八○年)、大久保良順「重授戒灌頂の興記」(『天台学報』二二、一九八○年)など いて」(『印仏研究』二八―一、一九七九年)、同「『天台菩薩戒真俗一貫鈔』について」(『印仏研究』 について論じている。なお、それらの文献考証では、窪田哲正「求道恵尋の『円頓戒聞書』につ |天台真盛宗宗学汎論||一八五頁以下などを参照。なお、生没年は最近までの研究成果にもとづく。 『円頓戒聞書』、『一心妙戒鈔』三巻、『天台菩薩戒真俗一貫鈔』など。本書の第二章に、これら

の研究がある。

- <u>45</u> は著作は存しないが、そののちの興円では、自らのことをつねに「戒家」とよんでい 頃の成立とみられる『一心妙戒鈔』(その上巻)には「戒家」の称が存する。恵尋の師の恵顗に 年(一二六三)の講録とみられる『円頓戒聞書』には「戒家」の称はない。そして、文永三年(一二六六) 大久保良順氏も指摘するように(前掲論文『天台学報』二二)、恵尋の著作の中では、弘長三
- 46 編」とよばれ、たとえば西教寺では内司課 ないものとなっている。なお、色井秀譲『戒灌頂の入門的研究』(一九八九年、東方出版)四八 なお、天台真盛宗の総本山である西教寺に伝承され行われている。その戒灌頂関係の典籍は にそれぞれ伝承され、両寺滅亡ののちは、坂本の西教寺と比叡辻の来迎寺に各々移されて今日に 重授戒灌頂は、 ただし、来迎寺の元応寺流は近年には執行されておらず、法勝寺流のみが今日にも 惟賢 (法勝寺流)と光宗(元応寺流)以来、京都岡崎に存した法勝寺と元応寺 (貫首)の専属とされ、古来、貫首以外には披見でき

(47) 『続天台宗全書·史伝2〈日本天台僧伝類〉I』所収。

頁以下を参照

48 また、その傍註には「私に云く、この伝、作者を尋ぬべきに道崇和尚の作か」とあり(『続天全・ 去る明徳元応鐘初日(一三九〇年)に門流に弘めんがためにこれを写し取った」との記述が その奥書には、「右正本は導崇和尚(光宗)の遺跡である阿字息障院の庫蔵に在ったものを、

史伝2』四二七頁下)、したがって、この伝記書は、興円と同時代の遺弟である光宗の作ともみ

られている

(4) 前記の黒谷流の戒系にみるように、黒谷流円戒は、 以後の戒家では新黒谷 灌頂にも浄土教的要素はまったくない。 られず、また、 より円教菩薩戒を受けたのであるが、しかし、これ以後の興円の事蹟には新黒谷との関係は認め 代でもある(藤堂恭俊 みられるところである。そして、源空(法然)以下、恵顗まではいずれも金戒光明寺の初期 る京都東山の新黒谷(金戒光明寺)をも拠点とし、 経由している。事実、黒谷流ではある時期までは、 興円 (およびそれ以後の黒谷流の人々)の著作には浄土教的思想はみられず、 (浄土宗) 『法蓮房信空上人』一九八九年)。いま、興円はその東山の金戒院で恵顗 との関係は絶たれ、その円戒相承は叡山天台宗のなかでのみ発 すなわち、黒谷流では浄戒双修は恵顗までであり、 浄戒双修の思想は恵尋の 叡山の黒谷とともに、今日では浄土宗に属す 叡空よりのちの数代に浄土宗の祖師たちを 『円頓戒聞書』にも 興円 の歴 戒

(50) 『続天全・史伝2』四一六頁上。

展していったといえよう。

51 色井秀譲「戒灌頂秘書『十六帖口決』について」(『天台学報』二五、一九八三)を参照、 『続天全・円戒1』の『解題』四頁、および色井前掲書『戒灌頂の入門的研究』一九一頁以下、

52 想の綱要を整理して説いているという性格から、また前述の奥書についての不審からも、 は には「一心戒蔵」説があるから、この書を興円よりさかのぼって、つまり従来のごとき叡空撰と うに、興円に始まる戒家特有の思想のひとつは「一心戒蔵」の説とみることができ、『秘蔵大綱集』 の戒家では恵尋を受け継ぎ発展させたものである。そして、これも本稿の以下に明らかにするよ にのべるごとく、「信心受戒」説は興円に始まるものではなく、すでに恵尋にあって、興円以後 である。また、思想的内容には、窪田氏はその「信心受戒」説を根拠としているが、本稿の以下 あるのみで、興円の著述であることを明記しないばかりか、そこに記された年号の干支も不正確 決要集』ともに、「嘉元二年(一三〇四)七月二十八日」と記す奥書には、「伝言和尚御自筆」と とつには同書の奥書についての不審である。興円の現存の著作をみると、 研究』三〇―一、一九八一年)、私見によれば、興円とは決しがたい疑問がある。というのは、ひ 円のものであると推定するのは窪田哲正氏であるが(「『円頓戒法秘蔵大綱集』について」『印仏 正教蔵に存し、その正教蔵所蔵のものに「黒谷叡空撰」とある。異名同本であるこれらの書を興 した興円自署の奥書があるのに対して、この書にかぎって自署の奥書がなく、 『秘決要集』には大正大学および龍谷大学など所蔵の刊本がある。『秘蔵大綱集』の方は西教寺 (恵谷前掲書一三三頁、色井前掲書四頁)とうてい認められない。と同時に、 いずれにも年号等を付 『秘蔵大綱集』『秘 同書は戒家 あるい の思

は興円よりももっとのちに、興円に仮託、または興円以前のものであることをにおわせて製作さ

53 の戒相が順次釈される。 重玄義」が説かれ、ついで『梵網経』の注釈に入り、下巻では「正説段」として、「十重四十八軽戒 存最古のものであり、上・下巻からなる。この疏では、上巻にまず⑴釈名、⑴出体、 の『梵網菩薩戒経』(『梵網経』廬舎那仏説菩薩心地戒品第十、『大正』二四所収)を註釈する現 とがあるが、日本の天台宗では近代まで智顗親撰が疑われることはなかった。本疏は鳩摩羅什訳 『菩薩戒義記』二巻は(『大正』四〇所収)、今日の学術研究では智顗の親撰が問題にされるこ 三料簡の「三

54 そして、このような傾向は、興円ののちの惟賢の『天台菩薩戒義記補接鈔』(三巻、『大日本仏教 『口伝抄』のごとき、両者の間でいずれが主で、どちらが補助的な関係にあるのかは不明である。 述が多く残されていることは銘記されてよい。ただし、いまの『知見別紙抄』と、その中に出る からない文献が多いのに対して、とくに戒家においては興円など中心的学僧の撰者名の明確な著 色井前掲書一四五頁ほか)。その場合、戒家でも口伝を重んじてはいるが、口伝には撰者名の分 関係をもって檀那流に属するとみられる(硲慈弘『日本仏教の展開とその基調』下巻二六二頁、 当時の口伝法門をこととする恵心・檀那両流の日本天台宗のなか、黒谷流戒家は記家と密接な

智鈔』ほかの、現存しない口伝的な「抄」類に、惟賢もまた所説の多くを譲っていることが顕著 全書』七一所収)にもみられる。すなわちそこでは、惟賢の師の恵鎮から受けたとみられる 眼

である。

<u>55</u> これを真撰のものとして、 では最澄真撰ではなく、後世の仮託書であるとみられているが、恵尋や興円ら黒谷流ではつねに 『続天全・円戒1』二〇四頁。なお、『学生式問答』八巻(『伝教大師全集』一所収) 最澄の円戒が「正依法華」であることの典拠に用いている。 は、 今日

<u>56</u> 仁空『菩薩戒義記聞書(永徳記)』(『天全』一五・三頁以下)、尊舜『二帖抄見聞』(『天全』 九

・二二七頁)など参照。

(57) 『続天全・円戒1』二四八頁。

58 恵尋『一心妙戒鈔』巻上(『続天全・円戒1』二六一頁下)

(5) 恵尋の『一心妙戒鈔』巻上にはつぎのようにある。

既定可¸成氘就戒体宀。疑心無*信心¸以゙納ー得性徳´三聚浄戒」也。性徳ー´云ヘー*始覚冥」本覚」修 尋云。以;何心「成テ就戒体」乎。答。始自「釈尊」(千仏戒准」之)師資相伝一代サ不」絶。故戒

徳帰 性徳一之時、 性無作仮色`戒`体ド成゚也。疑物之心、空仮二辺`心也。無,疑心,者中道`善

信也。(『続天全・円戒1』二七二頁下)

- 60 九、二二〇頁下段以下)などをみよ。また、田村芳朗『鎌倉新仏教思想の研究』(一九六五年) 恵心流の四重興廃義については、たとえば『二帖抄見聞』のなかの「四重興廃之事」(『天全』
- 四〇三~四七四頁を参照。
- (6) 光定『伝述一心戒文』巻下(『伝教大師全集』一・六三三頁)。 光定の引用する天台智顗の『普礼法』 るなかにみられるが(『続天全・円戒1』二九五頁下、そこでは恵尋は「天台百録」をも指示し 著作をみると、『一心妙戒鈔』には、光定の『伝述一心戒文』巻下の天台「普礼法文」を引用す 第一「戒律の研究」上)の三二六頁以下を参照。それで、この「一心戒蔵」という語は、 心戒」)についての考証は、石田瑞磨『日本仏教における戒律の研究』(同『日本仏教思想研究』 れども、文は少し異なり、『国清百録』所載には「一心戒蔵」という語はない。これ(光定の「一 の文は、『国清百録』に載せられているものによると思われる(『大正』四六・七九五上―中)。け 『明曠流』にしたがって「戒蔵」という語もみられるも、「一心戒蔵」の語は、恵尋のいずれの著 恵尋自体の言葉のなかには、光定を承けて「一心戒」という表現は多くみられ、また 恵尋の
- 62 九八五年)で、戒家の円戒思想を「戒勝止観」と特色づけている。その語自体は戒家の文献か ところで、窪田哲正氏はその論文「中古天台における戒勝止観の法門」(『大崎学報』一三九号

作の中にも認められず、恵尋にはこれについて説くところはないと言ってよい。

義を師資の間で体験せしめるという、顕(戒) すなわち、戒灌頂は戒という元来顕教に属する伝授作法に密教の灌頂を取り入れて、「即身成仏_ 方法による)。このことは、興円らの確立した重授戒灌頂の性格をみる上にも大切なことである。 学」を基本の立場とするのによる(それに対し、鎌倉新仏教の宗派は多く専ら一宗旨を選び取る 経』を学び、密教の行法を修めるのをこととしている。これは最澄以来の天台における「四宗兼 るように、興円は円戒(円頓戒)をことさらに興行せしめることに努力しながら、他方で『法華 からである。すでに、興円の伝記にもうかがわれるように、また戒家の他の学僧たちもそうであ 命をもち、正覚を得るための修行としての意味をもつ、というのが戒家の本意であると思われる 重であるあらゆる法門 定されているように、戒を本源的な、 の戒(一心戒蔵) 高位とする興円 意味であるとするならば、賛意を表することはできない。というのは、いま述べた一心戒蔵を最 うが、もしその意味するところが、「止観勝法華」の如き、「興廃」的な、あるいは「選択」的な らのものではなく、日蓮系統の著述のなかに「止観勝法華」とあるのにならった氏の造語であろ (戒家)に特有な四重釈においても、下位の重である観心(止観)を捨てて高位 を取るというのが興円の意図ではなく、一心戒蔵が「能開の本源」であると規 (観心や本迹両門および爾前教にいたるあらゆる諸教)が妙法としての生 もっとも大切なものとして堅持することによって、下位の 密双修の綜合的、融合的な法門なのである。

第三章 叡山黒谷流興円の戒法復興事業と思想の確立

の基本的な性格を見落としてはならないであろう。 で、伝統的な法門を復興し、そこに新しい思想を付与して真の求道のあり方を示そうとした、そ の学僧たちは、むしろ興廃的、選択的な新仏教の進み方を本意とせず、天台という旧 は戒密双修) はあっても、 戒堅固にして専ら念仏に勤める」という宗風であり、それは一見、法然の態度に似ているようで 室町期の真盛(一四四三―一四九五)の浄戒双修の仏教のなかにも認められる。真盛の場合は、「持 示したそのような思想的傾向は、そのかなりのちに、黒谷末の門流に属して、西教寺を中興した を興廃的な取捨選択の意味に解するのは決して正確な捉え方ではないと思われる。興円ら戒家が がって、戒家の文献の中に、諸教門間の上下、勝劣を片言半句に述べる部分があっても、それら しての基本的思想傾向は、 って鎌倉新仏教を興した法然、 禅のみを専修するという道を取ったのであるのに対し、のちの真盛も含めて、興円ら戒家 天台を去った法然とは基本的に相違しており、 とは異なってはいるものの、黒谷末の門流にあるという点も含めて、 真盛と戒家とでは同じであるといってよい。すなわち、 親鸞、 日蓮、道元らは、 興廃的、 他方で興円戒家らの顕密双修 選択的な意味でそれぞれ念仏、 天台の学僧と 叡山天台を去 |仏教の枠内 (また

<u>63</u> 戒義記補接鈔』(鈴木『仏全』一六)、同『菩薩円頓受戒灌頂記』(『続天全・円戒1』所収)など 興円『十六帖口訣』(『続天全・円戒1』)、光宗『普通広釈見聞』(『大正』七六)、惟賢

に、その概念による主張がみられる。

64 西教寺正教蔵に所蔵する。この書にも興円自署の奥書が付されていて、それにはつぎのように

記されている。

徳治三年(一三〇八)七月一日始草-|案之|。為。興-|行大乗戒|報。四恩。「 於二叡山黒谷願不退

|集||記之| 。為||未受戒| 不」見」之也。仏子興円四十六、﨟三十。

なお、この書は興円らが学んだ梵網戒の実践に関するものなので、本研究において翻刻を試み

たい。

(65) 色井秀譲前掲書一四五頁。

想の研究』四六七頁ほか参照。

- 66 田村芳朗『天台本覚論』(岩波〈日本思想大系〉九、一九七三年)五四二頁、同『鎌倉新仏教思
- (67)『西教寺の歴史と寺宝』(一九八九年、西教寺刊)二五四頁。これと同じ画軸は、かつて法勝寺 流の伝戒を行っていた名刹の、鎌倉の円頓宝戒寺や伊予(愛媛県)の等妙寺にも所蔵されている。
- <u>68</u> (『続天全・円戒1』 一○三頁)。また、西教寺で執行の現在の戒儀については、色井秀譲 興円が著した戒灌頂の奥義書『円戒十六帖』に、この諸法実相印(合掌印)が詳述されている 『戒灌

頂の入門的研究』(一九八九年、一七六頁)を参照。

- <u>69</u> 興円『本尊印相鈔』(『続天全・円戒1』一一六頁)。光定『伝述一心戒文』巻下(『伝全』一・六三三
- 頁)。恵尋『一心妙戒鈔』巻中(『続天全・円戒1』二九五頁下)。詳しくは前節を参照

興円『円戒十六帖』に出る (『続天全・円戒1』 九八頁下)。 なお、これ

70

法界一輪鏡のことは、

- 71 については次節でみる。 記家伝承の結界式は、 今日『大結界式』として知られるもので、戒家でもこれを用いたことは
- 疑 いない (『伝全』四所収、『続天全・円戒1』にも所収)。

『続天全・円戒1』一二一頁上~二頁上。

(73) 『続天全・円戒1』 一二二頁下~三頁上。

 $\widehat{72}$

 $\widehat{74}$ 立時ともに明確を欠く『円頓戒場図』のなかの、「戒本尊事」にある次の記述がそのことを述べ 戒本尊軸)には、授戒三聖の上方に「四箇の図絵」が描かれている。これについては、撰者 印相鈔』は、兼法勝西教寺の 録する)。 『緗編』 なお、 黒谷・法勝寺流所伝の授戒本尊画幅(先の注記(67)の西教寺・宝戒寺・等妙寺蔵の授 これについては、 とは、 重授戒灌頂に関する重要な諸典籍の一群をさす(『続天全・円戒1』に目録を収 色井秀譲前掲書『戒灌頂の入門的研究』四八頁を参照。 『緗編』に収められていた書である(『続天全・円戒1』四三〇頁)。 『戒壇院本尊 . 成

Щ 王三聖也。或云、三聚戒也云云〉。下"月輪トー゙、輪内"蓮座一ハカリアル也。右ト上方"月輪二トート .門"常"用"所`本尊´、中尊Ś釈迦如来也〈坐像金色、御光等"金像〉。右Ś僧形`文殊〈羯磨師 着一納衣了〉。左、僧形、弥勒〈教授師なり、 着:納衣?〉。左`上方'上'宝珠三ッ〈有人云、 Щ

上、赤色、下、白色也云云。 (『続天全・円戒1』四五頁下、〈 〉 は割注)

用いられているという(杉江幸彦「西山流の円頓戒本尊画像について」『西山学会年報』 もって描かれていると考えてよい。ところが、これと全く同じ画幅図が浄土宗西山派の諸寺にも 授戒三聖の左右上方にある「四箇の図絵」は、 戒灌頂思想の主要な諸要素が象徴的な事相を 四号、

箇 五年 所収の戒灌頂文献のなかには、「四箇図絵」の具体的説明は見出しがたい。 山浄土宗にも伝わることになったかは、別途調査される必要があるけれども、 一九九四年)。 の 「図絵」のいっそうくわしい説明は、相厳の記がおおいに参考にもなる。『続天全・円戒1』 (一四六四)に記された相厳による『円頓戒口訣』なる口伝書が存するようで、 元来、黒谷・法勝寺流に由来すると思われるこの本尊画幅が、 西山派では、 いかなる経緯で西 いまの「四

第四章 重授戒灌頂の思想と一得永不失の戒体義

第一節 重授戒灌頂と本覚思想

一 中古天台における戒灌頂儀の成立と本覚思想の問題

として、「戒称二門」を宗風とする天台宗の真盛門流にある比叡山麓坂本の西教寺(天台真盛宗総本山 を興した一流がある。戒灌頂 たためによる。 廃絶を余儀なくされるに及んで、その末寺に位置した西教寺へ、天正十八年(一五九〇)に兼摂され に伝持され行われている。これは、叡山黒谷流を承けた京都の法勝寺が、「応仁の乱」などの戦禍を被り、 一二一二)に始まる黒谷流の戒脈の上に、 中古天台とよばれる比叡山天台宗史のなかで、叡空(——一七九)と源空(法然房一一三三— (重授戒灌頂)は今日、法勝寺流円戒の特色ある法門(戒法の伝授儀式 比叡山に円戒と籠山行を復興して、その過程で「戒灌頂

でも行われた由緒をもつが、現在は西教寺にのみ執行される貴重な法門となっている。しかるに、こ 戒灌頂は、かつて江戸時代には天台宗のいくつかの名刹や、あるいは浄土宗に属する一部の大寺院

部の識者には注目されてはいたが、近年に 翻刻されたので、 類も門外不出とされたので、宗外や一般にはあまり知られなかった。もっとも、天台学の研究者や一 の戒灌頂は口伝法門によって成立しているとともに、出家僧の「唯授一人」の秘法に属し、かつ文献 すでに学術的な研究が一般に可能となっている。 『続天台宗全書』の刊行によって、関連文献の多くが公開

門であることに注意が向けられねばならない。 から、本覚思想を中核にもっている。けれども、 堕落的傾向をもつという見方もある。その点では、 あるが、そのなかで天台本覚思想は現実肯定に偏った思想のゆえに、戒律や修行をないがしろにする って、やや活発に議論されている。そこでの問題の多くは、鎌倉新仏教との間 ところで今日、 中古天台期の天台思想、 とりわけその本覚的な思想が、それへの評価と批判をめぐ それは天台における戒律復興のなかで案出された法 戒灌頂は中古天台期の天台宗で成立していること の影響と反発の ソ関係で

える。 きな要因を占めてきたと考えられる。それに対する批判と評価をめぐっては今少し多面的な究明が必 天台の本覚思想については、すぐれて日本的な仏教が形成され発展するうえで、無視できないおお 本節では、そのことについて、 戒灌頂は、 鎌倉新仏教とは異なる旧仏教内で成立した、日本的な仏教の一形態であるとい 中古天台期の本覚的思考のなか、どのような仏道を志して成立

しているかを中心にみておきたい。

流と元応寺流とに受け継がれた。その当初の戒脈 戒灌頂を確立した祖師たちは、叡山の黒谷流のなかにあり、戒灌頂を確立してのち、それは法勝寺 (黒谷流)は次の通りである。

叡 空—源 空—信 空—湛 空—恵 尋—恵 顗 —興 円—恵 鎮

伊予 戒灌 は比叡辻の聖衆来迎寺へ兼摂されることになる。ほかに、恵鎮が地方の戒場に定めた鎌倉の宝戒寺や、 円の弟子である光宗は元応寺に拠り、 れていたことが分かるが、今日では西教寺だけに行われているのである。 これのあと、 頂は、 (愛媛県)の等妙寺にも、戒灌頂の授戒本尊が残されていることから、これらの寺院でも執行さ 両寺の由緒ある法門となったが、京洛の戦禍で法勝寺は比叡山麓の西教寺へ、また元応寺 興円は京洛では岡崎の元応寺を、また恵鎮は法勝寺を活動の故地としたことから、興 恵鎮の弟子となった惟賢は法勝寺を継いで、戒脈が分かれる。

浄土念仏によって叡山から独立して後に、その門流にあって叡空の祖跡(比叡山の黒谷)を根拠地に 興することに志した叡空(―一一七九)に始まる。そのもとにあった源空(法然一一三三―一二一二)が、 それで、黒谷流は比叡山西塔の黒谷で、平安末頃までに衰退していた天台の円戒(円頓戒)を、復

それぞれ伝記が残されている。『伝信和尚伝』と『閻浮受生大幸記』である(『続天全・史伝2』所収)。 尚一二六三―一三一七)と、その弟子の恵鎮(慈威和尚一二八一―一三五六)である。これら二人には、 円戒復興を実現したのが、いわゆる戒灌頂家である。その中心的役割を果たしたのは、興円(伝信和 それらによって、戒灌頂を確立した円戒復興の事蹟の多くが分かる。

そして、その事業を完遂する過程で戒灌頂が形成されたわけである。 祖式(伝教大師最澄の『山家学生式』)による十二年籠山行と大乗戒(円戒)の復興にあったのである。 て後には、 い天台宗の学僧に終始している。したがって、戒灌頂にも浄土念仏の要素をみない。その当初の目的は、 れている。 の戒脈で恵顗までは、今日浄土宗の大本山である金戒光明寺(新黒谷)の、初期の歴代に列せら 金戒院での事蹟は見出されず、またその活動は弟子の恵鎮らを含めて、浄土念仏を交えな ところが、興円では東山金戒院 (金戒光明寺) で恵顗から、二十六歳のとき菩薩戒を受け

それら恵尋の両書には、ある視点に立つときには著しい相違が認められる。すなわち、 完全なものではあるが著作が残されている。『円頓戒聞書』(上巻のみ存)と、『一心妙戒鈔』(三巻) 浄土念仏の思想が色濃く出ていて、恵尋が浄戒双修の学僧であったことが分かる。それに対し『一心 であり(『続天全・円戒1』)、興円が引用する恵尋(祖師上人)の言葉は、専ら後者に見出される。 また、興円に先駆的な影響を及ぼしたのは、恵尋(求道房、―一二八九)である。この人には、不 『聞書』には

にさかのぼれるかも知れない。けれども、確実なことは言えないわけで、むしろ興円の伝記などによ と称したその呼称がすでに用いられているのをみる。このことから、戒灌頂の創始は少なくとも恵尋 妙戒鈔』には、浄土念仏の思想はこれを見ることができない反面で、戒灌頂の要素となる考え方が多 ると、恵尋は十二年籠山と円戒の興行に努力したが、途中で断念したということからみて、 く認められる(一心戒の考え方や十指合掌など)ばかりでなく、のちに興円らが盛んに自らを「戒家_ 戒灌頂も

十分な形を整えなかったとみてよい。

までに、戒灌頂の奥義を記した『十六帖口決』(円戒十六帖)を書き終えている。 (一三一六)に興円は籠山行を結願し、その翌年の四月に没する少し前に、恵鎭に「戒家数代の己証 行の場所を東塔の神蔵寺に移して、興円を中心に夏安居を再興し布薩等を修めた。のち、正 顗より願不退房で「灌頂受戒」を遂げている。そして、延慶三年(一三一○)四月十六日から、修 加わり、また少し後に光宗ら数名の学僧が加わった。徳治二年(一三〇七)六月十一日に、 0) である「一箇の灌頂」、つまり戒灌頂を授けている。さらに、籠山を終え恵鎭に戒灌頂を授ける直前 願不退房で十二年籠山行を始めた。 このように、戒灌頂は比叡山における円戒と籠山修行の実践の上に成立している。そして、この点 興円は、 嘉元二年(一三○四)の四十二歳のとき、山門の戒法再興を発起し、翌年の十月より黒谷 恵鎭は初め興円に随身したが、 興円の翌年に二十六歳で籠山 興円は恵

宗(一二七六─一三五○)は、興円が早く没したので、その後には恵鎮に従い、恵鎮から戒灌頂を受 態は恵尋からあったとみてよいが、名実ともに確立したのは興円らによる。興円に従って修行した光 が戒灌頂の性格と思想をみるときには大切である。興円は恵顗から承けているので、戒灌頂の原初形 けている。光宗は正慶元年(一三三二)に、興円の『十六帖口決』を書写している。 である元応寺に拠ったので、光宗以後の系統はこれを元応寺流という。また、 恵鎭は惟賢(一二八九 光宗は興円の跡

そのときに恵鎭から承けたことをもとに記したのが、惟賢の『菩薩円頓授戒灌頂記』である。 これの後を法勝寺流という。 ―一三七八)という秀でた弟子を得て、恵鎭が復興して伝戒の拠点とした法勝寺を惟賢が継いだので、 惟賢は、戒灌頂を貞和五年(一三四九)に法勝寺で恵鎭から授けられた。

のものとともにすでに公刊をみている。 そのなかで、右の興円と惟賢の記した奥義書は、戒儀書とともにもっとも重要な部類に属する。網編になる。 の主な文献と、網編には含まれないが興円や恵鎭らが残した戒疏類の主要なものは、先に掲げた恵尋 戒灌頂の戒儀書や重要文献は、「緗編」とよばれる伝戒師専属の、古文書群によって伝えられてきた。

戒灌頂儀の構成と奥義書

場) に重ねて「正覚壇」に登るゆえの名でもある。戒灌頂は、基本的に伝授壇 受戒の壇に登るので、その名があるとしてよい。あるいは、戒灌頂儀自体のなかで、「伝授壇」の上 戒灌頂は、くわしくは重授戒灌頂という。得度授戒(初受戒)の上に(十二年をへて)重ねて灌頂 の二重構成になっている。ただし、 執行次第は三段の構成による。(6) (外道場) と正覚壇 (内道

体が発得」したことを教え、仏子として仏位を継承する菩薩であることを実感させる意味をもつ。こ 戒」のときに「五瓶 灌頂」が行われ、また「四 重 合掌」が授与される。これが戒灌頂に特有の狭義 開導、 では正覚壇に入る準備的なものとして行われる。)基本的にここでの灌頂作法は、受戒により受者に「戒 勧持)による授戒儀則は、戒灌頂に特有のものではなく、通常の伝法授戒である。つまり、 の伝授壇作法である。(ただし、「合掌」授与は古形では後の正覚壇でのみ行われたのが、現行の戒儀 すなわち、はじめに外道場の伝授壇では、「十二門戒儀」を行うことをベースとする。十二門(1 (七六七―八二二)の『授菩薩戒儀』を基準とした儀則次第である。しかるに、それの「第七正受 2三帰、3請師、 4懺悔、5発心、6問遮、7正受戒、8証明、 9 現相、 10説相、 11 広願、 それは最 12

の作法ののち、十二門の第八以後を行なって、伝授壇における二段構えの儀は終わる。

つぎに内道場の正覚壇では、伝戒師と受者だけが特設の壇上(正覚壇)に登り、「四重六即合掌」

朴な「三種」であり、しかも合掌儀に「六即」の意味は付与されてはいたが、現行のごとき四重各々 戒師)と資 もって利他行にはげむことを教える(道具類の授与)という意味である。そして、正覚壇では師(伝 成仏」して正覚に登ることを教えて体験させ(合掌の儀)、向後には柔和・忍辱・慈悲と少欲知足を の技巧がこらされた結果といえる。)道具類とは、三衣・鉢・坐具・明鏡・法螺の技巧がこらされた結果といえる。)道具類とは、三衣・鉢・坐具・明鏡・法螺 つまり、ここでは受者に発得した戒体が成仏の直道であることを教えるとともに、受戒の座で の合掌に六即位が配当されることはなかった。合掌の意義に重みを加えるために、 の作法を行い、そののち「道具類の授与」がなされる。(ただし、ここでも合掌は古形ではもっと素 (受者)のみの対峙によるから、「唯授一人」と言われる。 ・法瓶などである。 後世ではいっそう 「即身

のメモ的性格(口伝または口決)によるのに比べて、『灌頂記』の方は秩序立てた叙述形態をもつ。 深くて重い意味を記す。 そこで、『十六帖口決』(法勝寺伝来)をみると、つぎのような順序で構成されている。 興円の『円戒十六帖』(十六帖口決)では、このような戒灌頂儀における諸作法と法具類についての、 惟賢の『菩薩円頓授戒灌頂記』も同様の書であるが、『十六帖』が一帖ごと

1 塔中相承口決 2 伝授壇口決 3灌頂授戒事

5法瓶事 6三重受戒事 7安鎮秘口訣領知 8秘法伝受時条々起請文

9明鏡相承事 10三衣事 11 鉢 事 12三種合掌

13 蓋 事 14坐具事 15法螺事 16高座事。

これら十六帖のなか、はじめの三帖は戒灌頂の、正覚壇(第一帖)と伝授壇(第二帖)と、および

両壇にわたる(第三帖)、枢要の考え方を述べ、第四帖以下は各論的性格をもつ。なかでも第九帖以後の、

後半に属する各帖は、正覚壇で授与される道具類についての奥義を記す。

これに対し、 惟賢の 『菩薩円頓授戒灌頂記』では、 初めに序説があってのち、次のような順序と構

成になっている。

1名字事 2道場荘厳事 3正覚壇事

4師弟入壇事 5伝戒詞句事 6三重血脈事

なかでも『法華経』に戒灌頂を位置づける意味を述べる。そして、6は戒灌頂儀で授与される三つの は、正覚壇についての各論であり、また5では、伝戒上の『梵網経』と『法華経』による要文を掲げ、 血脈を解説する。つまり、『灌頂記』は『十六帖』を補完する役割をもつ書であるとみてよい。 ここで、初めの三節は、先の十六帖での初め三帖(順序は逆)に対応する内容を述べる。つぎの4

戒灌頂儀のなかの本覚思想

匹

てゆく。9 それで、 十六帖の初め三帖を中心に、戒灌頂の考え方をみておきたい。いまは三帖を逆の順序でみ

等(五宝・五薬・五穀)を飾る。これらの荘厳物は、いずれも戒灌頂の戒壇(伝授壇)を特色づける を入れて釈迦・文殊・弥勒(三聖)の前に立て、さらに「一二 正 経」と「両巻秘要」、および「五宝」 三には妄りに人に授けないこと、である。つぎに、道場(外道場「伝授壇」)を荘厳するについては、 とは重要で重いという意味である)、承ける時には三事を誓う。一には師を重んじ、二には法を重んじ、 であるとする。そして、これは上古以来「一人付法の口決」によるから「重受法」といい(ここで「重」 もので、それらの意味が記されている。 中央に大壇を設けて「不現前の五師」を安置し(壇上に「授戒三聖」を本尊とする)、「五瓶」に戒水 にわかに密教を盗用したのではなく、伝教大師に由来する「法華と梵網の肝心であり、生死解脱の直路 第三帖の「灌頂授戒事」は、戒灌頂の基本的立場と特色を述べる。 初めに受戒に「灌頂」を用いるのは、

すなわち、「五宝」を安置し「五瓶」を用いるのは、五宝で「金山」を築き、五瓶で灌頂を行なう

超さ は和上・羯磨・教授の三師であり、しかも三師は「無作三身如来」であり、それら三師の居す戒壇上 に飾るのは、戒家では「一心三観」をこの疏によって習うからであるとする。さらに、「授戒三聖」 伝戒師が読 わす。「両巻秘要」は天台(智顗)の『菩薩戒義記』と『観心十二部経義』である。後者の書を壇上 のであり、これらは金山上で法王の位(仏位)を受けることを事相で表現する。また、「一二正経 「秘要』(頓超秘密綱要)であるとする。ここに「発願文」とは、伝授壇作法のなかで受者にこれを。 「常寂光土」であると意味づけられる。そして最後に、「天台菩薩戒発願文」の典拠は、 『法華経』と『梵網経』であり、これらは受ける戒法が「正依法華・傍依梵網」であることを表 んで聞かせ、 また血脈の一つとして授与されるものであり、天台大師作とされて伝授壇と 、『全肝頓

するのは、「発願文」が戒灌頂にとってきわめて重要な根拠となる文書だからである。すなわち、こ られていたのがその書であるという。のちに大師は入唐して、改めて道邃から天台大師のものとして、 とき、二人の化人(梵天・帝釈)に遭い、一箱と八舌鎰(箱をあける鍵)を献じられ、その箱に納め 同書を伝受したともいう。このように、伝説を用いて伝教大師および天台大師に由来することを主張 n が載る つぎに、第二帖の「伝授壇口決」は、伝授壇のことを述べる。初めに「天台菩薩戒発願文」と、そのぎに、第二帖の「伝授壇口決」は、伝授壇堂だる。 『頓超秘密綱要』についての秘伝が記される。すなわち、伝教大師が初めて比叡山に登った

正覚壇が戒灌頂儀で築かれる根拠となっている。

この発願文に基づく、と興円はここで述べる。 の戒灌頂儀(正覚壇)が「塔中の儀式」であり、「寂光の中台における灌頂受戒の儀式」であるのは、

またこの帖では、「五瓶灌頂」の意義を明かす。 すなわち、十二門戒儀の次第のなか、第七正授戒

次第により妙覚位に至ることであるという。これは、『法華経』の「本・迹二門」のうちの迹門「始覚」 の意のもとに、 のとき灌頂を行うのは、ここまでは「従因至果」(修行をして衆生の位から仏の位へ向かうこと)の 修行をして六即位を登る過程を意味する。そして、第七正授戒の所を正覚壇とし、

覚壇とは覚りの位をいい、これは迹門「始覚」に対する本門「本覚」の意味をいう。

八段以降は「従果向因」(慈悲をもって仏から衆生へ向かうこと)の次第であるとする。ここで、正

に具わっている成道を意味するという。 二段のなか、初めのは三身(法・報・応の仏三身)それぞれが成道していること、つまり師 四瓶に渡し入れ、四瓶の水を受者に灌頂する。次には四瓶の水を中瓶に集め入れて灌頂する。これら と資(受者)が三身のいずれかをもってそれぞれに成道する意味であり、後の中瓶灌頂は三身が一身 ついで、ここ(伝授壇)での灌頂には、二段あるという。初めには、中瓶の水(仏の戒水)を他の (伝戒師

唱えられる文句(『法華経』と その他にこの帖では、五宝・五薬・五穀 『梵網経』)について述べる。 の意味 (それぞれが仏徳を荘厳している)や、戒灌頂儀で

ŋ 表現せんとするものである。この正覚壇における成仏を、惟賢では「無作三身本覚の心法身」とよび、 覚りの位(仏果)における四土(依報)と三身(正報)を、事相(合掌という具体的な形)によって され、その焦点は「合掌印」の授与である。十指(両手)を合わせる合掌は、「諸法実相印」と言われ、 多宝の二仏に同じ(師と資がともに仏位にあること)なのである。ここでは、即身成仏の秘儀が交わ またそれは 中の儀式」であるという。高座(正覚壇)に師(伝戒師)と資(受者)が相対峙して座るのは、釈迦・ の正覚壇儀は、『法華経』宝塔品に説く空中の宝塔における、「釈迦・多宝の二仏 並 座」に擬えた「塔です」 またつぎに、第一帖の「塔中相承口決」は正覚壇のことであり、ここでは戒灌頂の究極を記す。こ 正覚壇に登る受者は本覚の仏であり、凡夫の肉体 (即事 ,而真) 「本覚無作の成仏」であり、そしてそれは をいうのにほかならない。 「即事而真の相」であると説明している。つま (事)のままに真理(覚り)が体現されている

常寂光土(法身土)のことをいう。そして、師・資間の合掌では、三身は一身に具わり(三身即一身)、 身がそれぞれに対応する国土をもつこと)であり、凡聖同居土(応身土)・方便有余土・実報土(報身土)・ をもって成仏していることを表わすという。ここで「四土」とは、天台で立てる四種の仏土(仏の三 資がそれぞれの両手を合わせる「各合掌」である。これは、師と資がそれぞれに三身(正報)と四土(依報) そこで興円は、正覚壇上で師・資間に交わされる合掌印を、三種によって説明する。一には、師と

また「本地久成の如来」(修行によって今始めて仏になったのではなく久遠の昔に成ぜられている仏) 冥合を表現しており、覚りの智慧が対象(境)を完全に把握し、また覚りの智慧が真理(理)を体得 掌によって「境智冥合の身」であり、「理智冥合の土」であることを表わすという。つまり、合掌は 四土も不二(四土が各別ではなく互いに他の土を併せ持つこと)であって、その身・土のあり方は合 である、と述べられていることは注意を要する。つまり、それは本覚の仏をいうのに違い が「無作の三身」あるいは「本来不生の仏」(修行によって生まれたのではなく本来的に仏であること)、 しているさまをいう。ただ、ここでいう仏(覚り)とは、師と資の双方についていうのであり、 それ

資の左右互相の合掌」である。これは、釈迦・多宝の二仏が一体(一仏)となることで、 に前仏から後仏へと相続されてゆく意味であるという。 と同じである。これは、「一身即三身、三身即九身」に分かれることで、三身が三世(過去・現在・未来) りが同じものであることを表現する。そして第三には、また「各合掌」を結ぶとし、その形は最初の ついで二つめの合掌は、師の左手と資の右手を合わせ、また資の左手と師の右手を合わせる、「師 師と資の覚

を修めること(止観)である。その後、師から資への教誡がある。それは、受者がすでに「如来の心 この瞑想は、「中道王三昧」と呼ばれ、それは「実の如く自心を知り、実の如く自心を見る」実相観 それでつぎに、正覚壇では合掌の儀が終わると、師・資ともに坐禅して「入定」(禅定に入ること)する。

する。その際、ここで付属する法とは、「即身成仏の教えなるが故に一生一念に究竟円満する」戒法する。 ことを唱える意味である。しかる後に、師は資の頭頂を摩でて、この戒法を流布せしめることを付属 べる教誡である。それの次に、師は白払で資の肩を払う。これは、三惑の塵を払い、三身に成道した 水」を灌がれた仏であるから、止悪修善につとめて衆生を利益してゆかねばならないという意味を述

である、と興円は記している。

とするのは、その意味を残しているからである。 にも述べたように、戒灌頂儀の前提には、戒法の護持をもとにした十二年の籠山修行があることが忘 そして、その思想的な根拠は、受者を本覚の仏であるとみる本覚思想にほかならない。けれども、 れられてはならない。今日でも、西教寺の戒灌頂が、得度受戒後十二年をへた者に許されるのを原則 くみる点にあり、発得の戒体を受者の成仏に直結させる考え方は、まさしく「戒法の成仏」義である。 しめるところの、 さて、以上のようにみてくると、正覚壇の儀は、 一種の仏道完成の法門であるといえる。その成仏の根拠は、 一座のなかに「即身成仏」義を体得または体験せ 戒体発得をきわめて重

先

五 戒灌頂における「即身成仏」義

を共にした恵鎭が手を加えたものを今日に残している。 乗寺興隆篇目集』 またそれらを興円らの時代に復活させる意義を記している。これらの著述は興円が記したのに、 興円は、籠山修行中にその指導者として、いくつもの著作を著している。それらのなか、『一向大 と『即身成仏抄』(一日一夜行事次第)では、自らの戒法と籠山修行の内容を述べ、と『即身成仏抄』(一日一夜行事次第)では、自らの戒法と籠山修行の内容を述べ、

り」という。ここでは、「末法」という時機観が強調されており、末法時には純円の三学による単刀 学の威力に非ざれば、何ぞ末法五濁の衆生は塵劫を歴ずに即身成仏せん。是れ則ち如来出世 宗の三学は末法に入って盛んなるべし。衆生成仏の直道は時機相応の法門なり」とし、また「純円三 式を定める、と述べている。ついで、「篇目」の叙述に入り、自己の志す仏法を述べる。そこでは、「円 書の序文で興円は、「止観は教のみを残して行証を已に亡ぼし、円戒は受のみ有って持相全く欠けたり」 の意義を明らかにし、そして修行における諸種の僧制を、主に梵網戒にもとづいて定めている。この 『一向大乗寺興隆篇目集』では、最澄の『山家学生式』(四条式)をもとに、興円らが復興する戒法 当時のさまを嘆くとともに、「廃を興し絶を継ぐ」ために、叡山の旧儀を移して修行の僧制と法

であると理解される。 することであり、興円らの戒家では例えば、『法華経』提婆品の「龍女成仏」は、「戒法の即身成仏」 らの戒法では「正依法華傍依梵網」の円頓戒であり、これにもとづく修行の方法を定めたのがこの書 なのである。また、「正依法華」とは梵網戒(十重四十八軽戒)を、『法華経』(円教)の理念で理解 直入(直道)の得道(即身成仏)が有効であると確信されている。ここで「純円の三学」とは、興円

につとめることを定めている。 午前には懺法を修めたのちに顕・密を行学する。昼には日中勤行のあと齋食作法、 光明真言を誦し、のち初夜の坐禅に入るとするなど、「三時の勤行と二時の坐禅」を軸に「顕密の修練 大談義ののち寮舎で義理の憶念と要文の暗誦、または坐禅思惟をする。そして、夕勤には例時作法と 行学する日課を記述したものがこの書である。そこでは、後夜の坐禅に始まり、 二道篇」において一年・一月・一日の、行法と次第を簡潔に記しており、そのなかの毎日(一日)に これらは、まさしく「一日一夜の行事次第」にほかならないが、いまはこの書が『即身成仏抄』と つぎに、『一日一夜行事次第』では、一日の修行を克明に記している。 右の 『篇目集』でも、「行学 夜明けに引粥 午後には講堂での 作法、

文を加えているからである。すなわち、 名づけられていることに、とくに注目しておきたい。というのは、同書の最後に恵鎮は、次のような

ず。然るに二六時中の間、三毒五欲の妄法に侵され、徒らに己心清浄の本分を忘れ了る。しかもず。 恒に四三昧 成せば、既に是れ一生不退の修行なり。豈に三昧成就の因縁に非ざるや。是れ又た一行一切行に 今幸いに一支一戒に遭うは、法界の宗致に非ざること無く、忽ちに一日一夜の止悪修善の行業を に是れ即身成仏の儀則なり。凡そ衆生は皆な無作三身の全体にして、更に流転迷惑の凡夫には非 已上の一日一夜の儀則は、…(中略)…再興和尚(興円)の御記にして、…(中略)…また直ち 一念三千の捉足なり。 (四種三昧)を修め、 謂く、事相事儀に努め努めこれを軽んずべからず。 一色一切色に常に三聚戒を勤むるなり。 三身一身の妙行なり。

という。これの初めの方に、衆生を「無作三身の全体」とするのは、凡夫が本覚仏である意味をいう (『続天書・円戒1』 一九七頁)

戒法において理念のみではなく、具体的な形に表わすこと、ここでは実践を重んずることを主張する 生不退の修行」と位置づけられる。つまり、一行のなかに一切行を含める意味において、一戒をも重 も持って止悪修善の行業を成すことを肝要とし、しかもそれがたとえ一日一夜のものであっても、「一 んじて一日の如法な修行をなす姿の上に「即身成仏」を見るものといえる。そこに、「事相事儀」とは、 のにほかならないが、しかし三毒に迷う凡夫をそのまま肯定するのではない。ここでは、一支一戒を

考え方である。そのことは、興円の『十六帖口決』の第九帖「明鏡相承事」に記されている。一心三 うのを根拠に、 観は天台の止観法門の枢要であり、それを「鏡像円融」の義で理解することは、中古天台期の伝統と て相承される。そのことを述べるのが、第九帖の「明鏡相承事」 なっていた。そして、それは最澄の 戒灌頂儀には、もうひとつ重要なことがある。それは「一心三観の口決相承」と、「一心戒蔵」の 師・資間の面授による奥義または秘伝とされた。 『守護国界章』に「鏡像円融の義は口決に非ずんば解せず」とい なのである。 戒灌頂家では、 それは正覚壇におい

鏡に類するといえるが)、余流にはないことであるという。それは、正覚壇での「塔中(並座) に理解する方法である。中古天台では「一心三観(即空・即仮・即中)の己証」を伝受するのに「明 の口決」だからである。 鏡の相承」をもって行なった。そこで興円によれば、恵心流では一面鏡の、また檀那流では二面鏡 口決であるのに対して、戒家では円輪鏡と八葉鏡の両面を用いるのは(このこと自体は檀那流の 鏡像円融」とは、空・仮・中の三諦を、明鏡の明るさ(空) と像(仮)と鏡 (中) に喩えて巧み 面授 |両面 0

ここに「生仏並座」とは、受者(衆生)が仏位に登って仏と冥合する姿をいうのにほかならないから、 境と智であり、 師・資ともに仏位において冥合し互具互融するというわけである。 師の如くにさせ、ここでは「是れは本門の境智冥合の一心三観なり」と口決する。この場合、二鏡は 八葉と円輪の二鏡を取り、 の口決ともいわれて、 うにさせ、「是れは迹門の即空・即仮・即中の鏡像円融相即の一心三観なり」と告げる。次に、 その作法では、先ず師が円鏡の一面を取って、それに面(顔)像を浮かべ、のち資に授けて同じよ 両面一 師と資が一仏に冥合し、また仏の上に師・資が互具互融することであるという。 致の鏡像は 両鏡を向かい合わせて互いに映る面像を一致させ、のち資に二鏡を授けて 「境智冥合互具」の意味とされ、これは 「二尊 並 座・生仏並 師が

究竟即」の六つの段階を経て、成道 経歴し尽くされるとする。六即とは、天台止観のなかで、「理即・名字即・観行即・相似即 が建立されるのはこの意によっているという。そして、戒灌頂儀の座においては、「六即の成道」 で、また円鏡が法華の中道実相にて、両鏡で「正依法華・傍依梵網」の戒法を意味し、戒壇院の中台 したがって二面鏡にはまた戒法の考え方が付与される。すなわち、二つの鏡は、八葉が梵網の蓮華台 このような二面鏡の意義は、先に(本節第四項)述べた「三種合掌」の趣旨と重なるものであり、 (正覚) を完結することであり、 戒家では正覚壇に登るとき、 が 六

即成道が尽くされるというのである。

作の一部始終を映し出すように、仏道の基盤に戒法が存し、戒体(一心戒蔵) にもとづく)が、そこにはいまひとつ重要な基盤がある。そのことは、正覚壇の頭上にある天蓋 を経歴するというのも、 く根本であるという考え方によっている。右に、 れこそがまた余流にはない独特のものである。これは、あたかも天蓋の一輪鏡が正覚壇で行われる所 う意味をもち、これをもって戒灌頂家では「止観の一心三観の上に一心戒蔵を立てる」と主張し、こ に設けられた「一面の鏡」によって表現される。それは、「法界一輪鏡」とよばれ、「一心戒蔵」とい させたものといえる。 正覚壇はこのように、受者がまさしく仏位に登る儀式に擬せられる(このことは戒法の即身成仏義 一心戒蔵という考え方にもとづき、伝授壇で発得した戒体を即身成仏に直結 戒灌頂(正覚壇)では、 一座のうちに「六即 が仏道を支え成仏に導 の中

蔵の概念を用いて戒体を理解する。そこではまず、戒体は『法華経』による理解で示され、迹門の意 を「一心の惣体」と捉え、戒体を大地(基盤)に仏道が成り立つとしたのを、興円ではさらに一心戒 く論釈する。そこでは、一心戒蔵の考え方を、戒体理論の中核とする。すなわち、恵尋では円頓戒法 である。興円の『菩薩戒義記知見別紙抄』(三巻、一三〇七年)は、天台『義記』の、とくにその上巻(三 「一心戒蔵」という考え方は、恵尋の一心戒思想(『一心妙戒鈔』)を承けて、興円が開拓したもの を注釈する書であるが、そのなかに『義記』の「性無作仮色」の戒体義を中巻の始終に詳し

即身成仏を授く」と述べる。 は成仏得道なり」といい、また「戒家の心は迹門の上に本門を立て、…事相事持の戒を立てて事相に 発動し、これが直ちに成仏に直結するとみるのであろう。そのため興円は同書のなかで、「受戒発得を受ける。 基盤に「戒・定・慧の三学」を修めるとき、止観や法華(本迹両門)の教えが得道の法となりうるこ とする。そしてつぎに、天台の「教・観二門」の体系である、法華教学(本迹二門)と止観(観心) では「不変真如の理性」であるが、本門の意では「随縁真如の事相(仮色)」として捉えられるものでは「不変真如の理性」であるが、本門の意では「随縁真如の事相(仮色)」として捉えられるもの とを主張するものである。したがって、受戒での戒体発得は、一心戒蔵を根源に本門意の仮色戒体が とらえ、戒蔵が一心の基盤となり、これを仏道の根源とみるのである。つまり、一心戒蔵 処」および「本法仮諦」などと性格づけ、これを「能開の根源」と規定する。これは、戒体を戒蔵と の上に、一心戒蔵を位置づけて、戒家特有の「四重釈」を提示する。すなわち、「迹門・本門・観心・ 一心戒蔵」の四重位を立て、そのなかの最勝で最終の重である一心戒蔵を、「本迹未分処」「三学未分 (戒体)を

妄りに授けない」ことを強調するのは、このゆえんによっているとみてよい。 述べて、「信心受戒」を強調することである。これは、戒体発得を成仏に直結させる仏法では「信心」 が最も重要であることをいう。先にみたように(十六帖口決)、戒灌頂儀で「師を重んじ、法を重んじ、 そしてその場合に、もう一つ留意を要するのは、「信心を以て成仏すること戒家の一大事なり」と

を興し、また法華よりも観心(止観)を重んじるというふうに、いわゆる観心偏重の傾向を帯びるの に対して、戒家の「四重」には「興廃」の意味はないとみられる。つまり、戒体(一心戒蔵)はきわ の「四重興廃」義が主張されたのに対応する。しかし、「興廃」義では爾前を廃して法華 めて重視されるけれども、その意図は戒体が基盤となるとき三学も法華も止観もみな、成仏に導く妙 右にみた興円による戒家の「四重釈」は、中古天台の恵心流で、「爾前・迹門・本門・観心」

法となることいわんとするのである

是れなり。寂光は随縁不変の真如なり。随縁不変の真如とは我等が本源の心性なり」と述べる。ここのである。 院は四土不二の寂光土なり」と記し、また「心性中台常寂光土とは六即結界の中央に築く所の戒壇院 受者の「心性」にほかならない、と述べていることは注意されてよい。 する戒体(一心戒蔵)の意味と性格を、それらの語で表現しているわけである。 では、受者の「心性」と「常寂光土」と「戒壇院」がほぼイコールに重ねられ、受者が戒壇上で発得 そのなかで、戒壇院が「一心戒蔵」によって意味づけられ、またそれが「常寂光土」であり、 上に安置する、 興円の 「授戒三聖」(不現前五師のうちの釈迦・文殊・弥勒の三聖)の 『戒壇院本尊印相抄』(一三〇八年)をみると、そこでは戒灌頂儀 すなわち、興円は 「印相」を解説する。 (伝授壇) 「中台戒壇 しかも の壇

そして、この書の末尾でも、「此の壇に登る授戒の人は必ず決定成仏す」「寂光中台に登って極果の

と同時に、そのすぐ後には「不思議の法は仰いで信ずるなり」とし、さらに重ねて「貴ぶべし、信ず 三師に値い、無上の信心を発して一仏乗戒を受けるものは、豈に即身に成仏せざらんや」と主張する けるときには本覚的思考のゆえに、堕落の法となることを警戒するのであろう。 をはじめ、 と結んでいる。ここでは、「登壇受戒即身成仏」という単刀直入の仏法は、信心によるとき有効であり、 べし」といい、そして「信心を有って戒行を相承する者には許すべし。能く能く秘すべし、秘すべし」 信心のない者にはむしろ危険の法となる故に秘法とするものである。この書に限らず、『十六帖口決』 興円らの書では随所に「口外すべからず」「秘すべし」と警告するのは、信心なき者に授

<u>俊</u>芿の北京 戒(開権顕実戒法)よりも、遙かに優れた直往の菩薩戒法であることを主張する。そこでは、 恵鎭らの戒法は、一心戒蔵(戒体)を基盤とした成仏に直結する戒法であるというのである。 する叡山の戒法(戒灌頂の戒法)が、鎌倉時代に興起した叡尊・覚盛らの南都戒(廻小入大戒法)や、 「吾山所立の戒法は、権実未分·生仏一如·一心戒蔵位に於いて、直往菩薩戒と為す」と記す。つまり、 さらにもう一書、興円を承けた恵鎭には、『直往菩薩戒勘文』がある。この書では、恵鎭らの主張

τ 仁空の「戒灌頂」批判と霊空の「本覚思想」批判

聞書』(『永徳記』十三巻、『天全』一五)によって知られていたが、近年に戒灌頂家である興円の 西山の三鈷寺に住み、また廬山寺をも継いだ仁空は、法然の門下にして浄土宗の西山派の祖となった 空(一三〇九—一三八八)の三鈷寺流または廬山寺流の戒学が振興したことは、周知のことである。 (一三〇九—一三八八) の三鈷寺流または廬山寺流の戒学が振興したことは、周知のことである。 薩戒義記知見別紙抄』などとともに、廬山寺流 証空(一一七七―一二四八)の、法系に属する有力な学僧である。仁空の戒学は、従来 公刊をみた ところで、興円や恵鎭ら初期の戒灌頂家が活動した少しのち、 (『続天全・円戒2』二〇〇六年)。 (仁空)の戒疏および戒論書のいくつかが新たに翻刻 南北朝期に比叡山を舞台に、実導に 『菩薩戒義記

成仏するのは、「法華の皆成にも背き」「梵網通受の本意にも順じない」という。もっとも、 代未聞であり、伝教大師の祖意に背くと批判する。あるいは、戒が密室で授けられ、一人がその中で る。すなわちそこでは、授戒に密教の「灌頂」が用いられ、また「唯授一人」の戒法というのは、前(②) 身成仏儀とすることや、戒壇上に「一二正経・両巻秘要」を置くことは必ずしも反対ではない。なぜ それらのなか、『円頓戒曉示抄』(二巻、一三七一年)では、戒灌頂を批判している箇所が見出され 授戒を即

遠く、 巻の経」と「上下両巻の経」の二意のあることをいい、また「両巻秘要」は天台の『菩薩戒義記』上 なら、即身成仏については、安然の『普通広釈』に典拠があるからである。しかるに、「一二正経・® 戒灌頂家に共通することである。ただ、仁空では少なくともその戒学においては、本覚的思考からは 下二巻のことであると、廬山寺流の立場を主張する。このような仁空の立場は、いま少し解説を要す 両巻秘要」は仁空ではその中味を異にする。「一二正経」は、『梵網経』を正経とするなかに「一品一 のことは、後の節で戒灌頂家 るけれども、仁空の戒学では「戒体発得」を重視し、また「戒体発得の上の戒行」を強調するのは、 代わりに浄土念仏が戒行に大きく関わっていることが、その主張に反映していると考える。 江戸時代の天台に興起した霊空光謙(一六五三―一七三九)らの安楽律は、 (惟賢)の考え方と対比して、いっそう詳しく検討したい。

儀の類であるが、本覚思想の現実肯定が偏重して淫祀的志向に陥り、その堕落傾向の故についに排斥 命 壇」の邪教性を痛烈に批判して(『闢邪編』)、これを廃絶させ、これをもって天台本覚思想の高潮をするだ。 宗ほかの学僧たちとおおいに論争したことでもよく知られる。この安楽律のとき、霊空らが「玄旨帰 されるに至ったのである。しかし、戒灌頂は玄旨帰命壇とは異なって、今日にも続いていることは充 の時代は終焉したとも言われる。玄旨帰命壇は、戒灌頂などと並んで本覚思想と灌頂を特色とする法 言律の復興や、 浄土律の振興に大きな影響を及ぼした。霊空はまた、「即心念仏」を主張して、浄土

すこぶる讃え尊敬している。もっとも、霊空は即心念仏を提唱したことで、真盛の念仏義をめぐって、 鎮は法勝寺と、神蔵寺、帝釈寺、西教寺を山門の四箇律院とした。そして、室町時代の真盛(一四四三 園城寺の義瑞(一六六七―一七三七)と激しく論争することになる。 を宗風とし、 大師良源(九一二―九八五)の開創とみられ、のち戒灌頂の恵鎮がこれを修造して法勝寺末とし、恵 と兄弟関係にあるから、そのこと自体には少しも矛盾はない。ただ、西教寺では真盛以来、「円戒と念仏_ ではのち法勝寺を合併してそこの戒灌頂をも受け継ぐことになった。法勝寺流と元応寺流は、 応寺流を承けていたようであるが、法勝寺の末寺に位置する西教寺に迎えられたわけで、その 戒灌頂儀は、今日の西教寺で毎年執行されている。西教寺は、比叡山横川の麓にあって、もと慈恵 四九五)は、「持戒念仏」の宗風を興して西教寺に入寺し、これを再び中興した。真盛自身は元 浄・戒双修となっている。江戸時代に安楽律の霊空は、 先輩の真盛を戒律護持のゆえに)西教寺 もとも

集』で確立した叡山浄土教の「事観念仏」法では、往生成仏を目標とする。すでにみたように、 頂は即身成仏儀であるのに対し、真盛の浄土念仏法は『往生要集』にもとづく往生成仏の教えである。 日本の天台では、正依経典の『法華経』にもとづくときは即身成仏義である。天台密教(台密)で 顕密一致の考え方で即身成仏義をとる。しかるに、横川の源信(九四二―一〇一七)が『往生要

にふれた仁空による戒灌頂批判と、霊空の本覚思想批判の問題とをあわせ、いっそう究明されてよい 浄・戒双修の真盛と西教寺では、両者の関係は教理的にはどのように結びついているであろうか。右

課題といえよう。

第二節 戒家恵鎮の「直往菩薩戒」の思想

一 叡山戒法復興における恵鎮の位置

僧として知られてい る十二年籠山行を復活させ、黒谷流による円戒の興行を成功させ、叡山の戒法を広く世に宣布した学 はきわめて大きい。恵鎮は伝言和尚興円(一二六三―一三一七)の弟子で、興円とともに叡山におけ による円戒復興運動のなか、慈威和尚恵鎮(円観、一二八一―一三五六)の果たした役割とその功績 比叡山天台宗の円頓戒(円戒)史のなかで、中古天台期の鎌倉から南北朝時代にかけての、黒谷流

黒谷流の円戒は、 比叡山西塔の別所である黒谷に住した叡空(―一一七九) の先鞭のもと、源空―

伝

叡

恵

える。本節では、恵鎮の事蹟をいま少しくわしくみた上で、恵鎮が鼓吹した「直往菩薩戒」 事業に著しい貢献をした恵鎮(戒家)の円戒思想の特色を、その著『直往菩薩戒勘文』によってみる はいかにすぐれているかを解明しようとしており、天台戒家の主張を知るのに好適の文献であるとい ことにしたい。恵鎮のこの書は、戒家が提唱し宣布した円頓戒が、南都や北京など余他の戒律思想と 山天台宗の円戒史上での重要な潮流を形づくっていくのである。 そこで、本節では叡山の円戒復興 の思想を

一 恵鎮の伝記と戒家における役割

尚伝』があって、戒家の事蹟はこれらの伝記書によって、多くのことを知ることができる。 恵鎮には、自叙伝と目される『閻浮受生大幸記』(慈威和尚伝)が存する。師の興円にも、『伝言和

知られる。この伝記書の、奥書のひとつに「私に云く」として、「この記は叙述内容に康永年中(一三四二 寺流の典籍を多く書写し、戦乱による紛失を補って誌し、後世に残した室町期の勝れた戒和尚として 没不詳)が、文正元年(一四六六)に鎌倉の円頓宝戒寺で書写したものを残す。昌俊は、黒谷・法勝 恵鎮の『閻浮受生大幸記』は、文明八年(一四七六)頃に法勝寺第二八世の戒和尚に就任した昌俊(生

〜四五)の光明天皇を新院と称しているので、観応二年(一三五一)のころの御製である」とし、こ

の年は和尚 (恵鎮)は七十一歳、そして延文元年(一三五六)三月朔日に七十六歳に入滅したことを

次のような順序に記される。 弘安九年(一二八六)の六歳に上洛したと述べ、幼少期はこれだけのつまり名目だけの簡略にすませ、 記したのち、「人間男子大幸」「不受女身大幸」「六根完具大幸」「京洛経廻大幸」の名目を列記して、 と呼ぶのに対して自らを「恵鎮」と記すことから、自叙伝に相違ない。これの構成内容は、 のち「叡岳容身大幸」とする名目から内容をやや詳しく記す。そこでまず、「大幸」の名目を挙げると、 恵鎮のこの伝記は、なかに「予は」との記述をみ、また同輩または弟子にあたる光宗を「道光上人」 出生地を

貴種伝戒大幸 交衆学道大幸 叡岳容身大幸 諸寺興隆大幸 遁世行道大幸 出家受戒大幸 千日入堂大幸 円宗弘宣大幸 円戒興行大幸 内証修行大幸 仏法修練大幸 能聴是法大幸 聖教感得大幸 弘通広大大幸 専求仏道大幸

若き時代の修学を述べ、次の「円戒興行」は興円(先師)や光宗(道光上人)らと伝教大師以来の円 大幸」であり、ついで「遁世行道大幸」と「諸寺興隆大幸」である。すなわち、「遁世行道」までは、 これらの標題のもとに記す内容は、いずれもそれほど長くはないが、 比較的詳しいのは「円戒興行

戒を復興し、比叡山で籠山行を修めた事業を記し、その後の「諸寺興隆」などは諸大寺を中興し修造

して伝戒道場とした活躍を叙述する。

叡山 頃に遁世の願を発し、 その十一月に登壇受戒して出家した。山上で修学にはげんだ恵鎮は、天台の教迹を学ぶのみならず、 三山にも巡礼している。 十八歳のときに興円に師事し、 つねに止観に志し、二十二歳の頃には恵心流の大旨や檀那流の深致に達したという。また、 それで、恵鎮は弘安四年(一二八一)、近江国浅井郡今西の生まれで、十五歳の二月に叡山に登り、 の黒谷に閑寂蟄居して修行を重ねた。二十五歳の五月に播州書写山に倶舎を学び、 諸国を巡歴した。真如堂を訪ね、 十九歳にして戒家の深旨を伝えられたとされる。そして、二十三歳 南禅寺にて禅に参じ、 二十四歳の七月頃には 九月には熊野 その間の

そが、 恵鎮自身が語っているように、当時は世間においては、道俗貴賤とも十悪をはばからず五欲を恐れな ありさまが横行し、また叡山においても、十重四十八の禁戒は守られず、止観遮那の教門が学ばれ そのようななかで、恵鎮は間もなく興円とともに叡山の戒律再興にその信念を固める。というのは、 世の中の疲弊を救い、叡山の仏教を蘇生させると確信されたにちがいない。 武芸兵法の一事にあけくれる風潮が蔓延していたからである(専求仏道大幸)。 戒律の復興こ

周知のように、

鎌倉時代には叡山から念仏・禅・法華などの新仏教宗派が独立した。その一方で、

鎮は、 籠 門下に入っている。 ある故に、 南都や京都の旧仏教勢力のなかでも戒律復興がはかられ、そのもとで教学的革新の運動が進んだ。 ような叡山内外の情勢に触発され、恵鎮らでは、叡山の戒法は伝教大師以来のすぐれた純大乗の法で って北京律が始められて、律儀大僧が天下に興ったことを伝記に述べている(円戒興行大幸)。この 山 行を始めると、 南都の戒法が西大寺(叡尊)や唐招提寺(覚盛)に再興され、また京都の泉涌寺にも俊芿によ これを甦らせることが急務であると考えたのである。 その興円が山門の戒法再興を発起して、嘉元三年(一三〇五年)十月に黒谷に 恵鎮はただ一人、 師に随伴してその給仕につとめたという。 恵鎮はすでに十八歳のときに興円の 興円が四十三歳、 恵 恵 . T

鎮は二十五

歳のときである。

められるようになった。興円は籠山中にいくつもの著述をなして戒学の振興をはかり、 に加えて神蔵寺が中心となり、その運動に賛同する僧も年々に増加し、その事業は一山に異議なく認 てきて、これに順観や通円らが参加して夏安居を結んだ。興円らの円戒興行の根拠地はこうして黒谷 が登山してきて籠山行に加わった。延慶三年(一三一〇)四月五日には興円も黒谷から神蔵寺へ移っ 恵鎮は二十六歳の八月には、自らも十二年籠山を起誓してそれを実践した。そして、二十八歳のと 興円は正和五年(一三一六)正月に籠山の結願を迎えた。翌正和六年の正月、恵鎮は三十七歳の (西塔の別所) から東塔の神蔵寺に修行の居を移した。すると同年の十月には道光 門弟を指導し

了する前後とみられる。興円は間もなく文保元年(一三一七)四月二十六日に五十五歳で没した。 とき興円から授戒灌頂を受けて興円の後継者となった。籠山行に入って十二年目、恵鎮がその行を満

持にも尽力している。これらのことは、恵鎮らの円戒復興の実績が叡山の内外に広く認められ、崇敬 忍(一○七三―一一三二)の聖跡である大原の来迎院は黒谷流戒法相承の根元であるゆえにこれの護 代国師」と尊称されることになる(貴種伝戒大幸)。つぎに、数々の諸寺を復興または されたゆえんを物語っている。 天王寺と東大寺の大勧進をも勤めたことが特筆される。或いは、日吉大社に七重塔を造立し、また良 を担った。その他、叡山では大講堂をはじめ、延命院・四王院・法華堂・常行堂を修造し、 鎮弘寺なども恵鎮の史蹟に数えられており、それらは遠国の戒場として、円頓戒の普及に大きな役割 に円頓宝戒寺を建立して、それぞれ伝戒の道場とした。また、 戒をし、 れらの多くに戒場を敷設した。すなわち、 とくに後伏見・花園・後醍醐・光厳(本院)・光明(新院) 恵鎮は再興の円戒を弘通することにめざましい活躍をみせた。まず、朝野の人々に授 法勝寺と西教寺を修造し、元応寺を開創し、 加賀の薬師寺、 の歴代五天皇に伝戒したので、「五 伊予の等妙寺、 ある 開創して、そ さらに四 筑紫の は鎌倉

ない。 「鎮は円戒の興隆に努力し、 従来には、『宗要白光』九巻(『天台宗全書』一八)が恵鎮のものとして知られる。これは、天 戒場で講義をして門弟を多く育てたが、著作はそれ程には残されてい

見され、 円戒1』に翻刻公刊された(一九八九年)。さらに、円頓戒を講義した戒疏の類も存在したことが散 台論義の「宗要」を、檀那恵光坊流において編集するものである。これのほか、円戒関係では短編の 『即身成仏抄』や「附法状」の類、および『直往菩薩戒勘文』がまとまったものとして、『続天台宗全書・ そのひとつ『菩薩戒疏聞書』が近年に翻刻公刊された(『続天台宗全書・円戒2』二〇〇六

菩薩戒」とは自ら復興の天台宗の円頓戒をこのように性格づけたのである。その呼称は、もとは伝教 大師最澄(七六七―八二二)に始まる。 のときのものであり、 恵鎮 0) 『直往菩薩戒勘文』は、その奥書によると、 恵鎮が活発に戒法を弘め、 門弟に講義した時代のものである。ここに、 建武四年(一三三七) の恵鎮五十七歳 「直往

薩戒法」の名で提唱し、弘通したごとくである。戒家のなかにも思想の形成過程とその変還はあると 的特色をみていきたい。 れに対して恵鎮では、興円の一心戒蔵の概念を思想表現の要目にすえながらも、その戒法を「直往菩 んに講じられた。 ところで、黒谷流では「戒家」と自称しはじめた恵尋のときには、「一心戒」の名で円頓戒がさか いまはそうした点も考慮に入れて、恵鎮が「直往菩薩戒法」とよんだ、戒家の戒法の思想 ついで、恵尋の思想を多く学んだ興円は、「一心戒蔵」の思想を樹立している。そ

| 『直往菩薩戒勘文』の撰述意図

『直往菩薩戒勘文』(以下『勘文』ともいう)には、その冒頭に内題述べて、じ゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゙゚

吾山所立戒法、 於。権実未分、生仏一如、 一心戒蔵位 為 直往菩薩戒

(『続天全・円戒1』三七七頁上)

示している。ここに直往菩薩戒とは、少しのちの所述によれば、 一心戒蔵という特有の表現を付して、叡山(吾山)の戒法が「直往菩薩戒」であることを標 最澄の 『顕戒論』や円仁の 『顕揚大

戒論』を指示しているから、最澄と円仁に根拠をもっていることが知られる。

は「仏果不必定」で、後の三菩薩が「仏果必定」と説かれるのを受けて、最澄では初の二菩薩を「蔵・ という章がある。最澄はそのなかで、『不必定入定入印経』の「五種菩薩(羊乗行・象乗行 通乗行・声聞神通乗行・如来神通乗行菩薩)」の説を詳しく引用し、経文では、羊乗と象乗の二菩薩 そこで、『顕戒論』(三巻)をみると、巻上に「開ニ示同:小律儀 菩薩不」同:小律儀 菩薩明拠」五」 ・月日神

菩薩戒であるから劣っており、これに対し天台の戒法は小乗儀を共にしない純大乗の梵網戒であるか と釈している。これは、天台宗の南都からの独立をはかった最澄が、 通の戒」を学ぶ「無翼劣菩薩」であるとし、後の三菩薩を「別・円の戒」を学ぶ「直道菩薩」である 南都の戒法は小乗儀を共にする

対して、叡山の大乗戒は小律儀を用いない頓悟・直往の菩薩戒であるがゆえに、この方が優れている と「直往菩薩 ことを主張している。 示頓悟漸悟両種菩薩回直之行明拠 四十三」という章がある。ここでは、「回小入大菩薩 ら、天台の方の菩薩戒が優れていることを主張したものである。また、『顕戒論』の巻下には、「開っ (頓悟)の行」を区別し、南都の戒法が二乗(小乗)を学ぶ漸悟菩薩の行法であるのに の行し

援引して、直往菩薩が小乗儀を用いないことを力説している。そして、『善戒経』 こで、『不必定入定入印経』を最澄よりもさらに詳しく引用し、また『梵網経』や『大智度論』 という章がある。これは明らかに、右にみた『顕戒論』巻上の所説を承けたものとわかる。 所説の戒法が直往菩薩の純大乗戒であることを強調している。 いて、それらに説く菩薩戒は小乗の律儀によるから漸次・迂廻の菩薩の戒であるのに対して、『梵網経 つぎに、慈覚大師円仁(七九四―八六四)の『顕揚大戒論』(八巻)をみると、巻二に「直往菩薩戒篇三」 や 『瑜伽? 論 円仁はそ を引 をも

戒法である。それは、叡山天台宗の戒法が純粋に大乗的な直往の法であるゆえに、南都の戒法で用い このように、 るような声聞戒を棄捨して、『梵網経』の戒律を用いることを意味している。 恵鎮がその根拠を示していることによってみると、直往菩薩戒は最澄や円仁が主張した

また、 ちなみに安然(八四一―?)の『普通授菩薩戒広釈』(三巻)をみると、そこにも直往菩薩

といい、あるいは「前の三(蔵・通・別)の戒行をただ歴劫修行と名づけ、円乗の戒行をまさしく大 別・円の四菩薩戒を説くなかに、「或は各直往の菩薩と名づく、当分に各廻小入大の者に対するが故に」 の語は用いられている。すなわち『広釈』巻上の「第一開導」では、「十種の意楽」が述べられ、そ の三の意楽に「若し直往の菩薩たらんと欲する者に我れまさに戒を授くべし」と示され、また、蔵・通・

歴劫修行の菩薩よりもすぐれた直往菩薩の戒として勧めていることがわかる。 直道の行と名づく」と主張しているのがみられる。これらのなかで安然は、梵網円戒を、

に、その特色があるといってよい。 には、その戒法のなかに「一心戒蔵」という用語をはじめ、いくつかの思想内容を盛り込んだところ ものとして用いられてきたわけで、戒家の戒法にのみ特有の表現ではないことがわかる。戒家の場合 これらのことから、 直往菩薩戒は叡山天台宗では、最澄のときから、 純大乗の梵網円戒を意味する

四 南都戒と北京律の位置づけ

る」と述べて、仏教における戒法を四種に分類して、それらの性格を論述してゆく(『続天全・円戒1』 恵鎮は『勧文』において、先にみた内題ののち、「釈迦一代所説の戒法には四種があ

三七七頁上)。論述順を目次にしてみると、次のとおりである。

┌──一、当 分 戒──()小乗戒、(二大乗戒

二、廻小入大戒法(南都律)

三、開権顕実戒法(北京律)

应

直往菩薩戒法

(叡山の戒法)

薩戒法) これらは、 がもっともすぐれたものであることを示さんとする意図をもっている。 恵鎮らの時代までに行われていた戒法を判釈して、戒家が弘通する叡山の戒法 そして、これらの戒 (直往菩

『法華玄義』の所説が依用せられている。

法の性格を判釈するのに、天台の

等諸経所明の戒」であると恵鎮は示しているので、これは『梵網経』の「十重四十八軽戒」と、『瓔珞経 それに比丘の「二百五十戒」と比丘尼の「五百戒」などである。また、□大乗戒とは、「梵網・瓔珞 所説の「三聚浄戒」を指すものである。これら大小二種のうち、叡山の戒法では最澄の大乗戒壇独立 を中心とする伝統的な声聞戒を指している。つまり、在家の五戒、六齋日における八齋戒、沙弥の十戒、 えば凝然(一二四〇―一三二一)の『八宗綱要』にある「律宗」にみるような、具足戒(二百五十戒 れる。①小乗戒とは、「四律五論所明の五・八・十・具戒」であると説明されているので、これはたと そこで、まず初めの「当分戒」とは、当分に用いられる戒相という意味で、 小乗と大乗とに分類さ

運動のときに、すでに声聞戒(小乗戒)は棄捨されているとみられるから、戒家でもそれは一向に用 の所説にもとづいて「麁戒」(劣った戒)であると釈される。 いられず、叡山で用いられるのは梵網・瓔珞の大乗戒である。しかるに、それは恵鎮では『法華玄義』

述べられて、それを「待麁の戒」と解釈している。恵鎮は、『勧文』にそれを依用して、 とされるのであろう。よって、直往菩薩戒は、そのような意味での麁戒でも当分の戒でもないという 知られているから、それは別教に属するゆえに、梵網戒それ自体としては、円教とは区別されて麁戒 分の菩薩戒であるゆえに麁戒であるというのである。つまり、『梵網経』は 教次第行)」と「円の五行(円教不次第行)」とを明かし、 のが恵鎮の主張である。 『法華玄義』では、「迹門の十妙」を明かすなかの第三に「行妙」を説く。行妙ではまた、「別の五行 そのなかに「麁を開いて妙を顕わす」という一段がある。『玄義』のそこでは、 前者の別教次第行のなかに「戒聖行」を説 『華厳経』の結経として 梵網戒のことが 梵網戒は当 . (別

鎌倉時代に復興された、 に大乗の菩提心を発して大乗戒を受ける相貌」であるとされ、そこでは南都律を指示している。こ の戒法に つぎに、二の「廻小入大戒法」とは、これを「従権入実戒」ともいい、「先に小乗戒を受けて、 ついての『勘文』での説明は、これのみにて実に簡単にすませている。ここに南都とは、 唐招提寺覚盛(一一九四―一二四九)の律宗と、西大寺叡尊(一二〇一―

運動もそれらに大きな刺激を受けてのことであった。しかし、南都の戒法はすでに最澄によって、 小入大(歴劫修行)の法として退けられているから、覚盛や叡尊らのものも基本的には同じとみて、『勘 一二九〇)の真言律宗を指すのに相違ない。さきにも述べたように、恵鎮らによる叡山の戒法再興の 廻

文』では多くを注釈する必要を認めなかったのであろう。

た俊芿(一一六六―一二二七)の戒法である。恵鎮は俊芿の始めた北京律を「開会の戒」ととらえ、『法』の記述が 退けられる。 北京律のように具足戒(小乗戒)を主軸とする戒法であるから、戒家の立場では権大乗のものとして 「麁戒のなかにも妙戒の意味がある」との釈意をもつ。つまり、法華円教の意を含むゆえに妙戒とさ 義』の文は、先の当分戒で引用された「麁を開いて妙を顕わす」という一段の後半にみられるもので、 想にもとづいて、声聞戒(小乗戒)を大乗戒として用いることを意味する。 また、ここで引かれる 華玄義』を用いてそれを「絶対妙戒」と釈している。 れるわけで、基本的には別教次第行の麁戒に位置する。 開会の戒は、『法華経』 にもとづいてはいるが、 い、これには北京 律が当てられている。北京律とは、鎌倉時代に入宋して、京都に泉涌寺を開い、これには北京 律が当てられている。北京律とは、鎌倉時代に入宋して、京都に泉涌寺を開 三の「開権顕実戒法」とは、「小乗の五・八・十・具の戒を会して大乗戒とする」法であると恵鎮は 開会の戒とは、『法華経』の開会 (かいえ) 玄玄 思

そのため恵鎮はそこで、法華の戒には二意があることを述べる。ひとつは、 開会の戒、もうひとつ

第四章

は直往の戒である。『法華経』方便品の文でそれをいえば、「分別説三」の意が開会で、「於一仏教」 の意が直往であるという。つまり、方便によって三乗に開かれた戒法が開会の戒であり、開会以前の

一仏乗位のものが直往の戒法であるというのである。

五 叡山天台の直往菩薩戒法

会の戒でもなく、次のように性格づけられる戒法である。 さて、第四の「直往菩薩戒法」は、恵鎮によれば、すでにみたような当分戒でも麁戒でも、また開

吾山`戒法`於;;一心戒蔵位;立¸之。故全非;当分戒;、非;特麁戒;、非;開会戒;也。只是権実未分、

生仏一如、直往菩薩戒法也。 (『続天全・円戒1』三七七頁下)

華玄義』を引用する。それは、先に述べた「別の五行」のあとの「円の五行(円教不次第行)」の所 ている。さらに、『法華経』の「於一仏乗位」の戒法であるとも主張される。従ってここでも、恵鎮は『法 ここで、「一心戒蔵位」「権実未分」「生仏一如」などと形容される言葉が、特有の考え方を表明し

説である。『玄義』では、円教不次第行を如来行に位置づけて、これを『法華経』によって解釈して

、る。そこに説かれる戒行は、天台ではもっともすぐれたものとされるから、『勘文』で恵鎮は直往

11

菩薩戒法をそれに当てはめ、ことに『法華経』によるべきことを強調する。『玄義』を指南としながら、

『法華経』によるいくつかの特異な解釈を引き出している。

ると、戒家では相伝しているとする。そして、それがいえるわけは、提婆品で龍女が世尊に献じた宝 仏することができるとみるのである。 仏の下種は戒体が根本」であることを述べている。つまり、戒体が根本的な原因 珠は戒体を意味するからであるという。宝珠を戒体とみるのは、経論ではよくあることとして、『勘文』 そのひとつに、『法華経』提婆達多品の「龍女成仏」ついて、「龍女の即身成仏は戒法の成仏」であ 『法華経』の、例えば譬喩品の「持戒清潔如浄明珠」という文や、『善戒経』が引用され、その後、「成 (種子) となって成

鎮では、「宝珠戒体」説のもとに戒法の即身成仏を主張することに独自の発揮がみられる。 の旨を釈しているから、戒家のいまの解釈も、直往の戒法にふさわしいものといえる。ただ、戒家恵 いる。最澄では、龍女が歴劫の機根ではなく、 ところで、龍女の即身成仏のことは、最澄の『守護国界章』や『法華秀句』などに多く言及されて 直往の機根のゆえに、経の力によって即身成仏すると

願が戒体となるわけである。 説をも引き出している。この場合には、繋珠(宝珠)を経文にしたがって菩薩の願とみるために、誓 宝珠戒体説についで、『勘文』では『法華経』五百弟子受記品の「衣裏繋珠の譬」をもとに「誓願戒体」

見宝塔品の文「若暫持者是名持戒」によって主張していることが注目される。ここで経とは、『法華経 は逆に「持戒」を前面に出して「持経」を持戒のなかで理解するという特色をもつ。 力説したものといえる。元来、梵網戒を受持する叡山の戒法に法華戒が強調されるのは、 れるが、『勘文』で恵鎮が右のような解釈を示すのも、戒家の戒法が正依法華の法華戒であることを このような『法華経』をとくに重んじて持戒をすすめる戒家の立場は、「正依法華傍依梵網」と言わ って、持経を中心として持戒をそれに埋没させるのに対し(日蓮『四信五品鈔』など)、戒家恵鎮で し、右の「宝塔品」の文を依用するのにもみるように、たとえば日蓮では「持経即持戒」の理解によ 口伝法門時代に台頭した法華至上主義の風潮が、戒家の思想形成に影響したものと考えられる。 のことであるから、戒を持つのにはよくよく『法華経』を学ぶべきことを力説しているものといえる。 さらに、『勘文』では、「戒家では持戒を以て持経という」と述べて、持戒即持経の説を『法華経 日本天台の ただ

それとは区別される。その点を『勘文』ではつぎのように述べている。 でに述べたように、法華戒には二つあって、「於一仏乗」位の戒が直往で、「分別説三」位の開会戒は ともあれ、直往の戒法は『法華経』の思想にもとづいて戒律を受持することである。その場合、す

別説三『者也。当分・待麁・開会、皆分別説三〕上立」之『也。 ||梵網戒||事者只自受用大日戒」ポ故''於||一仏乗之位||用」之ッ也。是為||一心戒蔵意「未」下||分

の戒法はみな方便(分別)によって立てられ劣ったものと決釈される。これと同様の趣旨を、『勘文』 すなわち、『法華経』の一仏乗の意によって梵網戒を用いるのが直往の法で、声聞戒を用いる余他

ではまたつぎのように述べる。

於一仏乗者根本法華教也云々。故"於一仏乗`重""且"ルサナ仏心地所

修`,戒"可_,持云也。 其故、五・八・十具`,戒、分別説三己後"出現、*法也。

山家大師立...三種^法花*時、

ここに「三種法華」とは、最澄

(山家大師) に起源をもつ説ではあるが、

(『続天全・円戒1』三八二頁下)

口伝法門の時代によく用

(ルサ

れは、次のような図表によってみることができる。 ナ仏心地所修戒)を持つべきことを主張している。戒家では、戒灌頂儀の合掌印 いられことで知られる。すなわち、右の文ではそれに根拠づけて、法華一仏乗の立場で梵網戒 興円が『十六帖口決』のなかで、「三種法華」義を用いて合掌印を解説しているのをみる。そ (即身成仏儀)

第四章 重授戒灌頂の思想と一得永不失の戒体義

分別説三者 於一仏乗者

唯有一乗者

顕説法華教也 陰密法華教也 根本法華教也

開敷蓮華印

堅実合掌印 未敷蓮華印

掌とは諸法実相の一印なり」、また「中道とは法華の正体、諸法実相の一印なり」と述べている。こ られ、またそれは「自受用大日戒」とも表現されていたので、つぎにはこれらの点に注目してみたい。 れによって、戒灌頂の合掌印は、一仏乗位の堅実合掌を中心としていることがわかる。戒灌頂は、そ ことから、 の外道場において十二門戒儀に従って梵網戒を授けたのちに、密教灌頂の作法によって合掌印を授け さらに、「於一仏乗」位の戒とは、先に引用した文のなかでは、「一心戒蔵」位という語で置き換え 興円ではこれを、最澄ではなく「慈覚大師の口訣」によるとし、さらに「口伝」として、「堅実合 つぎに内道場正覚壇において、その合掌印をもとに「即身成仏」義を伝授する法門である。この いま一仏乗位の直往法とは、その戒法が成仏に直結するとの意味を含むことがわかる。

六 戒灌頂家の戒体義とその特質

恵鎮の『勘文』では、直往菩薩戒をつぎのようにも述べている。

直往菩薩戒〉時、於,生仏一如、権実未分)重「立」之。(中略)伝教・慈覚御相承、 起」自二此等一意

不」依,開会,戒,。於,七重結界,寂光妙土,立,心性中台,戒壇,授,大日自受用,戒 者也。

(『続天全・円戒1』 三八〇頁下)

びつきを示し、また「心性中台」は「一心戒蔵」と同趣旨で、これは戒家の「常寂光土」義であると という表現に戒家特有の思想が含まれていると考えられる。つまり、「大日自受用戒」は密教との結 とくに、「七重結界の寂光妙土に心性中台の戒壇を立てて」、梵網戒を「大日自受用戒」として授く、 この文のなかでは、直往の戒法を、最澄と円仁からの相承と述べている点が留意されるとともに、

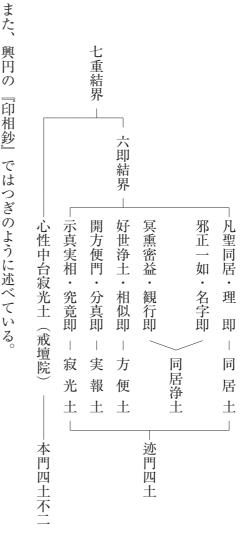
思われるのである。

内証 述一心戒文』にも同様の主張がみられるからである。光定の同書では、他受用戒(梵網円戒)と自受 なく、実は光定(別当大師、七七九一八五八)から引き出したものにちがいない。 なぜなら、光定の 『伝 できる。すなわち、『勘文』では「自受用と他受用は一体の上の二名であり、外用につけば他受用と は、現存する円仁招来の『唐決』には見当たらず、むしろ光定疑問の『唐決』に的文を見出すことが 身であるのとは異なるからである。これに答えて、それは「承和唐決の随一」の説であると恵鎮は述 11 している。 い、内証につけば自受用である」との『唐決』を根拠に、「吾山の戒法は常寂光土の儀則なる故に そこでまず、大日自受用戒について、恵鎮の『勘文』では、梵網戒がなぜ大日戒になるかを問題に :の辺をもって自受用戒を授く」のであると主張している。しかし、この主張はおそらく円仁では 「承和唐決」とは円仁がもたらした「唐決」である。ところが、『勘文』に示されている説 というのは、梵網戒の教主は廬舎那仏で、これは他受用身であるから、大日如来が自受用

安時代以来の天台宗における密教の隆盛を背景にしていることはいうまでもない。 釈述しているのがみられる。してみれば、恵鎮が「承和唐決」によるとするのは、錯誤によるものか、 みに興円の『戒壇院本尊印相鈔』では、『伝述一心戒文』の同説を引用して「真言と戒法の一致」を または故意に円仁に結びつけたかったかである。ともあれ、大日自受用戒の主張は、戒密一致の思想 用戒(大日戒)の「不二而二」を述べ、それらは「阿字門」に帰着すると主張している。また、ちな 一来し、 戒家ではそれにもとづいて「重授戒灌頂」を創案したわけである。戒家のこの思想は、平

結界が記されているのをみる。いま、光宗によってそれをみると、つぎのように図示できる。(『大正』 戒家の文献をみてみると、興円の『戒壇院本尊印相鈔』と、光宗の『普通広釈見聞』のなかに、七重 家は七重結界を立てた」と記し、そこに七重結界と思われるものが載せられいる。このことから翻って、 記家の根本典籍とされる『山家要略記』から抄出されたという「大結界式」をみると、その「裏書」に「戒 ている。叡山天台宗において、戒家と記家が親密な関係にあったことはすでに知られている。そこで、(4) つぎに、「七重結界の寂光妙土」について、『勘文』ではこれを「日記家からの相承」によると述べ

七六·八四三b)



者我等本源心性也。 心性中台常寂光土者六即結界,中央:所」築戒壇院是也。寂光者随縁不変,真如也。随縁不変真如 (『続天全・円戒1』 一一七頁上)

即の中央に戒壇院 とみたのである。 ものとはいえない。しかし、それに第七重を加えたのは戒家の始めた思想にちがいない。つまり、 六即結界は、 叡山に設けられた結界を六即位に配当したものであるから、これ自体は戒家に特有の しかも、寂光土に建つ戒壇院は「心性中台」とされ、それは衆生の「本源心性」 (第七重) を位置づけて、これを常寂光土 (本門四土不二)とし、 七重結界の中心 な 六

が 仏の下種」であると述べられていたように、戒(戒体)を本源にすえて仏道の体系をみようとするの 来蔵や仏性に同類の概念とみてよい。戒家では、それを「戒蔵」と捉えるのである。 まさにそのことをいうのにほかならない。衆生の本源心性は、随縁不変の真如と説明されるから、 のであり、真如であるという。『勘文』のなかに幾度か出る「権実未分、生仏一如の一心戒蔵」とは、 :戒家の発想であり、そこから「戒法の即身成仏」が説かれてくるものといえよう。 前に「戒体は成 如

はなく、戒家でも右にみたような独自の「常寂光土」義が確立されたわけである。 同じ時代に天台のなかで活動した戒家の学僧たちは、恵心・檀那両流の教学を学んだことにはちがい 伝三箇 んに口伝された。 ところで、「常寂光土」義は、 (円教三身・蓮華因果・常寂光土義)」の典型が確立されたことはよく知られている。それと とくに恵心流では、「四箇大事(一心三観・心境義・止観大旨・法華深義)」と「略 口伝法門時代の日本天台では、本覚思想を表現するものとしてさか

異なるすぐれた叡山の戒法であることを主張するために説かれ、またそれは、 がらも、戒家までの時代に発達した日本天台の教学、つまり法華思想、 土義を吸収した、 ただ、最後にひとつ注意したいのは、恵鎮ではこの戒法を最澄と円仁からの相承であることを示す 以上にみてきたように、恵鎮 特有 の思想内容をもっていることが知られた。 (戒家)の直往菩薩戒法は、それが南都や北京などの余他のものとは 密教、 最澄や円仁に由来しな および本覚的な常寂光

流であると言われる。恵鎮もその旨を、自叙伝の『閻浮受生大幸記』に記しているのがみられる。と 語によってその戒法を特色づけている。すでに述べたように、「大日戒」の主張は光定に由来すると 定を没却して、「直往菩薩戒」の名を用いたとも言えなくはない。 すれば、戒家の戒法は最澄・円仁からの相承によることを意識的に主張するために、恵鎮はあえて光 薩戒勘文』には見出されないことは、何か意図的なものを感じさせる。 思われるのに、 文』にあることは疑いない。事実として、恵尋と興円は光定の同書を引用もしているからである。 かもしれないが、 かるに、恵鎮になると『勘文』では「一心戒」という呼称は用いられず、代わりに「直往菩薩戒」の また興円以後には「一心戒蔵」の思想が出てくる。これらはいずれもその起源は光定の『伝述一心戒 ものの、光定には少しもふれるところがない。黒谷流(戒家)では、恵尋の頃は「一心戒」が強調され、 恵鎮は円仁招来の「承和唐決」を指示している。それは単なる恵鎮の錯誤によるもの 恵尋や興円の著作にはみられる光定の「一心戒文」からの引用が、 黒谷流の前身は慈覚大師(円仁) 恵鎮の 『直往菩

第三節 叡山黒谷戒系における戒体理論

「一得永不失」の解釈を中心として―

一 「一得永不失」義の典拠と円琳の注釈

『天全』一五)。これらの学僧たちの戒脈を示すと、次のごとくである。 ―一三八八)らによる天台『義疏』の注釈書はよく知られている(『仏全』七一、鈴木『仏全』一六、 の了慧(一二五一―一三三〇)、法勝寺流の惟賢(一二八九―一三七八)と廬山寺流の仁空(一三〇九 天台の根本戒疏である『菩薩戒義疏(義記)』(『大正蔵経』四〇所収)を講学した註釈書が著されて から南北朝時代にかけ、天台系統の円戒(円頓戒)を重んずる著しい戒学の振興をみた。なかでも、 いることは、事相(梵網戒)の戒学を志す熱意によっている。すなわち、浄土宗戒系(鎮西三条流 (一一三三—一二一二) の門下において発展した戒脈に属する学僧たちをいう。この戒系では、 ここに黒谷戒系とは、比叡山の黒谷で叡空(―一一七九)のもとに、天台の円戒を学んだ法然源空

-湛空-恵尋 恵顗--興円 -恵鎮-惟賢 (法勝寺流

証空―栖空―承空―康空―仁空(三鈷寺・廬山寺流)

叡空—源空

信空—湛空—覚空—了慧

(鎮西三条流

にかつての法然を慕って叡山黒谷に籠もり、法然によく似た「持戒念仏」を興した真盛 同じで、鎌倉時代前後から中古天台に定着した思想または概念であるとみてよい。例えば、 親撰確実の著述には、述語としては見当たらないといってよい。このことは、 語が天台系統のなかでいつごろ成立したかは明白ではない。伝教大師最澄(七六七―八二二)による 明を重要課題として、「一得永不失」の意味が重視されることは周知の通りである。しかし、 熱心な論述がみられることは、本研究の第二章第二節に明らかにした通りである。そのあと、前記の れば、年代の最もはっきりしている著述では、叡山での黒谷流円戒復興に主要な貢献をした恵尋(― の時代には天台・黒谷戒系では、円頓戒の語とともに一得永不失の意義も定着している。管見によ 一二八九)の『円頓戒聞書』(『続天全・円戒1』所収)に、円頓戒という要語とともに一得永不失の ところで、天台と黒谷の円頓戒系では、 四九五)は、自らの宗旨を「所期一得永不失之戒、所憑弥陀兆載劫之願」と述べているので、こ 戒体の要義について天台『義疏』の「性無作仮色」 円頓戒という要語でも (一四四三 室町中期 義の解 この要

了慧・惟賢・仁空らの戒疏には、「一得永不失」義はすでに自明のごとくに要義として論述されている。 しかるに、根本戒疏の天台『義疏』には、「性無作仮色」の戒体義を論ずるなかに、明らかに「一

得永不失」を否定する論述をなしている。一得永不失とは、授戒作法によって一たび受けた戒(戒体)

は成仏に至るまで失われないという意味であり、対するに天台『義疏』では破戒と捨戒をめぐる「戒

体の興・廃」を論じている。(『大正』四○・五六六c、原文は漢文、丸カッコ内は引用者

次に興廃を論ずれば、初めに菩薩の律儀は方便求受すれば、其の体は則ち興る。若し菩提の願を

捨てるか、若し増上の煩悩を以て十重を犯せば、其の体は則ち廃す。若し此の二縁(捨願と犯重)

無ければ、仏に至って乃ち廃す。

釈するか、それをみることによって「一得永不失」義の理解を明確にし、合わせてそれらの学僧(異 そこで本節では、一得永不失を自明の要義とする黒谷戒系の注釈書のなかで、これをどのように解

得永不失の考え方は、要語として熟する前にすでに経典や安然らの言説には認められる。つまり、

流)間の戒学上の特色と違いをも明白にしてみたい。

まず、『菩薩本業瓔珞経』巻下には、よく知られた次の文をみる(以下の引文の原文は漢文)。

それらがこの思想の典拠となる。

菩薩戒には受法のみ有りて、而も捨法無し。犯有れども失せず、未来際を尽くす。

また、安然(八四一─九○二─)の『普通授菩薩戒広釈』巻上には、次のように説く。

円乗の戒法は但だ受法のみ有りて、終に破法無し、故に虚空不動金剛宝戒と名づく。(中略)

如

来の宝戒は一たび受ければ永く固く終に犯失せず、而も大用有り。譬えば金剛の一たび利宝

を成ずれば更に破壊せざるが如し。

(『大正』七四・七六六a)

そして、恵尋(―一二八九)の『円頓戒聞書』巻上には、次のように「一得永不失戒」の語をみる。 家の戒は一得永不失戒にして、一度仏戒を受くれば悪道八難に堕せず、久しからずして仏と成

これらのなか、恵尋より前の文言には「一得永不失戒」の成語こそはないが、「捨法無く」とか「永

(『続天全・円戒1』、二一四頁)

く終に犯失せず」という表現により、その考え方はみてとることができる。事実として、一

得永不失

戒について本節にみる諸注釈書では、その典拠には常に右にみる『瓔珞経』と安然『広釈』の文が用

さてそこで、天台『義疏』の日本における現存最古の注釈は、鎌倉時代初期の円琳『菩薩戒義疏鈔』

二巻(六冊、『仏全』七一、鈴木『仏全』一六)である。円琳は(生没不詳)、一五歳で叡山に登り宝

地房証真に学んで『義疏』を受けて証真の『義疏私記』を授かり、ついで二五歳のとき入宋帰朝の俊

芿に遇って天台の要義とともに大小の戒律を学んで、のちにいまの『義疏鈔』を著し、これを嘉禎三

年(一二三七)に再冶添削している(同『鈔』後序、鈴木『仏全』一六・六五b)。

にみておきたい。すなわち、円琳では「諸師の異説」として、法銑・義寂・勝荘・太賢・証真・俊芿 まは、右に引用した天台『義疏』の「戒体の興廃を論ずる」箇所に対する、円琳 円琳の『鈔』は、のち了慧や惟賢らによって天台『義疏』を注釈する基準に用いられた。それでい 『鈔』の解釈を初め

の諸説を順に挙げてのち、次のように述べる。

無作色」故、於,色法,有,得失,也。若依,瓔珞,以」心為」体、無,無作色,故不失也。 所用有「無作「也。又円頓云。有之与」無、非」証「不了「。当」知、今文論「興廃「者、拠「教門「時有「 意云、無、無作色、即引、瓔珞、以、心為、体。次師意云、有、無作色、即引、地持、。若無、二縁、不、失、律 私解云。拠,,理実,故云,,不失,也。拠,,教門,故論,,興廃,也。所以今疏先出,,戒体,引,,二師諍,。初師 亦引,梵網見相得戒,、若有,七遮,不,名,得戒,。判,其諍,云。在,実雖,無、教門則有、今之

(鈴木『仏全』一六・一八c)

法戒体)の二説(二師の諍論)があることを論説し、後者の心法戒体説には『瓔珞経』の「心を以て している。『義疏』では、戒体については古来より「無作色が有る」(色法戒体)と「無作色は無し」(心 ここでは、これの少し前に出る天台『義疏』の戒体義である「性無作仮色」の理解をふまえて注釈

これらは、心に決意するだけでは得戒できず、視覚行為(好相を見る)と身体行為(七逆を犯す)が 四十一軽戒」には七逆罪を犯した者は受戒できないとする(『大正』二四・一〇〇六c、一〇〇八c)。 軽戒」の「第二十三軽戒」では、自誓受戒をなすとき好相を得ることを得戒の条件にし、また「第 挙げるのをみる(『大正』四○・五六六a~b)。いま、これらの典拠を『梵網経』でみると、「四十八 失」であるとするのである。 法戒体)によって戒体の興・廃が論じられる」と言い、よっていま戒体の興廃を論ずるのは、『義疏 円琳による右の文はそのことを述べながら、「理の実(心法戒体)には戒体は不失であるが、教門 そのために、『義疏』では「実理には無作はないけれども(心法戒体)、教門 得戒できるのとできないのとの要件となっており、これは仏教では身・口の行為は色法 体と為す」の文を典拠に挙げ、 を生むとみる所以によっており、従って心法戒体ではこれらの規定は成り立たないことになる。 かれ の色法戒体ならばその「得・失」があることになり、もし『瓔珞経』の心法戒体なら戒体は「不 (色法戒体)、今は無作あり (無作仮色) を用いる」 と論述している (『大正』四○·五六六b)。 前者の色法戒体説には 『菩薩地持経』の文と『梵網経』の文を典拠に (方便) では無作はある (物質的なも <u>色</u>

了慧の『天台菩薩戒義疏見聞』にみる「一得永不失」の解釈と浄土宗戒学の特色

(一) 法然からの「理・事二戒」の相伝

拭って一部七巻に清書したのがこの書であるとする。そして、「相伝縁起事」には「師示曰」として、 事」や後尾の奥書に記している。それによると、了慧は弘安三年(一二八○)に覚空の座下に師事し 学び、戒律(天台の円戒)は先に示したような戒系の十地房覚空(―一二八六)に受けている。 て、初め安然の『普通広釈』を学び、ついで天台『義疏』を講学し、のち同七年に師より円戒を受け ことでよく知られる。良忠の門に下る(四○歳)前に、すでに一一歳で出家して叡山に登って天台を 録・拾遺』(『大正』八三)を編集し、また良忠が没したときその伝記である『然阿上人伝』を著した 法然の遺文を集めて文永十一年(一二七四)から翌年に『黒谷上人漢語灯録・拾遺』および 『仏全』一六)。了慧(望西楼・道光)は、浄土宗第三祖の良忠(一一九九—一二八七)の弟子であり、 それで、天台『義疏』の注釈である了慧の『義疏見聞』七巻は、その成立事情を初めの「相伝縁起 (鎮西流)の了慧(一二五一─一三三○)には、『天台菩薩戒義疏見聞』七巻がある その際、覚空より見聞した所を書き留め、元徳二年(一三三○)に至って八○歳の老眼を 『和語灯

解もみられるのであり、『見聞』には浄土宗学僧による円琳と同様の、持戒(梵網戒の事相)を重視 学を記録したのが了慧の『見聞』にほかならないが、なかに「私云」や「今云」として了慧独自の見 に学んだ円琳のことを聞いたので、早速に円琳に謁えて天台『義疏』を学んだところ、湛空からの相 楽に生れることを願い欲し、二尊院の湛空より円頓戒の血脈を伝授したという。 覚空から聞いた師の戒学の次第を記している。それによると、覚空はもと天台宗を学び、泉涌寺に住 する立場を読み取ることができる。 伝によく適っていることに喜悦を覚えたという。かくて、円琳に学んだ覚空から受けた『義疏』の戒 法然は戒疏を造らなかったので、覚空は或る人から、天台比叡山の宝地房証真と泉涌寺の我禅坊俊芿 とに注意したい。 して南山律を行じてのち、法然(黒谷上人)の浄土門に帰し、 そこで、覚空が湛空から聞いた法然源空の「常の御詞」として、次のような文言が記されているこ これによると、 常御詞。於 又授」戒開導時詞、此戒三世常住戒法、而有,受法,無,捨法,、有,犯不,失尽,未来際 此戒 法然では戒に「事と理」を分けるなか、理戒は一得永不失であるとする。ただし、 |有;|事理二戒|。於;|事戒|者有| ||持犯|、於||理戒||者唯有」|持而無」犯、一得永不失 偏に黒谷の遺風を仰いで円戒を弘め極 (鈴木『仏全』 一六・六六a)

云々

_ 七

(二) 円琳にもとづく解釈

が、「性無作仮色の戒体」義でも円琳に依りながら、次のように主張することにまず注意したい。 このようなわけで了慧の『見聞』では、円琳の『鈔』を天台『義疏』解釈の基準に用いるのである

性住 | 可 | 是 一得永不失 | 、是則約 | 教門 | 用 | 色体義 | 与 | 今疏 | 同。色雖 | 心為 | 体、拠 | 身口辺 | 必発 | _性住、経_生不_減、良由_於此 (文)。既云 [全_性起]、当_知不_同 無作」也〈弘決四意〉。 業疏記云〈元照〉、又如『天台菩薩戒疏云』、戒体者不』起而已、起即性無作仮色。全性而起、 (〈 〉内は割注、鈴木『仏全』 一六・九○a) |権教所談無作色|。 亦云 依 還依

る。ここで、「身体と言葉の行為(身口の辺)に拠る」とは、戒体義では授戒儀における作法を指し、 これを用いるからであり、そのことは湛然の『止観弘決』にも「色(物質)は心を本質(体)とするが、 Ŕ 如)を依り所とする故に「生を経ても不減」であり、従って「一得永不失」であるとする。というの にいう「性無作仮色」の戒体は、「権教の所談」の無作色(無常法)ではなく、「性」(常住の仏性真 ここには、宋の元照(一○四八―一一一六)の『四分律』疏(『業疏記』)を用いて、天台『義疏 先に円琳によってみたごとく、『義疏』の「色法戒体」義は実理ではなく教門(方便)によって (無作色)は身体と言葉の行為によっておこる」と説くの(教門)によって分かるというのであ

「能く護る」との誓いを三度唱えること(羯磨)によって生ずる(作法受得される)物質的な戒体(無

作色) についていう

部の色法戒体(無表色)とは異なって、真理(性)より起こる「真諦真善の妙色」であり、その勝れ た意味によって一得永不失であることを示している。これは、円琳をもとに天台円教にもとづく理解 右の文のあと、『見聞』では円琳『鈔』を引用して、『義疏』に説く色法戒体(無作色)は、小乗有(⑻

そこでは、円琳 天台 『義疏』に「戒体の興廃を論ずる」のを、了慧の『見聞』にはどのように理解するか。 『鈔』の意を汲んで、「理の実に依って心を以て戒体と為す時、戒は不失である」こ

とを述べたのち、 『梵網経』(戒相)の「有犯」を問題にして、次のように論ずる(〈 〉 内は割注)。

有」犯者違||作法受得誓約|、|而作||殺盗等||故名||有犯||也。是則破|

||事相随行||故名」和。〈戒必有」受

若無、受、体名,無戒,也。必有,随行,。若無,随行,名,破戒,故也。〉雖、然、其戒体是中道理。

心熏成故、 理心不」尽故、戒体亦不」尽、名;不失;也。 (鈴木『仏全』一六・九四b)

戒では必ず戒体を受けねばならず(授戒の作法受得による)、戒体を受得しないのを「無戒」といい、 はこのような罪を犯すのに他ならず、その時には戒(戒体)は失われるはずである。右の割注には、 梵網戒では、殺・盗などの「十重禁戒」を犯す時は「波羅夷罪」であるので、右にいう「有犯」と

という。しかるに、戒体は「中道の理」であり、この実義によるときに戒体は「不失」であると右に るわけである。 台では「一心三観の中道妙観」によってこれを体得する。従って、「中道の理」が心に熏成(くんじ は主張する。ここに、「中道理」とは天台教学にいう『法華経』の「諸法実相の理」に他ならず、天 また戒体を受ければ戒相を実行する「随行」を要するが、事相の随行を破ること(有犯)を「破戒」 つまり、先にみた法然源空が「理戒では不失である」と述べたと伝える意味は、このように理解され ょう)されて智慧を得る、そのような智慧(理心)からみるとき戒体は不失であるというのである。

(三)「一得永不失」の考え方

では、「戒体の不失」(理戒)と有犯破戒(事戒)との関係はどのように理解されるか。そのことを

了慧の『見聞』には、巧みな譬喩を用いて次のように述べる。

||樹根等喩| 。受||得此戒| 者、如||樹根覆|」土。依||土縁| 根能生||芽等| 、芽等如||護」戒不」犯、戒

善増長 | 。犯 」 戒者如 」切 | 芽等 | 、故結 」 実遙遠故、成仏不 | 速成 | 。雖 」爾戒体不 」 失者、如 | 樹根不 | 」 樹根尚有故、 後必生,,大小芽茎,。依,,芽茎,後必生,,花実,。 花実即是菩薩及如来也。已上是約

(鈴木『仏全』一六・九四b~c)

退者一釈一戒体不失一也。

によるからであろう。したがって、先にみた法然の「一得永不失は理戒についていう」とする意味も、 事戒を体現した上での勝れた戒概念をいうのであり、「理観の成じ難い」初心者は先に事戒を学ぶの 実することができる。そして、これは退者(菩提心を後退させる者)について言うもの、と最後に述 速やかな成仏ができない。けれども、根(戒体)は失われていないので、後に必ず芽・茎を生じて結 である。というのも、 とも注意を要する(鈴木『仏全』一六・九○b)。つまり、「妙解妙行」の者ならば、 n るので「煩悩即菩提、生死即涅槃」の理の上に、常に戒相も戒体も不失であると述べるのをみる。 べるのは注意すべきである。この文のあと『見聞』では、「不退の行者」ならば、常に中道妙観にあ 戒を護ってその善が増長することであり、逆に戒を犯すとき芽を切って結実が遙かに遠くなる如く、 いていうもので、初心の行者(退心者)のことではない、と答えている(鈴木『仏全』一六・九四c)。 了慧の は これによると、戒体は土に覆われた樹木の根に喩えられる。土や水の縁に依って芽が伸びるのは、 「理実ではなく教門によって」、しかも「初心の行者に事戒を勧める」ためであると主張するこ (戒体不失)に立てるからである。ここで、理戒に立つことは事戒を疎かにする意味ではなく、 安然の 『見聞』では、このような「不失」義を述べる前に、「仮色戒体」(色法戒体)について、そ 『広釈』に「円戒には犯戒はない」と説くのを問題に挙げて、それは不退の行者につ 往生浄土を志す仏道は、理観をよくできない初心者のためであるという機根観 理観をよくして

にもとづく理戒に達することのできない初心の仏道に事戒を勧めるのが、往生極楽を宗旨とする浄土 事戒をないがしろにするものではなく、事戒を堅持した上での理戒の立場であることが分かる。 理観

宗の戒学であるといえよう。

伽論 このように、了慧では浄土を願う者は仏道の初心者であるとの自覚の上に事戒を重視し、その立場 『義疏』を注釈する。そしていまひとつ、『見聞』では『義疏』を解釈するのに、『倶舎論』 などの性相学を用いる特色がある。このことは、いまの「仮色戒体」や「不失」義でも同様に、

これも初心の自覚に立つ事戒重視の立場と密接に結びつくものである。円琳には、とくに性相学によ た性相学を仏道の基礎にもつので、その点でも了慧の『見聞』には円琳と共通する事戒重視の戒学が る面はないが、円琳では証真と俊芿のほかには太賢(新羅)を多く参照しているのをみる。太賢はま た『瑜伽論』 『菩薩持地経』をはじめとする性相の経典と章疏(『倶舎論』や『倶舎頌疏』・光 や遁倫『記』など)ばかりでなく、太賢の梵網経疏や四分律にも学ぶ戒学を取ってい 記・宝 『疏』、ま や『瑜

認められる。

二 惟賢の『菩薩戒義記補接鈔』にみる戒灌頂家の戒学

(一) 黒谷・法勝寺流の戒学の特質

頂という特有の法門を確立したことで知られる。恵鎭は、 を残した(鈴木『仏全』一六)。この学僧は恵鎮 り所としたので、「宝戒寺和上」の名もある。 は元応寺流を興した)。惟賢はまた、恵鎭が開創した鎌倉の円頓宝戒寺をも継いで、主要な活動 の拠点となし、これを惟賢が継いだことから惟賢以後を法勝寺流という(惟賢と兄弟弟子関係の光宗 恵鎮以前の戒脈はこれを黒谷流という。黒谷流は、 惟賢(一二八九―一三七八)は、 興円・恵鎭の師弟関係のもとに比叡山に「十二年籠山行」と円戒(円頓戒) 黒谷・法勝寺流に属し、『天台菩薩戒義記補接鈔』三巻六冊の著 (慈威和尚、一二八一—一三五六)の弟子であり、 興円 (伝信和尚、一二六三―一三一七)を指導者 京都の法勝寺を復興して、ここを円戒興行 を復興し、 戒灌 の拠

身の序文があり、これは暦応二年(一三三九)に記しているので、これが本書の成立年である。惟賢

り、それにはこの書を「両巻秘要抄」と呼ぶ(両巻とは天台『義記』二巻を指す)。ついで、惟賢自

さて、惟賢の『義記補接鈔』には、その初めに恵鎭が観応三年(一三五二)に書いた短い序文があ

視するけれども、 これをもとに師々から承けた口伝をも集めて、この注釈を造ったという。そして、円琳の『鈔』も重 によれば、恵鎭に『眼智抄』二巻があり(その上巻は恵鎭の「抄」で、下巻は或人の「聞書」とする)、 止めるという(鈴木『仏全』一六・一三三頁)。 円琳の解釈は「円戒の大綱」に適わない所があるので「当分の相貌」を参照するに

智抄』は今日までには見つかっておらず、それは口伝の切り紙を集めた体裁かとも考えられ、惟賢の なかで、巻下(二冊)の「十重四十八軽戒」釈になると、多くの場合に『眼智抄』に譲るのをみる。『眼 また『眼智抄』を引用することも多くあり、ほかに「正和抄」や「秘抄」「肝要抄」 ほかの口伝書が出る。 『義記』注釈は中古天台特有の口伝法門によることがまずひとつの特徴である。 惟賢の 『補接鈔』では、「示云」とか「仰云」とあるのは恵鎭から受けた解釈を叙述するのであり、

次のように述べることは注目すべきである。 それで、惟賢の戒学上の基本的立場をみておくと、『補接鈔』の初めに総論的な叙述をするなかに、

不」爾、証」上,修行也。三羯磨〕時、、戒体既心内"顕"発得"。是則即身成仏"義、則"無作三身、常 住寂光`依正也。証´已"爰"極"。此上"所持`戒´、是"証`上`戒相也。尤不」可;聊爾;。 他¬物¬不¬思ト之¬。只己自、本分之戒体戒行¬゚可シ思ト之¬。彼定恵¬二門ト修行¬上"得ヒ証¬也。 今度遇,,此円頓戒法,、正成,,即身之仏体,事、難。タ有゚思゚、所、談文文句句´、其上」修行」重ビ、如ハ 戒門介

後に身心に持つ戒は覚りの上に戒相を実践するという性格をもつ。これは、「戒・定・慧」の三学中 思想の常套句であり、 証上に為されることを意味する。これの思想的な根拠は、中古天台期のとくに鎌倉時代前後に発達す に戒法を突出させて、これを単刀直入に頓速の成仏に結びつけ、実質上の修行(定・慧を修める)は、 に即身成仏をみるのであり、そのため戒法は覚り(証)の上になされる修行と位置づけ、従って受戒 と注意する言葉である。 る口伝法門による本覚的思考である。右の文中に「無作三身と常住寂光の依正」と述べるのは、 ここには、円頓戒法を直接に即身成仏に結びつけている。つまり、受戒時の戒体発得(三羯磨時) 最後に「聊爾すべからじ」とは疎かにしてはならない極めて大切なことである 本覚

すなわち、右の文のすぐ後に次のように主張するのをみる。 このような思想的立場と密接に関連する戒律観の中心には、「正依法華傍依梵網」の表明がある。

眼智抄云、此疏大意正述,,天台内証戒,也。故全梵網当分疏不,可,,心得,。仍正依法華傍依梵網疏

可:心得:也 (同右一六・一三四a)

古天台に恵心・檀那両流において「爾前・迹門・本門・観心」の四重興廃にまで究めた法華教学の進 ここに「正依法華」とは、天台宗の正依経典が『法華経』であるからという意味だけではなく、

本覚思想に密接に結びついて発達した法華教学を共通の基盤に、戒法での「正依法華」が主張されて 展を背景にもつ。もっとも、惟賢らでは必ずしも「四重興廃」義をとるものではないが、口伝法門と

いるといえる。

に注意を要する するなか、天台『義疏』(『義記』)もまた戒灌頂に結びつけて理解され、次のように述べるのはとく そして、惟賢に至る黒谷・法勝寺流では、「重授戒灌頂」(戒灌頂)が考案されたのを最大の特色と

抑受戒灌頂、云事在」之処、 彼灌頂、義記、法門也。其旨天台一処御釈"勘」之事也。尤不」可」有:,聊 (鈴木『仏全』一六・一三四c)

思想をその中核にもつ戒灌頂に立って、『義記』を解釈するのである。 接鈔』では、「天台大師は事理不二・色心一体・凡聖一如・俗諦常住等、此の如き甚深の法門を立給 の儀則」なのであり、この戒灌頂家ではそのような自らの立場を「戒家」とも呼んでいる。惟賢の『補 われるように、「十二年籠山修行」を終えた者が受ける(初受戒の上に重ねて受ける)「授戒即身成仏 へる陳・隋独歩の御釈なる義記」とも述べているように(鈴木『仏全』一六・一三四c)、正しく本覚 ここに、「受戒灌頂」とか「彼灌頂」と呼ぶのが、戒灌頂のことである。戒灌頂は「重授」とも言

しかるに、ここで問題なのは、戒灌頂家は天台宗にあって檀那流に属するのであるが、本覚思想に

ら、 事戒を重視することである。すなわち、戒家では「事相事持」ということを強調し、惟賢の『補接鈔』 依るからといって、恵心流や檀那の一部にみられたような、乗戒一体(法華一乗の中に梵網戒を埋没 を確認する儀則である)、さらに事戒 様の事相を用いることを指すとともに、戒相を事戒として厳しく持つという意味を含む。このことか させる)の考え方に立って理戒 して「十二年籠山行」を如法に勤め、 でもこの語は頻出する。そこに「事相事持」とは、戒灌頂が即身成仏の秘法を伝授するのに密教と同 は持戒の面では余流にも増してもっとも厳しいあり方ともいえる。 先にみた文中に「証の上の戒相」と述べるのは、かつて最澄の定めた祖式(山家学生式)を復活 (理観)を重んずるあまりに事戒を軽視する傾向とは違って、むしろ (戒相)を持って菩薩行 これを修め終わった一定の「証果」の上に(戒灌頂はこのこと (利他行) を続けることをいうのであり、

陀念仏思想は見られるも(『円頓戒聞書』)、興円以降の著作と戒灌頂儀には浄土念仏の要素は認めら もうひとつ、戒灌頂家の特色は、法然を経由する黒谷戒系といえども浄土念仏をもたないことであ 戒灌頂の先駆思想は、恵尋にこれをみ、そのあと興円がこれを大成するのであるが、恵尋には弥

れない。

(二) 一心戒蔵の「仮色戒体」義

さてそこで、惟賢の『補接鈔』には「性無作戒体」義に対しては、これにも特有の解釈がある。

因縁也。如ジ此所ナジ得仮色゙云也。其上此仮色ッ゙、常住フ仮色゙可」意得」也。凡戒体者、 一家意、雖¸立;,色法戒体ッ、異;,小乗`所談;'也。今仮色・釈ゞ。事´、師弟相逢ッ作法受得ゞ。、 法性真如

所見」也。又仰云、所詮仮色"云落居´、敬礼常寂光ヒルサナ遍法界諸仏一心戒蔵`戒法也 妙理、 遮那内証`具徳ナネッ、因縁和合`時、修徳"発起゙ネ也。此仮色ッメ天眼、可」見」之歟。 非 肉眼

(鈴木『仏全』一六·一六六b)

(梵網戒の教主)の内証に具わる徳が受者の身内に発起したもの(修徳)とする。そこに、仮諦とは ここでは、作法受得を縁(仮諦の因縁)に獲得する「常住の仮色」を戒体とみ、それは毘廬遮那仏

「空・仮・中」の三諦のなかの仮諦をいい、仮色(事象)を説明する天台的な用語であり、「小乗の談

ずる」色法概念(無常法)とは異なる大乗(天台)的な意味をいう。また、修徳とは受戒作法を修め れを「法性真如の妙理」といい、惟賢ではほかに「九識随縁の戒体」或いは「随縁真如の色体」など て獲得する仏徳を意味する。そして、右の文にはとくに「一心戒蔵」が戒体を意味する要語となって 11 る。これは、如来蔵 (仏性)または真如を戒体として表現する戒家特有の考え方である。右にはこ

とも説明する(鈴木『仏全』一六・一六七a)。

戒体である一心戒蔵はまた、次のように規定される。

一家戒体´、自」元於。,色心未分`本法´,上言、成ド一心戒蔵`法体」。是゚即サ随縁本妙之真色。故体内

不思議`色''``、恐灬非,,九界凡見`分''。唯是`唯仏与仏`所知見也。依」之''、性無作`仮色'釈`*、性 徳本法,色"定"。。全不」可」同,他師所立,体外,色言。 (鈴木『仏全』 一六・一六八a)

であり、衆生では体内深くに内蔵される如来蔵(仏性)にほかならない。これをいまは、戒体として ここに「体内不思議」とは、「色(物質または肉体)が心と未分化の位置(本法)にある「仏の内証

界の衆生には見ることのできない(九界の凡見に非ざる)、「唯だ仏と仏のみ」が知る智慧 把握する故に、一心戒蔵と呼ぶのであろう。したがって、それは十界の中に如来(仏)を除いて、 領域であると右には述べている。このように、幽玄なる思想(本覚的思考)を付与して「色法戒体」 (知見)の 九

(三)「一得永不失」を擁護する解釈上の特色

を解釈するところに、天台戒家の特色がある。

つぎに、「戒体の興廃」事について、惟賢の『補接鈔』ではいかに解釈するかをみたい。その段では、

次のように釈すのをみる。

不」可」有 菩提願」、若増上煩悩ゲ釈スハサ、 此一段非..一家`自義!'、皆他師`釈"引判ベ也。(中略)論..興廃.云、又他師`義也。其故´、若捨.. : 廃,義 一向他師`義也。其下`三義"皆⁺他師`釈也。一家`自」元於;|円戒|者 (鈴木『仏全』一六・一七四b~c)

有い犯、 其体熏ジ真如理性ド増長ズ。故也。微少、善根゙、成。大菩提、縁ト者此意也。 釈、猶無念すル敷。 仰云、廃者実不」可」廃。 廃一云ッ失一、不」可二意得」也。 体、常"可」令:增進,也。 相、犯罪、時雖、廃、於於、体、者不」可、廃、。相廃、、時、体、運々増上、義無、之歟。(中 但善戒経等`常`説''論\``興廃"故''准\`彼意\'非,,正意\'\^。次日示云、上\会 法華、心、明、小善成仏、、 無,,增進,義,許也。(中略)一家,意,、一得永不失,故,、相、縦雖, 説』聞小解浅、成仏』。而是、皆、雖、廃亡、こ、

これの初めの文には、天台『義記』の「興廃を論じ」て、「捨菩提願と増上煩悩」の者は戒体を廃 (鈴木『仏全』一六·一七五a~b)

時は戒相は廃失しても戒体は廃せず、戒相の廃する時に戒体は増上を止めるという意味とする。そし に、『善戒経』や『菩薩地持経』(『瑜伽論』)など、性相家(倶舎・唯識宗)が用いる経疏を指す。天 はないとする。二つ目の文には、『義記』に廃失とは実に廃する意味ではないと述べた上で、破戒の 台ではこれを、権大乗(半小乗)とみなす。それで、天台の純粋な大乗戒 失すると述べるのは、天台の自己義ではなく、他師の義であるとする。他師とは次の文にも出るよう (円戒)には、廃失の意味

進し続けるとし、『法華経』方便品所説の「小善成仏」を挙げて、わずかな善はすぐ廃亡しても一度 なした善は「真如理性」に影響を及ぼし合って(熏じて)体内に増長するという。つまり、ここには て、法華円教による天台(一家)の「一得永不失」の意味を述べて、戒相には有犯でも戒体は常に増

く論ずる。そこでは、 その故に、次いで惟賢の『補接鈔』では特別に「一得永不失」の一項を設けて、さらにこれを詳し 初めに先徳の釈を引いて、一得永不失が「円教の実義」であることを、次のよ

一得永不失を強調するのみならず、小善による戒体の増長をも主張する。

うに述べる。

のは真実義のゆえに小乗(蔵教)や権大乗(通教・別教)のよりも勝れた意味をもつことを、戒体の ここでは、一得永不失義は四教 仰云、 教。実乗。戒体者、 先徳釈云、 随縁真如,体内"立『戒体』、故一得永不失,義也。 四教各有二一得永不失義」立。小乗権教、戒体者、 (蔵·通·別·円) それぞれにあることを認めた上で、天台(法華円教) 体外"立"也。故有"退失義」。 円 (鈴木『仏全』一六·一七五c)

このことを次に問題として論釈し、それには『瓔珞経』の「有」犯而不」失」や、安然『広釈』の「雖」 を護持することを勧めるので、破戒をしても戒体が退失しないと主張するのは矛盾するかにみえる。 「随縁真如」によって説明する。つまり、真如(常住法)に直結させてそれを理解するのである。 このように、戒体に退失義がないとすると、戒家では「事相事持」をモットーとし、 事戒(戒相

後犯|而戒法不」失」などの文証を詳しく挙げて、のち次のように主張する。

彼御釈、只且以;,戒体常住義,、於;,戒相;且被、存;,不失,歟。例如;,摂相帰性門,、相雖

性 うとする。つまり、仏教には「摂相帰性」という考え方があって、相(事象)は無常でもこれを性 ここで、「御釈」とは安然の『広釈』を指し、それを根拠に戒体のみならず戒相にも不失義を見よ に帰せしめるときは常住の意味が付与され、この教理を用いて戒相の常住(不失)さえ言わんと 以」相帰」性如」云、常住 (鈴木『仏全』一六・一七六c)。 (理

そして、惟賢の「私案」として、次のように論述するのがこの項での結論である。

性徳理性、戒体、不二受得」者不」可二増長、、。若一度受エンド之。六即成仏、、縦有ハ遺縁」雖、犯エー之、因

するのである。

~×、終日可,|增長|也。況懺悔滅罪~~×、又所失`戒相不」可」有,|其失|、不犯*無,|不同|。凡戒体^天 果撥無氵義無」之。退菩提ゝ心"サスカ不」起。只戒相破〞ネ計也。然者其戒体´尚修顕シタリツル戒体ゥ

然增進一性必在」之。 (鈴木『仏全』一六·一七七b)

に逢って破戒しても遮断(撥無)することはないとする。かくて、戒体は増長するばかりで、もし破 のように本来具わっているものが作法受得(修顕)によって増長し始め、一度受得すればたとえ違縁 ここに、「性徳理性」とは先天的に(又は本質的に)具わっているという意味で、戒体は仏性(理性

戒があったとしても懺悔をすれば滅罪し、一旦失われたかにみえる戒相も決して失われておらず「不

犯」と異なることはない、と右には主張している。

多く引用するけれども、それらは「当分の相」として参照するわけで、円琳『鈔』を土台に中古天台 場ならばこれらに「依るべからず」として退けている。惟賢の『補接鈔』では円琳の『鈔』をかなり 師の異説」である法銑・義寂・勝荘・太賢・証真・俊芿の諸説を引いた上で、天台(山家相承)の立 の法華教学を加えて、天台『義記』を解釈するのが惟賢の手法である。 これのあと、惟賢ではこの項の最後に、円琳『鈔』を引用している。すなわち、円琳が用いる「諸

匹 仁空『菩薩戒義記聞書』にみる廬山寺流の解釈的特徴

(一)廬山寺流(仁空)戒学の特徴

て記録された天台『義記』の詳細な注釈書である(『天台宗全書』一五)。この学僧は、法然の弟子で から至徳二年(一三八五)にかけて、比叡山東塔の主に浄行院で仁空が講談したのを、「聞書」とし 仁空(実導、一三〇九―一三八八)の『菩薩戒義記聞書』一三巻(『永徳記』)は、永徳元年(一三八一)

住持し、また京街の廬山寺にも兼務したことから、三鈷寺流または廬山寺流というが、両寺は証空に 浄土宗西山派の祖となった善慧証空(一一七七―一二四七)の法系に属し、『西山上人縁起』という 縁をもって浄土念仏も擁するけれども、元来天台宗に属することに少しく注意を要する。 証空のかなり詳しい伝記を著していることで知られる。その戒学は、京都西山の往生院(三鈷寺)に

論視聴略抄』二巻など、仁空が指導した戒論義の著述が多く残っている(『続天全・円戒2』所収)。 所収)。なかで、戒学にはとくに熱心で、『戒珠抄』三巻と『円頓戒暁示鈔』二巻、『本源抄』三巻、『戒 いまは、従来から仁空の代表的な戒疏として知られて、天台『義記』に対するきわめて詳しい注釈の 日経義釈捜決抄』一二巻などの大著もあり、これらもまた『天台宗全書』に収める(『天全』四、一〇、一三 「聞書』を主に用いたい。 仁空にみる特色のひとつは、天台的な「四宗兼学」である。その撰述には、『観経疏弘深抄』 九巻や 『大

四〇)に多く依拠し、これに安然の『広釈』を加え、また天台三大部とそれらの湛然釈、 多くはないが法然と善慧証空(祖師)からの相伝、さらに直接に師事した「先師」の示導康空(一二八七 はすこぶる多数にのぼる。最も親しい天台の戒疏には、明曠の『天台菩薩戒疏』(『刪補疏』三巻、『大正 ―一三四七)に承けた意義を述べることがあるのは注意されてよい。その上に、本書には依用の章疏 仁空の『聞書』を読むときには、「当流」と指示するのは自らの廬山寺流の立場を述べる。また、 最澄·光定

撰述の幾多の注釈書を、そして南山律宗(四分律)の道宣と元照の戒疏を引用し、さらに天台 円仁ら日本天台の円戒章疏にも依る。ついで、梵網戒疏では法蔵や太賢をはじめとする中国と新羅に の末疏では趙宋天台の道煕・薀載・与咸らのものを参照し、日本の円琳『鈔』ももちろん用いている。 このようななかで、『義記』注釈の先輩である趙宋の三師については、「法然上人は道煕と薀載の二

るのが祖師の意であると主張する(『天全』一五・一五下~一六下)。 準じて四科を用いた」ことを述べ、天台『義記』を解釈するには四科のうち「戒体と戒行」を重視す れを捨てられた」と述べ、仁空ではこれら趙宋天台の末疏を「当流の所用には非ず」となして(『天全』 師の釈を見て義記の本意を得ないとて捨てられた」とし、また「善慧上人は与咸の釈を始めて見てこ んだことを評価しながらも、「その義は必ずしも依用すべきとはしないが、 いては、 五・六上)、本書でさかんに引用しながらも批判的に評釈する。ついで、道宣・元照の南山律宗につ 戒律に「法・体・行・相」の四科を立てたのは道宣で、元照はその末学にして天台をよく学 祖師善慧上人はその義に

菩薩戒経」との二意を分別する。前者(現存の『梵網経』二巻を指す)なら、『梵網経』は華厳部 ではない。ただ、仁空では『梵網経』を解釈するのに、「上下両巻の中の下巻の経」と「一品一巻の に立つことである。もっとも、天台を尊重する立場には、「正依法華」はこれをむやみに否定するの そこで、仁空(当流)の円戒観に基本的な立場を、惟賢(法勝寺流)との対比でみると、「梵網正依 (別教)

還って法華開顕の至極を専ら此の経(『梵網経』)によって習い極める」ことができるとし、これが「当 けれども、後者(「十重四十八軽戒」を説く巻下のみを指す)なら、「純円一実の法華に意を同じくし、 流の相伝」であると主張する(『天全』一五:二上)。つまり、「一品一巻の経」という意義を強調して、 の結経として「帯方便」(権教)のゆえに『法華経』よりも劣るので、「正依法華」を取る必要がある。 - 梵網正依」を取るのであり、ここにまず梵網戒(戒行)を重んずる仁空の事戒堅持の表明がある。

主張し、このことは再三至る所で強調される(『天全』一五・三四下ほか)。 四十八軽戒」に指南を与えて、もって「戒体受得の上の戒行」を勧めるのが『義記』 「三重玄義」(釈名・出体・料簡)を明かすなかに「戒体の受得」を要点とし、また巻下には 戒体と戒行の二科を重視することについて、仁空では天台『義記』二巻を、 の役割であると 巻上には 5 一十重

位には偏に往生極楽の為に念仏し玉うた」といい、「円戒の利益は偏に往生極楽に在り」と主張する 往生極楽にある」というばかりでなく(同前四八頁上)、伝教大師最澄も「専ら一乗妙戒を護持する 特筆されてよい(『天全』一五・四七下)。すなわち、仁空では「法華皆成の本意、開仏知見の所詮 あるのに注目して、「此の戒(梵網戒)の利益は安養の得生に落居(結帰)する」と解釈することは (同前四九頁)。このように天台『義記』の注釈のなかに浄土念仏義を持ち込むのは、先の了慧にもみ さらに、仁空では『義記』のなかに「未来生処 離三悪道 浄土受形」(『大正』四〇・五六三b)と

(二) 作法受得の「仮色戒体」義

述べるなかに、「祖師(善慧証空)からの秘伝」を含む次の主張は注目されてよい(「 」は引用者)。 重玄義」をもって「仮色」義の色法戒体を取る意味を詳しく論ずる。すなわち、小乗部派と宋朝三師 の上からは「実相理心」を戒体(心法戒体)とするのが本意であるとしたうえで、いま『義記』に「三 (道煕・頂山・与咸)、それに明曠らの解釈を挙げてそれらを論釈している。しかるのち自己の解釈を それで、仁空の「性無作仮色」解釈をみると、そこには初めに天台では『法華経』の「諸法実相」 此`戒,「仏性`戒`」名,意,以,「性`」一字,置`也。此則「衆生受,,仏 戒, 即入,,諸仏位广] 説,上"「位 此戒『云ベ即゙舎那゙覚位゙同゙゙云上ヘ、既゙妙覚究竟フ証ッセ極゙ベ、験トコワ聞ヘユトサ、事゙ト猶是凡位フ初心也。 同,大覚,已 真是諸仏子,」説,、此意也。 五大院,「円乗,戒証,受戒之日即身六即成仏、キャ」釈,、受た 此戒。受。時「汝是当成仏 我是已成仏 常作」如」是信 戒品已具足。」説。、定ふ成仏ふ身六定、故、 体也"云意也。「性?」字´此戒》、経"「仏性`種子-*"」説*、或^「是情是心皆入;仏性戒中;**」云*、 本"趣";非、、舎那極仏,功徳。、凡夫。事"所言受取"、「性無作仮色"、」名《池。「無作、」作法受得,法 仏,功徳。今治。受得:儀式。、今,菩薩戒,作法受得,相於意得。故。、更:行者,心地。為於本,、意業。為以

雖ヒ然ヷ受ラ仏戒ア入ワッダ仏位ニシルシニハ「世世不堕悪道八難」等ー説ッ、不シッ久ッ定スッ可レ成ス仏果菩 所,"作法受得,",「仮-^、」云也。又仮^対トズ真"語也。舎那報仏^真^功徳*、凡身"所タ応゙ボ「仮色-*"」 顕言因緣生〕義『也。 性徳本有〕理『、為言所詮言諸教』意『異言》』、修徳修起〕報身〕功徳』、人法』両縁:依 提ア身ー成゙処ッ「真、仏子トサ」名ケ、此ッ「仏性、戒トサ」説ッ意ッ、「性無作トト、」云リサ有゙也。「仮色ト」云ト

名ハート云趣ハサ、祖師ト被クホ沙汰サ也。此等ト妙義ト、宋朝ト人師隔ハ境界アノミナラズ、本朝諸方ト学徒ザ、

又更"不」可以思寄,秘伝也。 (『天全』 一五・八〇下~一下)

体」とみる。そこに、「性無作」の「性」とは性徳または仏性のことで、『梵網経』に仏性戒体(仏性 ある廬舎那仏の究極(仏果)の功徳が授戒儀によって凡夫に事法として作法受得されるのを「仮色戒 儀における作法受得を重視するなかに(この点は了慧や惟賢でも同じ)、菩薩戒(梵網戒)の教主で ○九c)と、安然『広釈』(五大院、『大正』七四・七六四b)を引用して講釈する。仁空では、授戒 ここでは、『義記』の「性無作仮色」の語意を、『梵網経』巻下の文(『大正』二四・一○○三c、○四a、

縁生起のものとみる。そして、この戒体を受得することは、もはや悪道に堕ちることなく久しからず に、凡夫が作法受得によって戒を事法に修めること(事戒)をいい、従って作法受得の仮色戒体は因 る。「修徳」とは、廬舎那仏が永劫の修行を積んで獲得した報身(仏果)の功徳についていうと同時 種子)を説く意味をいい、この「性徳の理」が「修徳の事法」に作法受得されるものを仮色戒体とす

法ではない)のは、了慧に共通する立場である。そして、「舎那報身の真実の功徳が仮色戒体として にもとづく「事法常住」義を取らず、修得の仮色戒体(色法)をあくまで因縁生の無常法とみる仏教 成仏することが定まるという意味で、経には「衆生受仏戒 即入諸仏位」と説き、安然は「六即成仏」 仁空では「此の地上の一切衆生凡夫痴闇の人」、或いは「末法辺地の凡夫痴闇の機」ともいい 宋天台にも本朝の学徒にもない「秘伝」であるというわけである。しかも、この文中に「凡身」とは、 凡身に作法受得される」ことが、祖師(善慧証空)から承けた廬山寺流特有の意義であり、 伝統の解釈に従う立場をみる。また、安然の「六即成仏」(即身成仏)の考え方を理法としてみる ここには、性徳(仏性)の意義を認めながらも、惟賢(法勝寺流)のような真如随縁(または本覚思想) と述べるが、それは道理としてのことで現実(事法)には「凡位の初心」にすぎない、と右には述べる。 一五・七九下)、このような機の自覚に立つことは『聞書』の至る所で力説される『 (『天全』

(三) 「戒体不失」の解釈と浄土念仏との関係

珞経』の所説に由来して常識になっている旨を述べ、いま『義記』の文に「菩薩の戒体に廃失が有る」 めに「菩薩戒が一得永不失であることは世の人の皆な口ずさみする」ことであると、すでに不失義が『瓔 つぎに、天台『義記』の「興廃を論ずる」について、仁空では次のように論述する。すなわち、初

従って、声聞戒には「作法捨と命終捨」による「捨戒」義があるのに対して、菩薩戒では「菩薩願捨 薩の願を捨て、増上の煩悩を起す」二縁による捨戒を説くので、いまはこれを引き移したものとする。 とする義をいかに解釈したらよいか、困惑の口ぶりがみえる。それで、『地持経』と『瑜伽論』には「菩 を明して不失の義は釈していない」と見るべきであるとする(『天全』一五・九八下)。 と重罪違犯が無ければ、たとい生々世々を経ても廃失の義は有るはずもなことを不失という」と理解 「菩薩戒とても戒体廃失の義は有る」のであり、『義記』のここ(今釈)では「偏えに廃失義のみ

安然は「理を尽し言を極めて円戒不失の義を釈成している」ので、安然が天台大師の本意に背くはず もなく、とすれば「大師の本意は戒体失なのか不失なのか」難義であるという(『天全』 一五・一〇〇下)。 そのようななか、「深く釈義の本意を得る時」として述べる次のような解釈が仁空の真意である。 ついで、仁空は最も問題となる安然の『広釈』をやや詳しく引用して、これを会釈する。それによれば、

行゚相゚帰゚ス゚時′、機゚随゚犯不犯、失不失゚不同モアルヘキ意゚顕゙ス゚ル゙有゚也。失゚云゚廃゚云゚、初゚其体 者、「不起而已起即了」戒体発起了意言示心、「若捨菩薩願、若增上煩悩犯十重亡」者、戒体受得了上了戒 則興つ戒体が廃失スルニテハ無*也。 又深シ釈義シ本意ッ得メ時ヘ、興廃二義ッ則サ戒体戒行シニニテ謂リサ有ッ也。「初菩薩律儀方便求受其体則興チ」 (「」は引用者、『天全』 一五・一〇一下)

ここに、「 」内は天台『義記』の文であり(『大正』四○・五六六c)、それを仁空に特有の『義記

体は廃失することはないが、その後に修める戒行に「犯と不犯、失と不失」があるというのである。 観である「戒体発得の上の戒行の相」という考え方を用いて理解する。すなわち、ひとたび興した戒

このような解釈に加えて、 いま『義記』に説く「二縁捨」の意図を、次のように述べるのは仁空の

気持ちをよく表している。

ニ非ヾ。 事が放っ、 レハ、「世々不堕悪道八難宀」説『、「離三悪道』」功用『備』『程』人』、如『此』猛利』煩悩『現起セシ 此、因果、道理ッ忘゚ッヒ、重罪ッ犯ッナカラ見是功徳、念ッ生ッシ事、、尋常「「サ育マシキ事也。況・此戒ッ受ツ 止悪修善シ道理有ッド知ッナカラ、悪縁「索カレテ殺盗等シ重罪違犯シ事ト、凡夫シ上「ト近ッシ難キ事ナルジサ歟。 世間出世「道理"背"ハテタル悪念「生"「事「、フツト有マシキ事」ー、今「菩薩戒」宗旨「「冶定ドタル 今、二縁捨、文、権宗所依、論説、、其儘引、事な、、、自」元現文、上"不失」旨趣顕念ナルヘキ (「 」ハ引用者、『天全』 一五・一〇二下)

持経』)の論説を引いたまでで、ために文面上には不失の義は明白には顕れていないというのである。 定)するために、二縁捨(捨菩提願と犯十重)による廃失を『義記』には述べるとし、その故に権宗(『地 受戒して三悪道を離れる功用を備える程の者が、悪念をもつことは有るまじきことであると警告(治 すなわち、凡夫では悪縁によって殺・盗などの重罪を違犯することは遁れ難いことであるとしても、 ここには、すでにみた仁空の重んずる『義記』の「離三悪道 浄土受形」の句を混えた解釈を示す。

背く」とみて、『義記』に「戒体廃失の義を述べる事は有るまじき」ことであると主張している(『天 如仏性」を戒体とするので不失義を取る(加えて『瓔珞経』をもとに戒行の不失義も取る)が、 全』一五・一〇五上)。 妙旨の勝れていることを考えるとき、「戒体廃失の義は一乗円宗の義理に違い、金剛宝戒の玄旨にも 網経』では仏性戒体を説くとも戒体廃失の意をもつとし、その『梵網経』を採用した山家大師 では心法戒体説であるから仮色戒体(色法)の不失義には関わらないなどと述べる。また、安然は「真 りしないという。そこで仁空では、権宗(法相宗)と性宗(天台宗)の違いを述べ、円宗 このあと仁空では、宋朝の人師(与咸ら)には不失の義を釈成することはないとし、また南山律宗 では梵網戒を「虚空不動金剛宝戒」とするので戒体亡失義があるとは言いにくいけれどもはっき (天台)の

するけれども、「失戒の後に懺悔すれば戒体は還生し」また「重受(戒を受け直す)すれば、有戒の もある」というのが仁空の真義である。 の論述は慎重であり、例えば「殺戒」釈では、殺生すれば「波羅夷罪」なので当然に失戒(又は捨戒 人となる」などとも述べるが(同二六八頁下)、すでにみたように「戒体は必ず不失で、戒行は廃失 一五・一一九下以下)、さらに「殺戒」釈でも論じられる(同前二六七頁下以下)。この問題での仁空 このような「不失」義については、これのあとに「三重玄義」の「第三料簡章」のなかと(『天全』

らの秘伝」とする次のような主張である。 時、 脱ベ事、其期猶遙ッナピ似ッワ。仍ッ此戒行、難、進謂णワ、弥陀、願力「尋入ワサ一生「生死、紲サ切ッ、彼、安 云ハレテ、 詮|。故"戒行"正宗ナホ事ト、大方サ不」可」有||子細|上"、戒体ト舎那ト発起"身サ任ササー受取ホ事ナレハ、 レハ、是ド戒行ト修習''依ホ事也。故''戒体受得ト本意ド、戒行''進ザ正ト生死サ離ト、仏道ト成スキサ可ト為トト所 顕密ー仏法ー修行ー、功ー積゙゙徳ー累キー、定恵ー悟ー開発センスルソケニハ、行者ー所期ニテハアランス 不堕悪道八難常生人道天中宀」説ホ、大師ヘ「離三悪道宀」釈シ玉ヘゥ。仍ゥ此戒体ヘ「衆生ウ仏性種子ト」 同大覚已真是諸仏子宀」述ベ。 未ッ仏果ッ究ホード所レ不レ許也。 大院〝釈〝玉△ヒザ、ケニハ事"已"分証究竟⅀悟ッ極益云"非紊。所得戒体が舎那⅀功徳ヤユズ、 論也。而"此戒体`受得`位´、痴闇`凡夫住¦在仏家''初也。於¦受戒之座''即゙六即成仏`義゙゙・旨゙ザ、 又先師和尚或時、就,此事''有デー秘伝、竊''被」示事゙ー。今、菩薩戒、宗旨、、戒体受得ッ為。」所詮テ事、勿 何,位"、未上入可」申事"、非上产"、経"「汝是当成仏我是已成仏上」説"人、汝"已成了仏上、不上云、「位 |機^差別|*、戒行≦機ト修入ッ為ム体故"、下機ム止悪*修善*速"ム成シカタキニ依サ、忽"生死ッ解 永゙離「悪趣」、決定ジサ可」成仏「身ー定」゙処」シッカ、戒体受得」分ニテハアル也。此上「還レ機「、 此戒体受得了利益ッバ、 流通、経文、「世々 誠論 i 其功用。 難」不 五.

凡夫`上''、、実''、不ゞ*往;;生浄土''一切`戒行*成*`事、不」可;思寄;事歟。此事輙*不」可」有;口外;之 浄土受形-'」釈-"、「離三悪道^」戒体受得`利益、「浄土受形^」戒行成就¬相也-意得・事也。 養不退、土゙入ト、正ト仏道成就、身トヘナルヘキ事ー思ト、戒行ー正宗ト取ー給ト。 サレハ上巻'「離三悪道 雖」蒙□教誠一、事不」獲」止って、聊所□申出 _ 位。 痴闇

(「 」は経文と『義記』文、『天全』一五:二一一上~二上)

陀の願力に尋ね入って仏道を成就す」べきとし、「彼の安養不退の浄土に入って正しく仏道成就の身 こと(戒体受得)は機を簡ばないが、戒行では「止悪修善は下機には速やかに成就し難い」ので、「弥 そのために梵網の戒相をよく学ぶべきとする。ただし、「舎那の功徳を受け取ってこれを功用とする」 体受得であるという。そして、戒体受得の上に戒行に進み、生死を離れ仏道を成就する筋道をとるので、 まり、『義記』に「離三悪道」と説くように、仏性種子によって永く悪趣を離れ成仏が定まるのが戒 場で仏果を究むという意味ではなく、将来に仏と成ることが定まる意味であると巧みに会釈する。 と成る」ために戒行を「正宗」とするのである、と仁空は主張する。そして、そのことを『義記』 上には「離三悪道 浄土受形」と釈し、この前句には「戒体受得の利益」を、後の句には「戒行成就の相」 ると言う。これを、安然が『広釈』に「受戒の座に即ち六即成仏する」と述べるのは、決して受戒の ここには、菩薩戒の宗旨は戒体受得にあり、戒体受得こそが痴闇凡夫にとって仏門に入る初めであ 巻

ために浩瀚な注釈書となっていて、ここにも事戒を重んずる立場が表われている。 仁空の『聞書』では、『義記』巻下を注釈するのに三分の二を費やして、なかに「十重戒」釈に詳しく、 をみて、従って「痴闇凡夫には往生浄土なくしては一切の戒行を成就しえない」と主張し、これをも 『義記』の巻上を注釈し終わり、巻下の「正説」段である「十重四十八軽戒」釈に入る際の論述である。 って「先師よりの秘伝」とし、「たやすく口外してはいけないと教誡された」と言うのである。これは、

五 一得永不失義における理戒と事戒の問題

により、了慧 相違点をまとめておきたい。 天台期の戒学は、叡山の黒谷に始まって、浄土宗をも含めた黒谷戒系においてこそ振興した。しかも、 得永不失の戒体義は、天台系統の円頓戒ではもっとも特色ある教理である。すでにみてきたところ 本節では、黒谷戒系の戒学の特色を、戒体(仮色)義と「一得永不失」の解釈によってみた。中古 (鎮西流)・惟賢 (法勝寺流)・仁空 (廬山寺流) の、三者三流にみる基本的な共通点と

期にかけて、叡空と法然源空に始まる黒谷戒系で戒律復興がなされたことは注意すべきであるが、そ 三流の共通点は、いずれも事戒(持戒)を勧めることである。天台系統では、鎌倉前後から南北朝

律など)に対する、天台円戒 戒体ではなく色法戒体)を、重視することと密接に結びついている。戒体の解釈の仕方内容はそれぞ これを修めることを勧めるのは共通している。それに、戒体の「一得永不失」はこれも三者で尊重す の戒学振興は事戒にこそある。事戒の堅持はまた、天台『義疏』(『義記』)の「仮色戒体」義(心法 からである。 ることは同じである。それは、 れに異なることはみた通りであるが、授戒儀の戒体受得を重んじて、その上に戒相 (純粋な大乗戒)の勝れた意義が「不失」義にあることを共通に認める 権宗(小乗戒を基盤とする『地持経』・『瑜伽論』の説く大乗戒や四分 (事戒) を学んで

戒体の「一得永不失」義については、了慧は理・事二戒の間で理戒では不失であるとみる 難だから事戒によると論ずるのではないけれども、凡夫の初心に立つことは了慧と同じであり、 戒よりも高い立場であるとの認識がある)のに対して、仁空では戒体も色法(無常) の成就し難いことと浄土念仏を結びつけて論ずることは了慧よりも極めて熱心で明解である。 は困難とみて事戒を取るか(了慧と仁空)に違いがある。これは、仏道に浄土念仏を用いるか用いな 11 しえない初心者の仏道であるとの自覚によって、これを修める。なかで、仁空では理戒 かの相違によっている。浄土念仏は、末法観のもとに機根が劣り、一心三観などの勝れた理観をな そこで、三流の異なりは事戒の面では、 理戒の上にこれを重視するか (惟賢)、或いは理戒 の事法とみた上 (理観) (理戒 (理観 また、 が困

ままに理戒が偏重されるときには、事戒の軽視に陥る堕落の危険があるともいえよう。(ミン 響を与えたと考えられる。不失義は、安然ののちに天台の円戒観が、理戒を重視して変質したと認め 安然を理解する。 に立って事戒(持戒)を勧めたことは、すでにみた通りである。もっとも、惟賢らの戒灌頂家では授 ちに事戒を軽視することに結びつかない。惟賢では、「証上の修行」を主張して、「授戒即身成仏」義 する違いが伺われる。それは、惟賢らの黒谷・法勝寺流では、比叡山天台宗内に留まって、そこに台 て論釈し、 られるなかに台頭したとみてよい。すでにみたように、黒谷系の三師では不失義を常識的な前提とし 立つもので事戒には当てはまらないとみる(了慧も同じ)に対して、惟賢では本覚的な理観に立って 頭した本覚的思考によって理戒 (重授戒灌頂)の前提に「十二年籠山行」が修められることは注意すべきである。籠山修行のない つぎに、「一得永不失」の典拠では 惟賢では 『広釈』を積極的に用いるのに対して、了慧と仁空ではそれを会通するのに腐心 (理観)を重視したからである。ただし、理戒を重視することは、 『瓔珞経』を淵源として、安然の『普通広釈』が最も重要な影 直

を根拠に戒体のみならず戒相にも不失義に迫ろうとする違いをもつ。仁空では、安然の所説は理観に

で戒体は不失であるが、戒行において犯重のとき失戒するとする。これを惟賢では、安然の『広釈』

さらに、いまひとつ注意したいのは、事戒の軽視は戒律護持の面では堕落傾向とはいえるが、日本

鎌倉新仏教の意義を視野に入れてさらに考察される必要があり、これらのことはいまは別の課題とし 知のことである。安然の『普通広釈』によって戒律観が変容した意味は、本覚思想への評価を含めて、 ず事戒も困難(又は不要)として、念仏(親鸞)や唱題(日蓮)による新たな仏道が興ったことは周 の仏教では必ずしも仏教の堕落とはみなされないことである。鎌倉時代には、理戒(理観) て次に論ずることとしたい。 のみなら

第四節 法然と親鸞における戒律観の変容と独自性

一 親鸞における戒律の問題

約し、自力性を究極にまで否定して全分他力の思想を樹立したことにおいて独自性がある。 だけはとくに「三願転入」義など、経典を主体的に解読して仏道の体系をすべて如来の救済原理 ―一二一二)の、いわゆる選択思想にもとづいているが、法然のすぐれた多くの門弟のなかで、 親鸞(一一七三―一二六二)の浄土教思想は、「偏依善導」の念仏一行に帰した法然源空(一一三三 親鸞にお に集

注目したものに、伝最澄の『末法灯明記』がある。もっとも、末法の時機観はけっして一様ではなく、 多くや、のちの門流に大きな影響を残している。それに対し親鸞では、 ある。 破戒・無戒の自己内省が、親鸞においてもっとも深く把えられたことによると考えられる。 教形成に背景となった思想状況を少しくあとづけ、法然門下のなかでの親鸞のすぐれて独創的な面を 念仏が志向された。このようなことから本節では、末法観のもとでの戒律問題を中心に、親鸞の浄土 ていることがあげられる。また他方で、法然と親鸞は前半生を天台宗比叡山で修学したのち、ともに ほかならない。そのことは、鎌倉の新仏教の祖師たちのなかで、ことに末法思想にもとづく法滅観と、 ける自力性の否定と絶対他力の考え方は、仏教における修行とその基盤となる戒律を否定することに た背景に、強い末法的自覚が存したことは周知のとおりである。そして、新仏教の祖師たちが等しく 山を下り親鸞は法然の他力念仏門に従った。ただし、両者間には戒律の側面でかなり重要なちが 用しているなかに、親鸞は主著『教行信証』の「化身土巻」で、そのほとんど全文をくわしく引用し さてそこで、平安末から鎌倉期にかけて、比叡山天台宗から念仏・禅・法華などの新仏教が輩出し それの端的なあらわれは、伝最澄の『末法灯明記』について、法然はじめ栄西・日蓮らもこれを依 法然は人々に授戒をし自らも持戒につとめたことがよく知られており、 無戒観にもとづく純粋他 法然の戒律観は弟子の いが 力の

祖師間それぞれに主体的な把握と対応があり、そのために浄土や禅・法華等の異なる宗旨が選びとら

れた。

字僧が世の導師となるゆえ、王法でもって無戒僧を罰してはいけないとの旨を主張している。 悲経』には「末世法滅時に酒家に至って非梵行をなすとも、ひとたびも仏名を称え、ひとたびも信を では「妻を蓄え子を挟さむ名字僧を礼敬すること舎利弗・目連等の如くすべし」と説かれ、さらに『大 「八重の無価」説のほか、「名字の比丘を檀越が供養せば無量の福を得る」と説かれ、また『賢愚経 市中に虎がいる」ほどに不可能なことゆえ、無戒時には仏は「末俗を済うために名字僧をほめて世の 生ずる者は所作の功徳ついに虚しからず」と説かれる文などが示される。したがって、末法世では名 福田となしたもうた」として、そのことを経典によって引証する。すなわち、『大集経』月蔵分では、 係が問題意識にすえられ、「正・像・末」三時の年限が論じられたのち、末法では正法が滅尽するので、 名字の僧をこそ「世の真宝とし福田としなければならない」と主張し、末法中の持戒は「怪異であり ような末法無戒の時には「名字の比丘」(戒律等の威儀を欠く名ばかりの僧)のみとなるから、 「ただ言教のみがあって行証はなく」、持戒はもとより破戒すらない無戒の世になるという。で、その 八二二)の真撰として受容された。いま同書の内容を略述してみると、そこでは仏法と王法の相 『末法灯明記』は、今日ではすでに偽撰説も多く出ているが、鎌倉の祖師たちには最澄(七六七―(%) 無戒

けれども、栄西のそれへの対応はむしろ批判的であり、般若・法華・涅槃等の諸経文をあげて、末世 ことをいうもので、大乗菩薩戒(最澄が比叡山に建立した戒律)のことではないと批評する。栄西は ではかえって戒行が勧められていることを主張し、従って『灯明記』の「破戒・無戒」説は小乗戒の ―一二一五)では主著『興禅護国論』巻上に、「伝教大師末法灯明記云」として簡潔な引用をみる。 このような内容の『灯明記』に対して、鎌倉新仏教の諸師の対応はさまざまである。栄西(一一四一

修説法」では、『観無量寿経』の「九品」段のなか「下品中生」を釈するなかに、「伝教大師末法灯明 記云」として数行の引用があるのち、つぎのようにコメントとされる。 つぎに法然は、「逆修説法」や「十二問答」のなかに『灯明記』を依用するのが知られている。「逆

を宗となす」との立場をとる。

入宋後に禅を興したことでよく知られ、戒律については「令法久住の法」であるとし、「禅宗は戒律

得,一人,況五師乎。 夫受戒之法中国請,持戒僧十人,証明得戒。於,辺地,請,五人,証明得戒。然近来求,持戒僧 (『黒谷上人語灯録』 卷 七61

僧を求めても一人も得難し」というのも小乗戒のことになるので、法然でも栄西と同様に、『灯明記』 の意味を大乗戒の破戒・無戒とは理解していないことになる。また、法然の「十二問答」の方では、『灯 ここで、「持戒僧十人を請う」とは、小乗戒(二百五十戒)の受戒法であり、従って「近来に持戒

谷の叡空より受けた梵網事相の戒(大乗戒)を尊重した学僧であり、そのゆえに大乗戒を無用とはみ もはや持戒と破戒は問題とせずに「かかるひら凡夫のためにおこしたまへる本願なればとて、いそぎ 明記』によって、末法中には持戒も破戒もなく「ただ名字の比丘ばかり」であることを記したうえで、 いそぎ名号を称すべし」と説いて、念仏一行を勧める一節をみる。法然は、のちにも述べるように黒 なかったけれども、『灯明記』の記す末法無戒の事実はこれを認めているわけである。

ある。 ずと持戒ははかられるとみるので、大乗戒の破戒と無戒は自己の上に是認するものとはならないので 二百五十戒忽捨畢」とあるから、日蓮もまた『灯明記』の末法無戒は大乗戒のこととはしていない。 西や法然のとほぼ同じ言葉の『灯明記』の引用をみる。 日蓮の末法観では『法華経』を専らに持つことがえらびとられ、そこでは持経 日蓮(一二二二―一二八二)では『四信五品鈔』に、「教大師誡 | 未来 | 云」として栄 しかし、この場合もその直前に (唱題)によっておの 「伝教大師云

そのあとに聖道門が末法法滅の時機に適さないことを述べる論証のために道綽(五六二―六四五) 容が引用されるというのみでなく、親鸞固有の浄土教義を導き出す時機観の重要な典拠となっている ことを知る。というのは、化巻〈本〉の後半には親鸞の要義中の随一である「三願転入」が表白され、 さて、このような諸師の依用態度に比べると、親鸞では『教行信証』化巻に、『灯明記』 のほぼ全 0)

はつぎのようにいう。 を含むから、大乗戒と小乗戒の分別はなされることはない。すなわち、三願転入を述べたのち、親鸞 『安楽集』にならべて『末法灯明記』が依用されているからである。その場合に、聖道門は天台仏教

法滅濁悪群萌斉悲引也。 信知、聖道諸教為||在世正法||而全非||像末法滅之時機||已失」時乖」機也。浄土真宗者在世正法像末 (『大正蔵経』八三·六三二c)

引する普遍的教法であると主張される。そして、この主張を裏づけるために、このあととくに聖道門 が末法の時機観にふさわしくないことを論証していく。それの次第は次のように述べられる。 が三願転入によって到達した「浄土真宗」は、正・像・末と法滅のすべての時代にひとしく群萌を悲 れは正法時にのみ有効で、 ここに、「聖道諸教」とは親鸞がかつて修めた天台の戒行を含めていることはいうまでもなく、そ 像・末・法滅の時と機には適さないと断ぜられる。それに対するに、親鸞

示正像末法旨際 ||正真教意||披||古徳伝説||顕||開聖道浄土真仮||教||誠邪偽異執外教||勘||決如来涅槃之時代|開| (『大正』八三·六三三a)

は化巻〈末〉においてくわしく引証され、親鸞はそれを教誡して弥陀一仏の純粋他力志向が明らかに てあげられている。後者の「邪偽異執」は、聖道門が用いる神祇・習俗・俗信などを指し、このこと ここでは、「聖道と浄土の真・仮を顕開する」のと「邪偽異執の外教を教誡する」ことが課題とし

される。それで、聖道門と浄土門の真・仮を明確にするため、「正・像・末法の旨際」がこのあと述 はつぎのように続ける。 入 路」という、法然が『選択本願念仏集』の初めの方に引くのと同じ文でしめくくったのち、 べられていく。そこでは、道綽の諸文をあげ、最後に「当今末法是五濁悪世、唯有」浄土一門」可」通

依 槃時代|当"周第五主穆王五十一年壬申|従"其壬申|至"我元仁元年甲申|二千一百八十三歳也。又 爾者穢悪濁世群生不ム知。|末代旨際。毀。|僧尼威儀。|今時道俗思。|量已分。。按。|二時教 ||賢劫経仁王経涅槃等説||已以入||末法||六百八十三歳也。 (『大正』八三·六三三b) 者勘 如来般涅

化巻末の「後序」に親鸞が自らを「非僧非俗」とし、また妻帯していることからも、自己の機をそこ(ミビ) 明かすのが『灯明記』なのであり、それの中心内容が「末法無戒」という時機観にほかならない。 の文で「今時の道俗は己が分を思量せよ」とは、末法世の僧俗一般によびかけているとみてよいが、 五百・像法千年」説を採用したものである。そして、「末代の旨際」と、そこでの「僧尼の威儀」を 『末法灯明記』はこれのあと、最澄撰と明示されて引用される。ここで、元仁元年(一二二四)を (穆王五十一年)後二一八三年、また末法に入って六八三年とするのは、『灯明記』の「正法

に含めているといえる。また、「元仁元年」は、親鸞がこの文を書いた年時を表わしていると考えら

れるが、同年の五月に延暦寺大衆より「停止一向専修記」が上奏され、直後の八月に念仏停止が宣下

西ら他の諸師とは異なって、自己自身の機を表現するものとしてこの書が受容されているのである。 した意図がみてとれる。いずれにしても、同書が最澄撰であることが大きな意味をもち、親鸞では栄 された事件を顧るときには、叡山の大衆によびかけて、その不当を論駁するのにも『灯明記』を依用

もっとも、親鸞は自己の無戒観、つまり「非僧非俗」を正当化し擁護するのに『灯明記』を用いた

とみるのは正しくない。というのは、『教行信証』信巻には、つぎのような述懐がある。

悲哉愚禿鸞沈--没於愛欲広海-迷--惑於名利太山-不-喜-入--定聚之数-不-快-近--真証之証

(『大正』八三·六〇九c)

可

ŋ のことが末法の時機観によって自己自身において深く自覚されたのである。 ねに「愚禿」と自認するのであり、 これは、 戒律に対する無力のゆえに、親鸞の無戒観は自力としての戒律と修行を否定するのであって、そ 『涅槃経』をもとに「難治の三機」を明かす直前の言葉であり、ここのみならず親鸞はつ 慚愧の心と深い懺悔にもとづく自己否定を発想としている。 つま

法然源空における持戒の問題

親鸞の末法無戒観に対して、師の法然上人には持戒を尊重した点で、かなり異なった立場がある。

然らの念仏は旧仏教側から弾圧を受けたとはいえ、道俗にわたる多くの帰依者があり、 法然は専修念仏を指導するなかで、門弟の多くに天台から承けた円頓戒を伝え、また在俗には身分の 立場のちがいをこえてむしろ尊敬された。 今日矛盾として理解されることもあるが、法然自身ではけっして矛盾ではなかったと考えてよい。法 上下をとわず授戒し、自らは持戒につとめた清僧である。このことは専修念仏と持戒の問題として、 法然の持戒は

定を志向したが、『灯明記』の記す現実は当時の叡山天台のなかにすでに存した。法然は親鸞よりも 先に叡山仏教に限界を感じて浄土門に帰していたが、叡山にあるとき西塔黒谷の叡空に修学したこと それにともなう戒律の衰退があったことが注意される。親鸞では『灯明記』を受容して全くの自力否 が少しく事情を異にした。叡空は叡山の戒律復興に志した学僧だったからである。 法然と親鸞の戒律への対応の相違には、 その共通の背景に当時叡山仏教における円戒観の変容と、

を所持していたことが、東寺「三密蔵」写本によって確かめられている。 当時、天台の主要な戒疏に伝最澄の『山家学生式問答』があり、法然とその門下の隆寛や証空はそれ しているから、山を下って念仏勧化についたのちにも、比叡山黒谷との交わりを断っていない。また 法然は、元久元年(一二〇四)十一月に記した「送山門起請文」に、「叡山黒谷沙門源空」と署名

ところで、『学生式問答』は今日では、最澄撰ではなく、 口伝法門の早い時期の偽作とみられてい

あり、最澄ではそれらの思想はなかったと考えられるからである。けれども、法然の前後を含めて、 る。というのも、同書の特色は天台円戒の「正依法華傍依梵網」義と「法華塔中相承」を説くことに かなり極端な戒律観が表明されていて、『学生式問答』以上に最澄の思想を離れる。 によってみてみる。両書は思想的に『学生式問答』と関連しており、ともに最澄のものとされるが、 くことになる。そのような傾向を示す典型的な例を、いま『一心金剛戒体秘決』と『一心金剛戒体決』 0 念にすえて、『梵網経』の十重四十八軽戒を事相に用いると解釈すれば、「正依法華傍依梵網」は天台 同書は長い間最澄撰として尊重されていた。それは最澄創始の円戒が『法華経』の一乗思想を根本理 の戒律観としては当然のことといえるからである。法然らもそのような理解をもっていたにちがいな それで、『戒体秘決』の方は、「正依法華」義を説き、「法華経の実相理を持つことが円戒を持つこ しかし、その戒律観のもとで法華戒(理戒)が一段と強調されると、梵網戒 (事戒) の軽視を招

は、円戒の「法華塔中相承」を説くことで『学生式問答』と連関がある。そこでは、「破戒を行じて べきであるとし、「無戒に宜しきは無戒法を用うべし」とさえ主張している。つぎに、『戒体決』の方 「一得永不失」義を説いて破戒を容認するような意味を表現するのみでなく、説法教化は時機に応ず 以て衆生を化す」といい、あるいは「末法の衆生は名字の凡師を仏陀となす」などと述べる。 法華理戒を強調する。そして、末法観により「末法では貪瞋を断じない凡夫の形を

末法では「無戒の戒」があるとか、「非戒の相伝」などという奇怪な説までをみる。 持戒と為す」とか、「末法では悪聚(破戒)を戒とする」などという極端な主張が見られるのに加えて、

高潮し、そのなかで円戒は法華の理戒が強調されるようになり、反面で梵網の事戒が後退していった 後期から鎌倉時代にかけ、 を容認する戒律観が叡山仏教のなかで進められたことは事実である。 なる。『灯明記』は法然や親鸞らでは最澄真撰として読まれたわけだが、口伝法門期には破戒や無戒 た『末法灯明記』 このような戒律観の変容形態は、口伝法門期の叡山の戒律事情を反映していると考えられ、 がこの脈絡のなかでとらえられるときには、戒律観の符合から偽撰説の根拠とさえ 慧檀両流の口伝法門が台頭し、 密教の隆盛を背景に本覚思想と観心主義が すなわち、 叡山天台宗では平安 先にみ

子たちに伝戒したのである。法然が伝戒した門弟のうち、信空(黒谷流)と弁長(鎮西流)と証空(西 善導の念仏門を選びとることになった。とはいえ、叡空より受けた戒はこれを尊重し、自ら持戒につ のである。ただ、法然自身は叡空の戒律復興の後継者とはならず、道綽の末法観の方に強く影響され、 おいて、最澄以来の梵網事戒を再興せんとの求道を志した。法然はそのような叡空のもとに修学した しかるに、そうした天台の戒法衰退に復興をはかったのが叡空であった。叡空は西塔黒谷の辺地に (これには善導が持律の人であったことも要因に加えられてよい)、また念仏門に入ってきた弟

修 にもとづくが、最澄の祖式(山家学生式)にしたがって、梵網事相の戒を修行の根幹にすえた。そし てまた、室町時代には天台僧の真盛(一四四三―一四九五)が黒谷に修学し、 ―一三一七)と恵鎮 はややのちに黒谷を拠点に、 山流)の戒系がとくに後世にまで栄えた。なかでも注目されるのは信空の黒谷流である。この門流で (持戒念仏)の潮流をつくった。真盛は法然に傾倒して本願念仏によったのであるが、ただし法然 (円観、一二八一―一三五六)によるもので、その戒観は「正依法華傍依梵網」 叡山の戒法を十二年籠山行とともに復興させた。それは興円(一二六三 黒谷流のもとに念戒双

鎮西流と証空の西山流では、法然にしたがって念仏一行を基調とするなかに、 ともあれ、このように法然の持戒と伝戒は、後世に重要な関わりをもっていった。そして、弁長の 法然の受持した円頓戒

のような選択法をとらずに、天台的発想によって「戒・称二門」の宗風を確立した。

を宗乗として確立したことは周知のとおりである。

ほかの諸行(聖道門と浄土門中の諸行)はすべて雑行として廃捨されてよいとする。そこでは、持戒 経』の第一八願(念仏往生の願)にもとづき、往生の業(正定業)には称名念仏だけをえらびとり、 日蓮によって「捨閉閣抛」とよばれたように、法然の主著『選択本願念仏集』によるとき(建久九年、 一一九八年撰述)、選択法による明確な論理構造をもつ。すなわち、末法の時機観によって、 さてそれでは、法然の専修念仏門では戒律はどのように位置づけられていたか。法然の念仏義は、

は雑行の一として往生のための業とはならない。そのゆえは、「もし持戒・持律を本願とすれば、破戒・

無戒の人は定んで往生の望みを断たれる」からである。

根拠はそこに認められ、そのような法然の生き方は、多くの人々に感銘を与えたと考える。 そして、法然には自らを愚者とする自覚があり、けっして自己を勝れた機根とはみなかったが、 持戒などの諸行は念仏を助けるならそれを修めてもよく、もし妨げになるなら捨てる方がよいとする。 ではとくに愚者は愚者ながら一戒でも持てればそれを尊しとしたわけである。 ただ、法然では念仏を助成する意味で、「同類の助成」と「異類の助成」を認めている。それによれば、 法然が持戒につとめた 戒律

尊重する心は叡空から学んだことであり、それが法然に終生保たれていたことは、当時の時代感覚に 興事業の後継者とならずに、山を下りて、念仏を弘通した理由はそこに求められる。しかも、持戒を 本願の「称名念仏」だけで凡夫が往生成仏できる道を開いたことである。法然が黒谷で叡空の戒律復 おいて多様な道俗に師と仰がれるゆえんとなった。 法然浄土教のもっとも大きな意義は、末法の時機観に立つことにより、持戒を往生の要とはせずに、

親鸞浄土教の独創性と普遍性

ぎのような一節である。 律観の変容と破戒・無戒の事実上の容認が存し、主体的には『末法灯明記』を自らの機において受容 回向の思想である。いわゆる「三願転入」義とは、『教行信証』化巻〈本〉にある、よく知られたつ 通する部分はあるとしても、親鸞では徹底した自力否定の考え方を進め、その結果法然とは異なるま ったく新しい独創的な浄土教思想が生まれた。すなわち、その基本的なひとつが三願転入による他力 すでに述べたように、親鸞聖人の時機観としての末法無戒観は、客観的な背景では叡山天台での戒 自己の戒律に対する無力を自覚したことにある。そこには道綽の末法観の影響を受けた法然と共

徳本真門「偏発」難思往生之心」。然今特出」方便真門「転示入選択願海「速離」難思往生心」欲」遂」難 是以愚禿釈鸞仰_論主解義」依、宗師勧化」久出。万行諸善之仮門」永離。双樹林下之往生」回示入善本 (『大正』八三·六三二·c)

思議往生。

ついで第二○願(至心回向の願)によって「真門」の行信を述べたのちの結論である。右の文中に「万 これは、化巻の初めより、四十八願中の第一九願 (至心発願の願)によって「要門」の行信を述べ、

生ではないことを表現する。つぎに、 この方法による者(邪定聚の機)は往生を成就しがたいゆえに、「双樹林下往生」とよんで真実の往 を意味するゆえ、この方法による者(不定聚の機)は、「難思往生」とよんで、これまた往生 持名号」を指し、これを右の文では「善本徳本」と表現し、これは多善根多功徳をねらう自力の 行諸善の仮門」とは要門を指し、これは『観経』所説の定散二善のことで、自力の諸善を意味するから、 を成就できるから、「正定聚の機」とされる。 よばれ、そのことは「信巻」にくわしく説かれている。この本願 の往生が遂げられるとし、これは第一八願 しがたいことを表わす。 かくて、真門から「選択の願海」に転入すれば、「難思議往生」とよぶ真実 要門を離れて真門に入るとは、真門は『阿弥陀経』所説の (至心信楽の願) によるもので、 (弘願)による者は正しく往生成仏 他力回向の 「弘願」とも の 成就 執

卷 親鸞 を可能にするすべての能力を、阿弥陀如来の回向に集約することを意味する。したがって、そこから にあとづけたものにほかならない。そして、「他力回向」とは、自力の全分が否定されて、 筋道は、親鸞が愚禿の内省を深めたときに、他力回向による証道を見出した過程を、 このように、第一九願(要門)から第二○願(真門)へ、ついで第一八願(弘願) のなかで、第一八願の成就文はつぎのように引かれる。 独特の経典に対する主体的解読がほどこされる。すなわち、その主な例をみると弘願を明かす「信 四十八願のなか へと進む転入の 往生成仏

本願成就文。経言。諸有衆生聞,,其名号,信心歓喜乃至一念至心回向。願,生,,彼国,即得,,往生,住,,

(『大正』八三·六〇一 a)

遂げられるとの意味を表わす。(※) との意味を表わす。さらに、「回向発願心」でも「必ず決定して真実心の中に回向したまえる願を須いよ」 「真実心の中に作したまえるを須いよ」とし、また「内に虚仮を懐けり」と読むことにより、真実心(至 釈は、法然の『選択集』に詳しく引用され重視されるところであり、親鸞もそれを承け信巻と化巻に られることを表現する。つぎにまた、善導による『観経疏』の「三心」(至誠心・深心・回向発願心) 誠心)は衆生にはなく、如来の心を指すものとみ、したがって衆生の心は虚仮をいだくばかりである 分けて用いるなか、信巻依用の「至誠心」釈において、きわめて特色ある味読を示している。そこでは、 と読まれるのは、ここでも回向し発願する能力は衆生にはなく、如来によって回向されて往生成仏が した語を親鸞では「至心に回向したまへり」と読む。これは如来回向の力によって衆生が往生せしめ この文は第一八願文とともに、きわめて重要な位置づけをもたされるもので、文中の傍に○○を付

の力によって発すのでなく、如来回向によるものと解釈されることになる。親鸞の本願他力への信仰 生業念仏為本」(『選択集』)とするのに対して、「信心為本」と言われるが、そこでの信心もまた衆生 このように、衆生の自力が全分に無効であるとして退けられるので、親鸞の念仏義は、法然が「往

ごとくに翻され、 は、 り、そこからかえって純粋他力による証道が導き出された。『末法灯明記』に「末法中但有, 言教, 而 ||行証||」と述べられた末法の諦観は、親鸞では『教行信証』の後序に「浄土真宗証道今盛」とする 法然から学ばれたのに相違はないけれども、自らを愚禿とする自己否定の深さは無類のものであ 末法の法滅観はみごとに克服されていることを知る。

粋他力の志向によって、在家仏教としての証道を確立したことである。 により、その思想の普遍性が証明される。親鸞浄土教のもっとも大きな意義は、無戒観にもとづく純 少しく時代をへだてたとき、農民を主力とした圧倒的多数の人々が、親鸞の教えに指標を求めること 地にとどまっていて、京都や鎌倉ではなされておらず、きわめて目立たない存在であった。 からにわかには受け入れられにくく警戒もされたと考えられる。 ただ、親鸞が非僧非俗の姿をとり、 肉食妻帯を公然としたことは、当時の仏教への伝統的期待観念 事実、 親鸞自身の布教は、 関東の辺 しかし、

《注記》

- $\widehat{1}$ 『続天全・円戒1〈重授戒灌頂典籍〉』一九八九年、『続天全・円戒2〈菩薩戒疏註釈・戒論議〉』 後者の書は、 戒灌頂家の興円と恵鎮による戒疏が二篇と、 ほかに園城寺
- 系統の戒疏、 および廬山寺流(仁空)の戒論書などを収録している。

- 号、二〇〇二年)、大久保良峻『天台教学と本覚思想』一九九八年、袴谷憲昭『本覚思想批判』 花野充道「本覚思想と本迹思想―本覚思想批判に応えて―」(『駒沢短期大学仏教論集』九
- (3) 近年、広範囲の資料と文献をもとに、本覚思想と中世の日本仏教をテーマに論じた大著のひ 一九八九年ほか。
- Medieval Japanese Buddhism, University of Hawaiʻi Press, 1999. これの書評は、末木文美士氏 が、その前提に中古天台期を広く論じており、そのなかで戒灌頂もとりあげ、そこではとくに興 年)とによるものがある。同書は、主に日蓮の思想と本覚思想との関係に焦点があてられている とつに、次の書がある。Jacqueline I. Stone, Original Enlightenment and the Transformation of (『宗教研究』三三二号、二〇〇二年)と、花野充道氏(『日本仏教綜合研究』創刊号、二〇〇二 『円戒十六帖』をもとに論及している(同書一三五─一三七、四○九など)。
- 4 本書第二章第一節と、および大久保良順「重授戒灌頂の興起」(『天台学報』二二号、一九八〇
- $\widehat{5}$ また、光宗の戒疏である『普通広釈見聞』は、『溪嵐拾葉集』のなかに(『大正』七六・八三五~ でに収録をみていたが、それには錯脱の箇所があり、『続天全・円戒1』に所収のが良本といえる。 前掲 (注(1))の『続天全』の二書。なお、惟賢の『灌頂記』は、『大正蔵経』の巻七四にす

八五〇頁)、そして惟賢の『天台菩薩戒義記補接鈔』(三巻、鈴木『仏全』 一六)もすでに知られ

ている。

(6) 今日の西教寺で執行されている戒灌頂の内容次第は、色井秀譲『戒灌頂の入門的研究』(一九八九

年)のなかに、すでに紹介されている。

7 興円 『円戒十六帖』(『続天全・円戒1』七五~一一五頁)。なお、興円の同書にはいくつかの

譲前掲書の一九一頁以下(『十六帖口決』解題)を参照。

異本と転写本とが存し、異本の間では編集に異なりがみられる。

それら異本間の考察は、

色井秀

- 8 惟賢 『菩薩円頓授戒灌頂記』(『続天全・円戒1』一三九~一六六頁)。
- 9 述 は、その限りではない。 興円 (拙稿) は、この範囲にもとづくので、細かく典拠を示すのは略する。この範囲外によるとき 『円戒十六帖』第一~三帖(『続天全・円戒1』七六~八四頁)。 なお、本節での以下の叙
- (10)『観心十二部経義』(『続天全・円戒1』三三四~三六四頁)。この書は、天台智顗の著作から諸 の三観を述べ、のち「因縁・約教・本迹・観心」の四釈を施す体裁をもつ。戒灌頂家では恵尋以 大学文学部紀要』一一号、一九八一年)。同書では、初めに十二部経に対する「即空・即仮・即中」 文を抄出して編集した性格をもつ(大野栄人「天台『観心十二部経義』の研究(上)」『愛知学院

- 三五六頁)をとくに重視する(恵尋『一心妙戒鈔』、『続天全・円戒1』二六六頁、二八七頁)。 来、同書の観心釈のなかの、「一体三宝」と「正観・妙観」の箇所(『続天全・円戒1』三五三頁、
- (11)『頓超秘密綱要』は、天台大師に仮託された偽撰の書である。戒灌頂での「菩薩戒発願文」は、 この書の末尾にある文を用いる(『続天全・円戒1』三二九頁)。
- 12 結果に覚者(仏)となったことをいうのに対して、本覚は本仏が本から覚者(仏)である意味を を教化することが説かれるとみるのによる。また、「始覚」とは迹仏(釈尊)が長い間の修行の ことを拡大解釈して、本覚(本仏)を直接に衆生(凡夫)のなかにみるところに、その特色があ のために応現する(果から因に向かう)のをいう。天台本覚思想では、衆生が仏性を具えている れを「従因至果」とよび、これに対する「従果向因」は、本仏または覚位に登った仏が衆生教化 本仏」が説かれるのに対し、前半の迹門では本仏から応現(迹)した仏(釈尊)が舎利弗ら声聞 迹二門」で解釈するのは、天台智顗に始まる。それは、『法華経』の後半(本門)では「久遠の 覚の意、 始覚」に対する。戒灌頂ではまさにその意味である。十六帖のなかで興円は、「伝授壇は迹門始 中古期の日本天台では、「本門」は「本覚」の意味で理解されることが多い。 そして、始覚では衆生(凡夫)が修行(因)を積んで仏(果)に至ったという意味で、こ 正覚壇は本門本覚の意なり」と述べる(『続天全・円戒1』八九頁)。『法華経』 それは「迹門の を 「本

- る。つまり、修行を積んでの結果ではないのに、もとから仏であるとみる考え方である。
- 13 表わす。ただ、天台本覚思想では「無作三身」を、衆生が本覚の仏であるという考え方から、衆 為無常法)を表わし、無作はその反対に修行の過程を経ない(因果関係を踏まない)で、因果を は「為作造作」の意味で、修行を積んで衆生(因)から仏(果)と成る因果関係のものがら 生(凡夫)にこれをみるところに特色がある。 もよい)、これが「無作」であるとは、仏は本来的に(理として)三身を具えているとの意味を これら三身は釈迦如来の身体がもつ三つの側面であり(これを一身即三身・三身即一身といって 肉体をもって舎利弗らを教化する仏(迹仏)であることでは「応身仏」(有為仏)と呼ばれる。 は宇宙の普遍的真理を体現しているという意味では「法身仏」(無為仏)であり、そして人間の 遠劫の昔に長時の修行を積んで仏と成ったという意味では「報身仏」(有為仏)であり、また仏 格をいう。これを『法華経』の釈迦如来でいえば、本門(如来寿量品)の「久遠の釈迦」は、久 超えていること(無為常住法)をいう。また、三身は「法身・報身・応身」とよぶ仏の三つの性 惟賢『灌頂記』の「正覚壇事」(『続天全・円戒1』一四六頁)。ここで「無作三身」とは、
- 14 興円集注·恵鎭潤色『一向大乗寺興隆篇目集』(『続天全·円戒1』 一六七頁、一六八頁)。

詳しくは第三章第一節を参照。

- <u>15</u> 戒体と理解する故であるとする(『続天全・円戒1』三八一頁)。戒灌頂では、その偈文はまた重 戒家ではこの文をもって「龍女の即身成仏は戒法の成仏と習う」とし、それは龍女のもつ宝珠を 恵鎭『直往菩薩戒勘文』では、「提婆達多品」の「深達罪福相 遍照於十方」の偈文を掲げたのちに、
- <u>16</u> 興円記・恵鎭注『即身成仏抄』(『続天全・円戒1』一九一~一九七頁)。なお、この書の内容
- 17 興円 『円戒十六帖』第九帖「明鏡相承事」(『続天全・円戒1』九五~九九頁)。

の詳しくは、前章第二節を参照。

視されるところである。

- (18) 最澄『守護国界章』巻上(『伝全』二·二六六頁)。
- <u>19</u> この書にみる内容と思想の詳しくは、前章第三節を参照。 興円 『菩薩戒義記知見別紙抄』巻中(『続天全・円戒2』三三、三八、四五、四六頁など)。 なお、
- 20 の印相についは、前章第四節を参照。 興円 『戒壇院本尊印相鈔』(『続天全・円戒1』一一七頁)。なお、同書にもとづく「授戒三聖」
- 21 恵鎭 『直往菩薩戒勘文』(『続天全・円戒1』三七七頁)。なお、同書の詳細は次節を参照。
- 22 用いて、仁空の戒律観を論じた最近の論文には、次のものがある。Paul Groner, Jitsudo Ninku 仁空 『円頓戒曉示鈔』巻下(『続天全・円戒2』四二三~四二六頁)。なお、『曉示鈔』などを

on Ordinations, Nichibunken Japan Review, No.15, 2003, p51-75. また、仁空の『菩薩戒義記聞 **書』(『天全』一五)にみる戒律観の基本的特色については、のちの第三節に詳しく論じたい。ま** 『天全』の拙稿による「新解題」をも参照(『正続天台宗全書・目録解題』二〇〇〇年、春秋

九九頁以下)。

- 23 がある(『大正』 七四・七六四b~c)。 安然の 『広釈』 は、仁空もこれを尊重する(本章第三節参照)。 『普通授菩薩戒広釈』巻上に、「円乗の戒証は受戒の日に即身に六即成仏す」という言葉
- 24 衰退した。また、神蔵寺も今日では、跡地だけがある。 とつとされたが(『伝信和尚伝』滅後行事章第三『続天全・史伝2』四二六頁)、今は堂舎はなく 横川の麓 『法勝寺戒場記』雄盛記一五九七年(『続天全・円戒1』五二頁)。このなか、帝釈寺はこれも (別所)に位置し、西教寺の近くにあって、興円が本尊供養をするなど、活動拠点のひ
- 25 霊空光謙「西教寺中興開山真盛上人伝論」一七一八年(『草堂雑録』 四に収録)
- 26 『閻浮受生大幸記』の昌俊による奥書には、次のように記す。

籍等悉,紛失。今嗟仏法之夷རངང、不﹑顧៉鳥跡៉৽。染៉禾筆;資ス後世言而已。 于時文正元丙戌無射(五月)四日、天於二相城円頓宝戒寺」書二写之」。去享徳(一四五二一五五)大乱、

書

天台菩薩戒比丘 昌俊

- (27) 同前『続天全・史伝2』四三八頁下。
- 28 史料編』第一)に収録する。また、惟賢の『菩薩戒義記補接鈔』三巻(『大日本仏教全書』七一) 恵鎮の残した短編のものは、『続天全・円戒1〈重授戒灌頂典籍〉』と、「宝戒寺文書」(『鎌倉市史・

は、 恵鎮が建武四年頃に法勝寺などで講義したものを、惟賢が私見をまじえて記録した性格のも

のてある

- (29) 恵尋『一心妙戒鈔』三巻。拙稿第二章第一節参照。
- 30 興円 『菩薩戒義記知見別紙抄』三巻。拙稿第三章第三節参照。
- 31 『伝全』一・六二~七三頁。『大正』七四・五九五a~七b。
- (32) 『伝全』一・一四九頁。『大正』七四・六一三b。
- (33) 『大正』七四·六七二c~八b。
- (34) 『大正』七四·七五八c、七六四b。
- 35 恵鎮『直往菩薩戒勘文』(『続天全・円戒1』三七七頁上)、『法華玄義』巻三下(『大正』

三三十七一七 6 一八 a)。

(36) 『続天全・円戒1』三七八頁上。

第四章

- (37) 『続天全・円戒1』三七八頁上~九頁下。
- 38 『続天全・円戒1』三七九頁下~八○頁下。『法華玄義』巻四下(『大正』三三七二五a~b)。
- (39) 『続天全・円戒1』三八一頁上。
- <u>40</u> 『守護国界章』上之中(『伝全』二·二八二頁)、『法華秀句』巻下(『伝全』三·二六三~六頁)。
- 41 『続天全・円戒1』三八一頁下。『妙法蓮華経』五百弟子受記品(『大正』九・二九a)。
- $\widehat{42}$ 『続天全・円戒1』三八二頁上。『妙法蓮華経』見宝塔品(『大正』九・三四b)。
- $\widehat{\underbrace{43}}$ 『守護国界章』上之上(『伝全』二·一七一頁)。渋谷亮泰「三種法華論」(『山家学報』

一九二〇二一号、一九二五年)。

- (4) 興円 『円戒十六帖』(『続天全・円戒1』 一〇三頁下)
- 45 『続天全・円戒1』三八三頁上。『卍続蔵経』二・五・五・四二三右。
- (46) 『伝全』一·六三四頁。『続天全·円戒1』一一六頁下。
- (47) 『続天全·円戒1』三八三頁上。
- 48 義源の行跡」(『天台学報』二七号、一九八五年)。 窪田哲正「戒家と記家の交渉」(『フィロソフィア』七○号、一九八二年)、野本覚成「成乗坊
- (49) 『伝全』四:六四六~七頁。

- 50 恵鎮は「円戒興行大幸」の初めの方に、「吾山、戒法、伝教大師為」弘、通利物之素懐、…(中略
- …覚大師相伝之血脈、雖」伝』于黒谷門下言…」と記している(『続天全・史伝2〈日本天台僧伝類〉』

四三二頁下)。

- (51) ここで諸注釈とは、本稿で扱う円琳を含めた了慧・惟賢・仁空らのを指すが、福田堯頴『天台 学概論』(一九五四年)でも、天台の円頓戒を論ずるなかで、一得永不失戒の典拠には 『瓔珞経
- と安然『広釈』、および恵尋の『円頓戒聞書』を挙げている(同書六三〇~四頁)。
- <u>52</u> 観輔行伝弘決』巻四には、次のように述べる。 元照『四分律刪補隨機羯磨疏済縁記』巻一五(『卍続経』一・六四・四二二右上)。また、湛然『止

若有部中還用」色為「無作戒体」。然大乗中雖ヒ以「心性「而為セ戒体」、 雖¸依;身口,体必在¸心。(『大正』四六·二五四b) 若発,無作,亦依,身口作戒,而

(5) 了慧『見聞』では、次のように円琳『鈔』を引く。

若依||教門||論||発起||者、応」有||仮色|。性者理性従||真理性||起||仮色||也。此対||真諦真善妙色 抄云。今文云:,不起而已,者、若指,実理,不,可,論,起、故応,無,色。次云,起即性無作仮色,、 |、以||俗諦色||名||仮色||也。不」同ヒ有部対||彼塵・大・麁色是実有|、以||無表等不可見色||名サ (鈴木『仏全』 一六·九○a、円琳『鈔』同一四c)

- 54 0) 戒灌頂の思想について詳しくは、第四章第一節を参照。そこでは、戒灌頂の奥義書である興円 『円戒十六帖』によって、戒灌頂儀則の特色と本覚思想の関係を論じた。奥義書にはもうひと
- 惟賢の 『菩薩円頓授戒灌頂記』がある(『大正』七四、『続天全・円戒1』)。
- 55 恵尋『一心妙戒鈔』三巻(『続天全・円戒1』)。なお、第二章第一節参照
- 56 いうもので、 五師の下での羯磨の作法」であるという。前者は「仏・法・僧の三帰」を誓約すれば発戒すると 戒」と「羯磨発戒」を区別する。 いま少し仁空の 『梵網経』は仏性戒体をとるので、仏性はもともと衆生が具有し、三宝 「戒体」義を解釈する特色を述べておくと、仁空では「戒体発得」に すなわち、「梵網発戒は三帰発戒」であり、「羯磨発戒は不現前 仏 「梵網発 · 法
- 磨発戒」を「仮色戒体」(色法戒体)をもって明かすとする。仁空では、作法受得の戒体につい での授戒儀において三度の羯磨(作法)によって受得される戒体をいい、『義記』ではいま「羯 僧)に帰依することを決意するときそれが戒体に発得するの(心法戒体)である。後者は、
- る」と主張する(『天全』一五・八○頁下)。そしてまた、『梵網経』の「菩薩戒経偈」について を伝え凡夫も之を受け、 相である」といい、また「此れは仏の功徳では有るが、極果の位に留まっていないで、 て、「舎那の戒体が戒師の言説に極りて、凡夫の身体に舎那報身の功徳を受取るのが戒体発得の 辺地に及んで未来の今時に至るまで師資相伝に作法受得する戒体であ 菩薩も之

受して末法辺地の凡夫痴闇の機に至るまで受取る処の戒体」が無作仮色の戒体であり(四戒 ら衆生へと、梵網戒が四段階に相伝されるあり方をいい、また「三勧」とは梵網戒が受持され誦え でも受持し、誦え、 味)、また「鈍根障重の機をも隔てず(等しく)発起される舎那の功徳なので、末代辺地の機ま え勧められて三世に不絶であるのをいう。仁空ではこれを、「四戒三勧の道理に依って、師師相 四○・五六九c)、仁空では注目する。「四戒」とは、舎那から釈迦へ、釈迦から菩薩へ、菩薩か (『大正』二四・一○○四a)、これを『義記』では「四戒・三勧」によって解釈するのを(『大正』 勧めよと戒経偈に説くのを三勧と云う」と主張する(同前七九頁下)。 の意

57 on Ordination, Nichibunken Japan Review, No.15, 2003. Discussions of the Precepts, 『天台学報特別号』(国際天台学会論集)二○○七年。 ○杉江幸彦 Lost? Can the Precepts Be Violated? The Role the Pusajie Yiji 菩薩戒義記 in Medieval Tendai jubosatsukai koshaku, Chinese Buddhist Apocrypha, edited by Robert E.Buswell, Honolulu, 通授菩薩戒広釈』の研究─」『アジア文化と思想』一九九四年)。○ P.Groner, Jitsudo Ninku 1990.(吉村誠・阿純章・佐藤康裕共訳「『梵網経』と日本天台における僧侶の戒行ー安然『普 The fan-wang ching and Monastik Discipline in Japanese Tendai; A Study of Annen's Futsu 本稿で扱った問題と密接に関連する近年の論考には、次のものがある。○ Paul Groner, O P.Groner, Can the Precepts Be

究』六二・六三合併号、二〇〇七年)。 年報』一四、二○○四年)。○小山昌純「證空における天台菩薩戒説の受容について」(『仏教学研 にー」(『西山学会年報』六、一九九六年)。○若園善聡「『円頓戒』における諸問題」(『西山学会 浄土宗西山派における圓頓戒の特徴ー『永徳記』と『天台菩薩戒義記補接鈔』との比較を中心

の論文は、授戒法と戒体義について惟賢と仁空の間を比較して違いを論じている。ただ、西山流(仁 空に対するのに比べて、黒谷・法勝寺流への評価が相対的に低いようである)。つぎに、杉江氏 の拙稿で取り上げたのと少し異なる文献によっていることもあり、 および仁空らについて論じ、よくその特色を摘出している。ただ、黒谷流と仁空について、本節 りである。教授の三つめの論文は、戒体不失と破戒の問題を、安然と円琳、黒谷流(恵尋・興円)、 仁空では浄土念仏に進むことが最澄とは大きく異なった側面をもつことは本稿に明白にしたとお 確かに仁空は梵網正依に立つゆえに、了慧や惟賢よりも最澄の戒律観に最も近いといえる。ただ、 ども指摘している。教授は元来最澄研究によって知られる所で、最澄以後の戒律観の変遷では、 を中心に詳しく跡づけ、そこでは仁空の優れた戒学の特色を論ずるとともに、 に詳しくあとづけている。 グローナ教授の三論文の初めのは、 次のは、日文研に来日研究の間に、 最澄時代からみた戒律観の変容を、 実導仁空の戒律観を授戒儀則 評価が少し異なっている(仁 安然の 戒灌頂への批判な 『広釈』のなか など

慧・仁空)など、これまであまり検討されなかった重要な論点のいくつかを解明できたと考える。 てい 観)と事戒(事観)の問題の上に、理戒を基盤にした事戒観(惟賢)や、事戒と浄土念仏の関係(了 仁空の『聞書』には記録されていない。これらの先行論文を参照の上に、本節の拙稿では、理戒 疏から幾分は捉えられる可能性がある。もっとも、「一得永不失」のことでは祖師からの相伝は ることがある。大部な同書の中にそれらを拾えば、西山浄土宗の祖である証空の戒学は仁空の戒 節の仁空の箇所で述べたように、 戒学を天台での発展形態のなかに位置づける本節の拙稿とはかなり視点を異にする。すでに、本 論文は、 幸彦「西山流の圓頓戒本尊画像について」『西山学会年報』四、一九九四年)。ついで、若園氏の 用いて、 解している向きがある。なお、同氏は西山浄土宗の有力寺院の中には法勝寺流と同じ授戒本尊を があると結論するのは、本節の拙稿にみたのとは異なる見解であり、黒谷・法勝寺流に対して誤 空)と黒谷流 13 戒灌頂も行われた形跡のあることを別に報告されていることは注目されてよい。 また、 西山浄土宗の円頓戒の相承を「一得永不失」などについて論じ、それを仁空にも跡づけ 両氏のいずれも授戒儀則を中心にし、 (惟賢)とで、前者は事戒中心で実践を重んじ、後者は理戒中心で理論に偏る特色 小山氏の論文も証空の戒学について「一得永不失」の特色などに注目して論じて 仁空の『聞書』には「祖師」(証空)からの相伝を所々に述べ かつ証空の考え方を中心にみるので、仁空の 理

- 58 も吟味されている。 『末法灯明記』については、近現代に多くの偽撰論が出たなかで、最近に最澄親撰の可能性 朝枝善照「『末法灯明記』偽撰論疑義」(『印度学仏教学研究』二三巻一号、
- 九七四年)および同「末法灯明記について」(同二四巻二号、一九七六年)を参照。
- 59 六八―一七四頁)、『伝教大師全集』第一・四一五―四二六頁。なお、『末法灯明記』は親鸞にほ 親鸞 『教行信証』化身土巻(『大正蔵経』八三·六三三b~五b、『真宗聖教全書·(二) 宗祖部』

明記』の真偽をめぐる論文などが列挙されているほか、親鸞が 覚上人書写本 ぼ全文の依用があることから、浄土真宗の学僧に多くの講学書がある。 末法灯明記講読』(一九九九年)がある。 同書には、従来の講読本のリストや、『灯 **『灯明記』** 最近のでは、浅田 の言葉を用いている諸 正博 「存

60 『興禅護国論』(『大正』八○・六c―七a)。

親鸞に影響を及ぼしている箇所が指摘されている。

- 61 『漢語灯』七(『大正』八三·一四三c)。
- 63 62 『和語灯』四(『大正』八三·二二三a—b)。 日蓮『四信五品鈔』(『大正』八四:二八八b)。
- 64『真宗聖教全書・(二)宗祖部」(以下『真聖全・宗祖部』)一六六頁。
- 65 『真聖全・宗祖部』一六七頁

- (66) 『真聖全・宗祖部』 一六八頁。
- (67) 『大正』八三·六四二c、『真聖全·宗祖部』二〇一頁。
- 68 普賢晃寿「親鸞聖人における王法と仏法―「化巻」を中心として―」(『真宗学』七五・七六合併

号、一九八七年)

- (9) 『真聖全・宗祖部』八〇頁。
- 70 『黒谷上人語灯録』巻一○(『漢語灯』一○、『大正』八三・一六八b)
- 71 密蔵」写本の奥書にはつぎのようにある(玉山論文七四一頁)。 玉山成元「『天台法華宗学生式問答』(東寺本)の史的価値」(『伝教大師研究』 一九七三年)。東寺「三

元久三年三月十三日於"長楽寺草庵 以"法然上人本,書写了。有"僻字,以"証本,可"比交,。隆

寛。後日以,,証空上人本,勘校了。

- 72 式問答』の偽撰について」(『印度学仏教学研究』八巻二号、一九六〇年)。 辻岡良稔「法華梵網傍正の問題に就て」(『叡山学報』第四輯、一九三一年)、石田瑞麿「『学生
- 73 『天台法華宗学生式問答』八巻(『伝教大師全集』第一所収)。
- 74 、72))の辻岡論文では、『戒体秘決』→『戒体決』→『学生式問答』の成立順と推定されているが、 『戒体秘決』と『戒体決』の二書は、いつごろから存在していたかは確認できない。 前掲(注

はまだ表現が明白でない末法観が強くあらわれ、また本覚思想と破戒・無戒の擁護が顕著にみら むしろ『学生式問答』が先であるとの見方も成り立つ。『秘決』と『決』には、『学生式問答」で

れるからである。

- 75 『一心金剛戒体秘決』二巻(『伝教大師全集』第一・四五〇、四七九、四八一、四八九頁など)。
- 76 『一心金剛戒体決』(『伝教大師全集』第一・五〇一、五一〇、五一六頁など)。
- 77 三六頁以下)、石田瑞麿 鎌倉期前後の叡山の戒法衰退と破戒の諸事例などは、 『日本仏教思想研究(一) 戒律の研究(上)』(一九八六年、三九○頁等) 恵谷隆戒 『円頓戒概論』(一九七八年、
- 78 法然『七箇条起請文』に「善導和尚不」挙」目視」女人」」(『漢語灯』 一〇、『大正』八三・一六七

c)と述べて、弟子に戒律尊重を勧めている。

にもあとづけられている。

79 績はくわしく述べた。) 叡山の戒律復興に従事した黒谷流の戒脈はつぎのとおりである。(本研究第三章に黒谷流の事

叡空—源空(法然) —信空—湛空— -恵尋-恵顗 一興円-恵鎮。 光宗 ·惟賢 (以後元応寺流 (以後法勝寺流

80 法然 『選択集』の「(一)二門章」(『真聖全・三経七祖部』 九二九頁以下)、「(二) 二行章」(同

- (81)「(三) 本願章」(『真聖全・三経七祖部』九四四—五頁、『大正』八三·六a)
- 82 「(四)三輩章」(『真聖全・三経七祖部』九四九—五〇頁、『大正』八三·七b)
- 83 『真聖全・宗祖部』一六六頁。
- 84 『真聖全・宗祖部』四九頁。本願成就文(『無量寿経』巻下、『大正』一二・二七三a)。
- (85) 『真聖全·宗祖部』五一頁。『大正』八三·六〇一c。
- (86) 『真聖全·宗祖部』五四頁。『大正』八三·六〇二c。
- (87) 『真聖全·宗祖部』二〇一頁。『大正』八三·六四二c。

第二部 梵網経「十重四十八軽戒」の戒相解釈研究

第一章 天台『菩薩戒義疏』における五戒の解釈

第一節 天台『義疏』の第一殺戒釈にみる戒相釈の特色

はじめに

大乗戒 なる独自の地位を築いた。すなわち、具足戒と呼ばれる「二百五十戒」は、これを小乗戒として棄捨し、 を建立することを企て、やがてそれは実現し、日本天台が南都仏教から独立し、また中国天台とも異 乗仏教の菩薩僧が持つ戒という意味で「大僧戒」と呼ぶ。最澄では、これがために比叡山に大乗戒壇 条式)に定めた『梵網経』の「十重四十八軽戒」である(『大正蔵経』七四・六二五a)。これは、大 日本の天台における出家僧が受持する戒律は、伝教大師最澄(七六七一八二二)が『山家学生式』(四 (梵網戒)だけを単受してこれを持つ方法を確立した。もっとも、最澄では南都仏教との関係

戒だけを受け持つことになる。その後、比叡山に円戒復興を鎌倉時代から南北朝期に遂行した黒谷流 でも、純大乗の梵網戒(十重四十八軽戒)のみを受持し学ぶことが、勝れた戒法のゆえんであると確 きをなしてくると、間もなく智証大師円珍(八一四―九一)の頃には「仮受小戒」も否定され、 を保つために「仮受小戒」という形で、具足戒を持ち学ぶことも勧めた。しかし、天台が仏教界で重

信されたことは言うまでもない。

もの)が著されている。ことに、日本では最澄が梵網戒を大僧戒と定めて以後、天台系統で智顗撰の 『義疏』がよく講学されてきた。 では湛然(七一一―八二)の弟子と目される明曠の『天台菩薩戒疏』三巻(天台 —七一二) による おける梵網戒疏のもっとも古いものに属する。この疏を嚆矢として、中国では華厳宗の法蔵 ところで、天台智顗(五三八―九七)撰とされる『菩薩戒義疏』二巻(『大正』四〇)は、 『菩薩戒本疏』六巻など、多くの学僧達による梵網経疏が作られた。また、 『義疏』を刪補 (六四三 天台家 中国に した

義と戒理念については、筆者では別に論じたことがあるので(本研究の第一部)、ここでは天台『義疏』 そこに引用される『大智度論』の「十種戒」をめぐる戒律観などが検討されることが多い。 かでもとくに「性無作仮色」の戒体義を重要問題として、それと関連する所説が究明され、 『義疏』に対する近・現代での研究は、同『疏』の巻上に論述される「三重玄義」釈、そのな あるいは 戒体の要

学ばれたからである。その場合、天台『義疏』を指南の書としたことは言うまでもない。 みることにしたい。というのも、比叡山天台宗で幾度か戒律と修行の復興が試みられたときには、 つも「持戒」を課題とし、戒を理念のみでなく事相として受持することが緊要とされ、梵網の戒相が 『梵網経』の「正説段」と位置づけられる「十重四十八軽戒」の戒相釈を研究し、解釈上の特色を

薩戒会疏集註』(八巻、鈴木財団編『日本大蔵経』三四)を用いることにしたい。 疏 時代中期に四分律を交えて興起した霊空光謙らの安楽律である。これらの学僧らはいずれも天台『義 翻刻の上に詳しくみるので、いま天台『義疏』の戒相釈を理解するのには、仁空(一三〇九―八八) 空に始まり鎌倉末ないし南北朝期に興円と恵鎮のとき大成をみた黒谷流(のち法勝寺流) 『菩薩戒義記聞書』(『永徳記』一三巻、『天台宗全書』一五)と、霊空(一六五二―一七三九)の『菩 の注釈を著している。興円(一二六三―一三一七)の『十重四十八行儀鈔』は、本研究の巻末に 二つには南北朝期の少しあとに叡山で戒学を振興した実導仁空の廬山寺流であり、三つには江戸 世以降に、 比叡山の天台では少なくとも三回の戒律復興、または戒学の振興をみた。ひとつは叡 の戒法であ

は、 に位置することは、周知のとおりである。出家の具足戒(声聞戒)として知られる比丘の二百五十戒 そこで、仏教の五戒(不殺生・不偸盗・不邪淫・不妄語・不飲酒)が、原始仏教以来の戒律の基本 もっとも重罪とする波羅夷を「婬・盗・殺・妄」の四種に規制する。そして、大乗戒 (菩薩戒)

の順に規制する。

少なくとも梵網戒の前五種の重戒は、五戒が基準となっていることは言うまでもない。つまり、 罪 のなかに教え、重罪としては酤酒(酒を売る)を禁止する点で、「五戒」との違いをもつ。けれども、 のそれぞれに菩薩戒としての内容を与えて、十重禁戒の前五種に数えたものといえよう。 もっとも、具足戒では出家戒のゆえに、「婬」は邪婬ではなく不婬であり、また「飲酒」は波羅夷 (教団追放の罰則をもつ)には含められていない。そして、『梵網経』では「飲酒」は四十八軽戒

疏』三巻、『大正』四○所収)も参照して、天台における解釈上の特色をみることにしたい。 みておくことにする。その場合、中国天台でいまひとつ重要視される明曠の の巻下に釈述される戒相釈によって理解してみたいと思う。まず、本節では第一殺戒釈を少し詳しく 本章では、梵網菩薩戒の重戒のなかに位置づけられているそれら五種の戒を、天台の『菩薩戒義疏』 『刪補疏』(『天台菩薩戒

一 声聞戒に対する大乗戒の意義づけ

「梵網経」 所説の「十重禁戒」は、 天台『菩薩戒義疏』(以下『義疏』) に記す戒名では、 つぎの

一〇箇である。

殺戒、二盗戒、 三婬戒、 四妄語戒、 五酤酒戒、六説四衆過戒、 七自讃毀他戒、 八慳惜加毀戒、

九瞋心不受悔戒、一〇謗三宝戒

このなか、最初の「殺戒」とよぶ十重禁戒の第一は、『梵網経』の戒条ではつぎのように説く。

乃至一切有」命者不」得」故殺」。是菩薩応ヒ起」常住慈悲心・孝順心」、方便救エ護一切衆生」。 而自

仏言。仏子、若自殺・教」人殺・方便・讃歎殺・見」作随喜・乃至呪殺、殺業・殺法・殺因・殺縁。

恣、心快、意殺生者、是菩薩波羅夷罪。

(仏言わく。仏子、若し自ら殺し、人に教えて殺さしめ、方便をもって、殺すのを讃歎し、

(『大正』二四·一〇〇四b)

を故らに殺すことを得ざれ。是れ菩薩は応に常住に慈悲心と孝順心を起こし、方便をもて一切の のを見て随喜し、乃至呪殺せば、殺の業、殺の法、殺の因、殺の縁あり。 乃至、 一切の命有る者

衆生を救護すべし。而るに、自ら心を恣ままにし、意を快よくして殺生する者は、是れ菩薩の波

このような「殺戒」の内容に対して、『義疏』では初めに総説的な序述をなし、ついで随文解釈を施す。

そこで、総説的な序の前半には、次のように述べる。

第一殺戒十重之始。若声聞非梵行在」初者、人多起」過故、地繁煩悩重故制」之。殺雖 | 性罪 | 出家 以軽者多起是故重制、 ||此罪||希、亦易||防断||。婬既易」起制」|之当」|初。大論云「声聞戒消||息人情||多防||起辺||。」所 重者起希軽罪制」之。婬欲非、性罪、殺是性罪、大乗制」之当」初也。

を制する。このような声聞戒に対して、梵網戒(大乗)では婬欲は性罪ではなくて遮罪(禁止される 論』では、「声聞戒は人情をはかり(消息し)、起こしやすいことを多く防ぐ」と説くように、婬は軽 て「殺」は、それ自体が罪悪であるという意味での性罪であるが、出家者にはこの罪をおかすのは希に 起こすことが多く、しかも欲界地に身を繋ぐ煩悩として重いので、これを初めに制する。それに比べ 乗の十重禁には殺戒を第一とするちがいを論ずる。すなわち声聞戒では「婬(非梵行)」はその過を であり、また防ぎやすい。よって婬は起こし易いのでこれを制して初めとする。このことを『大智度 いが犯しやすい故に重く制し、殺は重いが起こすこと希であるゆえ姪よりも軽罪であるごとくにこれ まずここでは、声聞戒(具足戒)の四波羅夷罪は、婬戒(不婬=梵行)を最初とするのに比べ、大 (「 」は引用者、『大正』四〇·五七一b)

ことにより罪となる)であるのに比べ、殺生は性罪であるゆえにこれを最初に制するのである、と右

総説的序では、ついで殺生についての声聞戒と大乗戒での意義のちがいを述べる。

の文では述べている。

之為」殺。」道俗同制如,五戒八戒之類 |他命|故、五陰相続有|衆生|、而今断| |也。大士以||慈悲|為」本故須」断也。 ||此相続||故云」|殺也。大経云「遮||未来相続 七衆菩薩同犯、 声聞五

衆大同小異。 同者同不」許」殺。 異者略三事。 一開遮異、二色心異、三軽重異。 開遮異者大士見

機得」殺、 声聞雖」見不」許」殺。色心異者大士制」心、声聞制」色。三軽重異者大士害」師犯」逆、声

(『大正』四〇·五七一b)

聞非」逆。又大士重重;於声聞重;也。

ここでは、殺生の意味と、それについて小乗と大乗との間に「同・異」のあることを述べる。すなわち、

殺という」と説く。そして、殺は、出家・在家(道俗)をとわず同じく制せられ、たとえば五戒(殺・盗・婬・ その相続を断つことにほかならない。このため大経(『大般涅槃経』)には、「未来の相続を遮るのを 「殺」とは他の命を断つことで、これは五陰(色・心)の相続によって衆生が生存しているとの意味から、

の の 、 を断たねばならない。けれども、菩薩では出家・在家の七衆間で殺生罪に軽重などのちが 妄・酒)や八斎戒の類でも同様である。とくに菩薩(大士)は慈悲を根本理念にもつので、必ず殺生 菩薩七衆と声聞五衆(出家)との間には大同小異がある。そのなかに「同」とは、声聞も菩薩 いはないも

罪に含まれないちがいをいう。さらにまた、菩薩の重罪(十重禁)は声聞の重罪 れる。□色心異は、菩薩では意業を重視する(制」心)に対し、声聞では生命殺害の事実を重視 は場合によって殺生が開される(見、機得、殺)に対し、声聞ではいかなる場合も殺生を禁止 色) する。 も同じく殺生を許されないことである。また「異」には三事がある。○開遮異とは、菩薩(大士)で と以上のように右の文には述べられている。 三軽重異とは、菩薩では師僧を害せば七遮の一として逆罪だが、声聞ではそのことは五逆 (四波羅夷)よりも (遮) (制, さ

重

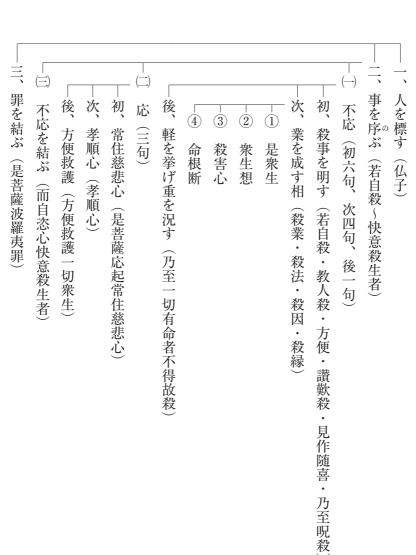
丘 るのを指す。そして、菩薩の重戒が声聞のそれより重いとは、声聞では四種の波羅夷罪を犯せば を数えるゆえ、より重いとみるのであろう。 れるという点ではほぼ同じ比重とみてよいが、声聞では重罪が四法であるのに対し、 師を害するのを逆罪とされるのは、梵網戒の第四○と第四一軽戒で「七逆人(七遮罪)」が 慈悲心による衆生救済のために殺生が許される場合のあることをいう。ついで、「軽重異」で菩薩が 在家の二衆には適用されないので五衆とする。また、「開遮異」で菩薩がときに殺生を開されるのは、 の性」を失い教団を追放されるのに対し、菩薩では十重禁を犯すとき「菩薩の性 これらの所説のなか、「声聞五衆」とは、仏教では七衆を数えるけれども、声聞戒は出家戒であるため、 菩薩では一〇法 (戒体)」が失わ 規定され 比比

三 殺戒 (戒相) の随文解釈

つぎに、天台『義疏』では、「殺戒」の随文解釈に入る。それを、読み進めると、次のように述べる。 律中明。殺十五種一、謂優多頭多概弦撥毘陀羅等。如..律部広明.云云。 三。一不応二応三結。就,不応中,三別。 文為,,三別,。先標,人謂「若仏子」、第二序,事謂,,中間所,,列、三結,罪名,,波羅夷,。 四讃歎殺亦得」罪也。五随喜者奨勧令「命断」亦犯也。六呪殺謂「毘陀羅等」、雖」仮 教是殺罪非」作」瘡。」律部分別甚多条緒「教他遣使」等。三方便殺者即殺前方便、所」謂束縛繋等。 初六者一自殺謂"自害"他命,。凡三種法、内色外色内外色、並皆犯也。二教」他他亦是殺。大論云「口 初六句明、殺事、、次有、四句、成、業、後一句挙、軽況、重。 |余縁|亦皆同犯。 就」序」事有

(「 」は引用者。『大正』四〇・五七一b~c)

れる科段を加え、また先に記した経文(戒相)をも()のなかに配当して図示すると、つぎのよう ここでは初めに、『梵網経』所説の戒相に科節が設けられる。いまそれを、後にもう少し詳しくさ



業の相」を、「是衆生・衆生想」等にくわしく釈述する。このことは、いまの殺戒のみにとどまらず、 「応」は善法として菩薩が積極的になすことがらをいうので、このことから戒相が三聚浄戒(律儀・善法・ 有情)の理念によって解釈されることがわかる。さらに、不応のなかをまた三段とし、そのなかの「成 の三段からなり、初めの「不応」は禁止事項をいい、これは防非止悪(律儀)のことがらである。ついで、 『義疏』における「十重戒」釈のもっとも大きな特色である。 このなかに、「事を序ぶ」とは殺事の内容を指し、これが所釈の中心となる。それは、「不応・応・結」

体)と外(道具)の両方を使って殺す方法をいうのである。 また「外色」とは木・石・刀・箭など物理的道具を用いて殺害すること、そして「内外色」は内(身 るとよく理解できる。つまり、「内色」は自分の手足など、身体またはその一部分によって害すること、 あるという。ここではしかし、「三種法」の説明は省かれているので、これを律蔵の『十誦律』によ 「自殺、教人殺、方便殺、讃歎殺、見作随喜、乃至呪殺」とあるのを指す。これらを右の釈文によれば ○自殺とは自ら他の命を害することであり、これには「内色・外色・内外色」の三種法による犯戒が それで、不応の三段のなか、右の文では初段の「殺事を明す」六句が、まず解釈される。経文の六句は

ないが殺罪である」と説かれ、また律部(『十誦律』)ではそのことを分別する戒条は多く、「教他遣使」 つぎに、□教人殺は他に教えて殺させることで、『大智度論』には「口で教えるのは自ら瘡を作ら

等と説かれるという。

見ていて奨け勧め、命を断たしめるので、これまた犯戒となる。そして、穴呪殺とは毘陀羅などをい 歎殺は、殺すのを讃め歎えることで、これもまた罪を得るとする。伍随喜とは他人が殺すのをそばで と説かれるところで、律部ではそれらが広く明かされている、と右の文では釈している。 とする。これらのことは、律の中に「殺の十五種」が明かされ、「優多・頭多・概弦撥・毘陀羅」 い、これは直接に殺害するのではなく、別の縁を仮りる方法であるが、殺戒を犯すのにほかならない 三方便殺とは、縄で縛るとか、鎖に繋ぐなど、殺す前に手だて(方便)を構ずることである。 四灘 等

こうした解釈のなかで、「律部」とはこれを『十誦律』によってみるとよく理解できる。すなわち、

いまの「殺の十五種」も、『十誦律』巻二につぎのように出ている。

胎中初受二一根身根命根一於」中起一方便一殺。 断命殺、堕胎殺、按腹殺、推著;|火中|、推著;|水中|、推著;|坑中|、若;|遣令|。|去就;|道中|死、 (『大正』二三·八c)

亦不」以,,毒薬,為」殺」人故。作,,憂多,殺、頭多殺、作」弶、作」羂、作,撥、作,,毘陀羅,殺、半毘陀羅殺、

馬や象などに蹴り踏ませて殺すこと、「弶(襁)を作す」とは弓で鳥獣などを捕らえて殺すこと、「羂索 をくわしく説明している。そのなかで、「憂多」とは坑に落として殺すこと、「頭多殺」とは杻縛して この文のあと、『十誦律』ではこれら十五種(憂多殺より以下読点で区切った十五種)のそれぞれ

らに詳細に説かれているのをみる。 て「毘陀羅」とは死人を起たせて怨みの対象を呪い殺す鬼のことであるなど、これらのことがらがさ (弦)」とは弓糸で縛って殺すこと、「撥」とは樹や柱にくくりつけなぐり殺すことなどをいい、そしば、

四 「殺業の四縁」による注釈

わめてくわしい。それは殺戒の経文では、「殺業・殺法・殺因・殺縁」の四句を釈するもので、『義疏 天台『義疏』の戒相釈のなかでは、右にみた科段の不応(律儀)のなか、第二の「成業の相」がき

ではまず次のように説く。

殺業已下三重中第二成\業之相也。三業成\殺。自動用者正身業也。教\他及呪口業造|身業|。 心

有「法体」故称為」法。殺因殺縁者親疎二塗。正因「殺心「為」因、余者助成故為」縁、親者造「作来果 念欲、殺、鬼神自宣遂者意業造、身業、也。三階於、縁中、造作皆是業義。殺法謂、刀剣坑欏等、、皆

身体を動かし用いるのはまさしく身業である。また、他人に教えたり呪文によるのは、 これによると、 成業相の初めの「殺業」は、三業によって殺を成すのをいう。三業のなか、自らの (『大正』四〇·五七一c) 口業によって

心)に因るのを殺因といい、それを助ける余他のことが殺縁である。そして、親しき殺因によって果 にまた、第三と第四句の「殺因」「殺縁」は親・疎の二面をいう。なかで、正しく殺さんとする心(殺 をいい、これらは殺害法として成業の実質(法の体)をになうので法(殺法)という、とする。つぎ みな殺業の意義をもつとされる。つぎに第二句の「殺法」は、刀・剣・坑・楓(弓)などの殺す道具(方法) 業によって身業(殺業)を造るのである。これら三業(三階)はたがいに縁となって造作するので、 造る殺業(身業)である。そして、心に殺そうと念じ、鬼神となって自ら宣べ遂げんとするのは、意 (殺生)を来らすべく造作するのを殺業という、と右の文では釈している。

つぎのように説かれる。 くわしく論述される。その釈述法は、『義疏』の「十重戒」釈にみるもっとも大きな特色である。それは、 このように「殺業」等の四句が解釈されたのち、『義疏』ではさらに「殺業を成ずる」四種義が掲げられ、

二云犯¸逆、大士之重重;於声聞¸也。中品即人天、害心犯¸重。三下品四趣也。両解。一云同」重、 定菩薩同,上科」」。今取」不」作,二乗,為,畢定位「、或取,七心已上,皆可」為」断也。養胎母一云無」逆、 大経明,|三種殺|。殺,|三果人|但入,|中殺|不」在,|上殺|故知非」逆。菩薩人以取|解行已上|。大経云「畢 仏聖人父母師僧害則犯」逆。三果人両解。一云同」逆、以;;声聞害時已是重中之重」故。二云犯」重。 四者一是衆生、二衆生想、三殺害、四命断。一是衆生者衆生雖」多大為二三品一。一者上品、

大士防_殺厳重故。文云「一切有」命不」得」殺」即其証也。二云但犯,,軽垢,、在,,重戒中,兼制、 以

これの初めに出る「是衆生」等の四種義は、十重禁戒の他の条では、たとえば、「妄語戒」をみると、「こ ↓非;道器;故。文云「有命者」挙、軽況、重耳。 (『大正』四〇·五七一c)

戒」では「三または五の因縁を備えて重を成す」と釈している。このことから、いまの殺戒での四義 はこの戒が重戒となるための四縁、または四種の因縁を釈成せんとするものである。そして、 の戒は五縁を備えて重を成す」として、そこでは「是衆生」ほかの五義となっている。また、その前の「婬 の「是衆生・衆生想・殺害(殺心)・命断」の四義は、『成実論』にその所釈のモデルをみる。すなわ 殺戒で

ち 同論巻八に「十不善業道」を説く最初の「殺生」について、 是人具¬足殺罪因緣|、以¬四因緣「得¬殺生罪」。一有¬衆生」、二知¬是衆生」、三有¬欲¬殺心」、四断¬其 つぎのように記す。

ここに、殺罪の四因縁を説くこれらの名目は、『義疏』の殺戒に用いるのと同じである。そして、『義

Ŕ 疏』ではこれを基準として、これよりあとの「十重戒」釈においても同様の解釈形態をとる。もっと 他の禁戒では戒の性格に応じて五縁または六縁であったり、あるいは名目も若干ことなったりは

それで、右の『義疏』の文では、「殺業の四縁」の第一「是衆生」の解釈文までを引いたので、そ

する。

四果 巻上にみるように、十住位のなかの「第七不退位」以後を指す(『大正』四○・五六五a)。 は上科に同じ」と説かれるのを用いて、もはや二乗には退位しない「畢定位」の菩薩をいうとする。 論述されているように、菩薩「五十二位」(十信・十住・十行・十廻向・十地・等覚・妙覚) 父母・師僧をいい、これらを害せば逆罪(五逆・七遮)を犯す。ただ、ここで少し問題があり、 あるいは菩薩なら「七心以上」を上品と解釈してもよいという。ここで「七心」とは、これも『義疏 十行までの三十心を満たした以後の階位を指すが、右の文では『大経』(『涅槃経』)に「畢定の菩薩 えば、「解 行 地以上」の者が上品に属するという。ここに「解行已上」とは、すでに『義疏』巻上に これは、『大経』(『大般涅槃経』)に「三種殺」を明かすなか、「三果の人を殺すのはただ中殺に属し これは声聞を害するのを重罪中の重罪とみるからである。もうひとつは重罪を犯すとする解釈である。 は聖人に含めてよいかどうかである。そこで、これには二解があるという。ひとつは逆罪に同じとみる。 れるのをいう。これは、殺害対象の衆生を三種にみることである。その初めの上品とは諸仏・聖人・ れを平易にみておきたい。すなわち、「是衆生」とは衆生は多く存するなかでそれらが三品に大別さ 上殺には入らない」とするゆえに、逆罪ではないとみるのである。つぎに、菩薩の人ではどうかとい (聖者)のなか阿羅漢は五逆に含まれるから問題ないとして、あとの三果人(預流・一来・不還) のなか、 声聞

「の文で、上品の殺業としてもうひとつ問題とされているのは、父母に関する「養胎母」のことで

罪ではないとする解釈と、逆罪を犯すとみる解釈とがあるとされ、『義疏』の立場としては、菩薩の ある。養胎母とは生母のことか養母を指すのか、もうひとつ明白ではないが、これを害するとき、逆 重罪は声聞のよりも重いとする観点から、これを上品の殺業(逆罪)とみているようである。

ども、のちの「妄語戒」釈のなかで、「二衆生想、有当有疑有僻、大略同」前」とあることから、 その叙述はこのテキストにおいていつ頃脱落したか、またもともとなかったのかは不明である。 うな所説が基準となっていることは確実である。 何らかの所釈が存したことは予想され、その場合「衆生想」の意味は、『十誦律』巻五八のつぎのよ 文に「命をもつ者」と説くのは軽罪を挙げて重罪になぞらえる(挙軽況重)意味による、とする。 なかに副次的に制 いう。いまひとつはただ軽垢を犯すのみとみる解釈である。これの釈意では、 第三の下品とは 一には重罪に同じとみる解釈で、この釈意では菩薩は殺を防ぐこと厳重でなければならないとみるゆ さて、殺業四縁の第一衆生の義は以上のとおりであるが、第二「衆生想」はその具体的所釈を欠く。 中品とは人間・天上界の衆生をいい、これらへの害心もまた重罪を犯すとする。そして、 殺戒の経文にも「すべての命あるものを殺してはならない」と説くのがその証文であると 四趣 (兼制)せられたまでで、この者らは覚りを求める器(道器)ではないゆえに、 (地獄・餓鬼・畜生・修羅) を対象とする殺害である。これにまた二解がある。 四趣については重戒の けれ もと

仏言。人作,|人想||殺得,|波羅夷|。人作,|非人想||殺得,|波羅夷|。人中生、疑殺得,|波羅夷|。非人非人 |偸蘭遮| 。非人人想殺得||偸蘭遮| 。非人中生」疑殺得||偸蘭遮| 。 (『大正』二三·四三五 c)

を非衆生(人でない)と想って殺害する、③衆生かどうか疑問をもちながら衆生を殺害する、これら 必要な知識となる。 ③ と ⑥ は と想って害する、 は重罪 るのである。そして、これを先に記した「当・疑・僻」でみるときは、①と④は「当」、②と⑤は これによれは、殺業の衆生想(人想)とは、①衆生(人)を衆生(人)と想って殺害する、②衆生(人) (波羅夷) である。つぎに、④非衆生(非人) を非衆生と想って殺す、⑤非衆生を衆生(人) 「疑」ということになる。このような意味は、殺戒よりのちの「十重禁戒」釈を読むときに、 ⑥非衆生かどうか疑問をもちながら非衆生を害する、これらは軽罪 (偸蘭遮) とす

殺業四縁」 のなか、第三の「殺害」は「殺心」とも標示され、つぎのように釈される。

心也。 路本是此道、衆人行往、今作」坑止為」此而彼死亦重。以|,此殺具体能通害|。以具|,縁心|還属|,通 続「、雖川所為不」、称悉皆正犯。隔心者作」坑止為」此無「心在」、彼、彼死亦犯」彼辺不遂軽垢」。 三殺心有」両。一自身殺心、二教他殺心。自身殺心有」二。一通心、二隔心。通心者如ℾ漫作 漫燒煮_等。通,|二性,皆犯。若縁¸此為¸彼、於,|彼上,起,|害心,皆属,通心,。既自対¸境又命不,復 若本斫,,東人,誤中,,西人,、中西人上都無,,殺心,此属,隔心,。 若此

(『大正』四〇·五七一c~二a)

心の事例を解釈しているようである。 まず「通心」とは、「漫りに坑や弶(楹)を作り、漫りに焼煮する」などと解説されるので、これは 本意であったとはいえ に自らBという対象をもち(既自対、境)、そのBが命を落としたのである(又命不。復続。)から、不 に対しても害心を起こしたことになるから、これもまた通心に属するという。そして、この場合すで たのに、それがためにB(彼)が死んだとき(縁」此為」彼)、そのことに後悔の念をもたないならB(彼) 生することを犯罪とみるからなのであろう。また、右の釈では、もしA(此)のために殺具を準備し きはもとより、たとえば三宝供養(善心)のために田畑を耕すときも、そのために土中の虫などを殺 対象を特定せずに殺具を準備して不特定の生命を殺害することをいう。しかも、この通心では善・悪・ はなく、一の「自身殺心」に通心と隔心との二種があるとし、これらを説明している。それによると、 とする心であり、二は他に教えて殺させようとする心である。そのあと、二の「教他殺心」には解説 無記の三性いずれの心もみな犯罪となるとする。このことは、貪・瞋・癡の三毒心(悪心)によると ここでは、殺害とは殺害心のことであり、その殺心には二種があるという。 (雖一所為不」、称)、まさしく殺害を犯したことにちがいはない、と右の文に通 一は自分自身で殺そう

つぎに、「隔心」とは、「坑作るのは止此の為であり、害心は彼に対しては無い」と説明されるので、

さてまたつぎに、殺業四縁の第四「命根断」は、つぎのように説明される。

遂軽垢」。命断時結」罪同」前。声聞臨終時未」結、声聞捨,具戒」作,五戒等」結也。後生為」戒自復両種 四命根断有 自憶、二不自憶。自憶者若任|前勢|、若更加|方便|命断犯」重。以|前後皆自憶|故。不自憶者 ||両時|。 一此生二後生。此生有||二句|。 一有戒時犯」重、二無戒時断当||戒去時|結||不

若任」勢死犯」重。已死時有」戒故。若加 相続不以断為」命耳。大論亦然、六入六識得,相続生,仮名為」命。「乃至一切有命」下第三挙」軽況」重。 言||命根||者数論別有||非色心||為||命根|。 成論及大乗無,別非色非心,為,命根,也。 ||方便||当知前瘡不」死。後方便時不」憶但犯||軽垢||也。 祇取,,色心連持 加

(『大正』四〇·五七二a)

ばかれるとする。そして、これが声聞戒であれは、 えの軽罪)」を結ぶとされ、またその人が死ねば(命断時)重罪を結ぶことは前の有戒時と同じにさ 懺悔と再受戒によって再び戒体を回復した有戒の位をいう。それで、「此生」には二句があるとする。 で)、その時点では所殺の者はまだ死んでいなかったので、「不遂の軽垢(いまだ遂行されていないゆ 無戒時に命根を断てば、戒を失う前(戒去時)に戻して罪をさばき(無戒時には犯戒をさばけないの □は受戒後の有戒時に命根を断てば、もとより重罪を犯すということである。□は戒体を失った後の て現身に戒体が発得されている位をいう。また、「後生」とは犯罪によって一度戒体を失った後に、 「後生」とが区別されている。この区別は律蔵での典拠は詳かにはできないが、「此生」とは戒を受け ここで「命根断」とは、 れば罪を結ばず、 また声聞が具足戒を捨てたときには五戒や沙弥戒などにしたがってその罪を結 衆生の命根が断たれること、つまり死ぬことである。これには 臨終時に戒を失うとき害された人がまだ死んでい 「此生」と

ぶことになるという。

大乗では、非色非心の法ではあるが実法とはせず、祇色心の五蘊身が一生涯に連り持たれ相続するこ ば、この事例では前の瘡では死んではおらず、しかも後の再犯時(後方便時)には前の殺害のことを 害しようとしたのを後の有戒時に憶えておらず、 憶えていないので、前の罪はただ軽垢を犯したのみと判断される(後の再犯は重罪)というのである。 悪化して死ねば 後の有戒時に、 らに方策を加えて命根を断たせた(更加,方便,命断)場合、いずれも重罪となることをいう。これは なったときに、手をかけずとも前の害傷が悪化して(任言前勢」)死んだ場合、あるいは再有戒時にさ たのを、後の有戒時に記憶している(自憶)のと、していない(不自憶)のとである。それで、右の の不相応行法のひとつとして、命根を実法として別立することを述べる。これに対し、『成実論』と 『義疏』の文では、「自憶」とは前の有戒時に殺さんとして害したのを、失戒時をへだてて再び有戒と このような釈述のあと、右の文では「命根」の意義を論じて、小乗部派(数論)では「非色非心」 ついで、戒を回復した「後生」でもまた二種が区別される。それは「自憶と不自憶」であり、この 『十誦律』にその所説のもとが認められる。そのもとの意味では、前の有戒時に殺害せんとし(ミヒ) ある 前の犯罪を自らよく憶えているからである。また、「不自憶」とは、 いはもし、後の有戒時には前のことを憶えておらず、再び殺害の方策を加えるとすれ (任」勢死) 重罪となる。これは所殺の者が死ぬ時、 また再び手を下さないけれども、 殺害者は有戒に復帰しているか 前に受けた害傷が 前の有 戒時に殺

が相続してゆくのを仮りに命根と名ける、との所説が示されている。 と不断であるのを命根とするのみである。これは『大智度論』でも同様であり、六根(六入)・六識

ち、 あるが、菩薩戒ではたとえ軽罪に属するとみられる殺生も、重罪に比況されるというのである。 れまで所釈の「不応」段を結語するものと解釈され、その意味は「挙軽況重」であるとする。すなわ なお、右の文の最後に、「乃至一切有命者不得故殺」との経文が指示されているのは、この文がこ 生命をもつ者(一切有命者)は人間や非人間とに種々区別でき、また殺生にも軽重があるはずで

五 三聚浄戒にもとづく解釈的特徴

『義疏』の殺戒釈では、不応に対して「応」以下の段は、比較的簡潔につぎのように解釈する。

恒応,,常住,慈悲之地,。二孝順心秉,戒不,悩,他。三方便救護、非,直爾不,以陷乃応,涉,事救解,。「而 「是菩薩」下第二階明↘応有。|三句。。一常住。|慈悲心。。両解。一云応↘学。|常住仏起。|慈悲。。二云心 恣心」下第三結□不応□故成□罪。亦三句。一恣心謂□貪心殺□。二快意謂□瞋心殺□。三殺生謂□挙□

ここには、大きくは二段ある。「応」の解釈と、「不応を結ぶ」とする一段である。そこで応とは、 殺事」。有:此三,故堕:,不如意罪」。 (『大正』四〇·五七二a)

不応が禁止されること(律儀)をいうのに対し、菩薩が積極的になすべきこと、つまり三聚浄戒では 「摂善法」と「摂衆生」に相当する。経文には、「是菩薩応ヒ起」常住慈悲心孝順心」方便救エ護一切衆生ム」

と説くのを、右の文では三句に分けて解釈する。すなわち、一に「常住慈悲心」は二解でよむ。その

縁 □では、常住の仏が慈悲を起こすのを学ばねばならない、と。ここで慈悲心とは、大乗で説かれる「三 (衆生縁・法縁・無縁)の慈悲」をその内容とするとみてよい。口には心は恒に慈悲の大地に常住

て(秉」戒)、他を悩まさないことである。第三に「方便救護」とは、一切衆生を直爾に悩まさないの していなければならない、とする。ついで、応の第二は「孝順心」であり、これは戒をかたくまもっ

みならず、 事に渉ってひろく衆生を救い解脱に導くべく努力することであるとする。

に、それら三事のゆえに「不如意罪に堕つ」と、殺生の罪を結んでいる。ここで、不如意罪とは『十 二に「快意」とは瞋心によって殺すこと、また三に「殺生」は殺事を挙げるものとする。そして最後 罪を成ずる」一節とする。これもまた三句に解釈される。一に「恣心」とは貪心によって殺すこと、 そのつぎに、経文で「而自恣心快意殺生者」と説くのは、右の「応」の後の第三に「不応を結んで

誦律』巻一によるとき、つぎの所説を見出す。

波羅夷者名堕||不如|。是罪極悪深重、作||是罪||者不」名||比丘||非||沙門||非||釈子||失||比丘法||。 (『大正』二三·四b)

これによれば、「不如(不如意)に堕つ」とはその罪が「極悪深重」と説明されるように、 地獄に

堕ちることにほかならない。

宗らしい釈述法の特色をもち、そのことは後の章(第三章)でふれることにしたい。少なくとも天台 の四分律研究を背景とした諸律蔵を多く加えて解釈しているのに比べると、天台『義疏』が梵網経疏 によっていることがわかる。このことは、法蔵の『疏』が無著・世親らの瑜伽唯識の論書や、中国で ことはすでにみてきたとおりであり、それらに『大智度論』が加わって、鳩摩羅什所訳の律蔵と論書 重禁戒」釈を通じていえることであり、またのちの明曠による『刪補疏』にも承けつがれている(こ に述べたとおりで、いまはもはや再説を避けるが、それらの基本的釈述法は殺戒釈のみならず、「十 のことは次節に改めて述べることにする)。他方で、法蔵の解釈と比べれば、 『義疏』では、依用文献と解釈上の背景思想をみるとき、『十誦律』と『成実論』が顕著に認められる さて本節では、天台『義疏』巻下の「殺戒」釈をややくわしくみてきた。そこでの特色はその 法蔵ではい かにも華厳 折々

の最初期に位置することを反映しているといえよう。

明曠の『疏』にみる「刪補」の性格

補疏』) 法によって戒相を解釈している。これも文言を図示によってみると、つぎのようになる。 すでに、前節にみたような天台『義疏』の「殺戒」釈に対して、これを明曠の についてみると、明曠では、「殺人戒」の名のもとに、少し簡略ではあるが、よく似た三段分 『天台菩薩戒疏』(『刪

(巻上、『大正』四○・五八七c~八a)

一初、 、悪を止めることを制す(初五句、次四句、後一句) 次、 人を標して殺事を列ぬ(若自殺・教人殺・方便讃歎殺・見作随喜・乃至呪殺) 軽を挙げ重を況す(乃至一切有命者不得故殺 殺業を成すを列ぬ (殺業・殺法 ·殺因 ·殺縁

- 二、善を行ずることを制す(是菩薩応起常住慈悲心・孝順心・方便救護一切衆生) 三、過を挙げ犯を結ぶ(而自恣心快意殺生者、是菩薩波羅夷罪)

そのなかで「殺事」を『義疏』では六句とみたのを、明曠では五句とするのは、経文に「方便讃歎殺 結」の三科によって三聚浄戒の理念のもとに解釈されたのに相応ずる。また「止悪」を「殺事、成殺 がいによるにすぎない。 と説くのを、「方便殺」と「讃歎殺」に分けてみる(『義疏』)か、これを一事とみる(明曠)かのち ここで、明曠『疏』が「止悪、行善、結犯」の三段に戒相をみることは、先に『義疏』で「不応・応・ 挙軽況重」の三分にみるのも、『義疏』で「不応」を三節に分けたのを承けるものである。

ぎのように述べられる。 は「通縁」と「別縁」に分け、前者(通縁)は諸戒に共通する菩薩の資質をいうとし、また別縁はつ 説されるのをみるのに対し、明曠でもまたそれを承けた理解がみられる。すなわち「殺縁」を明曠で そして、『義疏』では「殺縁」について、これを「是衆生・衆生想・殺害心・命根断」の四項に詳

明曠ではこれら四縁の一々をくわしく述べないのは、内容を『義疏』の所説にゆずっているとみてよい。 これがなかの「人」を衆生に置きかえれば、『義疏』に言う「是衆生」等の四縁と同じことになる。ただ、 これによると、「是人・人想・殺心・命断」の四縁をもって、この戒が重戒であるゆえんとするが、 別縁具△四。一是人、二人想、三有殺心、四命断便犯。欠△縁結△軽。(『大正』四○・五八七c)

釈法を承けて、それを少なく刪ったり補ったりしている性格の疏であることがよくわかるのである。 猶し父母の如くす」と、その解釈の始めに述べているからである。(『大正』四○・五八七c)したが うのに同じと考えてよい。というのも、明曠では、「菩薩は万行に慈悲を本と為し、衆生を視ること 意味に限定するのではなく、「衆生」を「人」と表現するまでで、「殺生戒」(『義疏』では殺戒)とい って、明曠の『疏』はこれを『天台菩薩戒疏』の「刪補」とよぶように、基本的に天台『義疏』の解 なお、明曠ではこの戒を「殺人戒」とよぶのは、その所釈からみてもけっして殺生を「人を殺す」

一 第二盗戒の解釈にみる不与取の意味

天台『義疏』で「盗戒」とよぶ梵網菩薩戒の第二重戒は、経典ではつぎにように説かれる。 若仏子、自盗・教「人盗」・方便盗・呪盗、盗業・盗法・盗因・盗縁。乃至鬼神有主劫賊物、 一切

財物一針一草不「得」故盗「。而菩薩応ヒ生」仏性孝順・慈悲心」、常助「一切人」、生「福生」楽。而反

更盗二人財物」者、是菩薩波羅夷罪。 (若し仏子、自ら盗み、人に教えて盗ましめ、方便をもって盗み、呪をもって盗めば、盗の業、盗 (『大正』二四·一〇〇四b) 一の法、

盗の因、盗の縁あり。乃至、鬼神と有主の劫賊物、一切の財物、一針と一草までも故らに盗むこ

第一章 天台『菩薩戒義疏』における五戒の解釈 三〇八

楽を生ぜしむべし。而るを反って、更に人の財物を盗む者は、是れ菩薩の波羅夷罪なり。) とを得ざれ。而も、菩薩は応に仏性の孝順と慈悲の心を生じて、常に一切の人を助け、福を生じ

このような戒条の内容に対して、『義疏』では初めに、戒名とした「盗」の意味と、声聞戒とのち

がいを述べ、つぎにように記す。

便為」之。声聞人仏滅後盗∥仏物|軽。菩薩恒重。又本応」与」他外命「、而反取豈是大士之心耶 以」無,一盗心,。大士為」物種種運為皆得。声聞自度必依,規矩,。大士不」畏」罪、但令,前人有,益即 声聞五衆有」同有」異。同者皆不」応」盗。異者有」三。一開遮異、如,見」機得不得等,。或復謂見」機盗 第二盗戒、謂,,不¸与取,。灼然不¸与取名¸劫、潜盗不¸与取名¸盗。盗,,彼依報,得¸罪。此戒七衆同犯。

これによると、盗(ぬすむ)とは、「与えないのに取る」ことである(このことはすでに「十誦戒本」 (『大正』四〇·五七二a~b)

これは人の生活するのに依り所となるもの(依報)を盗むのを罪とする意味である、と右の文には述 からさま)に取るのを劫(うばいとる)といい、潜盗(ひそかにぬすむ)にして取るのを盗という。 等の律蔵にもみえ、また明曠はこの意をとってこの戒を「不与取戒」とよぶ)。その場合、灼然(あ

またつづいて、この戒は菩薩では七衆(出家在家の成年男女四衆と未成年男女二衆と式叉摩那)

間

ごとく供養せねばならないので、仏物を取ることは重罪となるのであろう。また、菩薩は布施行によ ら罪を畏れず、目前に救うべき人(前人)があれば、それが利益のため(有」益)に盗むことがある。(ま は 開^{ゆる} あるが、菩薩は恒に重罪であるとする。つまり、これは「軽重異」を述べるもので、仏滅後には仏物 た「色心異」とは菩薩では盗心があるかないかという意業が重視されるのに対し、声聞では盗むとい 己の覚りを求める に種々に大悲の活動をする では同じだが、異なりには三面があるという。ただし、右の文中には①開遮異だけを見るが、『義疏 の所有者がすでにいないから声聞戒では軽罪とされ、他方の菩薩では仏滅後も仏が恒に現前するかの して脱落または省略されているといえる。それで、「開遮異」とは、菩薩では場合によって(見、機 ではすでに「殺戒」において同様の論述をみるので、それによるとき②色心異と③軽重異とが言葉と で犯せば同罪であるが、これ(菩薩七衆)と声聞五衆(在家二衆を除く出家五衆)とでは同・異があ される時があるが、 (大士) では利他の為に盗むことはあっても、 (色)が重視されるちがいをいう。)そして、声聞の人では仏滅後に仏の物を盗むのは軽罪で 盗戒における菩薩戒と声聞戒との間を論じている。すなわち、盗んではいけないという点 (自度) ので、必ず規律 (規矩) を厳密に守らねばならない。 声聞ではいかなる盗みも禁止(遮)されるというちがいである。もっとも、 (種種に運為する)ので開され(得)るのである。 盗心(貪による)をもたず、 これに対し、 衆生のため 菩薩は利他のためな 声聞 は自

り、 衆生に飲食衣服等の、外的に命を支える財物(外命)を与えるのが本意であるから、それに反し

て奪い取るのは菩薩(大士)の心とはいえない、と右の文で述べている。

さて、このように序説的な論述のあと、『義疏』では陏文解釈に入り、それの前半はつぎのように記す。

文句同 物 貴賤。 序¸事中有¸三。三中各有¸三。不応有¸三。就"十一句¸判¸三也。初六·次四·後一。応中亦三。如¸文。 |本処|成 取 |前殺戒| 。不応中三如」前。「盗業」下第二別明||成業之相| 。 |盗処|為」断。 ||盗業||。業是造作為」義。重物謂五銭也。律云「大銅銭準||十六小銭||。」其中銭有| 菩薩之重重,,声聞,。「二銭已上便重」有人作,,此説,者今不,,尽用,。 有:"四句:同」前。 運」手取一他 取五

方は「前の殺戒に同じ」とするので、前戒にみたのと同様に、いまのその科節を、これに経文を配当 して図示すると、つぎのようになる。 ここでは、初めに戒相の科節を示し、ついでそのなかの「不応」の内容を釈す。戒相の文句の切り

銭一為」断是重、

離」処盗業決在。此時

(「 」は引用者、『大正』四○·五七二b)

|-二、事を序ぶ(自盗教人盗~而反更盗人財物者)

人を標す(若仏子)

不応(初六句、次四句、後一句)

一初、盗事を明す(自盗・教人盗・方便盗 ・呪盗)

次、成業の相を明す(盗業・盗法・盗因 ·盗縁

- 後、軽を挙げ重を況す(乃至鬼神有主劫賊物、

一切財物一針一草、不得故盗

初、 仏性孝順心 (而菩薩応生仏性孝順)

応 (三句)

一次、慈悲心(慈悲心)

(<u>=</u>) 不応を結ぶ (而反更盗人財物者

「後、生福生楽(常助一切人、生福生楽)

「三、罪を結ぶ(是菩薩波羅夷罪)

経文には四句しかないのは、『義疏』では「殺戒」に準じて「讃歎盗・随喜盗」の二句を文外に読む このなかに、「不応」を三節とし、それらに十一句を数え、その初めの「盗事」を六句とするけれども、

る物は五銭を基準とする(経文では、一切の財物と一針をも盗むのを禁ずるのであるが)。これは律 とあった処を離れさせるのが盗業であり、業とは造作することであるという。また、それが重罪とな それで、右の『義疏』の文意に、不応のなかの「盗業」について、手を運んで他人の物を取り、も

また盗む場所(盗処)によっても金銭の価値は違うので、それにしたがって断罪される必要があるか 蔵に「大銅銭は十六小銭に準しい」と説かれるように、金銭には値打ちの高い低い する。また、本来の場所を離れさせるのを盗業(重罪)とするのも、その時点(五銭以上を盗むとき) 銭以上が重罪である」とする有人の説もあるけれども、 らである。もっとも、菩薩の重戒(十重戒)は声聞のそれ(四波羅夷罪)より重いという観点から、「二 で決まる、 と右の文では註釈しているようである。 いまはそれを用いず、五銭を取るのを重罪と (貴賤)があり、

ここで「律蔵」とは、これを『十誦律』(羅什訳・六一巻)によってみるとよく理解できる。すなわち、

『十誦律』巻五二には、つぎのように説く。

問、如:|仏所:|説。若比丘盗心取:|他物:|、乃至五銭若直五銭物、得:|波羅夷:|。云何是五銭。答、若 銅銭直十六小銅銭者是。 (『大正』二三·三八〇b)

これによると、五銭もしくは直五銭の物を盗むのを波羅夷罪とし、また五銭(一銅銭)は十六小銅

問、頗比丘盗,,三銭,得,,波羅夷,耶。答曰、得。若銭貴時是。問、頗比丘盗,,五銭,不,犯,,波羅夷,。答、

銭に等しいとする。同じく『十誦律』の同巻では、つぎのようにも説くのをみる。

若銭賤時是。 (『大正』二三・三八○b)

これによれば、三銭を盗んでもその価値が貴い場合は重罪 (波羅夷) だが、他方で五銭を盗むもそ

の値が賤いときは波羅夷ではないとする。このような『十誦律』の所説を基準に、『義疏』では右の

ごとくに盗戒の相を解釈していることがわかる。

つぎに、『義疏』では「応」の三句と、「不応を結ぶ」をつぎのように釈す。

菩薩応」学」此等事」故言」応也。不応者不」応」為」偸盗及殺生等事」。此即誡勧二門也。誡勿」令」殺 ·而菩薩」第二階明¸応也。与¸前大同小異。前明¸応¸学;;常住仏行;;慈悲; 。今言;;j孝順行;;慈悲; 也。 ',,,当果之性, 。性是不改為、義耳。「而反」第三結。,不応,也。解。,三宝物。如。,律説 勧令」行」善。慈悲孝順及学,常住仏行行等,、皆是善法、而為,孝順,也。仏性者一切衆生皆

(『大正』四〇·五七二b)

と孝順心、および常住の仏行を学ぶのはみな善法であり、これを経文では「孝順」とする。また、「仏 ることができ、つまり誠めて殺・盗をせしめず、勧めて善を行なわしめるのである。そして、慈悲心 応」は偸盗と殺生などをしてはいけないことである。したがって、それは「誠・勧二門」と言いかえ 盗戒(今)は「菩薩が孝順心をもて慈悲を行ずる」ことに若干のちがいがあるという。もっとも、そ すなわち、殺戒(前)では「常住仏が慈悲を行ずるのを菩薩は学まねばならない」としたのに対して、 のような小異はともかく、菩薩がそれらのことを学ばねばならないのを「応」といい、それに対し、「不 ここでは、盗戒において菩薩がなすべき善行(応)は、前の殺戒の場合と大同小異であるとする。

性」とはすべての衆生がみな将来に仏果を得る素質(性)をもつことをいい、「性」は不変の真理(不

改)を意味する、と右の文では述べている。

とみえる。 がもっとも重いゆえ、その処置は律蔵にくわしく説かれるのに従うべきことを、とくに注意するもの 示する。これは、経文に「人の財物を盗む」と説くなか、三宝(仏・法・僧)の所有する物を盗むの かくて、「不応を結ぶ」とする後の一句では、とくに三宝物について「律蔵が説く」のによれと指

につながってゆくであろう。 系統で、戒体(仏性)を「一得永不失」と記述して、衆生が悪法をやめ善法をなす根拠とされること さて、このような解釈のなか、仏性について「性は不改を義となす」と釈されるのが、のちに天台

みみられない。このことについては、明曠の『刪補疏』ではつぎのような「四縁」をあげている。 十重戒釈を通じて『義疏』のもっとも重要な特色となるそのような所釈は、この盗戒釈にかぎっての また、前の「殺戒」釈においては、「殺縁」を「是衆生」等の四縁によって解釈したのをみたのであるが、

別具,,四縁, 。一盗,,有、主五銭己上之物, 。若盗,,己物,不、成、重也。二有主想、三有,,盗心,、四挙、 ||本処||便犯。 欠、縁犯、軽。 (『大正』四〇·五八八a~b)

ここにあげられている四縁のうち、〇有主(有主物) の縁において「主の有る五銭以上の物を盗む」

想と三有盗心は明曠では具体的には述べず、また『義疏』の註釈のなかにも相当する内容がみられな いので、これらは『義疏』の「殺戒」釈での□衆生想と回殺害心に準じて理解されてよい。 ての盗業であると理解するのは、すでに右にみた『義疏』の解釈のなかにも存した。けれども口有主 のが重罪であるという解釈と、四の「離本処」の縁で、もとあった場所から離めしめるのが重罪とし

三 第三婬戒の解釈における婬相の諸種

梵網十重戒の第三は、『義疏』ではこれを「婬戒」とよぶ。その戒相は経文では、つぎのように説かれる。 切人婬 諸天鬼神女、 若仏子、自婬・教:人婬!、乃至一切女人不_得! 不、択,,, 畜生乃至母女・姉妹・六親,、行、婬無,,慈悲心,者、是菩薩波羅夷罪。 及非道行、姪。而菩薩応、生、孝順心、、救一度一切衆生、、浄法与、人。 故婬。 婬業・婬法・婬因・婬縁。 而反更起 乃至畜生女・

(『大正』二四·一○○四b~c)

而も菩薩は応に孝順の心を生じて、一切の衆生を救度し、浄法を人に与うべし。而るを反って更 婬の業、婬の法、 (若し仏子、自ら婬し、人に教えて婬せしめ、乃至、一切の女人を故らに婬することを得ざれ。 姪の因、姪の縁あり。乃至、畜生の女、諸天・鬼神の女、及び非道に姪を行ず。

に一切の人に婬を起さしめ、畜生乃至母女と姉妹と六親を択ばず、婬を行じて慈悲心無き者は、

是れ菩薩の波羅夷罪なり。)

このような戒条に対して、『義疏』の所釈をよむと、その前半ではつぎのように記す。

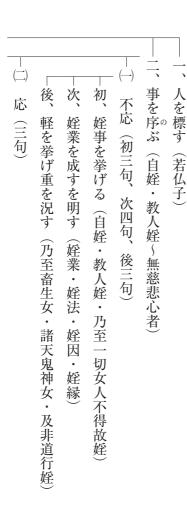
家人不」応」為也。 第三婬戒、名:非梵行:。 三事遂。或備」五。一是衆生、二衆生想等。後三句挙」劣結」過。 中四句明」成」業、後三句拳」軽況」重。文小差互不」次耳。此戒備,三因縁,成」重。一是道、二婬心、 衆邪正倶制。 二衆但制,邪淫,。与,声聞,同異、大略同,前。序,事三階。一不応二応三結。婬事出 応」学::仏菩薩浄行:。 鄙陋之事故言」非,净行一也。七衆同犯、大小乗俱制、 如 |前教門|不」異。初不応有;|三別|。第一三句挙||婬事|、 (『大正』四〇·五七二b~c) 而制有;多少;。五

婦外の性行為)のみが禁止されるというちがいである。さらに、菩薩戒と声聞戒とでは婬について 出家の五衆では邪淫と正姪の、つまり性行為のすべてが禁止されるのに対し、在家の二衆では邪淫 く(同犯)、しかも大乗・小乗ともにこれを規制するものの、規制の仕方には多・少がある。それは、 戒相に科節を設ける。すなわち、姪とは梵行に反する(非梵行)ことで、鄙陋(いやしくみにくい) の名を与え、また梵は浄の義で理解される)。そして、この戒を犯す罪は、菩薩の七衆間で差別はな のことであるから、浄行に反する(非浄行)という意味である(これゆえに明曠『疏』では、「非梵行戒」 ここでは、初めに「婬」の意味を述べ、ついでそれについての大乗と小乗のちがいを略説してのち、 . 夫

同・異があり、そのことの「大略は前の如し」と、右の文では記している。ここで、「前」とは「殺戒」

戒を最初とし、婬戒を第三の重戒に置くちがいが論ぜられるのをみる(『大正』四○・五七一b)。 釈の初め部分をさすと思われ、そこでは声聞戒は婬戒を最初の重戒に規制するのに対し、菩薩戒は殺

および「応」では仏菩薩の浄行を学ばねばならないことを注意している。そこでいま、殺戒釈も参照 のごとく」理解せよとする。ただそのなかに、出家人は婬事のすべてをなしてはならないこと(不応)、 ついで、戒相に科節を設けることは、「不応・応・結」の三節を基本とし、それらは「前の教門(殺戒 経文を配当して、科節を図示してみるとつぎのようになる。



(<u>=</u>) 「後、与浄法 (浄法与人) 一後、無慈悲心(行婬無慈悲心者) —初、一切人婬(而反更起一切人婬 初、孝順心(而菩薩応生孝順心) 次、度衆生 次、不択畜生六親(不択畜生・乃至母女・姉妹・六親) 劣を挙げて過を結ぶ(三句) (救度一切衆生)

ここで「不応」のなか、「婬業を成す相」の四句とは、「婬業・婬法・婬因・婬縁」をいう。なかんずく、「婬

- 三、罪を結ぶ(是菩薩波羅夷罪)

業」とは婬を行う身・語・意三業のすべてを指し、また「婬法」は婬のために用いる種々な方法手段

をいい、そして「婬因と婬縁」については右の文で「是道・婬心・事遂」の三因縁、あるいはこれら

に「是衆生・衆生想」を加えて五に教えるとするので、姪が重罪となるゆえんは(1)是衆生、(2)衆生想、

③是道、4) 姪心、⑤事遂の五因縁によるわけである。これらは、前の殺戒釈での「四縁」に比べると、

③是道が婬戒釈ではひとつ多く加わるのである。ここに「道」とは、つぎにみる「三道」または「非

道」の意味によって理解されてよい。

制 自妻非道非処・産後・乳児・妊娠等、大論皆名。邪淫」。優婆塞戒経云「六重以制。邪淫」、戒中復 「「非時非処」 」 似」如」「自妻非時不」,正犯」、重。教」,人婬「自無」,迷染「但犯」軽垢」。或言」,菩薩則重「。

出不净、皆是此戒方便、悉犯,軽垢,也。「而菩薩」下第二階明」応也。「而反」下第三結。此中所」 今釈声聞菩薩同爾、不。与、穀盗、例。也。人畜鬼神男女・黄門二根、但令、、|二道、皆重。余称歎・摩触・

制皆不」応」為。為即犯」罪故結二不応」也。

(『大正』四○·五七二c)

これは、「姪事」のなかの「自ら姪す」を釈したものである。これについてはまた『優婆塞戒経』 引用され、この経では、「六条の重戒のなかに邪婬を禁止し、その戒の中では非時と非処の婬事を禁 止する」けれども、ただ自分の妻と非時(適切を欠く時)に性行為をするのは必ずしも重罪ではない ここでは、戒相 また妊娠中などに性行為(婬)をすることは、『大智度論』にもとづきみな邪淫とされる。 (経文)の諸句が註釈される。まず、自分の妻の非道と非処、および産後や乳児の が

のように記すのが参考になる。 それでここに、「非道・非処」というのは、たとえば『十誦律』巻五七に「婬戒」を説いて、つぎ

道者小便道・大便道・口道。若令」入「「大便道中「、得「「波羅夷」。入「「小便道中「得「「波羅夷」。入「「口

道中一得一波羅夷一。

(『大正』二三·四二四c)

が、右にいう「非道・非処」とみてよい。そして、『大智度論』巻一三には、つぎのような所説をみる。 つまり、婬境について女性では肛門(大便道)と小便道と口の三道、また男性では肛門と口の二処

若自有」妻受」戒、有」娠乳」児非道、如」是犯者為||邪婬|。(『大正』二五・一五六c)

さらに、『優婆塞戒経』巻六では、つぎのように説かれているのをみる。

若於|非時・非処・非女・処女・他婦|、若属|自身|、是名|邪婬|。(大正二四・一○六九a)

とも同じく重罪と見るべきで、先の殺戒や盗戒の例(菩薩では利他のためならば開される場合がある 迷妄や染汚の心がなければ軽罪であり、この第三重の婬戒にはあてはまらないとする。ただし、 とした)に与しない、とも述べている。 と同様に菩薩でもどんな場合も重罪とみる考え方があり、むしろここの解釈(今釈)は、声聞 そこでまた、右の『義疏』の文にもどると、「婬事」の第二句「人に婬せしむ」ことでは、自己に 声聞

門・小便道・口)を婬せしめるのは、みな重罪である。しかるに婬事を称歎したり、摩触(なでさわ る)して不浄物を出す事などは、この戒の方便(未遂罪)なので、みな軽垢罪を犯すにすぎない、と 人間や畜生や鬼神の男・女、および黄門(不能の男)や二根者(男女両性をもつ者)を対象に、三道(肛 つぎに、「不応」の第三「挙」軽況」重」における経文に「畜生女・諸天鬼神女」とあるについて、

右の文には註釈している。

の親族 の親族(祖父母・姑・叔など)、②母の親族、③自分の親族(父母兄弟、父の前妻と子など)、④妻の これら六種の親族に対する婬事は、みな邪淫となるのである。 と説くなかの、「六親」をくわしく説明している(『大正』四○・五八八b)。すなわち、六親とは①父 なお、明曠『疏』をみると、戒相(経文)に「畜生ないし母女・姉妹・六親を択ばず婬を行ずる」 (妻の姉妹など)、⑤男女の親族 (息子と娘の配偶者など)、⑥兄弟の親族 (嫂など) であり、

四 第四妄語戒釈にみる大妄語

梵網戒の第四重は、『義疏』では「妄語戒」とよび、経文ではつぎのように説かれる。

見言」不」見、身心妄語。而菩薩常生;正語・正見」、亦生;一切衆生正語・正見」。而反更起;一切 若仏子、自妄語・教」人妄語・方便妄語、妄語業・妄語法・妄語因・妄語縁。乃至不」見言」見・

衆生邪語・邪見・邪業、者、是菩薩波羅夷罪。

(『大正』二四·一〇〇四c)

妄語の因、妄語の縁あり。乃至、見ざるに見たと言い、見たるを見ずと言い、身・心に妄語す。 (若し仏子、自ら妄語し、人に教えて妄語せしめ、方便をもって妄語せば、妄語の業、妄語の法、

切衆生に邪語と邪見と邪業を起こす者は、是れ菩薩の波羅夷罪なり。) 而も菩薩は常に正語・正見を生じ、亦た一切衆生に正語・正見を生ぜしむ。而るを反って更に一

このような戒相に対して、天台『義疏』ではまず、その全体についてつぎのように注釈する。

第四妄語戒、 一同異、 妄是不実之名、欺凡罔」聖迴一惑人心一、所以得」罪。此戒七衆同犯、 大略同,前殺戒,。序,事三段。不応中三別。初三句明,妄語等事,、次四句明,成,業、 大小乗倶制。

.樹衆峰悉来 。 此戒備 .. 五縁 .成 .重。一是衆生、二衆生想、三欺誑心。 四説重具、五前人領解。

後三句拳¸軽況¸重。「自妄語」者言¸得¡上法¡、「教他」者教説或教¸他自説。「方便妄語」如

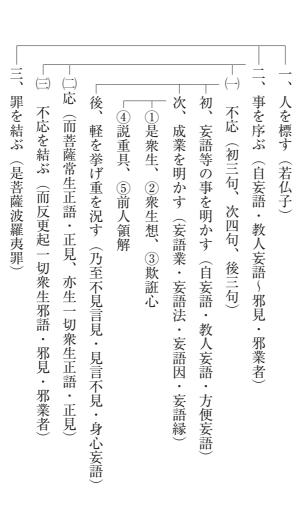
(『大正』四〇·五七二c)

聞の両戒間には、先の殺戒釈では「開遮異・色心異・軽重異」の、三つの異なる点があげられている。 戒との間に同・異のあることは、前の殺戒におけるのと大略おなじであるとする。つまり、菩薩と声 なく、犯せば同じ罪を得る。もとより、大乗と小乗でともに妄語を禁止するけれども、菩薩戒は声聞 心を迴惑す(まどわす)ることによって罪を得るのをいう。そして、この戒は菩薩の七衆間で区別は これによると、妄語戒の妄とは真実ではない(不実)ことの意味で、凡夫を欺し聖人を罔いて人の

ついで右の文では、戒相の科節が略述され、その中心は「序事」での「不応・応・結」の三節、 な

それらの意味は本稿では、すでに盗戒釈のなかでみたとおりである。

みると、次ぎのようになる。 かんずく「不応」の三項であり、またこの重戒には五縁を数えているから、それらも含めて図示して



これらの科節のなか、「不応」の初め「妄語等の事」にみる三句について、右の『義疏』の文中に

第一章

天台『菩薩戒義疏』における五戒の解釈

樹に塗ると衆の蜂がたちまちに雲来する」ごとく、たくみな方便を用いて妄語することである、とい るいは自分の説いたうそを他人に吹聴させることである。そして、第三句の「方便妄語」とは「蜜を は簡略な注釈がある。すなわち、初句の「自ら妄語する」とは、自らうそをついて「上れた法を得た」 と言うことである。また、二句目の「教」他」(教」人妄語)とは、他人にうそを説かしめること、あ う文意をうかがうことができる。

他人に吹聴させることであり、また「蜜を樹に塗る」たとえも、覚りをえたといううそによって、人 正』四○・五八八c)。したがって、「他にうそを説かしめる」のも、自分が覚りを得たとする妄語を 得ていないのに悟りを得たとうそをつくことが、この戒にいう妄語のもっとも重要な意味である。こ を多く集めることをいうものと理解してよい。 むき凡夫を誑す」ことであると注釈し、このゆえをもってこの戒を「大妄語戒」と名付けている(『大 のため、明曠『疏』ではこの戒の第一義に、聖道を「いまだ得ていないのに得たといって聖人をあざ このような注釈のなかで、とくに「上法」とは無漏の聖道、または覚りの法を指し、つまり覚りを

このような所釈形態は、天台『義疏』の「十重禁戒」釈のきわめて重要な特色となっているが、この 右に揚げた文の最後にみるように、⑴是衆生、⑵衆生想、⑶欺誑心、⑷説重具、⑸前人領解、である。 さて、妄語戒に対する『義疏』の解釈では、妄語が重罪となるための「五縁」をあげる。それらは

戒の解釈ではとりわけこれら五縁についての説明がくわしいので、以下に順次それらをみてゆこう。

品境 | 天人等同重、正是惑解、 得者,、今從,多例,。羅漢及解行已上向説罪軽。降,此或得,他心,、或不,得者、例悉同重。 於」彼無」心故 二云此人不¸惑。又能神力遮;余人,、令¸不¸聞但犯;軽垢,。聖人有;大小,、有;他心智者,、有;不」 是衆生者謂 い当有い疑有い僻、大略同い前。 ||前三品境| 。上品境中向||父母師僧| 妄語犯」重。向||諸仏聖人| 両解。一云入||重因| 。 有言「妄語心通、本向」此説此不」聞、而彼聞」説亦同重。」今釈不」重、 防道之限。向:|下品境|四趣等、或言:|同重|、今釈軽垢。二衆生想、 向三中

(『大正』四○・五七二c)

薩では解行地以上の聖者に向って説くのは、これらの者には妄語は通用しないので罪が軽いとしてよ 読みとる智慧をもつ者(他心智者)とそうでない者とがある。今は多例に従い、声聞では阿羅漢、菩 61 惑わされず、また神通力によって妄語の人をうけいれず(遮|余人|)聞こえないようにできるからで 上品の境は父母や師僧らを指し、これらに向って妄語するのは重罪であるが、 て妄語するのは二つに解釈が分かれ、軽罪との見方もある。というのは、聖者たち(此人) ここでは、五縁のうち初めの二縁を釈す。①是衆生とは、妄語の相手となる三種 もっとも、 他心智をもつもたないにかかわらず同じく重罪とみる例もある、と上品境について右 聖人といえどもすぐれているのと、おとるものとがあり(有:大小:)、他人の心を ただ諸仏と聖人に向っ (三品境)をいう。 は妄語に

の文では論じている。

ない愚かな存在であるから、下品の者が犯戒の対象となるときは、ほとんどの場合に軽罪と『義疏 れらに向って妄語するのは重罪という見方もあるが、今は軽垢罪とする(これらの衆生は修道にたえ に惑わされ修道が妨げられるからである。これに対し、下品境は、修羅・畜生以下の四趣を指し、こ では解釈される。) また、中品境は天・人に向って妄語することで、これも同じく重罪である。人間と天上では、妄語

な所説は見出しがたい。 って理解しておきたい。すなわち、『十誦律』巻五九の「大妄語戒」釈のなかに、つぎのように説く。 つぎに、2)衆生想は「当・疑・僻」の三種を述べ、「概略は前に同じ」とするけれども、そのよう 仏言、人中生;|人想|得||波羅夷|。人中生;|非人想|得||波羅夷|。人中生」疑得;|波羅夷|。非人中生;| テキストに脱落の文句があると考えられるが、いまは『十誦律』の所説によ

そして、衆生かどうか疑問をもちながら衆生に向って妄語するのは「疑」である。これらはどれも衆 生に対する妄語の三通りで、いずれも重罪(波羅夷)である。ついで、非衆生に対する妄語にも「当・ 生に向って妄語するのが「当」である。また、衆生を衆生でないと想って妄語するのは「僻」である。 これを、「衆生想」として読むとき、人は衆生と同義でよい。つまり、衆生を衆生と想い、その衆 非人想|得||偷蘭遮|。非人中生||人想|得||偷蘭遮|。非人中生||疑得||偷蘭遮|。(『大正』二三:四三九b)

僻・疑」の三通りがあり、これらは非衆生への妄語ゆえに偸蘭遮(未遂罪)の軽罪であると、『十誦律』

というのをとりあげ、これを否定し、重罪ではないとする。というのは、この場合B(彼)に対して には信用されず(不」聞)、Bがそれを聞いて(彼聞」説)うそにだまされた場合も同じく重罪である」 また、右の『義疏』の文では、有る人の解釈として、「A(此)に向ってうそを説いたのにその人 もともとうそをつく心はなかったからであるという。(8)

うに解説する。 さてつぎに、妄語が重罪となる五縁のうち、③欺誑心と④説重具について、『義疏』ではつぎのよ

慢 説坐軽。四説 説_得_登||性地|、一云既是凡法、罪軽垢。 三欺誑心是業主。若避」難及増上慢皆不」犯。地持云「菩薩味禅名||染汚犯|。」当」知菩薩起||増上 ||自道|。教」他道||是聖|、名利不」入」我非」重也。二云聖法冥密証」之在」我。必須自説方重。 |亦軽垢。遣」使有||両解|。一云教」他説||我是聖人||亦重。以|||士無||珪璧||談者為」価。傍人讃説 ||重具||謂身証眼見。若説」得||四果十地八禅神通| 。若言」見||天龍鬼神||悉是重具。若 (『大正』四〇·五七二c~三a) 他

する主体の心のあり方を問題とする。たとえば、もし災難を避けるためや、思い上がり(覚っていな ここで、③欺誑心とは、他人を欺誑する(だます)行為の主体(業主)のことで、この項では妄語

ずれも他人をだますつもりはないからである。そして、『菩薩地持経』が引用されているのは、くわ うのは、危難を回避するのはやむをえない事情であり、また増上慢は誤った思い込みによるので、い しくは同経巻五のつぎの所説である。 いのに覚りをえたと思う増上慢)による妄語ならば、この戒を犯したことにはならないとする。とい

若菩薩見,,味禅,、以為,,功徳,者、 是名為」犯:衆多犯:。是犯:染汚起:。 不犯者為」断」彼故、 起。欲

(『大正』三〇·九一五b)

方便

に執着し、 われるゆえであって、偽る心はないので増上慢によるときには軽垢罪であるとみるのである。 これは菩薩の増上慢を述べるもので、菩薩では無住処涅槃なのに、禅定(三昧)を功徳としてこれ 救済活動を怠るのを染汚犯として退けるのであるが、ただこの場合にも誤った考えにとら

とされる。また、二には、聖法は自らこれを内心に証る(冥密証之)ものゆえ、必ず自分でそのこと ば、自分が道うよりすぐれた効果をもつのと同じだからである。ただ、他人に自分が賢者であること を道わしめても、 が貴重な玉 示される。 ついで、右の『義疏』の文中に、「遣使」とは使いを遣って妄語することで、これに二つの解釈が 一には、他人に教えて自分が聖者であると説かしめるのを重罪とする。これは、男(士) (珪璧)をもたないのに、談りして価値をもつとみせかけるとき、傍らの人に讃めさせれ 名利が自分にもたらされなければ、その妄語は無意味になるから重罪にはならない

を偽り説くのが重罪であり、他人に説かせるのは坐が軽いとする見方もある、という。

共十地の第二位、つまり内凡の未断惑位)に登ったと説くのは、ある人の解釈では、 て天龍や鬼神を見たと説くのは、みな重罪となる内容(重具)である。これに対し、 の十地、および八禅(色界四禅と四無色定)や神通力を得たと説くこと、また眼のあたり見たと偽っ 説重具とは、重罪となる妄語の内容を問う。すなわち、身に証ったと偽って、声聞の四果や菩薩 もし性地 これは凡夫の法 (三乗

重戒としての妄語が成り立つための五縁の最後「前人領解」は、『義疏』 ではつぎのように

説かれる。

なので罪は軽い

(軽垢)とする、という。

がある。一は人に随うとする解釈であり、二は語に随うとみる解釈である。妄語戒は口業を制すると まされたかどうかを犯戒の要件に問うのである。これについて、罪を結ぶ際に校量すべき二つの解釈 ここで、5前人領解とは、妄語を説かれた相手がそれを理解すること、つまりこの項では妄語にだ 可;例知; 。直出為¸言、宣述為¸語。論述有¸所;表明;能詮;,理事;名為¸語也。 (大正四〇·五七三a) 対面不」解且結..方便,。後追;.思前言,忽解者則壞,軽結,重。十重皆有..因緣,。今且釈 Ŧī. 前人領解、 ||妨損||必応」通」人。 結、罪時節多少両解。一云随、人、二云随、語結。 小妄語戒応」随人復随」語。 若増上煩悩犯、 此戒既制二口業一。 則失」戒者復說但犯 理応 が随い語。 三四重。 性罪。 余 若 遠

手が妄語を理解しないのであれば、方便(未遂罪)を結ぶだけなので重罪ではない。それがもし、 右の文では述べられてる。 に前言を思い出してたちまちに理解し信じたならば、軽罪をくつがえ(壊」軽)して重罪となる、 結果戒体を失えば、妄語は性罪となり、遮罪としての罪の多少ははかれない。そして、もし対面 た人の理解度) の人々をも妨げ損なうのであれば、言葉だけでなく、それらの人々の面(妄語を領解した人々の量 ではない通常の世間的なうそ(小妄語)であれば、言葉自体の罪は少ないので、まずは人(妄語され つまり妄語の影響力)からも罪が校量されねばならない。もっとも、覚りについてのうそ(大妄語 いう意味では、道理としてまず言葉(妄語)に随って罪をはかるべきである。ただ、妄語が遠く多く に随い、ついで語に随って罪が校量される。また、もし煩悩が増上して犯戒し、その の相 ع 後

といい、宣べ説くのが「語」であり、また論述によって理と事をよく明らかにするのが「語」である、 している。そのあとさらに、妄語の「語」を釈して、言と語のちがいは、直ちに言葉を出すのを「言」 の因縁がみなあるので、これまで四重を解釈したのに例同して、これ以後の重戒でも理解せよ、と記 以上のように解釈したのち、右の文では、梵網の十重戒にはいま述べてきたような重戒となるため

なお、 妄語戒でいまみた「前人領解」の縁は、これ以後の十重解釈で、口業に関する戒 (説四衆過

戒・自讃毀他戒・慳惜加毀戒・瞋心不受悔戒・謗三宝戒)のいずれにも設けられる重要なことがらと

なっている[°]

五 第五酤酒戒釈における大乗戒的特性

同様に)「酤酒戒」と名づけられるきわめてユニークな戒である。その戒相は経文にはつぎのように 梵網十重禁戒における前五戒の第五は、天台『義疏』では (明曠 『疏』も、 また法蔵 『疏』なども

説かれる。

若仏子、 自酤酒·教」人酤酒」、酤酒業·酤酒法·酤酒因·酤酒縁。一切酒不」得」酤。 是酒起」罪因縁。

而菩薩応」生二一切衆生明達之慧」。而反更生二一切衆生顛倒之心」者、是菩薩波羅夷罪。

(大正二四・一〇〇四c)

薩の波羅夷罪なり。) 衆生に明達の慧を生ぜしむべし。而るを反って、更に一切衆生に顛倒の心を生ずる者は、是れ菩 の縁あり。一切の酒を酤ることを得ざれ。是れ酒は罪を起こす因縁なり。而も菩薩は応に一切の (若し仏子、自ら酒を酤り、人に教えて酒を酤らしめば、酤酒の業、酤酒の法、酤酒の因、 酤酒

これに対して『義疏』では、その解釈の前半に総説を述べて、つぎのようにいう。

与:|人智慧|、以:|無明薬|飲、人、非,|菩薩行|。大論明,|酒有,|三十五失|。所以制、此、 作犯::七聚:、 中摂」也。 第五酤酒戒。 七衆同犯。 貨売但犯:第三篇:。 酤則貨貿之名、酒是所貨之物。所貨之多種。酒是無明之薬、令,人惛迷,。大士之体 大小乗倶制。 是販売戒所制。菩薩若在,, 婬舎, 或売, 肉犯,軽垢,。 大小同異者、 同不」応」酤。菩薩以」利」物故重。 声聞 為言薩十重 以。招呼引召 止不」応

これによると、「酤」は貨(うる)貿(あきなう)という意味で、「酒」はあきなわれた物をい 不 」如」酒故也 (『大正』四〇·五七三a)

罪 ち、 を利益する任務をもつので、これを重戒とするのに対し、声聞ではそれほどの重罪ではない。すなわ 所貨の酒には多種がある。酒は無明の薬であり、人を惛く迷わせる。菩薩(大士)の本質(体)は、 いえ、その間に同・異があり、酤ってはいけないという点では同じである。しかし、菩薩は衆生(物) のである。この戒は菩薩戒の七衆間では犯せば同罪である。また、大乗と小乗ともこれを制するとは 人に智慧を与えることであり、無明の薬を人に飲ませるのは菩薩行ではない。そのため、『大智度論 声聞戒では酒を作ってはいけないのは第七聚(悪作)であり、貨い売るのはただ第三篇 を犯すのみで、これは販売戒によって規制されるのである。そして、菩薩がもし婬舎に入ったり、 「酒に三十五の過失がある」ことを明かすので、菩薩の十重戒の中にもこれを加えて制戒とする (波逸提

ちびく)のは酒に如く(比較できる)ものはないからである、と右の文意に述べている。 あるいは肉を売るのは酤酒に比べれば軽罪である。というのは、害を招呼し(まねき)引召する(み

で規制されているのをみる。 売戒」(巻七所説)は尼薩耆波夜提(波逸提)法であり、「飲酒戒」(巻一七所説)は波逸提法 がみられる。 また、 悪作と悪説に分け、 このような解釈のなか、所引の『大智度論』には、その巻一三のなかに「酒の三十五失」を説くの **偸蘭遮を加えて七聚とする)に分類されるなか、たとえば『十誦律』では、「販** 声聞戒では、五篇(波羅夷・僧残・波逸提・提舎尼・突吉羅)と七聚(突吉羅を

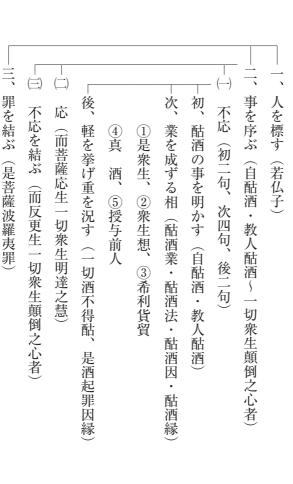
酤酒戒について『義疏』では、 解釈の後半につぎのように記す。

」業四句。 ♪利貨売亦重、以;;欲、得、多集,故。真酒者謂能酔;;乱人,者。薬酒雖;;希」利貨,、不」乱」人貨無、罪。 是所」制故重。下品四趣、乱」道義弱、酤与罪軽。衆生想有」当有」疑有」僻同」前。 四真酒、五授||与前人|。衆生謂||前三境|。上品無||酔乱||者軽。是酔乱者重。中品境謂 文句同」前。 一云待□飲時 | 随□人数 | 結」重。如□小児来沽□、彼竟不□飲、於□誰結□重耶。 業者運」手、法者是酤酒方便法用也。因縁者備」五也。一是衆生、二衆生想、三希利貨貿、 酤者求」利。「教」人」者令二人為」我売」酒亦同重。 教」人自酤罪軽。「酤酒因」下明」成 若隔心亦重、希 |人天|、正

(『大正』四〇·五七三a~b)

ここでは、戒相に科節を設けることは前に同じとし、文句の若干を説明してのち、「是衆生」等の

五縁を述べる。そこで、前戒までにならって、戒相に科節を設けると、つぎのようになる。



ついで、 語句の説明では、酤(酒を売る) は利益を求めることである。また、「人に教える」とは、

その相手が酔乱しなければ軽罪だが、 生 とを明かす。そのなかに、酤酒の「業」は手を運すことであり、「法」は酤酒のための器具を用いる に対して酒を売るのが「当」であり、これはもとより重罪である。これに比べ、衆生を非衆生を思っ はめて解釈すればよい。つまり、衆生を衆生と思って(たとえば中品境を中品境と思って)その衆生 (2)衆生想、(3希」利貨貿、(4)真酒、(5)授言与前人」である。これらについて、(1)是衆生は、酒を売る対象 こと(方便法用)である、とする。 てたとえば中品境を下品境とかんちがいしてその衆生に酤酒するのが「僻」であり、また衆生かどう しても道を乱す意味が弱いので罪は軽い、と右の文には述べている。 り重罪である。これに比べ、下品境は四趣 の類であるから、 の人自らのために酒を売らしめるのは罪は軽い。そして、経文の「酤酒因」等の四句は業を成ずるこ 人をして我がために酒を売らしめることであり、これまた同じく重罪である。しかし、人に教えてそ ②衆生想は、「当・疑・僻」の三種あること前戒と同じとするので、すでにみた意味を酤酒にあて このように解釈されたのち、つぎに酤酒戒が重罪となる因縁を五種あげる。すなわち、⑴是衆生、 の問題であり、 酤酒戒は人・天に酒を売るのを正しく規制する意図ゆえ、これらへの酤酒はもとよ 前戒までの解釈と同じく三境がある。上品の境 酔乱すれば重罪であるという。 (修羅・畜生・餓鬼・地獄) (父母、 また、 をさし、これらに対して酤酒 中品の境とは人間 師僧)に対する酤 ・天上 酒は、

釈もできる。しかるにまた、右の文では、「隔心」のことを述べ、これは特定の人に対する酤酒の心 もと酤酒する意志があったがどうかという意業を重視する点からは「疑・僻」の場合は軽罪とみる解 を問うものである。つまり、Aに対して酒を売るつもりが、誤ってBに酤酒した場合、Bに対しては か疑問をもちながら衆生に対して酤酒するのが「疑」である。菩薩戒では酤酒した相手(衆生)に、 もともと酤酒の心がなかった(隔心)のではあるが、これもまた重罪であるという。

重罪である。それは、多くの利を得ようとする煩悩(集)のゆえであるからとする。 (3)希」利貨貿 (貨売)は、利益を希めて酒を売ることであり、誰に対して売ろうとこれがまさしく

乱させるのでこれを売れば重罪である。しかし、薬酒は利益を希めて貨る場合でも、人を乱さないの で、これを貨うのに罪はない、という。 ④真酒とは、薬酒に対する語で、酔乱させる本物の酒のことをいう。すなわち、真酒はよく人を酔

飲む時を待ってその人が酔乱することによって重罪となる、とする。また、小児が来て酒を買っても、 に与えた(売った)時点で罪を結ぶのかどうかを問う。右の文では「二云」として、酒を買った人が 小児は飲まないので、その酤酒は重罪にならない、という。 さて本節では、大乗の『梵網経』十重禁戒のなか、原始仏教以来の五戒に相当する前五種の戒を、 最後に⑤授〒与前人」とは、「前人」は酤酒する相手、つまり酒を買う人をさし、ここでは酒を前人 第一章 天台『菩薩戒義疏』における五戒の解釈

『義疏』の解釈によって理解してきた。具体的な釈述法の特色と内容はすでに述べてきたとおり 最後に基本的な解釈上の特色をかいつまんでまとめておきたい。

応は行善であるから、「摂律儀・摂善法・摂衆生」の三聚浄戒の思想によって、禁戒の戒相を捉えて がわかる。 と同時に、 るように、 色心異・軽重異」の観点から説明している。そして、いまひとつ戒相釈では、それぞれの戒が重戒で たがどうかを重罪の要件とするなど、禁戒の性格に応じた縁を設けて解釈する方法をとっていること しかもそのなかでは、 あるゆえんを、「是衆生・衆生想」等の四縁ないし五縁によってくわしく解釈する特色をもっている。 いることがわかる。また、禁戒の菩薩戒としての性格は、これを声聞戒との対比で、主に「開遮異・ そのひとつには、梵網の戒相を読むのに、「不応・応・結」の三段によって理解し、しかも不応は止悪で、 また口業を制する妄語戒では「前人領解」の項目を設けて、妄語の相手方がそれを理解し 犯戒の意業を重視する(声聞戒では犯戒の事実を重視する) 殺戒では「殺害心」、婬戒では「婬心」、あるいは妄語戒では という解釈意図を示している 「欺誑心」を教え

曇無讖 (後秦)所訳の律蔵や論書が引用され、あるいは背景思想となっていることが理解され、 さらにもうひとつ、梵網の禁戒を解釈するのには、『十誦律』『成実論』『大智度論』などの鳩摩羅 (北涼) 訳の『菩薩地持経』と『優婆塞戒経』の引用をみることから、天台『義疏』 はのちの ほかには

華厳 ·法蔵 (六四三―七一二)の『疏』などと比べるとき、梵網経疏の最初期に位置する内容をもっ

ていることがわかるのである。

《注記》

- 1 天台 場を尊重したい。 師智顗撰は自明のごとく尊重され全く疑われていない。いまは、ひとまず従来の注釈者たちの立 師 どうかは審らかでない」という見方で、智顗撰に疑問がもたれる向きもある は八世紀初めまでの文献に現れていないことから、「本疏が果たして隋末唐初に存在してい の研究』一九六一年、 『大正蔵経』 の中国はもとより、 四〇所収の 日本の近世および近代までの注釈 四一四頁)。けれども、これは現代の学術レベルでの疑問であり、 『菩薩戒義疏』二巻は、「隋智顗説、 (『義疏』の末註)では、天台智者大 灌頂記」となっているが、この書 (佐藤哲英 『天台大 趙宋 たか
- $\widehat{2}$ 用いられている。本稿では、『大正蔵』本を用いる。 所収のは、『梵網経』との会本になっており、また『国訳一切経・律疏部二』には異本が合わせ て引用したい。また、天台『義疏』のテキストも、異本が存するとみえ、『卍続蔵経』(一・五九・三) 梵網戒相の文は、『大正蔵経』の脚注を参照し、天台『義疏』の所釈文に合わせ、修正を加え

- (3)『大正』二四・一○○八c。第四○軽戒に、「七逆者出」仏身血」、殺」父殺」母、殺」和上」、殺」阿
- 闍梨「、破「羯磨転法輪僧「、殺「聖人」。若具「七遮」即現身不」得」戒」と説く。

(4) 『十誦律』(弗若多羅・鳩摩羅什共訳、六一巻)巻二につぎの所説をみる(なお、霊空光謙『菩

薩戒経会疏集註』巻四、『日蔵』旧版一八・二四二頁上参照)。

他、 箭 復有"|三種奪;|人命|。一者用;|内色|、二者用;|非内色|、三者用 丘以」手捉、木瓦石刀槊弓箭、若、木段白鑞段鉛錫段 │、若木段白鑞段鉛錫段「遙テ「擲彼人」、作「」如」是念「令「]彼因」、死。(中略) 用「内非内色「者若比 若足若頭若余身分作,,如,是念,令,,彼因,,死。(中略)用,,非内色,者若比丘以,,木瓦石刀槊弓 | 打¸他、作;如¸是念|令;被因;¸死。(『大正』 ||内非内色|。内色者比丘用」手打」

二三:八b~c)

『十誦律』巻二に、つぎの所説をみる。

5

是使 者教 比丘有_三種奪,,人命,波羅夷」。一者自、二者教、三者遣使。自者自身作,,自身,奪,,他命,。教 ||随、語奪||彼命|時、比丘得||波羅夷|。(『大正』二三・八b| ||語」他言||捉||是人||繋縛奪」命。遣使者語||他人||言、汝識||某甲||不、汝捉||是人||繋縛奪」命。

(6)『成実論』(訶梨跋摩造・鳩摩羅什訳、一六巻)巻八(『大正』三二・三○四c)。 なお、霊空光謙『集 註』巻四(『日蔵』旧版一八・二四四頁上)。

- (7) 『大正』四〇·五六四b~c。
- (8) 「養胎母」を、仁空『聞書』では円琳『鈔』にしたがって、「生母」と解釈し(『天全』 一五:二五九~二六○頁)、光謙『集註』では中国趙宋代の所釈にしたがって「養母」とみるごと

くである(『日蔵』旧版一八・二四五頁上)

9 趙宋代の与咸(―一一六三)のときにも欠いていたことが知られる(『菩薩戒経疏註』巻四、『卍 仁空のときにはすでにその所述を欠き(『聞書』巻下一、『天全』一五・二六二頁下)、また中国・

続蔵経』一・五九・三・二七〇左上)。

- (10) 『大正』四〇·五七二c。
- 11 仁空『聞書』巻下(『天全』一五・二六二頁下)、光謙『集註』巻四(『日蔵』旧版一八・二四五

頁下)、『国訳一切経・律疏部二』二一一頁など参照。

(12)『十誦律』巻五二に、つぎのような所説がある(『大正』二三三八一b)。

- 優波離問」仏。若比丘以:"呪術;変」身作:'畜生形;奪:'人命;得:'波羅夷;不。答、若自憶:"念我是比
- 13 鳩摩羅什訳『十誦比丘波羅提木叉戒本』には、「若比丘、若聚落中若空地、不」与名」盗」物。 丘|得|波羅夷|、若不||憶念|偸蘭遮

如

不、与、物取|故。」という(『大正』二三・四七一a)。

- 14 仁空『菩薩戒義記聞書』巻下二(『天全』一五·二八九頁下)
- <u>15</u> すゆえんとしている(鈴木『日蔵』三四:二五一下) 巻四では、「一有主物、二有主想、三有盗心、四是重物、五離本処」の五縁をもって、重罪を犯 仁空『聞書』巻下二(『天全』一五・二八三頁下)を参照。また、霊空光謙『菩薩戒経会疏集註
- <u>16</u> 全』 一五・三〇四頁上) みる(『大正』二三・四三九a以下)。なおまた、仁空『聞書』巻下二にも同様の理解がある(『天 している無漏聖道をいう。そして、『十誦律』巻五九には「大妄語戒」として、「過人法妄語」(覚 蔵』三四・二五四下)という。つまり、上法とは過人法に同じ意味で、過人法は凡夫の法を出過 っていないのに覚ったなどと無漏聖道についてうそをつく)のことがくわしく説かれているのを 光謙『集註』巻四の注釈に、「上法者律所」謂過人法、謂"無漏聖道出"過凡法 故也」(鈴木『日
- (17)「衆生想」の「当・疑・僻」については、これ以下の十重戒釈でもほとんど「同前」と述べて 三品の境について、「当・疑・僻」による重・軽を分別することも必要である。なお、仁空『聞書』 とはならないと解釈するのが妥当かも知れない。また、衆生想では、その前の「是衆生」でみた 十重戒の所制にあてはまり、「疑」と「僻」においては方便罪(軽罪)として、 省略される。その場合、『義疏』を読むときには、基本的には「当」についてが重罪で、つまり 十重禁戒の所制

巻下一(『天全』一五・二六三頁上)、同巻下二(同三〇六頁下)を参照。

(18) この事例は、「有言」のなかに「妄語心通」とあるように、「殺戒」釈にみるような通心(不特 い。すなわち、通心ならAであれBであれ、どちらかが妄語を信じたとき重罪となるが、隔心の 定多数に向って妄語する)と隔心(特定の物に向ってうそをつく)の問題として理解されてもよ

義疏鈔』巻下鈔上(『仏全』七一·九三下~九四上)、仁空『聞書』巻下二(『天全』 一五·三〇六 た(隔心)ゆえ、Bに対する妄語は重罪とはならない、ということである。なお、円琳『菩薩戒 ときはAに対するつもりがまちがえて、Bに妄語した場合、Bに対してはうそをつく心がなかっ

頁下~三〇七頁上)を参照。

(1) 『大智度論』(鳩摩羅什訳、一○○巻)巻一三にみる「酒の三十五失」は、つぎのようなことが

らである(『大正』二五・一五八b)。

(1)財産を失う。 (2)衆病を招く。

(3)闘諍のもとになる。

(4)裸形を恥じない。

(7)物を得ずに失なう。 (8) 置しごとをあばきたてる。 (5)醜く悪声する。 6智慧を失なう。

(10)酔って愁う。 (13)父を敬わない。

(4)母を敬わない。 11身体の能力が弱くなる。

(9)業を廃して成功しない。

(12)身体の色が悪くなる。

15修行者を敬わない。

第一章 天台『菩薩戒義疏』における五戒の解釈

17尊長を敬わない。 18仏を敬わない。

(16)

『婆羅門を敬わない。

(19)法を敬わない。 ②僧を敬わない。 21悪人を仲間にする。

22賢善の人を遠去ける。 23破戒者となる。 24無慙無愧となる。

⑵喜・怒・哀・楽・愛・悪の六情を正しく保てない。 26放逸となる。

(30) 善法を捨てる。 27人に憎悪される。 31人に信用されない。 28親しき者に擯棄される。 (32) 涅槃を遠く離れる。 29不善の法を行う。

20 『十誦律』巻七(『大正』二三·五二a~三b)、同巻一七(同一二○b~一b)。 (33) 誑癡の行いをする。 34地獄に堕ちる。 (35)誑駭をまねく。

21 『義疏』の文中に、明確な標示はないが、「二云」以下が5の「授与前人」の解釈と考えられる。

これについて、テキストの文に脱落があると考えられ、たとえばそこに語句を補って、「授与前人、 一云随買人、二云待飲時等」とすれば意味がよく分かる。すなわち第五の縁では、前人に酒

罪を結ぶという二つの解釈がある。酤酒戒はそれを飲んで酔乱するのを罪悪と見るのであれば、二 を授与した(売った)時点で、買った人に随って罪を結ぶのと、授与したのちそれを飲んだ時点で つ目の解釈が支持されることになる。なお、円琳『鈔』巻下鈔上(『仏全』七一・九六下)、仁空『聞

書』巻下二(『天全』 一五:三二二頁)、光謙『集註』巻五(鈴木『日蔵』三四・二五九下)参照。

第二章 天台『菩薩戒義疏』にみる「菩薩戒」注解の特色

第一節 第六「説四衆過戒」釈における菩薩戒的性格

「説四衆過」の意味

持つ)。 が基準となっていることは言うまでもない(ただし、因の酤酒は飲酒ではない菩薩戒としての特色を 加毀戒、仇瞋心不受悔戒、出謗三宝戒である。これら十種戒のうち、前五種は原始仏教以来の「五戒」 天台智顗(五三八―五九七)撰とされる『菩薩戒義疏』(二巻、『大正』四〇、 の所釈では、□殺戒、□盗戒、回婬戒、四妄語戒、団酤酒戒、宍説四衆過戒、 。梵網経』の十重禁戒は、 大乗菩薩戒のもっともよく知られた代表的な戒律である。 七自讃毀他戒、 以下『義疏』) その戒名は、 八慳惜 の巻下

地持経』) ○種のうち、 これに対し、 の、「四重四十三違犯」における四重 比以下の四つの戒は、インドから伝訳の『瑜伽師地論』 十重戒の後五種ほ、 菩薩戒としての特色をよく示すものといえる。というのは、 (自讃毀他・慳財不施・謝不受怨結・謗菩薩蔵) 菩薩地・戒品 (および 右の

第二章 天台『菩薩戒義疏』にみる「菩薩戒」注解の特色

相当のものをみるからである。もっとも、穴の説四衆過戒が加えられていることは、『瑜伽論』には ない梵網戒の特色を示しているが、これを含めた後五種の重戒は、いずれも菩薩の利他行を妨げるこ

とを規制する性格をもつとともに、また共通に対社会的の口業を教誡する内容をもつ。

光謙 衆過戒」釈によってみてみたい。後五種の重戒の初めに位置する「第六説四衆過戒」釈において、そ 読には、 のあとの四種の重戒に共通する基本的な解釈法の特色がみられると考える。 戒に対して、天台『義疏』にはどのような解釈をなしているか、その解釈法の特色を、とくに「説四 そこで本節では、梵網の十重禁戒のなかでも、菩薩戒としての性格をより多く表している後五種の 『菩薩戒経会疏集註』(巻五、 前章と同様に実導仁空『菩薩成義記聞書』(巻下三、『天全』一五・三二五頁以下) 鈴木『日蔵』三四・二六〇頁以下)を参照したい。 なお、 『義疏』 ٤ の論文解

梵網戒の第六重戒 (説四衆過戒)は、『梵網経』ではつぎのような戒相をもって説かれる。

|出家在家菩薩比丘比丘尼罪過|、教||人説||罪過|、罪過因・罪過縁・罪過法・罪過

自説

業。而菩薩聞。外道悪人及二乗悪人、説。仏法中非法非律、常生。悲心、教。化是悪人輩、 令」生

||大乗善信||。 而菩薩反更自説。仏法中罪過一者、是菩薩波羅夷罪。 (『大正』二四·一〇〇四c)

ば、 (若し仏子、自ら出家・在家の菩薩と、比丘・比丘尼の罪過を説き、人に教えて罪過を説かしめ 罪過の因・罪過の縁・罪過の法・罪過の業あり。而も菩薩は、外道の悪人、及び二乗の悪人

乗の善信を生ぜしむべし。而るを菩薩は反って更に自ら仏法中の罪過を説かば、是れ菩薩の波羅 の、仏法中の非法と非律を説くのを聞くときは、常に悲心を生じ、是の悪人の輩を教化して、大

このような戒律に対して、天台『義疏』ではまず総説的につぎのように解釈する。

夷罪なり。)

法一故得」罪也。 第六説四衆過戒。説是談道之名、衆謂。 此戒七衆同犯。大小乗俱制、 。「同法四衆」、過者七逆十重也。一以」抑ホア没前人」、二損。「正 大士掩」悪揚」善為」心故罪重也。 上者第二篇、 中者

二衆生想、三有説罪心、四所説罪、五所向人説、六前人領解 (『大正』四〇·五七三b)

第三篇、下者第七聚。声聞法如」此、与,,菩薩,有,異也。文句同」前。

此戒備、六縁、成」重。一是衆生、

および第四一軽戒に説かれるものを指し、五逆(殺父・殺母・殺聖者・出仏身血・破僧)を少しくわ また「過」とは七逆罪と十重禁戒を犯すことである。ここに「七逆」とは、『梵網経』の第四○軽戒 たる)道(いう)の意味で、「衆」とは同法(菩薩戒を共有する)の四衆(出家・在家の各男女)を指し、 ここでは、初めにこの戒を「第六説四衆過戒」と名づけ、その語義を述べる。 すなわち、「説」とは談(か

をあばくことを禁ずるのが、この戒の趣旨となる。そして、これが禁じられるのは、

一に過をあばか

しくした、仏教ではもっとも重い罪をいう。したがって、同法者(菩薩)の七逆と十重を犯した罪過

れた同法の菩薩(前人)が抑圧され没落させ(抑没)られるからであり、また二には大乗菩薩の法(正

じ科節を用いよという意味である。『義疏』では、十重禁戒の戒相を読むとき、「第一殺戒」釈のなか として示しているのをみる。これら声聞法にみる同種の規制はいずれも波羅夷罪ではなく、 等というのは、 としてそれを述べている。すなわち、菩薩(大士)は悪を掩め善を揚めるのを心情とするので、これ に示されているように、戒相の全体を「標人・序事・結罪」の三段に、またそのなかの「序事」を「不応・応・ の罪はつねに重い。これに対し声聞の法では、これの罪は三様に分かれ、比較的重い(上)のは第二 の説四衆過戒は波羅夷の重罪であることを、右の『義疏』の文には注意しているといえる。 大乗(菩薩戒)と小乗 **「説麁罪戒」などを説き、そして他人の過を説くについての種々な軽罪を第七聚** 一三法の中に、 ついでまた、右の文に「文句は前に同じ」とは、戒相を説く経文を理解するのに、前戒までのと同 ついで右の文には、菩薩の七衆(成年の四衆と未成年の三衆)間ではこれを犯せば同罪であるが、 また中間のは第三篇に、そして軽い(下)のは第七聚の罪に属するという。ここで「第二篇 (五篇に偸蘭遮と悪説を加う)に分類されるのを指し、たとえば『十誦律』では僧残 第八「無根謗戒」と第九「仮根謗戒」などを説き、また波逸提(第三篇) 声聞戒では具足戒(二百五十戒など)が五篇 (声聞戒)とでは、このことはともに規制されているとはいえ、ちがいがある (波羅夷・僧残・波逸提・提舎尼・悪作 (悪説または突吉羅 法のなかに (第二篇

梵網の戒相はこれを「三聚浄戒」の理念で理解するのが、『義疏』の釈意である。いま、「説四衆過戒 のことがらを指し、「応」とは菩薩として積極的になすべきこと、つまり行善の諸事をいうので、 の三節に分科させて理解する。ここで「不応」とは、菩薩がしてはならないこと、つまり止悪(律

一二、事を序ぶ 一、人を標す(若仏子) 不応(自説,出家在家菩薩比丘比丘尼罪過,、教,,人説,罪過,、 (自説出家~仏法中罪過者

罪過因・罪過縁・罪過法・罪過業)

の戒相を理解する仕方を、経文を配して図示するとつぎのようになる。

常生!!悲心一、教!.化是悪人輩一、令」生!.大乗善信 「而菩薩聞」外道悪人及二乗悪人、説」仏法中非法非律

三、罪を結ぶ(是菩薩波羅夷罪) 不応を結ぶ (而菩薩反更自説:仏法中罪過:者)

四所説罪、 ゆえんを、 さらに、『義疏』の文に「この戒は六縁を備えば重を成す」とは、この戒を犯すことが重罪となる 六種の縁によって明らかにするのをいう。六縁とは、□是衆生、□衆生想、回有説罪心、 田所向人説、穴前人領解である。そして、これよりのち『義疏』では、これら六縁をそれ

ぞれくわしく解釈するので、それらをみてゆきたい。

種に詳説するのが主要な特色である。いま、第六重戒の説四衆過戒では六縁を数えるなかで、まず⑴ 天台『義疏』の「十重禁戒」釈では、それぞれの戒を犯すことが重罪となる諸縁を、四種ないし六

是衆生、口衆生想、巨説罪心の前三縁をみると、つぎのように記されている。

是衆生者上中二境、取。有、言薩戒、者。方重。以、妨、彼上業、故。無、菩薩戒、止有、声聞戒、、及

是十戒具戒。又言「比丘比丘尼」一云猶是出家菩薩具戒者耳。亦云是声聞僧尼。若説 下境有戒無戒悉犯□軽垢」。 此戒兼制以,妨」業緣,。文云「在家菩薩」即是清信士女。「出家菩薩 此人重過

亦犯」重。此是行法勝者亦損಼深法」故。二衆生想有」当有」疑有」僻、 大意同」前。三説」過者有」両。

陥没心、欲」令||前人失||名利等|。二謂治罰心、欲」令||前人被||繋縛等|。此二心皆是業主、必犯

□此戒 | 。若奨勧心説、及被 」差説 」罪皆不 」犯。 (『大正』四〇·五七三b)

天の類を、そして下品は修羅・畜生以下の四趣をいう。それで、上・中の二境のうち、「菩薩戒をも のことは、すでに十重戒の「第四妄語戒」釈に記されており、上品は父母・師僧をさし、また中品は人・ ここで、□「是衆生」とは「説四衆過」の四衆を指し、これを上中下の三境に分ける。これら三境

であるという。したがって、上・中の境でも「菩薩戒をもたない者」と「止だ声聞戒だけをもつ者」、 また下品の境では有戒者も無戒者もともに含めて、これらの者の罪過をあばくことは軽罪を犯すのみ であるとする。そして、この戒では菩薩の事業を妨げる縁を兼ねて規制するのがねらいであるという。 つ者」の罪過を説けば重罪であるとし、またそのゆえは菩薩のすぐれた行ない(上業)を妨げるから ついで、経文の語句を釈して、「在家菩薩」とは清き信仰をもつ男女(在家二衆)をいい、また「出

薩の法)を損うことになるからである、と右の文には述べている。 ないとし、そのゆえはこれらの者は行法の勝れた者なので、その罪過をあばくことは深い法(大乗菩 あり、ひとつは出家の菩薩で具足戒をもつ者、いまひとつは声聞の僧・尼のことであるとする。 家菩薩」とは十重戒と具足戒とをあわせ持つ二衆のことで、さらに「比丘比丘尼」とはこれに二類が て、もしこれらの人の重い罪過(七逆十重)を説けば、この戒で規制する重罪を犯すことにほかなら

そこでも詳細は記されていない。これは『義疏』の現行テキストに文言の脱落があることによると考 同じ」と記すのみである。これについては、『義疏』で「第四妄語戒」釈にも同様の所説をみるけれど、 のを参考にしたい。 つぎに□の「衆生想」は、右の文では「当・疑・僻」の三種があるとするも、それの「大意は前に いまは 『十誦律』によって、その巻五九の「大妄語戒」釈中に、つぎのように説かれる

仏言、人中生:|人想|得||波羅夷|。人中生||非人想|得||波羅夷|。人中生|疑得||波羅夷|。

介正』二三·四三九b)

ここでは、「人を人と想って妄語すれば波羅夷である」などとする意味であるから、ここでの「人」

菩薩戒をもつ者(衆生)をそれと想ってその過を説くのが「当」であり、また菩薩戒をもつ者 をあばくことがこの戒で禁止される、とするものであった。したがって、この戒での「衆生想」とは、 生」にみた衆生、つまり菩薩の四衆を指し、そこでの意味は「菩薩戒をもつ者(衆生)」の七逆十重 を「衆生」に置きかえれば「衆生想」となる。そして、いま『義疏』にいう「衆生」とは前の「是衆 いことをいうのである。 はくことに相違はないから、この戒で制せられる重罪となり、これらより外の場合では重罪とならな がらその過をあばくのが「疑」の場合である。これら三種ではいずれも、菩薩戒をもつ者の罪過をあ (非衆生)と想ってするのが「僻」であり、そして菩薩戒をもつ者かどうか疑問をもちな (衆生

罪過をあばかれる人(前人)をして王法の縄にかけさせ(被繋縛)ようとする心をいう。そして、こ 名誉や利点を失わしめようとする心である。また、二には治罰(ばつをあたえる)心であり、これは する。すなわち、一は陥没(おとしいれほろぼす)心であり、これは罪過を説かれる菩薩(前人)の またつぎに、三説、過(説、罪心)とは、菩薩の罪過を説く心のことである。これには二種があると

し菩薩行や善行を奨し勧める心でなしたり、およびだれかに差しむけられて罪過を説くのならば、こ れら二心が罪過をあばく主体(業主)となって、この戒(説四衆過戒)を犯すとする。しかるに、 Ł

の戒を犯したことにはならない、と右の文では述べられている。

さて、説四衆過戒が重戒であるゆえんの第四の縁は、『義疏』ではつぎのように説かれる。

是名僻。 出仏身血破僧」、依二律部本制 四所説過謂』七逆十重|。称|犯者名字|在|此戒|正制。若謂|治罰心|在|第四十八破法戒 若重罪作,重名,説是事当義、 若事僻者実軽謂」重則犯」重。実重謂」軽則罪軽。以"其心謂,軽重,故。若作」書遣」便、 |向」僧説||是謗|、 作:|軽名|説是謂」当失;|当義|。但今心重事重悉同犯」重、 僧知:出血等事希,故軽。此正制;向 無戒者 制。 応レ 此

云同重、

二云罪軽。然犯,,七逆十重,前人失,,戒、失,,戒後説但犯,

軽垢。

(『大正』四〇·五七三b~c)

とをいう。ただその場合、この戒で規制されることがらと、他の戒とりわけ「四十八軽戒」中の第 であるとされるなか、そこにあばかれる罪過は最初にも述べられていたごとく「七逆十重」であるこ 一三謗毀戒や第四八破法戒などとの関係が少しく問題とされる。すなわち、第四八軽戒では、そこで この所説を読み解くと、四所説過とは、この戒が「四衆(菩薩)の罪過をあばくことを禁ずる」戒 『義疏』の解釈に、「他人に向って菩薩の罪過をあばき、彼をして王法の治罰にかけさせるのを破法

た菩薩の名を明らかにして(称□犯者名字」)、その罪過をあばくことを重罪とするのがこの説四衆過 前項の三説過で解釈されたこと(治罰心)と同じことになる。したがってその点で、七逆十重を犯し といい、この破法を禁ずるのが第四八軽戒であるとされる(『大正』四○・五七九c)。この意味ならば、

戒での制意である、と右の文には述べている。

を、事実であれ事実無根であれ、陥没心や治罰心をもって異法の人(菩薩戒をもたない人)に向って 釈のなかにも明説されているのをみる。すなわち、そこでも「菩薩戒をもつ者(同法者)の七逆十重 をあばくことを重罪として禁ずるのである、とする。そして、このことは、『義疏』の「第十三謗毀戒」 ぎない」と説かれているので、いまこの説四衆過戒は「戒をもたない者に向かって」七逆十重の罪過 を犯すことはきわめて希であることを知っていて、そのことを信用しないので、その誹謗は軽罪 律部の本制 ずるが、そこに他人の「七逆十重」をあばくという点ではこの第六重戒と同じになる。よって右の「義疏 わず他人の七逆十重の罪過を、陥没心をもって同法の人(菩薩戒をもつ者)に向かって説く」のを禁 あばく」ことは説四衆過戒の禁ずるところであり、それに対し軽戒である謗毀戒では「有戒無戒を問 の文では、もし「出仏身血や破僧」などの七逆十重を菩薩が犯したと言ってこれをあばいたとするとき、 また、第一三軽戒は「事実無根なのに悪心によって七逆十重を犯したと言って毀謗する」ことを禁 (『十誦律』) によれば、「僧に向ってその誹謗を説く場合には、僧は出仏身血などの七逆

ずる、と解釈している(『大正』四○・五七六a)

当をえていない(失,,当義,)ので、心にも重罪と思い事がらも重罪であるときに、それをあばくこと ば、ことがらは当をえているが、重罪を軽罪の名で説く(七逆十重よりも軽い罪の名であばく)のは それをあばく罪も決まるからである、という。 第六重戒を犯したことになり、逆に実には重罪なのに軽罪と思ってそれを説くならその罪は軽い えに第六重戒を犯したことにはならない)とし、そのゆえは心に重罪と思うか軽罪と思うかによって しくは事がらがずれている(事僻)場合には、実には軽罪なのに重罪と思ってそれをあばけば、この ついでまた、右の『義疏』の文にもどると、もし重罪(七逆十重を犯すこと)を重罪の名であばけ (重戒)を犯すことになるという。これに対し、名目が事がらとずれていたり(名解)、も (m)

はただ軽垢罪を犯すのみである(ゆえにこの第六重戒を犯したことにはならない)、と右の文では述 その罪によって戒を失った場合には、戒を失った後にその人の過去の罪過をあばいたとしても、それ 二にはこれを軽罪とみる、との二通りがあるという。しかるに、七逆十重を犯した当該の人(前人)が、 さらにまた、もし書面で使いを遣り七逆十重の罪過をあばくときには、一には同じく重罪とみる、

口業の戒としての特性

つぎに、説四衆過戒を犯すことが重罪となる六縁について、第五と第六のものは『義疏』ではつぎ

のように記される。

五向人説、謂上中二境無,菩薩戒,向説犯」重。損」法深故。為,下境,悉軽。毀損不,過深,。文云「菩 ...外道二乗説 ||仏法過|、応||慈悲教化|、而反自説」即是向||彼人||説損辱為」甚。六前人信解、

己所¸説口業事遂、拠¦此時¦結¸罪。結罪多少。一云随¸人、二云随¦口業¦。

(『大正』四〇·五七三c)

味であるという。そのゆえは、仏法(大乗)を損うこと深いからである。また、畜生等の下境に向か 天(中)を指すが、これら二境では「菩薩戒をもたない者」に向かって説くのが、この重戒を犯す意 ここでは四衆の罪過を誰に向かって説くのかを問題とする。このことはすでに前項で、「無戒者に向 って説くのを禁止する」と述べられていた。したがって、ここで「上中の二境」とは父母(上)や人・ 中下の三境が吟味されるが、先にみた「是衆生」での三境が「四衆」のなかを区別するのとは異なって、 ここで、田向人説とは、四衆(同法者)の七逆十重の罪過をあばく相手のことである。ここでも上

まり菩薩戒をもたない人)に向かって説けば、仏法を損い辱めること甚しいということである、 をもって教化すべし。しかるを反って自らその過を説かば」と述べるのは、彼の人(外道や二乗、 ないからである。そのため、この戒の経文に「菩薩は外道・二乗が仏法の過を説くのを聞けば、 の文には述べている。 って説くのは軽罪ゆえに、この戒の制するところではない。というのは、仏法を毀損する過失は深く つ

7 る。 四所説過のなかでみた「僧に向って説く」場合)なら、 るが、信用しなければ第六重の犯戒ではなく軽罪である。また、「口業に随う」とは相手が信用する それを参照すると、「人に随う」とは罪過を説かれた相手がそのことをよく信解すれば犯戒は成立す ことはすでに『義疏』では、第四重の「妄語戒」釈で述べられていたので(『大正』四○・五七三a)、 かしないにかかわらず、それ以前に罪過をあばいたことの口業をもって犯戒が成立するとみるのであ を結ぶについて、二つの考え方がある。一には人に随い、二には口業に随うとするものである。この うかを問題とする。すなわち、 もとより、これら二様の解釈は両方あいまって犯戒の罪が校量され、道理としては「口業に随 後に、 犯戒の重罪を得るが、もし罪過を説かれた相手がまったく理解または信用しない(たとえば先の **六前入信解** (領解) 罪過をあばく口業が遂行されおわったとき、そのことが犯戒として罪 とは、 罪過をあばいた結果、その相手がそのことを信じ理解したかど 未遂罪に終わり、 軽罪となり、 第六重戒の犯

罪とはならないとするのである。

げられるなかで、もっとも重要なのは、「是衆生・衆生想」など、その戒が重戒であることの諸縁を くわしく考証することである。 天台『菩薩戒義疏』での解釈上の特色をみた。その結果、天台『義疏』の戒相釈の特色はいくつかあ さて、本節では、梵網の十重禁戒のなか、第六重の「説四衆過戒」を、菩薩戒の一代表例として、

によってみる。伍はAが向かって説く相手であるCについて、このCを三類(三境)に区分し、それ 成立をみるのである。このような六縁について、くわしくは論文解読作業によって、本稿の右にあと らの間でAの罪の軽重をはかる。穴はAのあばいた罪過をCが信解したかどうかによってAの犯戒の 三類を指す。三はBの罪過を説くAの心を業主として、そのAの心を陥没心と治罰心とにみる。 これを上中下の三類 過心、四所説過、缶向人説、宍前人信解の六縁で校量する。 このうち⑴の「衆生」とはBのことであり、 Aがあばくところの七逆十重(Bの罪過)についての問題点を、第一三軽戒と第四八軽戒とのちがい 重を犯した罪過を、 それで、「説四衆過戒」とは どのような場合にAはこの戒を犯して重罪を得るかを、この戒では、□是衆生、 菩薩戒をもたない人C(異法者)に向って説く」ことを禁ずる重戒である。 (三境)に区分し、それに従ってAの犯戒の罪を吟味する。□の衆生もまたBの 『義疏』 の意味では、「菩薩A(仏子)が、 菩薩 B (同法者) 二衆生想、 の七逆十 (四) は (三) 説 そし

づけたとおりである。

説四衆過戒では、 第四の妄語戒と、 このほか、『義疏』の十重戒に対する戒相釈では、この書が梵網戒疏の最初期に位置することを反 『義疏』の十重戒釈では、各戒条の性格に応じてこのような諸縁の立て方は少しく異なる。 伍所向人と 穴前人領解が設けられるのを特色とする。 なかでも「前人領解」の縁は 十重の後五種戒すべてが口業に関する戒であるため共通に設けられるのをみる。 第六の

映して、律蔵では羅什訳の『十誦律』を背景思想に用いていることもうかがえる。

第二節 梵網戒「後四重禁」の解釈

一 「十重禁戒」の菩薩戒としての意義

加毀戒、⑨瞋心不受悔戒、⑩謗三宝戒である。これらのうち、後の四重戒は、『菩薩地持経』巻五の「戒 の戒名では、①殺戒、②盗戒、 『梵網経』の「十重禁戒」は、天台の『菩薩戒義疏』(智顗説・灌頂記、大正四○、以下『義疏』と略称 ③婬戒、④妄語戒、 ⑤酤酒戒、 ⑥説四衆過戒、 7自讃毀他戒、 8 慳惜

に説く「四波羅夷法」、または『瑜伽師地論』巻四○の「菩薩地・戒品」に説く「四種他勝処法」

に、 ほぼ一致する内容をもつことは、周知のとうりである。

立したと考えられている。『梵網経』所説の十重禁戒は、インドから伝訳の大乗戒経に尋ねるときには 『優婆塞戒経』の六重法と、『菩薩地持経』 等の四重法を合わせたものという性格をもつ。 『優婆塞戒経 鳩摩羅什訳と伝える『梵網経』(『大正』二四)は、今日ではすでに、中国で五世紀中ごろ前後に成

戒であり、 規定するのである。『地持経』等の四重は、 は声聞戒の は在家者の戒を説くのに対し、 まさしく菩薩戒にふさわしい内容をもつ。その意味で、『梵網経』 「婬・盗 ・殺 ・妄」の四重を持つことを前提に、右のような四法を菩薩独自の重戒として 『地持経』や 菩薩が利他を修行するときの、 『瑜伽論』では出家にも通じて説き、 対人または対社会的な制 の十重禁戒では、 出家菩薩の場合に

上の特色を論じたので、本節では右のように位置づけることのできる後の四重禁について、天台 すでに前節までに、十重禁戒のなかの初めの五重と第六説四衆過戒に対する、天台『義疏』の注釈

「義

ド伝来の固有に菩薩に属する代表的な重戒を、後四重禁に採用して規定したわけである。

疏』の注解における特色を、菩薩戒という意味に注目しながらみてみたい。

と右に述べた。もとより、戒相の内容にはそれぞれの間に同異がある。そこで、天台『義疏』を参照 『梵網経』の十重禁戒は、『優婆塞戒経』 所説の六重法と、『地持経』 等の四重法を合わせた性格をもつ、

して、先行経典との比較のうえに、十重禁戒の特色をみておきたい。

『優婆塞戒経』(七巻、曇無讖訳)では、「受戒品第十四」において五戒 (殺生·偸盗·邪淫·妄語·飲酒

梵網戒の前六重に正しく対応する。すなわち、『優婆塞戒経』では「優婆塞には六重法有り」として、 を示したのち、優婆塞(在家信者)の「六重・二十八失意罪」を説く。 いま、そのなかの六重法が、

その初重ではつぎのように説く。(『大正蔵経』二四・一○四九a~b、 原文は漢文)

塞戒を失う。「是の人は尚お煖法を得るあたわず。況や須陀洹より阿那含に至るをや。 善男子よ、優婆塞は戒を受持し已れば、天女の為と雖も乃至、蟻の子をも悉く殺すべからず。若善のいない。 し戒を受け已って、若しは口に教えて殺さしめ、若しは身をもて自ら殺さば、是の人は即ち優婆 是れ破戒

優婆塞・臭優婆塞・旃陀羅優婆塞・垢優婆塞・結優婆塞と名づく。」是れを初重と名づく。

これは、殺生を初重に制するものであり、文中に「 」を付した部分は、第二重以後の戒相にも定型

句としてみられる。それで、第二重以下のは、定型句を中略して読むと、つぎのとおりである。

優婆塞戒は身命の為と雖も、乃至一銭をも偸盗することを得ざれ。若し是の戒を破れば、是の人

は即ち優婆塞戒を失う。…(中略)…是れを二重と名づく。

若し是の戒を破れば、是の人は即ち優婆塞戒を失う。 優婆塞戒は身命の為と雖も、 我れは不浄観より阿那含に至るを得たりと虚説することを得ざれ。 …(中略)…是れを三重と名づく。

優婆塞戒は身命の為と雖も、邪婬することを得ざれ。若し是の戒を破れば、是の人は即ち優婆塞

戒を失う。…(中略)…是れを四重と名づく。

優婆塞戒は身命の為めと雖も、比丘・比丘尼・優婆塞・優婆夷の所有る過罪を宣説することを得

優婆塞戒は身命の為めと雖も、 酤酒することを得ざれ。若し是の戒を破れば、是の人は即ち優婆

ざれ。若し是の戒を破れば、是の人は即ち優婆塞戒を失う。…(中略)…是れを五重と名づく。

…(中略)…是れを六重と名づく。

ような優婆塞戒に対して、『梵網経』の十重禁戒では、たとえばその第一重はつぎのように説かれる(巻 できる。なぜなら、梵網戒の前六重と順序は若干違っても、 このような六重法は、順に「殺戒・盗戒・妄語戒・婬戒・説四衆過戒・酤酒戒」と名づけることが 制裁の事柄は一致するからである。

下、『大正』二四·一〇〇四b)。

る者は、故らに殺すことを得ざれ。是れ菩薩は常住の慈悲心と孝 順 心を起こし、方便をもって て随喜し、乃至、呪をもって殺さば、殺の因、殺の縁、殺の法、殺の業あり。乃至、一切の命有 仏子よ、若し自ら殺し、人に教えて殺さしめ、方便をもって殺し、殺すことを讃歎し、作すを見 一切の衆生を救護すべし。しかるに、自ら心を恣にして、意を快くして殺生せば、是れ菩薩の

殺の業」であり、 婆塞などと非難している。これに対し梵網戒の方では、後にもみるように天台『義疏』(および明曠の『刪 定型句によって戒と覚り(証果)との関係を声聞の階位で説き、 に説かれるのに対し、梵網戒は出家にも在家にも通じて説かれていることは留意しておかねばならない。 となるゆえんのこれらを注釈することに意を用いている。 詳しく説くのみならず、 補疏』)に科段を示して、「不応(止悪)・応(行善)・結」の三段に読むごとく、 して相応しい内容に富んでいるといえる。 このような戒相を比べてみると、優婆塞戒の方では禁止事項(止悪)のみを簡潔に規定し、そして 『菩薩地持経』の四波羅夷法をみると、同経巻五所説の「四重四十二違犯」を『菩薩戒本』 これが盗戒ならば盗の「因・縁・法・業」となるのであり、 積極的に善を行うべきことと、 また、梵網戒における定型句は 利他 なお、 の精神がよく強調されていて、 また破戒者を臭・旃陀羅・垢・結優 優婆塞戒は在家者 「殺の因、 天台 止悪 『義疏』 (優婆塞) のため 殺の縁、 (律議) 菩薩戒と では重罪 殺の法、 をやや

としたものによれば、つぎのように説かれている(曇無讖訳『菩薩戒本』、『大正』二四・一一○七a)。 若し菩薩は、貪利の為の故に、自ら己の徳を歎え、他人を毀呰すれば、是れを第一の波羅夷処法

と名づく。

むる者に悲心を起こして求むる所を給施せず、 自ら財物有るも、性として慳惜なる故に、貧苦の衆生の依怙する所無く、 法を聞くことを欲するもの有るも、悋惜して説か

ざれば、是れを第二の波羅夷処法と名づく。

若し菩薩は、瞋恚をもって麁悪の言を出して、意猶お息まず、復た手を以て打ち、或いは杖石を 加え、残害・恐怖・瞋恨増上し、犯ずる者の悔を求むるに、其の懺を受けず、恨を結ぶことを捨が、がながら、ない。 しんじん

てざれば、是れを第三の波羅夷処法と名づく。

或いは他に従って受くれば、是れを第四の波羅夷処法と名づく。 若し菩薩は、 菩薩蔵を謗り、相似の法を説き、 熾然に相似の法を建立し、若しは心に自ら解し、

は声聞戒に従うからである。これに対し梵網戒では、「殺・盗・婬・妄」を含め、重要な事柄はみな また、『地持経』等では右の四つのみを重戒(波羅夷罪)として説くのは、「婬・盗・殺・妄」の重罪 行うことを規定し、戒相のなかに三聚浄戒(摂律儀戒・摂善法戒・摂衆生戒)の理念を表現している。 いて伝教大師最澄が、梵網戒のみをもって大僧戒(出家菩薩が持つ戒律)と定めた根拠となったと考 十重のなかに菩薩戒として網羅して説く。すなわち、このような梵網戒相の勝れた性格は、 みるように、前六重の戒相と同様、 の場合と同じように、 これらの戒相ではいずれも、菩薩が慈悲心に背くことを制するのであるが、その内容は『優婆塞戒経 禁止的事柄 (律儀) に終始している。それに対して、梵網戒の方は次節以下に 禁止的内容(止悪)ばかりでなく、 利他の実現と善法をすすんで 日本にお

| 第七重「自讃毀他戒」釈

結犯」という表現に変えている。そこでいま、経文の戒相を、 相を、 にしたのを三段に改行して示すと、次の通りである。(丸かっこ内は引用者、『梵網経』巻下、『大正』 梵網戒の第七重は、 「不応・応・結」の三段に読む。 天台 『義疏』の戒名では 明曠の 『刪補疏』では、同じ区切り方で「止悪・行善 「自讃毀他戒」である。『義疏』 原文を引用して、これを書き下し和訳 では 『梵網経』 ・挙過 の戒

若仏子、自讃毀他、亦教』人自讃毀他」、毀他因・毀他縁・毀他法・毀他業。而菩薩応』代』一切衆 生一受」加,毀辱,、悪事自向」已、好事与非他人。若自揚,己徳,、隱,他人好事,、令,他人受」毀者、

二四·一〇〇四 c)。

是菩薩波羅夷罪。

若し仏子、自讃毀他し(自らを讃め他を毀り)、亦た人に教えて自讃し毀他せしむれば、毀他の因、

毀他の縁、毀他の法、毀他の業あり。(不応・止悪)

而るに菩薩は応に、 を自ら己に向け、好事を他人に与えるべし。(応・行善) 切の衆生に代わって毀辱 (けなしはずかしめる)を加えるのを受け、

若し自らに己の徳を揚げ、他人の好事を隠し、他人に毀りを受けしむれば、是れ菩薩の波羅夷罪

このような戒条に対し、天台『義疏』では簡潔に注釈を施す。すなわち、その前半には次のように

述べる。(原文は漢文。いまは書き下し和訳して引用する)

を備うる故に重なり。菩薩は直しきを他に与え、曲れるを引いて已に向かわす。何ぞ我れを挙げ 第七重は自讃毀他戒なり。自讃とは自ら己の功徳を称え、毀他は他の過悪を譏ることなり。二事

但し、 て(ほめて)、他を毀る容けんや。故に罪を得るなり。七衆は同じく犯し、大・小乗に倶に制す。

菩薩は利安(衆生を利益し安楽にする)を本と為す故に、讃・毀の罪は重し。声聞は物を

兼ねざれば、他を毀ることは第三篇を犯し、自ら讃ることは第七聚を犯す。文句は前に同じ。 の戒は五縁を備うれば重を成す。一には是れ衆生、二には衆生の想、三には讃・毀の心、四には 此

・毀の具を説き、五には前人の領解なり。

(『大正』四〇·五七三c)

、部派の戒律)におけるよりも重く制せられる意味を示し、 そしてこの戒が重戒となるゆえんとして ここには、この第七重を自讃毀他戒と名付けるその語義を述べ、またこの戒が菩薩戒として声聞戒

例えば華厳の法蔵の『疏』では、『善戒経』などを根拠に、自讃または毀他だけでも重罪であると釈 五縁を挙げる。これによると、自讃と毀他の「二事」を備える故に、重罪であるとする。この点は、

するのと異なる。また、「七衆は同じく犯す」とは、教団に属する出家・在家の男・女および成年・ 七聚)のなかに自讃を戒める事柄がいくつか見いだされるのをいうのである。 ことは第七聚 未成年によって分類した七衆の、だれが犯しても重罪であることをいう。そして、小乗部派 でみると、「波逸提九〇法」(第三篇) でもこの罪を規制するが、声聞 声聞戒の「五篇七聚」のなかでは、 (衆学法・突吉羅罪)に属する軽罪にすぎないという。このことは、 (部派の修行者)は衆生を救済する(物を兼ねる)のを任務としない のなかの二つ目に「罵戒」が規制され、或いは「百七衆学法」(第 他人を毀るのは第三篇(波逸提法)に、また自己を讃 例えば 一十種 (声聞戒 める

げられる。これは、経文に「毀他の因、毀他の縁、毀他の法、毀他の業あり」と説くのを、 ばよい。そして、右の文の最後に、この戒が重戒である(重罪となる)ゆえんの「五縁」の名目が挙 成にかえて注釈するもので、天台『義疏』の十重禁戒釈のもっとも大きな特色である。五つの項目を あげてのち、それらを具体的に述べるのが、右の文に続く注解の後半部分なのである。 の科段の詳細はすでに「第一殺戒」釈と、それ以後の解釈例で示されており、いまはそれらにならえ すなわち、つぎのように論述される(『大正』四○・五七三c、改行は引用者による)。 「文句は前に同じ」とは、先に示したように、この戒の経文の読み方を三段に区切るのをいい、そ 五縁の構

に是れ衆生とは、 一に云く、上・中の二境を毀るのは重を犯し、 下を毀るのは軽を犯す。

云く、上・中の二境は菩薩戒を有つ者には方に重なり。彼れを悩まし妨げること深きが故に。 し無戒のもの及び下境の有戒のものには悉く軽なり。悩ませ妨げること浅きが故なり。

若

他を抑え、彼をして悩ましめんと欲するを謂う。若し折伏ならば犯に非ず。自ら讃め毀る心は正他を抑え、彼をして悩ましめんと欲するを謂う。若し折伏ならば犯に非ず。自ら讃め毀る心は正 四に讃 しく是れ業の主なり。他に教えるには両解あり。一には同じく重と云い、二には罪は軽いと云う。 二に衆生の想には、当有り、疑有り、僻有り。大意は上に同じ。三に讃め毀る心とは、我を揚げ ・毀の具を説くとは、此の経には漫りに他人に毀辱を受けしむと云う。律部に依れば「八

の犯事にして、無戒の人に向かうを以っての故に重なり。 て戒を失う後には、但だ性罪なり。前の戒は他に向って彼の過を説くことを制す。止だ八事の中 Ŧī. こに前人の領解とは、 彼の人が讃・毀の言を解すれば、語語に随って重を結ぶ。増上に犯し已っ

事有り云々」という。

衆生である。そのことは、すでに「殺戒」釈の箇所で述べられている。ここでは、二つの解釈をあげ る。二には、上品と中品の菩薩戒を持つ者に対したときだけ重罪であるという。 れる。上品は聖人・師僧・父母らを指し、 ここで、一の「是れ衆生」とは、自讃し毀他する対象(境)のことで、これが上・中・下に分けら 一には、 上品と中品の者に対して自讃し毀他すれば、重罪であり、下品に対したときは軽罪であ 中品は人・天の類を、そして下品は畜生・餓鬼・地獄等の

二の「衆生想」とは、一の衆生(境)について、その当人と想ってなすか、間違えてなすか等を分

別して、罪の軽重をはかるものと考えられるが、『義疏』では解説を省いている。

り邪教や邪見の者を相手に、これを打ち破るためならば、この戒を犯すことにはならないとする。 三の「讃め毀る心」は、行為(業)の主体についていう。そのなかで、「折伏」のためなら、つま

を指示する。それで、『十誦律』所説の「罵戒」をみると(前掲の注(13)に指示したもの)、そこに「種 兀 の「讃・毀の具」とは、 自讃し毀他する方法、やり方である。これについては、律に説く「八事」

と次のごとくである。(『大正』二三・六四b)

技・作・犯・病・相・煩悩・罵」の八事を説くのをみる。これらは順に説明されており、

簡略にみる

①「種」とは、刹利種(クシャトリア階級)の比丘に向かって(バラモン・商人・奴隷階級出身 に対しても同様に)、出家受戒してどうなるのか、お前などの種姓には資格はないと譏ること

②「技」とは、クシャトリア出身の比丘に対して、お前は乗馬や弓刀等の技芸を学んでおればよ 出家受戒して何になるかと譏ることである。

である。

③「作」は、クシャトリアの比丘に向かって、お前など出家してどうなるか、乗象馬や弓刀を用

い入陣出陣を作しておればよいと譏る。

- ④「犯」は犯罪を根拠に出家受戒するのをそしる。
- ⑤「病」は悪疾の病気のゆえに出家受戒できないとそしる。
- ⑥「相」は障害や醜怪な悪相を理由に出家受戒できないとそしる。
- (8) 「罵」とは他人をそしり悩ます性癖をもつ故に出家受戒の資格なしと譏ることである。 ⑦「煩悩」は、貪・瞋・癡など多くの煩悩をもつ者に出家受戒できないとそしる。

前戒は無戒の者に同僚の過ちを説くことを制し、それは先の八事では犯事に相当するのに対し、この前戒は無戒の者に同僚の過ちを説くことを制し、それは先の八事では犯事に相当するのに対し、この はなく、 戒では菩薩戒をもつ(有戒)者に対して、八事のいずれかにおいて自讃し毀他するのを制するという。 ば重罪となる。また、 Ŧī. の「前人の領解」は、自讃し毀他したことを相手が理解したかどうかを問い、理解したのであれ ただ性罪としてその罪は重いという。そして、前の「第六説四衆過戒」とのちがいを述べ、 犯戒が増上して戒を失う(大乗では戒体を失うこと)のちには、遮罪としてで

一第八重「慳惜加毀戒」釈

にしたがって三段に区切って改訂を加えて読むことにする。(原文は漢文、『大正』二四・一○○四c 第八重の戒は、『梵網経』ではつぎのように説かれる。これもまた、天台『義疏』と、明曠の 『刪補疏

う 五 。 。

而も菩薩は、一切の貧窮の人が来て乞うを見るとき、前の人の須むる所に随って、一切を給与す 若し仏子、自ら慳み、人に教えて慳ましめば、慳の因、慳の縁、慳の法、慳の業あり。(不応・止悪)

べし。(応・行善

而るを菩薩は、 為に一句・一偈・一微塵許りの法すら説かず、而も反って更に罵辱すれば、是れ菩薩の波羅 悪心や瞋心を以って、乃至、一銭・一針・一草をも施さず、法を求むる者有りて

夷罪なり。(結・挙過結犯)

この戒相に対して、天台『義疏』では前戒とほぼ同じような形態で注釈する。その前半をあげると、 つぎのようにいう。(原文は漢文、丸かっこ内は引用者、『大正』四○・五七三c~四a)

て(おしんで)与えず、復た毀辱(そしりはずかしめる)を加うれば、頓ちに化道(衆生を教化 辱しめを加うることなり。前人(目の前にいる人)が財を求め、法(教え)を請うるも、悋惜し 第八慳 惜 加毀戒とは、慳惜(おしむこと)は是れ愛悋の名にして、加毀は是れ身と口をもって

薩は親・疎を簡ばず、求むる者には皆な施す。与えずに辱しめを加うれば皆な犯す。本誓は物を確し、 兼ねるを以ての故なり。声聞は唯だ弟子に法を教えざれば、第七聚を犯す。財を与えざることは し導くこと)に乖く、故に罪を得るなり。此の戒は七衆同じく犯す。大・小は全く共にせず。菩

成ず。一には是れ衆生、二には衆生の想、三には慳・毀の心、四には慳相を示し、五には前人の 制せず。尼家は二歳の内に財・法を与えざれば、第三篇を犯す。二歳の外に与えざれば、第七聚 を犯す。 加毀は事に随って各結び、合わせても重と為すには非ず。此の戒は五縁を備うれば重を

領 解なり。

となり、その二年間の外ならば衆学法(第七聚)の罪となる。そして、小乗では加毀の罪は、事例に⑸ までの二年間、 逆に与えずにはずかしめを加えることは重罪である。これに対して小乗 相手が親しいか親しくないか等に関わりなく(親・疎を簡ばず)、求める者には皆な施すべきであり、 したがってそれぞれ罪に問われるが、たとえ慳惜と加毀の罪を合わせても菩薩のような重罪ではない えないのは衆学法 っそう強調されている。すなわち、菩薩は衆生を救済する(物を兼ねる)のを本来の誓願にもつため、 ここでは、初めに慳惜と加毀の意味を示したのち、 また、 比丘尼戒(尼家)では、式叉摩那(一八才から二〇才までの出家女子)には成年に達する 師僧は財と法を与える義務をもつので、それをしないときは波逸提法 (第七聚) の軽罪にすぎないばかりか、財を与えないことは何ら制せられないとい 大乗 (菩薩)戒と小乗(声聞)戒のちが (声聞)では、弟子に法を教 (第三篇) の罪

このような解釈を施したのち、『義疏』では前戒と同じように、重罪となるゆえんの「五縁」をあ

げる。それらの内容は、右の文に続くつぎのような論述である。

(改行と 「 」等は引用者、『大正』

四〇·五七四a

に是れ衆生とは、上・中の二境には重を犯し、下境には軽きを謂う。

二に衆生の想とは、前の如し。

は法を聞き財を得ること宜しからず、訶り辱しめらるべきは皆な犯ぜず。自ら慳しみ自ら毀るはは法を聞き財を得ること宜しからず、訶り辱しめらるべきは皆な犯ぜず。自ら慳しみ自ら毀るは 三に慳・毀の心とは、悪み瞋り、財・法を悋惜して、而も打罵を加うれば是れ犯なり。若し彼れ

正しく是れ業の主なり。軽垢を犯すは、前人の教うるを以て、戒を犯さざるが故なり。

当に知るべし、凡夫の菩薩は宜しきに随って施を恵み、都べて杜絶するが故には犯なり、 筆、四には法なり。 請うとき、使い人に対して慳惜し、或いは悪言にて呵罵するは皆な重にはあらざる応し。既に対 行なうべし。一には財、二には法なり。出家菩薩は四施を行なう。一には紙、二には墨、三には 面に非ずして、彼れを損悩するは、軽きが故なり。決定毘尼経に云く、「在家菩薩は応に二施を を示し、或いは人をして打罵せしむるは、皆な重なり。若し彼れが使いを遣わし、財を求め法を にて駆斥し、或いは悪言をもて罵りを加える等きを、皆な示相と名づく。或いは自身に作すこと 四に慳相を示すとは、或いは隠避して財・法を与えず、或いは都べて無しと言い、或いは手と杖 得忍菩薩は三施を行ず。一には王位、二には妻子、三には頭目皮骨なり」と。

(一例) という。

Ŧī. 一に前人の領解とは、悋惜の相を知り、打罵の言を領納せば、事に随い語に随って、重を結ぶ。

此の戒は亦た一例をもって重を結ぶなり。

事によって重罪となると解釈されたが、ここでもまた慳と毀の二事をもって重罪を結ぶことは例同す から、 を挙げる。 罪であり、この戒を犯したことにはならないという。 れぞれの立場で布施行を専らにすべきことをとくに強調している。最後に五の「前人の領解」とは、 となるわけである。つぎの四に「慳相を示す」では、慳惜と加毀が身業と口業によってなされる様相 三の「慳・毀の心」は、業の主体である意業を述べる。ただここでは、相手の聞法と得財が適切なも のでなく、非難されるべきときには犯戒にはならず、また現前の人(前人)の教唆によるときには軽 ここで、一の「衆生」と、二の「衆生想」については、前戒の解釈にしたがって理解すればよい。 や口業 (前人)が恪惜(慳惜)と打罵(加毀)を被ったのを理解することで、その場合被った身業(事 重罪ではないという。そして、『決定毘尼経』を引用して、菩薩は在家であれ出家であれ、そ ただし、使いの者が来て、その使者にこれらをなすのは、直か (言葉)にしたがって重罪を結ぶとする。さらに、前戒(自讃毀他戒)では、 つまり、自らの意業が主体となるときに、 (対面) にするのではない 讃 ・毀の二 重罪

四 第九重「瞋心不受悔戒」釈

第九の重戒の 『梵網経』での戒相は、次のごとくであり、これも『義疏』にしたがって、三段に読

むことにしたい。(『大正』二四・一〇〇五a)

若し仏子、自ら瞋り、人に教えて瞋らしめば、瞋の因、瞋の縁、瞋の法、瞋の業あり。(不応・止悪)

而も菩薩は、 一切衆生の中に善根と無諍の事を生じ、 常に悲心を生ずべし。(応・行善)

えて手に打つを以って、及び刀杖を以ってしても、意は猶お息まず。前の人が悔いを求めても、 而るを反って更に一切衆生の中に於いて、乃至、非衆生の中に於いて、悪口を以って罵辱し、加

善言をもって懺謝するも、猶お瞋りを解かざれば、是れ菩薩の波羅夷罪なり。(結・挙過結犯)

これに対する『義疏』の注釈は、前戒の場合と比べて幾分簡略である。途中に段落を設けて全文を

あげると、次のとおりである。(『大正』四○·五七四a~b)

衆同じく犯す。大・小乗は全同ならず、菩薩は本より衆生を接取すべきに、瞋り隔てば重を犯す。 第九瞋心不受悔戒は、悔謝

声聞は自利にして第七聚を犯す。文句は前に同じ。此の戒は五縁を具うれば重を成ず。 一には是

れ衆生、二には衆生の想、三には瞋・隔の心、四には不受の相を示し、五には前人の領解なり。

堪えざれば犯さず。四に不受の相を示すとは、或いは関閉断隔し、口に発して受けざるなり。五た に前人の領解とは、彼れの受けざると、身・口に加逼の苦を知れば、身・口の業の多少に随って
ザゼルス りょうけ が等きは、上に同じ。三に瞋・隔の心とは、和解を欲せざれば重を犯す。彼れは未だ悔を受くに 一に是衆生とは、上・中の境は重く、下境は軽し。二に衆生の想とは、当有り、疑有り、

ことも利他に反する意味で、怒ることによって救済すべき衆生を遠く隔てることである。 取する」ことに同じ意味であり、菩薩の利他の精神をいい、声聞の自利に対する。また、「瞋り隔つ」 菩薩は利他の故にこの戒を重戒とし、声聞では利他に関知せず自利に従事する故に相当の罪は第七聚 (衆学法・突吉羅罪) の軽罪にすぎないという。 これの前半の文は、 前戒の場合と同様に理解すれば容易である。なかに「接他」とは、「衆生を接 したがって、

戒にはならないとする。四の「不受の相を示す」とは、身業によって衆生との間を、せきとめ(関)、 解し)ようとしない心である。しかし、相手の悔い謝まることが適切でないことを知るときには、犯 つぎに、「五縁」の三に「瞋・隔の心」とは、業の主体(意業)のことで、衆生に和み衆生を理解し(和 (閉)、断絶し (断)、へだてる (隔) ことであり、また口業を発して相手の悔・謝を受けつけ

加わることが、重罪の要件であるとみるのである。 ったように、単に意業(瞋心)のみでなく、打擲したり罵倒するなど、身体的および言語的な行いが 相手(前人)が理解したときに、重罪を結ぶという。つまり、前戒あるいは前々戒でもそうであ

ないことである。五の「前人の領解」は、悔・謝を受けつけずに、身業と口業によって加えられた苦

五 第十重「謗三宝戒」釈

梵網の第十重戒を、前と同様に三段に読むと、次の通りである。(『大正』二四・一○○五a) 若し仏子、自ら三宝を謗り、人に教えて三宝を謗らしめば、謗の因、謗の縁、謗の法、 謗の業あ

り。(不応・止悪)

而も菩薩は、外道及び悪人の、一言にても仏を謗る音声を見るとき、三百の鉾をもって心を刺される菩薩は、外道及び悪人の、一言にても仏を謗る音声を見るとき、三百の鉾をもって心を刺さ

れるが如くなるべし。(応・行善)

況や口に自ら謗り、信心と孝順心を生ぜざらんをや。而るを反って更に悪人と邪見の人を助けて

謗らしめれば、是れ菩薩の波羅夷罪なり。 (結・挙過結犯

天台『義疏』によるこれに対する注解は、「邪見」についての論述を加えるのでやや詳しくなっている。

り。七衆は同犯なり。大・小は倶に制す。大士は人を化すを以って任と為し、今邪説して正しき 欲する心、 に同じ。此の戒は五縁を備うれば重を成す。一には是れ衆生、二には衆生の想、三には説かんと を断つ故に重を犯す。 るべからずして、異なって解説するは皆な名づけて謗と為すなり。己の宗に乖く故に罪を得るな こと)の名なり。雄(むすぶ)は是れ解(ときほぐす)というがごときは理に称わず。言に実あ 第十の謗三宝戒は、亦た謗菩薩法とも云い、或いは邪見邪説戒とも云う。謗は是れ乖背(そむくぼうぎんぼうか) 四には正しく吐説し、五には前人の領解なり。 声聞は此れに異なり、三たび諫めても止めざれば第三篇を犯す。 文句は前

なかの五五番目に、「悪見違諫戒」をみる。これは、比丘が邪見を起こして法を説くとき、三たびそ(g) 説)ことで、大乗または仏法(己の宗)にそむくゆえに重罪である。そして、これを声聞戒との違い ずる呼称である。そして、「謗」の意味は、結ぶことを解くというように、まったく正反対に、 は、同種 でいえば、菩薩(大士)は人を教化することが任務なので、邪説の罪は大きい。これに対し声聞戒で にそむくことである。つまり、言葉に真実がなく(邪説)、間違った理解(邪見)のうえに説く(邪 ここで、この戒を謗菩薩法ともよぶのは先の『菩薩地持経』に通じ、また邪見邪説戒は十善戒に通 の罪は第三篇の軽罪にすぎないという。その事例は、『十誦律』では波逸提罪(第三篇)の

れを諫めても悪邪見を捨てないのを罪(波逸提罪)とするものである。

つぎに、この戒が重戒であるゆえんの「五縁」に進むと、右に続いて次のように論述されている。 受すれば、語語に随って重を結ぶ。若し邪説の経を作る者が、人をして解せしめんと欲せば、彼 自ら他に対して説き、若しは他に伝え説かしむるは悉く重なり。 意を運び、向かって之を説かんと欲する意を作る。四に正しく説くとは、言を発し他に向かって、 重を犯す。二に衆生想は、当有り、疑有り、 一に是衆生とは、上・中の二境を謂う。若しは菩薩、若しは声聞、若しは外道に向かって説けば 僻有ること上の如し。三に説かんと欲する心とは、 五に前人の領解とは、邪言を納

が、 まとめて示してみると、次のごとくである。 上の特色をもたせている。すなわち、邪見に多くの種類をあげ、それらの罪の軽重を論ずるのである つぎの五では相手(前人)が邪説や邪言を理解したとき、それら邪説・邪言に随って重罪となるとする。 さて、この戒について右のように釈したのち、『義疏』ではとくに「邪見」について論述し、注釈 これら五縁のなか、三は業の主体を述べ、これは意業である。四では口業を起こす故に重罪を結び、 いまは具文を引用する煩雑さを避け、『義疏』に列挙され説明を施こされる邪見の種類を簡略に

の披覧して解を発す者に随い、語語に随って重なり。

(『大正』四〇·五七四b)

○ 上邪見(一切の因果を否定する闡提の類)

- 中邪見(因果を否定しないが三宝は外道に及ばないと考える)
- ①法相異(三宝は劣ると見る卑小の心)計成失戒
- ②非法相 (三宝の勝ることを知るも口に劣ると説く) 戒善不失

下邪見(三宝は外道に勝ることを知るも大乗を棄て小乗を取る)

四 雑邪見

 $(\underline{\overline{}})$

- (小乗は仏説ではないとみる者と、大乗の一部を否定する者との二種)
- ② 雑信 (三宝や大乗を謗らないけれども外道や鬼神にも威力が有ると信ずる者)
- ③繋念小乗(小乗を取ってのちに大乗を修める者)
- ④思義僻謬(智力が劣るために起こす邪見)

宝)が外道に及ばないという誤った考え方(法相の異計)が成就している者は、戒体を失っていると 正しくこの戒に制する対象であるという。ここで、「法相異」の者は「計成失戒」であるとは、仏教 いうことで、この類もまたこの戒所制の対象から除かれる。 りこの戒の制する対象ではない。つぎの「中邪見」には二類があり、法相異と非法相のうち、後者が きずに善根を断っている極悪の類 これら「上・中・下・雑」の四種に分ける邪見のなか、「上邪見」は因果の道理を信ずることがで (闡提)であるから、仏法に帰依して受戒するはずもなく、もとよ

では それらはみな軽罪に属せしめられている。 つぎの「下邪見」は、仏法を信ずるけれども大乗よりも小乗を勝れていると思うことで、これは ていないけれども、口に三宝の劣ることを言うとき、この戒を犯す(重罪を得る)とされる。そして、 これに対し、「非法相」の者は心には三宝の勝れているのを知っているので戒体(戒善) 四十八軽戒の中の第八「背大向小戒」に制するという。さらに、「雑邪見」は幾類も数えられるが、四十八軽戒の中の第八「背大向小戒」に制するという。 は失われ 『梵網経

びついて重罪を得るとみるのが、天台『義疏』の解釈といえよう。なお、円琳の『鈔』では、梵網戒 0) 所制の対象となる中邪見と下邪見とを、「心念」と「発言」に分けて、いっそう詳しく解釈を示して 11 口に三宝を譏ることが、この戒の所制である。そして、大乗と小乗と外道との関わり方によって、 このように、 重がある。ともかく、邪見は十善戒では意業の戒であるのを、十重禁戒の謗三宝戒では口業と結 邪見にも罪の軽重があり、 それらのうちで三宝(仏法)を信じて受戒していながら、 罪

れらが菩薩戒として声聞戒 んでいる特色がある。天台 の場合に慈悲心に背く行為を禁止するのみでなく、 さて、『梵網経』の十重禁戒では、後の四重禁に『地持経』や『瑜伽論』の四重法が採用され、そ 『義疏』では、そのような後四重禁を解釈するとき、簡潔では (小乗) に比べ、重く制される意味を述べることに意を用いている。 菩薩の利他行を積極的に行うことを戒相に盛り込 あるが、こ それ

と同時に、どの戒においても、重罪となる「五縁」を論述するのを、解釈上の特色としている。

加ゕ 毀き 心をもっぱら重視するごとき解釈がうかがわれる。 を禁戒の意味として重視するようである。このことは、たとえば華厳の法蔵と対比すると、 釈している。けれども、十善では意業を制する戒であるのを、 後の四重禁は、 戒とも共通する。天台『義疏』では、とくに第十重の謗三宝戒を邪見戒の類として、邪見を詳しく解 命名と解釈を施しているといえる。 ところで、これらの四重禁のうち、後の三は十善戒のなかの、貪欲・瞋恚・邪見を誡める意三業の (罵辱を加えること)を、また別には瞋心の上に悔謝を受けつけない行為を、それぞれ重くみる 出自讃毀他戒、八故慳戒、仇故瞋戒、出謗三宝戒と名づけ、なかで八と仇は貪心と瞋 これに対し天台 『義疏』では口業と身業に現れること 『義疏』では、八には貧心の上に 法蔵では

業)を、第四ではそれが口と身に現れる相を論じ、そして第五の「前人領解」ではそれら身・口の業 が前人(相手)に領解(理解)されたときに重罪を結ぶと解釈するのである。 重禁に対する解釈では、「五縁」の論釈形態はほぼ同じである。つまり、五縁のなか、第三は業主 そのことは、『義疏』の解釈法上の特色である「五縁」の論述のなかにもよく表れている。 後の四 意

《注 記》

- $\widehat{1}$ 『瑜伽師地論』(一○○巻、唐・玄奘訳)巻四○「菩薩地・戒品」(『大正』三○・五一五b~c)。
- 菩薩地持経』(一〇巻、北涼・曇無讖訳)巻五「戒品」(『大正』三〇・九一三b)。
- $\widehat{2}$ · 破 『梵網経』の第四○軽戒には、「七逆者出」仏身血」・殺」父・殺」母・殺□和上」・殺 | 羯磨転法輪僧 |・殺||聖人|。若具||七逆||即現身不「得」戒」 と説かれるのをみる(『大正| 阿闍梨

一四・一〇〇八c)。

- 3 謙(一六五二—一七三九)『菩薩戒経会疏集註』巻五(鈴木財団『日本大蔵経』三四・二五九下) 二三:二二a~二四b)、また同巻一○に「波逸提法」の「脱麁罪戒」を説き(同七二b~七四 a)、そしてそれらの所説のなかに「突吉羅」(第七聚)となる場合を説いている。なお、霊空光 『十誦律』(弗若多羅・鳩摩羅什共訳、六一巻)巻四に「僧残法」の第八事と第九事を(『大正』
- (4) 円琳(一三世紀前半頃)『菩薩戒義疏紗』巻下之上(『大日本仏教全書』七一·九三上)、および 三(同三三二頁)など参照 実導仁空(一三○九—八八)『菩薩戒義記聞書』巻下二(『天台宗全書』 一五・三○六頁)、同巻下
- (5) ここで「律部の本制」とは、『十誦律』巻五二に、「若謗言ェ汝悪心出」仏身血」若壊ュ、僧得」偸蘭

蔵』三四・二六一下)参照。 遮,」(『大正』二三・三八五c)と説くを指すと考えてよい。なお、光謙の前掲書巻五(鈴木『日

(6) この釈述法は、『成実論』(訶梨跋摩造・鳩摩羅什訳、一六巻)巻八にその先行形態をみる(『大 正』三二・三〇四c)。なお、先の第一章第一節「第一殺戒」釈をみよ。

(7)『菩薩地持経』巻五(曇無讖訳、『大正』三○·九一三b)、『瑜伽師地論』巻四○(玄奘訳、『大正』 三○・五一五b~c)。この両本の関係は、『瑜伽論』「菩薩地」の別行したものが『地持経』(一○巻) 玄奘ではこれを「他勝処」と意訳した。これは、善法(自)に対して悪法(他)が勝る業処(行 四重法は曇無讖訳で「波羅夷法」といい、この「波羅夷(Pārajika)」 は音写語であるのに対し、 る。したがって、一巻本の『善戒経』にも、四重法の異訳をみる(『大正』三○・一○一五a)。また、 の一○巻に相当するもので、戒品が分離して一巻に別行したことにより二本に分かれたとみられ 戒経』には、九巻本と一巻本があり(ともに求那跋摩訳)、これらは合わせて一○巻が 玄奘訳『菩薩戒本』、『大正』二四・一一一〇b)。さらに、同類の『菩薩善戒経』がある。この『善 としても存し、それらにも四重法の同文をみる(曇無讖訳『菩薩戒本』、『大正』二四・一一〇七a。 であり、いはば同類の異訳である。そして、両本の「戒品」は、それぞれ抄出されて、『菩薩戒本』 『地持経

為)ということで、教団追放の最も重い罪を意味する。それで、『善戒経』では「四重法」と訳

している。

- (8) 『優婆塞戒経』巻三 (大正二四·一○四九a~五○b)
- 9 戒までの天台 智顗説・灌頂記『菩薩戒義疏』巻下(大正四〇・五七三c)。 『義疏』の論文を読解するにも、 実導仁空『菩薩戒義記聞書』(『永徳記』一三巻、 なお、これより以下に第十二重

八巻、一七二四年)巻五(鈴木財団『日本大蔵経』三四・二六二~二七二頁) 一三八三年)巻下三(『天台宗全書』一五・三三五~三六〇頁)と、霊空光謙 『菩薩戒経会疏集註 の注釈を参照する。

- 10 明曠刪補 『天台菩薩戒疏』巻上(『大正』四〇・五八九b)
- 11 法蔵 『梵網経菩薩戒本疏』(唐、六巻)巻三(『大正』四○·六二七c)
- 12 に偸蘭遮を加え、また突吉羅から悪説を分離して七聚とする。そして、最も軽い突吉羅罪は衆学 ので、①波羅夷、①僧残、①波逸提、四提舎尼、田突吉羅の順に軽罪となる。これら五篇の第三 「五篇七聚」は、「二百五十戒」とも言われる具足戒(声聞戒)を、重罪から軽罪に分類するも
- (1) 『十誦律』(六一巻、羅什共訳)巻九(『大正』二三・六四a~六五c)
- 14 論述は見当たらない。前掲の仁空『聞書』では、「当・疑・僻」のうち基本的に「当」の場合が 『義疏』では、「大意は上に同じ」とするも、第一殺戒釈以来、「衆生想」についての具体的な

重罪であると理解する(巻下一、『天全』一五・二六一頁)。

- (15) 『十誦律』巻四五(比丘尼律、『大正』二三·三二八a)
- <u>16</u> 『十誦律』波逸提九○法のなか、第2罵戒・第12嫌罵僧知事戒・第48瞋打比丘戒・第63撃攊戒

などを指す(『国訳一切経〈律部五〉』の『十誦律』目次二~四頁を参照、また前掲の光謙『集註』

巻

五、鈴木『日蔵』三四・二六五頁を参照)。

- (17) 『決定毘尼経』(『大正』 一二·三八b~c)
- (18) 『十誦律』巻一五(『大正』二三·一〇六a~b)
- <u>19</u> 『梵網経』の第八軽戒 (『大正』二四・一○○五c)。 『義疏』 巻下の 「第八背大向小戒」 釈のなかで、
- このことを再び述べている。(『大正』四○・五七五b~c)。
- 20 円琳集『菩薩戒義疏鈔』(鎌倉期、 六巻) 巻下中 (『大日本仏教全書』七一・一〇七~一一三頁)
- 21 法蔵 『菩薩戒本疏』巻三(『大正』四○・六二七c~六三三c)

第三章 天台『菩薩戒義疏』の「四十八軽戒」釈

第一節 天台『義疏』の軽戒に対する注釈形態

法蔵『疏』や明曠『疏』との違い

下における注釈をみることにより、「四十八軽戒」釈の基本的な特質をうかがうことにしたい。 右の結界石文でもよく知られている三つ戒を含む、「初め五つの軽戒」についての、天台『義疏』 色をみることに進みたい。その場合、四十八軽戒の全体を一挙に扱うのは多くにわたるので、いまは 大正四○)による、解釈上の特色を論じたので、本章では同『義疏』における「四十八軽戒」釈の特 ことである。すでに筆者は、前章までに十重禁戒についての天台『菩薩戒義疏』(智顗説・灌頂記、 のは、『梵網経』の「十重四十八軽戒」のなかの、第二・三・四軽戒にもとづいていることは、周 寺院の結界石に、「不許葷酒入山門」(不許酒肉五辛入山門、不許葷辛酒肉入山門)などと書かれる 知の 卷

薩戒本疏』

天台の

『菩薩戒義疏』は、梵網戒に対する現存最古の注釈書であり、

唐代の華厳・法蔵『梵網経菩

(六巻) における注釈と比較するとき、戒相釈は簡潔をこととする。いま、「四十八軽戒」

戒釈が簡潔なのは法蔵『疏』でも同様である)としても、簡略に注釈を進めるなかにいくつかの特色 が認められ、また学解をよくする法蔵に比べて修行を重んずる天台的な性格を読み取ることもできる。 の注釈についてみれば、『義疏』自身の「十重禁戒」釈に比べても簡潔さをもつ(重戒釈に対する軽

用のあることが認められてよい。 とされたに相違ない。また、注釈が簡潔であることは、四十八軽戒を修学するうえには、実践的な効 戒条に名をもつことは戒相を学ぶうえにきわめて便宜である。天台 犯戒に対する七衆(出家・在家の七衆)間と、大・小乗間におけるちがいを述べ、つぎに科段 の戒相にみる制意の中心を端的にどのように捉えるかを含めて、後の注釈家によって指針または参考 の戒相を三段に読む)を明示して、そのもとにそれぞれの戒相に応じた注解を適宜に施すという形態 天台『義疏』では、まず戒にそれぞれの名を与えて、それの意味または制意を簡略に示す。そして、 四十八軽戒の注解を順次進めていく。梵網戒の経文には、戒名は付けられていないので、 『義疏』に施された戒の名は、 経

名では戒の名の意味を、四具縁では例えば第一軽戒なら「四縁を具えるとき犯罪となる」とするように、 す。八門とは、「□制意、□次第、回釈名、四具縁、ଘ欠縁、宍軽重、��通塞、宍釈文」である。こ れらのうち、□制意ではその戒が規制する意図を述べ、□次第では各軽戒の順序次第の意味を、三釈 これに対して、法蔵『疏』の「四十八軽戒」釈では、すべての戒にわたって、八門による解釈を施

ある。 その戒が規制する犯罪を結ぶための「諸縁」の数と内容を明かし、近欠縁では前の四に明かした諸縁(第 対し三段ないし五段の科段を設けて、 はならない事例を挙げ、 では罪を犯す対象 軽戒なら四縁)のどれかを欠くときには、小罪ないし中・大罪となることを量る。 (境) 境) に上中下の三品を分け、それらに応じて罪の軽重を測り、出通塞では犯罪と その理解の仕方を示し、そして語句の意味などを注釈するので 戒相に

戒 に、天台 軽戒に対する明曠 つぎに、 釈についてみると、 『義疏』 六祖湛然の門下とみられている明曠の 『疏』 の簡略な註釈を削ったり補ったりする注釈上の性格をもつ。 法蔵 の注釈において、初め三分の一ほどの叙述を読むと、次のようにいう。 『疏』を参考にしていることが顕著に認められる。そこで、 『天台菩薩戒疏』は、「刪補疏」とも言われるよう いまこれを「四十八軽 例えば第一

す。 是れ 初めは不敬師長戒なり。 文に就いて三と為す。初めに名を標して受くるを勧め、 :師長、二には是れを知り、三には故らに軽慢を起こし、 いて軽慢すれば、行に違うこと甚だし。故に制して首めに居く。別して四縁を具す。 菩薩は理として応に謙卑して一切の有情を敬養すべし。況んや師長 〔巻中、原文は漢文、「 」は引用者、『大正』四○・五九○b) 次に「既得」の下には行を示して持 四には身心に敬まわざれば、便ち犯

たしめ、三に「而菩薩」の下には止と作をもって犯を結ぶ。

これに対し、法蔵『疏』では対応する注釈部分を抜き出してみると、次のようにいう。

等なるを知り、三には故らに軽慢を起こし、四には身に敬養せず、故に犯を結ぶ。…(中略)… を敬養すべし。況んや師長に於いて輒く軽慢有れば、行に違うこと甚だし。故に須らく制する也。 軽 慢師 長 戒第一。…(中略)…初めに「制意」とは、菩薩は理として応に謙卑して一切の衆生譬デラサホピレータュラ゙ラ て持つことを勧め、亦は是れ前には受戒を為し、此れには随行を為す、三に「若不爾」の下には 第八に「釈文」とは、三句有り。 … (中略) …四に「具縁」とは、四縁を具す。 (巻四、原文は漢文、「 」は引用者、『大正』四○・六三五a~b) 初めに戒を受得するを明かし、二に「既得」の下には行を示し 一には是れ師、是れ長、是れ徳人、二には是れ師

に従って理解の仕方にも違いがある。科段の取り方とそれの理解の仕方は、明曠では天台『義疏』に また、明曠での「文に就いて三と為す」以下は、法蔵では第八「釈文」の部分がそれに対応し、そこ ぼそのまま取り入れていることがわかる。このことは「四十八軽戒」釈のいずれの戒でも認められる。 このように対照させてみると、明曠『疏』では法蔵の「八門」のうちの、「制意」と「具縁」をほ 『梵網経』の戒相の読み方(科段)を三段に捉えることは相似しても、句切り方が異なり、それ

故らに違えば犯を結ぶ。

従うのである。(3)

このように、 明曠『疏』では法蔵『疏』を参照して、天台『義疏』を「刪補」する「四十八軽戒」

釈の進め方が伺われる。

二 第一「不敬師友戒」釈にみる十重禁戒釈との同異

さて、『梵網経』の第一軽戒の戒名は、天台『義疏』では「不敬師友戒」である。 初めに経の戒相

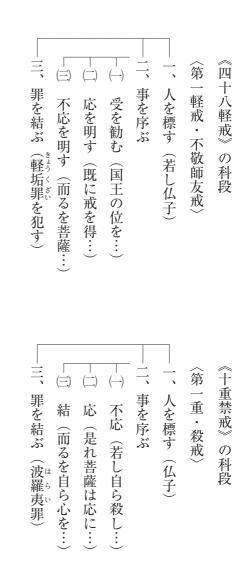
を書き下し文によって見ておくと、次の通りである。(『大正』二四・一〇〇五a~b)

痴心を生じ、起ちて承迎し礼拝せず、一々に法の如く供養せざらんや。自ら身を売り、 行の者を見るときは、応に起ちて承迎し、礼拝し問訊すべし。而るを、菩薩は反って憍心・慢心・ もう。既に戒を得已らば、孝順心と恭敬心を生ずべし。上座・和上・阿闍梨・大同学・同見・同 若し仏子、国王の位を受けんと欲する時、転輪王の位を受けんとする時、百官に位を受けんとす る時、応に先づ菩薩戒を受けるべし。一切の鬼神は、王身や百官の身を救護し、諸仏も歓喜した 国城・男

この戒に対する天台『義疏』の注釈をみるに、まず初めの三分の一ほどには、次のように述べる。 女・七宝・百物を以ってこれを供給すべし。若し爾らざれば、軽垢罪を犯す。

を序ぶ。中間に列する所を謂う。三には罪名を結び「軽垢」と謂う。事を序ぶ中に就いて、或い こと、十重と異なること無し。 は差降ありて同じからず。三階あり、一には受を勧め、二には応を明かし、三には不応を明かす 小乗倶に制す。自下の諸戒には皆な三章有り。一には人を標して「若し仏子」と謂う。二には事

次のようになる (丸かっこ内は経文) 戒条はこれを「三章」にみることは、以下の諸戒でも同じであるとし、そのなかで中間の「事を序ぶ」 家・在家・未成年の各男女など)間で犯せば同罪であり、またこの戒は大乗と小乗とに共通に規制さ であると述べる。そこでいま、その科段を図表にして、これを十重の第一殺戒のと対比してみると、 に読むとして、その分科法を記す。そして、分科法を三段にみることは、十重禁戒におけるのと同じ が戒相の実質内容を指し、これの内容には各戒ごとに違い(差降)があって、この戒では三段(三階) れることがらであるという。そのあと右の文では、経文の戒相の読み方ないし科段が示される。 これによると、 最初に戒名を与え、ついでその名にもとづく制意を簡潔に示す。そして、七衆(出



きには「不応」について、例えば「殺戒」では重罪となるための四縁(是衆生・衆生想・殺害心・命断 を詳しく釈するのに対し(他の重禁でも三縁ないし六縁をもって釈す)、四十八軽戒ではそのような「不 とで逆になるのが基本的な違いであることに注意を要する。また、『義疏』の注釈では十重禁戒のと の意味である。そして、これのあと『義疏』にも述べるように、「不応」と「応」の順序が「十重」と「軽戒 ここで、「不応」とは「してはならないこと」(止悪)をいい、また「応」は「なすべきこと」(修善

応」への詳しい注釈を施さずに、簡潔でしかも各戒に応じた要点をもってする。

善を得るを序べ」、二に「応に孝敬を生ずべく」、三に「所敬の境を出す」である。そこで、「序事」 めて受けしめ」、三に「受の利を明す」とする。ついで「応を明す」にも三事があり、一に「已に戒 ぞれに三事をみる。すなわち、「受を勧む」に三事があり、一に「所勧の人を挙げ」、二に「正しく勧 の初め「受を勧む」についての注釈を読むと、『義疏』では次のように述べる。

つぎに、第一軽戒の「事を序ぶ」の三事のなか、『義疏』では初めの二事を少し詳しくして、それ

(丸かっこ内は筆者による、『大正』四〇·五七四c)。

げて言を先と為す也。 仏法を匡す。有る人の言わく、「此の文は總じて受戒を勧むるに属す」と。若し是れ總勧なれば、 ざる故に偏えに王に勧む。法を乗り殺を行ずると雖も、罪有り福有ることは聖の説く所の如し。 怖れること憍奢(たかぶりおごる)と縦誕(ほしいままにしてでたらめ)に在って、戒行を修め 何ぞ高下を簡ばんや。偏えに王官に勧めるは、制して恭敬せしむ。王の憍奢を恐れるが故に、挙 を挙げ、二には正しく勧めて受けしめ、三には受の利を明かす。下には鬼神を悦ばしめ、上には 若し戒を受得すれば、非人は防護し、福と善は増多なり。此の階に三の別あり。一には所勧の人 前に受(受戒)を勧めることを明かすは是れ戒を結ぶ遠縁なり。凡そ位人を挙げて勧を為すは、

ここで、初めの方に「遠縁」とは、この軽戒で先に受戒を勧めるのは、戒を護持するための重要な

護し、福と善は増多なり」とは、経文に「一切の鬼神が救護し、諸仏が歓喜する」のをいう。さらに、「有 悪を除くための措置であったことから、右の文中にいう「福有り」の例を指す。そして、「非人は防 れて、とくに受戒を勧めて仏法の師長を敬まわしめるとする。また、「聖の説く所」とは、『涅槃経 者には、ときにおごりたかぶる心を起こしやすく、暴政に陥って戒行を修めない傾向をもつのをおそ に最初に説かれる重要性をいう。ついで、「位人」は王や百官など官位の為政者をいう。これら為政 原因となること(「遠」は深く重いという意味)をいい、つまり受戒が梵網戒を護る前提となるゆえ 退け、この戒を「不敬師長」と名づけるゆえんを説明している。 る人」では、この第一軽戒は受戒を勧めることが趣旨であるとする見方を引用し、右の文ではこれを の聖行品に、王が政務(法を秉る)の途上でバラモンを殺した例を説くのを指し、これはやむなく害

つぎに『義疏』では、「応」と「不応」を説明して、次のように述べる。

(丸かっこと 「 」は引用者、『大正』四○・五七五a)

慢を生ずべからず(不応を明す)。前に応を明かすは、応に謙卑(自らを低くへりくだること) を行ない、師友を敬譲す(うやまいゆずる)べきなり。自下の諸戒に皆な此の意有り。 を得たるを序べ、二には応に孝敬を生ずべく、三には所敬の境を出す。「而菩薩」の下は第三に - 既得」已下は第二に応を明かす。応に敬事を行ずべき也。亦た三の別有り。一には已に戒の善

をなさない」(不応・止悪)ことが前面に出るのに比べ、「四十八軽戒」では止悪(不応)よりもむし 座・和上・阿闍梨」等を指す。また「不応」は、この戒では慢心(傲る心)が制せられるとする。そ して、この戒で「応」が先に来るのは、以下の諸戒にも共通すると述べる。これは、「十重」では「悪 ここでは、「応」の科段のなかに三義を挙げている。なかに「所敬の境」とは、敬われるべき「上

ろ「修善」(応)を説くのが主眼であると、天台『義疏』ではみるのである。

第二節 第五軽戒までの戒相釈にみる特色

「不許葷酒入山門」の諸戒に対する注釈

二 | 飲酒戒」 郵

『梵網経』の第二軽戒は、次のような戒相をもつ。いま、『義疏』 に示される科段(「事を序ぶ」の三段)

かっこに加えて読むことにする。(『大正』二四・一〇〇五b)

若し仏子、故らに酒を飲めば、酒の過失を生ずること無量なり。若し、自身の手で酒器を過して、

や(不応を制す)。若し故らに自ら飲み、人に教えて飲ましめば、軽垢罪を犯す(非を挙げて過 切の人に教えて飲ましめ、及び一切衆生に酒を飲ましむることを得ざれ。況んや自ら酒を飲むを 人に与えて酒を飲ましめば、五百世に手無し。何に況んや、自ら飲むをや(過失を明かす)。一

これについて、『義疏』では次のように注釈する。(丸かっこ内は筆者による、『大正』四○・五七五a)。 所以に戒を結ぶ。五の「五百」有り。一には五百に鹹糟(しおからいかす)地獄に在り、二にはゅぇ 下の「況んや」の語を尋ぬれば、後釈の如くなる応し。器を過して尚お爾り、況んや自ら飲むをや。 第二飲酒戒。酒は放逸の門を開く故に制す。 飲むことを皆な制す。「若し故らに」の下は、第三段に非を挙げ、過を結ぶ。自ら作し、 の中に生まれる也。「教えて得ざれ」は此れ第二に不応を制す。人及び非人に教え、並びに自ら は五百に痴熟無知蟲に在り。今の五百は或いは是れ最後なり。人に痴薬を与える故に、痴 熟 蟲 五百に沸尿に在り、三には五百に曲蛆蟲に在り、四には五百に蠅蚋(はえ・ぶよ)に在り、五に 酒を杯った器を執り相いに勧めしむ。二に云く、止だ空の器を過して斟酌(酒をつぐ)せしむ。 は不応を制し、三に非を挙げて過を結ぶ。「酒器を過して人に与える」には二解あり。一に云く、 咽する(ただ酒を飲むこと)のみは軽垢なり。事を序ぶに三階あり。一には過失を明かし、二に 七衆ともに同犯にして、大・小は倶に制す。 他に教 唯だ咽

えるは悉く同じく軽垢なり。必ず重病には薬を宣べ、及び過患(あやまち・わずらい)を為さざ

れば悉く許す也。未曾有経には、「末利の飲酒」は此れ機を見て益を為す。恒の例には同じからず。

王に酒を勧め自らも一緒に飲んで、厨人を殺さずにすんだという話である。このような例をはじめ、 教信者であるが、波斯匿王が過失を犯した厨人を瞋怒して殺そうとしたとき、怒りを和らげるために 利の飲酒」とは 右の文では病気のときと、および過ちや患いがなければ、飲酒を許していることは少しく注意されて 五種の「五百世」はいずれも飲酒によって堕ちる痴暗の世界をいい、第五の「痴熟無知蟲」は手のな 、ムカデのような虫類に生まれることであり、この戒ではこれがよく当てはまるとする。また、「末 ここでは、経文に「五百世(五百の生死輪廻)に手無し」とあるのを、とくにコメントしている。 『未曾有経』に飲酒を許した例を挙げる。すなわち、末利夫人は斎戒を持つ熱心な仏

第三「食肉戒」釈

よい。

つぎの第三軽戒は、 次のような経文(戒相)による。ここでも『義疏』の示す科段をかっこに加え

(『大正』二四·一○○五b)

て読むことにする。

若し仏子、故(ことさ)らに肉を食し、一切の肉を食するを得ざれ。大慈悲の性の種子を断じ、

することを得ざれ(不応を制す)。肉を食べれば、無量の罪を得る。若し故らに食べれば、 切衆生は見て而かも捨て去らん(過失を明かす)。是の故に、一切の菩薩は一切衆生の肉を食

罪を犯す(非を挙げ過を結ぶ)。

これを『義疏』では、次のように簡潔に注釈する。(『大正』四○・五七五a) ŋ ° 飲み能く治すれば、律に準じて瞰むことを得、或いは制せざる応し。 聞は漸教にして、 第三食肉戒。大慈心を断ずるなり。大士(菩薩)は慈を懐くを本と為せば、 義を知るべし」と。 一には過失を明かし、二には不応を制し、三には非を挙げて過を結ぶ。若し重病有りて薬を 初めに三種浄肉等を開し、 大経の四相品には、広く三種・九種・十種を明かす也。事を序ぶるに三階あ 後に亦た皆な断ず。文に云く、 「当に現肉を断ずる 切を悉く断ず。声

九種 それは禁じられたが(漸教にして後に亦た皆な断ず)、大乗戒では直ちに肉食は禁じられるという。 聞かず、そしてその疑いがない、という三事を離れた肉類は許されるのを指す。声聞戒では、後には また「文に云く」とは、大乗の『涅槃経』四相品にある文を指し、そこでは禁止される肉類の「三種・ このなかで、「三種の浄肉」とは、「見・聞・疑」つまり殺すのを見ず、また自分のために殺したと ・十種」が説かれている。そしてここでも、病気のときは許されると釈す。

つぎに、第四軽戒の戒相は次のように説かれる。先と同様に、『義疏』に示す三段の科段を加えて

読みたい。(『大正』二四·一〇〇五b)

若し仏子、五辛を食するを得ざれ。大蒜・革葱・慈葱・蘭葱・興蕖なり(単に辛いものを食すべ からざるを明かす)。是の五種は、 一切の食の中に食べることを得ざれ(飲食に雑ることの不応

を明かす)。若し故らに食べれば、軽垢罪を犯す(非を挙げて過を結ぶ)。

このような戒相に対して、『義疏』には、次のように釈している。

生熟は皆な臭く、悉く断ず。経に云く、「五辛は能く葷く、悉く之を食せず」と。必ず重病有る 此の文は蘭葱を止めて、足して以て五と為す。『兼名苑』に五辛を分別す。大蒜は是れ葫菱、茖 く、「五辛とは謂わく、蒜(ひる)・葱(ねぎ)・興葉・韮(にら)・薤(らっきょう)なり」と。 るを明かし、二には飲食に雑ぜるも亦た不応なるを明かし、三には非を挙げて過を結ぶ。旧に云 乗)より重きこと、色を発すが故なり。事を序べるに三階あり。一には単に辛きを食すべからざ (丸かっこ内と 「 」等は引用者、『大正』四○·五七五a~b)

には餌薬をもって断ぜず。「身子の行法」の如く、菩薩は亦た制せざる応し。

子)が病気になって五辛を許された例をいう。つまり、病気の薬のためには食してもよいとされる。 地域 また、「経」とは によって理解しているが、私たちの近辺にある「にら・にんにく」等の五種を数えてもよいであろう。 に人に接することが多いから、小乗より重く制せられるとするのであろう。それで、五辛の数え方は、 ここで初めの方に「色を発す」とは、精力がついて身体に諸欲が増すことをいい、菩薩は化他のため の産物が異なることによって様々であり、よって諸説がある。右の文では、『兼名苑』という書 『涅槃経』の聖行品を指す。そして「身子の行法」とは、『毘尼母経』に舎利弗(身

一 第五「不教悔罪戒」釈にみる犯戒と懺悔

『梵網経』の第五軽戒は、『義疏』の戒名では「不教悔罪戒」といい、経文では次のような戒相をも

つ。(科段を加えて読む、『大正』二四・一〇〇五b)

事を出す)、応に教えて懺悔せしむべし(応を明かす)。而るを菩薩は懺悔を教えず、 若し仏子、一切衆生の八戒・五戒・十戒を犯し、毀禁・七逆・八難と一切の犯戒の罪を見るとき(犯 の利養を同じくし、而も共に布薩し、同一の衆と住し説戒して、而も其の罪を挙げて教えて悔過ける。 共住して僧

これの天台 『義疏』での注釈は、その前半に次のように述べる。

(丸かっこ内は引用者、『大正』四〇・五七五b)

衆及び在家は、未だ僧事の利養有らずと雖も、過(犯戒)を見て悔(懺悔)せしめざれば亦た軽 第五不教悔罪戒。悪に朋すれば過ちを長ずるを以ての故に制す。出家の二衆は全に犯す。余の三第五不教悔罪戒。悪に朋すれば過ちを長ずるを以ての故に制す。出家の二衆は全に犯す。余の三 三には不応を明かす。犯事とは八戒・五戒・十戒を犯すを謂う。 垢を犯す。大・小は同じく制す。事を序べるに三階あり。 一には犯事を出し、二には応を明かし、 大・小乗に皆な有り。 小乗の八

家の受戒者)なり。優婆塞経に明かす所なり。 戒は即ち齋法 (八齋戒)なり。 大乗の八戒は地持の八重を謂う。 小乗は五逆、大乗は七逆なり。 小乗の五戒は清信の士・女 七逆は下の文の如し。 (在

ここでは、出家の二衆(比丘・比丘尼)と、未成年の出家

(沙弥・沙弥尼・式叉摩那の三衆)

およ

心に制せられているとみている。そして「犯事」について、大乗と小乗にそれぞれ「八戒・五戒・十 (優婆塞・優婆夷)とを区別して、僧事(サンガの実務)に携わるに主となる成年の出家を中

戒」があるとし、大乗では『地持経』(『善戒経』)の八重と、『優婆塞戒経』に説く五戒を挙げる。 ま

「十戒」は十重禁戒である(小乗には沙弥十戒がある)。さらに、経文に「七逆・八難」という「七逆」 た、経文に「毀禁(ききん)」とは、大乗ではこの経の十重四十八軽戒をさすのに相違なく、従って

天台『菩薩戒義疏』の「四十八軽戒」釈

四〇二

を見るとき懺悔せしむべく教えるとするのである。 因は毀戒 仏に無縁で仏法を聴くことのできない八種の境界をいうが、それらは果であり、いまこの戒ではそれ では、「地獄・餓鬼・畜生・北州・長寿天・世智弁聰・諸根不具・仏前仏後」としている。これら八難は、 は梵網第四○軽戒(下の文)に説く七逆罪を指示するが、「八難」は右には触れない。これを明曠 (果)に堕ちるに至った因についていう、と明曠は註釈している。すなわち、地獄に堕ちる (破戒)であり、餓鬼の因は慳貪であり、 畜生の因は無慚であるなどとし、これら所犯の因

つぎに、『義疏』では「応」と「不応」の事を次のように釈す。(『大正』四○・五七五b)

らざる者に、復た差えて施利を与えれば、復た一罪を加う。 く住すべからざる者に、復た黙して与に同じく住すれば、便ち一罪を加う。利養を同じくすべか すべからず。凡そ上来に制する所は、若しは一往に犯を見て挙げざれば是れ一罪なり。是れ同じ 不応に三句有り。一には同じく住すべからず、二には利を同じくすべからず、三には法を同じく 根有り。応に須く処を挙げて教えて悔せしむべし。「而るを菩薩は」の下は、三に不応を明かす。 応に教えて悔せしむ」は第二に応を明かす。凡そ大・小乗の人は、上の諸罪を犯すとき必ず三

段階、または上・中・下の三境をいうと考えられている。また、「処を挙げて」とは、所犯の罪を明 このなかで、「三根」とは「見・聞・疑」、つまり人の犯事 (犯戒) を見、聞き、疑わしく思うの三

される(利を同じくする)のである。すなわち、そのような「同住・同利」の間がらの者の犯戒を見 時に檀越から僧(サンガ)に布施を受けるのを「利養」といい、布施された利養は僧たちの間で共有 に精舎に共に留まる(住する)ことをいう。『義疏』ではこれを「同じく住す」と表現し、またその 示することをいう。そして、経文に「共住」とあるのは、僧たちが布薩(戒学を修めること)のため 懺悔を教えないならば、同僚の悪をも共有することになるのを、この戒では制するのである。

三軽戒「食肉戒」は「大慈の心を断ずる」故に制すとし、第四軽戒「食五辛戒」は「葷臭は法(仏菩 を妨げるが故に制す」といい、また第二軽戒「飲酒戒」は「酒は放逸の門を開く故に制す」とし、第 とは、戒律を犯した同朋に懺悔を教えなければ、悪(犯戒)を共有することになるのをいう。 さて本章では、天台『義疏』の「四十八軽戒」釈を、第五軽戒までによって、やや詳しくあとづけた。 (増長) せしむ故に制す」という。これらの制意は明快であるが、なかで第五軽戒に「悪に朋する」 すなわち、第一軽戒「不敬師友戒」では「傲りを長ず(増長す)べからず、善を進める 各戒条の名目と制意が簡潔に示されていたので、それらを改めて確認しておくと次の通り を妨げる故に制す」とし、そして第五軽戒「不教悔罪戒」は「悪に朋すれば過 (修善)

であるという理解のもとに、『義疏』による戒相の読み方(分科法)に繋がっている。すなわち、 そして、このように示される「制意」は、これらが菩薩の修行を促進させるために設けられた戒律

軽戒について、「飲酒」「肉食」「葷辛」は病気のときや、或いは過ちがなければ許されるとする釈意 薩の積極的になすべきことが中心的に説かれるとみるのである。そのために、『義疏』では第二・三・四 重禁戒では「不応」(止悪・禁止)を面とするに対し、四十八軽戒では「応」(修善) を示す。ただし、それらには具体的な諸例を挙げ、律に準ずべきことを述べているので、安易に流れ てはいけないこともまたそこには読み取るべきである。 が先にきて、菩

集まった学僧たちが、どのように梵網戒相を学んだかを知ることができると考える。 抄』は、本研究ではそれを翻刻によって読むことにしたい。そのことによって、中古天台期の黒谷に ならず、実践の携帯用に天台『義疏』の戒相釈を活用しているといえよう。興円の『十重四十八行儀 を抜き出して、簡潔に戒相への理解を与えている。つまり、興円らでは布薩や安居における戒学のみ 教蔵)が残されている。この書は、興円が籠山四年目に著したもので、内容は『義疏』と明曠 や「布薩」を修めた「黒谷流」の興円には、『円頓菩薩戒十重四十八行儀抄』(一三〇八年、 ことに益するといえる。 天台 『義疏』のように注釈が簡潔であることは、四十八にのぼる軽戒の戒相を実践的に学ぶ 中古天台期の叡山に、戒律復興を志して「十二年籠山行」のなかで「安居」 西教寺正

倉

 $\widehat{1}$ 前章までと同様に、末註である仁空(廬山寺流)『菩薩戒義記聞書』一三巻(一三八五年、『天全』 一五)と、霊空(安楽律)『菩薩戒経会疏集註』八巻(一七二四年、鈴木『日蔵』三四)を参 天台『菩薩戒義疏』巻下(『大正』四〇・五七四c以下)。なお、『義疏』の論文解読においては、

照する。

- 2 異にすることもあるが、「十門」による所釈形態は同じである。 ⊕釈文」である(同六○九c)。これらの名目は、十重の各戒相釈のなかでときに順序と表現を によってみると、「一制意、二次第、三釈名、四具縁、五欠縁、穴軽重、比得報、八通塞、仇対治 戒」釈ではいずれの戒にも、次のような「十門」によって注釈する。すなわち、それを「殺戒第一」 法蔵 『梵網経菩薩戒本疏』巻四(『大正』四○·六三五a)以下。 なお、 法蔵『疏』の「十重禁
- 3 と明曠では理解し、『義疏』に従いながら解釈に若干の補足を加えていることがわかる。 文の戒相の第三段目には、してはならないこと(止、不応)と作すべきことを説いて「犯を結ぶ」、 曠では『義疏』に句切り方を同じくして、「止と作をもって犯を結ぶ」と理解する。つまり、経 応」とする第三段目の戒相のほとんどを、法蔵では前の第二段目に含めて理解するのに対し、明 後にもみるように、天台『義疏』では第一軽戒を「勧受・応・不応」の三段に読む。ここに「不

(4)『梵網経』の「十重禁戒」の「第一殺戒」は、次のような戒相である。(『大正』二四・一〇〇四b)

至呪殺せば、殺の因、殺の縁、殺の法、殺の業あり。乃至一切の命有る者を故らに殺すことを得 仏子、若し自ら殺し、人に教えて殺さしめ、方便をもって殺すを讃歎し、作すを見て随喜し、乃

ざれ。是れ菩薩は応に常住の慈悲心と孝順心を起こして、方便をもて一切衆生を救護すべし。而

るを自ら心を恣にして、快よき意をもって殺生する者は、是れ菩薩の波羅夷罪なり。

- なお、これに対する天台『義疏』による注釈は、巻下の初めにある(『大正』四○・五七一b)。
- 5 三四・二七五上)を参照。 仁空『聞書』巻下四 (『天全』 一五·三七三頁下)、光謙『会疏集註』巻六(鈴木『日蔵』
- 6 『未曾有因縁経』(二巻、曇景訳)巻下(『大正』一七·五八五b)
- 南本『涅槃経』巻四(『大正』一二・六二六a)。ここで、三種は三種浄肉をいい、十種とは「人・蛇・象・

光謙『会疏集註』巻六(鈴木『日蔵』三四・二七七上)を参照。 馬・驢馬・狗・獅子・猪・狐・猴」をいう。なお、仁空『聞書』巻下四(『天全』一五・三八四下)、

- (8) 北本『涅槃経』巻十一(『大正』一二·四三二·c)。そこに、「五辛能葷悉不食之」と説く同文を
- 『毘尼母経』(八巻)巻五には、次のように説く一節がある。すなわち、「仏は阿難に告げたまわく。

第三章 天台『菩薩戒義疏』の「四十八軽戒」釈

ように「舎利弗が風病を得たとき、乳中に蒜を煮て噉うことを聴された」物語を載せている。 正』三四・八二六c)という。また、『十誦律』巻三八(『大正』二三・二七五b以下)には、同じ 医は分に処して蒜を服せしめ、即ち往きて仏に白さく。仏の言く、病者は服するを聴す、と。」(『大 今より已去、病を除いては皆な蒜を食するを得ざれ。一時の中に有りて、舎利弗が風病を得しとき、

- 11 (10)『菩薩善戒経』(一巻本・求那跋摩訳、『大正』三○・一○一五a)、『菩薩地持経』(一○巻、曇無讖訳) a ∘ 巻五(『大正』三〇·九一三b)、『優婆塞戒経』(七巻、曇無讖訳)巻三(『大正』二四·一〇四八 また『優婆塞戒経』の五戒は同経に「六重」の直前に説かれるものを指す。 なお、『地持経』の八重とは、同経所説の「四重」に「姪・盗・殺・妄」を加えたものであ
- 習しなかった結果仏の在さない時代に生まれることである、と説明されている。 謗した結果に六根等が不能となることであり、そして「仏前仏後」とは大・小の観法を思惟し修 けて仏法の正理を得ない境界に陥ることであり、「諸根不具」は有情の身分を折損し、正法を毀 州)に生れるのをいい、「長寿天」は天の楽を求めて、八戒等を持った結果に産まれる境界であり、 趣に堕ちることをいい、次の「北州」は人間の長寿を求めて三帰五戒を持つことによってそこ(北 「世智弁聡」は解脱のためではなく世俗を学んで三業を防護することにより、世俗智ばかりにた 明曠 『刪補疏』巻中(『大正』四○・五九○c)。八難の初め三は「地獄・餓鬼・畜生」の三悪

中・下根はそれより軽罪をいう。

(12) 仁空『聞書』巻下四(『天全』一五・三九七頁上)。ここで、上根は阿闍世王などの五逆罪の者を指し、

第一章 天台僧・真盛の持戒念仏観と思想的意義

第一節 室町期の真盛にみる持戒念仏法と教化の特色

しはじめに

を含む芸術芸能全般)の形成に少なからず影響を及ぼしたことも注意されている。しかし、 教内には本覚思想を内実に恵心流と檀那流に代表される口伝法門が隆盛したことは周知の通りであ 安末から鎌倉時代にかけて、比叡山天台宗から念仏・禅・法華などの新仏教が輩出し、他方に天台仏 経て、江戸時代にさしかかる頃までをいう。また、近世は江戸時代を指していう。 日本の仏教史において、中古天台とは平安時代末(院政期)以降の、鎌倉時代から次の室町時代を 本覚思想と口伝法門は、真言密教や禅仏教にも浸透し共有されながら、日本の伝統文化(花と茶 中古天台では、平 本覚思想

第一章

たは修行を重視する天台仏教としては堕落的傾向に陥ったとみられることもある。ただ、中古天台 は観心主義を強調し、 も母体となり共有された思想であり、 鎌倉新仏教の禅(道元)、念仏(親鸞)、法華(日蓮)など、またそれ以降の浄土諸宗に 或いは学解に傾くあまり、戒律と修行を後退させて、いわゆる「教観二門」ま 多面的な見方と評価が必要である。

速の成仏法は、 う要語概念を樹立し、戒法の即身成仏という単刀直入の仏道が志向されたことを知る。このような頓 想を形成し戒行を重んじたのである。そこには、円頓戒、 しても共通する特色といえる。 に従って復活実践した潮流が存在したことが注目されねばならない。 (恵尋・興円・恵鎮ら) についてみた。 そうしたなかで、比叡山天台宗のなかにあって、大乗戒(円頓戒)と修行を最澄の祖式(『山家学生式』) 末法思想によって求められたもので、鎌倉新仏教の各祖師たちにおいて、宗旨を異に 黒谷流では、本覚と口伝の法門を基盤にしながら、 一得永不失、 本研究では、 一心戒蔵、 直往菩薩などとい そのことを黒谷流 特有 の思

霊空光謙などを中心として教学あるいは戒律論争が、 法が重んじられ興隆するのに益した。 謙らの安楽律がそれである。その風潮は各宗に影響を与え、真言律・浄土律・法華律という諸宗に戒 戒律復興は天台では、近世に属する江戸時代の中期にも、 江戸時代はまた、 交わされたことも特色となっている。 仏教の各宗に学問が発達したことも特徴で、 試みられ実現された。慈山妙立と霊空光

を担った。 が をめぐって大いに論争をかわした園城寺の義瑞でも、その奉ずる仏道は戒と念仏であったといえる。 念仏の思想はまた、天台仏教の重要な側面であり、 とにより、 江戸時代に安楽律を興した霊空光謙(一六五二―一七三九)は、晩年には「即心念仏」を提唱したこ を背景に持戒念仏法を天台に興した。それより以降、天台では戒と念仏が仏道に重きをなしてゆく。 (一四四三―九五)は、黒谷流(そののち元応寺流と法勝寺流)を承けていたことにより、 ところで、中古天台には念仏の潮流が台頭したことも注目されてよい。室町時代中期の真盛 『往生要集』を著して事観念仏法を確立したことにより、 念仏法は理観か事観かをめぐって思想の相克と発展がみられる。 けれども、天台宗内では天台智顗の 仏道の柱を戒と念仏にすえた感がある。安楽霊空と、趙宋天台の仏教(四明知礼の教学) 『摩訶止観』 比叡山横川の恵心僧都源信(九四二―一〇一七) 以来の常行三昧法が理観を究極とするこ 日本の仏教に浄土各宗が興る重要な役割 戦乱 の世

る傾向がある。 戸時代の霊空などは、真盛の念仏は理観法が中心であるとみるが、真盛の門流では事観口称を主張す の常行三昧法との関係で、その念仏法は理観と事観のいずれを重視するものかという問題がある。江 とにしたい。真盛の念仏観は、天台僧のゆえに源信の『往生要集』にもとづくけれども、天台に伝統 それでいまは、中古天台期の天台に戒を堅持して念仏を興した真盛の「持戒念仏」の思想をみるこ また他方で、円頓戒と念仏をともに堅持する宗旨としては、法然とその門流の浄土宗

には、その念仏思想は法然浄土宗とはいかに異なる天台的特色があるかが問題となる。 でも同様に認められる。真盛の念仏法が事観口称または善導流の本願念仏によるものと見られるとき

真盛の念仏観と、またその宗旨を受け継いだ学僧たちの事蹟と教学をみて、そして近世江戸時代に同 述べた天台念仏の問題を見ていきたい。 じく天台内に戒律と念仏を興した安楽霊空らの念仏観との共通性とちがいに注意を払いながら、 以下の論考では、中古天台期に黒谷流円戒復興の配下に、念仏を興して持戒念仏の潮流を形成した 右に

二 真盛の伝記資料と新出の文献

を拠点に、各地で僧尼に念仏行を指導するのみならず、五戒十善を授けて念仏を勧めるその勧化法は、 心を導いたことで知られる。その仏道は、「無欲清浄 上下貴賤を問わずさまざまな階層から帰依を受けた。 室町時代の中期に出た真盛(一四四三―九五)は、天台宗にあって「持戒念仏」によって当時の人 専勤念仏」を志向し、比叡山麓坂本の西教寺

廃と無秩序の不幸にみまわれるなかで、真盛の持戒念仏法は支配層(守護・国司)を厳しく勧誡する は応仁・文明の大乱をはじめ戦乱に明け暮れるようになり、また土一揆なども頻発して、世が荒 第一章 天台僧・真盛の持戒念仏観と思想的意義

格をもち、やがて真盛をして「地蔵菩薩(六道能化)の化身」であるとの信仰を生んだ。いまは、こ う側面をもった。そして、真盛の仏道は源信の『往生要集』を拠り所にして、「六道能化」という性 のような観点から、天台僧真盛による念仏と戒律の考え方の特色を、諸種の階層にわたる教化法を中 とともに、民生にも無慈悲を諫めるなど、人心における倫理の確立と秩序の回復を宗教的に導くとい

心にみることにしたい。

僧であるから、 から発見されたという。盛全(一四四九—一五〇五)は、 が見出された。 がごく最近に、 ところで、真盛には二つの短い法語(『大正蔵』七七)のほかには、 真盛仏法の宗風を知るうえに貴重な史料といえる。 それは仮名交じり文体で、 真盛の後を継いで西教寺第二世となった盛全が、文亀四年(一五〇四)に著した一書 『雲居月双紙』 の名をもち、 真盛の直弟子として親しく教えを受けた学 近衛家蔵の陽明文庫 著作は残されていない。 の古書群 それ

の直接の勧化も受けている)の『円戒国師絵詞伝』三冊(『真盛上人絵伝記』六軸、一五五六年以前 が真盛没後の中陰中に著した『真盛上人往生伝記』三巻である。ついで、孫弟子にあたる盛俊 他方、真盛の伝記は、師蛮の『本朝高僧伝』巻一八(元禄十五年、一七〇二年、『仏全』一〇二)や、 がある。ほかに、江戸時代に成立の『西教寺中興真盛上人伝』五巻(『西方尼寺伝』天和年中、 『緇白往生伝』巻上(元禄元年、『仏全』一○七)に略伝を載せるが、根本資料は弟子の真生 (真盛

資料に考証を重ねて綴られているので信頼できるものとされる。本稿では、伝記資料には真生による 一六八一年頃)と、西教寺二〇世真際が享保四年(一七一九)に著わした『真盛上人別伝』が、古い

『往生伝記』を中心に用いることにしたい。

三 真盛の発心と『往生要集』感得の意味

する。 源寺で『往生要集』を講談したのが好評を得、間もなく西教寺に入り、そこを拠点に念仏教化に邁進 のち四十一歳春に突然黒谷へ隠棲した。そして、四十三歳六月四日に極楽浄土院の伝教大師廟に参籠 十九歳に比叡山へ登り西塔南谷にて慶秀和尚に師事した。二○年余にわたり山を出ずに修学を続け、 のもとで十四歳に剃髪出家した。十六歳で父の没後に尾張篠木の密蔵院 真盛は、 『往生要集』を感得したとされる。その後には、文明十八年(一四八六)四十四歳春に坂本の生 嘉吉三年 (一四四三) に伊勢国大仰に誕生し、 七歳に川口光明寺に入り、そこの盛源律師 (談義所)に留学してから、

けれども、 真盛の伝記では、西教寺入寺以後一○年間の化他活動にはかなり詳しい史実をたどることができる 比叡山修学中のことはほとんどつまびらかにできない。その時期のことを『往生伝記』に

||山頂|、伝||承両部密灌三観法門|、文明九年(三十五歳)為||大乗会講師|、任||権大僧都||」と(『仏全』 とであると考えられる。『往生伝記』には、その間の事情を次のように語る。 にまず注目したい。その転機は、四十歳の末に母の臨終に逢い、そのために下山し故郷に往還したこ 天全・史伝2』五〇〇頁下)、専心の修学を簡潔に記す。また、『本朝高僧伝』には、「二十四年不」出 は、「披-覧*大小権実、蔵教プ、通-達、顕密頓漸テ宗旨」。其外尋示訪*三院、名跡プ、口決相承甚が多*」と(『続 一〇二・二六五下)、その高い資質を讃える。いまは、黒谷(西塔の別所)に退いて、発心に至ること

辞言三千衆徒之交『、徹言『往生要集』義』、発言無上菩提』心『、励言自行』偏『先言』化他』。 文明十四年音與臘月十四日、四十歲三而離二悲母祐言禅尼三、弥厥云有待之身己、益恐言無常之世己。 `拜言;神明,社壇;偏¨析ī桑心ē、節節詣言;仏陀`霊場ï専š願ā菩提ē。 然則、忽爾蒙ā浄土院ō弥陀o示 儼然-^>"而預言十禅師権現`夢想言。(割注省略) 同十五年癸卯四十一歳、逃寻身"黒谷青龍寺三、遂三 時時

(巻下、『続天全・史伝2』五〇〇頁下~一頁上)

観が切実さを増し、自己をも含めて農村に住む母のような人々の宗教的救済法を問い直したと考えて よい。その直後に(四十一歳)、黒谷の青龍寺に逃れて新たな発心のもとに勉学に没頭し、やがて浄 ここに、悲母との別離を転機に、無常世を強く恐れたとするように、当時の乱世と荒廃の中に無常 (伝教大師廟)で瞑想の中に弥陀の示現に逢い、『往生要集』の義に徹したわけである。 その場合、

る。 然に似た「一向専称」 の興した菩薩戒 伝教大師最澄を通して『往生要集』を得たという意味を考える必要がある。ひとつには、かつて最澄 台的特色である まひとつには、 (梵網戒)を時代的に再評価することであり、真盛ではそれは「道心門」の表明とな 黒谷隠棲がかつての法然を慕ったともみられ、また真盛の志すに至る念仏が法 の本願念仏であるとしても、 その拠り所は源信の 『往生要集』であるという天

を勧 は、 能化)という性格を強く印象づけたからに相違ない。そのことを、 の化身」と信ぜられるのも、 様をとくに詳しく、その因果応報の苦相を赤裸々に描いているからである。真盛がのちに うのも、そこにみる六道 求浄土」が説かれることは、戦乱の世には現実味を増して、読む者の情操を喚起しこれを育む。とい るのは 十八願」と、『観無量寿経』所説の「極重悪人 。往生要集』には、「濁世末代」の仏道に「事観念仏」法(正修念仏) 周知 める (同七七a)、本願称名念仏の根拠となる。ことに、そうした念仏法の前提に、「厭離穢土」「欣 の通りである。そのなかに、 のをみる (『大正』八四・五六b)。 また、「念仏証拠」を示して、『無量寿経』の (厭離穢土)説では、五戒や十重 その教化法が 観念に堪えない者には「一心称念」或いは 『往生要集』を用いた法談に勝れ、 無他方便 (梵網戒)を犯した者の堕ちる地獄 唯称弥陀 いちはやく確信するのは、真盛 による往生極楽を勧めること 得生極楽」などの文を引用す 六道を救済する 「挙声称名」(極略 「地蔵菩薩 弥陀の第 の有 (六道 ij

もとに発心し最も有力な弟子となる盛全にこれをみる。

感得後の、真盛による化他活動の特色をみてゆきたい。 ある日の大講筵で大酒に酩酊したとき、地獄に堕ちてゆく恐怖の夢をみ、必死のなか真盛の錫杖に執 をもち、真盛とは旧知の間柄で敬意を抱きながらも、先輩にたしなめられるのを避けていた。ところが、 全は、もと比叡山東塔西谷の住侶で、頼全と名のって広学多聞の学僧であったが、恒に酒を好む性癖 生伝記』の後尾に「追加」として、大永六年(一五二六)に盛音が盛全伝を加えたのにもとづく。 いないことを確信したという(『続天全・史伝2』 五一八頁下~九頁上)。そこでつぎには、『往生要集』 れば、必ずや三途(三悪道)の塵境に堕ちなん」との思いを強くし、 りすがって救われたところで目が覚め、直ちに弟子となる。その際に盛全は、「先師の宗風 盛全の伝記は、『緇白往生伝』巻上(鈴木『仏全』六八・二六七頁)に載せるが、これは真盛の『往 真盛を「地蔵菩薩の化現」に違 に従 わざ

四 真盛の教化形態にみる倫理的勧誡

真盛の化他 (教化)活動は、僧尼をはじめ世俗の諸種の階層に及んだ。その有り様を、『往生伝記』

巻下には次のように記している。

別者開心律家念仏〉二門『。然者(中略)外『〈鑒『機』、為『度』在家出家〉衆』、厳ふっ示言五戒十重 ||守護・国司之室||、無」端演パッ仁義五常」旨「、頻「諫「教゙成敗憲法道」。総者通ハ真言天台」両宗「、 或時、不」将語一人,伴侶習。、自帯部三衣一鉢,袋見遊行家。或時、引品率等数輩,僧尼見、普の勧立一向専称 \行¬往還¯。縱¯雖¬為朮天子将軍御前 |不¬憚、談≧¯仏法質直¬理¬、聊¬無¬吐冒∸追従諂曲¬詞¬。或入

礼義之道。 応ジデ時'欲ジ救テ有縁無縁類"、偏'弘治三輩九品」行因"。就,講談之趣!、 教工慈悲正直一旨了。 向一出家一者就一進退之義一、一一一一一人一人一人一人一 対ジェハ俗士ニ者、 故"嫌"在家,不義"、

堅ヶ出家ヶ不律が減ら 割注省略、 『続天全・史伝2』五〇一頁)

にて儒教の説く世俗的な道徳倫理を指し、また成敗憲法とは政治や行政に公平と正義の秩序を確立す と「慈悲正直」を諭すという手法が取られていることに注意したい。仁義五常は「仁・義・礼・智・信」 である。ことに、守護・国司(または俗士)には、「仁義五常」と「成敗憲法」を教諫し、「礼義の道」 質素と無欲をこととし、随順の僧尼(出家)には「律儀清浄の法」を示して「一向専称」を勧め、ま の文末に、在家の「不義」と出家の「不律」を嫌い誡めたとするように、出家には戒・行(戒律を尊 ることをいう。そして、俗士 た在家には「五戒十重の制禁」を示して、「三輩九品の行因」(念仏)を弘めるのが、基本のスタイル 僧尼と在俗者への勧化の基本姿勢が簡潔に述べられている。自らは三衣一鉢のみにして (在家)には 「有縁無縁の類」に属す多くの農民大衆が含まれよう。 右

重し念仏行に専念する)を勧める一方、在家には仏法を基盤に世俗に生きる者の倫理道徳と正義を求

める対応の違いと特色が認められる。

の 一 は、 |四農民大衆の、対機による区分を試みたい。いまは先に□と□について、右の文中に省略した割注に には伊勢の北畠材親ほかの名が列せられてい それで、真盛の教化では僧・俗の広い階層に及んだから、□僧尼、□宮中・公家、□守護・国司、 天子とは後土御門天皇、また将軍は足利義政、そして守護には河内の畠山義就・義豊父子、 、伊賀の仁木政長、近江の六角高頼、越前の朝倉貞景、 . る。 摂津の薬師寺元長ら、 丹後

依を受けたごとくである。或いは公家のなかで、『実隆公記』を残した三条西実隆などは、延徳三年 め、とくに長橋の局 月二十七日には第二回の進講があり、このとき上人号を受けたとされる。宮中では天皇家族をはじ る。これも公家への説法に相違なく、その直後の十二月八日には最初の宮中進講をみ、ついで翌年五 くには四十三歳の文明十七年(一四八五)十一月に、比叡山麓 婆品を講じた上で、円頓戒と十念を授ける手法を取ることが顕著である。『要集』の講説は、 の日記類によって知られるところとなった。それらによると、彼らには『往生要集』や『法華経 真盛による宮中や公家への進講は、『往生伝記』にはつまびらかにしないが、 (勾 当 内侍)に侍って『御湯殿上日記』などを記した女官たちに多く熱心な帰っきょのない (京都側) の岩倉長谷でなされてい 当時の女官や公家ら 提

ことも記録されている。真盛に対してはとくに、布施を自己には受けないほどに「天性無欲の聖」で れらの階層はいわゆる知識階級であるから、経疏の講義に耳を傾け、また円頓戒疏などの書写をした (一四九一)三月十五日に西教寺に詣でて真盛から親しく十念を受けるほどに傾倒した者もいる。こ

ある宗教的人格に引かれたといえる。

宗風を端的に表現するものである。 (続天全・史伝2』 五〇二頁上) 十二月二十七日付けの、 『往生伝記』には、後土御門帝の命令(勅筆)により皇太子 (春宮親王) に書かせた明応元年 (一四九二) 真盛の自讃(又は自誡)の「四句偈」を載せる。これは、真盛の教化にみる

者一得永不失之戒、所」憑者弥陀兆載劫之願

言毀戒´質ァ誤ッ居҈持律之職ニ、入言念仏´門ニ猶疎ニ称名之行ァ。

そして、いまひとつ注意を引くのは、天皇の第二皇子(二宮)である尊敦親王に出家を勧めている

恩愛に悩んで発心修行または道心の退転を嘆き、真盛に指針を求める。対して真盛では、その道心を との間の往復書翰を載せている。尊盛では、天皇や周囲から出家を思い留まるよう説得され、肉親 盛と号した。『往生伝記』には(巻下)、「明応二年十二月二十一日遂に御発心あり」と記して、真盛 ことである。尊敦は青蓮院尊応の弟子となって尊伝と称し、間もなく真盛を慕って弟子の礼をとり尊 釈尊出家の因縁を詳しく述べて、出家こそが高い仏道であると勧める。そして、諸宗(八宗十

宗 の得益に言及し、「機法相応」の要路は念仏であることを示して、次のように述べている。

其、上念仏、外、、真言天台、無、之。 念仏フ意ヘ、不ヒビサ知ッ南無阿弥陀仏、知ヒ共サ南無阿弥陀仏、唱ド則サ極楽「生ヒサ、彼「サ悟ッ開ッ要行也。 (『続天全・史伝2』五一〇頁上)

が伺われる。 とする。ここには、出家の上の一向専称 恵)・三論など諸宗の勝れた先徳たちは皆な、「本宗を捨てて念仏の門に入り、 これのあと、法然の語を引用したうえで、天台の顕真座主と宝地房証真や、 (戒・行)を最も勝れた仏道であるとみる天台僧真盛の信念 法相(貞慶)·華厳 即身に往生を遂げ」た 領明

は、 を求めた。さらに貞景の弟(真慶)は、出家して府中に引接寺を創建し、ついで翌年には奉行らの発 に耳を傾けた。説法の際には真盛は、大小の鷹や鶯を放ち鳥籠を焼き、また関役と橋賃を停めること 歳で夭逝したとき、これを追悼して著されたのが盛全の『雲居月双紙』二巻なのである。その巻上に の帰途に、 る指導がみられる。『往生伝記』には(巻下)、長享二年(一四八八)八月、真盛が信濃の善光寺から 尊盛に対して、 尊盛を偲ぶ和歌「四十八首」などを記し、巻下では真盛の念仏観や勧化法などが綴られてい 越前の朝倉氏 守護・国司に対しては、これが当時の事実上の支配層であるから、とくに厳しい勧誠によ 真盛の没後には盛全が替わってこれを指導し、 (貞景)を教化したことを記す。そこでは、一門の皆なが円頓戒を受け法談 のち文亀四年(一五〇四)に三十三

願で岡の西光寺が開創され、これらは真盛が指導する念仏道場の主要な拠点となった(『続天全・史

伝2』五〇二頁下~四頁上)。

これは安濃津の西来寺で別時念仏会中に送られた手紙であることが文面から分かる(『続天全・史伝 殺害刃傷によって無間・等活の地獄に堕ちる「因果の道理」を説き、住人や往来の人々のために関を 2』五○五頁下~八頁上)。そして、このあと材親は間もなく兵を引き揚げたとみられる。 廃して、撤兵することを強く迫っている。以前に材親には、面前で説法教誡がなされており、 十二日の日付をもつ。そこには、神宮の尊厳を侵す不当と、勢力拡張を無理強いする「欲心」を責め、 明応二年(一四九三)八月にも伊勢神宮を攻略し数百余人もが殺戮の犠牲を蒙った時のもので、 の河毛盛空入道への書翰をみる。北畠国司への手紙は、材親が文明十八年(一四八六)十二月についで、 『往生伝記』にはまた(巻下)、伊勢国司の北畠材親宛ての書状と、近江の守護六角高頼に従う武将 V 九月 ま

る と同じで地蔵を本地とし、「心は慈悲深重に在て善悪理非を匡す」などと諭し、「理非憲法」(正義と 公平の法によらないで非道の政治をする)を誡しめ、「正直憲法」(正しく直ぐに憲法に随う行政をす つぎに、盛空入道宛てのは明応二年十一月三日付けであり、門下の入道に対するゆえか長文に及ぶ。 または 主君の六角高頼(屋形)への勧誡を先とし、八幡大菩薩は弓箭兵杖を帯ぶとも不動や閻魔 「慈悲憲法」を勧める。そして、天台宗をはじめ禅・真言・律・浄土の諸宗の宗旨と現状、

天台僧・真盛の持戒念仏観と思想的意義

事は沙汰の限りに非ず」と退けるのは、当時の一向一揆や法華一揆など宗教集団が武器を蓄え戦禍の 門の念仏) 相応」、西山・鎮西ら浄土諸宗では「信行相応」が得道の要件であるとし、また律宗の所では「一切 真盛自身の信条を述懐している(『続天全・史伝2』五一六頁上)。さらに、かつて明恵高弁(一一七三 およびそれらの適否を論じたのちに、「我等が如き一類を道心門と名づく、世に捨てられて称名す」と、 て禍となるのが天下の大病である」とする。なお、諸宗を論ずるなかで、真言など聖道門には「三業 ―一二三二)が執権泰時に説いた言葉を用いて、「世の乱世の根元は欲を本とし、欲心が一切に変じ 仏法の興盛、 を捉えるうえに注目すべき言葉である。そして、「一向宗、 往生極楽、即身成仏の源は戒を離れては成ぜず」と主張するのは、真盛の宗旨 無碍光宗並びに日蓮の一党の (道心

0)

周辺日吉大社の猿などが、それぞれ跪いて「十念を受け」たことが『往生伝記』にいきさつを含めて 伝えている(巻下、『続天全・史伝2』五○二頁下~四頁下)。さらに、それらの記事の前後には、越 念を授け」ていることである。鷹は武将らが狩猟を競うための愛用であり、真盛では無用の殺生をや 説法の条件に愛蔵の鷹を野に解放させ、放たれた大小の鷹が真盛を慕い飛び来ると、これらにも「十 めさせるのを意図する。のみならず、越前府中では総社の神馬、伊勢では薪を負う牛、或いは西教寺 、まひとつ、武将たちに関連して注目したいのは、例えば朝倉貞景や畠山義就の勧化にみるように、 当事者になることを嫌うゆえであろう。

前の岡西光寺の近くで(大畔縄手)、戦場の野に無惨に殺された亡霊が真盛の前に現れ出て、修羅道 六道能化の性格と特性を表現していると見るべきである。 五○四頁上)。これら動物(畜生)や亡霊を救済する記事は、単なる奇跡譚というより真盛における の苦患を逃れたいと訴えたときに、これに十念を授けると忽ちに消えたという(『続天全・史伝2』

五 別時念仏修行にみる天台的特色

『往生伝記』には、真盛による勧化の大略を述べ、次のように記す。

乍清白衣,成,弟子,者、布施"大略以"同"前"。懺悔以後致,種種"断物"。総而 上人在生之時、或、発心出家、,持,門頓戒、布施、不、受、米銭金銀類で、不、用、絹綿紙布等でで 止沽酒|、止||関役|止||橋船賃|、放||一物鷹|、破||借状筆 所持以後一種"違""則"押;;十念"。別而有¸志者^ 〈一期間断;肉食; 、或又雖」有;;夫妻;不」婬、 邪婬・妄語・飲酒、四足・二足・五辛・木子・博奕等「也〉。不」持」之ッ者「ハストリ賜 只致心一期、間、罪障懺悔了、堅ゝ護心持、十戒之旨了。若、犯さ、一戒で則が押ばが而不以授が十念で者也。或べ 一也〉。上人一勧化大凡如」是。 〈無ム用ル殺生・盗心・ ||円頓/血

、巻下、〈 〉内は割注、『続天全・史伝2』五○二頁)

すことを約束させる。これらは、戒律を基準として、世俗的な日常生活に道徳倫理を確立せしめると とを「断物」(たちもの)といい、また進んでは肉食を断ち関役・橋賃を取らないなどの慈悲を実践 ていること(そこに四足二足とは獣や鳥を狩猟し食べることを指す)や、非行(博奕等)をしないこ 戒をも犯せば「十念を授け」ない方法を取る。割注にみるように、殺生・妄語など五戒に禁止され これによると、真盛の教化では布施を受けず、代わりに「十戒を護持する」ことを約束させ、もし

いう性格が強い。

本願念仏では、誰もが救済に預かることができ、別時念仏会には僧尼の周りに多くの農民たちが集っ 称」が阿弥陀仏の本願 ちなむ)、また「一向専称」を志向する。このことは、二つの意義をもつ。ひとつは、「四十八」と「専 仏修行によるからである。その行は「四十八日の別時」という形態をとり を書いて与えることも頻繁であった。そのことを、『往生伝記』には次のように記す。 て参加し結縁した。真盛では農民たちにも、五戒と十念を授けることは常の教化法であったが、名号 立場である。前者なら法然浄土宗と同じ宗旨となるが、後者が加わることに天台的特色をもつ。他力 することは注意せねばならない。それは、 このような断物をさせて念仏を勧めるのが真盛の特色であるが、その念仏指導は僧尼たちを主軸と (第十八願)に随う他力の念仏であること、もうひとつは修行(長時)を貴ぶ 別時念仏(不断念仏)という、 『往生要集』にもとづく念 (四十八は弥陀の本願数に

号三百遍也 六字名号書写之事、随:|人之所望:"、大小与」之、凡可」及;|十万幅:|。布施:":念仏毎日三百遍、小名 (巻下、『続天全・史伝2』五〇二頁下)

めるのである。 ここでも、名号の布施を受ける代わり、毎日幾百返の念仏を唱えることを約束させ、一向専称を勧

寺二度(越前)、西蓮寺二度(伊賀)、西来寺三度、成願寺・延命寺各一度(伊勢)である。ついでまた、 「不断念仏の伽藍は十六カ所」であるとして、それらを挙げる。①西教寺(坂本)②引接寺(越前府中) は、四十八日別時念仏を指導したことは「十四ヵ度」であったと記す。 れたことを伝え、それらの寺々の名を挙げて「二百ヵ所に及ぶ」と述べる。 たのであるが、 真盛は明応四年(一四九五)五十三歳の二月末に、伊賀の西蓮寺にて四十八日別時念仏会中に没し 『往生伝記』巻上には、真盛が往生した直後に「報恩の四十八日別時念仏」が修めら すなわち、西教寺五度、 加えて、 真盛の在世時に 西光

九品寺(同浅生田)⑨西福寺(同大野木)⑩西盛寺(同三田)⑪西来寺(伊勢安濃津)⑫成願寺 ③西光寺(同岡)④放光寺(同新庄)⑤青蓮寺(同大野)⑥蓮光寺(同所)⑦西蓮寺(伊賀長田)⑧ 小倭) ⑬恵光寺 9 10 ②③④⑤は尼寺である(巻上、『続天全・史伝2』四八九頁)。真盛の教化には、尼僧が (同作田) ④称名寺(同赤間) ⑤蓮生寺(同射和) ⑥光泉寺(同野田) である。これ (同

多いのも特徴である。

史伝2』四八三頁上)、さらに真範尼の入水などもよく知られている(巻中、同四九六頁下)。入水し 盛の生前中にも顕著に見られ、これにも尼僧が多い。すなわち、延徳四年(一四九二)に妙心・妙珍 心に称名行に励んで、 の両比丘尼が、またその前の長享二年(一四八八)に真能・真然の両比丘尼らが(巻上、『続天全・ て往生を遂げようとするのは、真盛の教化に心酔するあまり、乱世の不幸によって『往生要集』に説 それで、真盛の往生直後に、後を追って道林という僧が入水捨身を遂げたというが、この傾向は真 「厭離穢土 欣求浄土」を急ぐ傾向といえるが、真盛では不本意であり、仏道には命を惜しまず専 死後に往生を遂げるよう諭したので、捨身はのち永く止んだという(『続天全

· 史伝2』四九六頁下)。

唱え、群類をして往生を遂げしめる」のであるとする。 ず、長日不断の行業が好ましく、それによって「修行を退転せず、弥陀の本願に乗じて六字の名号を 四九〇頁)。そこでは、「念仏三昧を成じ見仏の因縁となす」には、別時の念仏行は一日七日のみなら また、『往生伝記』には、「長時修行・不断念仏の志趣」を述べている(巻上、続『続天全・史伝2』

それは、「不断念仏僧尼等当番之次第」といい、七項を挙げる。要約すると、①食事・大小便・掃除・ 病気等を除いて欠怠しない、②用事は一問一答ですませ世俗の言論と戯笑を交えない、③怠惰に睡眠 つづいて『往生伝記』には、別時念仏を修めるときの、真盛による僧尼への教誡を書き留めている。

他力の に励む天台的な修行を勧めていることがみてとれる。 下)。ここには、 歩々に無常の近づくことを忘れず、 住するのは一向専称のためである」とする。しかして、「三界の家宅と三悪の火坑を眼前足下にみて、 く信施を食い睡眠をしない、⑥内陣に参詣人と語らず急用には立って弁じすます、⑦称名は高声にて 口を閉じない、という。そして、「右の条々に違背する僧尼は無道心の致す所で、俗塵を離 しない、④眠くなれば外陣を経行し星月を見たり冷水で顔を洗うなどし少しの休息に止める、⑤虚し 願に乗じて、六字の称名を励むべき」ことを強調する 『往生要集』に説く長時修行と別時念仏行を模範に、 堕落阿鼻の苦因を免れるべく、往生極楽の素懐を遂げるために、 (『続天全・史伝2』四九○頁下~一頁 俗塵を離れて一向専称の称名行 れ練若に

の寄附は一切受けない、④衆僧の衣食は頭陀乞食による、⑤斎飯は一汁一菜一果による、 発起の仁を施主とし公の勧進によらない、②仏供灯油は無縁の参詣人の財を用いない、③寺領田 無欲に質素な草庵にひたすら念仏行に励むことを教えるのである。 は衣を脱いだり帯を解かない、 向受用しない、⑦病気を除いて非時食を用いない、⑧食後に無益の雑談をせず念仏する、 (『続天全・史伝2』四九一頁下~二頁上)。ここには、割注に 『往生伝記』には、次に「伽藍興立並衆僧法度之事」を記す。それには、①道場建立は信仰 ⑩口論・打擲すれば両僧とも擯出する、⑪在俗の檀那に給仕しない、 『往生要集』の引用もあって、 ⑥布施物は 9睡 [畑等

さてここで、盛全の『雲居月双紙』をみると(巻下)、そこでも『往生要集』をもとにして、よく

似た僧尼への教誡が綴られている。盛全では、「戒行清浄にして不断念仏せん人は道心者なるべし」

全は少し詳しく述べ、それは「自利利他の二」であるとし、三業清浄と四無量心(慈・悲・喜・捨)

と述べて、とくに道心を強調して、「道心と念仏」をセットにした叙述を多くみる。道心について盛

などを内容としてそれを示している。

そして、盛全が『往生要集』の大意を示して、次のように述べることはとくに注意を要する。

往生要集大意者摂』此文」。

大菩提心・護二三業」、深心至誠・常念仏、

護三業者有''四戒行'、所謂 身 手 口 意 。随`願決定生''極楽'、況復具''余諸妙行'。

口不」説||讃毀|、常唱||仏名号|。意観||無常・我|、常願||生||極楽|事||。 身不」作、淫欲、常着、三衣鉢、手不」作、殺盗、常持、

ちに常に教えたことと理解してよい。そこには、「堅固に五戒をたもちて非時食をたち、一滴もさけ のまず」云々等の十七項の行儀誡条をみる。先にみた『往生伝記』のと類似があり、いっそう詳しく この文に続いて、「不断念仏堂の僧尼等行儀事」が列記されており、これらのことは真盛が弟子た

天台僧・真盛の持戒念仏観と思想的意義

なっている。別時(不断)念仏会ごとに随時適応した行儀規則が定められたともいえる。

て支持されるものといえよう。 称が不可分の関係にあることが理解できる。つまり、今日の真盛門流(天台真盛宗)において、 菩提心」(道心)を基盤に融合して示されている。盛全では、「釈迦一代の説法は深広なりといへども に含み、また「常念仏」(不断念仏)は真盛では「一向専称」(四十八日別時念仏)の形態をとること 正』八四・六六c〜七a)。つまり、真盛が黒谷隠棲時に『往生要集』の義に徹したとする要点をこ 相即融合(相互包摂)、または一致(戒称不二)であるとみられているのは、右の盛全の言葉によっ の「戒と称」の教学は、決して「称(念仏)が主で戒は従」(円戒助業論)とかではなく、戒と称の を止め除いて三悪道の苦を逃れ、六字の名号を唱えて九品の蓮台に生ずべし」という旨を述べ、 はもはや言うまでもない。しかも、 れにみてよい。「護三業」は、右には「四戒」によって示され、それには五戒と梵網戒の十重を内容 止悪と行善との二なり。止悪(戒)は禁忌のごとし。行善(念仏)は眼薬のごとし。故に三業の そこで、右の「大菩提心」以下の二行は、『往生要集』の「助念方法」にみる「総結要行」の文である(『大 四戒は「身手口意」の四業とするなかに、戒と称 (念仏)が「大 真盛

仏を弘めたその特色を追跡した。そこには、六道能化という性格によって、真盛を「地蔵菩薩の化身」 本節では、室町時代の中期から後期への戦乱時に、天台僧の真盛が『往生要集』に依拠して持戒念

その宗風は門弟に受け継がれ、独自の教学をもつ門流が形成されることになる。なおまた、 であり、今日のいわゆる「自然と野生」との共生、および「環境倫理」を導く指針ともなりえよう。 世荒廃のときに「機法相応」にして「信行相応」の仏道は持戒念仏法であることを確信したのであり、 け容れたのをはじめ、階層を超えて帰依を受けたことでそのことが分かる。少なくとも真盛では、乱 生活倫理や政治倫理を導くのに役割をもった。真盛の教化によって、守護・国司らが厳しい勧誡を受 用いて「五戒(十重)と十念」を授ける方法は、人心の宗教的情操を育み高めると同時に、 名念仏法を取ると同時に、戒・行を重んずる天台的特色がみられた。ことに、『往生要集』を法談に とする信仰を生むゆえんの事績が顕著に認められた。また、濁世の万民を救済する仏道として本願称(ロ) (畜生)にも「十念」を授けたことは、 弱い立場の衆生に救済をはかる六道能化の見逃せない一面 真盛が動 世俗での

第二節 真盛における『往生要集』観の特色

一 真盛に関する新出資料の意義

門弟を指導するとともに、宮中や貴族・守護大名・農民たちから階層を問わず熱心な帰依を受けたこ 寺を拠点に「不断念仏」に従事し、時に京都や山城、また近江・越前・伊勢・伊賀・河内等畿内に趣き、 で源信(九四二―一〇一七)の著した『往生要集』であり、真盛は横川の麓に位置する坂本の西 教 榜し、「持戒念仏」をもって仏道と人心を導いた念仏聖である。その拠り所は、かつて比叡山の横川 真盛をして六道を救済する「地蔵菩薩(六道能化)の化身」であるとの信仰を生んだ。 とが知られている。そして、『往生要集』をもとにした勧化法のゆえか、のちに門弟や信徒のあいだでは、 真盛の伝記と事蹟を知るには、弟子の真生が真盛没後すぐの、明応四年(一四九五)四月に著した『真 室町時代の中期から後期にかけて、天台僧であった真盛(一四四三—九五)は、応仁・文明の大乱 世相が権勢を争奪する戦乱と人倫の荒廃にみまわれるなかで、「無欲清浄 専勤念仏」 を標

盛上人往生伝記』三巻を根本資料とする。これには、真盛が「往生する」前後のありさまを詳しく綴り、

作は残されていない。 記と絵詞伝が編まれている。そして、真盛には短い法語が二つ知られるのみで(『大正蔵』七七)、著 ここで『絵伝記』を造ったとみられる。真生と盛俊のを古い資料として、江戸時代にはいくつかの伝 併せて生前の事蹟の主だった事柄を記すとともに、いくつかの貴重な書翰も収録する。つぎに、盛俊(一 人である盛音(―一五三二、伊勢射和・蓮生寺)の弟子で、自らは伊勢山田の善光寺を開基して住持し、 一五五六)による真盛の『絵伝記』六軸(『円戒国師絵詞伝』三冊)が古く、盛俊は真盛の高弟の一

真盛の考え方を知るのに、真生撰の『往生伝記』に次ぐ貴重な文献となる。そこでいま新出の資料を もに、その持戒念仏法の特色をみることにしたい。 もとに、真盛仏法のもっとも根幹となる『往生要集』観を中心に、真盛の念仏義における問題点とと (一五〇四)三月に著されており、盛全が後継ぎとして真盛から親しく承けた仏道を記すのをみるので、 真盛が自らの仏道を、『往生要集』にもとづき、また人々の勧化にもこれを用いた事蹟は、すでに 『雲居月双紙』と呼ぶ二巻の一書が検出された。これは盛全が亡くなる一年余り前の、《書きの言葉を》 このようななかごく最近に、真盛を嗣いで門流の二祖となった盛全(一四四九―一五〇五)が著し 永正二年

真生の『往生伝記』に伝えている。

初『、居』:台嶺『広、学『顕密』已来』、二十余回雖「烈音三千浄侶席』、後『、入『黒谷』深。厭『名利』以後、

第一章

天台僧・真盛の持戒念仏観と思想的意義

聞。時々"授於円頓、妙戒"示於持律,、一得永不失之血脈相承,者不」可,称計言。 処々「談言が往生要集が弘」念仏で、十念普が受が而往生が果が遂が者不い知が校量で、化導誠に広が前代尚未が 一十三歳偏"乗"六八弘誓"船"、経"行""山林"尤励""自行"、往"還""都鄙"専"先"""他"益"。然"、則"

(『続天全・史伝2』四七七頁下~八頁上)

脈を承け往生を志して帰依したとする。従って、真盛では黒谷に隠棲したことが重要な転機となって を談じて「十念」を授け、また「円頓の妙戒」を授けて持律を勧める形態を取り、あまたの人々が血 行とし、また都鄙に出ては専ら人々にこれを勧めることを先としたという。その場合、『往生要集』 それよりは五十三歳で没するまでの十三年間、弥陀の「四十八願」(六八弘誓) にもとづく念仏を自 おり、そのことについて真生はまた次のようにも記す(丸カッコ内とゴチ標示は引用者)。 ここには、叡山で二○余年間に顕教と密教を修めた後に、名利を厭って黒谷(西塔の別所)に退き、 !(文明)十五年癸卯四十一歳、逃ā身,黒谷,青龍寺』、遂"辞章三千衆徒,交 『、徹章『往生要集』義』、

遊行、。或時、引示率、"数輩」僧尼、、普、勧言,一向専称」行『往還、。 超言,歴代)名匠『ザ。油鉢『不』傾、浮嚢『無』・疵ッ´ュネュー。。或時、不レ将カ一人`伴侶マサ、自ッ帯ネシ三衣一鉢`袋マ 発云無上菩提了心了。励心自行了偏"先示文化他了。無欲清浄すふっち恐ゔ勝心上古`賢哲言で、持戒律儀すふっち将"

(『続天全・史伝2』 五〇一頁上)

然源空(一一三三―一二一二)の念仏観が予想されるなか、真盛が黒谷で確信した仏道はいかなる天 向専称の行」に従事したことを讃えて述べている。ただ、真盛がどのような『往生要集』観によった 堅固とし「無欲清浄」の宗教的人格をもって、「三衣一鉢」という質素な身なりで門弟の僧尼と「一 具体的な知見を得ることができる。 台的な特色をもつかが問題とされてよい。盛全の『雲居月双紙』には、それらのことについてかなり かは、真生には具体的に述べるのをみず、また「黒谷」と「一向専修」という要点では、かつての法 ここには、真盛が四十一歳に黒谷で『往生要集』を感得したことを伝え、以後には「持戒律儀」を

二 二祖盛全撰『雲居月双紙』の性格と内容

を大永六年(一五二六)に書写した折りに書き加えたものであることが、奥書からわかる(『往生伝記 はこのとき書写のが今日に伝わる)。それによると、盛全が真盛の弟子となったのは決して早くはなく、 伝記』の末尾に「追加」として載せられている。これは真盛の門弟では同輩となる盛音が、『往生伝記』 まる一○年間門流(今日の天台真盛宗)を率いた。その伝記は、詳しくはないが前記『真盛上人往生 『雲居月双紙』を著した盛全は、真盛よりも六歳年下で、真盛中興の西教寺二世を嗣ぎ、師の没後

ち、 真盛が没する二年前である。盛全はもとは比叡山の学僧(実報坊頼全)であったのが、酒を嗜む習性 が修めたのには開闢の導師を勤め、二祖に推されたのである。 堕ちなん」との述懐のもと、 すがって救われ、 から、ある日大切な講筵で大酒に酩酊して、夢の中で奈落の底へ堕ちてゆくとき、真盛の錫杖に取り その宗風を一身に任じたごとくである。 毎日念仏十万遍」と記される事績をもち、また「先師の宗風に従わざれば、必ずや三途の の西光寺を任され、のち真盛が没したとき西教寺で報恩の「四十八日別時念仏」を門弟ら 目覚めて直ちに弟子となったという。その劇的な発心の故に、「爾来堅く禁戒を持 真盛を「地蔵菩薩の化現」と確信して、 盛全は真盛が開創し、 いち早く越前での念仏勧 真盛に従うことは他に抜きん出 化の 拠点

書翰が や貴族らの日記類によってかなりの記事が検出されている。そのようななかで、真盛と尊盛 下末の奥書からわかる。真盛の宮中進講は、真生撰の『往生伝記』には詳しくないが、今日では女官 ものである。真盛没後には、盛全がその指導を引き継いだとみえる。本書は双紙の性格上、二巻とは が真盛を慕って弟子となり、尊盛と称したその人が、三十三歳で病没したときに盛全が追悼に記した いえ短編に属し、その名は「雲居の上の月影」という、亡き貴人を偲んだ意味に由来することが、巻 それで、『雲居月双紙』はかつて真盛のとき、幾度かの宮中進講を縁に、 『往生伝記』(巻下)には収録されている。それは尊盛が真盛のもとで「出家」を志し、 後土御門天皇の弟二王子 の往復の 真盛

もまたその「道心」を励まして、格別の関係にあったからであることが、手紙の内容から伺われる。

らを修めて「臨終正念に往生極楽の素懐を遂げた」ことを歎ずる。つぎに、尊盛の生前の行学と、黒 に尊盛が早世する前後の様子を近侍者の言行を混えてやや詳しく物語りする。そして、尊盛が病中に 谷に籠もって以後の真盛による化導を受けたことを記してのち、文亀四年(一五〇四)正月二十七日 を述べ、「三業清浄の道心を発し、一行三昧の念仏を唱える」ことの肝要を勧め、尊盛は正しくそれ 書写した仏典の諸文と道歌を綴るとともに、盛全が追悼のために造った「いろは四十八首」を載せる。 『雲居月双紙』は、巻上では尊盛を偲ぶ文章を綴るのを中心とする。すなわち、初めに世の無常観 真盛の化導方法である「戒行を持ち念仏する」意義を中心に述べ、初めと最後には尊盛

貴族家の書庫に残り、そのため門流内には伝わらなかったと考えてよい。 群から発見されたという。尊盛法親王を追悼するという性格の故に、宮中に贈られてのち、出入りの 断念仏堂の僧尼等行儀事」十六項目などを記述する。盛全のこの書は、近衛家伝来の陽明文庫の古書 本願」などを順に述べ、また「本願ぼこり」を強く誡めてのち、『阿弥陀経』と善導、 を偲ぶ文章で括る。 の諸文を綴り、そのもとに「止悪(戒)と行善(念仏)」を熱心に説いてこれを勧め、最後に「不 なかでは、道心を強調して念仏を勧め、「四無量心、貪瞋の妄念、 及び 至誠心、 『往生要 他力

善導流による真盛の「本願念仏」義

Ξ

は 生伝記』にはあまりみないので、盛全の書を特徴づけるひとつである。なかで、とくに注意を引くの のであり、ついで『往生要集』に出る文である。まず、善導(六一三一八一)の依用は、真生撰の(点) 文の楷書体による。二十五カ所程をみる引用諸文のなかで、最も多くて印象づけられるのは善導 盛全の 『双紙』巻上の末尾にみる善導の、次のような「四十八字」文である。 『雲居月双紙』は、かな交じり文の崩し字体で綴られている。そのなかに、 仏典の引用は漢 「往 。 も

若我成仏 十方衆生 称我名号 下至十声 若不生者 不取正覚。

彼仏今現 在世成仏 当知本誓 重願不虚 衆生称念 必得往生。

『往生礼讃偈』(『大正蔵経』四七・四四七c)に出て、盛全では「いろは四十八首」を記 (西村冏紹編著『二祖盛全撰 雲居月双紙』 六六頁)

を述べて引用される。そして、法然がこの文によって念仏を勧めたことを、次のように続ける。 しめんと誓い給うべし。この故に善導大師は四十八願の心を四十八字につゞめて釈し給へり」との旨 したあとに、「阿弥陀ほとけ四十八願と云うは、南無阿弥陀仏と我名号を唱えん人を、我国に生まれ これは、

法然上人、念仏行者すゝ(数珠)をて(手)にとらん時は、此文をとなへて、阿弥陀ほとけにう

ちむかひ、よろこひをなして、念仏すへしとて也。 (西村編著前掲書六八頁)

こでは善導の『法事讃』を引用して、「たとい十悪五逆謗法闡提の人も往生する也」と主張してのち、 の叙述をほぼ終えているのをみる。そして、右の善導の文は、巻下にも盛全は用いる。すなわち、そ なり」と、また「心を本願にかけて口に怠らず、南無阿弥陀仏と申すべき也」との旨を述べて、巻上 このあと、盛全による若干の敷衍と解説を加えるなかで、「本願の頼もしきに、唱えらるゝは名号

「他力本願」について述べるなかに、次のように解説するのをみる。

機法一体の名号なりとな(名)つくるなり。 念仏申て往生極楽すれば、ほとけの願と行者の願ともろともに成就することわりを、 つねに念仏の行者は若我成仏の文を思ひいたして、 願行具足

衆生称念必得往生の願力をたのむへし。

(同前一〇二頁)

善導流の「本願念仏」義に相違ない。つまり、「四十八字」の前半は、いわゆる阿弥陀仏の本願である「第 文は、実は西教寺に所蔵する盛全の肖像画(寿像一幅)にも記すのをみるので、盛全がとくに座右に 十八願」の意を表現するので、これに随って唱名念仏を勧めるのは、「偏依善導」を標榜した法然の した要文であるかもしれない。少なくとも、右に法然の援用もあることから、真盛が盛全に教えたのは、 このなかに、「若我成仏の文」というのが、先にみた『礼讃偈』の文に他ならない。この「四十八字」

宗旨と同じとなる。

真生の記す『往生伝記』でも明瞭に伺える。すなわち、真盛が亡くなる直前に、伊賀・西蓮寺での「四十八 そのなかに法然を用いて次のように教えるのをみる。 天全・史伝2』四八〇頁下)。また、『往生伝記』巻下には真盛が尊盛に宛てたやや長文の手紙を収め、 日別時念仏」に門弟が聴いた最後の説法は、「黒谷上人伝記の大原問答」であったと伝える(巻上、『続 真盛が法然を尊敬し私淑したことは、その「発心」によって黒谷に隠棲したことでも予想されるが、

真言天台何宀宗"六字」外"無」之。 如来、金言分明也。法然上人曰。聖道門、得脱、雖、然、 (『続天全・史伝2』 五一〇頁下) 時機相背

黒谷以後の事績を讃えて、世人の諺に「大道心者いま法然の真盛上人」と言われたと記す(西村編著 から学んでいることがわかる。法然と真盛の近似については、盛全も『雲居月双紙』巻上に、真盛 ここでは、「機法相応」の仏道に「六字の名号」を唱えることを勧め、このことを真盛自身が法然

前掲書二二頁)。

によっていっそう明白になったのであるが、しかし注意を要するのは、真盛では善導と法然に学ぶな かにも、あくまでも源信の『往生要集』を拠り所として、次に述べるような「戒行の重視」という天 このように、真盛の念仏観が法然と相い通ずる善導流の本願念仏であることが、盛全の『雲居月双紙

生伝記』には真盛の葬儀に、或いは生前の真盛が布施物を自己に受けずに元応寺へ贈るなど、真盛と 部に善導文と一対にして、この画幅を「元応寺の戒和尚」に開眼せしめた旨をとくに記すことからも 台的特色をもつことである。このことは盛全でも、右にふれた西教寺所蔵の「寿像」(肖像画)の上 元応寺流の密接な関係を知る。 元応寺流は、もと南北朝期に比叡山に戒律を復興した黒谷流を承ける「戒家」であり、『往

四 真盛の『往生要集』観にみる天台的特色

という(『続天全・史伝2』四八三頁下)、真盛の教化形態を随所に伝える。盛全の『雲居月双紙』に も、巻上に真盛の黒谷前後の事績を述べるなかに、『往生要集』の位置づけを次のように記すのをみる。 真生撰の とく群集するに、あるいは妻子をすて、かみ 大悲をまな(学)ひ、恵心所作の往生要集を講談し給ふに、道俗男女さかりなるいち をのそ(除)き、一切経を披閲し給ふ事一千日間也。祖釈迦一代の教法をうかゞひ、 無上道心をおこし、黒谷に籠居して経蔵にいり、なは(縄)をくひ(首)にかけてねふ 『往生伝記』には、「円頓の化儀を調え妙戒を授与し、 (髪)をそ(剃)り、 往生要集を講じて念仏を弘通す」 あるいは故郷をさ(去)りて 弥陀本願 市 (眠) のこ ŋ 0

出家する僧尼等は幾千万とかす(数)ふるにいとまあらす。

(西村冏紹編著『二祖盛全撰 雲居月双紙』二〇一二頁)

との真盛の言葉をみるのと軌を一にする(『続天全・史伝2』 五一六頁上)。 をもつ」必要を力説する。このことは、真生撰の『往生伝記』でも、「我等が一類を道心門と名づく」 生要集』の依用では、『雲居月双紙』の巻下にとくに注目したい。盛全は巻下では、念仏門に「道心 八〇頁。これを『往生伝記』では既述のように法然の「大原問答」を講談したとする)。それで、『往 また、 巻下では真盛が遷化のとき西蓮寺で最後の説法は「往生要集の談義」であったと記す(同前

恥じないのを嫌う主張と結びついていると考えてよいからである。 誠心」(「『観経』三心」のひとつ)を強調するとともに、「虚仮名聞の本願ぼこり」を誡めることはと 執着を捨てる」ことに他ならないと、「貪・瞋の二煩悩」について説明する。ついで、念仏のとくに「至 悲・喜・捨の四無量心」によって説明し、なかで「捨」が肝要であるとし、それは「貪瞋の妄念心と くに注意を要する。というのは、盛全が道心や止悪を強く述べるのは、本願に帰する者が罪を造って 盛全の書では(巻下)、「戒行清浄にして不断念仏せん人は道心者なるべし」と強調し、道心を「慈・

いると考えてよい。そのひとつは、次のような「十念」の引用である。 このような行論ののち、仏典の引用があり、なかで『往生要集』からの二文は大きな役割を担って 第一章 天台僧・真盛の持戒念仏観と思想的意義

|利養|。 ||護法心||不」||情||身命|、於||一切法||不」生||誹謗|。四者於||忍辱中||生||決定心|。五者深心清浄不」染 下言説。八者於:|世談話|不「生||味着|。九者近||於覚意|、深起||種々善根因縁|。十者正念観」仏除 生...慈心, 、不、毀。其行, 。若毀。其行、終不。往生, 。二者於。諸衆生、常起。悲心、除。残害意。 。三者発 弥勒所問経。不断念仏者即得「往生」。当云何念仏。凡有「十念」。何等為」十。一者於「諸衆生」常 | 六者発,,一切智心,、日々常念無、有,廃亡,。七者於,諸衆生,起,尊重心,、除,我慢心,謙

(西村編著前掲書一○六頁~八頁)

これ これの引用意図は、これを承けて盛全が次のように述べる所によって分かる。 ささか不調和の感を覚える。というのは、称名念仏を勧める典拠ならば、『無量寿経』の「第十八願」 れらはいずれも「専称名号」を勧めるもので、そのあとに右の「十念」文を詳しく引用するのは、 これは、『往生要集』の「弟九往生諸行」のなかにみる(『大正蔵経』八四・七七c~八a)。盛全では、 の前には 『観経』の「十念」文などが適切であり、右のはいわゆる「諸行」を勧めるからである。しかし、 『阿弥陀経』の「執持名号」の文を初めに置いて、善導の諸文をいくつかを連ねる。

深広なりといえども、止悪と行善との二なり。止悪は禁忌のごとし。行善は服薬のごとし。故に のみ世間の物語をせずして眠りを除き、夜昼怠らず念仏すべしと云事也。およそ釈迦一代の説法 この十念ひろしといえども、慈悲に住して人よき心を嗜み、往生極楽の一大事を願い入れて、さ

三業の悪障をやめて除いて三悪道の苦を逃れ、六字の名号を唱えて九品蓮台に生ずべし。

(西村編著前掲書一一〇頁)

宗を批判して「信行相応」に欠けるとして、自らの立場を「道心門」と呼ぶのと関連する(『続天全・ 無阿弥陀仏と唱うれば、八百万劫の罪障を消滅する無上功徳の名号也と雖も、疑う人は往生しがたき 「止悪念仏(安心」との小見出しの下にみる叙述は、一書の要点として注目されてよい。そこでは、「南 を修めたことに表れ、ここに天台的な特色をみる。そしていまひとつ、『雲居月双紙』巻下の後半に、 (一二六五―一三四五)の「念仏者の造悪を好む」(本願ぼこり)のを誡める文を引用することでよく 仏を疑う人」と「念仏申すと言って罪を好む者」を邪見の人として誡め、さらに浄土宗の向阿証 の大意を示して次のように主張するのである(西村編著前掲書一二〇頁)。 と行」の尊重をいい、その意は真盛の仏道では「四十八日別時念仏」という長時の「一向専称の行」 史伝2』五一六頁上)。真盛が主張する「信行相応」とは、信心を持つ(本願に帰す)者に必要な「戒 わかる。このことは、『往生伝記』では巻下に真盛が「河毛入道」に宛てた手紙のなか、当時の浄土 めに「止悪」を求めるのは、このあと「念仏の行者に往生を遂げざる者二人あるべし」と論を進め、「念 すなわち、盛全では「止悪(戒)と行善(念仏)」を導き出している。ここで、念仏(唱名)のた と書き始めて、「念仏申すと言いて心にまかせて罪を造るは邪見なり」と誡めたのち、『往生要集』

往生要集大意者摂」此文」。

大菩提心・護」三業。 深心至誠・常念仏

随,願決定生..極楽. 況復具..余諸妙行.。

護,,三業,者有,,四戒行,。所,,謂身手口意。

身不」作,「淫欲」、常着,「三衣鉢」。手不」作,「殺盗」、常持,「念珠等」。

讃毀、 常唱:,仏名号:。 意観 無常・我」、 常願」生

正しくここにみてよい。盛全では、「護三業」を「四戒行」とするなか、それらには五戒や梵網戒の 文である。源信ではこれをもって「止善(止悪=護三業)と行善(念仏)」に往生行を要約する(『大正 いることがわかる。したがって、右の文には『往生要集』にもとづく真盛の「持戒念仏」法の要点が 十重を含み、同時に「念珠を持ち、名号を唱え、常に極楽を願生する」ことを合致させて要行として 八四・六六c〜七a)。そして、真盛が黒谷で「往生要集の義に徹した」と『往生伝記』に伝える要点は ここに、「大菩提心」以下の二行は、『往生要集』の「第五助念方法」の末尾にみる「惣結要行」の

特色を最もよく表現している。それは、「四十八日の別時念仏」を修行するときの僧尼たちの規則で さらに続けて、盛全では「不断念仏堂の僧尼等行儀事」を最後に詳しく載せることは、真盛仏法の

示されているといえよう。

ない。 断念仏伽藍十六ヵ寺」を記し、そして「一向専称の長時修行」つまり「四十八日の別時行」のための ある。『往生伝記』巻上には、真盛が「四十八日の別時を十四度」修めたこと、また真盛が興した「不 が相似し、 尼等の行儀」は、五戒と梵網戒(十重四十八軽戒)を基盤としていて、『往生伝記』にみるのと内容 めて意訳して引用したい)。 「僧尼等当番の次第」七項目などをみる(『続天全・史伝2』四八九頁上~九二頁上)。 盛全の いっそう詳しくなっている。別時念仏を修めるごとに、事情に応じた規則をもったに相違 『雲居月双紙』に載せる「行儀規則」は次のようになっている(かな文に漢字を当ては 盛全の記す「僧

不断念仏堂の僧尼等行儀事

- 堅固に五戒を持ちて非時食を断ち、一滴も酒飲まず。昼夜に帯び解かず。衣を離さず。請用 るは)各番の念仏なり。 は一菜一菓等なり。初夜より夜半まで、夜半より晨朝まで、晨朝より頭陀を行じ、
- 故に不浄の膚をいろわざるが故に、暁起きにも手水使わぬなり。 を言わず。夜の寝覚めに色欲を思わずして、仏の相好を観念し、手に数珠を離さず。かるが 夜仏前へ番の時は眠りを除いて念仏申すべし。又伏所にては一切物語りせず。殊に人の噂
- 菜一菓なりとも、 人の施を受けん時は、毎度に十念あるべし。

庫裡にて火にあたり、伏所にて用を弁ずる時も、そのまま心にまかせて念仏無沙汰する事 油断なく仏前へ詣るべし。たとい当番にあらずとも、細々御堂へ進むべきなり。

越度(落度)なきように知音の人とよくよく談合すべし。よろずの業 (わざ)に俄に廃忘す 小事のことに身を苦しみて大事の念仏を怠る事なかれ。又私にも大事と思いよらん事をば、

る事なかれ。善事にも動転すれば、廃障定心をもて正法と名づく。

いつも急ぐべき事は、仏前の掃除、死骸の沐浴、荼毘の弔い、別請の時の伴となり。

こすように、言いなすべし。相談久しければ、念仏薄くなるなり。往生の一大事一両度語る それも又、後世を願うといえばとて、けしからぬ様語りなして、何ともして後世菩提心を起 檀方へも行人と参会の時、 世間の事を問うとても、外返事をして、さのみ世事を語らざれ。

べし。座敷久しくは、余事になぞらえて、罷(まか)りたつべし。

と思わねども、人の恨みを受くる事なり。 物語あらんに、いかに心やすしというとも、 当座に無人の毀誉する事なかれ。我はさほど

敬う心を持つべきなり。又歳若き比丘尼・女房・沙弥・小児に対し、さのみ馴れ馴れしき風 僧尼の嗜みたき事。歳の老たる人をば、さしたる徳なしというとも、軽しむる事なかれ。

情見苦しきなり。又食事の物語、燻火の雑音、見苦しきなり。よくよく心得給うべきなり。

天台僧・真盛の持戒念仏観と思想的意義

四四八

わんや余の人は、きらう物なり。 む人には用をもきく物なり。我こそふりに見ゆるれば、取育てぬる弟子さえ気にいらず、い りては、我が身を軽くとまめに立ちて、人を召し使う事なかれ。又心ある人は、さように嗜 心やすき中なりというとも、さのみ用をいう事なかれ。老たる人も徳ある人も、衆に交わ

頭陀と請用と遠行と他宿には、伴を具うべきなり。一人行くべからず。此れ律儀なり。 僧

尼の一人歩きせんは、破戒の基なり。故に、かりにも二人同道すべき事なり。

寺辺在家、親しき檀那の所にて、細々休息し、用事をさのみ言うべからず。

の如来守護し給うと説ける。無上功徳の弥陀の名号を軽しめて、他の仏神へ詣るとも、 不断念仏堂の僧尼、よその霊仏霊社へ参詣参籠は無益なり。至誠心の行者をば、 既に六方

僧尼の破戒においては、衆儀をへて談合をいたし、成敗すべし。又僧尼の訴訟を聞いて、

悦び給うべからず。ただ、雑行の人なるべし。

やがて是非を判ずる事なかれ。しかるべき仁にも、不足言の多き事あるなり。 誤りありと人に扱われん同朋をば、其の人の機嫌のよき時に、余人の聞かぬ所にて教訓す

べし。もし承引なきと言いて逆らう事なかれ。他人他所にて譏る事なかれ。 道心者は用事多きが障りなり。良き事も過分をば怪しむべきなり。万の事に足らぬ事は後

ある。 すなわち、第四「正修念仏」の「極略」と、第八「念仏証拠」の「第十八願」文や『観経』の文など 数は、弥陀の本願数にちなむ長期にわたる修行なので、出家(僧尼)を中心に修め、農民達が結縁す な「戒と行」を重んずることに真盛の天台的な特色をみるのである。 念仏」はこれを長時 る形態をとったに相違ない。『往生要集』では、本願口称の念仏は片隅に認められていたにすぎない。 かくて、真盛が修め指導した「一向専称」の念仏行では、その基盤には戒が位置づけられ、そのよう である。真盛ではそれを、法然に学んで念仏法の正面に位置づけたのである。しかるにまた、「別時 真盛の特色は、このような規則の下に修める「四十八日別時念仏」に最もよく表れている。その日 すなわち、第五「助念方法」の「修行の相貌」に説く「長時修等の四修」にもとづくといえる。 (四十八日)に修めて念仏三昧を志向するのは、『往生要集』に基づく修行法で

《注記》

- $\widehat{1}$ 本覚思想」「日本的美と仏教」などの諸論文)。 田村芳朗『天台本覚論』一九九〇年(なかでとくに「日本中世思潮と天台本覚思想」「歌論と
- (2) 島地大等『天台教学史』一九七七年 (四七○頁ほか)。

3 二〇〇七年)。

恋田氏の発見後、

西村問紹編著

『西教寺二祖盛全撰 恋田知子「陽明文庫蔵「道具類」の紹介(一)『雲居月双紙』翻刻・略解題」(『三田國文』四五号、 雲居月双紙』(二〇一〇年)

が出版された。

- 4 伝」および「奇特書」を収録)。 『訳註 ・往生伝記』の典拠には『続天全』本を用いたい。 牧野信之助『真盛上人御伝記集』(一九三〇年)。『続天台宗全書・史伝2』(「往生伝記」「絵詞 真盛上人往生伝記』(西教寺刊、一九七二年)。本稿では、
- 5 色井秀譲 させている。また、確実な史実を研究のうえに、伝説や信仰を含めて一代を詳しく綴ったものに、 真盛一代の年譜は、前掲『訳註 『真盛上人―末世の聖・その史実と伝説と信仰―』(一九八二年、中山書房)がある。 往生伝記』の末尾に載せるのが、今日までの研究をよく反映
- 6 宮中と公家、つまり貴族たちからの熱心な帰依は、真盛にみる特色のひとつである。というのは、 ―九九)らをみるなか、同種の日記類に出るのはほぼ真盛に限られるからであるという(勝野隆 同時代の著名な高僧に、一休(一三九四―一四八一)、日親(一四〇七―八八)、蓮如(一四一五 これらの記事は、『訳註 真盛上人往生伝記』の巻末に収録されている(同書三六九~四一二頁)。 「真盛上人史料考」『天台学報』八、一九六七年)。
- 盛全『雲居月双紙』巻下(恋田前掲論文八七頁)。西村冏紹編著前掲書八八頁以下。

- (8) 同右(恋田前掲論文九○頁)。西村編著前掲書一二○頁。
- 9 同右 (恋田前揭論文八九頁)。西村編著前掲書一一〇頁。

色井秀譲編著『天台真盛宗宗学汎論』(一九六一年)六五六頁。満井秀城「真盛の教学と蓮如上人」

10

- 念仏 亘る信行相応という関係で戒称一致であるとみる。 が戒称二門に亘る信行相応、また護三業 理解している。すなわち、大菩提心(信)と護三業(行)は戒の信行、また深心至誠 する真盛の念仏思想について、『往生要集』の「総結要行」の文に「信・行」を巧みに配釈して なお、満井論考では、すでにみた「河毛盛空入道」への書翰に、浄土門では「信行相応」を強調 (『蓮師教学研究』三、一九九三年)、同「蓮如教学と浄土戒学」(『宗学院論集』六六、一九九三年)。 (行) は称(念仏)の信行であり、これらのなか大菩提心(信・道心)と常念仏 (行・持戒) と深心至誠(信・念仏安心)が戒称二門に (行・十念) と常
- (11) 真盛が地蔵菩薩であるとの信仰は、 (身代わり地蔵)」をはじめ、枚挙にいとまがない。 日吉大社参道横(坂本)にある六角堂の「かくれんぼう地
- 12 こでは、『続天全』本によって典拠を示したい。また、『訳註 収録されている。なかで、『往生伝記』と『絵詞伝』は、 真盛の伝記書として信頼性の高いものは、牧野信之助『真盛上人御伝記集』(一九三〇年)に 『続天台宗全書・史伝2』に収める。こ 真盛上人往生伝記』(西教寺刊、

九七二年)が出版されており、これの巻末には真盛の年譜を典拠を示して載せる。

13 庫蔵「道具類」の紹介(一)『雲居月双紙』翻刻・略解題」(『三田國文』四五号、二○○七年)。 西村冏紹編著『西教寺二祖盛全撰・雲居月双紙』(二〇一〇年、西教寺刊)。恋田知子「陽明文

本稿では、 西村編著の本によって、その頁数で典拠を示す。

14 先に記した『往生伝記』の「訳註」版にそれらの記事を収録する。

<u>15</u> に収録されている。 引用文に関する典拠等の詳しい調査は、向井亮海稿によってなされ、注(13)の西村編著のなか

16 では写本の写真を収録しており、それとの対照で翻刻が不正確または誤りと思われる箇所は直し 西村冏紹編著 『盛全撰・雲居月双紙』(前掲書)一二〇~四一頁。なお、この書 (西村編著)

て引用した。

真迢の法華円教観にもとづく持戒念仏の思想

第一節 江戸初期・真迢の日蓮宗から天台念仏への回帰とその真意

一 真迢の伝記にみる転宗の理由

上に、とくに天台の円頓戒と念仏の教学を顕揚し、ひいては比叡山の横川 なりのインパクトを与えた。と同時に、事後には天台宗内で浄・戒(念仏と戒行)を双修する事跡の 六一)のあることがよく知られている。その転宗には、傑出した学僧であったがゆえ、日蓮宗内にか の深い真盛の教学(戒称二門)を明確化するのに寄与したことが注目される。 日蓮宗から天台宗に転じたきわめて異色の学僧である。 西教寺 (比叡山麓坂本、天台真盛宗) の第十五世に列せられる真迢 (舜統院、一五九六―一六五九) は、 主著には、『破邪顕正記』五巻 (恵心僧都源信) (鈴木『仏全』 にゆかり

『禁断日蓮義』を出して応酬し、さらにそれへの反論も出て論争となった。そして、近代では真迢の 『破邪顕正記』に対しては、当時の先輩や同学の日蓮宗学僧達から、反論がなされた。真迢側ではまた、

を物語る。 迢の日蓮宗からの改宗と『破邪顕正記』の存在が、とくに日蓮宗側で無視できない問題であったこと 転宗とその教学に対する研究と論評は、日蓮宗学の識者から多くなされている。これらのことは、真 でに明らかにされてきている。 づけられ、 また真迢の転宗が日蓮宗内にいかなる意味をもったかについて、教学史的反省を含めてす 真迢(改宗前は日迢)の日蓮宗時代における行歴は、日蓮宗内の資料によってもかなり跡

その意を汲んで跡づけているとは言い難く、また転宗後の天台宗における真迢の役割と業績にまでは えていた問題点を中心とする。それらは貴重で傾聴に値するけれども、 ただ、これらの日蓮宗側での真迢研究は、「脱宗者」に対する批判的姿勢と、当時の日蓮宗がかか しかし真迢の主体的な求道を

であったか、そして真迢の転宗後に志向した教学(戒律と念仏)と、その宗教的確信について、真迢 換して道を求めたか、あるいは転宗直後に『破邪顕正記』を著わして日蓮宗を批判したその真意は何 の伝記と、主として『破邪顕正記』をもとに明白にしてみたい。 そこでまずここでは、真迢が日蓮宗の大本山(妙蓮寺)の貫首にまで登りながら、なぜ天台宗に転

尾部分にある「真迢上人伝」がもっとも詳しい。この伝記は、『禁断日蓮義』(一〇巻と付録一巻) 真迢の伝記は、法道(一七八七―一八三九)の編んだ『真迢上人法語』(『大正蔵経』七七)の、末 0)

前半生の講学の間に、 を半年間に受け、 る。そして、二十六歳の元和七年(一六二一)四月に上洛し、日源 『十不二門』等を講じたという。すでに幼少の時からの修学で、日蓮の書四〇巻を暗誦してよく通達し、 大沼田と宮谷の檀林に遊学し、さらに三十二歳時には駿河国の光長寺に暫住して『法華玄義』『四教儀 わち、下総の法輪寺(飯高檀林)で七年にわたり宗学を研鑽したほか、 した。二十歳に関東へ赴き、当時多くの俊才を育成したことで著名な、 (日迢)は、幼きに日蓮宗に入り、日舜(妙蓮寺十三世)について剃髪し、 のち再び関東へ戻った。中村に還住したのをはじめ、 講義録をまとめたり、また自らの著述を作り残している。 (妙蓮寺十四世) 中村檀林などにも修学してい 松崎の檀林、 日蓮宗の檀林に学んだ。 日迢 から一宗の真義 あるい (圓韓) は上総

る十月十二日の夜に至って霊験を得、暁に仏の声によって『阿弥陀経』の文を感得したという。 月から十月まで宗祖日蓮の示現を請い、法義の疑念を祈問したところ、ようやく日蓮の忌日逮夜であ られた。しかるに、寛永十一年(一六三四)の三十九歳十月には、翻意して改宗を決意する。すなわ 妙蓮寺の文庫に存した諸宗の章疏を披閲するに及んで、日蓮の宗義に疑問を抱くようになり、八 翌年の四十歳四月十六日、比叡山横川の龍禅院に登り坐禅念仏し、そのなかで夢告に伝教・慈 寛永九年(一六三二)の三十七歳に至り、京都の大本山・妙蓮寺の貫首(十六世)に迎え

四十一歳の夏に再び横川に登り法住院に住した。ついで、同年十二月京都の廬山寺で『破邪顕正記 覚・恵心の慰諭を得たという。ところが、間もなく病気になり、一旦下山して半年余り療養したのち、 そして、山門の宿老亮算の勧めに従って、同年の冬に西教寺に住職することになった。 五巻の撰述にかかり、翌寛永十四年(四十二歳)三月に完成して(刊行は寛永十六年)、横川へ戻った。

改名した。 仏弘通数百座を勤めた。 念に遷化した(六十四歳)。そして、遺命により西教寺に葬られたとされる。 の廃を興し、不断念仏を始行したが、万治二年(一六五九)に病を得、京都の因幡堂で十一月二日正 て赴いたが、暫くにしてそれを辞し坂本に帰った。やがて、西教寺をも退き、 すでに改宗時に日迢から伝心に名を変えていたが、西教寺に移ったとき真盛の霊夢を得て、真迢に 西教寺では、 四、五年後にその学殖をかわれ、天海の要請で武州・東叡 弥陀の本願を深く信じて日課称名は六万返に及び、また円頓戒を執行し、 醍醐に閑居して極楽寺 山の講者に招 かれ 念

そこに真迢が瞑想による霊験や夢告を得ていることは、真迢の求道における主体的な回心ないし宗教 伝統天台への回帰、そして真盛への帰伏という画期が読み取れる。また、真迢が妙蓮寺の貫首になっ 的確信を得た節目として注意されてよい。つまり、後にも述べるとうり、 て程なく転宗を決意した理由と、後半生に求めたものは、次のように考えてよい。 さて、法道記の真迢伝は、転宗を決意する前後の経過をやや詳しく述べるのに意を用いているが、 日蓮の「謗法」への疑問、 つまり、

実践することが宗徒から求められるからである。(4) 仏申すことを、自己の宗教的欲求として選んだのである。このことは、天海に関東へ講師に呼ばれた 年齢的に、あるいはその頃から病気がちとなった面も考慮に入れてよいが、閑静な場所で心静かに念 と確信するに至ったとき、転宗を決意したのであろう。大本山の貫首になればいやおうなく、それを むときに判然とする。「摂受と折伏」は日蓮以来の宗是であるとしても、とくに折伏 不断念仏に従事したことなどをみてもうなずけるのである。それに、妙蓮寺を去ったのは、 である。法道が真迢伝の末尾に、「上人モトヨリ幽閑ノ地ヲ好ミ玉フ」と記しているように、真迢は 都会のただ中にあるのに対し、後に身を寄せた横川と西教寺は人里を離れた山の中にあるという違い 「折伏と諫暁」に疑問をもち、ついにそれを嫌ったためである。そのことは、『破邪顕正記』 長い滞在を好まずに西教寺に戻っていること、また晩年には人里の疎遠な醍醐に閑居して、 諫 暁) を 「謗法」 日蓮宗の 五巻を読

一 真迢の著作と論争の展開

きる(成立年代と年齢、 真迢の著作には改宗前と改宗後のがある。まず、 および現存の刊本年代を記す)。 転宗前のを掲げると、つぎのようなものが確認で

『玄籖桾釈』一〇巻(元和三年〈一六一七〉、二十二歳、寛文九年〈一六六九〉刊本)

『観心異論決』二巻(元和九年〈一六二三〉、二十八歳、明暦二年〈一六五六〉刊本)

『西谷名目鈔』一二巻(寛永四年〈一六二七〉、三十二歳、寛文二年〈一六六二〉刊本) 『天台宗集解新鈔』 六巻(寛永九年〈一六三二〉、三十七歳、万治三年〈一六六〇〉 刊本、寛文二年刊本)

『法華宗略名目』(延宝九年〈一六八一〉刊本)

このことはひとり真迢のみではなく、織田信長の叡山焼き討ちの時に、難を逃れてかなりの天台学僧 義と題して「日蓮法華宗の要綱」を叙述しているから、改宗前の著作に相違ない。全体として、真 記には挙げられていないが、現存する刊本を読むと、前半に「天台の要綱」を、後半には「当家」 年に終えたのを筆記して、一〇巻にまとめたものという。また、『法華宗略名目』(一巻)は、法道の 迢の日蓮宗時代における研鑽は、日蓮教学の背景をなす天台学をよくしたことが知られる。もっとも、 これらの書の成立年代は、法道が「真迢上人伝」の末尾に載せる「撰述目録」の記述による。 『玄籤桾釈』は元和三年の二十二歳に駿河の府中で『法華玄義』と『玄義釈籤』を講じて、 同六 なか

それ

かなる天台教学に依拠したかが注意されねばならない。

が日蓮宗に移ったと言われ、当時の日蓮宗の関東檀林はいきおい天台教学が活況を呈した事情があり、

の反映でもある。ただ真迢では、やがて天台宗に改心する基盤となったことは否めず、しかもい

第二章 真迢の法華円教観にもとづく持戒念仏の思想

する立場をとっている。趙宋の「山外」派は華厳思想に傾いて、日本天台の「本覚思想」に親しい側 を拠り所にするに至るのは、この書のなかに準備されていたことを知る。 日本天台と、その影響下に日蓮宗でも比重を増していた本覚思想に満足せず、伝教・恵心等の古天台 面をもつのに対し、「山家」派は天台の伝統教学を固守する性格をもつ。転宗の時に真迢が、当時の 支持するやや先輩の日遠(一五七二―一六四二)に対して批判を加え、「山家」派の四明智礼を擁護 たとえば、『観心異論決』は観心(止観)の理解について、趙宋天台の「山外」義と「雑伝派」を

いる。ともかく、転宗後にも多くの需要があるほどに、真迢が優れた学識を積んでいたことの証左と 転宗後に、たとえば『法華宗略名目』を「大邪見謗法の書」であったと後悔しており、廃棄を望んで それにしても、 右の著作のいずれもが、転宗後に刊本をみることは少しく注意を引く。 真迢自身は

書がよく知られている(成立年月とその年齢、および収録叢書等を記す)。 つぎに、転宗直後の四十二歳時(一六三七年)に、『破邪顕正記』五巻を著し、そのあとには次の

『念仏選摧評』(寛永十七年〈一六四〇〉正月、四十五歳、『浄土宗全書』八)

『十宗略記』(承応元年〈一六五二〉八月、五十七歳、鈴木『仏全』二九)

これらの他に、『温故助導集』 三巻もある。そして、やや晩年に近く(五九歳)、『禁断日蓮義』 一〇巻(追

陽が慶安四年(一六五一)に草稿を始め、承応三年(一六五四)十一月に終えたのを、真陽が短命に 加一巻)が著された。これは、『破邪顕正記』に対する日蓮宗からの反論に応えたもので、弟子の真

没したので(一六五六年三十歳)、真迢が再治して公刊している。

それで、日蓮宗側からの反論書をみると、まず『破邪顕正記』に対しては次のものがある (成立年

と収録叢書または刊本の年代を記す)。

日賢 (寂静) 『諭迷復宗決』、同 『別記』 (寛永十八年〈一六四一〉、鈴木 『仏全』六一)

日領 『日蓮本地義』二巻(寛永十九年〈一六四二〉、鈴木『仏全』六一)

日遵(長遠)『諫迷論』一〇巻(慶安三年〈一六五〇〉刊本)

これら三書に対して、『禁断日蓮義』はいずれにも応答しているなか、内容の詳しさに比例して、

日遵の『諫迷論』に多くが費やされている。つぎに、『禁断日蓮義』に対して、再び日蓮宗側から反

論が出されたのは次のような書である。

日存 (観妙)『金山抄』一六巻(万治三年〈一六六○〉成立、寛文十二年〈一六七二〉刊本)

日航『摧邪真迢記』五巻(万治三年〈一六六○〉刊本)

日題『中正論』二〇巻(延宝五年〈一六七七〉刊本)

これらはいずれも、真迢の没後であるから、さらなる真迢の反論応酬はかなわず、論争は終結した。

真迢の転宗と日蓮批判には不本意なのではあるが、それでもなお日蓮宗に満足できない者が出ること き謗法と受け止められがちであることを恐れ、この際は「摂受」の精神を発揮して他宗との共存をは 揺のなかに、諫暁をなしたのとは異なって、長い戦乱から平和を回復した江戸初期の安堵感にある世 撃する態度は、いかにも独善的と誤解されやすく、ために不受不施は間もなく非合法を余儀なくされる。 伏」を「謗法」と断じたことに敏感であったと考えられる。思うに、当時は長期にわたる戦国 問題をへて、江戸初期には「摂受」を重視する考え(受派)が大勢を占めるようになるのに抗して、 かるのを、時代的要請とみたのである。もっとも、摂受派でも日存が詳しく反論を浴びせているように、 対するに受派では、かつて日蓮の時代が度重なる大地震や干魃等の天災地変と、蒙古襲来の社会的動 と不安の世情から、ようやく平和の安定をもたらした折りに、あくまで折伏と諫暁を貫き、 不施の学僧では日蓮信仰に「忠実」な立場から真迢のいかなる日蓮批判にも反撃し、とくに真迢が あくまで「折伏」を貫いて日蓮の伝統を厳しく固持せんとしたのが不受不施派である。従って、不受 ことは、おおいに考慮を要する。 日蓮宗では、信長時代の「安土宗論」 (一五七九年)、秀吉の「千僧供養」 このような日蓮宗からの反論では、日存の外はいずれも当時に形成された不受不施派の学僧である むしろ内省と寛容が多くはたらいたゆえ、真迢への反論がいきおい影を潜めたと考えられる。 (諫暁)を強調する不寛容は無用の争いや混乱を招き易いと同時に、真迢の批判したごと 他宗を排

三 『破邪顕正記』の内容構成と撰述意図

『破邪顕正記』五巻は、全体で六七の条目の下に叙述され、各巻の分量はほぼ均等である (巻五は

少し多い)が、各条の長短はかなり不均衡である。

拠に「爾前の諸教は無得道である」と主張する日蓮義を、「妄説」であると退ける(三・四・五条)。 教学の批判に入り、まず日蓮が「上行菩薩の化身」であることを否定し(二条)、また『無量義経 巻一は五条からなり、 四十余年未顕真実」、『法華経』方便品の「正直捨方便」と、譬喩品の「不受余経」等の所説を根 初めに真迢が転宗して、この書を著した理由を述べる(第一条)。 のち日蓮

とに批判を加える。つまり、末法には『法華経』のみでなく諸大乗経が普く流布するのであり、 する日蓮こそが「謗法堕獄」の罪を負うとする。つぎに長いのは第二五条で、ここでは日蓮の法華独 地獄に堕ちる」を根拠に、諸宗を「謗法堕地獄」と主張するのを批判し、逆にそのように諸教を排撃 もっとも長文に及ぶのは第二一条であり、ここでは日蓮が譬喩品所説の「法華経を誹謗する者は無間 主義が末法の時機によるというのを退け、また日蓮を「逆縁の化道をなす常不軽菩薩」に擬えるこ 巻二では、巻一を承け二四条を設けて、日蓮の法華教学をくわしく批判する(六~二九条)。なかで、

常不軽は観行深位の菩薩であるのに対し、諸宗を誹謗する日蓮は名字浅智の凡僧にすぎないという。

国賊」の四箇格言は周知のことであるが、この巻ではまず、「念仏無間」義を退けるとともに、真迢 つぎに巻三以下には、日蓮の諸宗批判を退ける。日蓮に発する「念仏無間・禅天魔・真言亡国・律

日蓮の「真言亡国」義を退け、密教とくに台密の正義を述べる(三七~五四条)。

自らは慧心流の念仏(『往生要集』)に依ることを詳しく論ずる。(三〇~三六条)

巻五には、日蓮の「禅天魔」義(五五~六一条)と、「律国賊」義(六二条)、それに「神道排斥」

生要集にある」ことを述べて終わる(六七条)。 また日蓮が諸宗を折伏するのは「宗旨建立の方便」といったものではなく「真の謗法」であると非難 義を批判し(六三条)、そのあと「蒙古襲来」の予言は日蓮が最初ではなく聖徳太子によること(六四条)、 (六五条)、そして日蓮の「霊験」について言及したのち(六六条)、最後に「当世諸人の要行は往

でに作られ、短編の問答形式による。 なお、同書には『続補』が存し(鈴木『仏全』六一)、これは二年後の寛永十六年(一六三九)ま

まは真迢の転宗後の宗旨が「念仏」であることから、その正義を明かすことを初めにしたとみてよい。 のち蒙古襲来の危険には「真言祈祷」を排撃の中心とした、その順序を追っているともみれるが、い さて、右にみる巻三以後の「四宗」擁護は、鎌倉時代の日蓮が初めに「法然の浄土念仏」を攻撃し、

並んで密教を尊重する真迢の見識によるといえる。また、「律」は一条のみの叙述であるが、七条を つぎに、「密教」に巻四の全部を費やすのは、日本天台では密教の占める比重が大きく、『法華経』と

擁する「禅」よりも分量は多い。

生の機の前には弥陀念仏を最勝とする」見方によっている(巻三)。 仏を最適の法として選ぶのは、「顕密の間には密教を頂上とし、顕教中には法華を最上とし、西方往 に等しく(円体無殊)、みな得道の法となり、したがって四宗(諸宗)はみな覚りを得る法として有 華経』(円教) であり、これが『法華経』の真意であると真迢は主張する(巻二)。そして、四宗のなかで真迢が念 を知らない者 みるのを前提とする。 それで、真迢の諸宗擁護は、「円体無殊」を論拠とする。これは、『法華経』 を通して諸教が見直されるから、 (権機) 日蓮は約部のみを正意とするのに対し、約部を踏まえて約教に立つのが天台の正意 には諸教 円教には、「約部の義」と「約教の義」が分けられ、「約部」ならば (爾前八教)はみな得道の法とはならないのに対し、「約教」 法華以前 (爾前)に説かれた諸大乗経も を最勝の教 (円教) と 『法華 では 『法華経 法

も重要な動機は日蓮の「四宗排撃」を伴う法華教学が「謗法」であることを明らかにするためである。 の方が正しい仏法であることを主張するためとみられやすいが、むしろそれは二次的であり、 そこで、真迢が『破邪顕正記』を書いたのは、日蓮の法華独一主義を批判して、自己の選ぶ「浄土念仏」

Ŕ 真迢の諸宗擁護の立場では、 信仰の本質を捨てた理由である。日蓮の「謗法」を強調することは、『破邪顕正記』の始終に一貫し ほかに真迢の『十宗略記』をみるときにも、天台宗と浄土宗の勝れることを立場として、十宗の要綱 て退けるのを中心とする。真迢では、諸宗がそれぞれに宗旨の優位を主張することは謗法とはみない。 た主題となっている。よってこの書で「破邪」とは、日蓮宗が他宗を攻撃する教学を謗法(邪)とし その教学は折伏と諫暁、ひいては他宗を排撃することとセットになっていることが、真迢が日蓮 日蓮宗のみを「真実謗法の悪人」であると批判している。 日蓮の「唱題成仏」義はこれを幾分には尊重する口ぶりがある。けれど

即 と戒律を重んずる仏法に進むことからもそれはいえる。真迢は『破邪顕正記』で、「天台・伝教・恵心」 であろう。 とともに宝地坊証真を引用し、それらに依拠して主張を述べるのもその故である。 の成仏は、「戒・行」を軽視する本覚思想の要点となるもので、真迢がやがて真盛に帰伏して念仏行 つぎに、真迢が日蓮教学に不満を覚えた重要な要因は、当時の日蓮宗に比重を増していた「本覚思想」 位の即身成仏とする日蓮義を批判し(巻二)、たびたびこれに論及しているからである。(8) というのは、 分別功徳品の「一念信解」位と随喜功徳品の「五十展転随喜」位を、 名字即 「名字

に悪相をみる」というのを批判する。すなわち、日蓮の諫暁を容れなかった北条重時・時頼・時宗ら さらにもうひとつ、真迢は日蓮宗における法華独一主義の「霊験」と、日蓮信仰に反すれば「臨終

耳(一五六一―一六二一)の臨終は悪相を帯びたとする日蓮宗の風聞を取り上げ、いずれも戒律を正 (一二一七—一三〇三) はライで死んだとか、あるいは真迢の少し前に日蓮宗から臨済禅に転じた円 の浅智では量り難いこととする。 は日蓮信仰のいかんに拠るのではなく、宿業の問題などインド以来の仏教的理解によって述べ、平人 験」を否定するのではない。ただ、「仏法の正邪は奇特霊験にはよらない」といい、また「臨終の善悪」 の最後が不運であったとする見方を、史書(東鑑)を引用して正し、また日蓮が嫌った戒律僧の忍性 たから臨終が不幸で悪相をみたとする「妄説」を退けている(巻四)。もっとも、真迢は必ずしも「霊 しく守り、如法正念に終わっていると反証している(巻一)。さらに、 善無畏や円仁が密教を重 んじ

宗後における「念仏と戒律」の教学を、節を改めてみることにしたい。 さて、本節には、真迢が転宗の動機と、日蓮宗を批判した真意を中心に述べた。次には、真迢の転

江戸初期における念仏と法華の論争とその特色

| 真迢の「日蓮宗」批判と「四宗」擁護の立場

教全書』)の「宗論部」(鈴木『仏全』六一)に収録されているが、論点の詳細を知るほどには資料は かによって見方が分かれることにもなる。 成とそれへの法難が密接に関わっている。 との間の対立と相克に、政治権力側の宗教政策がからみ、同時に日蓮宗における「不受不施派」 慶長十三年(一六〇八)の「江戸城の宗論」がよく知られている。しかしこれらは、浄土宗と日蓮宗 充分ではなく、また論争の顛末における客観的な真相も把握し難い側面があり、どの史料を重視する 安土桃山時代から江戸初期にかけての念仏と法華の論争は、天正七年(一五七九)の「安土宗論」と、 論争を知る史資料の主ないくつかは、『仏全』(『大日本仏 の形

者に真迢(一五九六―一六五九)がいる。この論争には浄土宗の学僧も真迢に組して加わっており、 て念仏を修め、『破邪顕正記』五巻を著して日蓮法華宗を批判し、法華宗学徒と論争を交わした念仏 他方、そのような宗派対抗の論争(宗論)があったのとほぼ同じ時代に、日蓮宗から天台宗に転じ

頃の著作である(これらの書はいずれも鈴木『仏全』六一に収録)。 『正直集』(著者名は不明)が残されている。この書は、日蓮宗の日賢(不受不施派)が真迢に反論し て著した『諭迷復宗決』(寛永十八年) に対し、浄土宗の念仏義から批判を加えた寛永二十年(一六四三)

迢と、浄土宗学徒との考え方の違いにも少しく留意してみたい。 なった問題を真迢を中心にみることにしたい。その場合、日蓮宗から転じて天台の念仏者となった真 うえに著されたこれらの論争書をもとに、江戸初期にみられた「念仏対法華」の論争内容と、争点と 観を読み取ることにしたい。というのも、 真迢の残した主著は の天台的な考え方の特色が明確になると考えるからである。したがっていまは、 本節では、江戸初期に顕著な事績を残した天台僧・真迢の念仏思想をみることを主眼とするなか、 『破邪顕正記』であるので、日蓮の念仏排斥を批判する内容を通じて真迢の念仏 論争を通じて各宗間の主張の違いをみることにより、 個人の信仰と学識 真迢

年(一六三七、四十二歳)には ところが、わずか二年後の三九歳のとき転機改宗を決意し、翌年春に比叡山の横川に移り、 台真盛宗総本山)に住職し、そこの第十五世となった。西教寺では、中興の祖である真盛 (関東)で学業を積み、寛永九年(一六三二年、三十七歳)に京都の大本山・妙蓮寺の貫首に登った。 真迢(日蓮宗時代には日迢)は、幼きより日蓮宗で出家し、飯高や中村などの著名な日蓮宗檀林 『破邪顕正記』五巻を著し、 同年の冬に比叡山麓の西教寺 (現在 (一四四三 寛永十四 の天

―九五)の宗風に従い、円頓戒を重んじ日課に念仏をこととした。さらに後には、醍醐に閑居して極

楽寺の廃を興して、そこで不断念仏を修めて生涯を終えた。

戒行を重んじて、しかも人里を離れた山中で静かに念仏したいという自らの強い宗教的欲求にもとづ あるとの確信に達したためである。そして、天台の念仏者になったのは、転宗後の経歴をみるとき、 で研鑽した天台教学を基盤に、日蓮宗の行なう「折伏と諫暁」(他宗を排撃すること)が「謗法」で くことが察せられる。 真迢が妙蓮寺を去り、『破邪顕正記』を書いたのは、すでに前節にみたように、日蓮宗時代の関東

宗を捨て正法の行者となる」ためであるが、なかで真迢が次のような旨を述懐していることは少しく 注意しておきたい(鈴木『仏全』六一・七一~五頁a)。 らを叙述する初めには、真迢が転宗して、この書を著した理由を述べている(巻一・第一条)。それは、「邪 を批判し、後三巻には日蓮宗の「四宗排撃」を批判し退けるという構成を取っている。そして、これ そこで、真迢の 『破邪顕正記』五巻(以下『破邪記』ともいう)は、前二巻には日蓮宗の「法華教学」

立は 近年になり「諸宗の章疏」を見た結果、「台密・禅・律・念仏」の各々に倶に利益があり、 「曲会私情」であることが分かったといい、また法華唱題は「日蓮の功」であるとしても、 日蓮の所 日蓮

すなわち、自分(真迢)はかつて日蓮宗の学問のみを積んで、それを至極の宗旨と思っていたが、

に疑問を生じたときのことをも明かして、 邪正は霊験によらず、法門の義理についてよく調べるべきである」と主張し、ことに真迢が日蓮所立 忍性(一二一七—一三〇三)が「ライを病んだ」というのを「妄説」と退けている。さらに、真迢の 時頼(一二二七―六三)は「坐禅して即身成仏の瑞相を現して」亡くなっているなどと述べ、或いは 少し先輩で日蓮宗を出て臨済禅に転じた円耳(一五六一―一六二一)について、「最後まで酒肉五辛 らについて、晩年と臨終が不運で苦痛であったことが伝聞されるのを、『東鑑』などの歴史書を引用 の「奇特霊験」を語って、日蓮の法華信仰に反する者は「臨終に悪相をみる」と謗ることを挙げ、 べくこの書を著したとする。そして、日蓮宗の犯している「謗法毀人」の例として、 の人を近づけず如法正念に終わっている」と述べて、日蓮宗の悪評に反論する。真迢では、「仏法の れを反証 した「謗法」を消すために、「伝教・慈覚・慧心の御義」にまかせて、「法華の正義」を明らかにする 「謗法毀人の罪障」あるが故に信ずることができず、したがって前来に自らが日蓮学徒としてな 極楽寺重時(一一九八―一二六一)は「一心に念仏し正念に終わっている」こと、また最明寺 している。例えば、 ゆえに日蓮宗を捨てたという。 日蓮在世時の「大敵」であった北条重時・時頼・時宗や忍性 日蓮像に向かって祈誓したけれども、数ヶ月を経ても終に 日蓮宗では日蓮 (真言律宗)

ここには、真迢が日蓮宗から天台宗に転じて、この書で「破邪顕正」を著わそうとする基本的考え

然の浄土宗や空海の真言宗を含む場合もあるが、基本的に叡山天台宗が擁する「密・禅 とし、これに宝地房証真を加えるのを顕著にみる。また、この書で真迢が擁護する「諸宗」とは、法 欲求によるものと考えてよい。 を多く研鑽したことを反映し、 台の念仏義ということになる。このように、真迢が転宗後を天台に依るのは、 献によることをいう。事実、この書で真迢が依用し引用するのは、智顗・湛然・最澄・源信らを中心 中古天台期の当時にあって真迢が依拠する法華の「正義」とは、「伝教・慈覚・慧心」ら古天台の文 方が伺われる。それは、日蓮の法華教学が「謗法」(邪法)にほかならないことを、天台の法華教学(正 のもとに明らかにし、その上で日蓮宗の排斥する諸宗(四宗)を擁護することである。その場合、 したがって、真迢が転宗後に宗旨とした弥陀念仏は、源信の また四宗のなかに念仏を選んだことは自らの時機観 『往生要集』にもとづく天 日蓮宗時代に天台教学 (末法) ・戒・浄」 と宗教的 0)

華の正義に背く」とみる真迢の基本的考え方を次のように述べる(第二条)。すなわち、 それで、『破邪記』の巻一から巻二にかけて、日蓮宗の法華教学を批判するなかには、日蓮をして「法 に日蓮は釈尊の外に「大日如来」を崇めるのを謗り、また法華には「衣室座の三軌」に住し「空 かし「弥陀の浄土」をほめるのに日蓮は念仏を嫌い、また法華には諸の如来を敬うことを説くの 法華には「爾前の成仏」をあげているのに日蓮は「爾前無得道」といい、また法華には念仏を明

律を持つべしと説くのに日連は「末法は無戒」なりと言って律僧を国賊と罵る。 の座」にて諸法を弘通すべしと説くのに日蓮は「空無相の禅観」を嫌い、また法華には末法に戒

華真実の行者は諸の災難には遭わない、などと主張して真迢は日蓮信仰の本質を拒否する。 には必ず三類の強敵」が現れて法華信仰者を迫害する(日蓮の主張) の五種」(法師品の五種法師)にわたるゆえ「題目の五字」(日蓮義) などという。そして、日蓮を「上行菩薩の化身」とすることを退け、また法華の妙行は というものではなく、 に限らないこと、或い 「読誦解説等 は 「末法

は諸教 皆な得道の法となり(これを「円体無殊」という)、したがって四宗(諸宗)はみな覚りを得る法と を学んだ上に諸教が見直されるから、法華以前(爾前)に説かれた諸大乗経も、『法華経』に等しく のが天台の正義であり、 して有効であるという。 のには、「約部の義」と「約教の義」が分けられ、「約部」ならば『法華経』を知らない者(権機)に れた日蓮宗の法華教学をことごとく批判してゆくのであるが、巻二の初めには日蓮宗との間の法華「円 このようにして、真迢では日蓮が「末法」観の上に立てた法華信仰と、また日蓮信仰の上に立てら 観の違いを述べている(第六条)。それによると、『法華経』が円教(真実で完全な教え)である (爾前八教)はみな得道(成仏)の法とはならないのに対し、「約教」では『法華経』(円教 これを日蓮では約部のみを正義とするのに対し、約部を踏まえて約教に立つ これが『法華経』の真意であると真迢は主張する。ここに「円体無殊」とい

4 むしろ密教は「理同事勝」という面で、或いは「機を摂する」という意味で、「顕教の利益も及ばな と涅槃は顕教中の醍醐味である」のに対し、これを密教に望めるときは醍醐味ではなく(第四二条)、 そして、顕密一致 としたように、どちらを偏執してもいけないのを基本とし(第四〇条)、また円仁が入唐して以後に と評価している 密教には されている。そこ(巻四)では、密教を日蓮が方等部(権教) これらのなか、念仏に次いで「台密」を擁護するのに詳しいのは、真迢の密教に対する考え方が反映 きには法華よりも勝れていると主張するに至る。 前教」であっても、法華に等しく「円教」に属して得道の法であり、かえって末法の時機観に立つと う論拠により、真迢では弥陀念仏はそれが説かれる浄土三部経(『双観経』・『観経』・『阿弥陀経』)が「爾 台密が盛んになって「叡山は謗法の山となった」とする日蓮説を「妄説」として退ける(第五一条)。 「四宗」を擁護する。これを真迢では、念仏(巻三)、密教(巻四)、禅・律(巻五)の順に論述する。 極下劣の人、及び一切の重罪造積の悪人には悉く真言を持って即身成仏する不思議神通乗である」 つぎに巻三以下には、日蓮の「念仏無間・禅天魔・真言亡国・律国賊」という四箇格言に抗して、 「極重障の罪人」を救う即身成仏の大利益があり、 (第三七条)。 真迢では、真言と法華は最澄が止観業と遮那業を「鳥の二翼、車の両輪 (理同)の立場で法華と密教は優劣を単純には比較できないとしながらも、「法華 極大乗の中でも「最極の秘密教」である の所属とするのを批判するだけでなく、

と述べて、密教を『法華経』よりも評価していることが分かる(第四三~四五条)。

僧としての立場を表している。 末弟の「曲会私情」にもとづくと批判する(第六三条)。このような論述はいずれも、 蓮の主張を退ける。また、「叡山の如法守護の神」である「三十番神」を日蓮宗が用いるのは、 に対しても詳しく論述し、「善神は天上に去り、あとの社壇には邪神ばかりが入れ替った」とする日 法にも分に随って戒法をまもる」べきことを主張する(第六二条)。そのあと、日蓮宗の「神祇排斥」 が相応しいと述べている(第五五条)。ついで「律」では、日蓮の「末法不持戒」義を批判して、「末 立文字」の禅宗を邪法ではないと擁護する。ただし、禅は上根の類には適法でも、下根の機には念仏 また巻五では、「禅」については、日蓮宗で「当今の末法は禅門の機ではない」とする主張を退けて、「不 真迢の天台学 日蓮

三によって見ることにしたい。 しての宗旨を正しく表明するものであるから、節を改めてその念仏についての考え方を、この書の巻 の依るべき「要行」を示し、これを解説して終わる(第六七条)。これは、真迢の天台「念仏」者と そして、巻五を締めくくるとき、「当世諸人の要行は往生要集にある」ことを述べて、そこに自己

真迢の『破邪顕正記』にみる浄土念仏思想

標目をもとに、その要旨と論拠をみてゆきたい。 『破邪顕正記』の巻三は、第三〇条から三六条にかけて叙述される。いまは真迢自身が掲げている

第八「念仏証拠」と第一○の中の「諸行勝劣」(ともに弥陀念仏の勝れることを明かす)などを主な このことを『往生要集』の第三「極楽証拠」(十方と都率に対して極楽の勝れていることを明かす)や、 ている。ただここには、浄土教三祖(曇鸞・道綽・善導)らを直接用いていないことが注意できる。 たそれらに湛然の「諸教所讃多在弥陀」(『止観弘決』巻二)など、天台の記事をいくつか加えて論じ 根拠に論証する。或いは、真迢がそこに引用する経論の多くは、『往生要集』のなかに認められ、ま えて五種を数えるうち、後の三土は「断惑証真」の聖者がよくする浄土であるから、 方便・実報・寂光)説を基盤に述べる。すなわち初めに、浄土には都率(弥勒浄土) 「浄土」が最適であると主張し、 つぎに(第二問答)、日蓮の『守護国家論』を引用して、『法華経』の説処である「霊山浄土」を四 第三〇「末代円頓行者の所期の浄土は西方安楽世界なる事」(三問答による)では、末法には弥陀 ない凡夫は「凡・聖の同居する」浄土である西方極楽を欣うのを要とする、と主張する。そして、 日蓮の法華「浄土」観を批判する。ここでは、天台の四土 を四土の前に加 未だ煩悩を断じ (同居・

聞名字の初心の人」には適わず、事実として南岳や天台の勝れた法華修行者でも西方を願 に根拠をもつが、それは「宿習深厚の妙解の人」に当てはまることで、日蓮の「法華唱題」による うのは瓦礫土を楽うに等しい」と理解する日蓮義を退ける。ここで、「娑婆即寂光」はもと天台教学 華文句記』に「不、須灬更指、観経等、」(「薬王品」釈)という解釈をめぐって、「当世に西方浄土を願 薬王品所説 迢は言う。 土の「常寂光土」に直接結びつける日蓮の「娑婆即浄土(寂光)」義を批判する。また、湛然の そして、日蓮による湛然釈の理解を「妄説」とし、『観無量寿経』 所説の極楽世界と 『法華経 の弥陀浄土とは各別ではなく、 同価値であると主張する。 つた、 と真 一但 法

書に相違し文章も拙劣であるからという。 著作目録になく、 はそのことを裏付けるために日蓮の末弟が偽作したものにすぎないと主張する。その理由は、 華』所説の弥陀を各別とみるのは、もと日蓮の『初心成仏抄』に由来する「妄説」であり、『略秀句』 判する。すなわち、爾前経を「不成仏の権教」とし『法華経』のみを真実と位置づけ、『観経』と『法 勝れ、また迹門よりも本門(「薬王品」所説の弥陀)が真実で勝れていると解釈するのを、 引用し、 日蓮宗ではこれを爾前(『観経』等)よりも『法華経』の迹門(「化城喩品」所説 (第三問答)、伝最澄の また源信や証真ら天台の有力な学僧に引用するのをみず、 『法華略秀句』に「爾前 なお、『法華経』の「化城喩品」 ・迹門・本門の三種弥陀」が説かれるのを 或いは内容が経 所説の弥陀とは、 の弥陀 真迢は批 典や注釈 最澄 大通智 が

弥陀になったと説かれるのに少しの矛盾はなく、つまり法蔵の前世に法華を履講したことをいうとし、 勝仏の「十六王子」の一人が昔に『法華経』を履講して仏と成り現在に西方の弥陀となって法を説く 0) ることを説くのを指し、 華経』の「薬王品」所説の弥陀とは、 したがって とされるのを指し、真迢ではこれを浄土三部経に「法蔵菩薩が四十八願を立て十劫に正覚を成じ」て 『法華文句私記』を引用して示してい 『観経』等に勧める往生成仏のための弥陀念仏法は何ら価値を減じないとみる。また、『法 真迢では同じく『観経』などと異なった「別体の弥陀」ではないことを証 如来の滅後五百歳に女人が法華を修行して弥陀の浄土へ往生す

往生 ゆえに最要なるのと同じである」と述べる。この場合、念仏が勝れているのは、真迢では 称名念仏等の有相門」によらねばならない、と真迢は主張する。そして、有相門の諸教間を比較し 相の理観」 て、「顕密二教の中では密教を頂上とし、また顕教諸大乗の中には法華が最上であるけれども、 念仏法が最勝であることを論ずる。ここでは、源信の『往生要集』でも、往生浄土の 第三一「往生の業には有相と無相と多種ある事」(三問答による)では、 真言・法華等は疎遠であるのは、喩えば刀剣の所用には価値の高い金銀よりも鉄の力用が勝 の機の前には弥陀念仏が最勝である」といい、さらに「往生の行因には称名念仏が最も親近にし (空観)であるとはするが、しかし「下根者」はそれを修行できないために「真言 浄土に往生するには弥陀 正因 「弥陀の本 は 西方 れる 無

邪輪』 これらによって真迢が「本願による称名念仏」を支持していることは注目してよい。ただ、真迢では によって示し、また『観心略要集』(源信)には「名号の功徳」が強調されているとしてこれを引用し、 願」の故であるとし、『双観経』(『無量寿経』)の「第十八願」を引用して、しかもこれを善導の解釈 法華「開顕」の意味を「曲説」するものと批判し、ここでは天台『観経疏』を援用している。さらに であると主張する。そして(第二問答)、日蓮の『月水抄』に「法華能開・念仏所開」と主張するのも、 華経』(方便品・安楽行品)と『摩訶止観』および湛然の『止観弘決』を中心に跡づけ でも認めていると論じている。 の機根によって説くのであり、密教と法華が諸大乗教中に勝れていることは法然の『選択本願念仏集』 「弥陀念仏の行が円教の法門である」こと(円体無殊・法体不分)を力説し、念仏を明かすことを『法 (第三問答)、浄土宗について言及し、浄土宗でも「念仏を無上とし、法華を有上とする」のは、念仏 の引用もみる)、あくまでも天台教学のなかに位置づけて論じ、その上で日蓮(『本尊問答抄』『十 の念仏蔑視の解釈を退け、「滅後末法における法華本門の行者は必定して弥陀念仏を申すべき」 (明恵高弁の

の釈を用いて、「当世日本の衆生が弥陀来迎を待つのは、牛の子に馬乳を飲ませる」に等しいと「僻解 は西方の弥陀は娑婆の衆生には無縁であるとの日蓮義をいい、日蓮(『法華取要抄』)が「天台と妙楽 第三二「西方仏別縁異等の釈義を日蓮は僻解する事」(二問答)では、ここに「西方仏別縁異」と

がな 法華教主の釈迦仏は一切衆生の「主・師・親」(三徳有縁)であるのに対し、 る。 る。 提希等の如く弥陀の利益に預かる者は多く、 では天台『十疑論』、道綽『安楽集』、懐感『群疑論』、源信『阿弥陀経略記』等に依って論証してい するのを真迢は批判し、「弥陀は娑婆に有縁の仏である」ことを主張する。真迢では、「月蓋長者や韋 なかで、『十疑論』と『群疑論』の文は つぎに いと解釈するのを退け、 (第二問答)、日蓮 (『頼基消息』) が 『法華経』 譬喩品の 「唯我一人能為救護」の文に依り、 真迢では「弥陀如来は安養浄土の機の前に主・師・親の三徳をもつ」こ 況や滅後の衆生は偏えに弥陀仏に頼むべき」とし、 『往生要集』の第三「極楽証拠」に同じ文があるのをみ 弥陀仏にはそれら「三徳」

乗では「無性常没と定性二乗」の類も救われるとし、そのため源信は末代愚機を『法華経』に誘引す 勝劣の中の極劣」であるとし、また『双観経』等の諸経には「五逆・七逆」を許さないのに、 別功徳品) 易勝劣の二道」を判じ、また『法華経』所説の「五十展転行」(随喜功徳品)と「一念信解の功徳」(分 弥陀念仏こそが「真の易行」であることを論ずる。日蓮(『守護国家論』)では、『無量義経』のもとに「難 るためにひとまずは『往生要集』を著したが、四十余年を経た最後には念仏を捨て『一乗要決』を造 第三三「日蓮は無量義経の難易二道を僻解する事」(一問答)では、日蓮宗の法華「易行」説を批判し、 によって、法華信仰の易行が最も勝れており、これに比べると弥陀念仏は「難行中の難行、 法華一

即位」(理即・名字即・観行即・相似即・分真即・究竟即)では相似即位であり、また「五十展転の随喜」 を頼む易行」は「円教直道」の法にほかならないと主張し、他方で法華所説の「一念信解」は天台の「六 その八年後には 問題を詳しく論じている。さらに、源信については、『一乗要決』にも「願生弥陀」を記すのみでなく、 そして、「常没と闡提の謗法悪人」でも、回心し念仏すれば皆な往生でき、これらのことは は観行即位に相当し、倶に「無相の理観」を修める高次の行位を意味し、決して易行ではないとする。 の第七「念仏利益」や第一○「問答料簡」の中の「諸行勝劣」等によれとして、諸行の勝劣と易行の った、と主張する。これに対し真迢では、 『阿弥陀経略記』を著したと述べ、源信が一生始終に念仏し往生の素懐を遂げたこと 龍樹の『十住毘婆娑論』の易行品を示して、「弥陀の他力 『往生要集』

を解決するために取られるインド以来の論法である。日蓮では、「弥陀念仏は将来に の問題は、巻二(第二四条)にも論じられており、 かれた」との意味をいう。しかるに、真迢ではそれを、日蓮が『止観弘決』や『法華玄義』の文を「僻 の教え(法華経)を説くために、その前に(爾前に)それに誘引するために仮に方便の教えとして説 なお、ここでは真迢は、日蓮の「別時意趣」説にもふれている。「別時意趣」説は、経典間の矛盾 したものにすぎないと退ける。また、この条に出る『法華経』 日蓮宗ではこれらを「易行」とした上で、法華唱 所説の「一念信解」と「五十展転 (別時に)

「一念信解」等を「易行」でも「名字即」でもないと反対し、念仏こそが真の易行であると主張する。 題による「名字即の即身成仏」に他ならないとして、その意義を顕揚する。真迢ではすでにみたように、 第三四「日蓮が悪人女人の念仏往生を許さざるは是れ僻謬なる事」(四問答)では、「悪人と女人」の「往

道」を奪って法華に帰せしめるものであり、二には『無量義経』の「未顕真実」の文によって爾前 婆の授記」(提婆達多品)を解釈して、「法華経が諸経に超過する」勝れた所説であると主張するのに 成仏を廃する「僻義」にすぎないと。さらに、「爾前の往生成仏を皆な別時意趣」とするのは、全く 対しては、真迢は次の二点をもってこれを退ける。すなわち、そのような理解は、一には 往生できる」と反証する。そして(第三・四問答)、日蓮が『法華文句』の釈を用いて、法華による外 るのに対しては、真迢は する。また 生と成仏」の問題を論ずる。初め(第一問答)に、日蓮の『浄蓮書』には『双巻経』の「唯除五逆」 (第十八願)を根拠に、五逆謗法の者は念仏の機類から除かれると主張するのに対し、真迢では 『往生要集』(第七「念仏利益」)等を用い、「女人も弥陀の本願にもとづき至心に念仏すれば皆な 『往生要集』によって「五逆謗法の悪人も回心し改悔して至心に念仏すれば往生する」ことを論証 「悪人と女人は成仏できない」とし、或いは日蓮の『一代大意抄』に「龍女の現身成仏」と「提 (第二問答)、 『双巻経』の第三十五願(女人成仏の願)と善導の『観念法門』、また 日蓮の『法華題目抄』に女人は法華唱題によらねば往生できないと主張す 爾前 『観経』 『観経』 の得

証拠がなく「新立の己義」であると、真迢は批判する。

に「四十九院の一院を給わって御座す」などと、日蓮では主張する。 さらに阿弥陀仏自身も西方には還らず此の娑婆に『法華経』を守護するために留まり、弥勒の都率天 するために娑婆世界に来るのは、「阿弥陀仏が左右の臣下たる観音と勢至に捨てられた」ことを意味し、 足代(『弥陀経』等の爾前教)を切り捨てることであるとし、また『法華経』を「軽賤憎嫉」する者 であると褒める一方で、『法華経』の観音品に「遊於娑婆世界」と説かれ、観音が法華の行者を守護 「寿量品の肝要たる妙法蓮華経の五字」を信ずる者には「釈迦仏は天月の如く、我等は水中の月の如き」 を「其人命終入||阿鼻獄||」(譬喩品)と説くのは、『弥陀経』 や念仏に執着する者を指すとする。 日蓮が弥陀を蔑視して「念仏無間地獄」を主張するのを「謗法」であると非難する。日蓮の主張では、 『法華経』に「正直捨』 第三五「日蓮の念仏無間の所立は大謗法なる事」(一問答)では、日蓮の『下山抄』を詳しく引用して、 ||方便||但説||無上道|||(方便品)と説くのは、大宝塔(法華経) を建立して後に 従って、

陀経 また、 にこの書の巻二に批判したと述べ、ここではとくに「命終入』阿鼻獄』(譬喩品)の解釈について、『弥 これに対し真迢では、「正直捨方便」等の経文については、日蓮による法華独一主義の解釈をすで 「西方の弥陀が法華の会座に来り給う」ことや「弥陀が釈迦の分身である」ことは経論や釈疏 等を信ずる者は決して『法華経』を疑ったり毀謗しないから阿鼻獄には堕ちないと反論する。

ことは弥陀が西方極楽を捨てることではない、と日蓮の「妄説」を難ずる。しかも、ここでの譬喩品 にないばかりか、証真の『私記』に評判する如く「往生念仏の法門が真実でないと説かれることはな かえって日蓮こそが「謗法無間の罪人」であると切り返している。 の文は天台智顗の解釈によれば、『法華経』を誹謗する者ばかりではなく、諸大乗を謗る者に亘るので、 い」とする。そして、観音は「娑婆世界に限らず諸国に遊び給う」のであり、さらに「四十九院」の

閉閣抛」について、それは『観経』に「一向専念」と説く「一向」に同じ意味で、念仏の機における合意でき 終の善悪によって教法の邪正を論ずるのは甚だ浅近の分別である」と主張する。また、『選択集』の「捨 それで、 述べるのを挙げ、真迢では「曇鸞・道綽・善導・懐感・法然」ら念仏宗の智者の臨終は少しも悪くな 浄土宗を擁護する。 人がある」ことを述べ、けれどもそれは「機の咎」であって念仏が劣るのではないとし、しかも「臨 いと、『続高僧伝』等の史書を引用して示す。ただし、「末代は信力微弱の故に念仏者の中に不往生の 謗る意図がないのに、日蓮宗だけが他宗を攻撃する「謗法」を犯していることを明白にするためである。 第三六「日蓮書に念仏者は臨終に悪相をみるとは是れ妄説なる事」(二問答)では、巻三の最後に りながら、 日蓮の その上で法然の 『念仏無間抄』に浄土宗を破斥して、念仏者の「臨終」のことや『選択集』について 真迢では初めに、「自分は浄土宗の学者ではなく、念仏の修行も慧心流を汲む」 『選択集』や善導らを擁護する。それは、法然らの念仏者には他宗を

えも、「捨閉閣抛」の意味を「謗法」とは理解していないと評する。 向であり、法華等を謗る意味は含まないとし、従って『選択集』を批判する高弁の 『摧邪輪』でさ

持つ者は千人に一人も成仏しない」ことを言うのではないと反論する。 僧伝』や『仏祖統紀』等にみな称讃している、と日蓮を逆に非難する。 行は千中無一」と述べて「正雑二行」を分けるのは、「念仏の機」について言うのであり、「法華等を するのは千人に一人もない)と主張したために、「現身に凶人となって楊柳に登って投身し顛倒狂 した」と日蓮が酷評するのを挙げる。これを真迢では、善導の『往生礼賛』に「専修は十即 つぎに(第二問答)、日蓮の『下山抄』が引用され、善導は「千中無一」(念仏に依らないとき往生 また、 善導の臨終相は 十生、 雑

けようとするのが分かる。ただしそこには、本願(他力)に順ずることが強調され、『無量寿経』(双 8 観経)の「第十八願」にもとづく「称名念仏」を最適の法とし、『往生要集』の事観念仏法を一歩進 らには末法の時機観の上に弥陀念仏を最勝の法とし、これを主として源信の『往生要集』の下に跡づ 観にもとづく日蓮宗の法華独一主義を拒否し、むしろ日蓮の法華教学を「謗法」であると力説し、自 た立場が認められる。そのことは、善導や法然に親しい側面となり、ために浄土宗への親近感とな このように真迢では、日蓮教学の背景をなす「天台教学」を同じく自己の立場としながらも、

って表現されているといえる。

日賢の『諭迷復宗決』による真迢への批判

二巻(寛永十九年)、および日遵『諫迷論』一○巻(慶安三年、一六五○年刊本)がある。これらのうち、 簡潔なうえに、真迢の念仏思想への批判を多くする特色をもち、しかもこれへの反論に あるという関係から、 日賢と日領のは れには、日賢(寂静)『諭迷復宗決』と『別記』(ともに寛永十八年、一六四一年)、日領 真迢の 『破邪顕正記』に対しては、 『仏全』に収録されており(鈴木『仏全』六一)、なかでも日賢の『諭迷復宗決』は いまは『諭迷復宗決』の念仏批判の論点をみることにしたい。 日蓮宗側のとくに不受不施派の学僧から反論書が出された。そ 『日蓮本地義』 『正直集』 が

構成をとる。つぎに、同『別記』には『破邪記』五巻の各巻に対して要点的に反論を加える構成をも 蓮教学批判にみる本質的な部分に反論してのち、後半には真迢の念仏義(同巻三)を批判するという つなか、『破邪記』巻二までを対象に日蓮宗の法華教学を防衛するのには相対的に詳しい反面で、念 日賢の二書では、『諭迷復宗決』(以下『諭迷決』ともいう)には、真迢『破邪記』 巻一と巻二の日

さて、日賢(寂静、一五六九―一六四四)は、日蓮由緒の名刹である中山法華経寺の第一九代に就き、

仏義に対してはもはや簡単にすませている。

にとっては日蓮宗時代の関東で、教えを受けた師または先輩という旧知の関係にある。しかるに日賢 論して、右の二書を著したのは流罪先である遠州三河に自らが開創した本源寺においてであった。 真迢が転宗後の寛永十四年(一六三七)に『破邪顕正記』を著し、これが二年後に公刊されたのに反 となったために、寛永七年(一六三〇)のいわゆる「身池対論」に連座して江戸幕府の弾圧を受けた。 は、文禄四年(一五九五)以降に秀吉の「千僧供養」問題を契機に形成された「不受不施」派の重鎮 また関東の著名な日蓮宗の学問所である中村檀林の化主(学頭)を勤めた学僧である。従って、真迢

『諭迷復宗決』をみると、序文の後およそ九条に叙述され、それらをいま標目によって概

観すると、次の通りである。

三三時弘経

四三時弘経之導師 **五末法法華行者位次** 穴末法法華行者所期浄土

七三部経一念十念往生 八爾前迹門本門三種弥陀 仇略秀句真書

蓮) 前教)が初めに起こり、実教 華経』を円実(完全で真実の教え)とみるのをいい、また「権実起尽」とは釈尊の説法順序では権教 これらのうち、①の「偏円権実起尽」とは『弥陀経』等の爾前教を偏権(偏った仮の教え)とし、『法 は「約部」を正意とし、 (法華経)をもって最後が尽くされるという意味である。そして、蓮祖 日本国の「謗法」は「約教」を正意とする「円体無殊」の考え方から起 日

こる、と日賢がここで主張するのは、すでにみたように天台教学を共通の知識としながら、 まったく逆の主張であることが分かる。

を円教に位置づける理解を誤っていると諭すのであるが、ここでも同じ天台の章疏によって真迢とは 文を挙げ、最澄の『法華秀句』と『注無量義経』を引用して、真迢の「円体無殊」に立って弥陀念仏 全く逆の論証をしていることが分かる。 □では、『無量義経』の「四十余年未顕真実」や『法華経』の「正直捨方便但説無上道」などの要

と批判して、弥陀念仏を最適の法と主張したことはすでにみた通りである。 れもまた日蓮を祖述するものであるが、真迢では末法には『法華経』のみでなく諸大乗教が流布する 三では、「正・像・末の三時」のなか、 末法では 『法華経』が盛んに流布することを主張する。こ

じたからである。 とは少しく注目してよい。つまり、このことは当時の日蓮宗のなかで、真迢にきわめて熱心に反論し た不受不施派の面目をよく表現している。なぜなら、真迢では「折伏」を「謗法」に他ならないと断 の化身とされる) 前面に出るので、 そしてつぎの四では、三時の弘教には「摂受と折伏」の二面があるなか、末法には「折伏」こそが が導師となり、本化菩薩は折伏の方法で法華を流布せしめる、と日賢が主張するこ 末法時には「本化の菩薩」(『法華経』従地涌出品に出る上行菩薩らを指し日蓮はそ

頼み称名念仏を楽うというなら、どうして法然の浄土宗に入らないのかと難じ、また「名字即位に持 による「名字即の成仏」とすることは、「時刻相応の所判」であり日蓮の祖意であると強く主張する。 華行者位次」では、『法華経』所説の「一念信解」と「五十展転」をもって持経(『法華経』を持つこと) と警告する。 そして、真迢に対して、『往生要集』は理観の念仏を本意とするのに、その理観を修めえずに本願を なぜなら、末法には「行(修行)と証(覚り)」はなく、「教門(名字)のみがある」からだとする。 つぎの伍以下の主張は、真迢『破邪記』巻三の念仏についての論議に対応する。まず伍の「末法法 (唱題)の功を歎える」日蓮の意を汲まずに法華を謗る過失を招くなら、「絶命の後に苦趣に入る」

蓮の祖意であるとし、これらのことを詳しく論じている。 浄土観を厳しく退ける。さらに、「法華に結縁しなければ浄土を見ることはできない」というのが日 そして、弥陀の極楽浄土は「同居の浄土」であり、そこには「実の報土」という意味はないと真迢の 刹に生まれるには、「法力・仏力・信力」の三力を要するなかに、法力は「法華経が最第一」であり、 しかも「折伏門に依り身命を惜しまない」とき、三力が具足して仏前(浄土)に生まれると主張する。 これを天台の「四土」説をもとに最高の浄土(四土不二の常寂光土)であることを論ずる。また、浄 の「末法法華行者所期浄土」では、日蓮宗は『法華経』寿量品に説く「不毀霊山」を浄土とし、

三には「西方に往生できるのは皆な法華経の功力による」ことを論述する。また、後者では法然の「正 れた大恩に背くこと、そして三には真迢が日蓮宗を「小霊験」と貶むのに対して、日蓮宗には「大霊 蓮を「謗法堕獄人」と非難するのを挙げ、日蓮が「一宗の大義を成す」のは諸宗の祖師に同じで、こ 要集』には近似の文があるとして、それを引用して示す。 にはなくとも『法華秀句』と広略の関係で異なることなく、二には源信等に引用がなくとも 雑二行」について論じ、法然の「捨閉閣抛」は「曲会私情」にすぎないとしてこれを退ける。 を捨てて他方の浄土を求める過失」、二には「弥陀には権(四十八願)と実(妙法)の願がある」こと、 れを貴ぶべきこと、二には真迢が宗号を呼ばずに「日蓮党」というのはかつて一宗(日像流)に養わ 秀句』を真迢では偽書としたのに反論し、 であるという対比優劣を、『略秀句』や『法華経』の文などを詳しく引用して示す。そして、 であるのに対し、 さらに、この書の最後には、真迢の日蓮宗への批判の不当なことを三つ挙げる。一には、真迢が日 八と九では、「爾前・迹門・本門の三種弥陀」を論ずる。すなわち、爾前の弥陀は「応身・同居浄土」 迹門の弥陀は「勝応身・方便土」であり、そして本門の弥陀は「報身・実報寂光土」 最澄の真撰であること述べる。すなわち、 一に最澄の目録 『観心略 『法華略

後には法然の所立について「往生実不」を論じる。前者では三つの過失を挙げ、一には「自国の浄土

の「三部経一念十念往生」は二段からなり、初めには浄土三部経について「往生実不」を論述し、

長の流罪と文永の死罪には仏神の加護を得て、しかも国主の赦免のあった」ことは誰でも知っている 験」のあることを述べる。すなわち、「開山以来諸寺諸山には大霊験」があり、またとくに日蓮が「弘

は次のような二条が論じられる(鈴木『仏全』六一・一六六頁)。 つぎに、『諭迷復宗別記』については、いまは『破邪記』巻三への批判だけをみておくと、そこに

一往生要集文旨事
二他経但記断善不記悪事

記』によっても支持され、法華が念仏に優れることは明白であると反論する。 日賢では、「提婆と龍女の授記」により『法華経』でのみ「悪人と女人」が救われることは、証真の『私 の第三四条で、「悪人女人の念仏往生」を証真の『法華文句私記』に依拠して主張するのを取り上げる。 ているとする日蓮の解釈は、『往生要集』の文旨でもあることを論ずる。また□では、真迢が 主張した箇所を取り上げる。ここでは日賢は、法華の「一念信解」が弥陀の「念仏三昧」よりも勝れ 一では、真迢が 『破邪記』 の第三三条で、「念仏易行」を『往生要集』の「諸行勝劣」を援用して 『破邪記』

日賢のこのような論述では、いずれの場合も専ら法華円教の「約部」義に立つ章疏の解釈に依って

『正直集』の念仏義と日賢を批判する論点

兀

を述べていることが読み取れる。したがって、真迢(天台宗)との念仏観の違いにも留意して、この せずとも、なかで日賢の「浄土宗に対する妄説」に反論し、また法然を擁護して浄土宗に立つ念仏義 日賢による真迢批判に対して、真迢を援護したのが『正直集』である。この書では、著者を明確に

『正直集』では、簡潔な序文があるので、まずそれをみておく(原文は漢文)。

書での論争点を追ってみたい。

釈真迢、未だ其の姓を詳にせず。本と日蓮宗の徒にして、後に改宗し台家に帰す。 挙げ自宗の正趣を明かす、故に題して『正直集』と号く。 と号す。返対の旨趣は深く自法に著し、 深く迢公(真迢)の改宗を嫉み、固く「破邪」の流布を妬み、自ら一巻書を作り、『諭迷復宗決』 正を顕わし、 の古風を仰いで一行三昧を修め、 〔日賢〕を析挫し迢公(真迢)を褒揚し、『諭迷』の「一念十念」等の曲説に就き、略して三五を 改宗の来由を述べ、善を尽くし美を尽くす。爰に遠州本源寺の寂静(日賢)有り。 乃ち『破邪顕正記』を作り本宗(日蓮宗)の邪を破し、 問答の所詮は専ら浄土を謗る。(中略)是を以て、 (中略) 台家の 楞厳

(鈴木『仏全』六一・一四一頁a、かぎかっこと丸かっこ内は引用者による)

真迢が修めた念仏三昧(称名念仏)をいう。また、「正直集」とは日賢の念仏に対する「曲説」を正 しく直すとの意図により、そして「自宗の正趣」とは後に明白になる善導と法然源空による念仏 ここでの趣旨は明快であるが、なかで「一行三昧」とは比叡山の横川(楞厳)やその麓の西教寺で、

土宗)の正義を指すとしてよい。

げ、およそ八つの論点(八条)に叙述される。その論述形態は、「諭云」として『諭迷決』 日賢の主張を簡略に表示し、次に「今云」と標して著者の正義を論述する。それで、 ついで『正直集』では、日賢 『正直集』の反論をみてゆく。(鈴木『仏全』六一・一四一頁b~一四四頁) 『諭迷復宗決』の後半部分に論ずる「浄土念仏」の箇所だけを取り上 論点の要旨を対 に述べる

〈諭云〉浄土家が安養(極楽)を報土とするのは然らず、弥陀の浄土は応化身の同居土である。 〈仝云〉「応身・同居」説は天台一家の所談であるが、浄土三師(曇鸞・道綽・善導)の相

伝では、弥陀は報身で、安養は報土である。

で成仏するとし、対するに弥陀浄土は権教のゆえに真実の土 全』六一・一五五b)。日賢(日蓮宗)ではすでにみたように「霊山浄土」説を取り、 これは、『諭迷決』の第六「末法法華行者所期浄土」のなかの論述を取り上げたものである(鈴木『仏 (報土)ではなく、そこを願っても成仏 法華信者はここ

できないとする。

鸞の『往生論註』により、また『大乗同性経』を用いて「報身・報土」義を釈成する。ついで問答に 力不思議」であると答え、そこに善導を引用している。つまりここでは、五不思議中に仏法は最も不 とする。そして、 可思議であり、 て、報土(真実)ならばなぜそこに凡夫(穢身)が得生できるのかという疑問に対して、弥陀の「願 これに対して、『正直集』では中国の浄土教三祖の理解により「弥陀報身・安養報土」説を正しい また仏法中には弥陀宝号は殊に不可思議であると主張する。 問答が設けられ、『観音授記経』に「弥陀入滅」等の無常説があることに対し、曇

天台釈に従って極楽を「同居の浄土」とする。これを『正直集』ではもっと積極的に、浄土三祖に従 分別せずに専ら称念せよ」と結ぶ。真迢では、証真に従って弥陀浄土を「上品(機根の勝れた者)に 道綽は「報身・報土」義である違いを挙げ、「報土」義の方を「善い解釈」としながらも、「煩わしく 聖同居土」とし、そこに往生できることを主に『往生要集』に跡づけた。そこで、源信の は実報土である」とし、また「観心釈なら四土不二の寂光土という義もありうる」との理解を示すが、 をみると、第一○「問答料簡」の初め「極楽依正」において「弥陀は応身か報身か」が論じられ、そ ここでの論点は、真迢では記述の第三〇条に論ずる問題に対応する。真迢では、 『観音授記経』の所説も問題にされている。源信では天台は「応身・応土」義であるのに対し、 弥陀の極楽を「凡 『往生要集』

って「報身・報土」義を主張するのである。

第二 〈諭云〉浄土に蓮華化生するのは今生に妙法蓮華の行業を修めた者だけである。 恵心僧都

も『往生要集』と『観心略要集』を作って理観念仏を説いている。

浄土宗では弥陀の「願と非願」に約して「正雑二行」を立てる。源信も理観に限らず口唱

法華一乗が成仏の直道であるのに対し、念仏は往生の捷徑(ちかみち)である。

念仏をも勧めている。

も勧めていると同時に、『観経』の「下品下生」を釈して「極重悪人 と雑行(余行)を分けるという。そして、源信の『往生要集』では念仏を「理観のみでなく口称三昧」 ことのみを真実とし、口唱念仏による弥陀浄土への蓮華化生を否定する。これに対し『正直集』では、 日蓮宗では「未顕真実」の語を執して諸経を謗るが、「善導一家の所談、空師一代の記録」には妙法 では法華唱題 (法華経)を厭うことはないとし、浄土宗では仏の願(念仏)と非願(余行)にもとづいて正行(念仏) ここには、『輸迷決』の同じく第六に出る主張を取り上げる(鈴木『仏全』六一・一五五a)。 ·い、「無善の凡夫、一生の悪人」でも「十念を具足」すれば往生の大益を得ると述べている、と『正 (口唱が理観を含む「浄穢不二の妙観力」となる)によって、霊山浄土に蓮華化生する 無他方便 唯唱弥陀 得生極楽」 日賢

直集』には主張する。

択集』) 略要集』を援用して「弥陀の名号を唱える功徳の莫大である」ことを強調した。ただ、浄土宗(法然『選 陀の本願 が注意される。 の最勝であるのを認めた上で、「西方往生の機にとっては弥陀念仏が最勝である」と主張し、それは「弥 では、『法華経』に法師品の「三説超過」説(『法華経』は釈尊の已・今・当の三説に超過して勝れて いる)と、薬王品の「十喩称歎」説(『法華経』が勝れている一〇種の喩え)があることからも『法華経 これは、真迢では第三一条に「往生の業には念仏が最勝である」ことを論ずるのに対応する。真迢 もほぼ同じ考え方であることを真迢は述べるが、「正雑二行」説には議論を進めていないこと (第十八願)に順ずるが故に」とした。そして、そこでは善導の解釈とともに、源信 観心

〈諭云〉 浄土三部経の「一念十念往生」説は未顕真実教の故に真実ではない。

三部経の所説は宗師(法然)に限らず、天台や妙楽も支持している。法華の得益

は下機には普ねからざるに対し、念仏利生は普く上下を兼ねる。

に対し『正直集』では、日賢の主張が天台や妙楽にもない「曲説」であると退け、三部経中に 生実不」を論ずるなかの前者を取り上げる。そこでは日賢は、極楽往生に三つの過失を挙げた。それ の本願を明かし諸仏の証明を挙げる」ことは宗師(法然)に限らず、智顗や湛然でも安養を勧めてい これは、『諭迷決』では第七「三部経の一念十念往生」に、「三部経の往生実不」と「法然所立の往 . 「弥陀

無智者には開悟し難いため、「安楽能仁(弥陀)は別異の弘願を発し、 るとする。そして、妙法(法華経)は「十界成仏の異名」であるとも、 娑婆の化主(釈迦)は易行の 利根者には得益するが、鈍根

要門(念仏法)を開いた」とし、大悲の極地は念仏にあると主張する。

に至ると弥陀は『法華経』によって成仏することを勧めるとしたからである。 とが対応する。 『法華経』所説の弥陀が、 このような論争点を真迢にみると、第三二条に念仏を勧める三部経の弥陀と、法華の修行を勧める 日蓮では、三部経の弥陀は爾前教の故に真実ではなく、『法華経』 日蓮の主張するような「別縁」で「各別」のものではない、 (化城喩品と薬王品 と主張したこ

第四 〈諭云〉 法然の 「正雑二行」 釈は経典に根拠がなく、読誦大乗等を 「正行」 とするべきである。 (今云) 法然の私義ではなく善導による。 「正雑二行」 は弥陀の本願に順じてこれを分ける。

である。また、正行には「難易勝劣」があり、読誦等は「難のゆえに劣である」のに対し、 真言・止観」等は妙行だが非本願の故に雑行であり、念仏は弥陀の本願のゆえに「正行」

念仏は「易のゆえに勝である」のするのが本願に順ずる理解である。

大乗経典を読誦する修行よりも、 た法然の正義であることを主張する。これを真迢でみると、第三三条に「易行」を論じて、法華等の これは、『諭迷決』に「法然所立の往生実不」を論ずるのに反論する。『正直集』では、善導を承け 弥陀念仏が「易しく勝れている」ことを、『往生要集』によって跡

づけていることが対応する。

輸云〉 法然の「称名付属」(『選択集』所説)は経典に根拠なく、「捨閉閣抛」も法然の己

義私情にすぎない。

じており、智証 〈仝云〉これも善導の『観経疏』に基づいている。「一向専称弥陀仏号」は弥陀の本願に順 (円珍)が善導の『疏』を将来し、源信もこれを依憑している。

法」ではないことを述べ、また「念仏者は臨終に悪相をみる」という日蓮宗の風評に反論して、念仏 者を擁護するためであった。 すでにみたように、日蓮の「念仏無間」義が「謗法」であるのに対して、法然と善導の主張が決して「謗 閉閣抛」と「正雑二行」については、真迢では『破邪記』巻三の最後に第三六条に述べる。それは、 これも先に続いて、『諭迷決』の「法然所立」への非難に対する、『正直集』による反論である。「捨

〈諭云〉 『法華経』の「一念信解」と「五十展転」こそは「易行中の易行」である。それは 名字即成仏」である。

喜功徳品)は観行即であり、理即と名字即の凡夫のことではない。修行の難易は 住毘婆沙論』に、無仏世では「諸仏の名号を唱えるのが易行である」と説くのに依るべき 〈全云〉「一念信解」(分別功徳品)は見思断惑の相似即であり、「五十展転の随喜功徳」(随 龍樹の『十

で、また曇鸞はそれを承けて「水陸の譬え」を挙げている。

張したのに反論する。これを真迢では第三三に「難易二道」を論じている。「一念信解」と「五十展転」 すところが少しく違っている。 主張するのも同じであるが、これを真迢では『往生要集』によって跡づけ、『正直集』では曇鸞を出 の理解は天台釈に従って『正直集』でも同じであり、また「念仏易行」を『十住毘婆沙論』によって これも、『諭迷決』で「法然所立」を難ずるなかに、法華信仰こそが「易行中の易行」であると主

第七 〈諭云〉「爾前・迹門・本門」の三種弥陀には勝劣がある。

と『法華』は時・機の利益が別である。『法華』は仏乗を説いて上根の智者を度し、 今五〉 爾前と法華の勝劣を論じるのは法華悟入の機類に約すときは可能であるが、『観経 『観経

は末法時に下機を済う。

道綽を加え、末法には「唯だ浄土の一門のみ」が有効であるとの主張のもと、時機観によって法華と 論じていることはすでにみた通りである。真迢では天台の法華円教観のもとに法華と爾前に優劣はな 弥陀)よりも格別に勝れ、また本門がなかで最も勝れるとしたのに対す。真迢では第三○条の後半に く各別でもないことに論証の力点があるが、『正直集』ではさらに一歩を進め、天台と妙楽の これは、『諭迷決』では第八と九に「三種弥陀」を論じ、法華(本迹二門)が爾前(『弥陀経』等の

念仏との違いを、難易と得益の差で詳しく論じる。

第八 〈諭云〉真迢『破邪顕正記』では日蓮を誤引して「謗法堕獄人」と難ずるが、日蓮の諸文

は随宜釈であり一宗の大義が顕わされ貴ばれていること、諸宗の元祖と同じである。 〈今云〉日蓮宗で「真言亡国、禅天魔、念仏無間、 律国賊」 というは前代未聞である。

ときにも、日蓮との間の正・邪は明白である。

宗では権・実を論じても他宗を排撃することはしない。

いま「黒谷遺誡」(法然)をみる

諸

笑してはいけない」などの誡めが記されている。 はいけない」とか、「別行の智者に諍論を挑んではいけない」とか、「別解・別行の人を嫌悪したり嘲 している。ここに「遺誡」とは、元久元年(一二○四)に門弟一八○人と連署して法然が示した「七 法」であると批判する。そして、ここでは浄土宗の他宗への態度を、法然の「黒谷遺誡」によって示 格言」に対して、それは諸宗が教判を立てて競い、自宗の優越を主張するのとは根本的に相違する ヵ条起請文」とも呼ばれる制誠である。そこには、専修念仏者は「真言・止観(天台宗等)を謗って の「念仏無間」義が「大謗法」であることを詳しく論じている。 これは、 『諭迷決』 の最後部分に真迢を三項に非難するのに対応する。真迢では、第三五条に日蓮 いま 『正直集』でも、 日蓮の) 「謗 四箇

五 念仏と法華の論争にみられた特色

特出させて、日賢 をはじめ天台の章疏をもとに自らの主張と日蓮宗への批判を跡づける特色をもつのに比べ、『正直集』 土宗) 弥陀念仏をともに宗是とする真迢(天台宗)と『正直集』(浄土宗)の間では、真迢は源信の『往生要集』 と約教(真迢)のどちらを正意とするかで、弥陀念仏に関わる評価と主張がことごとく逆になる。 いのあることが知られた。最も基本的なちがいは、真迢と日賢では『法華経』の円教観のなか約部(日賢) みた。これら三者の間には、それぞれの依るべく教学に従う主張と、またそれを論証する方法にも違 日蓮宗の法華教学批判と、日蓮宗(不受不施派)の日賢(寂静)による真迢への反論、ついで『正直 以上によって本節では、日蓮宗の法華信仰から天台宗の念仏者に転じた真迢を中心に、 中国の浄土教三祖(曇鸞・道綽・善導)と法然源空に跡づけ往生浄土と称名念仏を「選択」的に からの日賢への反論をあとづけ、江戸初期における念仏と法華をめぐる論争の内容と論争点を (日蓮宗)の法華唱題に対抗する手法をもつ。 真迢による 他方、

このような違いは、真迢の

日蓮宗側から『破邪顕正記』を批判して日賢・日領・日遵が出した三書に対して、真迢が

『禁断日蓮義』(一〇巻と附録一冊)

をみると、真迢自身が論じている。

性の弥陀」と達する理観を含むのに対し、 他力本願を頼み唱える六字は同じであるが、安心に異なりがあり、天台の念仏は「唯心の浄土」「自 そのなかに、「日遵は全く天台法華宗の円融念仏を知らざる事」(巻二・第一〇条)があり、なかでま 論ぜず、但だ本願に順ずるを要とし、また仏・法・僧の三宝の次第を判ずる時は仏宝の功徳を上とす たもので、「約教の辺」では法華と念仏は「義無殊」で「一体」であり、念仏を信ずることは勝劣を とし、また「法華の題目は念仏に勝れること十義あり」という日遵の主張は、「約部の一辺」に偏っ 僻なる事」と題して、次のように論ずる。すなわち、「法華に対して浄土の教門が六重に下劣である」 だ正行(称名)を修む、と。そして次に、「日遵が念仏は六重に下劣で法華は十勝というのは皆な偏 台では念仏の外に諸行を厭わないのに対し、 た「天台宗所行の念仏と浄土宗の念仏と不同なる事」と題して、次のように述べる。すなわち、 (一○巻に一○三条を設け附録に五ヵ条を追加する)。日賢らの三書に対するのには、分量に比例して 弟子の真陽の草稿をもとに反論をまとめて、晩年に近い承安三年(一六五四)に公刊したものである 日遵の『諫迷論』一○巻への反論が多くを占めている(日遵は真迢の関東時代に二ヵ月同学であった)。 浄土宗は善導により理観をせずに事相をこととし、また天 浄土宗は余行を謗らずといえどもこれを雑行となして但

そして、『禁断日蓮義』では巻一○の最後近くで(第一○○条)、「末法応時の修行は往生要集の念

五 〇 二

これは、「専修念仏」の法然と、「余の妙行」をも尊重する真迢の微妙な違いを表現している。もっと 句切り方が法然 行」を示すのと同じ趣旨である。ただ、そこに「要行の肝文」として引く文(七句)について、その を立てるのは機を失する事」という主張をみる。このことは、『破邪記』でも最後に(巻五・第六七条) 決定往生する。但だ専ら信心が簡要である」と結んでいることは留意を要する。 これは利智精進の人のわざであり、鈍根の者はこれらの余行を具足しなくとも、念仏の一行のみにて 至誠・常念仏・隋願決定生極楽・況復具余諸妙行」の「七句」に読む(鈴木『仏全』六一・一三八頁c)。 況復具余諸妙行」の「七法」とするのを(『往生要集略料簡』)、真迢では「大菩提心・護三業・深信 ると考えてよい。 に、「当世諸人の要行は往生要集に在る事」と主張して、『往生要集』の第五「助結方法」の「惣結要 仏にある事」と題してこれを述べ、ついでこの条のなかで「日蓮党が弥陀念仏行を廃して法華唱題義 真迢では最後の句を説明して、「余の諸妙行とは真言・法華等の諸の妙行を具足するのをいうが、 (浄土宗)のとは若干異なることは、真迢(天台宗)の念仏観を少しく特徴づけてい すなはち、 法然では「大菩提心・護三業・深信・至誠・常・念仏・隋願決定生極楽

風を仰ぎ、 の横川で「念仏三昧」を修めた後に、程なくその麓の西教寺に入り、そこの中興の祖である真盛の宗 さて以上において、真迢『破邪顕正記』の「弥陀念仏」義を中心に述べた。真迢は転宗後に比叡山 円頓戒を執行して称名念仏を修める、 いわゆる「戒・称二門」の浄戒双修をこととした。

批判した明恵高弁(一一七三―一二三二)の『摧邪輪』に対して、法然の念仏義を弁護したもので、 を板本に公刊していることでも分かる。また本節では触れなかったが、真迢の改宗後に『念仏選摧評』 真迢が戒律を重んじたことは、存海集の『行者用心集』を書写して終生これを所持し、また自らそれ んずる真迢の立場が、そこには表明されている。このような真迢の「持戒念仏」観については、次節 しかも明恵の重視する菩提心の必要性も論じている。つまり、念仏を取りながらも菩提心や戒行を重 (寛永一七年、『浄土宗全書』八)の著作がある。これは、法然源空の『選択本願念仏集』を手厳しく

第三節

真迢の持戒念仏観と『行者用心集』

真迢の持戒念仏における戒律観

批判して論争を交わしたことで知られる真迢(舜統院、一五九六~一六五九)は、日蓮宗の大本山で 江 .戸時代の初期に、『破邪顕正記』五巻(『仏全』九七、鈴木『仏全』六一) を著わし、日蓮教学を

盛門流の本山)に入り、そこの中興開山である真盛(一四四三―一四九五)の「持戒と念仏」の宗風 転宗後には、はじめ比叡山の横川で念仏三昧を修めたのち、ほどなく山麓にある坂本の西 教 寺(真 ある妙蓮寺(京都)の貫首にあったのが、天台宗に転じて持戒を尊重する念仏者となった学僧である。 を慕って第十五世を継ぎ、自らの求道のもとに真盛教学の発揮に貢献した。

造り(四十五歳)、これには明恵高弁が強調した「菩提心」を尊重する立場で、法然源空の念仏観が 数百座」を勤め、或いはその学識と実績のゆえに天海に請われて武州江戸に講義をもったときにも、 記』を著し(四十二歳三月)、そのなかに日蓮宗と決別し念仏を選ぶ自己の考え方を明確にしてのち、 歳十月)、「仏の御声にて阿弥陀経の不可以少善根福徳因縁得生彼国の文」を感得したという。 論釈されている。そしてとくに、四十五歳時に『行者用心集』を書写して、これを終生に所持したの 同年の冬に西教寺に迎えられた。西教寺では「日課称名六万返を怠らず、円頓戒を執行し、 そして西教寺へ赴いたことは、戒律と修行を重んずる天台的な立場に依ったからである。『破邪顕正 念仏の道に進むことになるが、 みでなく、 「慧心的流の念仏を弘める」と同時に「円戒を興行」したという。また、著作では『念仏選摧評』を 真迢は、妙蓮寺において日蓮の法儀に疑問を覚えるようになって、やがて三ヶ月籠った暁に(三十九 版木に公刊していることは、そこに戒・行を基盤にすえる念仏者の求道をみてとることが このとき浄土宗を訪ねずに、別に知己があったわけでもない横川へ、 以後、

たが、ほどなく病を得て六十四歳にて念仏行者としての生涯を終えた。 できる。晩年には真迢は、西教寺を退いて醍醐に閑居し、廃墟の極楽寺を再興して不断念仏を始行し

る。 盛の持戒念仏に共鳴し、それを自らの仏道として天台仏教に貢献した真迢の役割が認められると考え 重するという形で法然源空の念仏観とも相違のある天台的な念仏への志向がある。そしてそこに、真 の持戒念仏観を、とくに戒律に対する考え方を中心にみておきたい。真迢の戒行重視の立場は、 時機観のなかで、一方では日蓮の法華教学と袂を分かち、他方では明恵高弁(菩提心と戒律) すでに筆者は、第一節に真迢の転宗の動機とその真意について述べたので、本節では真迢の改宗後 を尊

る。それは、日蓮の四宗排斥のなかの「律国賊」義を批判して戒律を論ずる箇所で、そこでは日蓮の「末 法不持戒」義を退け、真迢では「末法にも持戒が必要である」ことを強調する。すなわち、第六二条 『法華文句』、『文句記』、『摩訶止観』、『金剛般若経』、『大般若経』、聖徳太子、最澄 して、末法にも持戒を緊要とする「教証」をまず掲げる。それらは、『遺教経』、『法華経』安楽行品 では五問答により、その初め(第一問答)には「日蓮所立の末法不持戒義は経釈に違背する事」と題 それで、 『遺教経』には「我が滅後に波羅提木叉を尊重すべし」等(『大正』一二・一一一〇c)と説かれる 真迢の 『破邪顕正記』では、巻五(第六二条)にその戒律観がまとまった記述でみられ 『顕戒論』等に依る。

出て叡山に円頓戒壇を立て法華・梵網の大乗戒を弘めたのは専ら末法のためであり、そのことは 安楽行品には「正しく末法今時の弘経の相を説く」として、智顗『法華文句』の「十悩乱」釈(『大 戒論』に詳しい、と真迢は主張する。 を要すると説くのを掲げる。かくて、日本では聖徳太子が『説法明眼論』に末法無戒を誡めてい 修行は安楽行人の観法にほかならず、そこに「持戒清浄」が詳しく説かれるのは 正』三四・一二〇a)、また湛然『文句記』の梵網戒を指示する解釈(『大正』三四・三一九b)によっ のを根拠に、真迢では戒法を持つのは「正・像・末」を選ばないと主張する。ついで、『法華経』の し(これの引用文は巻二、鈴木『仏全』六一・九六bにみる)、とくに伝教大師(最澄)が像法の末に て、「四安楽の行人は菩薩戒を持つ」べく、これらを末法持戒の明証とする。そして、『摩訶止観』の a)と、『大般若経』の巻六○○(『大正』七・一一○九b)、および『法華文句』の「勧持品」 a)、戒法が「三昧現前」のための根本であるからとする。さらに、『金剛般若経』 『宝雲経』の文(『大正』三四・一一七b)にも、「如来滅後の五百歳」または「末の悪世」に持戒 (『大正』八·七四九 (『大正』四六·三六 釈にみ 「顕

『法華経』の分別功徳品に説く「滅後の五品位」について、初心の者(随喜・受持・読誦 い六度修行の後二品に対す)を、『法華文句』には「廃事存理」と釈する(『大正』三四・一三八a) つぎに、『法華経』の解釈をめぐって、日蓮宗の「末法無戒」義を退ける。ひとつには (第二問答)、 の初三品を

とすることではないとし、そのことを湛然の『文句記』と宝地房証真の『文句私記』の解釈によって 円教の初心では「四種三昧」を専らにできずに「正観を廃退」する意味をいい、戒相(事戒)を無用 論証せんとする。つまり、湛然と証真ともに、初心の者は菩薩戒を持ち持戒清浄につとめるべきとす のを根拠に、日蓮宗では末法時には初心(名字即)の行者は戒律(事戒)を持つ必要はないと理解す (日蓮 『四信五品抄』、『大正』八四:二八八a)。これに対し真迢は、『文句』に「廃事存理」とは、

る、

戒僧を謗ってはいけない」ことを説くものとする。そうでなければ、最澄の『学生式』や『顕戒論 戒」を持つことであると主張する。そして、末世の法華行者が梵網戒を持つべきことを、先にも引い 根拠に、 てるのに対し、真迢ではこの書は「末法時には無戒の比丘が多くなるのを見て、在家者にそれらの無 た湛然『文句記』の「安楽行品」釈の文と、最澄の『学生式問答』を援用して示している。 では法華円頓行者が持つべき戒法には二種 ついで(第四問答)、『末法灯明記』について、日蓮宗ではこの書にもとづいて「末法無戒」義を立 日蓮宗では 宝塔品の (第三問答)、『法華経』の宝塔品に「此経難持 『法華経』を受持する外に戒相を持つ必要はないと理解する。これに対し、 「持経」はこれを指すにほかならず、また事戒は (理戒と事戒) があるとし、 若暫持者 なかに理戒は法華仏乗の 『梵網経』の 是名持戒」と説かれるのを 「十重四十八軽 運を

答』とともに、今日の学術研究では偽撰説が定説化しつつあるが、真迢では当時の常識に従って最澄 戒せよと勧めた」のである、と真迢では主張する。なお、ここで『末法灯明記』は、 に矛盾するのであり、伝教大師は『学生式』に末法時の戒律を立て、「出家は持戒し在家は随分に受 の真撰を前提として引用しているのである。 先の『学生式問

半 戒壇」は根拠がないと退ける。真迢の主張では、戒壇に大乗(叡山)と小乗(南都) する。すなわち、 のに対して、 れども、大乗戒に「権と実」および「迹門と本門」を分つことは経釈に証拠がない、 行者ともにこれを捨ててはならないとし、また叡山の戒壇の外に大乗戒壇はありえず、日蓮の「本門 11 秘法」として「本門の本尊」「本門の戒壇」「本門の題目」を尊重する。それは、『法華経』 『法華経』と天台章疏 このように、真迢では「末法にも持戒」を要することを、日蓮宗の 日蓮義をいう。 第五問答では、 に対して本門 本門戒では法華唱題によって仏道が成就するので、唱題のほかには事戒を必要とはみな 法華仏乗では理戒は迹門と本門とに浅・深を分けてもよいが、事戒は本・迹二門の 真迢では、これを日蓮の 日蓮宗で「本門の戒壇」を立てることに真迢は反対する。 (後半)を重視する立場から、 (智顗・湛然・最澄・証真)によって跡づけ主張する。 『報恩抄』(『大正』八四・二七一b)によって引用し批判 戒律にも本・迹を分け、 『法華経』理解を退けて、 叡山の戒壇は迹門戒による 日蓮宗では「本門の三大 とする。 の違いはあるけ 0) 真迢は末法 迹門 主に (前

もっとも、

るという性格の書である。そこには、源空の念仏義を擁護しながら、高弁をも尊敬する真迢の立場を 著して、法然源空(一一三三―一二一二)の『選択本願念仏集』を批判したのを、真迢が「会評」す そのゆえに『破邪顕正記』の撰述後まもなく、真迢は西教寺に入ることになる。 立場は、真迢の質素な念仏聖を志向する宗教的欲求とともに、真盛の仏法(持戒念仏)によく適合し、 典)に対して、ことさらに「本覚思想」に偏った解釈はこれを取らずに、また末法時における世間や 外には持戒の僧をうらやみ、内には弥陀如来の悲願を頼むべし」と。真迢では、『法華経』や天台章疏(古 みると同時に、西教寺(天台律宗)にある真迢の、源空と異なる念仏観もまた認められる。 自己の「無戒」を嘆くけれども、戒法を軽視したり放擲することには強く反対するわけである。この 真迢の『念仏選摧評』は、かつて明恵高弁(一一七三―一二三二)が『摧邪輪』と同 ここでの問題は、源空の勧める念仏が菩提心を「無用」とし、また戒律と修行(聖道門)を「軽視」 『念仏選摧評』にみる菩提心と念仏の考え方 『荘厳記』

その仏道の求め方をよく示している。すなわち、「吾等ごときの根鈍障重無戒の者は深く自身を責め、

には持戒の容易ではないことを認める。右の『末法灯明記』の箇所で、真迢が次のように述べるのは、

「下品上生」の文をもとに、「菩提心は必要だが凡夫は持てないために浄土に往生して後にそれを発す」 するのを、高弁が非難することである。本書の構成は通評と別評から成り、通評では往生浄土のため の「菩提心の有無 ひとつひとつ会釈する。 菩提心と往生との関係の問題を融会する。そして別評では、高弁が源空に向ける十六難を (要否)」について、真迢は源信の『往生要集』の「作願門」と、『観無量寿経』 の

提心を要求されていないと会釈する。けれども、「永く一向に菩提心を厭捨するのではない」と、真 要集』 迢は第五難への会評を結んでいる。 となるとし、その場合に菩提心は阿弥陀仏の本願の側にあり、所化の衆生はそれに結縁するのみで菩 を往生のための生因とし、但だ仏号を称えるのを専らにするときには、菩提心は二次的なもの 順うときは事懺が勝れている」と説くなどを根拠に、末世鈍根の下機にとって阿弥陀仏の「第十八願」 初めの五難は菩提心に関するもので(高弁ではこの問題をもっとも重要視する)、真迢では (助念方法 「懺悔衆罪」)に、「理と事の懺悔においては一般には理懺が勝れていても、 (助行) 機根に 『往生

道門中の邪見悪人(日蓮等)」をいい、「聖道門中の正見人」(高弁ら)を指すのではないと会釈し、 次 まず、「聖道門が群賊に譬えられる」ことについて、真迢では 高弁の源空への第六難以下は、源空の念仏義が聖道門 (戒律と修行)を軽視するという問題 「群賊とは往生を妨害する聖

別される意味で「念声是一」ということができるが、しかし意業を含む念は声(口業)とは「能・所」 するのに対して、真迢では念は観と称とに通ずるけれども、「本願の十念」は称念なので観念とは区 張する(源空が称名だけを正行とするのを批判する)のに対して、真迢では仏の色身を観ずる観仏 を弁護する。また源空の「大原問答」を引用して「念仏者でも本願力を誇って好んで罪悪を造っては 源空の「七箇条制誡」を挙げて「念仏者が他宗(聖道門)の人を軽嫌するのを誡めている」と、源空 を十声とみる)について、高弁では称名(声)は心念(観念)を伴うので念を声だけにみるのを非難 義は可能であり、『観経』に勧める観仏中心の念仏は『双観経』では「本願の念仏」(称名)として勧 徳は莫大であり、 められているとして、源空の側に立って会釈する。そして、源空の「念声是一」義(第十八願の十念 の文に反すると高弁が非難するのに対しては、真迢では『双観経』(第十八願)に依れば取捨(選取選捨) 土宗)を立てることも可とする。また、源空の取捨 つぎに(第十難以下)、念仏について高弁では称名念仏は観仏と一体のものでなければならないと主 いけない」が、かといって「犯罪者は往生できないと決めつけることもできない」と真迢は会釈する。 と名号を称える念仏 阿弥陀仏の本願(第十八願)に基づく「称名専念の一行」を支持し、称名念仏で一宗(浄 それは大海の一滴(名号)が衆河の水(諸功徳)を含むのに喩えられる」と説くの (散善) は区別されてよいとし、 (選択)の義は 或いは源信の 『観経』の「光明遍照 『観心略要集』に「名号の功 摂取不捨

ずる。つまり、真迢では末法の時機観に立つときには源空の称名念仏を支持するけれども、称名だけ が分かれそのままイコールではないと会釈し、源空を弁護しながらもそのまま是とはしない違いを論 を選択する ているように、戒律や観心修行をも評価する法華円教観による天台的立場を取るのである。 このように、真迢が源空の意を汲んで高弁の批判に応えるのは、本書の末尾の問答にも記すように、 (称名を選取し余行を選捨する)のではなく、右に『往生要集』や『観心略要集』を用い

からといえる。このことは、真迢が『行者用心集』を書写して携帯したことに端的に表れている。 源空の教えを「濁乱の時節に相応し、 てはめるからである 高弁を「智者」と崇めている。それは、菩提心や戒行を尊重したい自己の宗教的欲求がある (『浄土宗全書』八・六一八頁)。その一方で、真迢は自らを浄土宗の学者ではな 罪悪の劣機に契当する」と評価し、真迢自らをその時

三 真迢による『行者用心集』の携帯と戒行重視の特色

刊本に刻まれている真迢の奥書によって分かる。刊本は二種類あり、これらは別の版木によっており、 『行者用心集』は、室町時代の存海が集記したもので、真迢はこれを四十五歳の寛永十七年(一六四○) 湯治中の摂州有馬で書写し、真迢の書写本がのちに版木によって公刊されている。そのことは、

真迢没後の翌万冶三年(一六六〇)の八月(長谷川版本)と冬(小嶋版本)に相継いで出ている。 両

刊本ともに同じ内容をもつ二巻の構成であり、ともに真迢による同じ奥書を載せている。

『行者用心集』の構成内容は、小嶋刊本によって見ると概略つぎのごとくである。巻上は、七〇条(四四

帖

から成る。

気襖道心の事、
「
道者は徳を隠す可き事」などの九条を、光宗の『溪嵐拾葉集』からと思われる書か 条は、 集』によっている)。 言葉を三条に出す。三六条は「真言四重禁戒事」として「①正法を捨てるべからず、②菩提心を捨離 ら抄出する。三三~三五条は、『決疑抄』下とする書から「清貧を重んじ、慢心を治療する」などの 心に懸ける可き事」ほかの八条を記す。二三条は「依報の災と正報の苦は但だ内の三毒に依る事」を 事」である(この書は 慈威和尚 □智慧の事、□偏執を止める可き事、 四愚痴対治観事、伍無常観念事、穴六念事、比発菩提心三観事、 源信の『十戒卑下心』から八条を抄録する。「○衣食住五観事、 九~一四条は、『用心集』の抜書と注記し、「仇存生間の心使い 『十善集』ともよばれ、『恵心僧都全集』五に収録するものはこの ||死期の念想事、 一選告事」の六条を出す。 八名利等を捨つべき 二 姓欲対治観事、 · の事、 『行者用心 $(\overline{\prec})$ 五、 ||一僧と名 (\equiv)

に対する教誡)を抄出し、六九条は「或る人」の語として「身を捨て世を遁れる事」を述べる。 らず」ことを述べ、六六条は「夢窓国師法語」を、六七と六八条は『知心修要記』(時宗教団の 五)から、「未来の無益を観じて命を惜しむべからざる事」などの五事を抜き書きする。三八~四七 酒戒、③不説他罪」の三戒を略説する。三七条は、東寺流の明匠知道作『病中用心』(『真言宗安心全書』 せず、③正法を慳むべからず、④一切衆生を利せざること莫かれ」の四重禁と、「①不婬戒、②不飲 「諸師持言事」として源信・貞慶・明遍・円仁・顕性・空也・夢窓・恵鎮の寸語を載せる。 贸悪人に遇う時の用心の事」ほかの一七条を出す。 四八~六四条は、『行者大要抄』(妙観院経海または毘沙門堂明禅) 『金剛宝戒章』から「十重禁戒の説相」と「釈義」および「秘決」の諸誠を一○条に抜き 六五条は「世俗の事を思って意を悩ますべか から 「熈八精 進八懈怠 /僧尼

す。 法語』を載せる。一三と一四条は明恵上人(高弁)の『論』から「慢心の恐るべき事」や「臆病者の 四三条は 十難と勇者の十徳」などを出す。一五~四○条は『明恵上人伝』の抜き書きであり、一六帖分を費や から、「□焼香功徳事、□供花事、□錫杖事」などを出す。一二条は解脱上人(貞慶)の つぎに、巻下は四八条(四五帖)から成る。一~一一条は聖徳太子の語として『説法明眼論』など 四一条は 『一言芳談抄』の抜き書きであり、五七種の言葉を八帖分に載せる。四四条は『徒然草』の 『大日経疏』などから、また四二条は「龍舒の浄土文」からそれぞれ短い文を称出する。 『魔界廻向

類を道心門と名づく、世に捨てられて称名す」と述べた姿を彷彿とさせる。 者の兼好に「天台宗の法師」と割註が付されている。ともに世を厭い清貧の仏法を好んだ僧たちの語 律宗)が法勝寺流の円戒道場であることから、真迢には大いなる親近感がある。巻下では、 宗は巻下に出る興円とともに、黒谷・法勝寺流の円戒復興の同志であり、真迢の住する西教寺 『行者用心集』にみる遁世の念仏聖に範を取っているといえる。これはかつて真盛が、「我等が如き一 録である。真迢ではやがて西教寺をも辞して醍醐に閑居して不断念仏に従事して生涯を終えるのは、 かで、『一言芳談抄』は源空とその門下の言葉を主に集めた内容をもち、また『徒然草』の方には著 で、『一言芳談抄』と『徒然草』の抜き書きが多くを占め、これらには遁世の念仏者の姿をみる。 を出す。四八条は心源(恵心流)の作という『心要雑話集』より「仏法内の邪見の失」を載せる。 寺心持事」を抄出する。四六条は「明恵上人没後の事」を、また四七条は松尾寺の「勝月上人の夢事」 抜き書きであり、一六種の文章を九帖余に載せる。四五条は興円の『一向大乗寺興隆篇目集』から「入 の記事が半分近くを占め、真迢では刊本の奥書にも記すようにとくに拠り所とした箇所である。 さて、こうした内容のなかに、巻上では比較的に分量の多いのは、源信の『十戒卑下心』(九帖 十善戒と十重戒などをよく学び貧僧にして念仏する行者の姿をみてとれる。また、 『金剛宝戒章』(七帖)と明禅(または経海)の『行者大要抄』(七帖)である。これらを読 恵鎮と光 明恵高 (天台 な 弁

書写したという。そして、場所(有馬)と年時(寛永十七年九月)を記してのち、さらに次のように 印の集むる所」であり、「随一の行者軌則」なので、「偏へに道心を堅固にし安楽国に往生せんが為に」 述べている(原文は漢文)。 それで、『行者用心集』(刊本)の巻下にある真迢の奥書をみると、この書は「叡山首楞厳院存海法

途は時・機に依用あるべし。(後略 上人の御化道は定・恵に等しき辺なり。 迢私に云く、此の集の下巻には明恵の伝に解脱上人の夢事を引く。 是れ最も行者用心の簡要なり。 惣じて明恵上人伝等は説戒門の心なり。きびしく小罪をも禁じて宥恕の義はなし。 結縁を本として強ちに小罪をも制せず。 (中略) 此の二

とを説く物語である。これを真迢は「行者用心の簡要」とし、そしてその上で明恵高弁と法然源空の 二師を顕揚する。 弁に語った夢のことで、「破戒無慚の罪に引かれて魔道に入る」のを恐れて「戒門を興行す」べきこ このなかに、「明恵の伝にある解脱上人の夢の事」とは、笠置の貞慶(一一五五―一二一三)が高

に真迢が記す比叡山の横川のほかに神蔵寺や帝釈寺に住して、 した求道の学僧として知られる。比叡山の神蔵寺や帝釈寺は、かつて興円(一二六三―一三一七)や この書を集記した存海のことは、室町時代の永正年間(一五〇四―一五二一)を中心に活動し、右 諸種の口伝や修行の記録を書写・編纂

円の『十六帖口決』を大永二年(一五二二)に書写して法勝寺に寄進している。こうして、『行者用心集』 恵鎮 (一二八一—一三五六) ら黒谷流戒家が円戒復興に従事した拠点である。 『行者用心集』 のなかに、 の書といえる。 は編者存海とともに、西教寺に住持の真迢とはもともと関わりが深く、真迢の求道に最も適した軌範 興円と恵鎮の語録も入れているのはすでにみた通りである。また、存海は黒谷戒家の重要書である興

そこでの念仏は法然流に同じ第十八願による「本願念仏」であるが、真迢ではそれを法華円教の立場 を頼む」を要とするといい、そしてそれは「円融開会の念仏」であると性格づける(七九帖)。つまり、 とを説くとして、「当今末代の衆生は悪心造罪間断する時がない」ゆえに、「但だ弥陀如来の他力本願 とがいずれも、「頑魯の者」や「懈怠無戒の者」や「破戒の者」を助ける 真迢の主張を、 敬するのは、 高弁と法然源空を尊重する立場をもったのは、真盛に帰服したからにほかならない。 で捉えるのである。また、戒律については同巻(九一~九四条)に「末法にも随分に戒法を持つべき」 の修行は往生要集の念仏に在る事」を論ずる。そこでは、『観経』と天台『十疑論』と『往生要集』 真迢が日蓮宗から天台宗への転宗後に、 すでに真盛の『往生伝記』に真盛の志向として見られる。それで、念仏と戒律について 晩年近くの 『禁断日蓮義』によってみると、その巻一○(第一○○条)に「末法応時 主に西教寺を拠点に円頓戒と慧心流の念仏を弘通し、 (無戒でも往生できる)こ 高弁と源空を尊 明恵

戒の人に結縁して受戒し、『梵網経』の十 重 四 十 八 軽 戒の全分の持戒に耐えなくとも、分に随って も持戒の人は多くいて、その人たちこそが正機であるから深く尊敬すべきであり、末代の凡夫では持 ことを論ずる。そこでは「末法は無戒の時であり、人々の多くは戒法の器ではないけれども、それで

戒二戒でも持つべきである」(三一帖以下)、という旨を主張する。

方、 律・浄土律 真迢の持戒を重んずる宗教的欲求は、やがて江戸時代の中期以降に、 西教寺を中心とする真盛門流においては、真迢が真盛の教学を明確に「戒と称」によって修め、 ・西山律・法華律など各宗で、 戒律が見直されて興起することに共通の志向を見出す。 天台の安楽律をはじめ、真言 他

独立」につながってゆく。 称 名 念仏」義を一層強くあとづけ、やがて明治初期の真朗の時代に天台宗のなかで教学上の しかもそこでの念仏(称)を「本願念仏」であると捉えた意義は大きい。それはのち、法道が 「別派 「本願

真迢の法華教学と「四宗」観

月日 を残した。そして、転宗直後に著した『破邪顕正記』五巻は、天台教学のもとに日蓮(一二二二― 登ったほどのエリートであったが、ほどなく日蓮の宗義に疑問をもち始め、三十九歳の八月から三ヶ 仏聖となった学僧である。もとは日迢と号し、三十七歳で京都にある大本山妙蓮寺の第十六世貫首に 八二)の法華信仰を痛烈に批判したことから、日蓮宗内にかなりの衝撃を呼んだ。真迢の日蓮への批 の著名な檀林に学んでいたので、日蓮宗義と天台教義の学識に高く、 を尋ね、 真迢は日蓮宗時代には、関東の飯高檀林(下総国)を中心に、中村(駿河国)や宮谷(上総国) 蓮の尊前に祈請してのち、その法義より決別して念仏義を感得し、 (舜統院、 坐禅念仏の生活に入った。そして、寛永十四(一六三七)年四十二歳に 横川麓の西教寺へ移り、真盛門流十五世を嗣ぎ、真迢と名を改めたのである。 一五九六―一六五九)は、江戸時代の初期に日蓮宗の法華信仰から転じて天台の念 日蓮宗時代にも幾つかの著作 翌四十歳の春に比叡 『破邪顕正記』 Ш の 横川 等

実ならんと志す「不受不施派」の学僧たちから激しい反論をみた。 斥を「謗法」と論断し、「折伏」義を悉く退けようとするものであったから、とくに日蓮の宗旨に忠 判は、「念仏無間・禅天魔・真言亡国・律国賊」とする、いわゆる日蓮の「四箇格言」にみる諸宗排

玉造檀林を創始した有力な学僧である。要職には小湊の誕生寺第十七世(十九世)と京都の頂妙寺歴 檀林に学んだときには、当時の日迢とは先輩または同学の間柄であり、のち下総に寛永元年(一六二四) 仏立寺を開創し、この地で反論書を著したとみられる。そして、日遵(長遠)はかつて飯高と中村の に寛永七年の江戸幕府による弾圧を受け、当初は佐渡塚原へ、のち奥州相馬へ流罪を被り、 罪を被り、真迢への反論書は遠州三河に自ら開創の本源寺で著している。また、日領(守玄)は上総 に学んで師弟の間柄にあったのであり、寛永七年(一六三〇)の不受不施事件(身池対論) 任じ、不受不施派の重鎮的存在にあって、中村檀林の化主(学頭)を務めたとき日迢 に出して詳しい反論を試みた。 二巻がその翌年である。 の小西檀林の化主を務め、小湊の誕生寺第十六代を嗣ぎ、不受不施を強く主張したため、日賢と同様 が最も早く寛永十八年(一六四一)であり、ついで日領(一五七七—一六四八)による『日蓮本地義 『破邪顕正記』に対する反論書では、日賢(一五六九―一六四四) その後、日遵(一五八八―一六五四)が『諫迷論』一〇巻を慶安三年(一六五〇) なかで、日賢 (寂静)は日蓮の名跡である中山法華経寺の第十九代を の『諭迷復宗決』 (真迢) 後者にて 『別記』 はそこ

る。

浩瀚な述作となっている。いずれの著作においても、 述順序にほぼ沿った反論の構成になっている。 ただ、これら三書は真迢が没してのちであるので、もはや真迢側からのさらなる応酬はない。 び応酬をみた。すなわち、日存『金山鈔』一六巻が万治三年(一六六〇)に、ついで日航 なかに、日遵に対して詳しく応答したので、かなり大部となっている。しかるのち、 再治して『禁断日蓮義』一〇巻を明暦二年(一六五六)に公刊し、右の三書に対して応答反論した。 の論争書のなか、先の日遵『諫迷論』と、のちの日存 五巻も同年に、そして日題『中正論』二〇巻が延宝四年(一六七六年)に著され、それぞれ刊行された。 これら不受不施の学僧らを相手に、真迢側では弟子の真陽(一六二七—五六)が草稿を造り真迢が 『金山鈔』、および日題『中正論』は詳細をきわめ、 論戦の端緒となった真迢の 『破邪顕正記』 日蓮宗側から再 『摧邪真迢記 の叙

好適である。また、日蓮宗の教学史においても、真迢が転宗(脱宗)して交わした論争は、「宗論 側では日存を除いては不受不施派に属し、 たちばかりであるから、同じく『法華経』を円教と仰ぐ天台と日蓮両宗の教学の違いを知るには最も このような論争では、真迢が日蓮教学によく通じて、しかも天台にも造詣が深いのに対し、日蓮宗 檀林に学業を積んで日蓮教学の先鋒を担う経歴をもつ学僧

全書』三三巻(宗論部)中に集録されているのをみる。 に関する画期的な一時期をもたらし、右に掲げた論争書は、真迢側のも含めて今日には『日蓮宗教学

をみる。というのは、真迢では末法観にもとづく日蓮の「唱題成仏」義はこれを否定し、 ては、筆者はすでに第二節に論じたので、いまは真迢の台密観をみることにしたい。 なかで凡夫が救済される仏道には念仏とともに密教も有効であるとみているからである。 そこで本節では、真迢が論争のなかで日蓮宗と鋭く対立する天台の「密教」 観について、 天台教学の 念仏につい その特色

学を詳しく取り上げて批判するのみならず、日蓮の「唱題成仏」義をも退ける。つぎに、真迢では天 宗の『法華経』解釈に批判を加える。そして、巻二(第六~二九条)では、天台の五時教判にいう法 五四条) 台の法華円教観ならば「爾前の諸教も成仏法となりうる」(爾前得道)との観点で、巻三(第三○~ 情を初めに述べ(第一条)、ついで日蓮が末法時における「上行菩薩の化身」であるとの日蓮信仰の 本質を否定し(第二条)、のち(第三条以下)「四十余年未顕真実」を論拠に法華独一主義をとる日蓮 真迢の (第五時円教)よりも前の諸教 には日蓮の「念仏無間」義を退けて、「浄土念仏の正意」を述べる。また、 には日蓮の「真言亡国」義を退けて、「台密の真義」を顕わさんとする。そして、 『破邪顕正記』五巻は、巻一(第一~五条)には、真迢が転宗してこの書を著すに至った事 (爾前教)について、「爾前無得道」義を主張する日蓮宗の法華教 卷四 巻五 (第

五五~六七条)では、日蓮の「禅天魔」と「律国賊」および「神祇排斥」をそれぞれ順に批判する構

教)と位置づける法華円教観では、真迢の天台的立場とは鋭く対立する。それは、「約部と約教」 見方を異にするのによる。真迢では、それを次のように論じている。 そこで、日蓮宗では五時教判をはじめ天台教学を基盤にするのではあるが、法華を最勝の教え(円 0)

是約部の義也。或は円教をば除て、但前三教をきらう筋あり。是約教の義也。 伝教大師の註釈の中に、或は四十余年の諸経を大小偏円をえらばず、悉く惣じてきらう筋あり。

(巻二、鈴木『仏全』六一・八三a。ふりがなは引用者)

儀四教を加えれば八教)では、最終最高の『法華経』(円頓教・真実)を学ぶ前の段階はこれを「未入実」 爾前教を用いるときはそれらにも円意があると評価され、その場合には五時と四教(または八教)の と呼んで、 立てば前の三教にもそれぞれ円教の意味(円意)があるとみるのをいう。天台教学の五時と四教(化 部が円教 いう位置づけをもつのをいう。また、約教は「蔵・通・別・円」の化法四教について、法華円教観に (真実教)であるのに対して前四時 爾前四時または前三教は「偏えに権教」であるとされるのに対し、 約部とは「華厳・阿含・方等・般若・法華涅槃」の五時各部について、第五時の法華涅槃 (爾前の四時教)は権教(真実ではない方便の教え)と 法華円教を学んで後に

前の諸教)が偏えに権教である場合と、法華に通じて円意をもつ場合とを指し、約部ならば爾前教は すべては「円体無殊」であるという。それで、右の文中に「大小偏円」とは、大乗と小乗の諸教 てその天台義を示すが、別の所では宝地坊証真にもとづいて述べている。このような円教観の違いに 対して、 0 みな権教の故に「無得道」とみられることを述べる。また、約教について「但前三教」とは、『法華経 では爾前教は「得道法」と評価され、天台の「四宗兼学」を擁護する。 よって、日蓮宗では法華外の諸教と諸宗を「無得道」として排斥するのに対して、天台を任ずる真迢 |円教意をもたない段階の前三教を指し、法華後に円教意をもって前三教(または前四時教)を用い 約部を踏まえた約教義に立つのが天台の法華円教観であると真迢は述べ、右には最澄によっ いずれの諸教も「得道の法」となると言うのである。日蓮宗では専ら約部義に立つのに 爾爾

についての見方の相違として注目してよい。すなわち、次のように述べるのをみる。 それのみでなく、真迢では日蓮の「唱題成仏」義はこれを「妄説」と退けることは、「法華の成仏法」

是は仏在世の法華の時も、 を云也。今時の人の及ばざることなり。(中略)成仏得道と云は、 必 観行成就に依ることなり。 法華の行者の中に、最上根の人は一生の間に観行成就し、即身成仏することあり。 即身成仏には非ず。 但龍女一人のみなり。二人ともなし。舎利弗・木連等の得道は、 即身成仏と云は、現生の内に仏の相好を具足し、成道説法する 龍女の如し。

但口に任せて題目を唱るもの成仏すると云ことは、都て道理もなし。経論釈疏等にも全く以てなた。

真迢では、法華の修行は天台『摩訶止観』に説くような「一心三観」の観行が成就した上に、「即 (鈴木『仏全』六一・八六c)

はなく、今時 木連等の得道」は長期修行による当来世の成仏であって、現身に観行を成就することは容易なことで 華経』提婆品所説の龍女がその類であるとする。そして、『法華経』の会座で記別される「舎利弗・ 身成仏」を得るとみる。即身成仏は「現生」の成仏であり、これをできるのは最上根の人であり、『法 (末法時)の者が唱題によって即身成仏するなどあり得ないと主張するのである。

頼むことによって、浄土に生まれることはできる」と主張する(第二〇条、同八七c)。 を否定し批判する(第二四条、鈴木『仏全』六一・九三a)。それと同時に真迢では、唱題等によって「凡 位について、これらは深位の菩薩が無相の理観を修めて達しうる天台「六即位」の中の 夫が臨終に成仏する」こともありえないと、日蓮宗を批判する。ただし、「臨終に仏を念じ、経力を は相似即」の高い位を意味すると主張し、日蓮が『四信五品抄』に述べる「名字即の成仏」との解釈 このことから真迢では、『法華経』の「分別功徳品の一念信解」と「随喜功徳品の五十展転の随喜」 「観行即また

乗経が普く流布する」と真迢は主張し、法華外の諸宗を擁護する(第二五条、同九四a以下)。 そして、末法観についても日蓮義に対抗して、「末法には法華経だけが流布するのではなく、 なか

を分相応に持戒すべきとする。或いは禅宗には、これが末法に不相応ということはないと支持しなが 法または法滅時に至っても利益がある」と強調することは、真迢の諸宗観のなかでは少しく注目して で、戒律には末法であってもこれを捨ててはいけないと言い、法華円頓の行者なれば十重四十八軽戒 く論ずるからである。 よい。というのは、巻三以後の諸宗擁護の論釈では、念仏と密教には各一巻を費やしてそれぞれ詳し 無相空を観ずる禅(止観)は上根機の仏道とみるごとくである。ついで、真言と念仏には「末

真迢は にも法華念仏の徳用あり。法華にも真言念仏の功能あり。念仏にも真言法華の功徳あり。 なれば、約部の辺にては、法華に及ばずとも申べし。是義門得別の辺也。法体不分の時は、 の密説なるが故也。次には法華を最勝とす。三説超過の経王なるが故也。称名念仏は爾前の円門 と者、真言・法華・称名念仏等也。一往教法の勝劣を論ぜば、真言の功力を頂上とす。大日法身 されども下根の人は、無相の理観を修することあたわず。有相門より往生するなり。其有相の行 凡そ浄土の正因と云は、無相の理観也。懷感禅師の群疑論等にみえたり。往生要集にも此趣あり。 『破邪記』の巻三に念仏を論じ、そこに念仏・真言・法華の間を比較して次のように述べる。

ここでは、念仏に無相 (理観) と有相 (事観) を区別し、下根者は理観をできないので有相門の称

(巻三、鈴木『仏全』六一・一〇一c)

法華円教観に他ならない。そして、真言密教が法華よりも勝れる(頂上)とするのは、これが事相法 もつと論ずる。また、法華の有相法とは読誦・書写等をいい、天台では法華を最勝の教えとするのが 名念仏によって往生できるという。 れば念仏は約部では法華に劣るが、法体不分 有相の法は真言・法華・念仏のいずれにもあり、これらを比較す (約教の円体無殊)のときは真言・法華と等しい功能を

では最上とみるからであろう。

に詳しく論ずるのである。 は 親近である」と言い るからであるとし、その故に「西方往生の機 相似・分真・究竟即) (同一○三b)、真迢自身は天台に転じた後にはこれを宗旨とした。それに加えて、真迢では真言密教 真迢では、法華の修行による成仏は、 「極重障の罪人を救う功力がある」として、その功験を高く評価し、このことを『破邪記』の巻四 (鈴木『仏全』六一·一〇二a)、それは阿弥陀如来の本願 を究むるものとみる。 有相から無相理観に進んで、天台の六即 また、 (下根者) 浄土念仏観では「往生の行因には称名念仏が最も の前には弥陀念仏は最勝である」と主張して (第十八願) に (理・名字・観 順ず

法華円教観における真言密教の位置づけ

は、 は 退けて『大日経』には「法開会はあるが人開会はない」ので、法華に及ぶべくもないと主張する。こ 修決」と「維蠲決」が挙げられる。これに対し真迢では、それらの両決については「未だ宗意を究 である」と主張する。これには真迢では、『大日経』巻六の当該文を示したうえで、「小乗の尽形寿は れを真迢では、密教は人・法開会をともに具える法華と同味であり、もし方等部であるならば、それ 円教に属してそれと同味であるとする。また、日蓮の『真言天台勝劣抄』では、安然の『教時義』 三時で、 めていない」と退け、別の唐決である「宗頴決」と安然の るのは、『法華真言勝劣抄』はじめ諸書にみられ、その根拠には日本天台初期の「唐決」、なかでも「広 蓮義を批判する(第三七条、鈴木『仏全』六一・一一一c)。天台の「五時教判」では、 真迢では、『破邪記』の巻四にはまず、「真言密教は方等部に属して法華よりも劣る」と主張する日 「弾呵教」の部類なので法開会もないはずであると逆に批判する。さらに、 法華は第五時の醍醐味である。日蓮では、密教を法華よりも前の爾前教 の説く戒律は 「尽形寿(生命の限り)にこれを持つ」と説かれるから、「密教は小乗の 『教時義』を根拠に、 日蓮の 密教は第五時の法華 (権教) 『真言見聞』に 方等部は第 に位置づけ 権教 を

法」を勧めていることがあるのと同じであり、これをもって劣るとするなら法華が余法に劣ることに は薬王品に「十喩によって法華を称歎する」ので、日蓮では『法華経』が最高で密教は劣るとするの なる、と逆に批判する。また、『法華経』では法師品に「已今当の三説に超過する」と説かれ、 すべし」との旨を説くので、 劣るとみる。なかで、 げて批判を加える ある」と主張することは注目に値する。したがって、「与奪を論ぜば与義には真言密教は第五時に属 伽三密曼荼羅の法門は能く極重障の罪人を救う即身成仏の大利益があり、極大乗の中の最極秘密蔵で 小乗ではないと退ける。しかも、ここで真迢では、密教は「圓極の沖微、 今生の限りを意味するが、今のは成仏までを指す」と反論し、『大日経』のは最上の大乗戒に属して ついで、真迢では日蓮の『真言天台勝劣抄』に、「大日経は七重に下劣である」との主張を取り上 これに対して真迢では、「転読大般若経」の意味は助行を示したもので、『法華経』でも「余の深 と真迢では主張する。この「与奪」義は、これも安然の『菩提心義』を用いたものである。 顕一乗の醍醐味であり、 『涅槃経』・ (第三八条、鈴木『仏全』六一・一一二c)。 日蓮では、『法華経』を最高として 密教が顕教よりも劣るのは、『蘇悉地経』に「若し成ぜざれば大般若経を転読 『華厳経』・ 密教 奪義には五時八教には属さない極大乗の中の最極秘密教 (蘇悉地経)の行法より『般若経』の方が勝れているとするのであ 『般若経』・『蘇悉地経』の順に下って『大日経』 最妙の上乗」にして、「瑜 を最低の七重に (最上乗)であ 無

量義経』.

る

し開

五三〇

較できないと主張する。 を、真迢ではそれらは顕教内での校量であり、密教には関わらないので、密教は顕教とは単純には比

ことができ、或いは「見思未断の凡夫が真言を持てば即生に究竟の果を得る」とも述べ、さらに「当 張する。ここではまた、「大日如来の善巧力の故に真言に値う者は此の一生に直に満たし直に証する」 る 仏 る」とさえ主張するのをみる(同一一八b)。 来法滅の時節には刀杖劫末の衆生すらなお金剛夜叉の善巧方便に依って菩提心を発し真言の利益を得 である」と述べる。そして、『六波羅密(蜜)経』と『金剛頂経』、および他の真言経典の諸文を示し 益も及ばない極下劣の人、及び一切の重罪造積の悪人が悉く真言を持って即身成仏する不思議神通 ことを示さんとする。のみならず、密教は「顕教難冶の悪人を救う最上乗であり」、また「顕教の利 記小久成の義は中に含む」として、 に対して秘密の奥蔵を説く極理頓絶の法門である」と主張して、「記小久成を正意とはしないけれども、 て、そこに「悪性下劣の人すら頓悟涅槃する」と説かれる故に、二乗等が隔てられるはずがないと主 真迢の台密擁護の考え方は、 (記小)と久遠実成(久成)を説かない」と主張するのを、真迢が批判するなかにもよく表れてい (第四五条、 鈴木『仏全』六一・一一七c)。真迢では、「真言教は本覚法界の大日尊が深位の菩薩 日蓮の『法華真言勝劣抄』に真言教には『法華経』のごとき「二乗作 一行の『大日経義釈』や円仁の『金剛頂経疏』を引用して、その

のが天台の立場とするわけである。 四八条、同一二〇b)。そして、日蓮の「法身に説法なし」との主張は顕教内ではいえるが、 認めないのに対しては、真迢では「自受用身が法界宮にて法身の眷属の為に説いた法を真言教といい、 集』を引用して論じていることは、天台の古文献に依って立とうとする真迢の立場をみてよい。或いは、 取り上げて、ここでは七項のひとつひとつに丁寧に反論している(第四七条、鈴木『仏全』六一・ 他受用身が華蔵世界で地上の勝者の為に法を説いたのが梵網経 日蓮の『真言天台勝劣抄』には、「大日法身の説法は法華の他受用身に当たる」として、法身説法を の法身説法は伝教大師の『払惑袖中策』にも認めているとして、真迢では密教に独自の価値を認める 一一九b)。なかで、円仁『金剛頂経疏』や一行『大日経義釈』、湛然『金錍』および慧心『観心略要 かに、日蓮の『法華真言勝劣抄』には真言密教に対して「七重の疑難」を挙げるのを、真迢は (顕教)である」と会釈している(第 真言教

三 台密の法華に対する「理同事勝」の意義

によるとき「顕密相対して優劣を判ずることができる」と論釈する(第四二条、鈴木『仏全』六一・ 真迢では、密教は顕教の法華とは単純に比較校量をできないとしながらも、『六波羅蜜経』(六度経

空海の 解する。日蓮では、『法華真言勝劣抄』をはじめ諸書に、同経を「未顕真実の権経」とし、 槃経』によって用いるのと同じであることから、 相違しない」といい、「大日法身は本身で、釈迦応身は迹身であり、本来一仏にて本末が殊なる」と 蔵」はすべて法華前のもの 蜜多・陀羅尼蔵」 いう関係であると主張する。 台の立場から批判しながらも、 て第五は真言密教と諸経 れを真迢では、 一一五a)。『六波羅蜜経』には「五蔵」説があって、それは「素怛纜・毘奈耶・阿毘達磨・般若波羅 『二教論』に真言が最高であることを導くのに用いるものであるが、 『涅槃経』と『六度経』の「五味」はそれぞれ、顕教と密教との「所望の不同であり義理は 初めの三は小乗三蔵で、 の五蔵であり、これらは「乳・酪・生蘇・熟蘇・妙醍醐」に喩えられると説く。こ (法華など)の中の陀羅尼呪であると解釈する。もっとも、 (爾前教) その解釈を用いているとして、ここでは「五味の喩え」が天台で と位置づけるので、真迢はいまそれを退けようとするのである。 第四は「華厳・方等・法華・涅槃」など顕教の大乗経、 『六度経』では「顕密惣判して五味を立てる」と理 真迢は安然でも空海を天 この経 所説の「五 0 判教は そし 涅

教観に立って、そこには密教は位置づけがないことから、 という考え方による。 真迢が顕 ・密を相対するときには、 日蓮では、『大日経』 密教が勝れていると理解するのは、 等の密教がまだ伝来しない天台智顗と妙楽湛然の法華円 日本天台で密教が受容されたことをもって 法華と台密の「理同 .事勝_

が密教をもたらしてから、比叡山は「謗法の山」となったとし、「理同事勝」義は日蓮ではこれを排 「亡国」とみる。その場合に、最澄では真言に対して法華の優位を護ったのに、慈覚円仁と智証円珍

斥する。これに対して、真迢では台密の発展を擁護するのである。

味で法華と「理同」であると真迢は主張する。 鈴木『仏全』六一・一一三b)。すなわち、最澄の『顕戒論』と『学生式』によって、「法華(止観 るとも二趣は同じである」との旨を説くのを引用して、「密教の本意は無相の極理にある」という意 論述する。そして、慧心の『観心略要集』に「阿字に三諦義が有り、三密と天台三観とで顕密は異な を批判したもので、台密では十住心(空海)のような判釈を立てないことを一行の『大日経義釈』を を破責するのは、 と真言(遮那)の両業は鳥の両翼、 それで真迢では、「真言の伝持」は入唐による最澄以来の正統に属することを論ずる 或いは安然の 空海 『教時義』巻二には「五失」を挙げて十住心を批判することを、真迢はここで (真言宗)の『十住心論』と『秘蔵宝鑰』などに、法華を華厳の劣位とするの 車の両輪である」とする。また、最澄の『依憑集』の序に真言家 (第四○条、

る即身成仏」義も正統であることを述べる(第四一条、同一一四b)。ここでは、安然『教時義』巻 ついで、「即身成仏は唯だ法華に限る」と主張する日蓮義を退けて、真迢では天台での「真言によ また証真の『文句私記』巻八をも引用し、即身成仏の行法は一つではなく、「法華には

ことを説くとし、この両方を認める立場は最澄でも同じと論ずる。 円頓観によって速に仏身を成ずる」ことを明かし、他方で密教には「三密行に依って即身成仏する」

四四条、同一一六c)、『法華経』には法師品・寿量品・神力品等に仏の「秘密神通」などを説くので、 とは「唐朝の相承であり真実の正義である」と主張する。さらに、真迢では「顕密多種の事」を論じ(第 事理倶密教は大日経等の真言密印事 悉地 真言秘密教は 「秘密」の意味には多種があるけれども、 を言うのに相違なく、円仁の『金剛頂経疏』にも同趣旨をみるとしてそれを引用し、真迢ではこのこ 味を真迢は円仁から引用する。つまり、唯理秘密教は顕密の「理同」をいい、事理倶密教は密教の「事勝 は事理兼備にして、災いとして除かざること無く、楽として与えざること無し」と、事相の勝れる意 から密教の深理を伝受されて、『蘇悉地経疏』と『金剛頂経疏』を撰述したその意義を述べた上で、『蘇 ことを論ずる(第四三条、鈴木『仏全』六一・一一六a)。ここでは、円仁が入唐して元政 真迢ではまた、最澄は「理同」を明かすに止まったが、円仁以後に 疏』には 日蓮の諸宗排斥(折伏義)では、三十二歳の宗旨建立後の初めは『立正安国論』 「秘密教に二種があり、唯理秘密教 『法華』等顕教所説の秘密教に超過する教えであることを知るべきと論釈する。(雲) (事相)を説くのを指す」とし、しかも 「三密の教 空海 『弁顕密二教論』や安然『教時義』等を詳しく読めば、 (ただ理法のみを説く)は法華経・華厳経等をいい、 「理同事勝」義が明白になった (『大日経』等) 法全等 にみる

いて、 見が悪くなり、 等の、佐渡以後に属して「録内書」(真撰)とみられる日蓮の著述も多く引用して、日蓮を批判する。 仰に帰してよりは 真迢では真言密教はその事相のゆえに、念仏とともに末世の凡遇を益する法と確信するからである。 という性格のものではなく、「謗法邪見」に他ならない不当なものと論断することである。 佐渡以後には日蓮は真言を破斥するのを本懐としたことを、諸説を挙げて論述する。そのようななか を支持する文言をみるのは、日蓮が宗旨建立の前に天台を学んでいた時期の故であり、法華独一の信 五四条、鈴木『仏全』六一・一二二c)。そこでは、日蓮の最初期に属する『戒体即身成仏義』に密教 し謗法罪に依って無間地獄に堕ちた」とか(第四九条)、また『本尊問答抄』には「承久の乱」につ ように法然の浄土宗を主な論敵とし、のち五十歳の佐渡流罪以降には密教を主に排撃したと言われる (日存『金山鈔』巻一上・一八帖左)。真迢では、そのような日蓮の「余宗排斥」の変遷にも触れている(第 そのため、真迢では 真迢が さらに 日蓮の 日蓮の真言排斥について最も強調するのは、それが「法華の宗旨を建立するための方便」 『諌暁八幡抄』には「源平合戦」について、それぞれ流罪に遭ったり不運な最後を遂げ 程なく疫病で失せた」とか(第四三条)、或いは『報恩抄』等に「善無畏三蔵は頓死 『撰時抄』と『下山抄』に、「円仁は密教の二経の『疏』を造ってのち謗法の故に夢 『法華真言勝劣抄』などを作って余宗に並べて密教を排斥する立場を取り、 『開目抄』『撰時抄』『報恩抄』『下山抄』『三沢抄』『本尊問答抄』『諌暁八幡抄』 というのも、

列記して、そのような見方の不当を非難する。そして、そこではかえって「真言密教は災いを除き、 国を治めるその霊験は称計できないほどである」と、密教の効験を高く主張している(同一二二a)。 た者たちの「真言亡国の現証」を挙げるのに対して(第五二条)、真迢はひとつひとつ克明に反証を

宗または五宗のみなを擁護することに主意がある。しかしそのなかでも、念仏と真言は、 ては詳しくは論述していないといえよう。 相では法華に勝れていると論釈しながらも、 による成仏法)を採用した。そのためか、密教の即身成仏法は円仁と安然、および証真らをもとに事 過に対抗するかのように、その宗教的確信から『破邪顕正記』には、念仏と密教をとくに熱心に擁護 潮と鋭く対立したが故に、「折伏」義によってそれを排斥したものといえる。真迢ではこのような経 華信仰を妨げたのは初め法然の念仏義であり、 しているとみれる。ただ、念仏と真言のうち自己に相応しい仏道としては、真迢は念仏門(往生浄土 または下根者をもっとも利益すると真迢は確信している。これを日蓮宗側でみると、 真迢による日蓮宗批判では、真言のみならず日蓮の諸宗排斥を謗法であると断罪し、天台のもつ四 事相(有相)から理観(無相)に進むその成仏法につい のち蒙古の襲来が現実になるにつれ真言祈祷に頼る風 日蓮の当時に法 末法の凡夫

淦

 $\widehat{1}$ 宗者の思想」(『講座日蓮(第三巻)日蓮信仰の歴史』一九七二年)、宮川了暢「舜統院真迢の脱 望月歓厚「舜統真迢の教学」(同『日蓮宗学説史』第三篇第一三章、一九六八年)、渡辺宝陽「脱 宗前後の動向について」(立正大学『日蓮教学研究所紀要』三一、二〇〇四年) 執行海秀「江戸初期に於ける日蓮宗の脱宗者とその教学」(『日本仏教学会年報』 一五、一九四九年)、 宮崎英修「舜統院真迢の研究」(同『波木井南部氏事跡考 (日蓮宗々史研究一)』、一九五〇年)、

- 2 通じて真盛教学を明確化するのに尽力した。 による)。また、法道は真盛門流の江戸時代後期における伊勢の学僧で、真迢を顕彰し、 て念仏と戒律についての主張を抄出したものである(なかに「私云」とするのは編者法道の補足 二二人の法語を集めている)。真迢の『法語』は、『破邪顕正記』と『禁断日蓮義』から、主とし 二巻(嘉永二年刊、 『大正』七七:二九九a―三〇一a。なお、『真迢上人法語』は、法道が集記した『先徳法語集』 一八四九年)のうち巻上の全部である(同巻下は天台の祖師を中心とした
- 宗全書八』(六一九頁)に「賜紫大僧都真迢上人略伝」などをみる。 真迢の伝記はほかに、『続日本高僧伝』巻二に「真迢伝」(鈴木『仏全』六四・一五頁)、『浄土
- 4) 真迢の妙蓮寺退出について、真迢の先輩であり、関東で真迢を指導したことがあると思われ

顕正記』を書いたというのである。 されたことは真迢自身が書いており(鈴木『仏全』六一・七二b)、それに応えてやむなく 困難である。もっとも、 られているが 寺文書」のなかに、転宗直前および直後と思われる真迢の書簡が四、五通発見され、 詳しく立ち入ることはできないが、少なくともそのような理解には確証が乏しい。 性格的に嫌われて早々に退散したという見方もある(前掲の宮崎英修論文)。 斥された」という理解がある。また、真迢が後に天海に請われて東叡山に講者となったときも、 六一・一四五c)と述べるなどを根拠に、「性格的な慢心のゆえに嫉妬をかい、檀徒に嫌われて排 る日賢(一五六九―一六四四)の反論書に、「生得有慢相、内外被妬、既欲擯出」(鈴木『仏全』 (前掲の宮川了暢論文)、書簡自体のなかに檀徒から排斥されたことを伺うことは 転宗の時には同僚や檀徒から慰留され、また転宗を「恩知らず」と非難 いまはそのことに 検討も加え 「妙蓮

- を講じているから、あるいはこの時の講義をまとめたものかもしれない。 の見方がある(宮崎英修論文)。けれども、真迢は三二歳時に駿河の光長寺でも『法華玄義』等 『玄籤桾釈』は、年齢が早いゆえに、飯高檀林で師日友より受けた講義を自己の名で出したと
- 6 なお、日遠の趙宋天台との思想関係は単純ではなく、別の問題では知礼を支持し、また真迢でも 窪田哲正「真迢『山家観心異論決』の観境真妄論」(『日蓮教学研究所紀要』三〇、二〇〇三年)。

『破邪顕正記』に激しく反論する不受不施の学僧とは観心問題では親しい関係にあり、 日蓮

宗内の思想傾向はやや複雑である。

- 7 『破邪顕正記続補』(鈴木『仏全』六一・一四〇a)
- あることを述べ、自分が日蓮を述べるときには、真撰に相違ない録内書のみによるとし(鈴木『仏 原因するとして、それの「妄説」であることを論ずる。真迢は日蓮の書に「録内」と「録外」の 真迢では日蓮と日蓮宗を分けて述べることもあるが、ほとんどの場合に日蓮宗の教学は日蓮に

のなか、いまの「一念信解」位の問題は、日蓮の『四信五品抄』等を根拠に論ずる 全』六一・一三五c)、『破邪顕正記』では日蓮の五大部をはじめ引用の遺文は多数にのぼる。そ (同九三a)。

(9) このことはひとり真迢のみでなく、真迢とほぼ同時代に転宗した学僧にもいえる。当時、 とそれに従った友尊と了性(一五九二―一六四九)が日蓮宗を出て、真言律の復興に貢献し、

た円耳(一五五九―一六二〇)が臨済宗へ、そして良澄(一五七一―一六四二)が天台宗

共通なのは、「戒行」を重視したことである。さらに、真迢後の日蓮宗内に、元政(一六二三― 迢と同じ真盛門流の伊勢西来寺)へ転じたことが知られている。真迢を含めてこれらの学僧に

て特筆される。真迢が戒律を重んじたことは、転宗後に存海集の『行者用心集』を書写し、それ 一六六八)が法華律を興していることは、真迢らの宗教的欲求が宗内でも求められたゆえんとし

を終生所持したことでも分かる。

- (10) また『続補』には、転宗直後から真迢が病気がちになったのは、日蓮宗を捨てたからであると のそのような体質をこそ真迢は嫌ったのであり、これもまた日蓮に遠因があると真迢はみている。 山 されて逃げ帰り、還俗し商売して後、ライを再発し面醜にして死んだ」という説がある 木『仏全』六一・一四○c)。そして、真迢伝について、「真迢は晩年に天海に請われた折り嫌悪 する非難を取り上げ、真迢はこれを一笑に付し、改宗後には「嘉瑞甚多」であると答えている ·抄』巻一上・一帖左)。これは、真迢の死後に日蓮宗内で作られた風聞にすぎないが、 (日存 日蓮宗 金金
- (11) 辻善之助「安土宗論の真相」「慶長十三浄土日蓮宗論について」(『日本仏教史之研究』 九一九年)、林彦明『安土問答の考察―その真相に就て―』(一九三三年)。
- 12 る伊勢の学僧で、真迢を顕彰し、真迢を通じて真盛教学(持戒念仏法における本願念仏義) 道による)性格のものである。なお、法道(一七八七―一八三九)は真盛門流の江戸後期におけ のである。そして、そこの「真迢伝」は、『破邪顕正記』等に真迢自らが記すところを綴った(法 集』二巻(嘉永二年刊、一八四九年)のうちの巻上の全部に相当し、真迢の著作から抄出したも とも詳しい(『大正』七七:二九九a―三〇一a)。その『法語』は、法道が集記した『先徳法語 真迢の伝記は、『大正蔵経』巻七七所収の『真迢上人法語』の末尾に載せられているのが、もっ

<u>13</u> 後にも述べる真迢の『禁断日蓮義』巻二には、改宗時に日蓮像の向かって「真迢が祈誓」したこと、

および「真迢が改宗時の霊験」について詳しく述べている(第一二条、同書巻二:三二~四二帖)。

- (4) 鈴木『仏全』六一・七五頁以下。なお、本稿のこの節で『破邪顕正記』の各巻における要旨を 述べるときは、条数を記すので、以下には『仏全』の典拠はこれを省く。
- <u>15</u> 述を追って要旨を摘出するので、一々の典拠はこれを省く。 『破邪顕正記』巻三(鈴木『仏全』六一・九八c―一一一頁)。本節のこの項では、この巻の叙
- <u>16</u> 説との関連から―」(『日本仏教学会年報』四二「仏教における浄土思想」一九七七年)。 えという意味である。なお、次の論文などがある。向井亮「世親造『浄土論』の背景―「別時意」 実際に成仏するのは遠い将来(別時)であるのに、誘引のために特別の意趣をもって説かれた教 されるのは、怠惰な者に仏道を励ますために仮に説かれた教えであるという意味による。 つまり、 就されるのに、いま浄土教では発願し念仏(五念門)するだけで往生極楽し、菩提が決定すると よく知られる。それは、本来インドの仏教では三阿僧祇劫の長時にわたる菩薩行の上に仏道が成 「別時意趣」説は、 世親の『摂大乗論釈』巻五(玄奘訳、『大正』三一・三四六b)にみるのが
- (17) これら三書に対して、真迢側では承応三年(一六五四)に『禁断日蓮義』を著して、再度日蓮

真迢の法華円教観にもとづく持戒念仏の思想

日題 宗を批判した。それに対してまた日蓮宗からの反論が出された。それらは、日存(観妙) 『金山抄』 書のうち日存のほかはやはり不受不施派の学僧たちであった。 一六巻(万治三年:六八〇成立、寛文一二年:六七二刊本)、日航『摧邪真迢記』五巻(万治三年刊本)、 『中正論』二〇巻(延宝五年二六七七刊本)である。これらはもはや真迢の没後であるが、三

- 19 18 言及するほか、日賢の『諭迷復宗決』の序文をみるときにも旧知の間柄であることを伺わせる。 院真迢の研究」、同『波木井南部氏事跡考』一九五〇年)。真迢の『禁断日蓮義』にもそのことに 中村檀林(千葉県香取郡多古町)にも遊歴し、日賢のもとに学んだことがある(宮崎英修 日賢 真迢は日蓮宗時代に、下総国の飯高檀林(法輪寺、千葉県八日市場市)に七年程学業したほか、 『諭迷復宗決』(鈴木『仏全』六一・一四五―一五九頁)。なお、以下の叙述には条目を標
- 示するので、『仏全』の典拠はこれを省略する。
- 20 真陽草稿・真迢再治『禁断日蓮義』巻二・二八~三〇帖
- (21)「真迢上人伝」(法道集記、『大正』七七:二九九c)。『禁断日蓮義』(刊本)巻二:三八帖左。な 出されたのに抗して、『破邪顕正記』の論旨を一層詳しく論述する性格の書である。そのなかに、 治して公刊したもので、『破邪顕正記』に対し日蓮宗学徒(日賢・日領・日遵)から反論応酬が お、『禁断日蓮義』(一〇巻と追加一冊)は、真迢の弟子の真陽が草稿を書き真迢(五九歳)が再

真迢の日蓮宗時代の行歴や転宗前後の様子を述べることが所々にあり、巻二のここには「真迢が

改宗の霊験の事」を述べる。

- 〔22〕「真迢上人伝」(『大正』七七・三○○c)。『禁断日蓮義』巻一○(刊本二五帖左)。『禁断日蓮 義』では一○巻に一○三条が設けられ(追加一冊には目録と追加五条)、主として日遵の『諫迷論 や武州での経歴を差し挟めて述べている。 五にみる戒律についての論旨を詳しくしている。その論述のなかに真迢の転宗後における西教寺 一○巻に対して多く論駁を加えるなか、巻一○(第九一~九五条)には後述の『破邪顕正記』巻
- 23 〔第二一条〕や巻一○(第九一条以下)に論じられる。 『破邪顕正記』巻五 (鈴木『仏全』六一·一二五c~一二九a)。また、『禁断日蓮義』 では巻三
- 24 真迢は末法の持戒を要としながら、「我等如きの者も持戒堅固の身には非るが故に朝夕是を悲ん としたものを指す。それで、『禁断日蓮義』巻一○にも(刊本一九帖、『大正』七七・二九五a)、 ての論及を、伊勢木造・引接寺の法道(一七八七―一八三九)が集記して『先徳法語集』の巻下 迢上人法語』は『破邪顕正記』と『禁断日蓮義』のなかから、真迢の主として念仏と戒律につい 鈴木『仏全』六一・一二八a~b。『真迢上人法語』(『大正』七七・二八五a)。 なお、この『真

で弥陀の悲願を頼むなり」と述べている。

- 25 『浄土宗全書』八・六○五~六二○頁。なお、明恵高弁『摧邪輪』と同『荘厳記』もこの全書の
- 同巻に収録されている。
- 26 『観心略要集』の「問答料簡」(『恵心僧都全集』一・三二〇頁)。
- 27 の諸種が調査されている。 渋谷亮泰編 『昭和現存天台書籍綜合目録』のなか、「存海部」に『行者用心集』の写本と刊本
- 28 迢上人法語』、『大正』七七:二八五c、二九五a~b)。 は天台律宗の戒法(西教寺における黒谷・法勝寺流の円頓戒法と重授戒灌頂) について述べる (『真 『禁断日蓮義』の巻二(第八条・七帖以下)や巻一○(第九二条・二二帖以下)などに、 真迢
- 29 真生 『真盛上人往生伝記』巻下(『続天台宗全書・史伝2』五一六頁下)。
- 、30)『真迢上人法語』の後分に、法道が『行者用心集』からこれを転載している(『大正』
- (31) 落合博志「『行者用心集』攷―素材と編纂の背景など―」(『法政大学教養部紀要』
- 32 『続天台宗全書・円戒1〈重授戒灌頂典籍〉』七八頁下。

八六、一九九三年)。

七七:二九七6~八6)。

33 真生『真盛上人往生伝記』巻下に載せる真盛の書簡には、 浄土念仏が「時機相応」の法である

- ことを法然を引用して示し、また、「末代末世の時代に」高弁が執権泰時を「理非憲法」をもっ て誡めたことを詳しく述べる記事をみる(『続天台宗全書・史伝2』五一○頁下、五一六頁下)。
- (34) 『真迢上人法語』(『大正』七七·二九七a)。
- (35)『真迢上人法語』(『大正』七七:二九六b)。
- 36 願念仏」義を明瞭にしたのである。その間の詳細は、第四章の課題としたい。 の解釈が真盛門流内外に影響力をもった。けれども、のちに法道が真迢による理解をもとに、「本 念仏)であると評価した(霊空『草堂雑録』第三、享保十四年〈一七二九〉刊本)。そして、そ わけではない。ことに、天台宗に安楽律を興して宗内外の尊敬を集めた霊空光謙(一六五二― 一七三九)は、真盛を戒律堅固の聖僧であると尊崇しながらも、その念仏を観心念仏の類 真盛の念仏観は、江戸時代の前後を通じて、必ずしも「本願念仏」であると理解されていた (即心
- <u>37</u> 法道記「真迢上人伝」(『大正』七七・二九九a~三○一a)。
- 38 すなわち、同『全書』第一巻~第三巻に長遠日遵『諌迷論』一〇巻、同『全書』第四巻~第九巻 六一に集録されている。これらを含めて、『日蓮宗教学全書』三三巻(日蓮七百回遠忌記念、 一九七五~八一年、法華ジャーナル刊)には、江戸時代の刊本が次のように復刻収録されている。 『破邪顕正記』五巻、日賢『復宗決』と同『別記』、日領『本地義』二巻は、鈴木『仏全』

本地義』二巻、同『全書』第二四巻~第二七巻に舜統真迢の『破邪顕正記』五巻と『禁断日蓮義』 に蓮華日題『中正論』二〇巻と同『中正論或問』五巻、同『全書』第一〇巻中に守玄日領『日蓮

- 一二巻、同『全書』第二八巻~第三二巻に観妙日存『金山鈔』一六巻を集録する。
- <u>39</u> るとし、約教に立つ「円体無殊」義を退けている(『諭迷復宗決』、鈴木『仏全』六一・一四五a)。 帖以下)。また、日蓮宗の日賢は、「約部約教の傍正」を論じて、日蓮宗では「約部が正意」であ このことは、『禁断日蓮義』巻四に「約部約教の事」と題して、やや詳しく論じている(一四
- (40)「広修決」(『卍続蔵経』二・二・五・四〇六右上)、「維蠲決」(同四一六右下)、「宗穎決」(同 四二八左上)、安然『真言宗教時義』巻二(『大正』七五・四〇六c)、『大日経』巻六(『大正』 一八・三九b)、安然『菩提心義略問答抄』巻三(『大正』七五・五〇八c)。
- (41)『蘇悉地羯羅経』巻下 (『大正』一八・六三二c) 、『妙法蓮華経』 巻四 (法師品、『大正』 九・三一b) 、 同経巻六(薬王菩薩品、同五四a~b)。
- (42) 一行『大日経義釈』巻一(『卍続蔵経』一・三六・二六六左下)、同巻九(同四〇五左下)、円仁『金 経』巻下(不空訳、『大正』一八・二二三a)、『真言最勝摂真実経』(『諸仏境界摂真実経 剛頂経疏』巻三(『大正』六一・三九b)、『六波羅蜜経』巻一(『大正』八・八六八c)、『金剛頂 『大正』一八・二八四b)、『真言最勝観音儀軌』(『観世音菩薩如意摩尼輪陀羅尼念誦法』、『大正.

- (4) 円仁『金剛頂経疏』巻三(『大正』六一・三九b)、湛然『金剛錍』(『大正』四六・七八二b)。 最澄『払惑袖中策』巻下(第七「三仏説法」、『伝全』三・三二一頁)。なお、ここでの『大日経義釈』
- と『観心略要集』の典拠は注(45)にみるのに同じである。
- (4) 般若訳『大乗理趣六波羅蜜多経』巻一(帰依三宝品、『大正』八・八六八b~c)。空海 密二教論』巻下(『大正』七七・三七八b~九a)、安然『真言宗教時義』巻四(『大正』七五・ 「弁顕
- <u>45</u> 最澄 『依憑天台集』(『伝全』三·三四四頁)、空海『十住心論』巻八·九(『大正』七七·三五○ c 『顕戒論』 巻中(『大正』七四・六○九c)、同『山家学生式』(『大正』七四・六二四a)、

四四

 \underbrace{b}_{\circ}

蔵』一・三六・二九○左上)、同巻五(同『続蔵』三三八左下)、安然『真言宗教時義』巻二(『大 同『秘蔵宝鑰』巻下(『大正』七七・三七一a~c)、一行『大日経義釈』巻三(『卍続

~ 九 a)、

同

- 正』七五・四〇二b)、源信『観心略要集』(『恵全』一・三〇七頁)。
- $\widehat{\underline{46}}$ 二二·三〇下)、最澄『払惑袖中策』巻上(『伝全』三·二八四頁)。 安然『真言宗教時義』巻三(『大正』七五・四二五a~b)、証真『法華文句私記』(『仏全』
- <u>47</u> 円仁『蘇悉地経疏』巻一(『大正』六一・三九〇c)、同『金剛頂経疏』巻一(『大正』六一・九a、

同b~c)、なお、ここでの「秘密教の二種」説は、安然『教時義』巻四にみるのと同じであり(『大

(48) 空海『弁顕密二教論』巻下(『大正』七七·三八一a~b)、安然『教時義』巻四(『大正』 正』七五・四三九a)、真迢ではこれに依るのかも知れない。

七五·四四九b~c)。

第一節 即心念仏論争のなかの「真盛念仏」観

一 安楽派霊空の「即心念仏」義

寺 仏」の教学 全』六一、旧『仏全』九七)を著して、日蓮宗の法華教学と論争を交わすとともに、 ―一六五九、西教寺十五世)が日蓮宗から転宗して真盛門流に帰し、『破邪顕正記』 江戸時代には、天台宗に戒律と念仏において新たな画期と発展があった。 (比叡山麓坂本)で念仏と円頓戒を弘通した。真迢の残した事績と著述は、天台宗内に「戒律と念 (真盛教学)が明確化され確立されるのに貢献した。 初期には、真迢(一五九六 天台律宗の 五巻 (鈴木 洒教 · 仏

伝持される中世期の黒谷流による円戒復興ののちに、近世の天台宗で行われた戒行の刷新である。 で戒律が見直され興起するのに大きな影響関係をもった。安楽律は、西教寺(法勝寺流)に継承され そののち江戸の中期には、霊空光謙(一六五二―一七三九)らの安楽律が興り、これは仏教の各宗 霊

そこに表明された天台的な「念仏安心法」は大きな反響を呼び、論争を巻き起こして仏教界にひとき 空はまた晩年近くには 思想の一画期といえるものである。 わ活況をもたらした。即心念仏は、室町期の真盛(持戒念仏)ののちに、日本の天台宗に現れた念仏 『即心念仏安心決定談義本』(鈴木『仏全』六一、旧『仏全』九八)を公刊し、『そうられたざっ

をめぐって論争となった。しかもそこには、室町期の天台の念仏者である「真盛上人の念仏義」につ 論争を交わし、即心念仏についてもこれが知礼を起点とする念仏法であることから、その解釈の是非 にあって法明院を律院として中興し、ここがまた戒学振興の拠点となる。そして、 でも、大いに興味がもたれる。 いての、両者の大きな相違と対立を含むので、「真盛念仏」の特色をどのようにみるかを考えるうえ 霊空には同門のライバル関係となる性慶義瑞(一六六七—一七三七)がおり、義瑞は園 城 寺(三井寺) 霊空と義瑞はと

は 空光謙に、「天台宗の念仏安心」を尋ねたのによる。霊空には論争になる少し前に『西教寺中興真盛 上人伝論』という、 「理の念仏」(理観・観心)と「事の念仏」(事観・称名)が分別されるなか、「即心念仏」や「真 「即心念仏」論争は、その端緒は真盛門流に属する大津の善通寺の住職(清堂)が、安楽律院の霊 真盛(一四四三―九五)の戒律護持と念仏法語を評価した論文が存する。 天台に

釈然としない面もあり、 真盛門流では、戒律尊重の立場と、西教寺が山門内にあって安楽律院に近いという親近性から、霊空 盛念仏」はどちらを主意とし、また念仏の天台的な特色をどこに求めるかが安心の中心問題となる。 の領解に強く引かれ影響される傾向にあった。しかし、真盛の念仏義をめぐっては霊空的な解釈には 影響と反発が入り交じり、やがて法道(一七八七—一八三九)が現れて、 法

義瑞間の論争点と、そのなかでの両者による異なった「真盛念仏」観を知ることにより、 そこで本節では、まず霊空が主張した即心念仏法の内容と特色をみて、ついで天台内における霊空・ 天台の念仏

義における理観と事観の問題をみることにしたい。

道は真迢を拠り所に「本願念仏」義を明確にする。

山 には横川の別所である安楽院(飯室谷近辺)を与えられ、これを律院として再興した。霊空は師の慈 を志し、天台宗の僧となった。霊空は延宝六年(一六七八)の二十七歳のときに慈山に師事し、 にもとづき「自誓受戒」の方法で具足戒(二百五十戒)を得た。そして、趙宋天台の四明知礼の教学 に学んだが、寛文四年(一六六四)の二十八歳のとき坂本に来て、寛文十二年(一六七二)に『瓔珞経 より梵網戒を受けて律学を志した。慈山とともに修めた戒行は広く尊敬を集め、元禄六年(一六九三) 霊空光謙は、 (没後) を開山に仰ぎ、第二世としてそこに住して多くの門弟を集めたので、安楽律は大いに隆盛 慈山妙立(一六三七―九〇)の高弟であり、安楽律は慈山より興る。 慈山は初め禅宗

空の後には天台宗に定着しなかった。 振興させた。ただ、その戒学は「四分律(二百五十戒)の兼学」であったので、伝教大師最澄による「小 籠山行を復活させ、「浄土院の侍真制度」をも定め、さらに師の慈山を承けて四明知礼の天台教学を含めんぎょう 「比丘」となった。 した。のち元禄十一年(一六九八)には師の慈山にならって、自らも自誓受戒によって具足戒を得て 安楽の論争」または (四分律) の棄捨」という祖意に反するとの批判を免れず、霊空の没後に天台宗内にい 霊空は天台宗に戒律を復興するとともに、元禄十二年には比叡山に一紀十二年の 「紛争」が起こって、安楽律の特色である「二百五十戒」を学ぶことは、 わゆる「山

霊空は『弾弾妙立破霊芝章』を著して戒律論争を呼び起こした。さらに、「即心念仏」をめぐっては、 戒会疏集註』八巻(鈴木『日蔵』三四)が、勝れた戒疏であるとの定評がある。そして、真言律宗 巻を著したと言われる。なかで、趙宋の四明教学をめぐっては、寺門派(三井寺)の義瑞と「内外境観 の宗覚正直(一六三一―一七一二)が慈山の戒体説を批判して『弾妙立破霊芝章』を出したのに応えて、 天台教学を中心として、戒律と念仏にわたる。霊空のもとには、例えば華厳の鳳潭僧濬(一六五九― の論争を交わし、これには鳳潭をはじめ宗内外の学僧が大いに関心を寄せた。また、戒学では 一七三八)など、他宗の有力な学僧も学びに来ている。霊空は世寿八十八歳の間に、六四部二○○余 霊空の行学の特色は、 知礼 (趙宋) と智旭 (明、一五九九—一六五五)の学説を取り入れた斬新な 第三章 安楽派霊空の「即心念仏」論争と持戒念仏の意義

初め天台寺門(義瑞)と浄土宗(殊意癡・敬首・知空)から反論されたのを、霊空が応戦している間

に、鳳潭(『念仏往生明 導箚』鈴木『仏全』六一)が加わることにより念仏論争は一挙に拡大する。 さて、霊空の『即心念仏安心決定談義本』は、七十六歳の享保十二年(一七二七)末に口授し、

教観を学び、唯心の浄土への往生を期することは忘れた時がないゆえ、念仏の安心には暗くないと思 念仏の安心決定を得るために書き記してほしい」との旨を懇望されたので、「自分は五、六十年台宗の 世の要行、 翌年の六月に「補助記」(引用語句の出典を記述する)を添えて公刊された。この書は、「談義本」と たとする。 うから書き記してみましょう」と答え、のち小僧に筆を取らせて書き付けさせ、「七座の談義」とし いう通俗風の形態をもち、また著者の信望のゆえに、たちまちに三千部に達するベストセラーになっ 本書の序によると、大津・善通寺の清堂が秋に霊空の庵に来て、「天台宗の即心念仏は末 往生の直路である旨をかねて承りましたが、充分に会得できていないゆえ、吾等や檀越が

て拾うとつぎのごとくである。(鈴木財団編『大日本仏教全書』六一:三三七~二五〇頁) それで、七座に述べられる「即心念仏」の要旨を、その天台的な特色と、論争となる諸点に留意し

〈第一座 即心念仏起こりの事〉

仏は、 仏名を称えて重罪を滅し往生できると説き、対するに『無量寿経』には五逆謗法の人を往生から除く 心念仏を明かさない。そのために、天台大師も解釈しているように、『観経』では五逆十悪の人でも るのである。浄土三部経のなか、『観経』には即心念仏を説くが、『無量寿経』と『阿弥陀経』には即 仏になれることを是心作仏という。これは凡夫にも往生を求めるには理観観念または理観観心を勧め 浄土も弥陀も我が心なり(唯心の弥陀・浄土)と知り, 念仏が務め易く肝要である。持名にも理持と事持が分かれるが(智旭『阿弥陀経要解』、『大正』 心是仏といい、我が心と仏は一体であると思って、仏を思い仏の名を唱えれば阿弥陀仏の如き結構な の「大乗の法」というのに基づく。我ら衆生の心は妄念が起こるとも本質では仏と変わらぬことを是 三七・三七一b)、善導や法然のは一向に事の念仏(事持)であるのに対し、天台宗の貴ぶのは即心念 a)、その根本は (第十八願)のである。即心念仏は、初め合点がゆかなくともたびたび聴けば合点がゆくようになり、 末世には、極楽往生を求めて念仏の行を務めるのがよい。念仏には多くの種類があるが、 天台宗第一七代祖師の四明尊者(知礼)の『観経疏妙宗鈔』に由来し(『大正』三七・一九五 これを理持ともいう。これは西方十万億土の浄土も弥陀・観音も心の外に有るのではなく、 『観無量寿経』の「是心作仏 是心是仏」の文にある。これは安楽行品 念仏申して往生を求めることである。即心念 (『法華経』)

ており、 導や法然の念仏は大慈大悲の心から末世の劣機に応じて念仏を低く説いたため、仏の本意が薄くなっ 往生しても悟りかねてぐずぐずするゆえ、即心念仏で早く悟る人を見てけなるく思うはずである。善 音の説法を聞いて速やかに諸法実相の円解が忽ちに朗らかに開ける。善導や法然の一向に事の念仏は、 るが、それに比べて吾が宗の即心念仏は少しも水の混じらぬ乳の如くで仏の本意によく適った念仏で で過去の罪を滅し悟りの目が開ける。たとい今生に明らかな円解が開けずとも、往生すれば弥陀・観 また完全な理解を持てなくとも、即心念仏には無量の功徳があることを思って勤めれば、念仏の功徳 大分水を加えた乳のようなものである。もっとも、外道の教えよりは百千万倍も勝れてはい

第二座 即心念仏の四字の義理の事〉

あるから、

勤むべきは即心念仏である。

弥陀仏も法界の理として平等一体であることをいい、これを思いながら念仏申すのが即心念仏である。 も阿弥陀仏も我が心を離れずと知って、往生の願を起こし念仏申すのをいう。即心の即は、我心も阿 口に南無阿弥陀仏と唱えるのも心に思うことから出るので念仏である。即心念仏は、十万億土の極楽 つ心(妄心)であり、念は想うことで、仏は西方の阿弥陀仏である。念仏は心に思うことを根本とし、 即心念仏は「心に即して仏を念ずる」と読む。即は着き離れないことであり、心は我等が現在にも 皆な即心念仏(天台宗)を父とすべきである。 仏乗の立場でみな評価し認める。だから即心念仏は諸宗の親であるから、往生を願う人は浄土宗でも、 心によってするのに相違ないが、『楞伽経』に「楔を用いて楔を抜く」の譬えの如く、念仏(迷いの に思うのに、子は悪くなれば親を思わない」のと同じで、天台宗では諸宗の浅い深いどんな修行も一 無智の人が申す念仏も一心三観の即心念仏に相違はない。事の念仏もまた即心念仏を離れない 他ならない。 具足の弥陀であり、三身は三諦 心でする念仏)によって妄想悪念を取り除くのである。法華円頓の意では、修悪(事)と性悪(理) また、念仏は心に思うのを根本とするが、究極には無念無想であることが極意である。念仏は迷いの るが、但だ事の念仏のみを申す人(浄土宗)はそうは思っていない。「親は子を善くても悪くても常 の関係を修即性と知れば、数珠を繰り声高に唱名するのも無念の意に背かない。念ぜられる仏は三身 この理を諦めるのは上々人ではあるが、この理を知らずともこの理を離れないなら愚痴 (空・仮・中)観によって、三諦の弥陀を念ずるのは即ち一心三観に のであ

〈第三座 即心念仏の申し様の事〉

のは、 即心念仏を申す者は人間の心を失わないことが腰の据えどころである。六道中に人道が勝れている 人間には儒家にいう仁義礼智の心があり、 仏家では不殺・不盗・不婬・不妄語の四戒を護る心

とは、天台大師(『浄土十疑論』)も述べている。三諦の理を思うのに疲れたら、極楽往生についての 此の界にありながら極楽に往生しており、臨終に息の絶える時が即ち極楽往生の極みである。このこ 三諦の理が明らかになる。即心念仏の安心決定はこの外にはない。そして、この安心には浅い深いが 悪即性悪」の道理によって即心念仏を会得するのであるが、これは心がけ次第では難しくはない。次 諦や一心三観を平生よくするのは、上々根の人である。我が先師(慈山妙立)が教えたように、「修 腰の据わりの上に念仏申すのであるが、即心念仏を勤める方法は能力次第によっては異なる。一心三 があるのをいう。念仏さえ申せば心は汚くとも悪を造ってもかまわぬというのはよくない。そうした 入る」とも説く。これは「心・仏・衆生には差別が無い」ことであり、この意を知って念仏申す人は ある」と、しづのをだまき繰り返し繰り返し思って念仏申せばよい。この念仏の功が積もれば次第に このように一念の念仏に三諦 れる仏も即空法界であり、次に法界の上に想い浮かべられる弥陀と浄土は、想う我が心とともに即仮 のように思えばよい。「我が心は法界であり、阿弥陀如来も法界であるから、念ずる我が心も念ぜら 『観経』では「是心作仏 是心是仏」を、「諸仏法界は是れ法界身にして一切衆生の心想の中に 「我が心は法界であるから、 さらに即仮かつ即空であるのは、 (空・仮・中)は円融する」と。また、三諦の理が明らかにならない人 西方の弥陀は我が心の内の弥陀であり、 その本質が空でもなく仮でもない中道法界のゆえであり、 我れは弥陀の内 . の

でも、

であり、

迎にあずかり、 百万倍も違って、自ら一心三観の智慧も朗らかならん」と。 ことを折り混ぜて思えばよい。「念仏の功により一切の罪が滅し、臨終の決定往生を願えば三尊の来 極楽に生まれば四色の蓮華が開き、七重行樹の中を歩けば、此の界の山辺の風景とは 浄土の色々のことを思うのも一心三観の

〈第四座 即心念仏は往生無生なる事〉

勤めであると安心するのが即心念仏の安心決定である。

仏の人は臨終の時死ぬとは思わず、八功徳の月見、 学問をせぬ愚かな人はどのように合点すべきか。昔の人が「往生を求める人は死ぬと思わず生まれる と思うべし」と言ったのは良き示しである。遠い吉野や須磨へ花見や月見に往くのと同じで、即心念 心念仏の人は此の界で念仏申す時に生の見を離れているので遙かに勝れている。でも「無生の理」は、 きれないので、往生後に生の見を離れる。事の念仏は大乗の行ではあるが、考え方は小乗である。即 の方便品に「常自寂滅相」、寿量品に「如来如実知見」と説くのがこの意である。事の念仏を申す人は、 即心念仏の極楽往生は「往生即無生」である。仏法の至極は法性無生であり不生不滅である。『法華経 「論註」 確かに死ぬは悲しく生まれるは楽しい。 に「彼土是無生界」云々と説くように、此の界では彼の土に生れるという見方を捨て けれど死ねばこそ生まれるのであり、 七重行樹の花見に往く心で大安楽の往生を遂げる 死なないな

安楽である。念仏行者は必ず浄土に生まれるけれども、此の土を死んで彼土へ往き去るのではなく、

生死にありながら生死はないという、この安心ならば生死の中にあって大自在であり大

ら生まれることもない。天台宗では、実には死ぬ生れるの道理はなく、死なずして死に、生れずして

一切

翼、 仏教 Ŕ 猟師であった。千代野という女は美濃の尼寺の仕女で、菜つみ水くんで工夫して終に本心の無相空寂 仏は畜生であり、『観経』の韋提希と五百侍女は女人であり、六祖慧能は臼惹きであり、石 鞏 禅師は ある。 易ではなく、此の界の修行ははかどらない。それが念仏すれば必ず往生し、彼土では修行の障りが取 ある。天台大師を始め悟りを開いた人でも、皆な念仏申して往生を求めている。事の念仏の浄土宗で なるを合点したことを歌に詠んでいる。このように志あれば学問なき文盲でも道理はよく悟るもので 末世の愚痴無智はこの修行をできないのではなく、適切な教えのもとに能く習えばできる。龍女の作 生しても心観の積み重ねがなければ、 また即心念仏の証拠とした。即心念仏がなぜ末世の要行であるかといえば、仏教は心を観じて心を知 極楽世界阿弥陀仏の真如法身を念ずべし」と説き、四明はこの文を末世行人が浄土を求めるわけとし、 る外にはないからである。禅では「即心即仏」といい、 れて風の音、鳥の声までも妙法を述べ自然に深妙の悟りが開ける。『起信論』には「信心をもって専ら 車の 天台や禅・真言と同じく、志あって宗旨を学べばみな時機相応である。ただ、浄土宗では真実に の根本にかなっているので、出離生死の道が往生しない先に少しずつ開いてくる。事の念仏は往 禅宗は理を好み事の行を欠き、浄土宗は事の念仏ばかりで理観を欠く。事・理の二行は鳥 「両輪であり、即心念仏は事に即して理を照らし、理に即して事を修するので事・理を満たす。 浄土にても早速には悟りが開き難い。 密教でも「如実知自心」と説く。 仏法の修行には事と理が 即心念仏は の両

この理を思うのが即心念仏であり、これは志があれば誰でも勤めることができる時機相応の法である 念仏申す人は少ない。諸宗でも似たり寄ったりのことはある。極楽も弥陀も我が心と知って念仏申し、 無常の迅速をよく知り「本性の弥陀」を頼み「唯心の浄土」に生まれることを願うべきである。

〈第六座 即心念仏の功徳利益の事〉

即心念仏を奨励するためである。このような比較校量は経論に多くあることで、悪口ではなく福 鬼は膿血と見、 の幸福)よりも智(覚りの智慧)が勝れることを顕わすためである。『往生要集』にも、『華厳経』 である。このことを浄土宗の人が聞けば怒るであろうが、けっして念仏の信心をけなすつもりはなく、 礼宿に泊まるの るのが色相荘厳、 往生はすれど浄土の相は勝れない。事の念仏の人が宝樹・宝地・宝池等を見るのは、即心念仏の人の見 観による妙宗は、 心念仏は、三世の罪科を滅し、 即心念仏は事の念仏より遙かに勝れて功徳利益広大無辺である。 魚は宅路と見、人は清水と見、天は宝地と見る」一質異見のように、 (事の念仏)と、木屋町辺りの風景のよい座敷の宿に泊まるの(即心念仏)が違う如き 微妙清浄であるのと大いに異なる。譬えば田舎の人が京都見物に来て、三条辺りの巡 見る所の浄相が永く他部とは異なる」といい、 浄土の依報・正報とも微妙不思議に勝れている。 同じ浄土が念仏の仕方で異なる。「餓 無生を観ずる懺悔と、 四明知礼は 事の念仏の浄業も 観念理持 「頓教 (世俗 の破 の心 の即

を知れば、一切の仏法を理解し一度聞けば三途の苦難を免れる。『法華経』にも「定慧力荘厳 地獄文「若人欲求知 の観法であり、 仏の禅定智慧の力を讃歎する功徳は大きい。従って、少しずつでも聞き習うべきは大乗 急いで精を出すべきは理観事行を一度に双べ勤める即心念仏である。 三世一切仏 応当如是観 心造諸如来」を引用するように、「是心作仏 是心是仏」 以此度衆生

〈第七座 即心念仏の回向発願の事〉

ŋ 平等施一切 ょ は衆生とて我が心内の衆生と知ってこれに念仏の功徳を施すゆえ衆生縁の慈悲が即ち無縁の慈悲であ に向かい、事を回して理に向かう」という意味であり、いま念仏の回向は善導大師の「願以此功徳 回向である。 も見るべきである。行は即心念仏である。それで、回向とは「自を回して他に向かい、因を回して果 信については智旭の『阿弥陀経要解』に、「自己心中の本具の極楽に生ずる」のを信ずる等と説くの 61 浄土の修行は信、願、行の三である。信と行はすでに述べたので、最後に回向発願の相を述べる。なお、 また極楽も唯心の浄土であるから、これらのことを知って善導大師の文を唱えるのが即心念仏の 善導、 同発菩提心 慈覚、 発願文は自分で作るのがよいが、昔の人のが自分によく適っていれば、それを用いても 慈雲懺主、雲棲、 往生安楽国」に能く顕れている。この分は浄土宗と同じであるが、天台宗 智旭などのは殊勝の願文である。自分で作る時は四弘誓願の心

即心念仏は名を聞くだけでも大功徳を得ることができる。この談義は他宗に向かっては説いてはいけ を専らとすべきである。享保十二年朧月下旬、老比丘光謙、謹んで口授しおわる。 が心を出でずと知って念仏申すことである。即心念仏の安心は浅くても暗くても功徳は広大である。 願の意に適うようになる。即心念仏の安心は、十万億土の浄土も阿弥陀如来も我が心の法界なれば我 願っている。学問のない愚かな人でも、四弘のあらましは起こせるのであり、平生願い思えば四弘誓 によく適うようにすべきである。四弘誓願を成就するのは容易ではないので、先ず極楽往生を求める いと知っているゆえ、 禅宗に聞かせても害はないが、浄土宗は憤りを起こし、即心念仏を誹謗して罪を造らせるから 浄土宗の事の念仏も往生しないのではなく、天台宗からみれば事の念仏も即心念仏を離れな 普賢菩薩も「命終に面に阿弥陀仏に見え安楽刹に往生し、現前に此の大願を成就せん」と 事の念仏を真実心に申す人には随喜讃歎すべきである。天台宗ならば即心念仏

ない。

めに巧みな比喩を多く用いていることが注目されてよい。 理観」を主意とする天台的な特色に「事の念仏」(唱名)を加えて、愚者凡夫にこれを勧め、そのた 以上、霊空光謙の「即心念仏」義を、『談義本』によって平易に要約してみた。そこでは、「観心・

一 論争の経過と園城寺義瑞の霊空批判

けた。 判した。以来、両者は同門の宿敵関係になり、即心念仏についてもいちはやく義瑞が批判の矛先を向 学を志したので、慈山の弟子として霊空光謙(一六五二―一七三九)とは同門の関係にある。 に従事した趙宋の天台学について、元禄七年(一六九四)に霊空が知礼の 明院を中興して律院とした。 のに対し、宝永元年(一七〇四)に義瑞は同 もと三井寺園城寺で出家しており、 性慶義瑞(一六六七―一七三七)は、慈山妙立に菩薩戒を受けて戒学を修め、また四明知礼の天台 山門 (霊空) と寺門 (義瑞) とで、早くからライバル関係となり、 諸方を経歴してのち享保九年(一七二四年)園城寺にもどり、 『妙宗鈔』と知礼の『十義書』を講じて、霊空の説を批 『観経疏妙宗鈔』を講じた 義瑞 法 は

翌享保十五年初めに、『即心念仏弾妄録略箴』と『即心念仏弾妄録細評』 批判した。それに対し、霊空は翌年初めに『即心念仏安心決定談義本或問』によって応酬し、 れに抗して義瑞は数ヶ月をおいて、『即心念仏弾妄録』を出して再び批判を加えた。さらに、 まず、『談義本』が出たその年のうちに(享保十三年)、『即心念仏談義本弁偽』を公刊して霊空を を撰述して義瑞へ詳しく応 またそ

戦した(義瑞との論争のこれをもってひとまず終わる)。

は主に『弁偽』によって、義瑞による批判の骨子と、両者の考え方の違いをみてみたい。 さらに霊空は して義瑞の文を挙げながら、『弁偽』の始終にわたって逐一反論している(『或問』の初めには浄土宗 から一文を挙げて、それらを論難している。これに対する霊空の『或問』では、「弁偽に云く」と標 の殊意痴からの批判への応答も載せている)。ついで、義瑞の『弾妄録』では、「庵主曰」と標して霊 ついで「弁曰」と記して批判を加える。義瑞は『談義本』の第一・二・三・五座から各二文と、第六座 への批判で終わっている。そして、霊空の『略箴』では『弾妄録』に対して箇条書きで七五条に反論し、 これらの著述のなか、義瑞の『弁偽』では、「談曰」と標して霊空『談義本』の文(九文)を挙げ、 『或問』の文(二三文)を挙げ、ついで「弾曰」と記して批判を加えるが、『或問』のほぼ前半 『細評』で『弾妄録』の二三文への論難 (弾曰)に細かく反論している。そこで、いま

礼の意とは似て非なる偽りである、と義瑞は弁じ退ける。すなわち、霊空では理観と称名(事の口唱 心念仏の由来」について、「即心念仏」は確かに四明知礼から出た言葉ではあるが、霊空のそれは知 に随喜讃歎する人が少なくないので、これを著わすとの旨を述べる。そしてまず、『談義本』の第一座「即 天台家の祖判に違背するのを世に知らせるのは自分を置いてはなく、また天台宗徒にもそれを知らず 『弁偽』のはじめに義瑞は、霊空の『談義本』が他宗(浄土宗)を貶斥するのを弁駁する人は多くいるが、

理観とは 他方で『無量寿経』や『阿弥陀経』による事相口唱の念仏は、知礼の組織した念仏結社 疑論』で事相本願 らねばならない、 はない。 と観じて、天台の一心三観 の念仏浄社)によって自己のためにも他人にも知礼は専らこれを勧めた、と義瑞は主張する。ここで、 念仏)を合わせて即心念仏とするが、『観経』 にもとづく知礼のそれは理観のみで口唱を含まないとし、 と人々に勧めた、と義瑞は言うのである。 一〇三二) にも、また天台祖の智顗 (五三八―九七) でも同じで、智顗では『観経疏』 で理観を明かし、『十 (『観経疏妙宗鈔』)だけを説いたのではなく、それとは別に念仏結社を組織して事の念仏を自己 ただ、 「唯心の浄土、本性の弥陀」のゆえに、「我が心が即ち弥陀であり、我が心の外に浄土はない」 理観は智慧利根の人がよくするもので、愚痴無智の輩はこれを修めえず専ら口称によ と義瑞ではみる。このような念仏の捉え方は、知礼と同輩の慈雲遵式 (口称)の念仏を勧めたのであり、その意味で知礼でも理観のみをこととする即心 (妙観)を成就することをいい、これの理解は霊空と義瑞とで異なること (明州延慶院 (九六四—

それをもとに仏名を称えよという霊空の提唱は「妄説の即心念仏」にほかならない、と義瑞は退ける。 またその文意による観法(観心)は「十六観」すべてに通じて言えるとも、「十六観」の一部分(第 義瑞では、『観経』のその文は「十六観」の第八像想観に出るとも、そこには唱名のことは一言もなく、 このことから、『観経』の「是心作仏 是心是仏」の文は、即心念仏(理観)の根拠としてはよいが、

根を、また浅・深を分かつことは、『観経』にも智顗の『観経疏』にも知礼の『妙宗鈔』にもない妄 霊空はそれらの意味の不同を知らないと批判する。さらに、霊空が「愚痴無智の人が申す念仏も、上々 は 仏とは言わず「約心念仏」というべきとする(『或問』、鈴木『仏全』六一・二八二頁)。そして、 は、 説であると主張し、愚痴無智には事の念仏を勧められても即心念仏は可能ではないとする。 は観念だけの意味ではなく、念仏は心念と口称に通ずるので、 心三観であるから、思わずして思う「無念の観念」であるという。これを霊空では、 し唯心法界と観ずる妙観法であるから、霊空のように南無阿弥陀仏と念仏申すのを即心念仏とするの 人が修める一心三観の即心念仏を離れない」と説くのを義瑞は反対し、即心念仏(理観)に上根と下 の上で三諦の妙理を観ずることであり、『観経』にもとずく知礼の即心念仏とは観門を異にするゆえ、 十六「下品観」)に示される「仏名を唱える」ことは第八観に通じて言えることではない、と主張する。 つぎに、『談義本』の第二座「即心念仏の意味」に対して、義瑞では即心念仏は「約心観仏」とも 知礼にはない「妄料簡」であるとする。また、即心念仏の「念」は「観」と同じで、不思議 理持」について、 (即空・即仮・即中)の理を学習しよく理解して、そののち仏の身相を対象に瞑想 智旭のいう理持は 『阿弥陀経』の「執持名号」を釈して、口に名号を唱え、そ いまは口称を前面にして談じ、 知礼の即心念仏 約心観

またつぎに、『談義本』の第三座「即心念仏の申し方」に対しては、即心念仏の観じ方とか観念の

する。 下職百姓を区別しないなら、 仕方と言うなら分かるが、唱える(申す)ことは仏身を観ずる知礼の真の即心念仏にはない、と義瑞 と勧めるのは、京商人が田舎者に粗悪品(唱名)を極上品(理観)と誑かすに等しい、と義瑞は論難 義瑞は主張する。すなわち、妙観妙解の即心念仏を、「三諦や唯心の幻を思い浮かべ覚えて念仏申せ」 心の始行より諸法実相を信解し、智慧をもって絶対の真理を観じ照らす妙観を用いねばならない」と 妙解を開く」とする順序は、「天台の綱格である開解定境用観の次第」に背き、「円頓の行人ならば初 積もって三諦の理が次第に明らかになる」 と霊空が説くのには、これも智顗 (『摩訶止観』) や湛然 は批判する。また、「腰の据えようは人の心を失わぬこと」と霊空が説くのには、観解の高 門 と退ける。そして、「三諦の明らかでない人でも我が心の弥陀を思って念仏すればその や知礼 (『妙宗鈔』) にはない「妄説」であるとともに、「先に妙行を用いて後に三諦理 理観やら口称やらふらふらした腰の据わらぬ談義で、安心決定するはず V 、仏者と 0

ない、 ときは仏教の大意を会得する者は千万人中にも希なので、 く知る」などとは知礼の『妙宗鈔』には言わないことで、また尼入道や愚夫愚婦を区別せずに勧める そしてつぎに、『談義本』の第五座「末世の要行は即心念仏である」に対しては、「仏教の大意をよ と義瑞は退ける。さらに、天台の事理二行について、霊空では「即心念仏に称名 霊空の即心念仏の勧め方は末世にはそぐわ (事)と妙観

第三章 安楽派霊空の「即心念仏」論争と持戒念仏の意義

う。 智の衆生を利益できないことになる、と義瑞は主張する。 には現れることは希であり、 らの例は、 を起こし仏名を唱えて九品の蓮台に坐すことができ、よって天台の宗教は万機を利益すると義瑞は 仏)であり、天台宗の「車の両輪」「鳥の両翼」とはこのような事相と理観の二途をいうと。これら にて唯心三諦を観ずる理観の念仏で、これは天台『観経疏』や知礼『妙宗鈔』に明かす念仏(即心念 これは天台 別することを主張する。すなわち、一には即心唯心ではない事相本願の口称念仏(但事口唱)であり、 それで、 の二行を兼ね備えること鳥の両翼、 智慧聡明な上々根は理観を修めて三徳の妙果を証し、 いずれも智慧聡明の者たちであり、そのような上根人は衆生が根鈍で五濁の障り重 (智顗)『十疑論』と延慶の浄社(知礼の念仏結社)の勧めるところであり、二には三観 霊空の挙げる「法華の龍女」「観経の韋提希」「六祖慧能・石鞏禅師・橘皇后 従って即心念仏のような理観の一道ばかりを勧めるのでは天台は愚痴無 車の両輪の如し」と説いたのを、義瑞では念仏に二途を峻 愚痴無智の下々根は勧めに従って信 ・千代野」 末世

けて取り上げている。そこでは、知礼が弘める即心念仏は究竟の仏智を悟る妙観法であり、 えたり思ったりする偽作の即心念仏には何の利益もない、と義瑞は非難する。 が及ぶ所でないゆえに、その功徳利益は無辺広大なのではあるが、霊空のようにそれらしきものを覚 『談義本』の第六座「即心念仏の功徳利益」について、義瑞はこれを第二座の文に関連づ 事相 の行

合には念仏の天台的な特色はいかなる点に求められるかが注目されてよい。 は勧めるべきとする。このような違いと対立は、両者の「真盛念仏」観にも端的に認められ、その場 対して、義瑞では即心念仏(理観)には唱名は含まれず、これとは区別して「但事の唱名」を末世に 以上のように、霊空では即心念仏のなかに事の唱名を含ませて、即心念仏を末世の要行とするのに

三 霊空と義瑞にみる「真盛念仏」観の相違点

教寺中興開山真盛上人伝論』と題する短い論文を書いている。いまはそれを先にみておくと、『伝論』 をめぐって激しく論争する場面がある。それぞれ自己義に引き寄せて、真盛「念仏」義の性格を論ず の前半には真盛の事績を簡略に讃えて、次のように述べている(原文は漢文)。 『略箴』の順に応酬がある。 るのであるが、そのことは義瑞の『弁偽』に言及されてのち、霊空の『或問』、義瑞『弾妄録』、霊空 霊空と義瑞の論争では、室町期の天台僧である西教寺の「真盛上人」(一四四三―九五)の念仏義 ただ、この論争の前に霊空は、六十六歳の享保二年(一七一七)に、『西

に戒律を弘めて以て始めを令え、浄土を勧めて以て終りを善す。是の故に天龍は供養し、王侯は 西教中興の祖真盛上は…嘗て伝教大師の往生要集を以て自利し人を利せよと告げるを夢みて、遂

帰崇し、緇素の悦び随うこと、仏世尊の世に出現するが如し。禽獣は馴れ伏して其の称名を受く

るに至る。今に至ること二百二十余年、児孫は繁興す。

ここには、天台宗で戒律と仏教が衰えたときに、最澄の夢告によって源信の『往生要集』を感得し、

戒律と浄土を勧めて天台仏法を刷新した先輩を、よく讃え慕う志が伺える。そして、これのあと真盛

の残した「法語」を評論し、その念仏義を次のように論ずる。

さんと欲す。実に万に己を得ざる苦心あるのみ。上人は既に智者を宗とし、博く群籍に渉る。 則ち只だ是れ一時応機の談にして、実法の会を作さず。……上人は物を愍む情深く、 う可き者は、飛鳥井公に示す法語にして、恐くは上人の語に非ず。……審に是れ上人の語ならば、 凡そ其の示す所の浄土の法は専ら愚士庸夫の為にして、理持妙観の説有ること無し。 漸を以て化 其の最も疑 則

ち豈に念仏を心性に拠り、持律を仏制に依ることを欲せざらん。

るからである。 あまたの天台の典籍(群籍)に通じた上人ゆえに、唯心(心性)の念仏を本意とするはずであるとみ ないと疑い、もし上人のなら衆生救済のための一時の方便とする。なぜなら、天台智者を宗旨とし、 ここでは、「飛鳥井公への法語」について、これには「理持妙観の説」をみないから上人の語では

このことは、義瑞との論争になるといっそう明白に、義瑞による評価とは対照的に分かれる。そこで、

教寺第二十世)によって、真盛の事績を引用して述べ、それをもとに真盛の念仏は理観ではなく「事 義瑞の『弁偽』によると、義瑞では当時西教寺に住持して『真盛上人別伝』(享保四年)を著した真際(西

相本願の口称念仏」であることを、霊空への批判を込めて次のように主張する。

は、決して事相本願の口称念仏なること明らかなり。 く尋るに、即心唯心の観は一処も見えず、三諦三観の行は一句もなければ、真盛上人の勧め玉う これ本願口称の事の念仏にして、理観の即心念仏には非ず。伝(真際の『別伝』)の中を始終遍 即心の旨を明さぬ無量寿経の本願の数に準じて、至る処に四十八夜の念仏会を開き玉うは、 でも、称名念仏を専ら勤めよと勧め玉えり。 因て本山(西教寺)に於ては不断念仏の道場を設け、 浄土院にて夢中の告を蒙り、慧心の先徳の往生要集に依て、自の為にも他の為にも臨終の遺誡ま 真盛上人も亦た理観を専らとはせず、ただ口称事相の念仏を、長日六万遍勤め玉い、なお叡 皆な Ш

(鈴木『仏全』六一・二六六頁、丸かっこ内は引用者)

はなく、義瑞自身も念仏の実践は「但事口称」によって修めるもののようである。 もまた「事の念仏」によって理解している。これによると、真盛の念仏義は法然のそれと少しも違い 「事の念仏」 とりわけ 「但事口称」 によるのに他ならないと主張する。 それと同時に源信の 『往生要集』 ここに義瑞では、真盛の伝記をもとに「日課六万遍」の自行と「四十八夜念仏会」の化他活動が、

これに対して、霊空は『或問』では次のように反論する。

真盛上人の念仏は随他意の辺にて、至極愚痴の輩には事の念仏を勧め玉う事あるべし。上人の本 ども之有るなり。余が著せる西教寺中興開山真盛上人伝論(草堂雑録第三に載す)に記すが如し。 真盛上人は中興開山にてこそあれ、西教寺の開山は慈慧大師なり。真盛上人のことは色々のこと

自行の勤めは、決定して即心念仏なるべし。

(鈴木『仏全』六一・二八六頁、かっこ内は原文割注)

の機根 じく『或問』で、主に『往生要集』を論じて次のように主張する。 そして、霊空では天台の念仏は最澄・円仁・良源・源信・真盛のいずれもが、 念仏の系譜に位置づけられ、他方で但事口称は浄土宗(善導や法然)を指す。このことを霊空は、 ここで、「随他意」とは先の『伝論』にもあったように、衆生救済(応機)のために、「至極愚痴 (他意) に随って、実意ではなく方便によって「但事口称の念仏」を勧めることを意味する。 理観を主意とする即心 同

り。深心と云うは今家の意は深し。……此の如く理観、理持を貴み玉える往生要集を、 いて、……「往生之業 念仏為本 其念仏心 必須」如」理 ること文にも明かに見えたり。されば、彼集の中に、……往生の要業は法然上人の意と格別に違 往生要集に事の辺を述べ玉う事は、他宗と同じことなれども、観想、称名の本意は理観、 故具,深信至誠常念三事,」との玉え 事の念仏 理持な

を正意とするように心得るは、妄料簡の至なり。上に云所の如くなれば、真盛上人は伝教、慈覚、

慈慧、慧心の御心を能く知て、即心念仏を弘め玉いしこと決定なるべし。

(鈴木『仏全』六一・二八六~七頁)

これに対して、 義瑞では『弾妄録』に再び批判を加え、次のように述べる。

事の称名念仏を勧めず、反て心妙観の即心念仏を専ら弘むるならば、正しく逆路伽耶陀 ら偏えに愚士庸人の為の、事の称名念仏にして、終に一言も理持妙観の説なきに、今真盛派の人、 く知て、ただ事の称名念仏を弘め玉うこと伝の文昭昭たり。……上人の一代、凡そ示し玉うは専 他は其即心念仏には非ず。我ただ称名念仏を行ずと、明かに直説し玉う。 伝教、慈覚、 慈慧大師の念仏は、 ……縦い諸大師各々即心念仏なるにもせよ、真盛上人の自行化 慧心の僧都の御心をよ

観念仏や知礼の即心念仏と同類の理観念仏)、真盛念仏は源信(『往生要集』)に従って「但事の称名」 これによると義瑞では、最澄・円仁・良源までは理観の念仏によることを認めるも(天台智顗の止

(鈴木『仏全』六一・三一四頁、かっこ内は引用者)

であると主張する。これをまた、霊空では『弾妄録細評』に応酬して、次のように反論する。

真盛上人は伝論に書し通り、信願深く、徳義厚く、博学にて、天台宗なるからは、即心念仏の自行、 決定なるべし。因て或問に書し通り、真盛上人の念仏は、随他意の辺にて、至極愚痴の輩らに事

の念仏を勧め玉うことあるべし。上人の本意、自行の勤めは決定して即心念仏なるべしと、此方 (鈴木『仏全』六一・三三六頁)

問われる。 真盛念仏が「但事口唱」によるとするとき、その天台的な特色(法然流との違い)はどこにあるかが 天台でも理観 ある。霊空では理観にこそ天台念仏の意義をみるのに対して、義瑞では事の念仏(称名)は智顗以来、 すでにみたなかに、霊空と義瑞の真盛念仏観の相違、あるいは『往生要集』観の違いなども明白で それでつぎに、このような論争が真盛門流内の教学史に、どのように反映したかをみてみ (止観・即心念仏) とは別立して凡夫愚人のために勧められているとみる。その場合、

四 天台念仏における理観と事観の問題

二年(一六四五)に飛鳥井雅章が書写して西教寺に奉納してからよく知られるようになった。そし 空に教えを請うたように、霊空の理解(即心念仏義)に少なくない影響を被った。 人伝論』に引用した「飛鳥井公に示す法語」は、「真盛上人往生安心」(安心法語)と呼ばれ、正保 右にみたような即心念仏論争があった時代には、西教寺(真盛門流)ではすでに善通寺の清堂が霊 霊空が『真盛

そして忍善が『円戒国師法語直解』(文化七年、一八一○年)を撰述したことが知られている。これらは、 く受けている。たとえば、観智は次のように述べている。 いずれも「安心法語」(奏進法語)の解説書であるが、霊空の以後であり、即心念仏義の影響を色濃 て、しばらくのちにそれの解釈書も著された。すなわち、観智が『念仏風俗通』二巻(寛保二年刊本、 一七四二年)を著し、また慧覚は『円戒国師安心法語研心解』(安永七年刊本、一七七八年)を著述し、

易き感応道交、甚だ往き易き極楽なりと領解するなり。 即心念仏の心得様は、吾ら等が頼み奉りて忘れぬ弥陀如来は、我れ等が心内の弥陀にして、 は弥陀心内の我等なり。是の故に弥陀を具せる我等は、我等を具せる弥陀を頼む故に、

に、俗諦の事の念仏に精誠を策励すれば、真諦の理の念仏にも手の届くものなり。 事の念仏は俗諦事の方なり。即心念仏は真諦理の方なり。真俗二諦は固より相い離れぬものゆえ

る。その場合、名号は「不思議の三諦(空・仮・中)」であり、「法性の道理」に由来するとみる。 仏」を策励して、易行(散心)の称名を勧め、名号の功徳によって極重悪人も往生することを力説す これにみるように、観智では即心念仏に立脚して真盛の法語を解説する。ただし、「俗諦の事の念

の志す念仏義が「本願念仏」(『無量寿経』の第十八願にもとづく)であることを明確にしている。そ ところで、霊空よりも少し前の江戸初期に、西教寺一五世の真迢(一五九六―一六五九)は、自ら

土宗は を源信の 相のみをこととする」点で異なり、 天台の念仏は「唯心の浄土、自性の弥陀に達する理観を含む」のに対し、浄土宗は「理観をせずに事 らの機根に適う法として念仏を選ぶのである。また、真迢では他力本願を頼み六字の唱名に励むとも、 爾前教ではあっても「得道の法」であると位置づけ、「弥陀の本願(第十八願)に順ずるが故に」、自 は注意を要する。すなわち、『法華経』を最高の教え(妙法)とみて、法華開会の意味から浄土教は の場合、 道俗に円頓戒を授けて、 「称名だけを正行とする」ことで違っていて、自らは天台教学に従うとし、その念仏義はこれ 真迢の念仏義は真盛に習って源信の『往生要集』に拠るとともに、天台の円教観に従うこと 『往生要集』と天台章疏に拠って跡づける特色をもつ。しかも、西教寺におけるその事績は、 念仏を勧め」、自らは日課六万辺に及ぶ念仏行に従事するという、 或いは天台は「念仏の外に余行を往生業と認める」のに対し、 ほとんど

律宗の西教寺で伝授される法勝寺流の「重授戒灌頂」は、江戸時代を通じて尊重され(この法儀には 念仏を含まない)、これを魅力として西教寺貫首(戒和尚)は山門より出向して担われることも多か 下に従う傾向を強め、独自の持戒念仏の行儀を志向することはこれを弱めた感がある。ことに、天台 った。このようななかで、天台的な観心念仏の発展形態といえる霊空の即心念仏義に大きな影響力を しかるに、その後の西教寺(真盛門流)では、山門の末寺としての性格を色濃くし、 東叡山の指揮

真盛の行跡を模範にこれを踏襲するごとくである。

受けたのも、理由のあることである。霊空の時代(享保年間)に、西教寺第二〇世にあった真際(一六七一 ―一七四○) は、『真盛上人別伝』や『西教律寺記』を著したことで知られるが、霊空の『真盛上人伝論 讃辞の後序を記している。 (2)

に対しては、

る。ともかく、法道の努力のもとに、真盛念仏義は天台のなかでの、観心や即心念仏とは異なる独自(当) 陀の第十八願)による唱名念仏を顕揚した。ただ、法道では善導と、とくに法然をも多く用いたこと をもつ道が開かれたのである。 の本願称名念仏であることが確立し、明治になって西教寺(真盛門流)が、天台のなかで独立の教学 戒念仏」義の天台的な特色を失うかの危惧をもったため、のちに教学史的反省が加えられることにな から、「円戒助業」論を明確にした(『安心摘要抄』)。このことは、法然の念仏義に傾きすぎて、真盛「持 にみる祖意と『往生要集』などをよく研究し、『安心摘要抄』や『三法語略解』等を著し、 解釈を排除して、「本願念仏」義を明確にした。法道は、真迢の理解を参考に、 それが、江戸期の末近くに至って、伊勢の法道(一七八七―一八三九)が真盛念仏の即心念仏的な 『真盛上人往生伝記 本願 (弥

義は、 想の発展と、 さて、霊空の即心念仏義と、 義瑞の批判にもみたように、知礼の「即心念仏」とはいちおう区別して、江戸時代における天 真盛門流の教学史のうえに、どのように評価されるであろうか。まず、 義瑞による批判、 および両者による「真盛念仏」観は、天台の念仏思 霊空の即心念仏

映している。 陀経』の「執持名号」を解釈するなかで説かれるのであり、両者を結びつけるのは霊空独自の 空自身、即心念仏は知礼の『観経疏妙宗鈔』にもとづき、『無量寿経』と『阿弥陀経』にはこれを明 解が開けるとして、下根人や在家にも即心念仏を勧めている。このことは、江戸時代には学問が発達 観の道理を聴いてこれをよく思い念仏(唱名)すれば、即心念仏の大きな功徳にあずかり、 に重要な功績を認めてよい。 を究極の目的とする)に称名を結びつけて、従来出家者と求道の知識人(上々根)にのみ可能とみら トは多く仏典であることから、仏教の知識はもはや学僧や知識層のみのものではない時代の世相を反 したことを背景に、商工人や農民などの庶民にも識字率が高まり、しかもそれらの読み書きのテキス れた観心 よるというべきである。その場合、霊空では智旭の「理持」説をもとに、天台の観心念仏(一心三観 かさず、『観無量寿経』のみに根拠するというのであるが、智旭の「理持」説は 台的な念仏思想の新たな発展形態とみたほうがよい。というのは、霊空では知礼(趙宋)に発する「即 (理観) 智旭 の類を、凡夫愚人(下々根)にも修めうる念仏法として、即心念仏を提唱したこと (明)による「理持・事持」説の理持と同じものとみてそれを説くからである。 霊空では、即心念仏には浅・深があり、末世の愚痴無智の者でも三諦三 『阿弥陀経要解』に やがて円 が解釈に 小小

方、義瑞では知礼にもとづく即心念仏はあくまでも理観であり事行の称名を含まず、しかも知礼

五八〇

代弁する側面をもつ。けれども、法然流の浄土宗の念仏とは異なる、天台的な特色を代弁するには至 とは、主観的には全く知礼を模範とする態度とはいえ、知礼そして義瑞自身にも『観経』を専心に研 学をよく学びながら、念仏は理観ではなく往生成仏には称名を専ら勧めたかのごとくである。このこ れるが、持戒を重んずる天台的な念仏観を、霊空への批判のなかで明確には述べていない。 とは結びつきのない称名であるとすれば、 究して提唱した即心念仏 ではそれとは別に念仏結社をもち自己にも他人にも称名を勧めたとみる。そして、義瑞自身は知礼教 っていない。義瑞も園城寺にあって律院(法明院)を中興するほどに、戒律と修行を重視したと思わ 義瑞の「真盛上人」観は、それを「本願称名念仏」義にみることでは、真盛門流の意をよく (理観)は単なる学解で終わり、覚りを求めて往生を願う真摯な実践はそれ いわば教学と実践との分裂になりはしないであろうか。

こでの天台的な特色とは、最澄以来の菩薩精神(菩提心)を基盤に、持戒と念仏を融合させた仏道を人々 に勧め、そのために源信の『往生要集』を拠り所とすることである。そして、そのことを自己の があると言ってよい。それは、時機相応の仏道として天台仏法を万人の救済に向けたことである。そ として追究したのは、 (法華経) そこでつぎに、真盛の「持戒念仏」義は、天台にあって「本願念仏」を唱導したことに大きな意義 観に立って、念仏を得道の法として選び取る。『往生要集』には、菩提心を重んじて事観な 江戸初期に日蓮宗から天台へ転じた真迢に認められる。 真迢では、天台の 仏道 泊教

第三章 安楽派霊空の「即心念仏」論争と持戒念仏の意義

盛とそれを承けた真迢らは独自の仏道を構築したと考えてよい。 陀の第十八願」を引用し、『観経』の「下々品」をも引用して「極重悪人、唯称念仏」と説く(念仏証拠) など、万人に開かれた念仏修行が示されているのをみる。つまり、これらの箇所を拠り所にして、真 いし称名念仏を勧め(正修念仏)、また念仏は「三心四修」によることを説き(助念方法)、或いは「弥

場で、永久に廃捨するのではなく、往生業(諸行往生)のなかに位置づけて理解するのが、天台的で のは、 行の唱名念仏を自己に適うものとして選択するけれども、 相違ない。 ら修め、 『往生要集』に従う態度といえよう。 であるとみる宗教的確信によると考えられる。そこでの念仏法は、これを理と事でみるときには、 真盛の事績では、義瑞が指摘したように、「四十八夜の別時念仏」を指導し、日課称名七万辺を自 伝教大師最澄の祖意を感得し、 不断念仏道場を各地に設けたのは、 その上に、 僧尼には行儀における誠めを厳しく説き、 室町・戦国時代の人心を導くのに末法ゆえに相応の持 弥陀の本願による唱名念仏を自己にも他にも勧めたのに 理観はこれを万善 また在家には「五戒十善」を授けた (法華経)を尊重する立 戒が緊要 事

第二節 華厳・鳳潭の『念仏往生明導箚』にみる浄土念仏批判

一 僧濬鳳潭の略伝と『念仏往生明導箚』の述作

少し前に天台の安楽霊空(一六五二―一七三九)が「即心念仏」論争を起こしたのを承けるものであ 年(一七三〇)に『念仏往生 明 導箚』を公刊して、念仏論争を展開したことでも知られる。これは、 江戸時代の中期に華厳宗を復興したことで著名な僧 濬 鳳潭(一六五九—一七三八)は、享保十五

った。

家していたので、跡継ぎの絶えるのを憂えて父が断固反対したのを、遁走して出家を遂げたという。 づけられた。鉄眼道光には、父の宗伯が崇敬した縁によるが、すでに長男(雲州)が鉄眼の下で出 二十二歳のとき鉄眼の東武への講教に従侍した折りに、師より華厳の再興を喚起されてより、それを 経蔵を印刻した瑞竜鉄眼(一六三〇―八二)に師事して、法諱を僧濬、法字を菊潭(後に鳳潭)と名 めざすことになる。鉄眼の没後、二十六歳より八ヶ年南都七大寺へ遊学し、倶舎・唯識・三論と華厳 華厳の鳳潭は、摂津の都難波の生まれであるといい(幼名三太郎)、十六歳で出家し、黄檗に一切

も批判を加えて退けたので、この時点から鳳潭を中心に念仏論争が展開することになった。 を新彫して頒布し、その注釈である同『幻虎録』五巻を著し、のち四十九歳には『華厳五教章匡真鈔』 二年後には、比叡山飯室の安楽院に霊空光謙を訪ね、『法華文句』の講義を聴聞して、『文句抄』五〇 と題し、ついで「駁阿弥陀仏十疑論」として、天台『観経疏』(および知礼『観経疏妙宗鈔』)と天台『浄 争が交わされたことに、鳳潭も関心を寄せ、天台の念仏を評破するのみならず、曇鸞と善導の念仏に ち華厳寺と改めて、享保八年(一七二三)に松室の地に移してより華厳宗を名のったとする。そして、 作は多岐にわたるけれども、 巻を著している。やがて、元禄十二年(四十一歳)に賢首法蔵(六四三―七一二)の『大乗起信論義記 にわたって研鑽し、京都に帰って後に三十五歳で『倶舎頌疏』を講じたのが講教の初めである。その 心念仏安心決定談義本』を出したことによって、園城寺の義瑞との間で、また浄土宗学僧との間で論 『念仏明導箚』 は七十一歳にこれを著し、翌年に公刊した。 すでに、既知の霊空光謙が享保十三年に 『即 一〇巻を著した。これらはいずれも注目をよび、鳳潭の主著となる。ほかに、倶舎の『光記』や『宝 鳳潭の『念仏明導箚』は、巻上では霊空らの「即心念仏」論争を評破したのち、「駁観経天台疏及妙宗鈔」 鳳潭は、 などを印版せしめ、或いは唯識を講義したり、因明・三論・戒律・維摩等の注釈書も造って、 主に京都で活動したなか、五十一歳に洛西に安照寺という臨済禅の寺を草創し、 鳳潭の奉ずるのは中国華厳の祖法蔵の教学であることに相違ない。 これはの

土十疑論』を批判する。巻下には「駁往生論註解」ついで「駁観経玄義分」と題して、前半に曇鸞の

『往生論註』を、 後半に善導『観経疏』の「玄義分」を批判する。

空が法然の念仏 慶義瑞(一六六七—一七三七)が批判を加え、知礼の即心念仏は純粋の理観法であり(即心念仏の名 天台の念仏法としたものである。しかるに、すでに趙宋天台学ではライバルとなっていた園城寺の性 を勧めたと主張し、義瑞自身もこれに従う立場を取った。霊空に対しては、浄土宗の学僧からも、 で称名法を採ることに反対する)、知礼ではそれとは別に凡夫のためには念仏結社を造って唱名念仏 経疏妙宗鈔』を根拠とし、これに智旭の『阿弥陀経要解』にみる「執持名号」の「理持」説を加えて、 ―一六五五)の学説を取り入れて、天台教学にも新風を呼んだなかで、その即心念仏法も知礼の であるが、 である。これの基本的な浄土観は、善導・法然流の「指方立相」ではなく、「本性の弥陀、 即心念仏は、天台の止観または観心の念仏(一心三観の理観法)に、「事の唱名」を組み合わる方法 ある。霊空は天台に安楽律を興すとともに、趙宋の四明知礼(九六〇―一〇二八)や、明の智旭(一五九九 鳳潭の 鳳潭がこの書を著す動機となったのは、天台の「即心念仏」論争である。それで、霊空が提唱した 『念仏明導箚』では、初めにこれらの論争に対して、自らの立場で評破を加えている。 念仏法に称名を取り入れて、霊空では「末世の愚者凡夫」にもこれを勧めることに特色が (但持口称)を劣るものと論じたために反論が起こり、霊空との間で論争となった。 唯心の浄土」 **「観**

念仏についての基本的立場を論じて次のように述べる。

三昧歴」事雖」異念仏是同、倶顕,於大覚体,故。 (中略)今験準」之、此等念仏念,顕仏体,非」謂,口称 。 妙宗云、故四三昧通名..念仏.'、但其観法為。門不、同。方等法華兼..誦経.'、聖観音兼..数息.'、此等

応」思般舟三昧雖」兼,,唱名,、為,顕,,覚体,得,名,念仏,。 (鈴木『仏全』六一·四一八b)

ので、決して「口称」ではないことを、鳳潭は主張する。 ここでは、知礼の『妙宗鈔』を引用して、天台『摩訶止観』の四種三昧では四種の観法は不同であ いずれにも念仏が用いられることは同じで、しかもその念仏法は「仏の覚体を顕し出す」も

天台の正しい念仏法ではないと、鳳潭は退けて次のように論ずる。 また霊空と義瑞に対しても、 明の智旭 (藕益) 互いに即心念仏の見方を異にするとはいえ、ともに称名を採用するのは が説く「理持」には、これが「口称」の念仏であることに批判を加え、

然如||藕益今往復者|、皆違||背此経|、不」渉||妙観道|、而讃||但持称名之捷径|。(中略)| 無」有::一処勧::於但持称名之業;。雖:,般舟等唱念俱運,、正在:於観。 此皆即顕 天台荊溪

(鈴木『仏全』六一・四一八c)

之念仏、而非一必他願往生之念仏業一。

経』の「後五百歳如説修行、 ここで、「往復者」とは論争にある霊空と義瑞を指し、「此経」とは鳳潭が少し前に引用する『法華 即往安楽世界」を指す。天台智顗(五三八―九七)と荊溪湛然(七一一

潭は主張し、自らもこれを支持する。従って、「他願往生の念仏業」(善導・法然流の本願唱名念仏法 昧は唱名を含むとも、それは正しく観法であって、「覚体を顕す」念仏こそが「妙観道」であると鳳 を指す)は、鳳潭では正しい念仏法とはみないで、これを退けるのである。 ―八二)の法華の立場では、「但だ称名のみを持つ」ことを勧めることはなく、天台に採用の般舟三

天台の名で著したと主張する。 撰ではなく偽撰として退ける。 ともに批判する。 このような念仏観に立つ鳳潭では、天台の念仏章疏として知られる『観経疏』と『浄土十疑論 後者の 『十疑論』に対しては、これが称名念仏の根拠とされることから、 鳳潭の論証では、唐代の善導(六一三

一八一)を承けた懐感が恐らく 智顗の真 を

域記』 経疏』をみる。例えば、経文の語義解釈では「梵語や数量に味い」と評し、鳳潭では玄奘の『大唐西 経疏をもたらし、そのもとで法相宗ができ、その後に華厳宗が成立しているので、この観点から天台『観 ている。そして、とくに天親(世親)の『往生論』が用いられることに対して、世親の宗旨が「瑜伽 すなわち、隋代に成立の天台では、鳩摩羅什等の旧訳によるのに対して、唐代には玄奘などが新訳 無量寿経』を解釈することから、智顗の真撰とみるけれども、華厳を優位とする立場から批判する。 また、天台『観経疏』については、これが「心観為宗」を旨とし、或いは「五重玄義」によって『観 や義浄の 『南海寄帰内法伝』や慧琳の『一切経音義』などの知識を用いて、解釈の誤りを正

教観を誤っていると非難する。鳳潭では、華厳一乗と法華円教は同価値にみるごとくで、念仏につい 経疏』の注釈である知礼の『妙宗鈔』に対しても、例えば『大乗起信論』が依用されるのを取り上げ、 説を知らないので、浄土念仏に誤った理解をしていることを、鳳潭は厳しく批判する。さらに、天台『観 唯識」(法相宗)にあることを天台では理解せず、また『摂大乗論』等にみる無著・世親の「別時意」 節でくわしくみることにしたい。 鳳潭では華厳の「五教章」の立場で『起信論』(如来蔵思想)を「終教」とみることから、 ても華厳と法華では妙観法を同じくすると考えている。なお、鳳潭による天台念仏批判については次 知礼が円

一 曇鸞の『往生論註』への「易行他力」批判

な天親 仏明導箚』巻下の初めにみる次のような論述に、その基本的な視点がある。 られる。しかるに、鳳潭による曇鸞への批判は、曇鸞が世親の真意を得ないとするもので、それは『念 (北魏 (世親) の『往生論』(『無量寿経優波提舎』菩提流支訳、大正二六)を註釈することでよく知 四七六―五四二)の『往生論註』二巻(大正四〇)は、インドの中期大乗仏教に著名

虜僧玄簡大士、産踞□于魏□未」遇□唐翻之墳典□、故雖□先註□解天親往生論□、而未■曾知□世親宗依

願力」往生安楽国」、 |深密瑜伽| 。詮||入三地菩薩往||生報土| 、凡夫二乗三賢異生菩薩、実不」能」生。 而於」註,解論,、歩,船於自他力難易道,、皆非,,天親師原意 尅而究」之。其身終有」昇一生觀率一親一近慈氏尊一。所期龍華会、皆是自力難行 而口宣毕帰一命本

(鈴木

『仏全』六一·四三四b)

土 徒歩し乗船する」ことは世親の原意ではない、と鳳潭は主張する。 本願力や往生安楽国を宣べても、その身は最終的に弥陀浄土ではなく弥勒浄土 なわち、 る仏典を手にしない ったとする。従って、その修行は自力聖道門であり、曇鸞が註釈する「自・他力によって難・易道を ここに、「虜僧」とは曇鸞を貶んだ呼び方で、 (報土)に往生でき、 『解深密経』 ので、 や 凡夫や二乗は実には往生できないので、世親では **『瑜伽論』** 世親の宗旨が では、 「深密・瑜伽」に依るのを知らないと、 菩薩が修行の階梯に十地を昇るなかに、「三地の菩薩」 曇鸞の生存時 (北魏) には、 『往生論』 のちの唐代に新訳をみ (慈氏の観率天)へ昇 鳳潭は批判する。 を造って口 には が浄 す

樹の論文を示して、 曇鸞の解釈を掲げ、 対照させて検証 それで、鳳潭では初めに曇鸞の『論註』冒頭にみる「易行道」について、これを詳しく論難する。 į 曇鸞の「私註」を退ける。そして、鳳潭では華厳と法華の円教観から、 易行道をもって「儜弱怯劣にして大乗心の無い者の為の方便説である」 それの典拠とされる龍樹の『十住毘婆沙論』(阿惟越致相品と易行品) とする龍 を鳳潭は 易行の念

力」故所上収。 既云,,易行是下劣説此方便,者、不、出ヒ法華以。,方便力、示,,三乗教、、華厳以。,三乗門、広開、,化海印 則浄土三経四十八願皆是釈迦権説。前自:根本法輪広開化中,而出、後属 | 醍醐会三

帰一之所開教。

(鈴木『仏全』六一·四三四c~五a)

び あと鳳潭は 乗に開かれた教えとみるので、易行の念仏 所説)を、 ここでは、華厳の根本法輪と、法華の会三帰一の立場から、浄土三経および四十八願 「弥陀の安楽国には十地の菩薩が三昧力によって住するを得る」ことを改めて論述している。 方便の三乗教と位置づける。つまり、 曇鸞が龍樹と天親双方の正意を得ていないことと、天親が兜率天へ昇生したこと、 (称名) 華厳の海印と法華醍醐の一乗から、 は「釈迦の権説」でしかないのである。 方便のために三 (『無量寿経 この文の およ

字を一句とする)の義」と注釈するのを退け、鳳潭では「伽陀」または「頌」と同じ意味で、文字数 について、曇鸞が優婆提舎を「仏の論議経の名」と註釈するのを鳳潭は退け、それは仏のではなく仏 知識をもたないからである。すなわち、天親の『論』の最初に「優婆提舎願生偈」を載せるその題号 の批判でもみられるのと同じで、天親の『往生論』が魏訳 つぎに鳳潭では、曇鸞が「梵言」を正しく理解しないことを論難する。このことは、天台 (菩薩)所造の論義書または釈論のことと正す。また、願生偈の「偈」を、曇鸞が「句数 (旧訳)でもあり、曇鸞が唐代に新訳の 『観経疏 五文

ている(鈴木『仏全』六一・四三五b~c)。 基(六三二―八二)の『義林章』と、玄奘訳『瑜伽論』および道倫『瑜伽論記』などを引用して論じ ではなく「四句を一頌とする」ものをいうと正す。ここでは鳳潭は、新訳の「経音義」や、また慈恩

表し、その深広の徳を讃歎するゆえ、能敬(帰命)と所敬(尽十方等)とで一つの称名讃歎門である に阿弭跢婆耶怛他誐跢耶(amitābhāya tathāgatāya)が無量光如来の義」であることをもって所敬を については、これも梵語の知識に関わる。天親の偈の初めに「世尊我一心 によって説くことは周知の通りである。それは の語があるゆえ、「帰命即礼拝」は謬りとする。また、「三曼多勃駄喃」は尽十方諸仏の義であり、「梵 と註釈する。鳳潭ではこれを、梵語に「嚢謨三曼多勃駄喃」(namaḥ samanta buddhānāṃ)という 鳳潭では曇鸞の五念門解釈が悉く誤謬または稚拙であることを論難してゆく。 天親の 願生安楽国」と説くのを、曇鸞では「帰命は礼拝門(身業)で、尽十方等は讃嘆門 (那謨) が帰命 能敬と所敬を分けて礼拝門と讃嘆門とするのは梵語の意味を知らないからである、 『論』では、「願生偈」のあと「安楽国に往生し阿弥陀仏に見える」ための修行を、「五念門」 (能敬) の義であり、これとは別に敬礼 (稽首礼拝) には畔睇 「礼拝・讃歎 () 作願 ・観察・回向」 帰命尽十方 まず、 の五門によるが、 礼拝門と讃嘆門 (和南 vandana) (口業)である」 無碍光如来 と鳳潭は

批判する

(同四三五 c)°

そのようななかで、鳳潭がとくに詳しく論釈するのは、曇鸞『論註』巻下のやや末尾近くで、天親の と善導および懐感にまで論難を加える。 る箇所である。そこでは、「報土」義と「別時意」説の問題として鳳潭は、曇鸞とそれを承ける道綽 『論』に作願門(入第三門)には「奢摩他(śamatha, 寂静三昧)を修む」と説くのを、曇鸞が註釈す 合、「穏当でない」とか「読むに忍びない」などと評して、曇鸞の解釈が拙劣であることを論難する。 これのあと、鳳潭では曇鸞の註釈文を任意に細かく挙げて批判を加える。それらの難意は多くの場

宗法蔵の五教判のもとに、「始・終両教」間で浄土(報土)義に違いのあることを示さんとする。まず、 鳳潭は唯識章疏の慈恩基『義林章』と『摂論』無性釈などを引用して、その内容を示す。それをみる 旧訳に依るために、『梵網経』の舎那華台と華厳の華蔵世界を混同する」と述べてのち、鳳潭は華厳 が問題で、鳳潭では蓮華蔵世界を「華厳の世界」と理解するとみえ、「浄影寺慧遠や天台智顗らでも 徳相」と註釈する。鳳潭では「此れ復た解し難く、実義を得ず」と曇鸞を退ける。ここでは、 「蓮華蔵世界に入る」と述べるのを、曇鸞では「彼の国(西方の弥陀浄土)に生ずる」と解釈するの 「始教直進教」(唯識思想)では、「他受用の実報浄土」が説かれ、これは「梵網や対法に説く」として、 |蓮華蔵世界||是名||入第三門||」と説くのを、 すなわち、 世親の『論』に「入第三門者、 曇鸞は「為」修二寂静止」故、 以二一心專念作品願生」彼修、奢摩他寂静三昧行。 一心願」生,彼国、 是第三功 故得込入 天親が

にそれらが皆成就して往生を得る」ので、『観経』の念仏は方便ではなく実義であると主張し、 道綽は 蔵海に入るための往生業が説かれるなかに、 の説によって別時意でない事柄 往生する」と説くのは、「宿因つまり過去 鳳潭は主張したいのである。このことから
鳳潭は、ここで別時意の理解についてまず道綽を批判する。 蓮華蔵世界海に入る」とする。 は別時意ではない」との旨を述べ、のち「別時意によって西方に生まれしめ、 述べ、初めに「臨終に善知識に遇い妙法を聴いて宿世の善根を増上し、これを往生の正因と為すこと は智儼の つぎに、「終教」(如来蔵思想)では、鳳潭は「梁摂論(『摂論』真諦訳)に依れ」としながらも、 と、他受用土は十地の菩薩のための浄土で、その例に『梵網経』の蓮華台や西方仏土が挙げられている。 『観経』の十念成就と『摂論』の別時意は意味がよく通じているとする。これをいま鳳潭は、 『安楽集』で、無著『摂論』に説く「別時意」を会釈して、『観経』で「臨終に十念成就して 『華厳孔目章』に依るとしてそれを引用する。それをみると、 間で矛盾すると鳳潭は難ずる。善導では、『摂論』には「唯願」を別時意とするが、『観経 ば、 別時意説を会釈して、『摂論』 つまり、より後時の実義 (宿因つまり宿世の善根)を、 (別時)の善根がそこには隠れていて、臨終の十念ととも 西方に生まれるのは別時意 は 『観経』の意を得ていないと主張するので、 (始教の後の終教)では、 道綽は別時意とすると非難する。 智儼では「往生業の不同」を (方便) として説かれる、 終極には還来して彼の 終極には 師資 華厳 道綽 の華 (道 ع

こでは懐感を詳しく論難している(鈴木『仏全』六一・四三七c~九a)。 には十念を説き、「願と行が具足する」ので往生できると主張し、それを承けて懐感は『群疑論』で、 願行具足の故に 『観経』は別時意ではないことを「八意」に論証する。鳳潭は善導、 ついでとくにこ

他の諸劣夫が便乗するのを他力とするのは「妄誕(でたらめ)も甚だしい」と退けている 鸞は「三願的証」を述べ、そこに他力(弥陀の本願力)を説明して、「劣夫が転輪王に従って便乗し を詳しく引用し、 であるが、論意を得ず私意にすぎないと批判し、同『論』とさらに『瑜伽論』及び基の 虚空を飛び四天下に遊ぶ」という譬えを述べる。これを鳳潭では、それは『大智度論』に依ったもの 『論註』に対して、鳳潭は最後にその「他力」説を厳しく批判する。『論註』巻下の末尾に曇 輪王と眷属が飛行するのは「輪王が福宝の報応」、つまり「善業の所感」であって、 『瑜伽論略纂』 (同四三九

三 善導の『観経疏』に対する「弘願念仏」義への批判

a

善導のそれは、初めに自らの「発願回向の偈」(十四行偈)を記してのち、「七門料簡」によって『観 鳳潭の『念仏明導箚』(巻下)では、善導の『観経疏』に対してはその「玄義分」に批判を加える。

経』の玄義を論述する。鳳潭では、初めに偈の全文を掲げ寸評を加えたあと、次のように述べるのは、

そこに善導への基本的立場をみる。

判",釈迦教与",弥陀教|、以執",要門弘願之二途|,乎。 釈迦託 ||弥陀徳|、善巧権施之教||而巳。 為上何処有非弥陀親所二口説一之教上耶。不」知上弘 (鈴木『仏全』六一・四三九c)

学の妄解」と評して、合わせて非難するのを随所にみる。 0 称名業による往生安楽国に対して、これを「善巧権施(方便)の教」として真実の教えではないと退 学の要となる「要門と弘願」を批判し、とくに弥陀の四十八願(なかでも第十八願を弘願とする)の 凡夫が阿弥陀仏の大願業力に乗じて往生を得る」との旨を宣揚する。鳳潭による右の言説は、 は宗本を略標して」などと論述して、日本の法然門下による末疏である良忠(一一九九―一二八七) けるのである。また、鳳潭の善導批判では、右の文の前後にも「或は専ら『起信』に依って」とか、「或 は別意の弘願を顕彰す。要門とは 『観経疏伝通記』や、顕意(一二三八―一三〇四)の同『楷定記』などをも指示し、それらを「末 一玄義の初め部分に「娑婆の化主(釈迦)は広く浄土の要門を開き、安楽の能人 『観経』の定散二門であり、弘願は 『大経』の説く如く一切善悪の (弥陀) 善導教

陀仏」の善導釈への批判が注目できる。善導では玄義分「七門」の第二「釈名」に、「南無阿弥陀仏 そこでいまは、鳳潭が力を入れて論述する問題をみてゆくと、 まず称名業の焦点となる「南無阿弥

これを信ぜよと主張する。ついで、「阿弥陀仏」についても、「梵語の正音は阿弭哆勃駄と云い、 法異成門と相応することを信ずべし」と、華厳の帝釈門と異成門等の十玄門を「円極輪」と讃えて、 唱えるのは皆狂言で不敬甚だしい」と難ずる。また、智儼では身口意三業に礼仏する意義を詳しく述 敬章」と、そのあとに智儼 味を ば げてのち、 退ける。すなわち、中国でも張天覚・李通玄・南岳慧思・浄影・天台など、梵語を謬解する諸例を挙 無量光仏と無量寿とに訳す」意味を述べたのち、善導とその末釈(良忠の鎮西義と顕意の西山義) に対して、「一乗の礼儀は一念普遍にして法界と等しく、帝釈門に入れば身心とも時を経て、十世隔 べて、「三乗の諸礼」に対する「一乗の礼」を顕揚するので、鳳潭では「易行道を恃み仏名を称する輩 句義によって理解するという。それで、南無は旧訳で、 は西国の正音で、南は帰、無は命、阿は無、弥は量、陀は寿、仏は覚にて、故に帰命無量寿覚という」 の二種差別を七釈によって示しており、これのあと鳳潭は「今時凡俗の称名者が声高に那昧陀などと 「梵に捨囉拏を帰、梵に爾尾擔を命」と訳し、また「字相は浅略、 「帰礼または帰命」と訳す。そして、 鳳潭ではこれを、「或云」と顕意などの末疏にも言及して、「梵漢対釈は全く道理無し」と 梵語には「字相と句義」があると述べ、鳳潭はこれを講釈する。それによると、 『華厳孔目章』の「礼仏儀」などを詳しく引用する。 句義としての意味を尋ねて、 新訳では「納慕・曩莫」等といい、 句義は深秘」にて、「南 鳳潭は基の『義林章』の 「帰 基では 「敬礼と帰依 これ 字相なら の意 は

を

全』六一·四四〇a~一b)。 業と為し、是を古今楷定の綱要とする釈家では理を談じない」ので、「唯事相の観は蔵通両教にて空 指して、「指方立相の観門ではその法界身は理法界を意味しない」ことを難じ、また「但信称名を正 相始教の観称の分斉を出ない邪観である」と、理と事を相対して事(事観称名)を退ける((鈴木『仏

などを引用して、「これが真の一乗他力」であると主張する(同四四一c~二a)。 想)では、謗法や闡提は無量時に依って無性である」と説かれるが、法華や華厳の「一乗円頓教」で は「一切の諸苦が救われて、法雨に潤されないものはない」とし、『法華経』・『円覚経』・『華厳経 華厳一乗の立場からその問題を論釈する。すなわち、「楞伽経・宝性論・仏性論等の終教(如来蔵思 と会釈するのを挙げて、ともに宗義に違うと退ける。そして、「今は賢首法蔵の所判に依る」として、 **鳳潭では、そのことを良忠等の末学の解釈によって、「廻心と不廻心」或いは「要門と弘願」の違い** また善導の『法事讃』でも「五逆十悪と謗法闡提も皆往生す」と主張するのに自己矛盾するかにみえる。 法と無信などは受化の義なし」と釈す。この意味は、第一の序題釈で「一切善悪凡夫を摂す」と述べ、 またつぎに、善導に対して鳳潭が最も詳しく論難するのは、「別時意説」の問題である。善導では、 『観経』の「所被機」について、善導では七門の第五「定散両門を料簡する」の中で、「謗

七門の第六「経論の相違を和会する」なかに、『摂大乗論』の別時意説を会通する。無著の『摂論』には、

張し、 化城喩品の「化城と宝所」の関係でも詳しく説明している(鈴木『仏全』六一・四四二c~三゚゚゚)。 善導に並べて論難する。すなわち、法華に「一称南無仏」とは、「昔に方便を設けて示された三乗教 等と末学の註釈(良忠)をも挙げて、「法華開顕の奥旨を知らず、円頓の妙旨を理解していない」と、 けて会釈する。『摂論』の文の前半には、「多宝仏の名を誦える」のを別時意趣とする。これは、『摂 の称名一行」をいい、これこそが真に別時意に他ならないと主張する。鳳潭では、法華開顕の妙旨を、 観察一切世界境界無碍」などと説くことを、鳳潭は引用を以て示す。さらに、『法華経』の文には「或云」 成仏する)と一の金銭(念仏)」の関係の譬えを示し、「無著と世親は、 これに対し鳳潭では、真諦訳の 三昧の一行」を説くこと、および『法華経』に「一称南無仏 別時意説を拒否または批判して、念仏一行でも往生できると主張し、そのために『華厳経』に「念仏 で無上菩提を得る」とするのは、励ましの為の方便説(一行成仏の別時意)と理解しうる。善導では、 論』世親釈などをみると、遠い将来(別時)に万行を成就して成仏できるものを、「念仏の一行だけ 「別時意趣謂如₁説言₁、若誦ュ多宝如来名₁者、便於₁無上正等菩提₁已得ェ決定₁。又如ェ説言ェ、由ュ発願 便得」往||生極楽世界||」と説く(玄奘訳巻中、『大正』三〇・一四一a)。これを善導では、二段に分 善導の会釈を退ける。そして、『華厳経』では一行とは言わず、「普門諸仏三昧」または 『摂論』世親釈 (梁 『摂論』) を引用して、「千の金銭 皆已成仏道」と説くのを証文に挙げる。 深密・瑜伽を宗とする」と主 (万行具足して

には ずるを得ない」と論釈する。従って、「深密・瑜伽」の経論では浄土三経は別時意になるので、 よる 理解できる。これを善導では、『観経』には「下品下生に十声の称仏」が説かれ、また『阿弥陀経 扇多訳、『大正』三一・一○三b)、「明確に無量寿経を指して別時意を述べている」と応酬する。こ 浄土三教は他力によって願行具足する」との救釈に対しては、鳳潭は魏訳の をも含めて別時意とすると批判する。さらに、「転救」を設けて「瑜伽は自力に約して説くのに対し、 主張に対しては、鳳潭では「意願があれば必ず起行もある」ので、『摂論』には唯願ではなく称名行 論証に用いる過失)と鳳潭は善導を退ける。また、『観経』には「願と行が具足する」という善導の 深密経』や 解釈が矛盾することを、 ゆえに往生できるとしているとみ、「菩薩の論(摂論)を指南とせずに、仏語(経典)を信ぜよ」と また、『摂論』の文の後半では、「発願だけで往生する」と説くのが別時意(唯願往生の別時意)と 「執持名号」を「誠実の言」と説くので、『観経』等には「唯発願」ではなく「願と行が具足する」 『瑜伽論』] を証明に用いるのは「因明の道理にいう他不極上過である」(対論者の片方が認めないことを これに対し鳳潭では、すでに曇鸞の所でみたように、 『瑜伽論』と同じで、浄土には「第三地の菩薩が願力に由って生れる」とし、 の疏を指示して、「第三地で定に依り観を修めて往生を得、 懐感をも合わせてさらに難詰する。そして、鳳潭では 別時意説を容認する道綽と、善導 異生 (凡夫) 『 摂 論』 『摂論』 を示して(仏陀 の本意は と二乗は生 基や道倫 阿弥 『解 Ö

断尽することができる」と主張するのである(鈴木『仏全』六一・四四三c~四c)。 は問題とならず、「無仏性の者は願・行を片鱗にも持たないけれども、仏日に照らされるとき毒根を 劣るものとみる。従って、鳳潭では華厳一乗についても述べ、華厳(円教)なら「行と願の具・不具」 こでは鳳潭は、 華厳の五教判の立場から浄土念仏を法相唯識 (大乗始教) と同レベルまたはそれより

報仏 には生まれえないから)、従って『同性経』の説は「三乗の権不了義」(方便の教え)であり、華厳 説くのは 事・報・化の土)を成ずる円融不可説の真実仏土または世界海に属する」とし、それを「唯報土」と じとする。従って、鳳潭は智儼の『華厳孔目章』を引用し、「一乗義では阿弥陀仏土も四土(法性 執を出ず、 乗の観法ならば法華に「常在霊鷲山」と説き、 と論述するとともに、『大乗同性経』や『無量寿経』 生の義を会通する」という一節を設け、天親の 鳳潭が最後に問題とするのは、弥陀浄土の「報土」義である。善導では、 ・報土である」と主張する。鳳潭では、ここでも善導の文を詳しく掲げたのち、「その大要は権 「初機を誘引する」ためであり(なぜなら一乗の妙観によらないかぎり、梵天や二乗は報土 若し円の一乗に約せば」と述べて、円教意をもって善導を退ける。それによれば つまり円極の実相を観ずれば此土が直ちに四土具足の浄土であり、この意は華厳でも同 『往生論』を会釈して「二乗も彼国で大乗に発心する」 荊溪湛然が釈す如く、「直に此の土を観ずれば および『観経』を引用して、「弥陀とその浄土は 別時意の次に「二乗種不 四土が 円教

識 等には明かされるとする。鳳潭では、 二乗は生まれられない」ので、『観経』等が凡夫往生を説くのは密意または別時意説であると 報土と報化土」の二釈があるとすることを論じ、 五. |教判では「終教」に属すと論釈する。さらに、 の教相にも劣る「不了の権教」と位置づけていることが分かる 法華と華厳の円教一乗観に立って、善導の浄土念仏義を法相唯 唯報土ならば「三地の菩薩が生まれるを得、 無著・天親ら「瑜伽唯識の法相宗」の相伝では「唯 (同四 四 四 c (五. $\underbrace{\overset{\mathcal{H}}{b}}_{\circ}^{29}$ 凡夫と 『摂論

掃る人 浄土諸宗の学僧たちから多く激しい反論が出された。すなわち、浄土宗では義海が『蓮宗禦寇編』 もある。このように、鳳潭一人に対して各宗の学僧が対論したのは、 木『仏全』六一)を、 を反映してか、鳳潭の『念仏往生明導箚』に対しては、天台から反論書をみなかった如くで、他方で 天台の本質に対しては、 に称名法を取り入れる天台の念仏に対しては、これを批判する。 鳳 (ともに『真宗全書』六○) が出たのに加えて、 潭の念仏観では、 (享保十六年刊本)を著し、 (但持事観)は別時意 西山派では知空が『指迷顕正訣』(享保十五年刊本)を、 趙宋の知礼と明の智旭らを含めて、 華厳とは変わらないものとしてそれを支持する。対するに、 (方便説)として、成仏に有効な仏道とは認めない。そのような傾向 真宗では西派の法霖 日蓮宗の日達 『浄土折衝篇』と、 霊空および義瑞らが けれども、 『顕揚 正 理論』 鳳潭が有力で秀でた学僧である 高田 妙観法 『浄土十疑論』 派の慧海 殊意癡が (享保十八年刊本) (理観) 浄土の三部経と 『連環弁導 『蓮門 却 を修める を根拠

と認識されていたからであろう。

ŋ 対日達に 対知空に これらに対して、鳳潭もまたそれぞれ丁寧に応酬した。すなわち、対義海に『蓮宗禦寇編雪鵝箋』、 論難往復はさらにしばらく続いたことが知られている。 『金剛槌論』を著した。これらはいずれも、享保十六年から同十九年にかけて公刊されてお 『指迷顕正決索印』、対殊意癡に『蓮門却掃篇牙旗』、対法霖に『浄土折衝篇雷斧』、そして

第三節 僧濬鳳潭の天台念仏批判の特色

天台の即心念仏論争に対する評破

檗に一切経を開版した鉄眼(一六三○─八二)を師と仰いで華厳を啓発されたほかに、比叡山横川の
*** 学僧である。享保八年(一七二三)に京都洛西・松室の地に華厳寺を開創して、主として中国華厳 の宗祖法蔵(六四三―七一二)の教学を奉ずるなかで、唯識・倶舎学にも従事した鳳潭は、 江 |戸時代に華厳学を復興したことで著名な僧 濬 鳳潭(一六五九―一七三八)は、天台にも親しい もとは黄

年に た。そして、霊空が享保十三年に『即心念仏安心決定談義本』(鈴木『仏全』六一)を公刊してより、(③) 園城寺の義瑞との間で「即心念仏」論争が闘われたとき、鳳潭も大きな関心を寄せ、やがて享保十五 別所に安楽律を興した霊空光謙(一六五二―一七三九)にも学んだことから、天台学にも造詣をもっ 『念仏往 生 明 導箚』二巻を出して、弥陀念仏への自己の考え方を論じた。 ねんぶつおうじょうみょうどうさつ

はこれより鳳潭を中心に展開されることになる。 義と、善導系の浄土念仏にも批判を加えたので、 台の念仏義および念仏章疏への批判によって、対天台の華厳宗鳳潭による考え方と念仏観の特色をみ 鳳潭の 『念仏 明 導箚』(鈴木『仏全』六一)は、即心念仏論争を評破するのみならず、天台の念仏 浄土諸宗の学僧達から多くの反論をよび、 いまは、 鳳潭の 『明導箚』巻上に主として載せる天 念仏論争

え、もって但事口称の法然流よりも勝れた念仏法であると主張した。対するに義瑞では、 (『大正』三七・一九五a)、これを霊空では一心三観の理観に事の口 称 念仏を組み合わせたものと捉 即心念仏は、もと趙宋天台の四明知礼(九六〇―一〇二八)が『観経疏妙宗鈔』に示した要語であり 本性の弥陀」を想い称名念仏して往生を願うのが、天台の「即心念仏」法であるとしてこれを勧めた。 天台智顗(五三八―九七)の祖意に反すると批判する。霊空では前掲の『談義本』に、「唯心の浄土、 そこで、天台の即心念仏論争に対して、鳳潭では山門安楽派の霊空と、天台寺門の義瑞をいずれも 知礼の即心

称 名を勧めるが天台および知礼の指導法であると主張した。ここには、天台の『摩訶止観』の修行 観法)と『浄土十疑論』の主張(口称念仏)とを矛盾なく組み合わせて即心念仏とする霊空と、 念仏は全くの理観法であって、口称は含まれないと霊空を退け、他方で末世の凡夫のためには但事の . (理

と口称を対機による天台の異なった修行法と区別する義瑞の違いがある。

性遍 業ではない」とする旨を強調する(鈴木『仏全』六一・四一八b~c)。このことからさらに、 のである。 を修めない善導・法然流では決して仏道は成就できないと、浄土念仏を退けることにも主張を進める 称名の業を勧めることは無く」、「念仏は唱念倶運するとしても正しくは観に在り、 は仏の体 を容認して「事の称名」を勧めるのは、『法華経』にも天台義にも背くと両者ともに退ける。 よれば、『妙宗鈔』に「用』微妙観 これらに対して鳳潭では、霊空と義瑞ともに「妙観道」(理観)のみをこととせずに、『浄土十疑論 周無 法不」造、 (覚体) を顕し出す観行にほかならない」と主張し、「天台と荊渓の摂化は一処として但事 無法不」具」(『大正』三七・一九五b)と述べる知礼の言葉を支持して、「念仏 専就 ||弥陀|顕||真仏体|。 雖¸託"彼境」須¸知"依正同居"一心」。心 他願往生の 鳳潭に $\hat{\Box}$ 観行 唱 ゟ

説とみる)、天台の念仏義については『摩訶止観』による「一心三観の法」(常行三昧法)は、これを 鳳潭は、 易行他力の称名を真実の念仏法とは認めず(『観経』等の所説はこれを方便の「別時意」

しては、これを真撰とはみるけれども、これにも批判を加えることは、華厳の立場からの論述として 土十疑論』を、天台の真撰ではないとみて、そのことを詳しく論ずる。他方で、天台『観経疏』に対 『法華経』の正しき修行として支持するかのごとくである。したがって、鳳潭では天台に用いられる『浄

二 『念仏往生明導箚』にみる天台『観経疏』批判

注意されてよい。

『十疑論』に対してよりも、『観経疏』への論述に多くの頁数を費やしていることは、天台(真撰)よ る)。天台『観経疏』に対しては、それの注釈である知礼の同『妙宗鈔』をも合わせて論駁する。また、 批判し、 りも華厳の優位を主張せんとする表れとみてよい。 鳳潭の ついで『浄土十疑論』を論難する(巻下では曇鸞の『往生論註』と善導の『観経疏』を退け 『明導箚』は、その巻上に霊空らの即心念仏義を評破してのち、天台の『観無量寿経疏』を

には、鳳潭は「仰ぐ可し」と述べて支持評価する。

それで、天台

『観経疏』については初めに、同書にみる「心観為宗」の立場と「五重玄義」の論釈

しかるに、のち『観経疏』

の文をほぼ順を追って

天台疏が

任意に取り上げ、『妙宗鈔』の注釈をも引用して、ともに論難を加える。その基本姿勢は、

祇伽羅と云う」とし、これを『妙宗鈔』には「亦は摩竭提と名づけ、死罪の者を置く寒林がある」な 全』六一・四二一a)。ついで、天台疏では「教相」段に入って、「王舎城」を釈して「天竺では羅閱 が は 似仏」について、 慧遠(五二三―九二)の『観経疏』を用いていることを認識せずに、しかも『大乗起信論』 旧 どと注釈する。これらに対して鳳潭では、「王舎城には古城と新城があって、台疏では新王舎城の梵 にあることを判別できていないことを難ずる。また、とくに知礼の『妙宗鈔』に対しては、天台疏が たないので、経文と字義の解釈を謬っていること、或いは天台疏が天親(世親)の『往生論』を用い の修証は三大劫を経るのに対して、華厳は学地を経ずに等正覚を成ずる」と鳳潭は主張する るにも円教意を誤っていることを、 てこれを会釈するとき、玄奘新訳の瑜伽唯識の文献を知らないので、天親の宗旨が唯識法相宗 五 頓修頓 一訳の経論に依ることから、唐代にもたらされた慧琳等の経音義疏や玄奘・義浄らの新訳の知識をも 教中の終教別教に属し、円教の華厳とは教道の位次に天地の差があることを知らない。 証 論点が明確に出ている主な箇所をみてみると、 の菩薩が」云々と解釈するのを、鳳潭は非難する。すなわち、「台人(知礼)では なかの「釈名」段で六即仏(理・名字・観行・相似・分証・究竟) 知礼の 『妙宗鈔』には『起信論』を引用して、「随分覚と称し、乃至華厳と起信に 華厳の立場から主張する。 天台疏には初めに五重玄義 を述べる内の (名・体 『起信論 を引用す 『起信論』 ・宗・用 (権教) 相

音義書ほかの経疏を用いて正している(同四二一b~c)。 名を出しながら、城の起由には古城の事を述べ、また四明の『鈔』では国名と城名とを混同している」 と批判する。ここでは鳳潭は、玄奘(六四五年渡印帰朝)の『大唐西域記』を引用し、また四分律や

琳の 光明疏』では のである。 らに趙宋の知礼らにも、梵語と数量(法数)の知識に暗いことを唐代に新訳の仏典をもとに批判する 己に罪を陳べることゆえ意味が異なり、また懺は提舎那の旧訳で、これも漢語である」などと論じる 類の誤りであるという。 と云う」と釈するのを、鳳潭は批判する。すなわち、それは浄影疏を用いたもので、或いは天台は (同四二一c)。概して鳳潭では、天台疏が浄影疏を用いるのを問題視し、天台智顗と浄影寺慧遠、 またついで、「懺悔」の語について天台疏には、「懺摩は梵言、 『経音義』ほかを引用して、「懺摩は忍(ゆるす)の義で他に謝ることであり、 「懺は鑑の義」とも釈するごとく、これは「恒河を釈して恒は常、河は川なり」とする 鳳潭はここでは、

義浄(

六九五年渡印帰朝)の 悔過は漢語、 『寄帰伝』を詳しく、 彼此並挙する故に懺悔 悔は追悔にて自 「 金

どと説くのに対し、天親(世親)の『往生論』には「女人及根欠と二乗種は不生(往生できない)」 つぎに、 鳳潭では 『観経』では韋提希夫人に往生法を説き、 『観経』所説「十六観」の「後三観」について、天台疏の解釈を詳しく批判する また「中品」段には浄土で「阿羅漢に成る」な

みる(鈴木『仏全』六一・四二五a~c)。 を法相宗義に位置づけ、また「別願・専称」の往生法を真実の仏法ではないと排斥する鳳潭の立場を 相十方土唯一乗法教一」の妙法にも違背すると断ずる。ここには、法華と華厳を妙法とみて、天親の『論 守して一向専称の行」を説くことはないと鳳潭は主張し、他方で「指方立相、欣厭浄穢」を説く者 ・聖同居土」の故に麁土であり、ここには分段の凡夫も往生できるので二乗と女人も往生するのに対 と難ずる。浄影と天台では浄土に麁・妙を分ける(天台では四種浄土を説く)なか、弥陀仏国は「凡 と説く。これを天台疏では会釈して「小乗(阿羅漢)も要ず終には大乗心を発し、また女人は往生時と説く。これを天台疏では会釈して「小乗(阿羅漢)も要ず終には大乗心を発し、また女人は往生時 願・専称を説く曇鸞と善導らを指す)は、「十界理具性悪と人一生仏無差」の妙理を明かさず、また「実 地の実報土に生まれるために「願力不思議力に乗る」とか、或いは「超世の願を頼み不共の別願を保 ると注意した上で、「浄影と天台らは新訳の深密・瑜伽等を知らないので、天親の論意を得ていない」 には浄根離欲と成るので女人でも根欠でもない」と注釈する。鳳潭では、これもまた全く浄影疏に依 八三の と天親とで異なることを論じ、後者(天親)の依って立つ法相宗義を示すために、慈恩基(六三二― 妙土(実報土)は変易の聖人のみが往く浄土であり、天親の『論』では「深密・瑜伽に依って安 (弥陀国)を第三地菩薩所生の実報土とみるので不生とする」と、鳳潭は弥陀浄土の見方が天台 『義林章』と『瑜伽論』及び道倫の 『瑜伽論記』を詳しく引用する。従って、天親では第三 · 別

判し、 無種姓と決定声聞は永く仏性無しと説かれるが、後に実教 信論義記』等にそのことを審かにしているとする。つまり、先に権教 法相宗の権教義に堕したと言わざるを得ないと難じて、華厳では賢首法蔵が『探玄記』『五教章』『起 と釈するのを、『妙宗鈔』には「法華の意を取り会釈した」と弁護する。これを鳳潭はまた厳しく批 ることが明かされると鳳潭は主張し、そのことを『法華経』や如来蔵の経論等を多く引用して示して 天親の『論』にみる「二乗不生」義については、天台疏ではさらに「決定は不生だが、退菩提心は得生」 (同四二七a~八a)。 決定種姓は浄土で法華を聞いて廻心し救済されるのであり、天台が「決定不生」を認めるなら 法華の妙家なら「決定愚法の声聞は皆な廻心する」はずとし、『法華経』の化城喩品に説くご (法華と華厳)では五種姓は皆な仏性の有 (法相宗義)では五種姓を立て

等に評価してこれらを「円融の三法」と讃える。これを鳳潭では、『観経』に「悪業愚人が三心を具 を用いるのを詳しく取り上げ厳しく批判する。『起信論』では「発心の三心」(信成就・解行 が三心のうち至誠心と深心を釈して廻向発願心を述べないのを難じ、ついで『妙宗鈔』に『起信論 「信成就発心」にまた「直心・深心・大悲心」の三心を説くのを、『妙宗鈔』では『観経』の三心と同 して釈するのを、鳳潭では「往生の生因に三心を具えるのは最も至要である」と述べた上で、天台疏 またつぎに、『観経』の「三心」(九品の上品上生段)について、天台疏では『十地経』などを引用 ·証)と、

第三章 安楽派霊空の「即心念仏」論争と持戒念仏の意義

をともに退けている(同四二六a~七a)。 経ずに頓悟するのであり、また智儼(六○二─六八)の『華厳孔目章』に「往生人の階位」を論ずる 玄記』を引用して、そこに説かれるのは 論じてのち、天台疏に らである。そして、鳳潭は終教と天台・華厳双方の円教における、信心・解行の階位の違いを詳しく のをみれば、「西方浄土は実報処なので悪業の凡愚が三心を具足して往生することはあり得ない」か えれば往生する」と説き、また『起信論』には「万劫を経て信心を成就する」と説くことが、どうし なら信発心に在る」ものを混じて同一視し、『観経』を解釈するのは謬りであると、天台疏と『妙宗鈔』 て「円融」であろうかと難ずる。というのは、賢首法蔵は『起信論』を五教判(小乗教・大乗始教 ・頓教・円教)のなかに終教と位置づけて円教ではなく、円教(法華と華厳)なら万劫の次第を 『十地経』を引くのを改めて検証し、『十地経』とこれを注釈する法蔵の 「十地の菩薩」のことであって、「華厳なら証発心、 起信論 『探

二 鳳潭の『浄土十疑論』批判と華厳の立場

台の真撰とするのを「千古の大謬」であると断じ、その書は曇鸞の『往生論註』と善導の 『浄土十疑論』について、鳳潭では初めに、趙宋天台の四明知礼や慈雲遵式など台徒の多くが、天 『観経疏』

が慈恩基の真撰でないのと同様であるとする。偽作である証拠には、旧本の撰号に「隋国清寺智者大 が「内観 に似せて、恐らく千福寺の懐感が天台の名を借りて造ったものと主張する。その理由は、『十疑論 世」には存せず、 師作」とあり、「章安述」とはしない疑問をも鳳潭は挙げる。つまり、 四二九a~b)。 (理観)を善くせず外音(称名)を恃む」からであり、そのことは『西方要決』と『弥陀通讃 また「智者大師」と自ら標記するのも不審だからであるという 国清寺は「智者 (鈴木『仏全』 六一 (智顗) の居

取ったものであると鳳潭は批判する (同四二九c~三〇a)。 「以心見仏、以心作仏」等の文を用いて、「心妙観を修めて四種の浄土を観ずる」ことを説くはずであ ると主張する。さらに、『智度論』を用いる『十疑論』の文を示して、それは道綽の『安楽集』から 証し、当該の文は「蔵・通」教に属して天台の実義(円教)ではなく、天台ならばもう少し後に出る て「難行道」のことを述べるのを、鳳潭では『智度論』には難行道の語はないと指摘してその文を検 生は自利を専らとし菩薩の利他行に反する」という疑問に対する。『十疑論』では『智度論』を用い それで、鳳潭では「十疑」の論釈を順に取り上げ批判する。いまは、主な論難をみると、「首疑章」は「往

を分別し、或いは『十住毘婆沙論』を引用して「難行道と易行道」の違いを論じる。これに対し鳳潭 また、「第五疑章」は「凡夫がどうして往生できるか」を問うのに、『十疑論』では「自力と他力」

これを検証し、そこにあげる例は決して他力ではなく自らの業力によっていると主張し、またたとえ 天台の真撰にはありえないという。なぜなら、『法華経』と『華厳経』には他力を説くことはなく、「円 の願」によるのではないと他力を退ける(同四三〇b~一a)。 凡夫でも分に随って浄土の麁相をみることができるのは、三昧を修めるゆえであって、決して「超世 のが円頓法であるからである。そして鳳潭は、曇鸞が『智度論』によって他力を説明するのを挙げて 頓の即心成道は学地をへずに等正覚を成じ、畜趣龍女は須臾に頓成し、地獄の天子は三重に成仏する」 では、「自他力と難易行道」を分別するのは、曇鸞の『論註』と道綽の『安楽集』によるのであり、

願い臨終には観音来迎によったと鳳潭は主張する(同四三一b~二b)。 ここでは懐感の に述べることは、『群疑論』にみる慈恩基の『上生経疏』を挫くための懐感の主張を用いているとして、 無著とともに実には都率に昇生したことを述べ、そのことを伝える玄奘の『西域記』を曇鸞は知らず ではなく懐感による偽造であることを論証せんとする。その上で、『往生論』を造った天親(世親)は、 ついで、「第七疑章」は「兜率浄土よりも西方浄土が勝れている」のを問う。鳳潭では、『十疑論 世親の論意を得ない誤った『往生論註』を造ったとし、さらに天台もまた生存中には常に都率を 『群疑論』を詳しく引用し、また道綽の『安楽集』も援用して、『十疑論』が天台撰

またつぎに、「第八疑章」は「臨終の十念で往生できるか」との疑問に対する。ここでの『十疑論』

曇鸞の 円頓 を正さないことは後学を迷わせるものであると難じている(同四三三b~四a)。 そして最後に、 意の意味が異なることを鳳潭は論じ、『群疑論』を引用して『十疑論』の別時意の理解が善導と同じ していることを示す。しかるに、そこに出る「別時意説」について、道綽とその弟子の善導では別時 の文は道綽の『安楽集』によるとして、鳳潭はそれを詳しく引用して、道綽の後に『十疑論』が成立 の妙旨には渉らない」と主張し、 『論註』 『十疑論』の偽作は善導のあと、つまり懐感によると示唆する 「第十疑章」は「往生するための行業」を問う。 にみるとして、『論註』を詳しく引用して、その所説は「終教別教の分斉に相当し、 その故に天台のものではなく、それなのに知礼や遵式らが真贋 鳳潭はここでの

『十疑論』 (同四三三b~三b)。 の所説は

基 訳によってその教学が成立しており、対するに華厳は玄奘等の新訳のもと、瑜伽唯識 台)と華厳の円教観も本質的な部分では同等とみるかのごとくである。ただ、隋代の天台智者では旧 りも勝れた立場があるとみるのである。 な方法とはみないで、それを取り入れることは天台智顗の祖意に反するとみる。したがって、法華(天 は華厳と変わりはないとみる。また、念仏には事観または称名を用いることは、これを覚りへの有効 さて、すでにみてきたように、華厳の鳳潭では天台の観行に対して、理観に依るかぎりは本質的に ののちに、さらに 『起信論』等の如来蔵思想も止揚して賢首法蔵の華厳宗が確立した所に天台よ の法相宗 (慈恩

倉

記

 $\widehat{1}$ があり、霊空伝には高弟の玄門智幽(一六六六―一七五二)が著した『霊空和尚年譜』(延享四年、 木『仏全』六四・六頁、七一頁)。また、妙立伝には霊空の著した『妙立和尚行業記』(元禄三年) 慈山妙立と霊空光謙の伝記は、『続日本高僧伝』の巻一(慈山伝)と巻九(光謙伝)に載せる(鈴

2 藤支哲道「山家安楽紛争の中心問題に就て」(『日本仏教学協会年報』 一三、一九四一年)、 石田

「安楽律の紛争」(同『日本仏教思想研究2

戒律の研究下』一九八六年)ほか参照

七四七年)がある。

- 3 戒体問題については、小寺文頴「安楽律における戒体論争」(『天台学報』一九、一九七七年)な ては、上杉文秀『日本天台史』(一九三五年)七二七~二九頁と、七三二~三六頁を参照。また、 安楽律の戒律論争と、 四明教学に関する論争、および即心念仏論争の経過をたどる著作につい
- (4) このときの論戦は、「浄土の内外境観」をめぐって、かつて趙宋天台で山家派(知礼)と山外 問詰録』三巻(宝永二年刊、一七〇五年)に合本して収録し、またその後のは霊空に学んだ華厳 礼の意を得ていないと反論するものであった。両者の著述は、霊空門下の慈観が『弁内外二境弁人 派(智円ら)の論争があったのを背景に、義瑞は霊空を知礼に反すると批判し、霊空は義瑞が知

宗の鳳潭が、『内外境観拾遺指瑕返壁』五巻(正徳六年刊、一七一六年)に会本にして公刊した。 二境」の問題は、即心念仏における理観(内境)と事の念仏(外境)をめぐる両者の相違につな なお、上杉文秀の前掲『日本天台史』七三三頁に両者の詳しい撰述関係を記す。ここでの「内外

5 偽』のこの範囲の叙述をほぼ順序に従ってみてゆくので、いちいちの典拠を掲げない。 義瑞『即心念仏談義本弁偽』(鈴木『仏全』六一・二六二~二七六頁)。なお、以下の論考では義瑞『弁

がっている。

- (6) 義瑞『弁偽』(鈴木『仏全』六一・二七一頁)。
- 7 霊空 『草堂雑録』巻三(一八~二一帖、享保十四年刊本、全四巻)。
- 8 朗(一八三六―一八九二、西教寺三十世)の時以来、言葉遣いが丁重であることから、飛鳥井雅 親を通じて後土御門帝(一四六四―一五〇〇在位)に奏進されたものと理解されている。 のちに「奏進法語」と呼ばれる法語(『大正』七七・二七九b)。この法語は、明治になって真
- 9 法語解釈については、色井秀譲『天台真盛宗宗学汎論』(一九六一年)四九五~五〇三頁も参照 観智『念仏風俗通』巻上(刊本二七帖右~左、三九帖右)。なお、観智を含め恵覚や忍善らの
- <u>10</u> 観智『念仏風俗通』巻上(刊本五三帖左、六六帖左など)。

- (11) 真迢『破邪顕正記』巻三(鈴木『仏全』六一・一○一c~一○二b)。この書の巻三では、真迢 生の本願とし玉う」として、その「第十八願文」を示し、そこに善導の解釈をも援用している。 心略要集』(源信)によって「名号の功徳」を力説したうえで、「弥陀如来は正しく念仏を以て往 とし、『往生要集』の「往生之業念仏為本」を根拠に往生には「称名念仏」を最要とみ、また『観 述べる。真迢では「下根の人は無相の理観を修めることができないので、有相門より往生する」 は自己の念仏義を詳しく論じ、いまのこの箇所には「往生之業有相無相多種事」(第三一条)を
- 12 調査されている。これによるとき、真際にあっても東叡山に深く関わる前歴をもち、 際上人小攷」(『天台真盛宗学研究紀要』第五号、一九九七年)に、真際の西教寺住持前の事 西教寺蔵写本『西教寺中興開山真盛上人伝論』(霊空光謙撰、真際後序)。なお、十河泰全 の戒和尚に親密な側面が伺われても、念仏門との関係は希薄にみえる。 法勝寺や元 「真

なお、真迢の念仏観および真盛に従う持戒念仏観の詳しくは、前章に論じた通りである。

13 上人法語集」である(『大正蔵』七七所収)。 る。また、法道は『先徳法語集』二巻を編み(嘉永二年刊本、一八四九年)、その下巻は「真迢 寺刊)。また、『安心摘要抄』と『三法語略解』は別に西教寺蔵版(一九一○年)が刊行されてい 法道の著作は、弟子の法龍が編んだ『称名庵雑記』三巻に収録されている(一九一二年、西教

- (4) 色井秀譲「安心摘要抄批判」(一九四七年稿)。
- <u>15</u> した 真盛の「持戒念仏」義の本質とみるのである。 そのことをいえば、念仏は必然的に戒行を伴い、戒行は必然的に念仏によって展開されるのが、 全仏教が包摂綜合され、しかも戒と称も互いに包摂融合の関係にあるとみる。つまり、実践的に 聖道門と浄土門から戒と称を選択して終わるのではなく、選択された戒と称を頂点としてこれに よって性格づけ理解する。この場合に、「二而不二」とは「選択の上の綜合」という意義をもち、 てこれを選択し、菩提心を共通の基盤に、持戒と念仏を「戒・称の二而不二」とする天台要語に に求める。すなわち、浄土門では「本願称名念仏」を選択し、聖道門では「持戒」(円戒)をもっ 浄土教の発展と、天台仏道の展開をふまえて、広い教学史背景から論じられ結論が導き出されて 称二門論」(五七九~六七一頁)に、その水準が著されている。そこでは、中国と日本における いるので、 今日における真盛「持戒念仏」の教学は、前掲の色井秀譲『天台真盛宗宗学汎論』の第四編「戒 「円戒助業」論を克服して、真盛念仏の天台的特色を主として「持戒」との融合形態 いまはここに肝胆を要約することは容易としない。あえて結論的にいえば、 法道の示 (相即
- <u>16</u> 鳩の華厳史観」『東洋文化研究所紀要』八六号、一九八一年所収)。それは、華厳宗の歴史を年表 鳳潭の伝記は、 弟子の覚洲鳩 (―一七五六) が記述した『華厳春秋』がある (鎌田茂雄

で綴ったのちに、鳳潭の年譜を詳しく記している。いまは、これによってみる。

(17) 覚洲鳩が記す華厳宗の年表には、杜順を初祖とはしないで、その弟子の智儼から中国の華厳宗 に 虎録』と『匡真鈔』の内容を論じたものには、次の論文をみる。結城令聞「華厳鳳潭の研究 仏明導箚』をみるときにも、法蔵と智儼を重んずることが分かる。 なお、鳳潭の代表著作である『幻 明恵高弁を重視する特色がある。これは、鳳潭の識見を承けたものと考えてよい。鳳潭では、『念 は始まり、次の賢首法蔵によって確立するとみ、また日本では鎌倉時代の凝然を華厳宗に加えず、 『起信論幻虎録』を中心として―」、同「鳳潭の華厳・真言両大乗一致の思想について」(とも 『結城令聞著作選集』第二巻、一九九九年所収)。

- 18 論争書を、また鳳潭の『明導箚』とそれへの反論書のいくつかを集録する。 鈴木財団編 『大日本仏教全書』六一(旧版『仏全』九八**)** に霊空の『談義本』とそれをめぐる
- <u>19</u> 鈔』巻一(『大正』三七·一九五a)、藕益智旭『阿弥陀経要解』(『大正』三七·三七一b)。 『即心念仏安心決定談義本』(鈴木『仏全』六一·二三七c)、四明知礼『観経疏妙宗
- 20 二六·三八a~四一b)。 曇鸞『往生論註』巻上(『大正』四○・八二六a~b)、龍樹『十住毘婆沙論』巻四~五(『大正』
- 21 基『大乗法苑義林章』巻二「十二分章」(『大正』四五・二七八a、二八一b)、道倫『瑜伽論記』

安楽派霊空の「即心念仏」論争と持戒念仏の意義

卷二一(『大正』四二・八〇六a)。

22 天親『往生論』(『大正』二六·二三〇c、二三一b)、曇鸞『往生論註』巻上(『大正』四〇·

八二七a)。

23 天親『論』(『大正』二六·二三二a)、曇鸞『論註』巻下(『大正』四〇·八四三b)、基『義林章』

巻七「仏土章」(『大正』四五・三七二a)、智儼『華厳孔目章』巻四(『大正』四五・五七七b~c)、

道綽『安楽集』巻上(『大正』四七・一〇a~b)、善導『観経疏』巻一(『大正』三七・二五〇

a ~ b)、懷感 『群疑論』巻二(『大正』四七・三九a~c)。

24 曇鸞『論註』巻下(『大正』四○・八四四a)、『大智度論』巻一○(『大正』二五・一三○b)、

基『瑜伽論略纂』巻二(『大正』四三·二六c~七a)。

25 『観経疏』巻一「玄義分」(『大正』三七・二四六b)

26 善導 『観経疏』(『大正』三七・二四六b~c)、顕意『観経疏楷定記』巻三(『西山全書』六

・二三五下)、基『義林章』巻四(『大正』四五・三一六c)、智儼『華厳孔目章』巻一(『大正』

四五・五四〇b)。

27 良忠『伝通記』巻四(『大正』五七・五三九c)。 『観経疏』(『大正』三七・二四七a~b)、善導『法事讃』巻上(『大正』四七・四二六a)、

- 28 『観経疏』(『大正』三七・二四九c)、良忠『伝通記』巻五(『大正』五七・五五三c)、
- 『摂論』世親釈巻六 (『大正』三一·一九四b)。
- 29 善導『観経疏』(『大正』三七・二五○b)、『大乗同性経』巻下(『大正』 一六・六五一b~c)、
- 30 智儼『孔目章』巻四(『大正』四五・五七六c)。 鳳潭が霊空の天台学に関心を寄せたことは、正徳六年

 (一七一六)に『内外境観拾遺指瑕返壁』

五巻によって霊空らの論文を会本に編集し、鳳潭が序文を書いて出版していることでも知られる (上杉文秀『日本天台史』一九三五年、七三三頁)。

- 32 31 天台『観経疏』(『大正』三七·一八七a)。知礼『観経疏妙宗鈔』(『大正』三七·二〇三b)。『大 鳳潭『明導箚』(鈴木『仏全』六一·四二〇b)。天台『観経疏』(『大正』三七·一八六c)。
- 乗起信論』(『大正』三二・五七六b)。
- 33 正』五一・九二〇c、九二一a、九二三a)。 天台『観経疏』(『大正』三七・一八九a)。知礼『妙宗鈔』(同二一四a)。『大唐西域記』巻九(『大
- 34 慧琳 『一切経音義』巻一六(『大正』五四·四〇八b)。 光明経文句』 巻三(『大正』 三九・六〇b)。 義浄『南海寄帰内法伝』巻二(『大正』 五四・二一七c)。 天台『観経疏』(『大正』三七・一九一a)。慧遠『観経疏』(『大正』三七・一七七c)。天台『金

- 35 四五·三七一b~c)。『瑜伽論』巻七九(『大正』三〇·七三六c)。『瑜伽論記』巻二一(『大正』 b)。天親『往生論』(『大正』二六・二三一a)。基『大乗法苑義林章』巻七「仏土章」(『大正』 天台『観経疏』(『大正』三七・一九三b)。『妙宗鈔』(同二二八b)。慧遠『観経疏』(同一八四
- 四二·七九〇c~一a)。
- 36 天台『観経疏』(『大正』三七・一九四a)。『妙宗鈔』(同二三一c)。
- <u>37</u> 経探玄記』巻一○(『大正』三五·三○二b~c)。六十『華厳』巻二三「十地品」(『大正』九·五四四 三二・五八○b~c)。『華厳孔目章』巻四「往生義」(『大正』四五・五七七b、五七六c)。『華厳 天台『観経疏』(『大正』三七·一九三c)。『妙宗鈔』(同二三〇a~b)。『起信論』(『大正』
- 38 二七六b、二七五c)、道綽『安楽集』巻上(『大正』四七·九a)。 『浄土十疑論』(『大正』四七・七七b~c)。『大智度論』巻二九(『大正』二五・二七一a~b、
- (3)『十疑論』(『大正』四七・七八c~九b)。『十住毘婆沙論』巻五「易行品」(『大正』二六・四一b)。 上(『大正』四七·一二b~c)。『大智度論』巻一○(『大正』二五·一三○b)。 曇鸞『往生論註』巻上(『大正』四○・八二六a~b)、同巻下(同八四四a)。道綽『安楽集』巻
- <u>40</u> 『十疑論』(『大正』四七・七九b~c)。懐感『群疑論』巻四(『大正』四七・五三a~四b)。『安

安楽派霊空の「即心念仏」論争と持戒念仏の意義

楽集』巻上(『大正』四七・九b~c)。基『弥勒上生疏』巻上(『大正』三八・二七七b~八a)。『弥

勒上生経』(『大正』一四・四二〇a)。玄奘『大唐西域記』巻五(『大正』五一・八九六b~c)。

(41) 『十疑論』(『大正』四七·七九c~八○b)。『安楽集』巻上(『大正』四七·一○a~一a)。善導『観

経疏』巻一(『大正』三七・二四九c)。『群疑論』巻二(『大正』四七・三八c~九a)。

(42) 『十疑論』(『大正』四七・八○c~一b)。曇鸞『往生論註』巻上(『大正』四○・八三一c~二a)、 巻下 (同八四三c~四a)。

第四章 江戸時代後期における天台僧・法道にみる持戒念仏

一 天台念仏における法道の位置と役割

以来、それは「持戒念仏」法としての展開がみられ、江戸時代になると仏教界における学問の深化と 流は横川の源信が『往生要集』で主張した事観念仏を発展させたといえる。ことに、西教寺では真盛 あいまって教学的な探求がはかられる。 寺を拠点に、恵心僧都源信 な担い手となった。天台の念仏には、「理観と事観」の二様の発展があとづけられるなか、 室町期の真盛 (一四四三—九五) (九四二─一○一七)の『往生要集』にもとづく念仏思想を受け継ぐ主要 以降、 天台ではその門流が比叡山横川の麓にある真盛中興の西教 真盛 の門

の戒和尚を勤めることは、比叡山天台の学僧の間で要職とされた。したがって、西教寺は黒谷流以来 る重授戒灌頂を伝統の法門となして、それはとくに江戸時代には天台宗の内外で尊重せられ、戒灌 西教寺では、比叡山の黒谷に始まる法勝寺流(もとは黒谷流) (円頓戒)復興の伝統を保持すると同時に、真盛以後には念仏門を重要な柱にすえ、天台に の円頓戒を堅持して、その特色であ 頂

おける持戒念仏または「戒(円頓戒)と称(念仏)」を修める拠点となった。

称名念仏が自己の機には最勝であることを、主として『往生要集』によって跡づけている。この学僧 全』六一)ほかの著作があり、それらに天台円教観に従う事相の戒律と念仏の考え方をみる。ことに、 横川で、間もなく西教寺に入り真盛以後の十五世を継いだ。真迢には『破邪顕正記』五巻(鈴木『仏 教寺を辞して醍醐の山中に廃寺を興し、極楽寺で不断念仏に従事して、持戒の上に念仏聖としての後 は室町期に存海が集記した『行者用心集』を開刻公刊して自ら携帯し、 末世下根の仏道には無相理観よりも有相行が有効であるとするなか、法華読誦や真言事相にも増して 江 .戸の初期には、真迢(一五九六―一六五九)が日蓮宗の法華信仰から天台の念仏へ転じ、初めは しかも幽閑を好んでやがて西

六一)、一世を風靡したその影響力を強く被ったからである。即心念仏は、「唯心の浄土、本性の弥陀 分律による安楽律)を興すのみでなく、「即心念仏」を提唱して(『即心念仏安心決定談義本』、鈴木『仏全』 のも、同じ頃に横川の麓に位置する近くの安楽谷で、霊空光謙(一六五二―一七三九)らが、戒律(四 という理観を核心にもつ考え方であり、真盛門流の大津にある主要寺院の善通寺清堂が霊空の教化を 著して門流を顕彰する傑出した役割をもったが、念仏については際立った主張をみなかった。という その後、西教寺では二十世の真際(一六七一─一七四○)が、『真盛別伝』や『西教寺記』などを

受けたほか、西教寺の真際でも霊空が「真盛の念仏」観を即心念仏によって理解するのに讃意を表明 であった。 仏法語」もよく知られるようになり、それの解釈書が著されるようになったが、観智の『念仏風俗通』 や忍善の『円戒国師法語直解』(文化七年〈一八一〇年〉)など、いずれも「即心念仏」義による解釈 している(『西教寺中興開山真盛上人伝論』享保三年〈一七一八年〉)。そのころ、真盛(円戒国師)の「念 〈寛保二年〈一七四二年〉)をはじめ、慧覚の『円戒国師安心法語研心解』(安永九年〈一七八○年〉)

末頭) は松坂の来迎寺に妙有(一七八一―一八五四)があり、さらに越前の府中にも真盛開創の有力寺院(三 残され、また三十一世真阿宗淵(一七八六—一八五九)は天台学を修めた著名な学僧であり、或い 門流内の伊勢や越前の指導的な学僧達との協力を得て、真盛の念仏観は有相事観に属する の念仏」であることが明確にされる。伊勢には安濃津に真盛開創の有力寺院である西来寺である。 って、真盛念仏への教学的確信を深めた。 しかるに、 に引接寺があって、そこの二十四世真厭(―一八一六)らと、法道は親しく交友したことによ があり、そこの二十五世真荷(―一七六二)に『同行勧化章』(『大正』七七)という法語が やがて伊勢国木造の引接寺に法道(一七八七—一八三九)が出て、その求道のもとに 「本願 (門流三末 口称

これらの学僧のうち、

真阿宗淵は今日ではその研究もなされていて、識者にはよく知られている。

三巻や 陀仏」(喚阿)の号を法道に贈るのである。 じられる一方で、 華経裏書』も著している。『法華経』の読誦行は、 二巻を著して、『法華経』の「山家本」を完成し開版したものである。 は、すでにそれ以前に西来寺で別時念仏を復興していた法道を讃え、間もなく自らに擬えて「喚阿弥 書き残した梵字等の筆蹟を集めたもので、 キストを求めて、全国に伝わる木版本や書写本を徴集し合計七十七本を得て校合し、『法華経考異』 を造り開版したことは、とくに注目されてきた。これは、『法華経』の伝教大師最澄にさかのぼるテ その業績には、『法華経』、悉曇梵語、 の真盛門流に帰したことから「真阿弥陀仏」を意味する号でもある。真阿宗淵は、西来寺に来てから の号を名のるのは、梵字の「阿字」に由来をもつとともに、やがて伊勢の西来寺に住持し、 原流)の魚山 で熱心に従事されてきた。また、 『梵漢両字法華陀羅尼』 とくに、 声明を研究して、『魚山叢書』を大成したことが知られる。そして、宗淵では「真阿」 天台では天台大師智顗の「大蘇開悟」以来の法華 「法華千部会」という『法華経』 等の開版がある。 悉曇梵語では、 声明梵唄、故実書誌ほかの多岐にわたるなか、『山家本法華経 貴重な蒐集大作としてよく知られる。 声明梵唄では、天台声明の中心をなす京都大原 『阿叉羅帖』五巻は印度・中国 八巻の読誦行は、 比叡山では「法華十講と広学竪義」の論義が重ん 「有相行」の伝統をもって行われ 西教寺を拠点とする真盛の 宗淵は、山家本について『法 • ほ 日 かに、 本 . О 祖師先徳が 持戒念仏 宝印 門流 大

饉が起こり、それは天保七年(一八三六)頃をピークに、同八年には大坂に大塩平八郎の乱をみるが、 ち、三十七歳の文化十四年(一八一七)より、伊勢松阪の来迎寺(江戸時代の豪商三井家の菩提所と 俊(―一五五六)の開基になる山田(伊勢市山田吹上)の善光寺に出家し、そこの住持を嗣いでのいるへ を勧めて「悲・敬二田」を修めた。そのことは、法道の著作集である『称名庵雑記』巻一六のなかに 法道は妙有らと協力して窮民への財施(施粥・施薬等)と法施 戒国師絵詞伝』を求めてこれを書写し、それによって宗祖真盛の念仏義が善導流の「本願念仏」であ れる。後にも述べるように、法道は二十七歳の文化十年(一八一三)に、山田の善光寺に盛俊の 世に弘めたことはよく知られる。そこには、自らは持戒念仏の真盛宗徒として戒律を学ぶ面 みる。ことに二十三歳のとき、 ることをいよいよ確信するに至るとき、妙有との交友が深められたに相違ない。のちに、天保の大飢 して知られる天台の名刹)に二十七世を勤めた。その伝記と業績は、宗淵ほど広く知られることは けれども、五〇種に及ぶ仏教書の印刻施本と、 つぎに、妙有 尊者没後にその代表著作である『十善法語』一三巻を文政七年(一八二四)に、 (諱は義紹、号は荷寮)は、かつて『円戒国師(真盛上人)絵詞伝』三巻を著した盛せ 正法律を任じた慈雲尊者飲光(一七一八―一八〇四) 天保の大飢饉に対する窮民救済施行に顕著な業績を (餓死者廻向)を行じ、また質素倹約 の晩年の弟子に 開版 目が 施本して :何わ 円

収録する書簡「松阪来迎寺妙有上人施行随喜の状」によって知る。

後期における天台の念仏聖の一典型をみるのであり、ここではとくに、法道が祖師真盛の持戒念仏を 奉ずるその事績をまずみた上で、真盛の教学が戒行を重んずる「本願念仏」義であることを明確にし 一巻の詳しい伝記がある。これらによって、法道の求道と説法の内容がよく分かる。法道には、江戸 さて、法道には、弟子の法龍(一八一四―七〇)が著し公刊した『法道和尚行状記』三巻と同『拾遺』

一 法道の『行状記』と著作

たその内容を知ることにしたい。

仏 勤念仏」または「一向専称」を習うに相応しいものとして宗淵は讃えている。すなわち、賛文には次 法道の「蓮友」つまり同行者たちにもみられるが、法道のは祖師真盛の祖風、つまり「無欲清浄 置する木造の引接寺の住持を勤めながら、宗淵の支持のもとに西来寺に真盛以来の念仏行 文 「真阿弥陀仏」の称をもつ宗淵から推奨されてより、「喚阿法道」と署名した。このような「阿号」は、 (法道肖像) と序文がある。西来寺は、 法龍による法道の行状記 を復興するのに成功を修めた。その功績を讃えられて、法道は「喚阿弥陀仏」を名のることを、 (全四巻) は、 伊勢の門末を束ねる中心寺院であり、法道はその末寺に位 巻頭には同時代に津の西来寺に住した真阿宗淵による賛 (別時念 専

のようにいう(原文は二句八字を一行とする八行の漢文、丸かっこ内とルビは引用者)。

法道は行隆く、喚阿(喚阿弥陀仏)の念は濃し。

遠くは祖風を欽い、近くは荷公(真荷)を慕う。

無欲にして屡に空しくし、余有れば窮を救う。

弁ずれば懸淙にして、雷の蟄虫を驚かすに似たり。

構えて仏宮を造り、群蒙を引摂す。

邦君は賞むること洪く、他門には仰ぎ崇ばれる。

化導を宗と為し、正念に臨終す。

倶に其の功を讃え、茲に真容を写す。

法道没後ほぼ二年にこれが成立したことがわかる。そして、各巻の叙述の前には「目録」を連ねており、 『行状記』では、宗淵の次に撰者法龍が序文を記し、それには天保十二年(一八四一)七月とするので、

の求道により、遠く越前に祖師真盛の伝記(直弟真 生 撰の『真盛上人往生伝記』)を見出し、真盛 巻上では五二目にわたり五三帖に、法道の誕生から四十歳頃までの行状を語る。そこには、若き時代 念仏義によって自らも天台の念仏行者となる過程をみる。ついで、巻中には二六目あり、 五三帖に

四十歳代と五十二歳までの、主として教化活動における説法内容をやや詳しく記録する。法道は、

自

帖に記すなか、初めより三六目と四七帖までに、天保十年(一八三九)の正月から六月「往生」に至 坊の引接寺(伊勢木造)と、津の西来寺を中心の活動域としながら、鈴鹿峠を越えて湖東に蓮友と同 憶する事柄である。さらに、「追加」として法道が生前に、「国師(真盛)往生伝」の開刻に努力した 弟子法龍が鮮明な記憶によって録述する様子が分かる。そののち、「附録・諸人の感夢」を四九目と る前後を、日を追って詳しく物語る。とくに、入滅までの半年間における法道の言行の大切な部分を、 頃に遭遇した「天保の大飢饉」に対する財法二施の活動も述べている。巻下になると、五五目を五九 行を多く持ち、それらの寺院へ説法に趣き、また多くの書翰を交わしている。なかに、法道が五十歳 五六帖までに綴り、 これらは法龍や同行者が法道の入滅直後に、 夢によって法道から受けた法門を追

仏についての要義を三○目・三五帖までに記し、さらに「樗簿口連」(童蒙の為の和讃)と「粉引歌」 を載せる。『拾遺』の後半には、『法道和尚詠歌集』を別途三○帖を費やして綴っている。法道の行状 薩を感夢した事」ほか、法道が生前に霊夢として感得した多くの宗教的瑞相を、或いは諸人が法道に 四一帖までに記される。初めに「師夢の記」と題して、「夢中に円戒国師と相見した事」や「地蔵菩 ついて得た感夢をも含めて二七目・二四帖までに物語する。のち、「要義問答」など法道が語った念 つぎに、『拾遺』には前半と後半があり、「目録」は前半部に属する三二目を掲げ、これらの内容は

数目を載せて巻下を終わる。

では、宗教的感夢と和歌を詠ずることが大いにその個性を発揮している。

が録述編纂している。『雑記』の方は文政十一年(一八二八)より法道没年の天保十年(一八三九)ま 巻として、また説法の暇に多くを詠んだという和歌を集めて『称名庵和歌集』六巻を、いずれも法龍 る言葉や説法は臨場感に富んでおり、法龍が常に仕えていたことが分かる。 でに記録し、また『和歌集』は天保四年から同十年までに誌し、法道没後の形見のため集録したことが、 『行状記』巻中のなかに法龍が記すのをみる。法龍は七歳で法道に弟子入りし、 一十六歳にすぎなかったが、法道に随侍して忠実な記録者を演じた。『行状記』を読むとき、 またつぎに、法道の著作をみると、生涯にわたる著述と法語および書簡の類を『称名庵雑記』一八 法道が入滅時にはまだ 法道が語

とされてよい。これらのうち、恵心僧都(源信)と円戒国師(真盛)の法語は、合わせて「三法語」と は西来寺二十五世であり、その著した法語である『同行勧化章』(『大正』七七)は、本願念仏義に依 よばれ、法道のときから真盛の念仏観にとって重要な法語とされるに至る。また、真荷(―一七六二) 台律宗或問」(巻一)、「宗略·宗略引証」(巻二)、「恵心僧都御法語略解」「真荷上人同行勧化章略解」(巻 っており、右にみた宗淵の賛文中にもあったように、法道がもっとも身近に手本とした著述に相違ない。 一二)、「円戒国師念仏三昧法語略解」(巻一三)、「円戒国師念仏法語略解」(巻一四)などが法道の主著 それで、『称名庵雑記』のなか、比較的長文の構成をもつ著述には次のものがある。すなわち、「天

法道の伝記にみる持戒念仏の事績

年二月七十七歳で没した。 なり、二十一歳九月に西教寺二十六世真雄より戒灌頂を承けると、師の義豊は間もなく病気になり翌 を面授相承の上に修学した。また、その間の十八歳四月十二日より六月五日までと、二十歳四月七日 典漢籍を勉学する。ついで、 より五月二十九日まで、 の号をもつ)。十歳の九月に坂本西教寺二十四世真鳳に受戒し、十三歳七月より百余日加行、 の真福寺で義豊和尚の下に出家し、豊道の名を得た(後に法諱は法道、 法道は伊勢国の庵芸郡 西教寺の教黌で結夏を修めた。そして、二十歳秋には真福寺を継いで住職と (現津市河芸町) 十七歳春より六年間に菅内村長賢寺(現亀山市) 中別保村で天明七年十一月に生まれ、五歳に同郡久知野村第2つほ 法字は唯乗とし、また一心院 の唯法の下で天台教相 のち外

死を離れるか」を悩み思惟しはじめ、解脱の要行を求めて発心した。そこでまず、祖師真盛の行業が るや」と問うたのに対し、「当今下機の我等にはかなわない」との答えを得て、「ならばいかにして生 には記す。また、 法道は病中の師僧を手厚く看護し、「看病福田」に関する沢山の経疏を読んでいることを『行状記』 唯法の下で湛然の『止観大意』を学んだとき、師に「是の如く修行すれば覚りを得

念仏にあったことを窺い知り、朝夕念仏を勤修したが疑念は晴れず、安心の正旨を求め道心を増進せ

しめたという。

二十七歳には法道は、盛俊(―一五五六)が伊勢山田の善光寺で著して残した真盛の『絵詞伝』を、 者に草庵 道は若きより愛読したという。これらの念仏行者たちに志を同じくしてか、法道は二十六歳になると 盛の伝記に明白であると教えられた。当時そこに蔵された真盛の 遁世の意を発し、 にあった無能(一六八三―一七一九)の、『行状記』や『遺事』『詠歌和讃集』『念仏験記』などを法 仏相続に邁進する。 師の自行化他は偏に弥陀の本願を信じ、口称念仏である」ことを確信し、これより疑念を払拭し念 たので、その場では国師 歳秋にこれを訪ね安心を問う。真厭の安心は、「本願の口称念仏」であると聞き、そのことは祖 間もなくある人より越前府中の引接寺で真厭が隠士として専ら念仏を修める由を聞いたので、二十四 一八一八)を尋ね、説法を聴聞した上で面談し、大いに道心を増したという。ほかに、同じく浄土宗 文化六年(一八〇九)の二十三歳三月に、法道は一志郡木 造 村の引接寺へ転住することになり、 (称名庵)を寄進されたので、そこに閑居念仏し住職を弟子の法遵に譲った。その翌年の 鈴鹿山を越えて湖西に遊化し、蓮友を求めて法談に歩き始める。 法道ではまた、求道の過程に摂津の勝尾寺へ浄土宗の徳本行者(一七五 (真盛)真筆の「身替わり名号」を拝し、 『往生伝』は、貸し出し中であっ 後に贈ってもらったところ、「国 間もなく、 有信 師真

当寺に求めて拝見し、それによってますます宗祖 (真盛) の念仏義が善導流(本願念仏)である確信

を深めたようである。

四十八日の念仏行を修し、その間に名号書写は一万余幅に登ったという。 に再び引接寺の住職に復するに至る。ここでは、 毎月十五日を中心に生涯にたびたび出勤した。他方、 に毎月の六日と十九日の二回、一〇年間にわたり高声念仏し高座にて『往生要集』を正依に説法を勤 めた。その一○年を終わる頃に、西来寺の真阿より、 文政二年(一八一九)の三十三歳には、津の西来寺に不断念仏の復興に請われ、 在住すること三〇年の間、 毎月十一日と二十六日に別時念仏を修め、 本堂を再興するとともに、 木造村では弟子の法遵が早世し、三十六歳三月 法道は喚阿の称を推奨されたのであり、 或いは七日の断食別行や、 仏具や経巻・仏像を修補 四月十九日を初め 以後も

⑥柑子村円通寺、⑦日野信楽院、⑧同大聖寺、⑨木 流 村法蓮寺のほか、⑩石寺村光善寺、『『『『『『』』 法化先には、①小谷村円林寺、②内野村正宝寺、③伴村智禅院、④今在家村引接寺、⑤石塔寺村石塔寺、法化先には、①小谷村門林寺、②内野村正宝寺、③伴村智禅院、④今在家村引接寺、⑤石塔寺村石塔寺、 (正宝寺)、尭道(円林寺)、順式(智禅院)、本誓(欣誓庵)ほかの名がよく出て、とくに仏蓮(申阿) はほとんど天台宗であるが、 願隆寺、 天保元年(一八三〇)四十四歳頃から、法道は近江の湖東へ懇請されて諸寺院に頻繁に遊化法施する。 ⑫上野村新宮寺、⑬西寺村西教寺、 日野の二ヵ寺は浄土宗で地区の有力寺院である。 (4)桐原興願寺、⑤豊浦東南寺ほかが掲げられる。これら 親しい蓮友では、 ⑪松尾村

と尭道(頼阿)の両法印とは書翰を含め頻繁に往来している。

追善供養などの法施を修し、そして質素倹約を自らと一般にも熱心に進めた。『行状記』には、 要集』の古写本が存し、 の惨状と、 ので、法道は蓮友たちとも協力して乞食には食事など多くの財施を行じ、またおびただしい餓死者 り全国的な飢饉にみまわれ 合に出向いている。このとき、真厭はすでに没していたが、この寺にはかつて真盛所持と伝う そうしたなか、これらの蓮友を伴って、天保四年四十七歳に越前府中の引接寺へ『往生要集』の校 法道らの財法二施と質素倹約のありさまをかなり克明に記している。 法道はそれをもとに克明に書写校合を加えたに相違ない。また、天保四年よ (天保の大飢饉)、同七年の法道五十歳頃には極限に達する惨状となった / 『往生 飢饉

すが、かつて三十五歳七月に風阿にかかったとき、 尚大僧都)より法華千部会の説法を請われたのは、病を押して何とか勤めたが、その前後に湖東に寄 肉食をしなかったので、 寺へ遊化し、蓮友や同行たちと再会を悦び合った。しかし、五十二歳春に坂本西教寺(第二十七世真 ってなじみの寺々に法化したのは、これが最後となった。法道は性質多病であったと『行状記』に記 法道は、 四十八歳十月に痔血を下す大病に陥る。それはひとまず回復し、五十一歳春には湖東の諸 体力の消耗を早めたに相違ない。 魚を食べることを勧められてもそれを拒み、

天保十年(一八三九)になると、三月に前年同様に坂本西教寺の千部会に請われたが、病のために

となった。六月に入り病が重くなり、十一日に危篤状態に、ついに同十三日に五十三歳をもって「正 によって別時念仏と法座を勤めたのち、同二十六日の引接寺での別時念仏を勤め、これが最後の説法 は別時念仏会を勤めて、本堂の横に五輪の石塔を建立したとする。 念往生」を遂げたという。そして、十五日葬式は西来寺真阿僧都の導師により、 行けず、津の西来寺まで趣いてそこの法華千部会の法施を朔日から九日まで勤めて自坊の引接寺へ帰 った。五月になり、十一日にいつもの自坊での別時念仏会を勤め、同十四日にも安濃津の何某の施主 同二十六日に法龍ら

四 法道の修めた別時念仏行にみる「本願念仏」義

観大意』、同『始終心要』、四明知礼『十義書』、同『観経疏妙宗鈔』、同『十不二門指要鈔』、 心印記』、同『浄土境観要門』、妙立慈山『円頓章合記句解』、霊空光謙『台宗綱要』等である。ここで、 台四教儀』、従義『天台四教儀集解』、蒙潤『天台四教儀集註』、『天台円宗四教五時西谷名目』、湛然 唯法に従って学んだ天台教相の文献は、次の如くである。すなわち、灌頂『天台八教大意』、諦観 『行状記』では、その求道と説法において共通のテーマは、「本願口称の念仏」義であると 巻上に記す若き修業時代の「宗教相承の事」によると、十七歳から六年間に菅内長賢寺の 懐則『仏 一天

唯法に学んでのちの法道による求道の概略は、先にみたとおりである。 を拭いえず、法道の求道は祖師真盛の正しい念仏義を探究することに向けられたわけである。そして、 釈書は、霊空に批判を加えながらも即心念仏義による解釈を施している。したがって、「本性の弥陀、 語)について、例えば西来寺塔頭の東漸院恵覚が著した『円戒国師念仏法語研心解』など代表的な注 その学識は大きな影響力をもった。江戸中期のこの天台僧はまた、念仏でも知礼をモデルに「即心念仏」 趙宋天台の知礼教学を導入して天台学をリードしたことで知られる。とくに、霊空は、右の荊渓湛然 妙立慈山(一六三七―九〇)と霊空光謙(一六五二―一七三九)は、江戸中期の天台に安楽律を興し、 唯心の浄土」を求めて一心三観の観法と学解を重んじる即心的な念仏観には、真盛門流内では違和感 を提唱し、 なら理観を重んじる即心念仏に類するに相違ないと論じた。この影響下に、真盛の念仏法語 (『草堂雑録』巻四)、戒律を重んじる先輩として真盛に敬意を表する一方で、念仏では天台僧である (唐七一一一八二)や四明知礼(趙宋九六○─一○二八)ほかの典籍に講録等の注釈書を残しており、 その念仏観が真盛門流にも導入された。霊空は『西教寺中興開山真盛上人伝論』を著して

声に唱名念仏を修め、 で修めた別時念仏行、 それで、法道の事業にみる最も大きな功績は、自坊の引接寺(木造)と、 およびそれを興隆せしめるのに人々を引きつけた説法である。それは、自ら高 のち会座の人々に説法する手法を取り、 その修行と法施は法道の「自行化他」 津にある中本寺の西来寺

活動に他ならず、門流の祖師真盛の宗風に従うものである。法道は、真阿宗淵が西来寺に来る前に、 そこの徒衆に請われて別時会を復興して盛況をもたらし、宗淵は赴任してよりそれを支持し讃えた。

ち、 う規則を設けて、「一向専称」を勧めている。法道は求道のなかに、その『往生伝記』を見い出して 次第による。 とを詳しく記している。真盛では、別時念仏を指導する際に、「不断念仏の僧尼等当番の次第」とい より祖師真盛の仏道に従って、自らの「出離生死」の救済法として別時念仏を実践し、多くの蓮友た 真盛の つまり僧侶の同輩と在家の同行を率いたのである。法道が修めた「別時念仏」法は、 『往生伝記』には、真盛が「不断念仏」伽藍を定め、「四十八日の別時念仏」を指導したこ 次のような

懺願儀』等)、 た、①②③は、趙宋の遵式(九六四―一〇三二)らが用いた天台の勤行式によるもので(『往生浄土 闢文は「光明遍照 い、⑥廻向文ではこれも善導『観経疏』玄義分の「願以此功徳 百返乃至千返にわたって唱えるのが一会の中心部分を占め、真読念仏の多少は随意によるという。 法道の『行状記』巻上には、 2 香讃、 のちの⑧⑨は『往生要集』による。そして、④発願は、『六時礼讃』にみる善導のを用 十方世界 ③ 数 仏、 4発願、 念仏衆生 それぞれに唱える具文と、それらの典拠を記している。なかに、⑤開 5開闢文、 摂取不捨」の『観経』文のことで、この下に真読念仏を幾 ⑥廻向文、⑦礼拝、 平等施一切 8臨終要文、 同発菩提心 9四弘誓願 往生安楽国」 ま

を唱えてのち、「西方極楽の弥陀如来」を初めとする諸仏諸菩薩、および天台の列祖を掲げて誦える。 これと同様の勤行式は、『称名庵雑記』にも記録され、その巻一には「師勤行式」と「勤行式本拠抄出 さらに巻一八には「師別時念仏並説法の則」と題して、よく似た内容をいっそう詳しく記して

41

霊空の「即心念仏」が評判を取ったなかに、真盛の念仏観に対する疑問を晴らした。法道は、「本願 集』をも拠り所にすることを勧めた。それで、『行状記』巻下には、法道が往生する二週間前の五月 による口称の念仏」を肝要とするために、天台僧の円信が永正四年(一五〇七)に著した『往生捷径 とを強く確信して、その意義を弘めたことに法道の功績がある。そのことは、 集』である。その場合に、真盛の『往生伝』をもとに、その念仏義は善導流の「本願念仏」であるこ 一十九日の記事として、法道の次のような主張を載せている。(三七帖左) 法道が天台の念仏者として拠り所にしたのは、これもまた真盛に従って源信の 当時の天台宗内に安楽 『往生要

は 我が一期勧むる所の趣きは、国師の御伝記の意趣をいでず。 抑 国師の御伝記を 熟 案じ奉るに、 趣に見立て、人をして本願に帰せしめ称名念仏せしむるのみ。扨其の本願を委しく述べたるもの 深く弥陀の本願を信じて、口称念仏の一行を相続するにあり。是れを以て『往生要集』を其の意 『往生捷径集』なり。故に予が一代人を勧むる事多くは『捷径集』によるなり。

文も重視されているのをみる。

原問答』、或いは法然門流の向阿証賢『三部仮名抄』や隆暁『念仏安心大要抄』なども信用せよと主 そして、「本願唯称」について、これは祖師真盛(国師)の勧めであるからとして、『法然上人伝』や『大

張している。とくに、法然には真盛も私淑していた旨を法道は述べる。

念仏」に関する主張を抄出し、そして真迢の伝記を綴っているのをみる(『大正』七七)。 仏を最要とすることを弥陀の「第十八願」文と善導の『往生礼讃』にみる「四十八字文」によって示 巻上には、真迢が真盛の本願念仏義を『往生要集』に依拠して跡づけたこと、また巻中には真迢が念 の巻上は、天台の列祖を中心に浄土念仏に関する法語を集め、また巻下には真迢の著述から「戒律と している。それで、法道は生前に、『先徳法語集』二巻を編集していることが留意されてよい。これ いは『末法灯明記』(伝最澄)に従って「無戒の僧を謗ってはいけない」と誡めた言説を法道は引用 していること、そして巻下では真迢が戒律を「末法には分に随って一戒二戒でも持つべき」こと、或 このような法道の主張は、 門流内では先輩である真迢の著述に学んでいることによる。 『行状記』

のことではあるが、法然とその門流の著述を多く愛用したことから、「円戒助業」論を主張したため、 念仏行)を重んじながら、「一向専称」の念仏聖としての生涯を送った。ただ、これも真盛に学んで 法道では、真盛の伝記と真迢の著作を学び、これらの祖師にならって戒律(梵網戒)と修行 (別時

門流の後の教学史ではその点は見直されることになる。ともかく、天台のなかで戒行を尊重する本願 戒と念仏」を宗旨とする真盛教学がやがて明確化されてゆく。 念仏を顕揚したことは、法道の事績にみる顕著な特色である。 法道の努力のもとに、日本天台では 持

《注 記》

- $\widehat{1}$ 華経』(一九八〇年、芝金声堂刊)もある。 寺(三重県津市乙部)から論文集として刊行された。また、 色井秀譲教授ら天台学研究者が「真阿宗淵上人讃仰会」を組織して、宗淵がかつて住持した西来 『天台学僧宗淵の研究』一九五八年。この書は、真阿宗淵の百回忌を記念に、 色井秀譲 『真阿宗淵上人と山家本法 佐藤哲英教授や
- $\widehat{2}$ 青木龍孝「妙有上人―慈雲尊者との関係を中心に―」(慈雲尊者の会『雙龍』六号、一九七三年).
- 3 刻して載せている。 『法道和尚行状記』は、『拾遺』を除く三巻を『天台真盛宗学研究紀要』七(二〇一二年)に翻 (翻刻と解説は寺井良宣による)
- 4 れているのをみる(一九八八年)。 刊されている。また、『称名庵和歌集』は、木造の引接寺より時の住持小泉法吽氏により刊行さ 『称名庵雑記』一八巻は、大正八年(一九一九)に西教寺から前編三冊と後編三冊の六冊で発

(5) これらのなか、『安心摘要抄(宗略・宗略引証)』と『三法語略解』は、それぞれ別出して明治

四十三年(一九一〇)に西教寺から公刊されている。

(6) 『真盛上人往生伝記』巻上(『続天台宗全書・史伝2』四八九~九一頁)

《翻刻資料

興円 『円頓菩薩戒十重四十八行儀鈔』の翻刻と和訳

第一節 興円 『円頓菩薩戒十重四十八行儀鈔』の翻刻

凡例

漢字は原則として正字を用い、略字・異体字は正字に改め、また通用の旧漢字を用

いた。固有名詞は俗字・異体字を使用した場合がある。

の統一をはかるために補い、読点(、)句点(。)と中点(・)も適宜に付けた。

二、送りがなとルビは原典(写本)のままを記し、返り点は原典を尊重しながらも表記

引用典籍と文字には 『 』と 「 」をつけて範囲を示した。

四、 翻刻者による注記(傍注と本文中とも)は(丸カッコ)を付した。

圓頓菩薩戒十重四十八行儀鈔(比叡山黒谷 興円集記)

圓頓菩薩戒十重四十八行儀抄

問。八萬法藏中、修||何法||速可||成佛|耶。

言持戒言。 者名 少聞見、能持戒名。勝士」 我亦不」聽」受一持是經一」文。又月燈三昧經云。「雖」有二色族及多聞一、若無戒者猶言禽獸 各坐 光明 答。 攝 者戒法是也。 有二十重波羅提木叉一。 = 佛戒 金剛寶 三魔 菩提樹 一切菩薩當學、 一世諸 眷屬六、 可」信、 佛、 衆生受 戒、 若離 誦 同受¬持戒法 是 非。佛弟子言。 々 マ マ (^{可信}) 佛戒 戒法 我本師戒、 切佛本源、 一切菩薩今學」文。 若受,,菩薩戒,不,誦 修 不」可」疑。 即入諸 文。 |佛道||云者此、魔、眷屬也。 成 速欲」得 十重四十八一、 案心此等 經文 、三世 諸佛誦 成成 正 甍.。 佛位 切菩薩本 |成佛|者可」護||戒法]。 ` 爰以、 涅槃云。「若持二是經一而不」持」戒、『嗚赡疏六正職四○、五八二上》 位同二大覺一已、 此戒 者、 源、 乃至微塵菩薩衆、 梵網經云。「本盧舎佛心地中、 佛性種子」 非』是菩薩」非』佛種子 非 |佛弟子||。依」之、 真是諸佛子」立。 文。 爰以、 由」是成二正覺一 又云。 佛。 梵網 一是時千 設雖」修 ·經云。「一切有」心者、 -0 梵網云。「 明二知べ 名。魔眷屬。 初發心中、 我亦如」是誦。 文。 -百億、 () 佛道、 諸佛菩薩佛性種子 即身成佛之無以如 |佛告||諸佛子||言。 |(天正藏三四、100四中) 還至一本道場 常所」誦 不少受一持戒 非 難」處 |我弟子|。 切菩薩 皆應 卑下 戒、

第一殺戒

義記云。「第一殺戒、殺是性罪、大乘制之當初也。大慈以;慈悲;爲¸本故須¸断也」文。(キョ厥)のヹ゙゙゙゙゚゚゚゚゚゚゚゚゙

戒 有 某云。明曠、名:|殺人戒,立、名。意、大乗、菩薩、以;|慈悲,爲、本・、故人畜同制、之。而 - *於,|所殺、之境, 、(天正薦) - 5元(15) 故"以」人爲」重ニ。此`以トラ重法「故"、爾者殺畜罪ッヘ第十四放火燒山戒"攝在ハッ也。 ||輕重|、故以タ殺||畜生|、爲||輕垢罪ト、以ム殺ム人ア爲||波羅夷罪ト也。義記中ピヘ、於||第一殺戒||有| |。義記意"以『後釋|爲」本。故"近來、十重〕時、授||不殺人戒|也。意、人道六道〕中 "尓爲パロー道器ザ、 一以、殺、人、爲಼波羅夷罪ト゚。如ハ太賢師等ト゚。二以、殺、畜爲಼輕垢罪ト゚。明曠ト依。後釋」故、 名。殺人 兩釋

第二不與取戒

義記云。「不與取戒第二。灼然-シット不」與取名」劫-゚。潜匿シット不」與取名」盗。盗¦彼依報「得」罪。 同犯。」文 此戒七衆

故"次"制工也。」文 今約;,不與取;可¸護¸也。依¸之、明曠云。「第二不與取戒、非理侵奪シッ失¸命ッ損メ゚ワー道ッ、莫¸不」因」茲゙ 某云。 隱顯言。隱顯共「不」可」取言人財『故、名,不與取言也。但與,偸盗,不與取、諸所〕異義、新舊〕兩釋差別也。 於上盜有 ||輕重| 。以||四錢以下物|爲||輕垢| 、以||五文以上|爲」重ー。偸盗ヘ約||隱取| 、不與取ヘ通|

第三婬戒

義記云。「第三婬戒、名:非梵行:。鄙陋之事ナルゥ故・、 言:非浄行:也。七衆同犯、大小倶制派 而制有

多少」。五衆邪正倶"制"。二衆但制"邪婬"。」文

衆生で、 死 某云。在家菩薩制,,不邪婬 於」男二二處、 無」不」因 心々繋縛べき、 口道大便道也。 | 婬戒 | 、 私情逸蕩シテ、 故制爲 -0 不、婬、他夫他妻"也。 自『磨」根漏以精『等、 波羅夷一。 因果輪廻、。漂示溺、愛河、。 依」之、 出家菩薩、一向、不」婬」女人三處、口道大小便道 明曠云。「第三非梵行戒。大論云、 非、波羅夷、可」屬『輕垢』。繋『縛》人心『、 流,轉『キュート五道』、莫」不」由」此とこ。 婬欲´雖」不」惱 流一浪生 故詞

第四不妄語戒

↓重。」 文

大小乘俱制。」

明曠云。「第四大妄語戒、 某云。於:|世間|、見不」見等云ッヘ、名:|小妄語|、非:|大妄語|。未」得:|佛法|得等云ッ、誑 ||名利||入身此名||大妄語|。以||大妄語|、爲||波羅夷||。小妄語||可 未、得謂、得、、調、主聖誑、凡。惑、動、時、俗、、狂な好的名利、 三輕垢罪けれ也。 非一波羅夷一所制 故得 一世間一人で、招 重罪する 依」之、

第五酤酒戒

義記云。「第五酤酒戒。 大士之躰與コペッ人智恵ッ゚。以:無明`薬ッ飮。人'、非,菩薩行!'。」 酤、貨貿之名。酒是所貨、之物。所貨乃多種、。酒是無明之藥、令於人,惛迷也

某云。菩薩行、人可」與」藥ッ、 不」可」與一酔藥門。 而酒、是、起罪、之本、 放逸之門也。 何與」他"失一智恵"、

今:放逸ニシッ損ェ他ッ、 失重故"制」之。依」之、明曠云。「第五酤酒戒。 酤是貨賣之名、酒是昏酔之藥⁺,。

但爲」治二重病了、或、酤或、買非以制限」。

優婆離爲

病

比丘一、與」酒治」病、説」法令」得」果故也。

酒'有;;三十六失;。放逸之門故制¸重」文 此意也。

第六説四衆過戒

義記云。「説四衆過戒。 説、是談道之名。 四衆、謂同法、四衆。 過一者七逆十重也。 | リカー | リカー以抑 | | 没前人 | で、二損

』正法『故得」罪也。」 文

爲 障;彼利他行,、故制」之。菩薩「揚」。他德,、掩」過『可」助,利他之行』。何説」過』、失,前人〕信心』。 何容言說是過,塵而黷、信心,、乖言,利他、行,、故制,重犯,。」文 某云。不¸說¦大乘四衆明德之過¦也。有¦利他之德¦、於¦四衆明德之人¦、或犯¦七逆¦、或犯¦十重 ||波羅夷ト゚。依レ之、 明曠云。「第六説四衆名德犯過戒。菩薩/運懷/、弘示護》三寶『、掩」惡『揚」善『の伝統』 一説デ、 故制

第七自讃毀他戒

義記云。「自讃毀他戒。 自讃者自『稱云己』功能』。毀他者譏此他、過惡』。 備二二事"故重"。 菩薩、推り直り

於他一、引দ曲中向口己一。何容了學」我可毀し他可、故得」罪。」文

故制」之。依」之、明曠云。「第七自讃毀他戒。 某云。 菩薩以言利他『爲」本言、 己身。爲、次言。 而"爲"名聞利養"、 自讃;,己功能,、抑;,他,盛德,。 讃。己功能了、 損」物之甚。故"制"重罪"。 毀:他人,、乖言菩薩行言、

第八慳惜加毀戒

文

義記云。「第八慳惜加毀戒。 **慳惜**、是愛恪之名。 加毀是身口『ゼッァ加」辱『。前人求」財請スルニ法『、 慳格シテ

不」與、復加二毀辱。、頓生而,化道、故得」罪。。」文

財不¸宜¸慳惜加毀¸¸¸不¸¸犯重¸¸¸。依¸之、義記云。「若彼不¸宜¸¸聞¸法得¸財¸、宜¸見¸¸呵辱¸皆不¸犯」文(法蓋屬○至古兩上) 某云。前人或'求」財"、或求」法惜"不」與、反"加」罵辱」者、犯」波羅夷"。依」之、明曠云"。「第八故慳 加毀戒。菩薩〉接生、施『爲『萬行之首』。。豈更鄙恪》、加復毀辱》々。故制 ||重罪||。] 文 但前人聞」法與パリ

第九瞋心不受悔戒

此意也。

義記云。「第九瞋心不受悔戒。不」受..悔喻『、乖..接他之道』、故得」罪『。」文(マヒン)

某云。 菩薩以 ||慈悲忍辱| 爲」本ー。而懐ピァ瞋毒ワ損||慈悲ワ。復非」起」バ゙「瞋恚ワ、不」受」懺謝ワ、故制」之ワ。

及 一単雖」起 | 斷簡| つ ||瞋恚ア、受トト微謝ア、持リシッチェム犯。今戒意、以ヒスト、受ト微謝ア爲||犯重ト也。釋義分明也。トトム 明曠、不受懺謝戒、名《此意也。菩薩、盡、未来際、、 可」利用益衆生了。而今生一微恨、當來

爲二大怨亡。 辱ヲ爲↘懐。而≒反ァ瞋毒薀ス 非以起了言瞋恚,不」受以懺謝可哉。 |積シテ内心プ 傷」慈,損以道,。劫,功德,賊無、過言,、瞋恚。今生,微恨、 依、之、明曠云。

爲,,大生怨亡、故「制,,重罪。」文

第十謗三寶戒

義記云。「第十謗三寶戒、 亦云::謗菩薩法戒:。 或云二邪見邪説戒亡。 謗是乖背之名、 乖,,,己宗',故',得,罪。]

二三寶一犯」重也。 心帰二三寶一、口不」謗二三寶一、此,持一云也。

某云。

菩薩於三三寶一者、

可以成川帰依渴仰了之思了。不」可以成一

||乖背之思ヲ。而反三寶不ト如||外道||思ぇ、

謗

文

十重禁戒、行相如」此。云云

次四十八軽戒

第一不輕師友戒

義記云。「第一不敬師友戒。傲¸不¸可¸長ҳ。妨ゥ於進ロヒッ善故制ҳ。」文

某云。 敬量養了一切了有情景。 善根。也。 此戒意、以言憍慢、心言、 相出遇了師友一時八 況於二師長二輕慢せいする 以以敬心。可以問訊了。 蔑ツルコトラ師匠同行ラ誠ル也のアナ 違いた行い甚かの 依」之、 故制居」首三三文 明曠云。 菩薩可」重」師『、反以『慢心』蔑い、 「初不敬師長戒。 菩薩、理應於謙卑シテ、 不」可」生

第二不飮酒戒

義記云。「第二不飮酒戒。酒是放逸〕門+ルゥ故制。」文(大正藏四〇五七五七)第三版酒成

某云。酒、是起罪、本、 重過由」此 生、故制。」 文 但爲」治二重病『許」之。 放逸門故、 不」可」飲之。 或和」藥、 依」之、 或不」和」藥、 明曠云。「第二不飲酒戒。 兩種共可」許不。 酒、是惛狂之藥」, 息災ニシヶ為二榮樂

飲」之。者、 病經二六年一。 優婆離索が酒、今、飲平復、。重爲説、法、 得二二十五失了。如二大論明云为。 優婆離往,問 三所須言。 答 一唯思」、酒『語日、待』問 爲」治」病許」之、 得二羅漢果了。佛讃二優婆離了使治病,差世。又使」得」道。」 如二分別功德論一。 世尊云、遂三徃問。 彼論"云少。「祇園在"比丘」、 佛言::戒法所制法除:病

第三食肉戒

文 苦

義記云。「第三食肉戒。 斷二大慈言。 大士で懐」慈『爲」本で、 切悉斷。」文

某云。爲、味一食之一者、 菩薩、理應ぶ忘いす身。濟で物で 切悉可」斷三一 何以容与シャ反、食以衆生、身分す。 切 肉食で 背力大悲一行一故也。 故制」罪也。」文 依」之、 但治 明曠云。 重病 者非 「第三食肉戒。 |制/限/。

垢罪

0

義記云。「若有:」重病」、 飲」藥能治で、准」律得」噉「上」」者此意也。

第四食五辛戒

義記云。「第四食五辛戒。 薫臭妨」法故制。」 文(華)

*韮サゥソゥ 記云。 某云。菩薩、身器清淨「シット、常以『名香等』、可、供、三寶」。而反食、薫臭、五辛』故、(羅) 可」食」之。。爰以、明曠云。「第四食五辛戒。(太正顧四〇五五〇)」 故制」犯。」 風疾 四東ッカランソウ 「必有二重病」、薬三年三八不」斷せの(大正藏四〇、五七五上) 醫食服」蒜佛聽。」 文 五辛一者諸家釋不同二シテ、 五興渠ナツ。 文 蘭葱゚者、 明曠『、蘭葱・小蒜・野蒜』等、 如:身子,行法了。 不二一准けずの 菩薩一所居一身口香潔丁。 且依,義記並"明曠"疏"者、 菩薩"亦應」不計制也。」毘尼母論云。「舍利弗因 興渠者五辛共"爲"療治">,清之。 反食☆薫穢ッ、 ーニハ大蒜、二革葱、 諸賢聖遠去き、故不ら 賢聖遠ル之二。 是

第五不敬悔罪戒

義記云。「不教悔罪戒。 以朋公惠長是過故制。」文

住處す。 某云。此戒極¸難¸護¬戒也。末代無道心□>>、 無言左右一、不言,學所犯言。追言言言方便治擯言。亦唯知言所犯言、治擯不异叶、 若同住ジテ有ラ巨益₁者、 持ニシェ非レ犯。 知定學三所犯一、 學::所犯『者、可」有::過失:。 可」令 | 懺悔 | 。 若擧:,所犯,、反,有,過失,者、 無言慈悲一不一懺悔一者、 同住ジ無レ益、 速。可以去以 犯 輕

第六不供給請法戒

義記云。「第六不供給請法戒、喪ス染レ神ニ之益タ故制。」文(チエ蘸醤ロンエセエホサ)

給請法 某云。有:同宗知法)僧,、 _ 犯 三輕垢 但無...嗔心患惱之心.、 來:寺中:時:六、 有一染心分一者持一沙,非」犯。 入」心"致"隨分供給"、 可い聞い法する 雖」有上志、 若以言憍慢嗔心言、 無ジテカ可」及二供給 不具供 -非

制限」。随分志有『持非』犯。文

第七懈怠不聽法戒

義記云。「第七懈怠不聽法戒、制意與」前同。」文(法正屬內(五七五世)

某云。此戒、意、、入、心聞、作佛法、誠、也。次上、戒、、 戒、他所"説法處有、、行"聽な誠"也。 雖」無 |懈怠^心|、當¸住。|寺中|、依ハ動行脩學寺用作務等||、不シ 同宗知法人寺中「來,六、供給請法也」。 次此

往非『犯戒』。徒『住》『以』懈怠』心』、往不」聞犯』輕垢』也。

第八背大向小戒

義記云。「第八背大向小戒、乖」大故制。」文(於正藏四〇)在北西史)

某云。 但於『中 '棄『大取』小。、心中 '謂『二乘、勝・大乘、不」及。 若・計未」、成 犯 此戒二諦三寶戒、 四種邪見中、 邪見方便罪也。上文云。「下品邪見、不以下言二三寶不」及二外道一、 輕垢。 下自有『背大向小」。」

第九不看病戒

義記云。「第九不看病戒、乖」慈故制。」文(於出於四次五七五下)

某云。此戒、有『慈悲心』者、 自然"持」之、 無言心慈悲心一、難言持戒一也。而是隨之分隨之力、 可二看病で也。

若不、及、力、起,慈念心,不、犯」文此意也。

第十畜殺具戒

記云。「第十畜殺具戒、以」傷」慈故制。」文

某云。此戒〉意、不」可」畜;一切,刀杖等。。 刀杖、損一害、光衆生,故、 背は慈悲心に。若不いいて爾の畜非い犯。

十八道具"有;,刀子,。故無,益者、一切不,可,畜;っ。

第十一國使戒

記云。「夫為『敵國》使命』、必覘『候》盈虚』、矯―誑記云。「夫為『敵國》使命』、必覘『候》盈虚』、矯―誑 ハケミ モトメ 第一略、邀」合ニョー、関連で、情に存に勝負す。シャクリャク ケウ 以ヶ乖三本

慈了、文云台」國賊台。」文

某云。 和融一不上苦力 菩薩乖||慈悲|故、爲||勝負合戰|國使,不」爲也。爲||殺害,根本|、故制」之。 非..制限.。依,之、記云。「爲..利悪心-^<、簡-'除、和融'?。」※ 但除二利養思了、爲二

第十二販賣戒

《翻刻資料》興円『円頓菩薩戒十重四十八行儀鈔』の翻刻と和訳

某云。爲」利奴婢・六畜・棺材木等不」可」販||賣之|也。 若非。利養、 爲」他有」益者、 且可」許」之。 菩

薩〕利他意樂、不二一准」故也。若無」益者不」可」許」之。 云云

第十三謗毀戒

記云。「第十三謗毀戒。陥≒沒前人」、傷ュ慈故制。」文

某云。 此戒意今、 無り言語・境っ上下、 有戒 無戒っ、 向 同 法人、 無事 ・有事共言 毀謗スヒン犯 三輕垢す。 向

毀謗゛者犯、七逆・十重等。云也。

第十四放火燒山戒

|異法一人|、謗」之"者犯」重也。

記云。「第十四放火燒山戒。傷言損有識

故制。」文

某云。 此戒」意、 依」放一火山林一、一 切蟲類及人宅·田木·鬼神·官物等ジダ燒失故'、山林·廣野'不」放」火、

持非」犯也。

第十五僻教戒

記云。「第十五僻教戒。使』人失』正道,故制。」文(法華麗〇年出去)

某云。 慈悲心『、見」機爲』方便』、 此戒意念、以言悪心・嗔心」、 教」之持ニシュ非」犯二。 教二二乘・外道等經律等で、 依、之、記云。「見、機益、物不、犯。」文此意也。 令」堕二二乘・外道之有 故制也。 若以デ

第十六爲利倒説戒。

記云。「第十六爲利倒説戒。乖…訓授之道,故制。」文(朱正藍)〇五七六中)

故也。 之。爲||自身利養|、或亂||他人|"、違||菩薩行||故制"。 某云。此戒意爲||利養|、爲||非器|授||深法|、爲||機量||祕||法門|、爲」利違||佛教|、爲||檀那|説」戒者制」 聖智窮」玄、 鑒」機得達人、許」授」戒者、 末代不」可」有二戒師一。 若以『慈悲』授」之、以『智力』爲」他不」可」授」戒 只以::慈悲,授,之無,失也。

第十七恃勢乞求戒

記云。「第十七恃勢乞求戒者、惱」他故制。」文

某云。 住一名聞利養一、 恃 一威勢ラ、 乞一求他財物 惱、他故犯:輕垢了。 或教」他、 爲」我不二心行一、 方物。

乞取一、犯一此戒」也。

第十八無解作師戒

記云。「第十八無解作師戒。 無」解强,授、有上誤」人,失」故制。」文

經文學、「不以解二一句一偈戒律」因緣一、經濟經共正藏三四二〇〇六世) 輕垢 某云。具一四能・五徳一、 可」授見タッ。 捨ュ嚢ッ取ュ珠ッ譬思ュ之ッ。 也。 但設"不」"具,四能・五德"、住灣慈悲心。、隨,分如,形、、戒相,"存知,分有,"可,授也。案是 可」成:|戒師亡。而不」解:|一句一偈`戒律、因緣己、詐解心云授」他、誤」人故犯! ヹ゙ヹ 詐言. 能解一者、 即爲自欺誑、 亦欺∏誑他」。」文有□隨分〕解□者、

第十九兩舌戒

記云。「第十九兩舌戒。遘ニ扇シャ彼此ッ、 乖..和合.故制。」文

某云。此戒ハ可言両舌『持言相也。 兩舌、彼此闘諍、源也。 菩薩可」令…彼此和合一。 而反、 令...闘諍.故、 不

」可::兩舌:者也。

第二十不行放救戒

記云。「第二十不行放救戒。見」危不」濟、乖」慈故制。」文

門,故也。菩薩行,慈悲,爲¸本。記「何容;`*見¸危不以濟。大士、見¸危、致¸命故也。」文此意也。 某云。此戒意、人倫・畜生、 一切有」生者、見」危。可一方便救護一。 不」可」撰二親疎一。 不」爾、 乖 慈悲

但不」

及」力、非二制限一。旦住計整心一、隨」分可」護也。云云

第二十一瞋打報仇戒

記云。「第二十一嗔打報仇戒。既傷;惑忍;、方復結;怨故制。」文記云。「第二十一嗔打報仇戒。既傷;惑忍;、方復結;怨故制。」文

某云。此戒意、 以、嗔。報、嗔。、以、打報、打、(瞋) 乖,菩薩,忍慈,故制,也。 設殺這父母兄弟,不了可以報。

今生、微怨、、生々、怨き。故、、継罵詈打擲き、不」可」加」報者也

第二十二憍慢不請法戒

記云。「憍慢不請法戒。 慢如 ||高山|'、法水不」住、 有」乖...傳化之益..故制。」文

《翻刻資料》興円『円頓菩薩戒十重四十八行儀鈔』の翻刻と和訳

某云。 此戒意^、自高貴・福貴・聰明・多智トゥ故、以ド憍慢^心ド、請ト、知法・年少・卑門・貧窮/僧ト、

不」聞」法"、乖,,傳化之益,、故制」之也。菩薩誤卑賤・貧窮-"、於,有,所,解人;者、不,可,恥,,可問"也。

. 굿

第二十三憍慢僻説戒

記云。「第二十三憍慢僻説戒。乖…教訓之道,故制。」文《朱墨麟〇、五七七上》

某云。此戒意、以二慈悲,利」他爲」本"故、 正直"教」人"、 可」令」解:經律で 而反、 以□輕心・慢心・悪

心 ->, 新學〉菩薩來。、尋一問佛法。不」答、迷一惑人,故制」之。若無一惡心,、隨三機,堪不二、 用言方便 一説者、

非」犯"也。

第二十四習學非佛戒

記云。「第二十四習學非佛戒。不學務以所學務、務學所,不」應是學家者、 乖心出要之道,故"制。」文

某云。此戒意ゝ、小乘・外道俗典等宯、不↘可↘學↘之漻。大乘菩薩ゝ、學詾大乘﹞三學孠、可﹞自利・ 小乘・外道´法´、障ホ大乘´菩薩心「毒藥也。仍不」可」學」之。但爲」益ウ彼「學サン非」犯」。依」之、 利他での 記云。

乘、法、、爲、欲上引,化二乘、、令、上入上大乘上、不、犯"也。」文 「習」小助」大不」犯。爲」伏□外道『、讀□其經書『者亦不」犯。菩薩若撥□無二乘』、亦名爲」犯亡。若學ハット二(メニਛᢐ回ウヸせせ)

第二十五不善和衆戒

用、自損損」他故制。」文 記云。「夫爲二衆主」、 必使上事。會二衆心二、 方能傳言益う後生す、 彼我獲上利。 而反、 起三闘亂、 用,無二、節

依」之、 助 垢 某云。 此常律儀也。但菩薩利」他事廣、 垢了。 若其潤シ己、 會 僧衆 衆心 _ 也。 此戒意公 明曠云。 雖 無 止 自用 三闘亂 三闘亂 爲:'坊主・長老」、領、衆人、守;護寺中常住ご三寶物,、 「由ル無二法ノ訓ル(天正義四〇、五九四上) 者、 ٠, 及三寶混和也人 無 自他共可以得益以。而反、 必非」犯。 |盗心|故、 荘¬厳師」不」由 衆ッ、 故"可」隨」時。但爲」僧不用分犯」輕。但可」由」事。 云云 亦同言聲聞,互用"得心重"。」文但不」白」衆爲」僧用、 犯 |輕垢|。 乃令ニッ自他ッ、 以言盜心」故、 不」向二衆中一、 |偷心|、亦不」已但爲」僧而不」白」僧、 不用而用一、 不」白」衆"己用、 亂シュ不」用而用レハ 名爲二無度」。 如 一戒律ご 及三寶物、 設雖」非 自無言盜心一、 向非衆中で、 是輕ニシテ非」重一者、 應理可 互用 _ 自 可 ル用 用 犯」重"也。 用 但 而 |結||輕 犯 而 用。 用 輕

第二十六獨受利養戒

記云。「第二十六獨受利養戒。 主心」、貪故制。」文 僧次請」僧、 不上問二客舊『、等』皆分。 而舊人獨受、不以分以客以、 乖施

檀那 某云。 請 此戒意公 衆僧、 菩薩以 私「隔」客僧」、 三慈悲ラ、 失。檀那平等。福田。、 檀那 一施『不」簡言客舊『、 犯 輕垢 平等"可」受也。 0 若檀那隔二客僧"者、 而反が、 隔 客僧『者、 教化》字平等三可、施。 犯

第二十七受別請戒

||常利施||故制。]|文

記云。「第二十七受別請戒。 各受"別請」、則施主不」請二十方「僧」、使『施主"失言平等心功德」、十方僧失

某云。 此戒意、 菩薩不」可」受: 別請?。乖:大悲利施:、故犯:輕垢?。依」之、記云。「凡齋會利施、 悉っ

則不」営品功德學、 如、此等、不、制。」文 斷世別請り」文

但見」機,有」益可」受」之。是以記云。

「若請言、受戒説法』、見」機。或、比智。 (大正叢門O、五七七七)

知門此人

第二十八別請僧戒

記云。 「別請僧戒。當」知、是心則爲||狹劣|、失||平等心|。」文(宋正義國〇五七七下)

二一人」、非、犯、戒。記「一食`處'、莫、問二人数多少'、止請二一ソ僧次'、便不、犯ナサ。」文此意也。 得 某云。此戒意、 ||功德||微少也。別自5ヘ請||衆多^僧|*、請||一人^僧次| 、其福無量也。 菩薩以『平等』心』、可』普請』。 普請。以』心廣」故、 得」福無邊也。 不上云二人数多少了、 別請、善根不净ニシテ、 僧次請

第二十九邪命自活戒

文

記云。 「邪命自活戒。 大論云、貪心ッモッ發;身口ッ、名爲;邪命ト。 文列:|七事|、例同者皆犯、乖..淨命|也。」

某云。 七事者、 此戒意、、住,利養、心、、 販量女色、二自手作。食、 無 恵悲、 三相 邪命自活スレハ、 吉凶、四呪術、 乖 五工巧、 ||利他||故、 六調:|醫方|、七和:|合毒藥 犯:輕垢:也。 此戒所制、 一殺レ人 七種

等也。出家・衆生・檀那、信施同淨食也。

第三十不敬好時戒

好時一、 修 某云。 記云。「第三十不敬好時戒。 善根 此戒意公 虧慢スレン、更三犯スの 者、 犯 輕垢 於三三齋月 也。 隨 但破戒一時八 ・三齋日二、 所犯。事一、 三齋六齋、 隨」篇"結」罪。 別可、修、善。、 並是鬼神得」力之日すり。 隨 |所犯[']罪'、 此時此日 讀誦 結篇不同すり。 日、 坐禪等ッ゚ 此日宜脩」善。 不」應」不」 非 一今意。 而於 知加三一 | 齋月齋日|、 但出家一菩薩 福過二余日 戒。 文 及 |破戒||不| 前 不上論

時節で、 此二品、 於 持齋三品。 盡壽持齋以此、 在家一菩薩可」制也。 一盡壽持齋、 可」修二舌根等,也。 此、可,出家菩薩,。二三齋月・六齋日。三於,三齋月,、 齋月齋日 持齊、 在家菩薩、、 雖」通,出家一、機嫌惡故、 於 一齋月齋日二、 可 出家一菩薩八 持齋以 余月日『不」制」之。 白月十五日持齋、。 以 ニ盡壽持齋ラ

第三十一不行救贖戒

可」爲」本一。

不者犯」罪故制。」文 記云。 「不行救贖戒。 見」有り賣 |佛菩薩像|、 可三救贖一。 損辱之甚、 非一大士一行一。應一隨一力救贖了。

某云。 有。恵悲心、 菩薩見」賣二佛菩薩經論、 雖」有二方便救護之思「、不」及」力也。 發心菩薩比丘・比丘尼等で、 隨」力可以救贖 隨」力可:救贖一。 - 0 無。恵悲心、、 不」爾者犯 乍」見無 ||救贖/之思|、 |輕垢|也。 若

不」贖者犯二輕垢 也。

第三十二損害衆生戒

記云。 「損害衆生戒。 此有二六事一。 遠防。損害、 乖」慈故制。」文

某云。 此戒、意、 菩薩以 慈悲 ٠, 可レ利 二衆生での 不」可」損一害衆生で、 故販 ||賣シ殺具ッ、 畜 輕秤 ・小斗」、

||官形勢||求取||人財物||、 害心罗王子繫縛シ、 破三成功三、 長一養猫狸猪狗了。 此等一六事八、 損 ☆害スル衆生ッ道

理有『故』、不」可」犯」之。 乖 慈悲 故也。 因

第三十三邪業覺觀戒

記云。「凡所」運爲スル、 皆非。正業二、 思想・覺觀、 有人亂是四个心道,故制。」文

某云。此戒意、 思一惟シテ正道ラ、 觀一見經論等了、 可い利に衆生す。 而反、 以 邪念 無益、 世 。 見 一闘諍等事っ、

|勝負事"遊戯ハキ゚。此等皆亂ハ正道|、障||自利利他

故、

犯

輕垢

於三所制一、

有 |兩事・八事・六事|、 經文分明步り。 可」見。云云

爲

||自娯||聽||管弦|、

自作

第三十四暫念小乘戒

記云。 第三十四暫念小乘戒。 乖一本所」習故制。」 文

某云。此戒意、一向非_捨,|大乘,|。且小乘^易行、修,|小乗^三學,|、斷_結以後利,|衆生,|思^。此等^且雖 ||念退アー゙、以」此爲||根本ナ゚。退||大乘戒フ利益|、 故犯、輕垢。。依、之、記云。「此戒所制、不、欲、背、大、

正^言:小乘易行,、且欲:斷」結、然後化;上生。」文此意也。

第三十五不發願戒

難」遂が故制。」文

記云。「不發願戒。 菩薩常應」願示求勝事。。縁心心善境一、 將來因」此剋遂了。 若不、發、願ッ、

乘律、 體有」十。 某云。 五願解十發趣、 大乘菩薩、、 記云。「願體有::十事」。一 必先可、發、此願。。發、此願、、 六願解十長養、 願孝父母・師僧、 七願解十金剛、 萬行萬善、 二願得好師、 八願解十地、 自然具足シテ、 三願得勝友・同學、 九願如法修行、 成一佛道。、 十願堅持佛法。」 併此願力也。 四三願教我大 願

第三十六不發誓戒

文但發一四弘一十願滿足工地。

生。違犯,故制。」文 記云。「不發誓戒。」 誓、是必固之心、 願中之勇列意力 始行心弱。、宜。須言防持言。若不二發心作意言、 亦

某云。 成」願『也。 此戒意、 此後固。發,四弘願。、不,退失,可,具足 物シテ雖トモ發二十願ラ、 別勇猛不一要誓一者、 也。 所求願速疾難」成故制シャ、 願,上上要誓シテ、

爲

第三十七冒難遊行戒

『遊行ぶふ、致い有引き『夭逝』。在い危"生い、念、所」喪事重"。以」不」慎故制。」文 記云。「第三十七冒難遊行戒トテベ、始行フ菩薩ヘ、業多ク不ュ定。且ク人身難ュ得コト、堪タワ爲ョ道器」。不シケ愼

遊行敎化ド。於「難所」遊行ド、遇「中夭危難「、身心共「労トット、破「損「道「故、不」可」遊「行難處」'。遊行 某云。此戒意、春秋"乞食`、遊行化」物"。冬夏坐禪``、可」進」道。於;此間,、有;諸妨難,處、不」可;

時(可」具;足十八種,道具等,。 只此戒、、不」遊;行難處;者、持「シヶ非」犯"也。故"云;冒難遊行戒

第三十八尊卑次序戒

記云。「第三十八尊卑次序戒、乖亂失」儀故制。」文

某云。此戒以言受戒」前後『可」坐『。不」可」亂,臘次『。不」可」云,耆年・高貴』。以言法臘『可」坐『。 爾者、犯』輕垢ヲ也。若大小乘シ僧集シ時シ、大乘菩薩シ一歳ケッニサ、小乘百歳シ比丘僧シ上'可」坐メ也。若小乘 若不レ

僧成」誇者、順;一國方;可」坐。。若無」益者、不」可;交衆同座言。

第三十九不修福恵戒

修」恵者、講|説゙゙大乘經律「、利|衆生「、令」遠「離三毒・七難等「也。住」利養「、不」修」福「、任「福恵 某云。此戒、意、菩薩僧、修心福恵、二、可」攝心衆生了。 記云。「不修福恵戒士、、福恵、二、荘厳、、如治鳥、二、翼、。不」可」不」修。乖治。出要之道:故制。」文 修」福者、修っ造堂塔・僧坊一切っ行道處 也。

不、修、恵。、 犯二輕垢罪了。 若雖」有」志、 不、及、力非、犯。依、之、記云。「凡此等、流類、悉。應、建立

第四十簡擇受戒戒

力若不」及者非」犯言。」文

記云。 「簡擇受戒戒。有ら心楽」受っ、悉っ皆應」與。若:嗔惡簡棄ストハ、(歯) (薬) 乖心於勸獎一故制。」 文

法、 某云。 犯 |輕垢||也。 只悪『隔受者』禁斷』』也。 此戒意、、有言受戒志」尋來者、悉。可」授」之。 問。 第八]重與:此戒,差別歟。 其つ意遙。異、 輕重差別也。 答。 第八重、依、慳、法、、 以言瞋悪ノ心ラ、 若以」慳」法、 簡示擇シェ受者で不」授、 加以毀故犯」重"也。 隔了受者了加毀也人 乖少,弘誓,故二、 可」犯」重"也。 今戒、非、慳

第四十一為利作師戒

律 = シテ**、** 不以解 某云。此戒意、爲,名聞利養,、不、解,十重四十八等、持犯ノ相,、詐゙云、解ー授シュト、戒ァ、犯,輕垢,也。 記云。「四十一爲利作師戒よっへ、 利他`心\、以*慈悲心\、雖\非*一切明律\、任\經文\爲\利他\授\之者、隨\分戒師可\許\之。 ||戒相"故"、或`非ヒッ持"云ヒ持*、或`非ヒッ犯"云」犯+、故"有||誤人`失†。仍不」可」授」戒"也。 適時「示」持犯「無」違」機「、 内無言言實解,、外"爲」名利一、輒爾"强"爲言、、有意誤人之失止故制。」文 上聖所」爲也。極下凡夫僧戒師心、非,利養'以言慈悲,爲,利他,授心 但住 切明

可」不」犯。云云

《翻刻資料》興円 『円頓菩薩戒十重四十八行儀鈔』の翻刻と和訳

第四十二爲悪人説戒戒

記云。「爲悪人説戒戒ヘ、凡ッ未メ受、「菩薩戒ッ者ッ、皆ッ曰「「悪人ト゚。若預ッ爲説ゥヘ、後゚・受パエ不レ能」「慇重「スルコト(メ、ಀಹೖロン、テヒカメト)

故制。」文

某云。爲二利養一、爲二未受戒人一、祕藏輙~不」可」説二此戒一。 此爲,欣慕了、非」慳」法"。 若輙爾説」之、 無

欣慕 |故、後受」戒不」生||信心「、故「制」之。但先聞「可ヒ生」信「機「ト、先説」戒「授非」犯也。

第四十三無慙受施戒

文

記云。 「第四十三無慙受施戒ィ、當分・犯ストト自ッ結レ罪ッ○(トーಀ素買○、エセトカサ) 不い。思二慙愧」、而冒い當利他」、 無沙愧少了一故制。

某云。 此戒意、、破戒言を成,他一福田「故制」之也。 意、勘心持戒で 明曠。名此致毀禁法戒。、《朱正藏四〇、六〇〇上》 此意也。

第四十四供養經典戒。

記云。「第四十四供養經典戒トマヘ、三寶ヘ皆ナ應ニ供養ス。若シ不レ修サ者、乖ウ於謹敬之心」故制。」文記云。「第四十四供養經典戒トマヘ、三寶ヘ皆ナ應ニ供養ス。若シ不レ修サ者、乖ウ於謹敬之心」故制。」文

某云。 常『此經』受持・讀誦・書寫・供養スル、此』名』持犯『也。法花』「若暫持者、常『此經』受持・讀誦・書寫・供養スル、此』名』持犯『也。法花』「若暫持者、 此戒意、、於二法花梵網等,大乘經律一、可二受持・讀誦・書寫・供養了。若不」爾者、犯 |輕垢罪で也。

是名言持戒。」

同事也。

五種

法師、 十種供養等、 此意也。

第四十五不化衆生戒

記云。「不化衆生戒八八、 菩薩一發心、爲けり物」。見た有識之類で、 應三須っ教化シテ令」得二悟解す。

有以乖問一大士之行」故制。」文

某云。此戒意、、菩薩、大悲『爲』本・、 故起以慈悲,、每以到,處以教以人。、 可」令三受戒一。 若見言畜生等了、

教一化衆生一心」者、犯二輕垢罪一」文此意也。

第四十六説法不如戒。

記云。「第四十六説法不如戒、「朱正藏四〇、五七九中」(「去法 前人不言如法言、强素爲"解説"之、彼此有"慢」法之失」故制。」文 止^タ 訓

二二一句一偈,、不二如法寸亦犯。

某云。此戒意、、不」具示足威儀。、率時"不」可」説」戒也。不」具:威儀,、率爾"説」之者、人慢」法。、不」 頭覆捉。一杖等一、或、法師、坐、、 可」生」信、佛法破滅」源すり。 不如法"説、輕垢"制也。不如法"者、或白衣説」法、乍,率爾,說,法、 聽衆、坐、高處、等、皆不如法、類也。 可」見二義記ず。云云

第四十七非法制限戒

「第四十七非法制限戒。戒既"見言善事"、(マトン) 法上沙ヶ應沙隨喜了。而今制網障閡不以、 乖い善之義で放制。

||他`造||佛事|、侵||出家發心'|、持'|シャ非」犯'|。 某云。此戒`意、三寶流ऱ布ザト世間「、見サ可」隨喜「。反サ成「障礙サ、非」佛子「、故犯」輕垢」也。只不」礙

第四十八破法戒

記云。「第四十八破法戒。内衆"有垺過″、依埒内法『治問ζペ。乃*向『白衣〉外人』、説垺罪『令パヤ彼『王法』紀云。「第四十八破法戒。

**治罰+、鄙--辱清化|、故名||破法+。乖||護法之心||故"制。] 文

外道、 法、因緣了者、持少非」犯也。云云 滅べれ也。 順言。檀那・國王・大臣等之心,、横"説"佛法"。佛弟子、作"繋縛"事"、 某云。此戒意、 非以破い之ず。佛弟子、 譬´如: |獅子/身中/蟲/、 爲二名聞利養二、 爲二名聞利養二、諂三國王大臣、 出家於言國王・大臣・文武百官、 自食い物子、肉で、故で此戒へ、 一切,檀越了、妄言語言誤了佛法了義了、 爲。名聞利養、 一切檀那一前二、妄三説二七佛一戒法」。 自滅 佛法」也。 横"談"佛法"、 佛法。天魔縁 不」説:破

皆自

御奥書云。

圓頓菩薩戒十重四十八行儀鈔

之一。爲二未受戒一不」見」之。云云 徳治三年七月一日始草¬案之¬。同十二日草了。爲ႊ興¬行大乘戒¬報轟四恩¬、< 於叡山黑谷願不退坊集一記 佛子興円關三十。

于時延慶三年庚戌十一月二十二日、於同山東塔東谷神藏寺、爲校讀書寫了。 諱宗秋天台光宗記之。

元德二年七月二十四日、於大谷寺彼御本書寫了。同二十七日一校了。 天台求法沙門運海記之。

長禄四年庚辰五月十六日、爲||弘法利生|以||敬心| 書寫之了。

円戒苾蒭良恵。

慈威和尚戒儀ノ御入句

豈迷,,生死之長夜,乎。法藥貯心定持,,金石之壽福,。 夫遇 |如來之伊王|、服||實相不死之法藥|、開||己心之伏藏|、得||金剛寶戒之明珠||。 依一受戒出家之功德一、故師資之芳契無」朽、 然則戒光照」身、 同生

(追記奥書)

||一佛之浄土|、共證||無生忍|。願以||此功德||云|。

右此抄者洛陽於妙覺寺求之畢。

慶安二旦丑年十一月日。 觀音寺舜興藏。

宗が書写して所持し、 とあって、それらはいずれも所持者を記している。 である。 かつて観音寺舜興が所蔵した正教蔵(現在は西教寺蔵) 今のところ見つかっていない。本写本は、 た伝信和尚興円(一二六三—一三一七)の、天台(智顗) 本書(興円集記『円頓菩薩戒十重四十八行儀鈔』)は、中古天台期の比叡山に、 したがって、 本書写本の扉の題字の下に「光宗」の名があり、 それが雲海をへて、 良恵 末尾の奥書にみるように、興円が集記したのを、 (興円から一五〇年後) に存する写本をここに翻刻した。 『菩薩戒義記』巻下に対する注釈書である。 の書写したのが伝わ 表紙の題字の横端に 戒律復興を成就し 弟子の光 対校本は ったもの 「良恵

ることが留意されるからである。また、興円による『義記』巻上への注釈は、『菩薩戒義記知見別紙抄』 ひとつに明確な理解を与えるため『義記』の文を抄出して、これに解説を加えたものである。いはば 『義記』の注釈とはいえ、大乗戒を説く『梵網経』の「十重四十八軽戒」に対して、ひとつ この書は比叡山 学解よりも『義記』巻下を指南に梵網戒を実践的に学習することを意図している。と (西塔黒谷願不退坊)における、「十二年籠山修行」のなかで造られてい

三巻が別に存する(『続天台宗全書・円戒2』所収)。

戒は、 威和尚伝)という自叙伝とみられる伝記がある(いずれも『続天台宗全書・史伝2』に収録)。 これは奥書などから弟子 に続いて光宗(道光、一二七六―一三五〇)ほかの同志がいる。これらの学僧たちが再興を志した円 らの伝記によって、黒谷流の事績を知ることができる。 所)、さらに帝釈寺 た指導者であり、その腹心の弟子には慈威和尚恵鎮 活動した本拠の名により「黒谷流」と呼ばれる。 比叡山の黒谷(西塔の別所)を拠点に、 (横川の別所) (光宗) が記したと考えられている。また、恵鎮にも 『閻浮受生大幸記』 (慈 にも及んで活動した。興円には、『伝信和尚伝』という伝記があり、 円戒(天台宗の大乗戒)を復興する運動に従事し (円観、一二八一—一三五六)があり、 黒谷をはじめに、 のちには神蔵寺 (東塔の別 またそれ

七月 立場 年籠山行」を始めた。恵鎭ははじめ随身であったのが、翌年(二十六歳)に籠山行をともにし、つい 翌年の一○月より伝教大師最澄の祖式(『山家学生式』)に従って、黒谷の願不退房(坊) において 「十二 で二年後には光宗が加わり、さらに順観や通円などが同行となったという。興円はこれらを指導する 興円は、四十二歳の嘉元三年(一三〇四)に天台宗比叡山の戒法(円戒)を再興することを発起し、 xから、籠山行中に数篇の著作をなし、本書 (『十重四十八行儀鈔』) は、奥書から徳治三年 (一三○八) (籠山四年目)に著されたことを知る。また、既述の『知見別紙抄』は、 前年の徳治二年に記述

意」を引用して、のち「某云」としてそれへの理解を簡潔に述べる体裁をもつ。そして、そこに明曠。 は、 け 内容については、拙稿 心として――」龍谷大学短期大学部編 内容と特色については、 行の上に案出した「重授戒灌頂」の、中核となる思想(一心戒蔵)を述べている。(なお、 義」のとくに「戒体」義について特色ある理解を提示している。すなわち、そこでは興円らが籠山 四十八軽戒」の戒相を注釈する。これを興円は、『菩薩戒義記知見別紙抄』三巻によって、「三重玄 十重四十八軽戒それぞれについて、『義記』が与える戒名を出し、ついでそれらの名のゆえんである「制 向大乗寺興隆篇目集』、延慶三年四月に『興円起請文』、および正和二年(一三一三)から同五年にか (草案)している。ほかに、徳治三年八月に『戒壇院本尊印相抄』、延慶二年(一三〇九)二月に『一 九九七年を参照)。 対するに、『円頓菩薩戒十重四十八行儀鈔』は、『梵網経』の戒相を理解するための書である。本書では、 天台智顗(五三八―五九七)の撰述とされる『菩薩戒義記』二巻(『大正蔵経』巻四〇所収)で 『円戒十六帖』を記し残している(いずれも『続天台宗全書・円戒1(重授戒灌頂典籍)』に収録)。 大乗戒経である『梵網経』を注釈するのに、その巻上には「三重玄義」を論じ、巻下では「十重 「中古天台期の叡山(黒谷)における籠山修行」『叡山学院研究紀要』二〇号、 拙稿「伝信和尚興円 『仏教と福祉の研究』一九九二年を、また興円らの籠 (戒家)の円戒思想----『菩薩戒義記知見別紙 抄 山修行の を中 書の

修

を、「四十八軽戒」にもとづいて定めている(拙稿「黒谷流による叡山戒法復興の思想――興円の『一 『一向大乗寺興隆篇目集』の「菩薩大僧戒篇」等では、自らの護るべき「僧制」(安居・持齋・十八物等) 「某 云く」としてコメントを加えることにより、戒相と『義記』の文に平明な理解を与えている。け られている唐代の天台僧であり、その『疏』(『大正蔵経』巻四○所収)は「刪捕疏」と呼ばれるように、 の『天台菩薩戒疏』の解釈も適宜に加えられている。明曠は、湛然(七一一―七八二)の弟子と考え 行するのに基準とすべきもっと多く種々の内容を含んでいる。したがって、興円は他の著述、例えば につけるにはとても有益である。興円による本書のねらいは、まさにここにあるといってよい。そして、 網経』にはそれぞれの「戒名」は付けられていないので、『義記』が与える戒名と制意は、 れども、戒相とくに「四十八軽戒」のそれぞれは、本書に解説される範囲をこえて、大乗の菩薩が修 るのは、籠山修行のなかで実践の上にそれぞれの戒を暗記し身につけることを意図しているといえる。 『義記』を補う性格をもつゆえに、天台では『義記』に次ぐ必須の戒疏である。梵網戒への注釈では、『義 ただ、本書のなかには、『梵網経』の戒相は記されていないので、別帖に所持したと考えられる。『梵 自体が簡潔な性格をもつのに加え、本書(行儀鈔)には「戒名」とその「制意」だけを主に用い 戒相を身

向大乗寺興隆篇目集』を中心として――」『真盛宗学研究』五号、

一九九七年)。

『疏』はいっそう詳

本書を体得した上には、『梵網経』の戒相によく熟達するため、『義記』と明曠

鈔』三巻を著している(『大日本仏教全書』七一、鈴木財団編の同『全書』一六に収録)。この書は、 また、恵鎭の後を継いで法勝寺和尚となった惟賢(一二八九―一三七八)は、『天台菩薩戒義記捕 接 をよく講義したようで、その一部として『菩薩戒疏聞書』が発見されている(『続天全・円戒2』所収)。 である。すなわち、興円のもとに籠山を満行し、後に法勝寺住持となった恵鎭は、梵網戒と『義記 さらに用語の現代語による意味や典拠を(丸カッコ)内に補うことにする。 に改めて表記する。そして、訓点や送りがなは原本(良恵の写本)に必ずしも従わず読みやすくし、 ら趣意を取る)。そうすれば、次の「『義記』に云く」と始まる註釈が分かりやすいからである。 に分かれる)では、梵網戒と『義記』はよく修学されたといえる。 恵鎭から受けた講義をもとに著述されている。黒谷流 原文に用いられている漢字はできるだけ残して、当て字や略字は「正字」に直し、旧漢字は当用漢字 加えることにする。(『大正蔵経』の文は落丁があったり叙述に不統一があるので、 「十重四十八軽戒」の各戒相を戒名の次に、『大正蔵経』二四に所収の『梵網経』の文を和訳する形で しく学ばれたに相違ない。というのも、黒谷流では天台『義記』に対する末註は、他にも存するから そこで、本書の内容については、和訳(書き下し文)をもってこれを読むことにしたい。その場合、 本書の特色に言及した研究論文には、つぎのものがある。 (恵鎭ののち惟賢の法勝寺流と光宗の元応寺流 脚注を参照しなが

○窪田哲正「興円の『円頓菩薩戒十重四十八行儀鈔』について」(『印度学仏教学研究』三三―

一、一九八四年)。

○ Paul Groner, The role of the Pusajie Yiji (菩薩戒義記) in medieval Tendai discussion of the precepts, Journal of Tendai Buddhist Studies(天台学報特別号)2007.

○寺井良宣「天台『菩薩戒義疏』の四十八軽戒釈: ――第五軽戒までを中心に――」 (『叡山学院研

究紀要』三〇、二〇〇八年)。

問う。八万の法蔵の中には、何なる法を修め、速かに成仏す可きや。

経』に云く。「色族及び多聞有りと雖も、若し無戒ならば猶し禽獣のごとし。卑下に処し聞見少なし。 を受持することを聴さず」と(文、明曠『天台菩薩戒疏』、『大正』四〇・五八二a)。又た『月灯三昧で見持することを聴さず」と(文、明曠『天台菩薩戒疏』、『大正』四〇・五八二a)。又た『月灯三昧 已に学び、一切の菩薩は当に学び、一切の菩薩は今学ぶ」と(文、同一○○四b)。『涅槃』に云く。「若 依り、『梵網』に云く。「仏は諸の仏子に告げて言く、十重の波羅提木叉有り。若し菩薩戒を受けるも、 仏の心地の中に、初発心の中に、常に誦する所の一戒は光明と金剛の宝戒にして、是れ一切仏の本源にある。 答う。三世の諸仏は、同じく戒法を受持し、正覚を成ぜり。爰を以て、『梵網経』に云く。「本と盧舎 此の戒を誦せざる者は、是れ菩薩に非ず、仏の種子にも非ず。我れ亦た是の如く誦す。一切の菩薩は 千百億は、還りて本の道場に至り、各おの菩提樹に坐し、我が本師の戒なる十重四十八を誦したまえり。 し是の経を持つとも、而も戒を持たざれば、魔の眷属と名づけ、我が弟子に非ず。我れも亦た是の経 切の菩薩の本源なる、仏性の種子なり」と(文、『大正』二四・一○○三c)。又た云く。「是の時に 戒法是れ也。若し戒法を離れて仏道を修むと云はば、此れは魔の眷属也。仏弟子に非ず。 微塵の菩薩衆は、是れに由り正覚を成ぜり」と(文、同一○○四a)。諸仏と菩薩の仏性種子

仏の位に入り、位は大覚に同じくし已れば、真に是れ諸仏の子なり」と(文、『大正』二四・一○○四 眷属と名づけ、仏の弟子に非ず。速かに仏と成ることを得んと欲する者は、戒法を護る可し。爰を以て、 るに、三世の諸仏は戒を誦して仏と成りたもう。設い仏道を修むと雖も、戒を受持せざる者は、魔の と雖も、能く戒を持てば、勝士と名づく」と(文、明曠同『疏』、同五八二a)。此れ等の経文を案ず $\underset{\circ}{\overset{a}{\circ}}$ 『梵網経』に云く。「一切の心有る者は、皆な応に仏の戒を摂むべし。衆生は仏戒を受くれば、即ち諸 明かに知る、即身成仏は之れ持戒に如くこと無しと。信ず可し、信ず可し。疑う可からず。云々。

第一殺戒(殺さない)

夷罪なり。(『梵網経』巻下、大正二四・一〇〇四b) 生を救護すべし。而るを反って自ら恣ままなる心をもって、快き意にて殺生せば是れ菩薩の波羅は 故 に殺すことを得ざれ。是れ菩薩は応に常住の慈悲の心、孝順の心を起して、方便して一切衆 見て随喜し、乃至呪殺すれば、殺の因、殺の緑、殺の法、殺の業あり。乃至、一切の命有る者を、 仏子、若し自ら殺し、人を教えて殺さしめ、方便をもって(殺し)、殺すことを讃歎し、作すを

『義記』に云く。「第一殺戒。殺は是れ性罪にして、大乗には之を制すること当に初めなるべし。大士 は慈悲を以て本と為す故に須く断ずるべきなり」(文、『大正』四〇·五七一b)。

こと、強きが故に人を以て重と為す。此の重法を以ての故に、爾らば殺畜罪をば第十四放火焼山戒に 故に、畜生を殺すを以て、軽垢罪と為す。人を殺すを以て波羅夷罪と為す也。『義記』の中には、第 以て本と為す。故に人と畜とに同じく之を制す。而れども所殺の境(対象)に於いて、軽・重有り。 某一云く。明曠は殺人戒と名づけて名を立つ(『大正』四○・五八七c)。意は、大乗の菩薩は慈悲をそれが、 のようこう せつにんかい を以て軽垢罪と為す。明曠は、 て本と為す。故に、近来は十重の時は不殺人戒を授くるなり。意は、人道は六道の中には道器と為る 一殺戒に於いて両釈有り。一には人を殺すを以て波羅夷罪と為す。太賢師等の如し。二には畜を殺す 後の釈に依るが故に、殺人戒と名づく。『義記』の意も、後の釈を以

第二不与取戒(与えられないものを取らない)

得ざれ。而るに菩薩は応に仏性もて孝順と慈悲の心を生じて、常に一切の人を助け、 あり。呪して盗み、乃至鬼神・有主・劫賊の物、一切の財物の、一針一草をも故らに盗むことを 若し仏子、自ら盗み、人に教えて盗ましめ、方便して盗めば、盗の因、盗の縁、盗の法、盗の業 を生ぜしむべし。而るに反って更に人の財物を盗まば、是れ菩薩の波羅夷罪なり。 福を生じ楽

『義記』に云く。「不与取戒第二。灼然として(あからさまに)与えざるを取るを劫と名づく。潜かにいる記している。

《翻刻資料》興円『円頓菩薩戒十重四十八行儀鈔』の翻刻と和訳

正』四〇·五七二a)

を失い、道を損すること、茲に因らざる莫し。故に次に制する也。」(文、『大正』四〇・五八八a) る也。 取る可からざる故に、不与取と名づく也。但だ偸盗と不与取とは、諸所の異義、新旧の両釈に差別あ 隠取に約し、不与取は隠・顕に通ず。隠に 某云く。盗に於いて軽・重有り。四銭以下の物を以て軽垢と為し、五文以上を以て重と為す。偸盗 今は不与取に約して護る可き也。之に依り、 (隠れて取る)も顕に(あらわに取る)も、共に人の財を 明曠云く。「第二不与取戒は、 非理に侵奪して命

第三婬戒(淫らな性行為をしない)

菩薩は応に孝順の心を生じて一切の衆生を救度し、浄法を人に与うべし。而るに反って更に一切 若し仏子、自ら婬し、人に教えて婬せしめ、乃至一切の女人に故らに婬することを得ざれ。婬の困、 の人に婬を起こし、畜生、乃至母女、姉妹、六親を択ばず、婬を行じて慈悲心無きは、是れ菩薩 婬の縁、婬の法、婬の業あり。乃至畜生の女、諸天・鬼神の女、及び非道に婬を行ぜんや。 而も

『義記』に云く。「第三婬戒は、非梵行と名づく。鄙陋 (いやしくみにくい)の事なるが故に、

の波羅夷罪なり。

と言う也。七衆は同犯にして、大・小は倶に制す。而も制するに多少有り。五衆(出家)には邪・正

波羅ら 小便道を婬せざる也。男に於いては二処、口道と大便道也。自ら根を磨り、精を漏らすは、 某云く。在家菩薩には不邪淫を制す。他夫・他妻を婬せざる也。出家菩薩は一向に女人の三処、口道と大・ を繋縛す、 (邪婬と正婬)を倶に制す。二衆(在家)には但だ邪淫を制す。」(文、『大正』四○・五七二b) 夷と為す。 軽垢に属す可し。人心を繋縛し、生死に流浪するは、婬戒に因らざること無し。故に、 と。 私情は逸蕩 之に依り、明曠云く。「第三非梵行戒。大論に云く、姪欲は衆生を悩まさずと雖も、心々 (きままにおぼれる) して、 因果は輪廻し、 愛河に漂溺す。 五道に流転す 波羅夷に 制して

第四不妄語戒(うそをつかない)

ること此れに由らざること莫し。故に重を制す。」(文、『大正』四○・五八八b)

菩薩は常に正語・正見を生じ、亦た一切の衆生に正語・正見を生ぜしむ。而るに反って更に一切 若し仏子、自ら妄語し、人に教えて妄語せしめ、方便して妄語せば、妄語の因、妄語の縁、妄語 衆生の邪語・邪見・邪業を起さしめば、是れ菩薩の波羅夷罪なり。 の法、妄語の業あり。乃至、見ざるを見たりと言い、見たるを見ずと云い、身心に妄語す。 而も

『義記』に云く。「第四不妄語戒。妄は是れ不実の名、凡を欺むき聖を誷つり、人・心を廻惑する。所

以に罪を得る。此の戒は七衆同犯にして、大・小乗は倶に制す。」(文、『大正』四○・五七二c)

得る。」(文、『大正』四〇・五八八c) と為す。小妄語は軽垢罪なる可き也。波羅夷の所制には非ず。之に依り、明曠云く。「第四大妄語戒は、 るに得る等と云いて世間の人を誑かし、名利を招くは此れを大妄語と名づく。大妄語を以って波羅夷のに得る等と云いて世間の人を誑かし、名利を招くは此れを大妄語と名づく。大妄語を以って波羅夷 某云く。世間に於いて、見ざるを見る等と云うを小妄語と名づけ、大妄語には非ず。未だ仏法を得ざ 未だ得ざるを得ると謂い、 聖を調つり凡を誑かす。時の俗を惑動して狂げて名利を招く、 故に重罪を

第五酤酒戒(酒を売らない)

生に明達の慧を生ぜしむべし。而るに反って更に一切衆生に顛倒の心を生ぜしめば、是れ菩薩の詩をった。 若し仏子、自ら酒を酤り、人に教えて酒を酤らしめば、酤酒の因、酤酒の縁、酤酒の法、。 業あり。一切の酒を酤ることを得ざれ。是れ酒は罪を起こす因縁なり。而も菩薩は応に一切の衆 酤酒の

波羅夷罪なり。

ベ 乃ち多種あり。 『義記』に云く。「第五酤酒戒。酤は貨貿(売りあきなう)の名なり。 無明の薬を以て人に飲ますは菩薩の行に非ず。」(『大正』四○・五七三a 酒は是れ無明の薬にして、人をして惛迷せしむ。大士 酒は是れ所貨の物なり。 (菩薩) の体は人に智恵を与う 所貨は

或い 放逸の門の故に重を制す」とは(文、『大正』四○・五八九a)、此の意なり。但だ、重病を治す為に、 之に依り、明曠云く。「第五酤酒戒。酤は是れ貨売の名なり。酒は是れ昏酔の薬なり。酒に三十六失有り。 逸の門なり。何ぞ他に与えて智恵を失わしめ、放逸にして他を損ぜしめんや。重を失う故に、之を制す。 某云く。菩薩行は人に薬を与える可く、酔薬を与う可からず。而して酒は是れ罪を起こす本にして放

第六説四衆過戒(同法の四衆の七逆と十重の罪を暴かない)

果を得しめたるが故なり。

若し仏子、 ぜしむ。而るに菩薩反って更に、自ら仏法中の罪過を説かば、是れ菩薩の波羅夷罪なり。 法中の非法・非律を説くを聞けば、常に悲心を生じ、是の悪人の輩を教化して、 罪過の因、 自ら出家・在家の菩薩、 罪過の縁、 罪過の法、 罪過の業あり。而も菩薩は外道の悪人、及び二乗の悪人の、仏 比丘・比丘尼の罪過を説き、人に教えて罪過を説かしめば、 大乗の善信を生

『義記』に云く。「説四 衆 過戒。説は是れ談道(語り言う)の名なり。四衆とは同法(大乗の菩薩 の四衆 し没落させる)、二には正法を損する故に、罪を得る也。」(文、『大正』四○・五七三b) (出家と在家)を謂う。過とは七逆と十重なり。一には以て前人 (現前の人)を抑没し (抑圧

乖く故に重犯を制す。」(文、『大正』四○・五八九a) 故に制して波羅夷と為す。之に依り、 は他の徳を揚げて過を掩い、 或いは七逆を犯し、或いは十重を犯すとも、これを説かば彼れの利他行を障げる故に之を制す。 某云く。大乗の四衆の明徳なひとの過を説かざるなり。利他の徳有りて、四衆に於いて明徳の人の、 悪を掩い善を揚ぐ。 何ぞ過を説いて信心を塵黷す 利他の行を助ける可し。 明曠云く。「第六説四衆名徳犯過戒。 何ぞ過を説いて、 (きたなくけがす) 前人の信心を失わしめんや。 菩薩 容けんや。 の運懐は三宝を弘 利他の行に

第七自讃毀他戒(自己をほめ他人をそしることを制す)

己に向け、好事を他人に与うべし。若し自ら己が徳を揚げ、他人の好事を隠し、他人をして毀をいる。 若し仏子、自らを讃めて他を毀り、亦た人に教えて自讃毀他せしめば、毀他の因、毀他の縁、。 他の法、毀他の業あり。而も菩薩は、応に一切の衆生に代りて毀辱を加うるを受け、 悪事を自ら 毀

受けしめば、是れ菩薩の波羅夷罪なり。

や。 『義記』に云く。 故に罪を得る。」(文、『大正』四○・五七三c) 菩薩は直を他に推り、 「自讃毀他戒。 自讃とは自ら己の功能を称め、 曲れるを引いて己に向かわしむ。何ぞ我れを挙げ、 毀他は他の過悪を譏る。 二事を備うる 他を毀る容けん

《翻刻資料》興円『円頓菩薩戒十重四十八行儀鈔』の翻刻と和訳

功能を讃め、他の盛徳を抑える。物を損ずること甚し。故に重罪に制す。」(文、大正四〇・五八九b) 他人を毀れば、菩薩行に乖く。故に之を制す。之に依り、明曠云く。「第七自讃毀他戒は、自ら己の 某云く。菩薩は利他を以て本と為し、己身を次と為す。而るに、名聞利養の為に、己の功能を讃め、

第八慳惜加毀戒(ものおしみして他人をそしることを制す)

は、一切の貧窮の人の来り乞うを見ては、前の人須むる所に随って一切を給与す。 自ら慳み、人に教えて慳ましめば、慳の因、 慳の縁、 慳の法、 慳の業あり。 而るに菩薩は、 而も菩薩

偈 微塵許りの法をも説かず、而も反って更に罵辱せば、是れ菩薩の波羅夷罪なり。

悪心と瞋心を以って、乃至一銭・一針・一草をも施さず、法を求むる者有らんに、為に一句・一

口を以て、辱を加える。前人が財を求め、法を請うに、慳悋して与えず、復た毀辱(そしりはずか」 『義記』に云く。「第八慳 惜 加毀戒。慳惜は是れ愛悋(いとしみおしむ)の名なり。 加毀は是れ身・

施しを万行の首と為す。豈に更に鄙悋(いやしくおしむ)し、加えて復た毀辱せんや。故に重罪に制題が 加える者は、波羅夷を犯す。之に依り、明曠云く。「第八故慳加毀戒。菩薩の接生(衆生を接く)は 某云く。前人(現前の人)の或いは財を求め、或いは法を求むるを、惜しんで与えず、反って罵辱を しめる)を加えれば、頓ちに化道に乖く、故に罪を得る。」(文、『大正』四○・五七三c~四a)

慳惜し加毀するには、重を犯ぜず。之に依り、『義記』に云く。「若し彼れ、法を聞き財を得るのに宜 す。」(文,『大正』四○・五八九b)但だ、前人が法を聞き、財を与えるに宜しからず(適切でなく)、 しからず、呵辱せらる宜きは皆な犯ぜず」とは(文、『大正』四○・五七四a)、此の意なり。

第九瞋心不受悔戒(いかって他を受け入れないのを制す)

『義記』に云く。「第九瞋心不受悔戒。悔喩(くいてあやまることば)を受けざれば、接他(他人と接 中に於て、乃至非衆生の中に於て、悪口を以て罵辱し、加うるに手打及び刀杖を以ってし、意猶中に於て、乃至非衆生の中に於て、悪口を以て罵辱し、加うるに手打及び刀杖を以ってし、意思 若し仏子、自ら瞋り、人に教えて瞋らしめば、瞋の因、瞋の縁、 お息まず。前の人が悔を求め善言懺謝するに、猶お瞋りを解かざれば是れ菩薩の波羅夷罪なり。 は応に一切衆生の中に善根無諍の事を生じ、常に悲心を生ずべし。而るに反って更に一切衆生の 瞋の法、瞋の業あり。 而も菩薩

わる)の道に乖く故に罪を得る。」(文、『大正』四〇・五七四a)

明なり。断簡に及ばず。明曠の「不受懺謝戒」と名づくるは此の意なり。菩薩は未来際を尽くして衆 懺謝を受くれば、持にして犯に非ず。今の戒の意は、懺謝を受けざるを以て犯重と為す也。釈義は分 みに非ず、懺謝(くいあやまる)をも受けず、故に之を制す。一単(ひとたび)瞋恚を起こすと雖も、 某云く。菩薩は慈悲と忍辱を以て本と為す。而るを、瞋毒を懐いて慈悲を損し、復た瞋恚を起こすの

瞋毒を内心に薀積して、慈を傷つけ道を損す。功徳を劫む賊は瞋恚に過たるは無し。今生に微恨は当 生を利益す可し。而るに今生の微恨は当来の大怨と為る。瞋恚を起こすのみに非ず、懺謝を受けざる に大怨と為るべし。故に重罪を制す。」(文、『大正』四○・五八九c) かな。之に依り、明曠云く。「第九瞋心不受懺謝戒。夫れ菩薩と為っては忍辱を懐と為す。而るに反って、

第十謗三宝戒(仏・法・僧の三宝をそしらない)

ŋ_° 若し仏子、自ら三宝を謗り、人に教えて三宝を謗らしめば、謗の因、謗の縁、謗の法、 くなるべし。 而も菩薩は外道及び悪人の、一言にも仏を謗る音声を見ては、三百の鉾に心を刺されるが如 況んや口に自ら謗りて信心と孝順心を生ぜざらんをや。而るに反って更に、 謗の業あ 悪人と

邪見の人を助けて謗らしめば、是れ菩薩の波羅夷罪なり。

三宝は外道に如かずと思って、三宝を謗れば重を犯す也。心は三宝に帰し、口は三宝を謗らず、此れ 某云く。菩薩は三宝に於いて、帰依渇仰の思いを成す可し。乖背の思いを成す可からず。而るに反って、 背の名にして、nonに乖く故に罪を得る。」(文、『大正』四〇·五七四b) 『義記』に云く。「第十謗三宝戒は、亦た謗菩薩法戒とも云う。或いは邪見邪説戒と云う。謗は是れ乖

十重禁戒の行相は此の如し。

次には四十八軽戒なり。

第一不軽師友戒(受戒の師や同僚を軽んぜず敬う)

以て之を供給すべし。若し爾からずんば軽垢罪を犯す。(『梵網経』巻下、大正二四・一〇〇五 者を見ては、応に起って承迎し、礼拝し問訊すべし。而るに菩薩、反って憍心・慢心・癡心を生 戒を得已れば、孝順心と恭敬心を生ずべし。上座・和尚・阿闍梨・大徳・同学・同見・同行 若し仏子、 じて、起ちて承迎・礼拝せず、一一に如法に供養せず。自ら身を売り、国城・男女・七宝百物を に先ず菩薩戒を受くべし。一切の鬼神は王の身、百官の身を救護し、諸仏は歓喜したもう。 国王の位を受けんと欲する時、転輪王の位を受くる時、百官に位を受くる時には、応 既に

b

『義記』に云く。 「第一不敬師友戒は、傲りを長す可からず。 善に進むことを妨げるが故に制す。」(文、

大正四〇・五七四c)

某云く。此の戒の意は、 薩は師を重んず可きを、反って慢心を以て蔑れば、善根を生ず可からざる也。師・友に相い遇う時は、 「憍慢(おごりたかぶる)の心を以て、師匠や同行を蔑どることを誡る也。菩達はらまた

謙卑して、一切の有情を敬養すべし。況や師長に於いて軽慢せんをや。行に違うこと甚しき故に、 敬いの心を以って問訊す可し。之に依り、明曠云く。「 初めに不敬師長戒には、菩薩は理として応に して首めに居く。」(文、大正四〇・五九〇b) 制

第二不飲酒戒(酒を飲まない)

若し仏子、故らに酒を飲めば、酒の過失を生ずること無量なり。若し自身の手で酒の器を過たし、

人に与えて酒を飲ましむる者は、五百世に手無し。何に況んや自ら飲むをや。一切の人に教えて

飲ましめ、及び一切の衆生に酒を飲ましむることを得ざれ。況んや自ら酒を飲むをや。若し故ら

に自らも飲み、人に教えて飲ましめば、軽垢罪を犯す。

『義記』に云く。「第二不飲酒戒。酒は是れ放逸の門なる故に制す。」(文、大正四〇・五七五a)

二の不飲酒戒には、酒は是れ惛狂(おろかにくるう)の薬なり。 重き過ちは此れに由り生ず、故に制す。」 某云く。酒は是れ罪を起こす本にして、放逸の門なるが故に之を飲む可からず。之に依り、明曠云く。「第

に明かすが如し(『大智度論』巻一三、大正二五・一五八b)。病を治す為には之を許す。『分別功徳論 和薬あれども、 両種共に許す可し。息災にして、栄楽の為に之を飲む者は、三十五失を得る。『大論

(文、大正四○・五九○b) 但し重病を治す為には之を許す。或いは和薬(なごむくすり)、或いは不

を得しむ。仏は優婆離を讃め、病を差さしめ、又た道を得しむという。」(『分別功徳論』巻四、大正 法には病苦を除くと言えり。優婆離は酒を索めて飲ましめば平復せり。重ねて為に法を説き、羅漢果 唯だ酒を思うと答え、語りて曰く。世尊に問うを待ちて、遂に往きて問えば、仏は戒法に制する所の の如し。彼の『論』に云く。「祇園に比丘在りて、病い六年を経る。優婆離は往きて、所須を問えば、の如し。彼の『論』に云く。「衹園に比丘在りて、病い六年を経る。優婆離は往きて、所須を問えば、

第三食肉戒(肉食をしない)

二五・四六 c)

若し仏子、故らに肉を食せんや、一切の肉を食することを得ざれ。大慈悲の仏性の種子を断ち、 切衆生は見て而も捨て去る。是の故に、一切の菩薩は一切衆生の肉を食することを得ざれ。肉

『義記』に云く。「第三食肉戒は、大慈を断ず。大士は慈を懐くを本と為せば、一切悉く断ず。」(文、

を食すれば無量の罪を得。若し故らに食すれば軽垢罪を犯す。

大正四〇·五七五a)

反って衆生の身分を食す容けんや。故に罪を制する也。」(文、大正四○・五九○b)但し、重病を治 明曠云く。「第三の食肉戒には、菩薩は理として身(自己)を忘れても物(衆生)を済う応し。何ぞ 某云く。味食する為なれば、一切に悉く一切の肉食を断ず可し。大悲の行に背くが故也。之に依り、 《翻刻資料》興円『円頓菩薩戒十重四十八行儀鈔』の翻刻と和訳

すには制の限りに非ず。『義記』に云く。「若し重病有りて、薬を飲み能く治せば、律に准ずるに噉う ことを得る」とは(大正四○・五七五a)、此の意也。

第四食五辛戒(葷くて辛いものを食べない)

若しは仏子、五辛を食することを得ざれ。大蒜・革葱・慈葱・蘭葱・興蕖なり。 是の五辛は一切

の食の中に、 食することを得ざれ。若し故らに食せば軽垢罪を犯す。

義記』に云く。 「第四食五辛戒。薫(葷)の臭いは法 (浄法) を妨げる故に制す。」(文、 大正

四〇·五七五a)

さつき)、五には興渠なり。蘭葱とは、明曠には「蘭葱は小蒜・野蒜(のびる)等なり」と。興渠は に依れば、一には大蒜(しほひる)、二には革葱(にら)、三には韮葱(にらねぎ)、四には蘭葱 には、菩薩の所居は身口香潔なり。反って薫穢を食らわば、賢聖は之を遠る。是の故に犯を制す。」(文、 某云く。 五辛と共に療治せんが為には之を許す。 大正四○・五九○c)五辛とは、諸家の釈は不同にして一准ならず。且く『義記』並びに明曠の『疏 する故に、諸の賢聖は遠く去る。故に之を食す可からず。爰を以って、明曠云く。「第四の食五辛戒 菩薩は身器清浄にして、常に名香等を以って三宝に供う可し。而るに反って薫臭の五辛を食 『記』に云く。「必ず重病有りて、薬に餌うには断ぜず。 かか 身

利弗は風疾に因り、 子の行法の如し。菩薩も亦た応に制せざる也。」(大正四〇・五七五a~b) 『毘尼母論』に云く。 「舎 医食して蒜(にんにく)を服するを、仏は聴したもう。」(『毘尼母経』巻五、大

第五不敬悔罪戒(罪を犯した者に懺悔することを教える)

正二四·八二六c)

じくし、而も共に布薩し、同一の衆と住し説戒して其の罪を挙げ、教えて悔過せしめざれば、軽 ば、応に教えて懺悔せしむべし。而るに菩薩、教えて懺悔せしめず、共に住して、僧の利養を同 若し仏子、 一切衆生の八戒・五戒・十戒を犯し、禁を毀り、七逆・八難・一切の犯戒の罪を見れ

『義記』に云く。「不教悔罪戒は、以って悪を朋なえば(犯罪の悪をともにすれば)過を長ずる故に制す。」

(文、大正四〇·五七五b)

の者と同じ処に住む)して益無ければ、速かに住処を去る可し。若し、同住して巨益有らば、持にし す(あやまちをなおししりぞける)可し。亦た唯だ所犯を知って、治擯すること叶わず、同住 所犯を挙げて、反って過失(弊害)有らば、左右無く、所犯を挙げる可からず。追って方便もて治擯 某云く。此の戒は極めて護り難き戒也。末代は無道心にして、所犯を挙げれば、過失有る可し。若し (犯罪

第六不供給請法戒(客僧をもてなして説法してもらう)

若しは仏子、大乗の法師、大乗の同学、同見・同行の、僧房・舎宅・城邑に来入し、若しは百里・

千里より来るを見れば、即ち起ちて来るを迎え、去るを送り礼拝供養すべし。 日日の三時に供養

尽く之に給与すべし。常に法師を請じて、三時に法を説かしめ、日日の三時に礼拝し、瞋心と患いる。 日食には三両の金と、百味の飲食と、牀座・医薬をもって法師に供事し、一切の須うる所をいる。

悩の心を生ぜざれ。法の為に身を滅すとも、法を請いて懈らざれ。若し爾らずんば軽垢罪を犯す。

『義記』に云く。 「第六不供 給 請 法戒。神に染まる (たましいを養う) の益を喪なうが故に制す。」(文、『義記』に云く。 「第六不供 給 請 法戒 こうじょうほう

大正四〇·五七五b)

ず。志有りと雖も、力無くして供給に及ぶ可からざるは、制限に非ず。随分の(自分の能力に応じた) 供給・請法せざれば、軽垢を犯す。但し、嗔心と患悩の心無く、染心の分有る者は、持にして犯に非く。こうできょう 分の供給(もてなし)を致し、法を聞く可し。若し、憍慢・嗔心(おごりといかりの心)を以って、 某云く。同宗知法(宗旨を同じくして法をよく知る)の僧有りて、寺中に来る時には、心を入れて随 志有らば、持にして犯に非ず。

第七懈怠不聴法戒(なまけずに法を聴聞する)

若しは仏子、一切の処に毘尼経律を講ずること有らん。大舎宅の中に講法の処あらん。 の菩薩は、応に経律の巻を持して、法師の所に至り、聴受諮問すべし。若し山林樹下、 僧地房中、 是れ新学

切の説法の処には悉く至りて聴受すべし。若し彼に至りて聴受せざれば、軽垢罪を犯す。

『義記』に云く。「第七懈怠不 聴 法戒。制意は前に同じ。」(文、大正四〇・五七五b

学・寺用作務等に依って往かざれば、犯戒には非ず。徒らに住して、懈怠の心を以って、往きて聞か 某云く。 有らば、行きて聴けと誡むる也。懈怠(なまける)の心無しと雖も、 此の戒の意は、 供給し請法 (よくもてなして法を請う) せよと誡むる也。 心を入れて仏法を聞けと誡むる也。次上の戒は、 当に寺中に住すべく、 次に此の戒は、 同宗知法の人が寺中に来る 他所に説法 勤行 の処 . 修

第八背大向小戒(大乗に背いて小乗を学んではいけない)

ざれば、軽垢を犯す也。

若しは仏子、心に大乗常住の経律に背いて、仏説に非ずと言い、而も二乗声聞・外道の、 悪見の

一切の禁戒と、邪見の経律を受持せば、軽垢罪を犯す。

『義記』に云く。「第八背大向 小 戒は、大に乖く故に制す。」(文、大正四〇・五七五b~c)

《翻刻資料》興円『円頓菩薩戒十重四十八行儀鈔』の翻刻と和訳

於いて大を棄てて小を取り、心中に二乗は勝れ大乗は及ばずと謂う。若し計(誤った考え)が未だ成 某云く。此の戒は、二諦・三宝戒・四種邪見(上・中・下・雑の四邪見)の中には、邪見の方便罪也。 上の文(第十重戒の文)に云く。「下品邪見とは、三宝は外道に及ばずとは言わざれども、 (成就)ぜざれば、軽垢を犯す。下(第八軽戒)に自ら背大向小有り。」(文、大正四○・五七四b) 但だ中に

第九不看病戒(慈悲心をもってよく看病する)

若しは仏子、 不具と、百種の病苦に悩むときは、皆な供養して差えしむべし。而るに菩薩、 八福田の中には、 一切の疾病の人を見ては、 看病福田は第一の福田なり。若し父母・師僧・弟子の、 常に応に供養すること仏の如くにして、 悪心と瞋恨を以っ 異ること無かる 疾病と、 諸根

『義記』に云く。「第九不看 病 戒は、慈に乖く故に制す。」(文、大正四○・五七五c) 僧房の中、城邑・曠野・山林・道路の中に至り、 病を見ず救わざれば垢軽罪を犯す。

某云く。此の戒には、慈悲心有る者は自然に之を持ち、慈悲心無ければ戒を持ち難き也。而れども、 分に随い力に随い、看病す可き也。「若し力及ばずとも、慈念心を起こせば犯さず」とは(文、大正

四〇・五七五c)、此の意也。

第十畜殺具戒(殺生の道具を蓄えない)

を一切畜えることを得ざれ。而も菩薩は乃至父母を殺さるとも、尚お報を加えざれ。況んや一切 若しは仏子、一切の刀杖・弓箭・鉾斧・闘戦の具を畜うることを得ざれ。及び悪網羅、は、はは仏子、一切の刀杖・弓箭・鉾斧・闘戦の具を畜うることを得ざれ。及び悪網羅、 殺生の器

衆生を殺さんをや。若し故らに一切の刀杖を畜えば、軽垢罪を犯す。

若し、爾らずして畜わえるは犯に非ず。十八道具 某云く。此の戒の意は、一切の刀杖等を畜わえる可からず。刀杖は衆生を損害する故に、慈悲心に背く。 『記』に云く。「第十畜殺具戒は、慈を傷つけるを以っての故に制す。」(文、大正四○・五七五c) (菩薩が持つことを許される十八種物)に刀子有り。

第十一国使戒(国の使命を承けて軍中に加わらない)

故に、益無き者は一切畜わえる可からざるなり。

すことを得ざれ。而も菩薩は軍中に入りて往来することを得ず。況んや故らに国賊と作らんをや。 仏子、利養と悪心の為の故に国の使命を通じ、軍陣合会し、師を興して相伐ち、無量の衆生を殺仏子、利養と悪心の為の故に国の使命を通じ、軍陣合会し、師を興して相伐ち、無量の衆生を殺

かがう)、矯誑し(いつわりだまし)、策略し、戦陣に邀え合わせ、情に勝ち負けを存う。本の慈に乖かがう)、矯話す 『記』に云く。「(国使戒は)夫れ、敵国の使命と為って必ず盈虚(盛んなる様子と衰えるさま)を覘候し(う

若し故らに作さば、軽垢罪を犯す。

之に依り、『記』に云く。「利悪心(利益と悪心)の為ならば和融を簡除す(疎外する)。」(文、大正 之を制す。但し、 某云く。菩薩は、 慈悲に乖く故に、勝負合戦の為に、国使をば為さざる也。殺害の根本と為る故に、 利養の思いを除き、和融(なかよくとけあう)の為に苦ならざれば、制限に非ず。

第十二販売戒 (利益を求めて奴隷・家畜・棺桶材等を販売しない) 四〇・五七五 c)

若しは仏子、 故らに良人・奴婢・六畜を販売し、棺材・板木・死を盛るの具を市易すること、 尚

お自ら作すべからず。況んや人に教えて作さしむをや。若し故らに作さば、軽垢罪を犯す。

某云く。利の為に、奴卑(奴隷)・六畜(家畜)・棺材木等を販売す可からざる也。若し利養に非ずし て、他の為に益有らば、且く之を許す可し。菩薩の利他の意楽は一准ならざるが故也。若し益無きは、 『記』に云く。「第十二販売戒は、利を希い物を損すれば、慈に乖く故に制す。」(文、大正四〇・五七六a)

之を許す可からず。

第十三謗毀戒(同法者に向って他人の七逆・十重の罪を暴かない)

逆十重を犯せりと言わん。父母・兄弟・六親の中に於ては、応に孝順心と、慈悲心を生ずべし。 若しは仏子、悪心を以ての故に、事無きに他の良人・善人・法師・師僧・国王・貴人を謗り、七

而るに反って更に逆害を加えて、 不如意処に堕せしめば軽垢罪を犯す。

に制す。」(文、大正四○・五七六a 『記』に云く。「第十三謗毀戒は、前人(現前の人)を陥没す(陥れ没落させ) れば、 慈を傷つける故

異法の人(菩薩戒を受けていない人)に向かい之を謗れば、重(第六説四衆過戒)を犯す也。毀謗と 某云く。此の戒の意は、境(対象)の上・下と、有戒・無戒を言うこと無く、 は、七逆・十重等を犯せしと云うこと也 けている人)に向かって、無事・有事 (根拠の有ることと無いこと)共に毀謗すれば、 同法の人 軽垢を犯す。 (菩薩戒を受

第十四放火焼山戒(山林原野に火を放ってはいけない)

若しは仏子、悪心を以っての故に、大火を放ちて山林曠野を焼くこと、四月より乃し九月に至る。 火を放ち、若しは他人の家、屋宅・城邑・僧房・田木、及び鬼神・官物を焼かん。一切の有主物

を故らに焼くことを得ざれ。若し故らに焼かば軽垢罪を犯す。

《翻刻資料》興円『円頓菩薩戒十重四十八行儀鈔』の翻刻と和訳

某云く。此の戒の意は、山林を放火するに依り、一切の虫類及び人宅・田木・鬼神・官物等までも、 『記』に云く。 「第十四放火 焼 山戒は、有識(衆生)を傷損する故に制す。」(文、大正四○・五七六a)

焼失するが故なり。山林・広野に放火せざるは、持にして犯に非ざる也。

第十五僻教戒(小乗や外道を人に教えてはいけない)

て横に二乗声聞の経律、外道邪見の論等を教えれば、 し、三十心の中に於て、一一に其の次第と法用を解せしむべし。 律を受持せしむべし。応に教えて義理を解せしめ、 若しは仏子、仏弟子より外道悪人、六親、一切の善知識に及ぶまで、応に一一に教えて大乗の経 菩提心・十発趣心 軽垢罪を犯す。 而るを菩薩、悪心と瞋心を以っ 十長養心 十金剛心を発

依り、『記』に云く。「機を見て物(衆生)を益するは犯ぜず」とは(文、大正四○・五七六b)、此の 某云く。此の戒の意は、悪心と嗔心を以って、二乗・外道等の経律等を教え、 しむ故に制す。若し、慈悲心を以って、機を見て方便の為に之を教えるは、持にして犯に非ず。之に 『記』に云く。 「第十五 僻 教 戒は、人をして正道を失わしむ故に制す。」(文、『記』に云く。 「第十五 僻 教 戒は、人をして正道を失わしむ故に制す。」(文、 二乗・外道の有に堕せ 大正四〇・五七六a)

第十六為利倒説戒(自己利益の為に誤った法を説かない)

若しは仏子、応に好心をもて先ず大乗威儀の経律を学び、広く義味を開解すべし。後の新学の菩 利養の為の故に答うべきを答えず、経律の文字を倒に説いて前無く後なく、三宝を誇りて説かば て之を供養すべし。後一一に次第に為に正法を説き、 ざれば、 薩が、百里・千里より来りて大乗の経律を求むること有るを見ては、応に如法に為に一切の苦行 出家の菩薩に非ず。乃至餓えたる虎・狼・獅子、 若しは身を焼き、 臂を焼き、指を焼かしむべし。若し身・臂・指を焼いて諸仏を供養せ 心を開き意を解せしめよ。而るに菩薩は 一切の餓鬼にも、悉く身肉手足を捨て

『記』に云く。「第十六為利倒説戒は、訓授(おしえさずける)の道に乖く故に制す。」(文、大正

四〇·五七六b

軽垢罪を犯す。

自身の利養の為に、或いは他人を乱せば、菩薩行に違う故に制す。若しは、慈悲を以って之を授くる 某云く。此の戒の意は、利養の為に、非器(器でない者)の為に深法(高深な教え)を授け、機量 には戒を授けるを許すとも、末代には戒師有る可からず。只だ慈悲を以って之を授けば失無き也。 の熟している者)の為に法門を秘し、利の為に仏教に違い、檀那の為に戒を説く者には、之を制す。 智力を以って他の為には戒を授く可からざるが故也。 聖智の玄を窮め、機を鑒みるに得達せる人 (機

若しは仏子、自ら飲食・銭財・利養・名誉の為の故に、国王・王子・大臣・百官に親近して、恃婦になる。 んで形勢を作し、乞索・打拍・牽挽して、横に銭物を取り、一切に利を求むるを名づけて悪求・

多求と為す。他人に教えて求めしめ、都べて慈心無く、孝順心無くば、軽垢罪を犯す。

『記』に云く。「第十七恃勢乞求戒は、他を悩ます故に制す。」(文、大正四〇・五七六b)

某云く。名聞利養に住し、威勢を恃んで、他の財物を乞い求めるは、他を悩ます故に軽垢を犯す。 11 は、 他に教えて、我が為に心行せず、方に物を乞取するは、此の戒を犯す也。

或

第十八無解作師戒(戒の正しい理解なければ戒師にはならない)

若しは仏子、戒を学び誦える者は日夜六時に菩薩戒を持ちて、其の義理と仏性の性を解すべし。 而るに菩薩は、一句・一偈と及び戒律の因縁を解せずして、詐って能く解すと言わば、即ち自ら

欺誑し、亦た他人を欺誑すと為す。一一に一切の法を解せずして、而も他人の為に師と作りて戒いま

を授けば、軽垢罪を犯す。

『記』に云く。「第十八無解作師戒は、解無く強て授けば、人を誤る失有る故に制す。」(文、大正

四〇·五七六b)

《翻刻資料》興円『円頓菩薩戒十重四十八行儀鈔』の翻刻と和訳

者は授く可しと見たり。嚢を捨て珠を取る譬え、之を思え。 を具して、戒師と成る可し。而るに、一句一偈の戒律の因縁を解せず、詐解して他に授くと云うは、 某云く。四能と五徳(持戒・十臘・解律蔵・通禅思・慧蔵窮玄の「戒師五徳」、大正四○・五六八a) も存知の分有らば、授く可き也。『経』の文を案ずるに、「一句一偈の戒律の因縁を解せず、許りて能 安然『広釈』大正七四・七六一c)と五徳を具せずとも、慈悲心に住して分に随い、形の如く戒相を く解せりと言わば、即ち為に自ら欺誑し、他を欺誑す。」(文、大正二四・一〇〇六b)随分の解有る 人を誤る故に、軽垢を犯す也。但し、四能(同法菩薩・已発大願・有智有力・弁了開解の「授戒四能」、

第十九両舌戒(二枚舌を使い和合の人を仲違いさせてはいけない)

若しは仏子、悪心を以ての故に、持戒の比丘が手に香炉を捉り菩薩行を行ずるのを見て、而も両 頭を闘い構えしめて、賢人を謗欺し、悪として造らざる無し。若し故らに作らば、軽垢罪を犯す。

『記』に云く。「第十九 両 舌戒は、彼れと此れを遘扇す(相いかまえさせてあおる)れば、和合に乖

く故に制す。」(文、大正四○・五七六b)

某云く。此の戒は両舌を持つ可き相也。両舌は彼・此を闘諍せしむる源也。菩薩は彼・此をして和合 せしむ可し。而るを反って、闘諍せしめる故に、両舌す可からざる者也。

母・兄弟が死亡の日には、応に法師を請じて菩薩戒経を講ぜしめて、福をもて亡者を資け、 我が父母なり。而るを殺して而も食うは、即ち我が父母を殺し、亦た我が故身をも殺すなり。一 若しは仏子、慈心を以ての故に放生の業を行ずべし。一切の男子は是れ我が父、一切の女人は是 を見ることを得て、人・天上に生ぜしむべし。若し爾らずんば、軽垢罪を犯す。 方便して救護し、其の苦難を解き、常に教化して菩薩戒を講説して、衆生を救度すべし。若し父 を受けるを常住の法となし、人に教えて放生せしめよ。若し世人が畜生を殺すを見る時は、 切の地・水は是れ我が先身、一切の火・風は是れ我が本体なり。故に常に放生を行じ、 れ我が母なり。我れ生生に之に従って生を受けざるということ無し。故に六道の衆生は皆な是れ 生生に生 応に

『記』に云く。 「第二十不 行 放救戒は、危きを見て済わざれば、慈に乖く故に制す。」(文、大正

四〇・五七六c

此の意也。但し、力及ばざれば、制する限りには非ず。旦だ慈悲に住して、分に随って護る可き也。 ぞ危きを見て済わざる容けんや。大士は危を見て、命を致すが故也。」とは(文、大正四○・五七六c)、 某云く。此の戒の意は、人倫・畜生と、一切の生有る者の危を見れば、方便もて救護す可し。親・疎 を撰ぶ可からず。爾らざれば、慈悲の門に乖くが故也。菩薩は、慈悲を行ずるを本と為す。『記』に「何

第二十一瞋打報仇戒(嗔と打をもって報復してはいけない)

仏子、瞋を以て瞋に報い、打を以て打に報ゆることを得ざれ。若し父母・兄弟・六親を殺さると を殺して生に報ゆれば孝道に順せず。尚お奴婢を畜えて打拍・罵辱せざれ。日日に三業を起して も報を加うることを得ざれ。若し国主が、他人の為に殺さるも亦た報を加うることを得ざれ。生 .の罪無量なり。況んや故らに七逆の罪を作らんをや。而るに出家の菩薩は、 慈無く讎に報い、

乃至六親の中に故らに報せば、軽垢罪を犯す。

す。」(文、大正四○・五七六c) 『記』に云く。「第二十一瞋打報仇戒は、既に慈忍 (慈悲と忍辱)を傷つけ、方に復た怨を結ぶ故に制

0) る也。設い、父母・兄弟を殺されるとも、報ずる可からず。今生の微怨(わずかなうらみ)は、生々 某云く。此の戒の意は、瞋を以って嗔を報じ、打を以って打に報うるは、菩薩の忍慈に乖く故に制す (幾世代にもわたる) 怨となるが故に、継い罵詈し打擲されるとも、報を加える可からざる者也。

第二十二憍慢不請法戒(慢心をもって法を聴かないのを制す)

若しは仏子、 年宿を恃み、 或は大姓・高門・大解・大福・饒財・七宝を恃み、此れを以て憍慢して、而も先学 初めて出家して、未だ解する所有らざるに、而も自ら聡明有智を恃み、或は 《翻刻資料》興円『円頓菩薩戒十重四十八行儀鈔』の翻刻と和訳

に徳有りて一切の経律を尽く解す。而も新学の菩薩は、法師の種姓を観ることを得ざれ。而るに の法師に経律を諮受せず。其の法師は或は小姓・年少・卑門・貧窮・諸根不具なりとも、而も実

来りて法師に第一義諦を諮受せざれば、軽垢罪を犯す。

『記』に云く。 「憍慢不請 法戒。慢は高山の如く、法水に住せず、伝化の益に乖くこと有る故に制す。」

(文、大正四〇·五七六c)

恥じる可からざる也。 故に、之を制する也。 も年少・卑門・貧窮なるゆえの僧を請いて、法を聞かざれば、伝化(法を伝え教化する)の益に乖く 此の戒の意は、自ら高貴・福貴・聡明・多智なるが故に、憍慢の心を以って、法をよく知る 菩薩は誤って、卑賤・貧窮するとも、解する所有る人に於いては、問う可きを

第二十三憍慢僻説戒(慢心で経律をゆがめて説くのを制する)

若しは仏子、仏の滅度の後、好心を以て菩薩戒を受けんと欲する時、仏菩薩の形像の前に於て自 若し好相を得ざれば、応に二七・三七日乃至一年にも要ず好相を得べし。好相を得已れば、便ち 仏菩薩の形像の前に受戒することを得よ。若し好相を得ざれば、仏像の前に受戒すると雖も、得 ら誓って戒を受けよ。当に七日をもて仏前に懺悔し、好相を見ることを得れば、便ち戒を得る。

友と為り、 相を見よ。若し法師、自ら経律と大乗の学戒を解せるに倚りて、国王・太子・百官の与に以て善 内に、能く戒を授くる師無ければ、仏菩薩の形像の前にして受戒することを得るも、 法師の前にして戒を受ければ即ち得戒す。重心を生ずるを以ての故に、便ち得戒す。若し千里の とを須いず。 戒せず。若し現前に先に菩薩戒を受けし、法師の前にして受戒する時は、要ずしも好相を見るこ 而も新学の菩薩来りて、若しは経の義、 何を以ての故に。此の法師は、師師相授くるを以ての故に好相を須いず。是を以て、 律の義を問わんに、軽心・悪心・慢心を以て 而も要ず好

一に好く答えざれば、軽垢罪を犯す。

『記』に云く。「第二十三 憍 慢 僻 説戒は、教訓(おしえさとす)の道に乖く故に制す。」(文、大正

四〇·五七七a)

某云く。此の戒の意は、慈悲を以って他を利するを本と為す故に、正直に人を教えて、経・律を解せ に堪えると堪えないと)に随って、方便を用いて説く者は、犯に非ざる也。 のに答えざれば、人を迷惑する(まよいまどわす)故に、之を制す。若し悪心無く、機の堪不(能力 しむ可し。而るを反って、軽心(軽蔑心)・慢心・悪心を以って、新学の菩薩が来て仏法を尋問する

若しは仏子、仏の経律と、大乗の正法・正見・正性・正法身有らんに、而も勤学し修習すること

れ仏性を断じ道を障えるの因縁にして、菩薩の道を行ずるに非ず。若し故らに作さば、 能わず。而も七宝を捨てて、反って邪見の二乗・外道・俗典・阿毗曇・雑論・書記を学べば、是

犯す

『記』に云く。「第二十四 習 学非仏戒(不 習 学仏戒)は、努める所をば努めず、『記』に云く。「第二十四 習 学非仏戒(不 習 学仏戒)は、努める所をば努めず、 学ぶ応からざる所を

出要の道に乖く故に制す。」(文、大正四○・五七七a)

には犯ぜず。外道を伏せんが為に、其の経書を読む者も、亦た犯ぜず。菩薩は若し二乗を撥無 但し、 某云く。 為なれば、犯ぜざる也。」(文、大正四〇・五七七a) すれば、亦た名づけて犯と為す。若し二乗の法を学んで、二乗を引化し大乗に入らしめんと欲せんが 自利・利他す可し。 彼を益するが為に学ぶのは、犯には非ず。之に依って、『記』に云く。「小を習うも大を助ける 此の戒の意は、 小乗と外道の法は、 小乗・外道の俗典等は之を学ぶ可からず。 大乗の菩薩の心を障げる毒薬也。 大乗の菩薩は、 仍って、 之を学ぶ可からず。 大乗の三学を学び、 (排斥)

第二十五不善和衆戒(衆の主は衆を和合させ三宝物を私有しない)

と莫かれ。而るに反って、衆を乱して闘諍せしめ、心を 恣 にして三宝物を用いば、軽垢罪を犯す。 応に慈心を生じて善く闘訟を和し、善く三宝物を守るべし。度無く用いて自己の有の如くするこ 若しは仏子、仏の滅後に、説法の主と為り、僧房の主、教化の主、坐禅の主、行来の主と為らんに、

に生まれるもの)を伝益し、彼・我に利を獲しめよ。而るを反って、闘乱を起こし、用いて節用 『記』に云く。「(不善和 衆 戒は)夫れ、衆の主と為らば、必ず事をして衆心に会し、方に能く後生 目 (後

無ければ、自ら損し、他を損する故に制す。」(文、大正四○・五七七a

其れ己を潤し、及び三宝混和せば、亦た声聞の互用にして、重を得るに同じ。」(文、大正四○・五九四a) 「法として衆に訓えること無きに由り、乃ち自・他をして不用にして用ならしむ(用うべきでないこ に用い、及び三宝物を互用する(他に転用する)は、重(第二重盗戒)を犯す也。之に依り、明曠云く。 垢を犯す也。自ら用うと雖も、盗心無きが故には軽垢を犯す。盗心を以っての故に、衆に白わずに己。 某云く。此の戒の意には、坊主・長老と為って衆人を領り、寺中の常住の三宝物を守護することは、 とに用いる)を、名づけて無度(節度のないこと)と為す。自ら盗心無ければ、但だ軽垢を結ぶ。 戒律の如くすべし。衆中に向かい、用う可きを用い、衆心を会して闘乱を止め、自・他共に得益す可 し。而るを反って、衆中に向かわず、乱して用いざるを用うれば、設い自ら用いるに非ずと雖も、軽

《翻刻資料》興円『円頓菩薩戒十重四十八行儀鈔』の翻刻と和訳

に、 僧に白わざるは、是れ軽にして重には非ざれば、此れ常の律儀也。但だ、菩薩は他を利する事広き故 ば、必ずしも犯には非ず。師を荘厳し、偸心に由らず、亦た己のためならず、但だ僧の為にして而も 但し、衆に白わず、僧の為に用うるは、応に理として用にして用なる可し。僧衆を助けて闘乱無けれ 時に随う可し。但し、僧の為に用いざる分には軽を犯す。但し、事に由る可し。

第二十六独受利養戒 (檀那の布施を独り受けない)

え、 若しは仏子、 るに先住の僧が独り請を受けて、客僧を差わさざれば、僧房の主は無量の罪を得、畜生と異るこ 有らば、 を売り、及び男女を以て供給し、所須悉く以て之を与うべし。若し檀越来りて衆僧を請すること 宅の中、 去るを送り、 沙門に非ず、釈種の性に非ず。若し故らに作さば、軽垢罪を犯す。 客僧にも利養の分有れば、僧房の主は、応に次第に客僧を差して請を受けしむべし。 乃至夏坐安居の処、及び大会の中に来入するを見るときは、先住の僧が応に来るのを迎 先に僧房の中に在りて住し、後に客菩薩の比丘が、僧房・舎宅・城邑と、 飲食供養し、房舎・臥具・縄床を事事に給与すべし。若し物無くば、 国王の舎 応に自身 加

く皆な分にせよ。而るを、旧人(先輩僧)が独り受けて以って客(新来の僧)に分かたざれば、 『記』に云く。「第二十六独受利養戒。僧次に(先輩・後輩の順に)僧を請うは客・旧を問わず、 施主 等し

と無し。

の心に乖き、貪る故に制す。」(文、大正四〇·五七七b)

を反って、客僧を隔てる者は軽垢を犯す。檀那は衆僧を請うとき、私に客僧を隔てば、檀那の平等の 某云く。此の戒の意は、菩薩は慈悲を以って檀那の施を、客・旧を簡ばず、平等に受く可き也。而る 悪せられ教訓す可からざれば、犯には非ざる也。 教訓に依り施す可きことを知るにて、教訓せざれば軽垢を犯す。教訓す応からざるを知って、機に嫌 福田を失い、軽垢を犯す。若し、檀那にして客僧を隔てる者あらば、教化して平等に施さしむ可し。

第二十七受別請戒(個別の招待を受けない)

而るを別して請を受ければ、即ち十方僧の物を取りて己に入れるなり。八福田の中に、諸仏・聖 若しは仏子、 一切別請を受けて利養を己に入れることを得ざれ。而も此の利養は十方僧に属す。

人、一一の師僧、父母・病人の物を自己に用いるが故に、軽垢罪を犯す。

施主をして平等心の功徳を失わしめ、十方の僧には常の利施を失わしむ故に制す。」(文、大正 『記』に云く。「第二十七受別 請 戒。各おの別請を受くれば、則ち施主は十方の僧を請わずして、

四〇・五七七b)

某云く。此の戒の意には、菩薩は別請(個別の招待)を受く可からず。大悲の利施に乖く故に、

有れば、之を受く可し。是れを以って、『記』に云く。「若し、受戒と説法を請われれば、機を見て或 を犯す。之に依り、『記』に云く。「凡そ齋会の利施には悉く別請を断ぜよ。」(文)但し、機を見て益 いは比智をもて、此の人は我れ無くしては、則ち功徳を営まずと知るときは、此の如き等は制せず。」

第二十八別請僧戒(個別の招待は僧次によってなす)

(文、大正四〇·五七七b)

得る。 請えば是れ外道の法なり。七仏に別請の法無く、孝道に順ぜず。若し故らに僧を別請すれば軽垢 は、 若しは仏子、 応に僧房に入りて知事の人に問うべし。今、次第に請わんと欲すれば、即ち十方の賢聖僧を 而るに世人は別に五百の羅漢・菩薩僧を請うは、僧次の一凡夫僧に如かず。若し別に僧を 出家の菩薩、 在家の菩薩、及び一切の檀越有りて、僧の福田を請い、 願を求める時

『記』に云く。 「別請 僧戒。当に知るべし、是(請く僧を私に選別すること)の心は則ち狭劣と為り、

平等心を失うと。」(文、大正四○・五七七c)

に、福を得ること無辺也。別請は善根不浄にして、功徳を得ること微少也。別に衆多の僧を請う(別 某云く。此の戒の意は、菩薩は平等心を以って、普く請う可し。普く請するは、心広きを以っての故

少を問うこと莫く、止だ一りの僧次を請えば、便ち犯さず」とは(文、大正四○・五七七c)、此の意也。 請する)自りは、一人を僧次に請うとき、其の福は無量也。人数の多少を云わず、僧次に(僧の法臘)。 の順序に従って)請うときは一人を別請するとも、犯戒には非ず。『記』に「一食の処に、 人数の多

第二十九邪命自活戒(邪な方法で生活してはいけない)

を調へ、百種の毒薬、千種の毒薬、蛇毒・生金銀毒・蠱毒を和合せば、都て慈心無し。 若しは仏子、悪心を以ての故に、利養の為の故に、男女の色を販売し、自らの手で食を作り、自 ら磨り、自ら舂き、男女を占相し、夢の吉凶に是れ男、是れ女と解し、 咒術し工巧し、 若し故ら 鷹の方法

四〇·五七七c) 網経』の文)には七事を列し、例同する者は皆な犯にして、浄命(清き生活)に乖く也。」(文、大正 『記』に云く。 「邪命自活戒。大論に云く、貪心をもって身・口を発すを、名づけて邪命と為すと。文(『梵

に作さば、軽垢罪を犯す。

三に吉兆を相て、四に呪術し、五に工巧し(絵画彫刻をよくする)、六に医の方(医術)を調べ、七 故に軽垢を犯す也。此の戒に制する所の七種七事は、一に女色を販売し、二に自らの手で食を作り、 某云く。此の戒の意は、利養の心に住して、恵悲(智慧と慈悲)無く、邪命自活すれば、 利他に乖く、

第三十不敬好時戒(修行するのに好ましい斎日をよく守る)

行は有の中に在り。白衣の為に男女を通致して、交会姪色し、縛著せしめて、六斎日と、年の三ぎょう。 若しは仏子、悪心を以ての故に、自身に三宝を謗り、詐りて親附を現ず。口には便ち空を説いて、。

長斎月に於て、殺生・劫盗 ・破斎・犯戒を作さば、軽垢罪を犯す。

に於いて虧慢 を加う。」(文、大正四○・五七八a) 此の日を知らざる応からざれば(斎月と斎日を知らないことがあってはいけないために)、この一戒 る日なり。 『記』に云く。「第三十不 敬 好時戒。三斎(三長斎月)と六斎(六斎日)は並びに是れ鬼神が力を得 此の日には宜しく善を修せよ。福は余日に過ぐるとも、而も今の好時 (かけおこたる)すれば、更に犯す。 所犯の事に随い、篇に随って罪を結ぶ。 (三長斎月と六斎日 此の時、

を論ぜず、尽寿(生涯)に持斎する故に、舌根等を修む可き也。在家菩薩は、斎月と斎日に於いて持 但し、破戒の時は、所犯の罪に随って結ぶ篇は不同にして、今の意に非ず。但だ、出家の菩薩は時節 某云く。此の戒の意は、三齋月(正・五・九月)と三斎日(六斎日)に於いて、別に善を修め読誦・ 坐禅等をなす可し。而るを斎月と斎日に於いて、破戒に及び、善根を修めざる者は、軽垢を犯す也。

に於いて白月十五日(ひと月の前半)に持斎す 。此の二品は、在家の菩薩に制す可き也。斎月と斎 薩なる可し。二には三斎月と六斎日(毎月の八・一四・一五・二三・二九・三○日)なり。三には三斎月 斎す可く、余の月日には之を制せず。持斎に於いて、三品あり。一には尽寿に持斎す。此れは出家菩 寿に持斎するを以って本と為す可し。 日の持斎は、出家に通ずと雖も、機嫌は悪き(時機をきらうことはよくない)故に、 出家の菩薩は尽

第三十一不行救贖戒(仏像や経典が売られるときは買い取る)

と為り、一切の人に与えて奴婢と作すを見れば、而も菩薩は是の事を見記りて、応に慈悲心を生 仏の言わく、 じて方便救護し、処々に教化して物を取り、仏菩薩の形像及び比丘・比丘尼、発心の菩薩、一切 の形像を売り、経律を販売し、比丘・比丘尼を販売し、亦た発心の菩薩道人を売り、 仏子、仏滅度の後、 悪世の中に於て、若し外道と一切の悪人・劫賊が、 仏菩薩父母 或いは官使

『記』に云く。「第三十一不 行 救 贖 戒。仏・菩薩の像を売るもの有るを見るときは、 って救贖すべし。不なれば(しからざれば)、罪を犯す故に制す。」(文、大正四〇・五七八a) あがなう)可し。 損辱(そこないはずかしめる)の甚しきは、大士(菩薩)の行に非ず。応に力に随 救贖す(すくい

の経律を贖うべし。若し贖わずんば、軽垢罪を犯す。

《翻刻資料》興円『円頓菩薩戒十重四十八行儀鈔』の翻刻と和訳

某云く。菩薩は仏・菩薩の経論と、発心の菩薩・比丘・比丘尼等を売るのを見るとき、力に随って救 ざれば、力に随って救贖す可し。恵と悲心無く、見ながらに救贖の思い無く、贖わざれば軽垢を犯す也。 贖す可し。 爾らざれば、軽垢を犯す也。若し、恵と悲心有りて、方便救護の思い有りと雖も、力及ば

第三十二損害衆生戒(衆生を損害する道具をもってはいけない)

を以て繋縛 若しは仏子、 Ĵ 刀杖・弓箭を畜え、軽秤・小斗を販売し、官の形勢に因りて人の財物を取り、 成功を破壊し、 猫・狸・猪・狗を長養することを得ざれ。若し故らに作さば、軽

垢罪を犯す。

記 に云く。「損害衆生戒。此れに六事有り。 遠く損害を防ぎ、 慈に乖く故に制す。」(文、大正

四〇·五七八a)

等の六事は衆生を損害する道理有るが故に、之を犯す可からず。慈悲に乖くが故也。 殺具を販売し、②軽秤(分銅を軽くした秤)・小斗(容量を小さくした斗)を畜え、③官の形勢に因はかりによりによりによりによりによりによりにより 某云く。此の戒の意は、菩薩は慈悲を以って、衆生を利す可し。衆生を損害す可からざるが故に。① って求めて人の財物を取り、④害心をもて繋縛し、⑤成功を破り、⑥猫・狸・猪・狗を長養す。此れ

第三十三邪業覚観戒 (囲碁・闘戯・音楽等の娯楽をしない)

貝ばい 若しは仏子、 作すことを得ざれ。 碁・六博・柏毱・擲石投壺・八道行城、 (・鼓角・琴瑟・筝笛・箜篌 悪心を以ての故に一切の男女等の闘い、 盗賊 の使命を作すことを得ざれ。 ・歌叫・伎楽の声を聴くことを得ざれ。 爪鏡・蓍草・楊枝・鉢盂・髑髏をもって、そうぎょう きそう ようじ はつう どくろ 一一に作すことを得ざれ。 軍陣の兵将・劫賊等の闘 樗詣 ・ 囲ぃ 碁ご V 若し故らに作さ ・波羅賽戯 を観、 而も卜筮を 亦た吹い 弾ん

と有るが故に制す。」(文、大正四○・五七八b) 記 に云く。 「(邪業覚観戒には)凡そ運為する所は、 皆な正業に非ず、 思想と覚観は心道を乱すこ

ば、

軽垢罪を犯す。

某云く。 以って、 無益に闘諍等の事を見て自らの娯みと為し、管弦を聴き、 此 の戒の意は、正道を思惟して、 経論等を観見し、 衆生を利す可し。 自ら勝負事を作して遊戯する。 而るを反って、邪念を (男女等闘 此

軍が れ等は皆な正道を乱し、 ・弾碁・六博等の雑戯の八事)と、六事(爪鏡・髑髏等の卜筮六事)と有り。経文分明なり。 相闘を観る)と、八事 自利・利他を障げる故に、軽垢を犯す也。所制に於いて、両事 (吹貝・鼓角・琴瑟・筝笛・箜篌・歌叫・すいば) くかく きんしつ しょうてき くご かきょう 伎楽等の自娯と、 樗⁵は 蒲¹⁸ ・ 囲 碁・

見

る可し。

第三十四暫念小乗戒(暫くも小乗を念じてはいけない)

自ら我は是れ未成の仏、諸仏は是れ已成の仏なりと知り、菩提心を発して念念に心を去らしめざ 嚢を帯持して大海を渡らんと欲するが如く、草繋の比丘の如くせよ。常に大乗の善信を生じて、のから 若しは仏子、禁戒を護持し、行住坐臥、日夜六時に是の戒を読誦すること、猶し金剛の如く、浮

れ。若し一念にも、二乗・外道の心を起さば、軽垢罪を犯す。

化 背かんと欲せずして、正しく小乗は行じ易いと言い、且く結を断じて、然る後に生(衆生) と為せば、 某云く。此の戒の意は、一向に大乗を捨てるには非ずして、且く小乗は行じ易く、小乗の三学を修め、 『記』に云く。「第三十四暫念 小 乗 戒は、本の習いし所に乖く故に制す。」(文、大正四○・五七八b) せんと欲す」とは (文、大正四〇・五七八6)、此の意也。 (煩悩) を断じて以後に衆生を利せんと思う。此れ等は、且く念は退くと雖も、 大乗戒の利益を退く故に、軽垢を犯す。之に依り、『記』に云く。「此の戒の所制は、大に 此れを以って根本 を化(教

第三十五不発願戒(誓願を起こさねばならない)

若しは仏子、常に応に一切の願を発して、父母・師僧・三宝に孝順し、好師・同学・善友・知識 を得て、常に我れに大乗の経律を教え、十発趣・十長養・十金剛・十地に、我れをして開解せし

如法に修行し、堅く仏戒を持たんと願うべし。寧ろ身命を捨つるとも念々に心を去らしめざ

れ。若し一切の菩薩は、是の願を発さざれば、軽垢罪を犯す。

四〇·五七八b り剋遂す(なしとげる)。若し願を発さざれば、善を求める心は、遂げ難き故に制す。」(文、大正 『記』に云く。「不発願戒。菩薩は常に応に勝事を願求すべし。心を善境に縁ずれば、将来此れに因

四弘 某云く。大乗の菩薩は必ず、先に此の願を発す可し。此の願を発せば、万行・万善は自然に具足して、 九には如法に修行せんと願う。十には堅く仏法を持つことを願う。」(文、大正四○・五七八b)但し、 行)を解せんと願う。七には十金剛(十回向)を解せんことを願う。八には十地を解せんことを願う。 四には我れに大乗律を教えることを願う。五には十発趣(十住)を解せんと願う。六には十長養(十 父母・師僧に孝なるを願う。二には好ましき師を得ることを願う。三には勝友・同学を得ることを願う。 仏道を成ずること、併に此の願の力也。願の体に十有り。『記』に云く。「願の体に十事有り。一には (四弘誓願)を発せば、十願は満足する也

第三十六不発誓戒(先の誓願の上にさらに誓いを立てる)

若しは仏子、十大願を発し已って、仏の禁戒を持ちて是の願を作して言うべし、①「寧ろ此の身

聴かず」と。 ろ百千の鉄錐を以て、耳根を劉刺して一劫・二劫を経るとも、終に破戒の心を以て、好き音声を 其の両目を挑るとも、終に破戒の心を以て、他の好色を視ず」と。 信心檀越の恭敬・礼拝を受けじ」と。 を以て、此の身を打ち砕き、頭より足に至るまで微塵の如くならしむるとも、終に破戒の身を以て、 心檀越の千種の房舎・屋宅・園林・田地を受けじ」と。 作すべし。「寧ろ此の身を以て、熱き鉄鑊に投じて百千劫を経るとも、終に破戒の身を以て、信 二劫を経るとも、終に破戒の身を以て、信心檀越の百味の医薬を受けじ」と。 て、大なる流猛火の羅網と、熱鉄の地上に臥すとも、終に破戒の身を以て、信心檀越の百種 口を以て、信心檀越の百味の飲食を食せじ」と。 すべし。「寧ろ此の口を以て、熱き鉄丸及び大流の猛火を呑んで百千劫を経るとも、終に破戒の て身に纏うとも、終に破戒の身を以て信心檀越の一切の衣服を受けじ」と。 ③復た是の願を作 と不浄の行を作さじ」と。 ②復た是の願を作すべし。「寧ろ熱鉄の羅網を以て、千重に周匝し を以て熾然なる猛火の、大坑・刀山に投ずとも、終に三世の諸仏の経律を毀犯して、一切の女人 ⑩復た是の願を作すべし。「寧ろ百千の刃刀を以て、其の鼻を割去するとも、終 ⑤復た是の願を作すべし。「寧ろ此の身を以て、三百の鉾を受け刺され、一劫・ ⑧復た是の願を作すべし。「寧ろ百千の熱鉄の刀鉾を以て、 ④復た是の願を作すべし。「寧ろ此の身を以 ⑦復た是の願を作すべし。「寧ろ鉄槌 ⑨復た是の願を作すべし。「寧 ⑥復た是の願を の床

を作すべし。「寧ろ利き斧を以て、其の身を斬り斫るとも、終に破戒の心を以て、好触を貪著せじ」 て、其の舌を割断すとも、終に破戒の心を以て、人の百味の浄食を食せじ」と。 に破戒の心を以て、諸香を貪り嗅がず」と。 ⑬復た是の願を作すべし。「願くば一切の衆生に悉く成仏を得しめん」と。而るに菩薩は ①復た是の願を作すべし。「寧ろ百千の刃刀を以 ⑫復た是の願

はげしい)の意なり。始行の心弱ければ、宜しく須く防持すべし。若し、発心し作為せざれば、亦たはがしい)の言語の 違犯を生ず、故に制す。」(文、大正四○・五七八b) 『記』に云く。「不発誓戒。誓いは是れ必固の (決意のかたい) 心にして、 願の中 の勇烈 (いさましく

若し是の願を発さざれば、

軽垢罪を犯す。

(①~⑬の番号とかぎかっこは引用者が私に付した)

某云く。此の戒の意は、惣じて十願を発すと雖も、 難き故に、 制して願の上に要誓して為に願を成ずる也。此の後に固く四弘願を発せば、退失せず、具 別に勇猛に要誓せざれば、所求の願は速疾に成じ

足す可き也

第三十七冒難遊行戒(春秋に遊行するとき危難処に近づかない)

・坐具・錫杖・香炉・漉水嚢・手巾・刀子・火燧・鑷子・縄牀・経・律・仏像 常に応に二時に頭陀し、 冬夏に坐禅し、結夏安居すべし。 常に楊枝・澡豆・三衣・ ・菩薩の形

切の難処に悉く入ることを得ざれ。若し頭陀行道し、乃至夏坐安居するには、是の諸の難処には しは国難・悪王、土地の高下、 裟を披るべし。結夏安居には一一に法の如くせよ。若し頭陀の時は、難処に入ること莫かれ。 時に、諸仏菩薩の形像の前に於て、一人布薩すれば即ち一人で誦え、若し二人・三人乃至百千人 べし。若し布薩の日には、新学の菩薩は、半月半月に常に布薩して、十重四十八軽戒を誦うべし。 十五日に至る。是の二時の中に、此の十八種物を、常に其の身に随えること、鳥の二翼の如くす の物を常に其の身に随うべし。頭陀は正月十五日より三月十五日に至り、八月十五日より十月 像を用いよ。而も菩薩は、頭陀を行ずる時、及び遊方の時、百里千里に行来せんに、此の十八種 亦た一人で誦えよ。誦者は高坐に、聴者は下座せよ。各おのに九条・七条・五条の袈 草木の深邃、 師子虎狼、水火風難及び劫賊、道路の毒蛇など、 若

道器と為るに堪えたれども、慎しまずして遊行すれば、夭逝有るに致る。危うきに在って念を生ずれ 『記』に云く。「第三十七冒難遊 行 戒というは、始行の菩薩は業多く定まらず。且く、人身得ること難く、『記』に云く。「第三十七冒難遊 行 戒というは、始行の菩薩は業多く定まらず。 且ぼら

悉く入ることを得ざれ。若し故らに入らば軽垢罪を犯す。

ば、喪う所の事は重し。慎しまざるを以っての故に制す。」(文、大正四○・五七八c)

道)を進む可し。此の間に於いて、諸の妨難有る処に、遊行し教化す可からず。難所に於いて遊行す 某云く。此の戒の意は、春・秋に乞食し遊行し、物(衆生)を化(教化)す。冬・夏に坐禅して、道(仏

れば、中天の(思いがけない)危難に遇う。身心共に労わしく道を破損する故に、難処に遊行す可か 火燧・鑷子・縄床・経・律・仏像・菩薩形像)かすい ちょうし じょうしょう せざる者には、持にして犯に非ざる也。故に、 遊行の時は、 十八種(三衣・鉢・坐具・漉水嚢・錫杖・楊枝・澡豆・瓶・香爐・手巾・刀子・ 冒難遊行戒と云う也。 の、道具等を具足す可し。只だ、此の戒は難処に遊行

第三十八尊卑次序戒(座次は法臘の順序による)

若しは仏子、応に法の如く次第に坐すべし。先に受戒せし者は前に在りて坐し、 が仏法の中には、先の者は先に坐し、後の者は後に坐すべし。而るに菩薩は、次第に坐せざれば、 くする莫かれ。若しは老、若しは少、前無く後無く、坐しするに、次第無きは兵奴の法なり。我 皆な応に先に受戒の者は前に在りて坐し、後に受戒の者は次第にして坐すべし。 後に在りて坐すべし。老少と、比丘・比丘尼と、貴人・国王・王子、 乃至黄門・奴婢を問 外道・癡人の如 後受現する者は わず、

と高貴を云う可からず。法臘を以って座る可し。若し爾らざれば、軽垢を犯す也。若し、 某云く。此の戒は、受戒の前後を以って座る可し。 『記』に云く。 「第三十八に(乖)尊卑次序戒は、乖乱すれば儀を失う故に制す。」(文、大正四○・五七八c) 臓の (法臘の順序)を乱す可からず。 大・小乗の (老年)

軽垢罪を犯す。

を成せば、一国方に順じて座す可し。若し益無ければ、衆に交って同座す可からず。 僧の集まる時は、大乗菩薩は一歳なりとも、小乗百歳の比丘僧の上に座す可き也。若し、 小乗僧が謗

第三十九不修福恵戒(仏塔を造り経律を講説せねばならない)

若しは仏子、常に応に一切の衆生を教化し、 の為に、大乗の経律を講説すべし。若し疾病・国難・賊難と、父母・兄弟・和上・阿闍梨の亡滅 夏の安居、 坐禅の処所、 切の行道の処に、 皆な応に之を立つべし。而も菩薩は、応に一切衆生 僧房を建立し、 山林・園田に仏塔を立作すべし。冬

の日、 及び三七日、 乃至七七日にも、 亦た大乗の経律を読誦し講説す応し。 斎会して福を求め、

行来して治生し、大火に焼かれ、

大水に漂わされ、

黒風に船舫を吹かれ、

江河・大海

羅刹

の難

にも亦た此の経律を読誦し講説す応し。 乃至、 一切の罪報、 三報・七逆・八難、杻械枷鎖に其の 而る

に新学の菩薩は、若し爾らずんば、軽垢罪を犯す。 身を繋縛され、婬多く、 瞋多、愚癡多く、疾病多きにも皆な此の経律を読誦し講説すべし。

要の道に乖くが故に制す。」(文、大正四○・五七八c) 『記』に云く。「不修福恵戒というは、福・恵の二の荘厳は、鳥の二翼の如し。修めざる可からず。

出

某云く。此の戒の意には、菩薩僧は福・恵の二を修めて、 衆生を摂す可し。 福を修めるとは、

難等を遠離せしむる也。利養に住して福を修めず、福恵に任せて恵を修めざれば、軽垢罪を犯す。 僧坊の一切の行道処を修造する也。恵を修めるとは、大乗の経律を講説して、衆生を利し、三毒・七 建立す応し。力若し及ばざれば犯に非ず。」(文、大正四〇・五七九a) 志有りと雖も、力及ばざれば、犯に非ず。之に依り、『記』に云く。「凡そ此れ等の流類は、悉く 若

第四十簡択受戒戒(求める者には差別なく平等に授戒する)

尽く以て壊色とせよ。身に著る所の衣も、一切に色を染めよ。若し一切の国土の中に、国人の著 若しは仏子、人の与に戒を受けしむる時は、一切の国王・王子・大臣・百官、比丘・比丘尼・信 転法輪僧・殺聖人なり。若し七逆を具せば、即ち現身に戒を得ず。 に戒を受けしむることを得ざれ。七逆とは、 応に問うて言うべし。 る所の衣服には、比丘は皆な其の俗服と異り有らしむべし。若し戒を受けんと欲する時は、 ことを得ざれ。尽く戒を受けることを得しめよ。応に教えて身に著ける所の袈裟は、皆な壊色に 男・信女、婬男・婬女、十八梵天・六欲天子、 して道と相応せしむべし。皆な染めて青・黄・赤・黒・紫色ならしめ、一切の染衣、 汝は現身に七逆罪を作さざるや、と。菩薩の法師は、七逆の人の与に現身 出仏身血・殺父・殺母 無根・二根・黄門・奴婢、 余の一切の人は、尽く戒を受 ・殺和尚・殺阿闍梨・破羯磨 一切の鬼神を簡択する 乃至臥具も 師は

せず、鬼神を礼せざれ。但だ法師の語を解して、百里千里より来りて法を求むる者有らんに、而 くることを得。出家の人は法として、国王に向って礼拝せず、父母に向って礼拝せず、六親を敬じ

るに菩薩の法師は、悪心を以て而も即ち一切衆生に戒を与授せざれば、軽垢罪を犯す。

『記』に云く。「簡 択 受戒戒は、心有りて受を楽わば悉く与う応し。若し嗔り悪んで簡び棄てれば、

勧奨に乖く故に制す。」(文、大正四○・五七九a)

某云く。此の戒の意は、受戒の志有って、即ち来る者には、悉く之を授く可し。瞋り悪む心を以って、

受者を簡択して(えらびわけて)授けざれば、弘誓に乖く故に、軽垢を犯す也。

の差別ある也。若し法を慳むを以って、受者を隔てて加毀せば、重を犯す可き也。 也。今の戒は法を慳むに非ず。只だ、受者を悪み隔てて禁断する也。其の意は遙かに異なり、 問う。第八の重は此の戒と差別あるや。答う。第八重は法を慳むに依り、毀りを加える故に重を犯す 軽・重

第四十一為利作師戒(名声と利己のために戒師とならない)

若しは仏子、人を教化して信心を起さしむる時、菩薩は他人の与に教誡の法師と作らば、戒を受。 うべし。「汝は七遮罪有りや否や」と。若し現身に七遮有らば、師は与に戒を受けしむべからず。 けんと欲する人を見て、応に教えて二師を請わしむべし。和上と阿闍梨なり。二師応に問うて言

ば、好相を見ることを得せしめよ。若しは一七日、二・三七日、乃至一年に要ず好相を見るべし。 名聞の為の故に、悪求多求し、弟子を貪利して、而も詐りて一切の経律を解すと現ず。供養の為 観行の出入、十禅支、一切の行法に、一一に此の法の中の意を得ず。 而るに菩薩は利養の為の故に、 の相を解せず、第一義諦を解せず。習種性・長養性・不可壊性・道種性・正性の、其の中の多少、 是の法の中に於て、 を得る。若し四十八軽戒を犯せば、対首懺して、罪滅す。七遮には同じからず。 若し好相無ければ、 好相とは、仏来りて摩頂し、光を見、草を見る種々の異相にして、便ち罪を滅することを得る。 菩薩の形像の前に在りて、日夜六時に十重四十八軽戒を誦えて、若し三世の千仏を礼するに到れ 七遮無ければ受けることを得る。若し十戒を犯すこと有る者には、教えて懺悔せしむ応し。仏・ 懺すと雖も益無し。是の人は現身に亦た戒を得ず。而も増て戒を受くること 一一に好く解せしむべし。若し大乗の経律の、若しは軽、若しは重の、 而も教誡の 師は

某云く。此の戒の意は、名聞と利養の為に、十重四十八等の持犯の相を解せざるも、 (たやすく)強て為せば、人を誤るの失有る故に制す。」(文、大正四○・五七九a) 詐って解せりと

『記』に云く。「第四十一為利作師戒というは、内に実解無くして、外に名利(名声と利益)の為に輒い

の故に、是れ自ら欺詐し、亦た他人を欺詐するなり。故らに人の与に戒を授けば、軽垢罪を犯す。

云って戒を授くれば、軽垢を犯す也。戒相を解せざる故に、或いは持に非ざるを持と云い、或いは犯

きは、上聖の為す所也。極下の凡夫僧の戒師が、利養に非ず、慈悲を以って利他の為に授くは、犯に 慈悲の心を以って、一切明律には非ずと雖も、経文に任せて利他の為に之を授けるは、分に随う戒師 に非ざるを犯と云う、故に人を誤る失有り。仍って戒を授く可からざる也。但し、利他の心に住し、 にて之を許す可し。一切明律にして(戒律にことごとく明るく)適時に持犯を示し、機に違うこと無

第四十二為悪人説戒戒(外道や悪人のためには戒を説かない)

若しは仏子、 く余の一切にも説くことを得ざれ。是の悪人の輩は仏戒を受けざれば、名づけて畜生と為す。生 此の千仏の大戒を説くことを得ざれ。邪見の人の前にしても、亦た説くことを得ざれ。国王を除 利養の為の故に、未だ菩薩戒を受けざる者の前に、若しは外道・悪人の前に於て、

と無し。而るに菩薩は、是の悪人の前に於て、七仏の教戒を説かば、軽垢罪を犯す。 生に三宝を見ず。木石の、心無きが如し。名づけて外道・邪見の人の輩と為す。木頭と異なるこ

もって)為に説かば、後に受くるとき慇重する(うやうやしくおもんじる)こと能わざる故に制す。」 『記』に云く。「為悪人説戒戒は、凡そ未だ菩薩戒を受けざる者を、皆な悪人と曰う。若し、預じめ(前

(文、大正四○・五七九a)

《翻刻資料》興円『円頓菩薩戒十重四十八行儀鈔』の翻刻と和訳

がいもとめさせる)の為にして、法を慳むに非ず。若し輙爾に之を説かば、欣慕無き故に後に戒を受 某云く。利養の為に、未だ戒を受けざる人の為には秘蔵し、輙く此の戒を説く可からず。此れは欣慕(ね くるも、信心を生ぜず、故に之を制す。但し、先に聞いて信を生ず可き機には、先に戒を説いて授け 犯に非ざる也。

第四十三無慚受施戒(戒を受けた者は慚愧なく破ってはいけない)

を毀れば、軽垢罪を犯す。 は限に見ることを欲せず。犯戒の人は畜生と異なること無く、木頭と異なること無し。若し正戒 入れば、鬼は復た常に其の脚迹を掃う。一切の世人は、罵りて、仏法の中の賊と言う。 を得ざれ。五千の大鬼は、常に其の前を遮ぎり、鬼は大賊なりと言う。若し房舎・城邑の宅中に 檀越の供養を受けることを得ざれ。亦た国王の地の上を行くことを得ざれ。国王の水を飲むこと 若しは仏子、信心をもて出家して、仏の正戒を受け、故らに心を起して聖戒を毀犯せば、一切の 一切衆生

の利施を冒しむさぼって、愧じること無き故に制す。」(文、大正四〇・五七九b) 『記』に云く。「第四十三無慚受施戒は、当分に犯ずれば、自ら罪を結ぶ。慚愧を思わずして、而も当

某云く。此の戒の意は、破戒にして他の福田と成る故に之を制する也。意は持戒を勧める。明曠に(大

第四十四供養経典戒(大乗経律を読誦・書写し供養する)

若しは仏子、常に応に一心に大乗の経律を受持し読誦すべし。皮を剥いで紙と為し、血を刺して

墨と為し、髄を以て水と為し、骨を折りて筆と為して仏戒を書写すべし。木皮・穀紙 絹素

? 竹

帛にも亦た悉く書きて持つ応し。常に七宝無価の香華、 一切の雑宝を以て箱嚢と為し、 経律の巻

を盛るべし。若し如法に供養せざれば、軽垢罪を犯す。

『記』に云く。「第四十四(不)供養 経 典戒というは、三宝は皆な供養す応し。若し修せざれば、 謹

敬の心に乖く、故に制す。」(文、大正四○・五七九b)

某云く。此の戒の意は、法華・梵網等の大乗経律に於いて、受持・読誦・書写・供養す可し。若し爾

らざれば、軽垢罪を犯す也。常に此の経を受持・読誦・書写・供養する、此れを持犯と名づく也。法

(宝塔品)の「若しは暫くも持てば、是れ持戒と名づく」に同じ事也。五種法師と十種供養等は、

此の意也。

第四十五不化衆生戒(畜生等の一切衆生を教化する)

若しは仏子、常に大悲心を起し、若し一切の城邑・舎宅に入りて、一切の衆生を見ては、応に唱 えて言うべし。汝等衆生は尽く三帰・十戒を受くべし、と。若し牛馬猪羊、一切の畜生を見ては、 山林川野に入っても、一切の衆生をして菩提心を発さしむべし。是れ菩薩にして、若し衆生を教 応に心に念じ口に言うべし。汝は是れ畜生なり、菩提心を発すべし、と。而も菩薩は、一切の処、

の類を見ては、応に須く教化して、悟解を得しむべし。若し能わざれば、大士(菩薩)の行に乖くこ 『記』に云く。「不化衆 生 戒というは、菩薩の発心は物(衆生)の為なり。 有識(こころをもつもの)

化せざれば、軽垢罪を犯す。

某云く。此の戒の意は、菩薩は大悲を本と為す故に慈悲を起こし、毎に到る処に人を教え、受戒せし と有り、故に制す。」(文、大正四〇・五七九b)

発すべし。自然持相にして犯無き也。之に依り、経に云く。「若し、衆生を教化する心を発さざれば、 む可し。若し畜生等を見れば、菩提心を発せと心に念じ、口に言うべし。只だ衆生無辺誓願度の願を

軽垢罪を犯す」とは(大正二四・一○○九b)、此の意也。

第四十六説法不如戒(如法に威儀を整えて説法する)

ちて白衣の為に説法することを得ざれ。応に白衣の衆の前にては、高座の上に坐すべし。法師 をもて供養し、 比丘は、地に立ちて四衆の為に説法することを得ざれ。若し説法の時は、 若しは仏子、常に教化を行じて大悲心を起すべし。檀越・貴人の家と、一切の衆中に入れば、立 四衆の聴者は下座にして、父母に孝順し、師教に敬順するが如くし、 法師は高座にして香華 事火の婆羅

記 門の如くせよ。其の説法の者、 に云く。「第四十六説法不如 (法) 戒は、前人が如法ならざるに、 若し如法ならざれば、軽垢罪を犯す。 強て為に解説すれば、 彼

此此

に法を慢るの失有る故に制す。」(文、大正四〇・五七九b)止だ一句一偈を訓えるに、 如法ならざる

も亦た犯なり。

某云く。此の戒の意は、威儀を具足せざるに、率時(すぐさま)に戒を説く可からざる也。 の類也。『義記』を見る可し。 ままに法を説く、 の源なり。不如法に説くを軽垢に制する也。不如法とは、或いは白衣でである。 えざるに率爾 (あわただしくそのまま)に之を説かば、人は法を慢り、 或いは頭を覆い杖等を捉る、或いは法師は坐し、聴衆が高処に坐る等、皆な不如法 (在家者)に法を説くに率爾 信を生ず可からず、 威儀を具 仏法破滅

の

第四十七非法制限戒(世俗の立法によって三宝を制限しない)

若しは仏子、皆な信心を以て仏戒を受くる者、若し国王・太子・百官・四部の弟子なりとも、 ることを聴さず、亦復形像・仏塔・経律を造立することを聴さざれば、三宝を破るの罪なり。 ら高貴を侍んで仏法の戒律を破滅し、明かに制法を作って我が四部の弟子を制し、出家・行道す 自 前

るに故らに破法を作さば、軽垢罪を犯す。

障_{よう} 関げ 某云く。此の戒の意は、三宝が世間に流布せば、見て随喜す可し。反って障碍を成すは、仏子に非ず、 故に軽垢を犯す也。只だ他が仏事を造るを礙げず、出家の発心を侵すは、持にして犯には非ず。 『記』に云く。「第四十七非法制限戒とは、既に善事を見ては、法として随喜す応し。 (おさえさまたげる) すれば、善に乖くの義あり、故に制す。」(文、大正四○·五七九c) 而るに今、 制料

第四十八破法戒(仏戒を護持して破法をなさない)

若しは仏子、好心を以て出家して、而も名聞利養の為に、国王・百官の前に於て、七仏の戒を説 を念うが如く、父母に事える如くにすべし。而も菩薩は、外道・悪人の、悪言を以て仏戒を謗る を食うが如し。 かば、横に比丘・比丘尼の菩薩弟子の与に繋縛の事を作すこと、師子身中の虫の、 外道と天魔の能く破するに非ず。若し仏戒を受ければ、応に仏戒を護ること一子 自ら師子の肉

を聞くことを用いざれ。而るを況んや自ら仏戒を破らんをや。人に破法の因縁を教え、 り有ること無し。寧ろ自ら地獄に入りて百劫を経るとも、而も一たび悪言をもて仏戒を破する声 の声を聞く時は、三百の鉾が心を刺し、千刀・万杖もて其の身を打拍するが如く、等しくして異 亦た孝順

の心無く、若し故らに作さば、軽垢罪を犯す。

治罰せしむれば、清化を鄙辱す(いやしくけがす)、故に破法と名づく。 『記』に云く。「第四十八破法戒は、 い治す)べし。乃ち、白衣の外人 (教団外の在家者) に向かって、罪を説いて彼をして王法を以って 内衆 (教団内の四衆) に過有らば、 護法の心に乖く故に制す。」(文、 内法に依って治問す(罪を問

大正四〇・五七九 c)

は、名聞利養の為に、国王・大臣と、一切の檀越に諂って、妄りに語って仏法の義を誤れば、皆な自、をいまりい。 繋縛の事を作して、自ら仏法を滅する也。仏法をば天魔が外道を縁じて、之を破するに非ず。 妄りに七仏の戒法を説き、 某云く。此の戒の意には、 ら滅する也。譬えば獅子の身中の虫が自ら獅子の肉を食するが如し。故に、此の戒は、 横ざまに仏法を談ずるも、破法の因縁を説かざる者は、持にして犯に非ざる也。 檀那・国王・大臣等の心に順じて、横ざまに仏法を説かば、仏弟子として 名聞利養の為に、出家が国王・大臣・文武百官、 一切の檀那の前に於いて、 名聞利養の為

円頓菩薩戒十重四十八行儀鈔

御奥書云。

せざるべし。云々

報いんが為に、叡山の黒谷・願不退坊に於いて、之を集記す。未だ受戒せざるものの為には、之を見報いんが為に、叡山の黒谷・願不退坊に於いて、之を集記す。未だ受戒せざるものの為には、之を見 徳治三年(一三〇八)七月一日、始めて之を草案す。同十二日に草を了る。大乗戒を興行し、 四恩に

仏子興円四十六(歳)、臈三十(歳)。

に書写し了る。 時に延慶三年庚戌(一三一○)十一月二十二日、同山の東塔・東谷・神蔵寺に於いて、校読せんが為 天台光宗、之を記す。

元徳二年(一三三〇)七月二十四日、大谷寺に於いて彼の御本を書写し了る。同二十七日に一校し了る。

天台の求法沙門、運海が之を記す。

長禄四年庚辰(一四六〇)五月十六日、法を弘め生を利せんが為に、敬いの心を以て、之を書写し了る。

円戒比丘、

良恵。

慈威和尚戒儀ノ御入句

を持つ。受戒と出家の功徳に依るが故に、師・資の芳しき契りは朽ちること無く、同じく一仏の浄土。 則ち、戒光は身を照らし、豈に生死の長夜に迷わんや。法薬の貯えをもって、心は定めて金石の寿福 夫れ如来の伊王に遇い、実相不死の法薬を服し、己心の伏蔵を開き、金剛宝戒の明珠を得ん。然れば に生まれて、共に無生忍を証せん。願わくは此の功徳を以て、云々。

《追記奥書》

右の此の抄は、洛陽の妙覚寺に於いて之を求め畢る。

慶安二巳丑(一六四九)年十一月日。観音寺舜興蔵。

《初出論文》

第 一 部

第一章 総 説 「比叡山黒谷における戒律復興とその思想」

(『印度学仏教学研究』四八巻二号、二〇〇〇年)

第一節 「求道房恵尋の「一心妙戒」の思想」(『天台学報』三九号、一九九七年)

「比叡山黒谷の恵尋『円頓戒聞書』にみる思想的特質」

第二節

第一節

「黒谷流による叡山戒法復興の思想―興円の『一向大乗寺興隆篇目集』を中心と

して―」 (西村冏紹勧学古稀記念論集『西教寺真盛と日本天台の思想』 一九九七年)

第二節 「中古天台期の叡山(黒谷)における籠山修行」

(『叡山学院研究紀要』二〇号、一九九七年)

「伝言和尚興円(戒家)の円戒思想―『菩薩戒義記知見別紙抄』を中心として―」

第三節

(龍谷大学短期大学部編『仏教と福祉の研究』一九九二年)

第四節 「叡山戒法復興期(黒谷流)における戒壇院と授戒本尊の思想」

(『天台学報』四一号、一九九九年)

第四章 第一節 「戒灌頂と本覚思想」(『深草教学』二四号、二〇〇七年)

第二節 ·戒家 (恵鎮) の 「直往菩薩戒 」 の思想 」 (『叡山学院研究紀要』 一八号、一九九五年)

第三節 未掲載稿

第四節 「親鸞浄土教形成の思想史的背景」 (『真宗研究』 四六輯、二〇〇二年)

第二部

第一章 第一節 「天台 『菩薩戒義疏』 における戒相釈の特色」

(『叡山学院研究紀要』二五号、二〇〇三年)

「天台『菩薩戒義疏』にみる五戒の解釈」(『深草教学』二三号、二〇〇四年)

「天台『菩薩戒義疏』にみる「十重禁戒」釈の特色─「説四衆過戒」釈を中心として─J

第一節

第二節

(『天台学報』四五号、二〇〇三年)

「天台『菩薩戒義疏』における「菩薩戒」注解の特色―十重禁戒の後四重禁を中

心として―」(『叡山学院研究紀要』二九号、二〇〇七年)。

「天台『菩薩戒義疏』の「四十八軽戒」釈―第五軽戒までを中心として―」

(『叡山学院研究紀要』三〇号、二〇〇八年)

第 \equiv 部

第一章 第一節 「真盛の持戒念仏観と倫理の問題」(『天台学報』

第二節 「室町期の天台僧・真盛にみる『往生要集』観の特色―真盛に関する新出資料を

五一号、二〇一〇年)

中心として―」(『印度学仏教学研究』五九巻一号、二〇一〇年)

第二章

第一節

「江戸初期における念仏と法華をめぐる論争の特色 ―真迢の『破邪顕正記』を

「真迢『破邪顕正記』の日蓮宗批判とその真意」(『天台学報』四九、二〇〇七年)

めぐる論争を中心に―」(『深草教学』二五号、二〇〇八年)、

第三節 「真迢の持戒念仏観と『行者用心集』」(『天台学報』五〇号、二〇〇八年)。

第四節 「江戸初期における天台の念仏聖・真迢にみる密教観の特色 ―日蓮宗学僧との

論争のなかでの台密観―」(『叡山学院研究紀要』三三号、二〇一一年)

第一節 「即心念仏論争のなかの「真盛上人」観 ―安楽派霊空と園城寺義瑞の論争を中

心として―」(『天台真盛宗学研究紀要』六号、二〇〇九年)

「華厳・鳳潭の『念仏往生明導箚』にみる浄土念仏批判の特色」

(『印度哲学仏教学』二五号、二〇一〇年)

「華厳・鳳潭の天台念仏批判の特色―『念仏往生明導箚』を中心に―」

第三節

(『天台学報』五二号、二〇一〇年)

学上の転換を役割として―」(『天台学報』五三号、二〇一一年)

「江戸時代における天台の念仏聖・法道にみる事績の特色―真盛門流における教

第四章

「円頓菩薩戒十重四十八行儀鈔(興円集記)」

翻 刻

資

料

(『天台真盛宗学研究紀要』六号、二〇〇九年)

寺井 良宣(てらい りょうせん)

昭和24年(1949) 福井県生まれ

昭和46年 立命館大学法学部卒業

昭和56年 龍谷大学大学院文学研究科(仏教学)入学

昭和63年 龍谷大学大学院博士後期課程単位取得

平成元年(1989)より 龍谷大学短期大学部、同文学部、

相愛大学文学部、種智院大学、 叡山学院の非常勤講師、

龍谷大学文学部特任教授を歴任

現 在 叡山学院非常勤講師、天台真盛宗学頭、

西来寺住職 (天台真盛宗別格本山)

著書『円頓戒講述』、『天台真盛宗年表』(共著)

住 所 〒514-0016 三重県津市乙部6-14 西来寺

『天台円頓戒思想の成立と展開』

平成24年(2012)6月10日 発行

著 者 寺 井 良 宣

印刷所 宫川印刷株式会社

滋賀県大津市富士見台3-18